

取 扱 注 意

用地調査等業務共通仕様書及び
地盤変動により生じた建物等の
損傷に係る調査（工損調査等）仕様書

高知県土木部

追録加除整理一覧表

追録を加除整理したときは、必ず、その追録号数の内容現在年月日及び加除整理年月日をこの表に記入し、署名してください。

追録号数	内容現在	加除整理	整理者の署名
第1号	年 月 日	年 月 日	
第2号	年 月 日	年 月 日	
第3号	年 月 日	年 月 日	
第4号	年 月 日	年 月 日	
第5号	年 月 日	年 月 日	
第6号	年 月 日	年 月 日	
第7号	年 月 日	年 月 日	
第8号	年 月 日	年 月 日	
第9号	年 月 日	年 月 日	
第10号	年 月 日	年 月 日	
第11号	年 月 日	年 月 日	
第12号	年 月 日	年 月 日	
第13号	年 月 日	年 月 日	
第14号	年 月 日	年 月 日	
第15号	年 月 日	年 月 日	
第16号	年 月 日	年 月 日	

用地調査等業務共通仕様書

目 次

第1章 総 則

第1条 趣旨等	1
第2条 用語の定義	1
第3条 基本的処理方針	3
第4条 調査職員	3
第5条 管理技術者	3
第6条 照査技術者	3
第7条 業務従事者及び担当技術者	4
第8条 再委託	6
第9条 用地調査等業務の区分	6

第2章 用地調査等業務の基本的処理方針

第1節 用地調査等業務の実施手続

第10条 施行上の義務及び心得	1 1
第11条 業務の着手	1 1
第12条 提出書類	1 1
第13条 打合わせ等	1 2
第14条 現地踏査	1 2
第15条 作業計画の策定	1 2
第16条 調査職員の指示等	1 3
第17条 貸与品等	1 3
第18条 立入り及び立会い	1 3
第19条 障害物の伐除	1 4
第20条 身分証明書の携帯	1 4
第21条 算定資料	1 4
第22条 調査職員への進捗状況の報告	1 4
第23条 成果物の一部提出等	1 5
第24条 成果物	1 5
第25条 検査	1 5
第26条 修補	1 5
第27条 条件変更等	1 6
第28条 精度監理対象業務の対応	1 6
第29条 守秘義務	1 6
第30条 個人情報の取り扱い	1 6
第31条 安全等の確保	1 7
第32条 行政情報流出防止対策の強化	1 7

第33条	暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	19
第34条	保険加入の義務	19
第2節 数量等の処理		
第35条	数量等の処理	19
第36条	用地測量の面積計算及び計算数値の取扱い等	19
第37条	建物等の計測	19
第38条	図面等に表示する数値及び面積計算	20
第39条	計算数値の取扱い	20
第40条	補償金算定表に計上する数値	20
第41条	補償額等の端数処理	21

第3章 権利調査

第1節 調査

第42条	権利調査	22
第43条	地図の転写	22
第44条	土地の登記記録の調査	22
第45条	建物の登記記録の調査	22
第46条	権利者の確認調査	23
第47条	墓地管理者等の調査	23
第48条	土地利用履歴等の調査	23

第2節 調査書等の作成

第49条	転写連続図の作成	24
第50条	調査書の作成	24

第4章 用地測量

第1節 境界確認

第51条	立会い準備	25
第52条	境界立会いの画地及び範囲	25
第53条	境界立会い	25
第54条	復元測量	26

第2節 境界測量

第55条	用地測量の基準点	26
第56条	境界測量	27
第57条	補助基準点の設置	28
第58条	準拠点の設置	28
第59条	用地境界仮杭の設置	29
第60条	境界点間測量	29

第3節 面積計算の範囲等

第61条	面積計算の範囲等	30

第4節 土地の実測平面図等の作成

第62条 土地の実測平面図の作成	30
第63条 土地の用地平面図の作成等	31
第64条 永久境界杭埋設	31

第5節 関係官公庁等への手続等

第64条の2 関係官公庁等への手続等	31

第5章 建物等の調査

第1節 調査

第65条 建物等の調査	32
第66条 建物等の配置等	32
第67条 法令適合性の調査	32
第68条 建物	32
第69条 機械設備	32
第70条 生産設備	32
第71条 附帯工作物	33
第72条 庭園	33
第73条 墳墓	33
第74条 立竹木	33

第2節 調査書等の作成

第75条 建物等の配置図の作成	34
第76条 法令に基づく施設改善	34
第77条 建物	35
第78条 機械設備	35
第79条 生産設備	35
第80条 附帯工作物	35
第81条 庭園	35
第82条 墳墓	35
第83条 立竹木	35

第3節 算定

第84条 移転先の検討	36
第85条 法令に基づく施設改善費用に係る運用益損失額の算定	36
第86条 建物	36
第87条 照応建物の詳細設計	36
第88条 機械設備	37
第89条 生産設備	37
第90条 附帯工作物	37
第91条 庭園	37
第92条 墳墓	37
第93条 立竹木	37

第6章 営業その他の調査

第1節 調査

第94条 営業その他の調査	38
第95条 営業に関する調査	38
第96条 居住者等に関する調査	38
第97条 動産に関する調査	38

第2節 調査書の作成

第98条 調査書の作成	38
第99条 補償額の算定	39

第7章 消費税等調査

第100条 消費税等に関する調査等	40
第101条 調査	40
第102条 補償の要否の判定等	41

第8章 予備調査

第1節 調査

第103条 予備調査	42
第104条 企業内容等の調査	42
第105条 敷地使用実態の調査	42
第106条 建物調査	43
第107条 機械設備等調査	43

第2節 調査書等の作成

第108条 企業概要書	43
第109条 配置図	43
第110条 建物及び機械設備等の図面作成	44
第111条 移転計画案の作成	44

第3節 算定

第112条 補償概算額の算定	44

第9章 移転工法案の検討

第1節 調査

第113条 移転工法案の検討	45
第114条 企業内容等の把握	45
第115条 敷地使用実態の調査	45

第2節 調査書等の作成

第116条 企業概要書	46
第116条の2 配置図	46
第117条 移転工法案の作成	46
第118条 補償額の比較	47

第10章 再算定業務

第119条 再算定業務	48
第120条 再算定の方法	48

第11章 事業認定申請図書等の作成

第121条 事業認定申請図書等の作成	49
第122条 事業認定申請図書の作成	49
第123条 事業計画の説明	49
第124条 現地踏査	49
第125条 起業地の範囲の検討	49
第126条 事業認定申請図書の作成方法	49
第127条 事前相談用資料の作成方法	50
第128条 事前相談用資料の提出	50
第129条 本申請図書の作成	50
第130条 裁決申請図書の作成	50
第131条 裁決申請図書の作成方法	51
第132条 明渡裁決申立図書の作成	51
第133条 明渡裁決申立図書の作成方法	51

第12章 その他の業務の調査等

第134条 その他の業務に関する調査等	52

第13章 写真台帳の作成

第135条 写真台帳の作成	53

第14章 土地調書等の作成

第136条 土地調書等の作成	54

第15章 検証及び照査

第137条 検証及び照査	55

別記関係

- 別記 1 提出書類一覧表
- 別記 2 成果物一覧表
- 別記 3 土壌汚染に係る土地利用履歴調査等要領
- 別記 4 実測平面図表示記号
- 別記 5 建物移転料算定要領
- 別記 6－1－1 木造建物調査積算要領〔軸組工法〕
- 別記 6－1－2 木造建物調査積算要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕
- 別記 6－2 非木造建物調査積算要領
- 別記 6－3 曳家移転料算定要領
- 別記 7－1 機械設備調査算定要領
- 別記 7－2 工作物調査積算要領
- 別記 7－3 附帯工作物調査算定要領
- 別記 8 石綿調査算定要領
- 別記 9－1 立竹木調査算定要領
- 別記 9－2 立竹木調査算定要領
- 別記 10 改葬の補償及び祭し料調査算定要領
- 別記 11－1 営業補償調査算定要領
- 別記 11－2 営業調査積算要領
- 別記 12－1 居住者調査算定要領
- 別記 12－2 仮住居等に要する費用に関する調査算定要領
- 別記 12－3 家賃減収補償調査算定要領
- 別記 12－4 借家人補償調査算定要領
- 別記 12－5 移転雑費算定要領
- 別記 13－1 動産移転料調査算定要領
- 別記 13－2 動産調査算定要領
- 別記 14 事業認定申請書等作成要領
- 別記 15 写真台帳作成要領
- 別記 16 土地調書及び物件調書作成要領
- 別記 17 不動産調査報告書（嘱託調査報告書）記載上の注意
- 別記 18 隣接境界線証明書作成要領

用地調査等業務関係用紙様式集

用地調査等業務共通仕様書

第1章 総 則

(趣旨等)

第1条 この用地調査等業務共通仕様書（以下本文、別記及び用地調査等業務関係様式集において「仕様書」という。）は、高知県土木部の所管する公共事業に必要な土地等の取得等に伴う測量、調査、補償金額の算定業務（以下本文、別記及び用地調査等業務関係様式集において「用地調査等業務」という。）を請負に付する場合の業務内容その他必要とする事項を定め、もって業務の適正な執行を確保するものとする。

2 用地調査等業務の発注に当たり、当該業務の実施上この仕様書により難しいとき又はこの仕様書に定めのない事項については、この仕様書とは別に発注者が別途定める特記仕様書によるものとし、適用にあたっては特記仕様書を優先するものとする。

(用語の定義)

第2条 この仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 「発注者」とは、土木部出先機関長をいう。
- 二 「受注者」とは、用地調査等業務の実施に関し、発注者と請負契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般継承人をいう。
- 三 「調査職員」とは、契約書及び仕様書等に定められた範囲内において、受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等に職務を行う者で、契約書第8条に規定する者をいう。
- 四 「検査職員」とは、用地調査等業務の完了検査及び指定部分に係る検査に当たって、契約書第31条の規定に基づき、検査を行う者をいう。
- 五 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第9条の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- 六 「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、契約書第10条の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。

なお、「管理技術者・照査技術者の資格要件及び詳細設計照査要領の運用について（平成13年4月20日付け13土企第12号土木企画課長通知）」により土木設計と測量委託を併せて発注する場合を除き、設置する必要はない。

七 「業務従事者」及び「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。

八 「契約書」とは、「土木設計等業務委託契約書（標準書式）の制定について（通知）」（平成13年3月5日付け管第189号総務部長通知）別添土木設計等業務委託契約書をいう。

- 九 「仕様書等」とは、仕様書、特記仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
- 十 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面並びに図面のもとになる計算書等をいう。
- 十一 「数量総括表」とは、用地調査等業務に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。
- 十二 「現場説明書」とは、用地調査等業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該用地調査等業務の契約条件を説明するための書類をいう。
- 十三 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
- 十四 「指示」とは、調査職員が受注者に対し、用地調査等業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し実施させること及び検査職員が受注者に対し、修補等を求め実施させることをいい、原則として、書面により行うものとする。
- 十五 「通知」とは、発注者若しくは調査職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは調査職員に対し、用地調査等業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 十六 「報告」とは、受注者が調査職員に対し、用地調査等業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 十七 「承諾」とは、受注者が調査職員に対し、書面で申し出た用地調査等業務の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- 十八 「協議」とは、書面により契約書及び仕様書等の協議事項について、発注者又は調査職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- 十九 「照査」とは、受注者が、用地調査等業務の実施により作成する各種図面等や数量計算等の確認並びに算定書等の検算並びに基準・運用方針への適合性及び補償の妥当性等について検証することをいう。
- 二十 「検査」とは、契約書及び仕様書等に基づき、検査職員が用地調査等業務の完了を確認することをいう。
- 二十一 「修補」とは、発注者が受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- 二十二 「協力者」とは、受注者が用地調査等業務の遂行に当たって、再委託する者をいう。
- 二十三 「調査区域」とは、用地調査等業務を行う区域として別途図面等で指示する範囲をいう。
- 二十四 「権利者」とは、調査区域内に存する土地、建物等の所有者及び所有権以外の権利を有する者をいう。
- 二十五 「調査」とは、建物等の現状等を把握するための現地踏査、立入調査又は管轄登記所（調査区域内の土地を管轄する法務局及び地方法務局（支局、出張所を含む。））等での調査をいう。
- 二十六 「調査書等の作成」とは、現地調査結果を基に行う各種図面の作成、補償額等算定のための数量等の算出及び各種調査書の作成をいう。

二十七「基準」とは、高知県の公共事業の施行に伴う損失補償基準（昭和３８年４月１日付け高知県訓第９１号）をいう。

二十八 「基準細則」とは、高知県の公共事業の施行に伴う損失補償基準細則（平成１２年３月１６日付け第９７９号土木部長通知）をいう。

二十九 「精度監理」とは、権利者に対し適正かつ公平な補償を実現するために、基準及び基準細則（以下「基準等」という。）への適合性、補償の妥当性等について、発注者が受注者とは別に第三者の判断を得ることをいう。

（基本的処理方針）

第３条 受注者は、用地調査等業務を実施する場合において、この仕様書、基準等に適合したものとなるよう、公正かつ的確に業務を処理しなければならない。

（調査職員）

第４条 調査職員は、契約書第８条第２項に規定した指示、承諾、協議等（以下「指示等」という。）の職務の実施に当たり、その権限を行使するときは、原則として書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合で調査職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。なお、調査職員は、その口頭による指示等を行った後、後日書面で受注者に指示するものとする。

（管理技術者）

第５条 受注者は、用地調査等業務における管理技術者を定め、落札後から後契約締結まで発注者に通知しなければならない。（別記１提出書類一覧表（以下「別記１」という。）様式第８号）

２ 管理技術者は、業務の履行に当たり、この用地調査等業務の主たる業務に関し、７年以上の実務経験を有する者、若しくはこの用地調査等業務の主たる業務に関する補償業務管理士（一般社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第１４条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録されている者をいう。）の資格を有する者、又は発注者がこれらの者と同等の知識及び能力を有すると認めた者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可。）でなければならない。

３ 受注者が管理技術者に委任できる権限は契約書第９条第２項に規定した事項であるが、契約書第９条第３項に基づく通知がない場合は、発注者及び調査職員は、管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。

４ 管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

（照査技術者）

第６条 受注者は、第２条第６号のとおり土木設計と測量委託を併せて発注する場合は、用地調査等業務における照査技術者を定め、落札後から契約締結前までに発注者に通知しなければならない。（別記１様式第８号）

- 2 受注者は、照査技術者を定めた場合においては、第 137 条に規定する点検及び修正が完了した後に、照査技術者による照査を実施しなければならない。
- 3 照査技術者は、発注者が「管理技術者」と同等の知識及び能力を有する者と認めた者でなければならない。
- 4 照査技術者は、照査計画を作成し作業計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
- 5 照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

(業務従事者及び担当技術者)

- 第 7 条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たり、業務従事者（補助者を除く。）として、十分な知識と能力を有する者又は調査職員がこれと同等の知識及び能力を有する者と認めた者を充てなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める業務従事者に、表 1 の業務内容毎に同表資格欄に掲げる資格を有する者（以下「有資格者」という。）を 1 名以上含めるものとし、落札後から契約締結前までに有資格通知書（別記 1 様式第 1 号）により発注者に通知しなければならない。
 - 3 受注者は、第 1 項に定める業務従事者のうち、担当技術者を定める場合は、落札後から契約締結前までに担当技術者通知書（別記 1 様式第 2 号）により発注者に通知しなければならない。なお、担当技術者が複数にわたる場合は 8 名までとし、受注者が設計共同体である場合には、構成員ごとに 8 名までとする。
 - 4 有資格者は、管理技術者及び複数の業務内容の有資格者を兼ねることができるものとする。
 - 5 担当技術者及び有資格者は、照査技術者を兼ねることはできないものとする。

表 1 有資格者の資格

業務内容	資 格
第 3 章 権利調査	補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年 9 月 21 日建設省告示第 1341 号。以下「登録規程」という。）第 2 条第 1 項の別表に掲げる土地調査部門に係る補償業務に関し 7 年以上の実務経験を有する者
第 4 章 用地測量	測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 48 条に規定する測量士又は測量士補
第 5 章 木造建物・木造特殊建物の調査 第 10 章 再算定業務（木造建物・	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条に規定する建築士又は登録規程第 2 条第 1 項の別表に掲げる物件部門に係る補償業務に関し 7 年以上の実務経験を有する者

木造特殊建物の調査に限る。)	
第 5 章 非木造建物の調査 第 10 章 再算定業務(非木造建物の調査に限る。)	建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士又は登録規程第 2 条第 1 項の別表に掲げる物件部門に係る補償業務に関し 7 年以上の実務経験を有する者
第 5 章 機械設備の調査 第 10 章 再算定業務(機械設備の調査に限る。)	技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第 2 条に規定する技術士で当該設備に係る技術士又は登録規程第 2 条第 1 項の別表に掲げる機械工作物部門に係る補償業務に関し 7 年以上の実務経験を有する者
第 5 章 生産設備・附帯工作物・立竹木・庭園・墳墓等の調査 第 10 章 再算定業務(生産設備・附帯工作物・立竹木・庭園・墳墓等の調査に限る。)	登録規程第 2 条第 1 項の別表に掲げる物件部門に係る補償業務に関し 7 年以上の実務経験を有する者
第 6 章 営業に関する調査(営業に関する調査に限る。) 第 10 章 再算定業務(営業に関する調査に限る。)	公認会計士法(昭和 23 年法律第 103 号)第 17 条に規定する公認会計士又は会計士補、税理士法(昭和 26 年法律第 237 号)第 18 条に規定する税理士又は中小企業指導事業の実施に関する基準を定める省令(昭和 38 年通商産業省令第 123 号)第 4 条第 1 項に規定する診断士、登録規程第 2 条第 1 項の別表に掲げる営業補償・特殊補償部門に係る補償業務に関し 7 年以上の実務経験を有する者
第 8 章 予備調査	建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士又は登録規程第 2 条第 1 項の別表に掲げる物件部門に係る補償業務に関し 7 年以上の実務経験を有する者
第 9 章 移転工法案検討	建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士又は登録規程第 2 条第 1 項の別表に掲げる物件部門に係る補償業務に関し 7 年以上の実務経験を有する者
第 11 章	登録規程第 2 条第 1 項の別表に掲げる補償関連部門に係る補

事業認定申請図書の作成	償業務に関し7年以上の実務経験を有する者
第12章 その他の業務の調査等 (公共事業に係る工事 の施行に伴う建物等の 損害等の調査に限る。)	建築士法(昭和25年法律第202号)第2条に規定する建築士又は登録規程第2条第1項の別表に掲げる事業損失部門に係る補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者

※資格のうち、「7年以上の実務経験を有する者」については、補償コンサルタント登録規定に掲げる各部門に係る補償業務について7年以上の実務経験を求めるものであって、登録規定による補償コンサルタント登録を求めるものではない。

(再委託)

第8条 契約書第6条第1項に規定する「主たる部分」とは、用地調査等業務における総合的企画、業務遂行管理、調査・補償額算定等の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者は、これを再委託することはできない。

2 契約書第6条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、翻訳、計算処理(単純な電算処理に限る)、データ入力、資料の収集、単純な集計等とする。

3 受注者は、前2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、発注者の承諾を得なければならない。

4 受注者は、用地調査等業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理を行い、用地調査等業務を実施しなければならない。

なお、協力者が、高知県の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は、高知県の指名停止期間中であってはならない。

(用地調査等業務の区分)

第9条 この仕様書によって履行する用地調査等業務は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

一 用地測量は、測量法(昭和24年法律第188号)第33条の規定に基づく高知県公共測量作業規程によるもののほか、この仕様書に定めるところによるものとする。

二 建物は、表2により木造建物〔Ⅰ〕、木造建物〔Ⅱ〕、木造建物〔Ⅲ〕、木造特殊建物、非木造建物〔Ⅰ〕及び非木造建物〔Ⅱ〕に区分する。

表2 建物区分

区 分	判断基準
木造建物〔Ⅰ〕	以下のいずれかに該当する建物 ・土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又

	は二階建の建物 ・主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法により建築されている専用住宅で平屋建又は2階建の建物
木造建物〔Ⅱ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組工法により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断されるもの又は三階建の建物
木造建物〔Ⅲ〕	木造建物〔Ⅰ〕及び木造建物〔Ⅱ〕以外の建物
木造特殊建物	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組工法により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物
非木造建物〔Ⅰ〕	柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造若しくはコンクリートブロック造の建物又は鉄鋼系プレハブ工法（軽量鉄骨造）により建築されている専用住宅若しくは共同住宅の建物
非木造建物〔Ⅱ〕	非木造建物〔Ⅰ〕以外の建物（石造、レンガ造等の建物又は鉄鋼系プレハブ工法（重量鉄骨造）、コンクリート系プレハブ工法等により建築されている建物）

（注）建築設備及び建物附随工作物（テラス、ベランダ等建物と一体として施工され、建物の効用に寄与しているもの）は、建物の調査に含めて行うものとし、この場合の「建築設備」とは、建物と一体となって、建物の効用を全うするために設けられている、又は、建物の構造と密接不可分な関係にあるおおむね次の各号に掲げるものをいう。

- （1）電気設備（電灯設備、動力設備、受・変電設備（キュービクル式受変電設備を除く。）、太陽光発電設備（建材型）等）
- （2）通信・情報設備（電話設備、電気時計・放送設備、インターホン設備、警備設備、表示設備、テレビジョン共同受信設備等）
- （3）ガス設備
- （4）給・排水設備、衛生設備
- （5）空調（冷暖房・換気）設備
- （6）消火設備（火災報知器、スプリンクラー等）
- （7）排煙設備
- （8）汚物処理設備
- （9）煙突
- （10）運搬設備（昇降機、エスカレーター等。ただし、工場、倉庫等の搬送設備を除く。）
- （11）避雷針

ただし、借家人等の建物所有者と異なる者の所有であり、かつ、容易に取り外しが行えるような場合は、この限りでない。

三 工作物は、表3により機械設備、生産設備、附随工作物、庭園及び墳墓に区分する。

表 3 工作物区分

区 分	判断基準
機械設備	原動機等により製品等の製造又は加工等を行うもの、又は製造等に直接係わらない機械を主体とした排水処理施設等をいい、キュービクル式受変電設備、建築設以外の動力設備、ガス設備、給・排水設備等の配管、配線及び機器類を含む。
生産設備	当該設備が製品等の製造に直接・間接的に係わっているもの又は営業を行う上で必要となる設備で次に例示するもの等をいう。ただし、建物として取扱うことが相当と認められるものを除く。 A 製品等の製造、育成、養殖等に直接係わるもの 園芸用フレーム、わさび畑、養殖池(場)(ポンプ配水設備を含む。)、牛、豚、鶏その他の家畜の飼育又は調教施設等 B 営業を目的に配置されているもの又は営業上必要なもの テニスコート、ゴルフ練習場等の施設(上屋、ボール搬送機又はボール洗い機等を含む。)、自動車練習場のコース、遊園地(公共的な公園及び当該施設に附帯する駐車場を含む。)、釣り堀、貯木上等 C 製品等の製造、育成、養殖又は営業には直接的に係わらないが、間接的に必要となるもの 工場との貯水池、浄水池(調整池及び沈澱池を含む。)、駐車場、運動場等の厚生施設等 D 上記AからCまでに例示するもの以外で次に例示するもの コンクリート等の煙突、給水塔、規模の大きな貯水槽又は浄水槽、鉄塔、送電設備、飼料用サイロ、用水堰、橋、火の見櫓、規模の大きなむろ、炭焼釜等
附帯工作物	表2の建物(注に掲げる設備、工作物を含む。)及び表3の他の区分に属するもの以外のすべてのものをいい、主として次に例示するものをいう。 門、囲障、コンクリート叩き、アスファルト舗装通路、敷石、敷地内排水設備、一般住居にあつては屋外の給・排水設備、ガス設備、物干台(柱)、池等
庭園	立竹木、庭石、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されているものをいう。
墳墓	墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認めることが相当な区域内に存する死体を埋葬し、又は焼骨を埋葬する施設をいい、これに附随する工作物及び立竹木を含む。

四 立竹木は、表4により庭木等、用材林、薪炭林、収穫樹、特用樹、竹林、苗木(植木畑)及びその他の立木に区分する。

表 4 立竹木区分

区 分	判断基準
庭木等	まつ、かや、まき、つばき等の立木で、観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地内に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。 A 観賞樹 観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹及び広葉樹）、株物類、玉物類、生垣用木、特殊樹（観賞用竹を含む。）をいう。 イ 高木 モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分が概ね明らかで、樹高が大きくなるものをいう。 ロ 株物 アジサイ、ナンテンなどのように、通常幹又は枝が根元から分枝したもので、樹高が大きくなるものをいう。 ハ 玉物 マメツゲ、ツツジなどのように枝葉が地上近くまで繁茂し、全体として球状を呈し、樹高が大きくなるものをいう。 ニ 生垣 宅地等の境界付近において直線的に密植したもので、囲障に相当するものをいう。 ホ 特殊樹 イ～ニに該当するものを除く B 利用樹 防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷回りに生育するものをいう。 C 風致木 名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保たせるために敷地内に植栽されている立木をいう。 D 地被類 鑑賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、木本系及び草本系をいう。 イ 木本系 ササ類など地上部が木質に近く株状に生育するものをいい、自然発生のものを除く。 ロ 草本系 リュウノヒゲなど地上部が草状の葉や茎となり、株状に育成するもの及びシバザクラなど草状の低い地上部が地面を這うように面状に生育するものをいい、自然発生のものを除く。

	E 芝類 鑑賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、日本芝及び西洋芝をいう。 イ 日本芝 高麗芝、野芝のように冬季は枯れて冬眠に入るが、根は越冬し、暑さに強い芝をいい、自然発生のものは除く。 ロ 西洋芝 ケンタッキーブルーグラスのように冬季でも緑を保つが暑さに弱い芝類をいい、自然発生のものを除く。 F ツル性類 鑑賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、自ら直立することなく地上を這い、あるいは他の物への巻き付きや吸着根により壁面、支柱、棚の登坂又は下垂する茎を持つもの（木質化するものを除く。）をいい、自然発生のものを除く。 G その他 鑑賞等を目的として植え付けられた、上記の区分に属するもの以外の多年生植物をいい、自然発生のものを除く。
用材林	ひのき、すぎ等の立木で用材とすることを目的としているもの又は用材の効用を有していると認められるものをいう。
薪炭林	なら、くぬぎ等の立木で薪、炭等とすることを目的としているもの又はこれらの効用を有していると認められるものをいう。
収穫樹	A 果樹 りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいい、栽培方法の差異による区分は次のとおり。 イ 園栽培 一団の区画内（果樹園等）において、集約的かつ計画的に肥培管理を行って栽培しているものをいう。 ロ 散在樹 園栽培以外の収穫樹、例えば宅地内或いは田・畑の畦畔、原野及び林地等に散在するものをいう。 B 特用樹 茶、桑、こうぞ等のように、枝葉、樹皮の利用を目的とする樹木をいい園栽培と散在樹の区分は、果樹の例による。
竹林	孟宗竹、真竹等で竹材又は筍の収穫を目的としている竹林をいう。
苗木（植木畑）	営業用樹木で育苗管理している植木畑の苗木をいう。
その他の立木	上記の区分に属する立木以外の立木をいう。

第2章 用地調査等業務の基本的処理方針

第1節 用地調査等業務の実施手続

(施行上の義務及び心得)

第10条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たって、関連する関係諸法令及び条例等のほか、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- 一 自ら行わなければならない関係官公署への届出等の手続は、迅速に処理しなければならない。
- 二 用地調査等業務で知り得た権利者等の事情及び成果物の内容は、他に漏らしてはならない。
- 三 用地調査等業務は補償の基礎となる権利者の財産等に関するものであることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。また、実施に当たっては、権利者等に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。
- 四 権利者等から要望等があった場合には、十分にその意向を把握したうえで、速やかに、調査職員に報告し、指示を受けなければならない。

(業務の着手)

第11条 受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。））を含む。）以内に用地調査等業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が用地調査等業務の実施のため調査職員との打合せを行うことをいう。

(提出書類)

第12条 受注者は、別記1提出書類一覧表に掲げる書類を提出期日までに調査職員に提出しなければならない。

- 2 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
- 3 受注者は、契約時又は変更時において契約金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報システム（以下「TECRIS」という。）に基づき、契約・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をTECRISから調査職員にメール送信し、調査職員の確認を受けた上で、契約時は契約締結後15日（休日等を除く。）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から15日（休日等を除く。）以内に、完了時は業務完了後15日（休日等を除く。）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。

なお、登録できる技術者は、作業計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとし、受注者が設計共同体である場合は、構成員ごとに8名までとする。）。

- 4 受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される補償関係コンサルタント業務において、調査基準価格を下回る金額で落札した場合、TECRISに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札である」にチェックした上で「登録のための確認のお願い」を作成し、調査職員の確認を受けること。
- 5 前2項において、登録機関発行の「登録内容確認書」はTECRIS登録時に調査職員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く。）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。
- 6 前3項において、受注者は本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、TECRISから発注者に送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

（打合せ等）

第13条 用地調査等業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。（別記1様式第11号）

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

- 2 用地調査等業務着手時及び仕様書等で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。
- 3 管理技術者は、仕様書等に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議するものとする。

（現地踏査）

第14条 受注者は、用地調査等業務の着手に先立ち、調査区域の現地踏査を行い、地域の状況、土地及び建物等の概況を把握するものとする。

（作業計画の策定）

第15条 受注者は、契約締結後14日（休日等を含む。）以内に、仕様書等及び現地踏査の結果等を基に作業計画書を策定し、調査職員に提出しなければならない。

- 2 前項の作業計画書には、次の事項を記載するものとする。

なお、記載にあたって、実施方針又はその他には、第30条、第31条、第32条及び第34条に関する事項も含めるものとする。

- 一 業務概要
- 二 実施方針
- 三 業務工程
- 四 業務組織計画
- 五 打合せ計画
- 六 成果物の品質を確保するための計画

- 七 成果物の内容、部数
- 八 使用する主な図書及び基準
- 九 連絡体制（緊急時を含む）
- 十 使用する主な機器
- 十一 仕様書等において照査技術者による照査が定められている場合は、照査技術者及び照査計画
- 十二 その他

- 3 受注者は、作業計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度調査職員に変更作業計画書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、第1項の作業計画書に基づき業務が確実に実施できる執行体制を整備するものとする。

（調査職員の指示等）

- 第16条 受注者は、用地調査等業務の実施に先立ち、管理技術者を立ち会わせたうえで、調査職員から業務の実施について必要な指示を受けるものとする。
- 2 受注者は、用地調査等業務の実施にあたりこの仕様書、特記仕様書又は調査職員の指示について疑義が生じたときは、調査職員と協議するものとし、その結果については受注者が記録し相互に確認するものとする。
 - 3 調査職員の指示は、業務に関する指示書（別記1様式第12号）により行うものとする。
 - 4 受注者は、用地調査等業務の遂行上必要な事項について承諾を受ける場合は、業務に関する承諾書（別記1様式第13号）により行うものとする。
 - 5 第2項の協議は、業務に関する協議書（別記1様式第14号）により行うものとする。

（貸与品等）

- 第17条 受注者は、用地調査等業務を実施するに当たり必要な図面その他の資料を貸与品等として使用する場合には、発注者から貸与又は支給を受けるものとする。
- 2 登記事項証明等の貸与を受ける必要があるときは、別途調査職員と協議するものとする。
 - 3 貸与品等の品名及び数量は特記仕様書によるものとする。
 - 4 受注者は、前項の貸与品等を受領したときは、貸与品借用書・支給品受領書（別記1様式第3号）を調査職員に提出するものとする。
 - 5 受注者は、用地調査等が完了したときは、完了の日から3日以内に貸与品等を返納するとともに貸与品返還書・支給品精算及び返還書（別記1様式第4号）を調査職員に提出するものとする。

（立入り及び立会い）

- 第18条 受注者は、用地調査等業務のために権利者が占有する土地、建物等に立ち入ろうとするときは、あらかじめ、当該土地、建物等の権利者の同意を得なければならない。
- 2 受注者は、前項に規定する同意が得られたものにあつては立入りの日及び時間を、あらかじめ、調査職員に報告するものとし、同意が得られないものにあつてはその理由を付して、速やかに、調査職員に報告し、指示を受けるものとする。

- 3 受注者は、用地調査等業務を行うため土地、建物等の立入り調査を行う場合には、権利者の立会いを得なければならない。ただし、立会いを得ることができないときは、あらかじめ、権利者の了解を得ることをもって足りるものとする。

（障害物の伐除）

- 第19条 受注者は、用地調査等業務を行うため障害物を伐除しなければ調査が困難と認められるときは、調査職員に報告し、指示を受けるものとする。
- 2 調査職員の指示により障害物の伐除を行ったときは、障害物伐除報告書（別記1様式第5号）を調査職員に提出するものとする。

（身分証明書の携帯）

- 第20条 受注者は、用地調査等業務の着手に当たり、あらかじめ管理技術者ほか用地調査等業務に従事する者（以下「管理技術者等」という。）の身分証明書交付申請書（別記1様式第6）を発注者に提出し身分証明書の交付を受けるものとし、用地調査等業務の実施に当たっては、これを常に携帯させなければならない。
- 2 管理技術者等は、権利者等から請求があったときは、前項により交付を受けた身分証明書を提示しなければならない。
- 3 受注者は、用地調査等業務が完了したときは、速やかに、身分証明書を発注者に返納しなければならない。

（算定資料）

- 第21条 受注者が物件移転料及びその他通常生ずる損失に関する補償額の積算に用いる単価は、次の各号によるものとする。
- 一 物件移転等標準書（以下「標準書」という。）の単価
- 二 標準書に記載されていない細目の単価については、「建設物価（一般財団法人建設物価調査会発行）」、「積算資料（一般財団法人経済調査会発行）」又はこれらと同等であると認められる公刊物に記載されている単価及び専門業者の資料単価
- 三 前2号に掲載のない損失補償単価等については、調査職員と協議のうえ、市場調査により求めるものとする。

（調査職員への進捗状況の報告）

- 第22条 受注者は、契約書第14条の規定に基づき、業務を実施した場合、用地調査等業務日報（別記1様式第7号）を作成して調査職員に提出しなければならない。
- 2 受注者は、調査職員から用地調査等業務の進捗状況について調査又は報告を求められたときは、これに応じなければならない。
- 3 受注者は、前項の進捗状況の報告に管理技術者を立ち会わせるものとする。

（成果物の一部提出等）

- 第23条 受注者は、用地調査等業務の実施期間中であっても、調査職員が成果物の一部の

提出を求めたときは、これに応ずるものとする。

- 2 調査職員は、前項で提出した成果物の一部について、その報告を求めることができる。受注者は、当該報告に管理技術者及び調査職員の求めに応じて照査技術者を立ち合わせるものとする。
- 3 受注者は、用地調査等業務のうち精度監理を実施するものとされたものについては、調査職員の指示により第24条に定める成果物の提出に先立って、仮提出をしなければならない。

(成果物)

第24条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たり、業務区分に基づき、必要な成果物を提出するものとする。

- 2 前項の成果物は、別記2成果物一覧表によるものとする。
- 3 成果物は、第5章から第10章に係るものについては所有者ごとに、その他のものについては別記2成果物一覧表に定めるものを除き種類別に編集し、表紙（用地調査等業務関係様式集（以下本文、別記及び用地調査等業務関係様式集において「様式集」という。）様式第1号）に年度、箇所（地区）名、業務の名称、発注者の名称及び受注者の名称等を記載するとともに、目次を付したうえで、容易に取り外すことが可能な方法により作成するものとする。ただし、綴る用紙が少ない場合は、複数の成果物を合わせて作成することができるものとする。
- 4 受注者は、成果物の作成に当たり使用した調査表等の原簿を契約書第40条に定める契約不適合責任期間保管し、調査職員が提出を求めたときは、これらを提出するものとする。

(検査)

第25条 受注者は、検査職員が用地調査等業務の完了検査を行うときは、管理技術者及び調査職員の求めに応じて照査技術者を立ち合わせるものとする。

- 2 受注者は、検査のために必要な資料の提出その他の処置について、検査職員の指示に速やかに従うものとする。

(修補)

第26条 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。

- 2 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。
- 3 検査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。
- 4 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第31条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

(条件変更等)

第27条 契約書第17条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第29条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。

2 調査職員が、受注者に対して契約書第17条、第18条及び第20条の規定に基づく仕様書等の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示票によるものとする。

(精度監理対象業務の対応)

第28条 受注者は、第23条第3項の規定により仮提出した成果物の内容等について、調査職員から質問等があったときは、必要な資料等を示し、これに答えるものとする。

2 受注者は、仮提出した成果物の内容等について、調査職員から再検討又は修補の指示があったときは、速やかに、これに応ずるものとする。

3 受注者は、前項の修補の指示項目以外の項目についても、これに類する項目があると認めるときは、これを修補するものとする。

(守秘義務)

第29条 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、当該業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないものとし、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

一 受注者は、当該業務の結果（業務実施の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。

二 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第15条に示す作業計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密としなければならない。

三 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。

四 当該業務で取り扱う情報は、アクセス制限及びパスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的に使用してはならない。また、発注者の許可なく複製・転送等をしてはならない。

五 受注者は、当該業務完了時に、発注者から貸与された情報その他知り得た情報を発注者へ返却若しくは消去又は破棄を確実に行わなければならない。

六 受注者は、当該業務実施過程で知り得た情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

(個人情報の取扱い)

第30条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、用地調査等業務実施についての個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等関係法令のほか、発注者が別途定める取扱いに基づき、個人情報の漏洩、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理

のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(安全等の確保)

- 第31条 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に際しては、用地調査等業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。
- 2 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に際しては、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連携を取り、用地調査等業務の実施中の安全を確保しなければならない。
- 3 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に当たり、事故が発生しないように管理技術者等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
- 4 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に当たっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じなければならない。
- 5 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
- 一 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - 二 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
- 6 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に当たり、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限にくい止めるための防災体制を確立しておかなければならない。
- 7 受注者は、屋外で行う用地調査等業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに調査職員に報告するとともに、調査職員が指示する様式により事故報告書を速やかに調査職員に提出し、調査職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

(行政情報流出防止対策の強化)

- 第32条 受注者は、用地調査等業務の履行に関する全ての行政情報について、適切な流出防止対策をとり、第15条で示す作業計画書に流出防止策を記載するものとする。
- 2 受注者は、用地調査等業務における行政情報流出防止対策として、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。
- 一 関係法令等の遵守
行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。
 - 二 行政情報の目的外使用の禁止
受注者は、発注者の許可無く用地調査等業務の履行に関して取り扱う行政情報を用地調査等業務の目的以外に使用してはならない。
 - 三 社員等に対する指導
 - イ 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」と

いう。) に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。

ロ 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。

ハ 受注者は、発注者が再委託を認めた用地調査等業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。

四 契約終了時等における行政情報の返却

受注者は、用地調査等業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、用地調査等業務の実施完了後又は用地調査等業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。用地調査等業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

五 電子情報の管理体制の確保

イ 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、第15条で示す作業計画書に記載するものとする。

ロ 受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。

(イ) 用地調査等業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリ

ティ対策

(ロ) 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策

(ハ) 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

六 電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保

受注者は、用地調査等業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。

イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用

ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用

ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存

ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送

ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

七 事故の発生時の措置

イ 受注者は、用地調査等業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。

ロ この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。

3 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

(暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置)

第33条 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否することとし、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行わなければならない。なお、協力者が不当要求を受けたことを認知した場合も同様とする。

2 受注者は、前項により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を書面にて発注者に報告しなければならない。

3 前2項の行為を受注者が怠ったことが確認された場合には、発注者は受注者に対し、指名停止等の措置を講じる場合がある。

4 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

(保険加入の義務)

第34条 受注者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者災害保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

2 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。

第2節 数量等の処理

(数量等の処理)

第35条 数量等の処理については、別記5から別記14に定めのないものは、この節の定めるところによる。

(用地測量の面積計算及び計算数値の取扱い等)

第36条 用地測量の面積計算は、原則として、座標法によるものとする。

2 用地測量に係る計算数値の取扱いは、次の各号のとおりとし、端数は切捨てるものとする。

一 長さ m単位 小数点以下第3位

二 面積 m²単位 小数点以下第6位

3 土地の面積は、1平方メートルの100分の1未満の端数を切り捨てるものとする。

(建物等の計測)

第37条 建物及び工作物の調査において、長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）とする。ただし、排水管等の長さ等で小数点以下第2位の計測が困難なものは、この限りでない。

2 建物の面積に係る計測は、原則として、柱又は壁の中心間で行うこととする。

3 建物等の構造材、仕上げ材等の厚さ、幅等の計測は、原則として、ミリメートルを単位

とする。

4 立竹木の計測単位は、次の各号によるものとする。

- 一 幹周、胸高直径は、センチメートル（小数点以下第1位四捨五入）とする。
 - 二 樹高、幹高、葉張、葉長点高及び玉周はメートルとし、小数点以下第1位（小数点以下第2位四捨五入）とする。ただし、庭木等のうち株物、玉物、生垣及び特殊樹については、センチメートル（小数点以下第1位四捨五入）とする。
- 5 地被類、芝類、ツル性類及び竹林が植え込まれている区域の計測単位は、メートルとし、小数点以下第1位（小数点以下第2位四捨五入）とする。

（図面等に表示する数値及び面積計算）

第38条 建物等の調査図面に表示する数値は、前条の計測値を基にミリメートル単位で記入するものとする。

- 2 建物等の面積計算は、前項で記入した数値をメートル単位により小数点以下第4位まで算出し、その小数点以下第2位（小数点第3位以下切捨て）までの数値を求めるものとする。
- 3 建物等の延べ面積は、前項で算出した各階別の小数点以下第2位までの数値を合計した数値とする。
- 4 1棟の建物が2以上の用途に供されているときは、用途別の面積を前2項の定めるところにより算出するものとする。

（計算数値の取扱い）

第39条 建物等の補償額算定に必要となる構造材、仕上げ材等の数量算出の単位は、通常使用されている例によるものとする。ただし、算出する数量が少量であり、通常使用している単位で表示することが困難な場合は、別途の単位を使用することができるものとする。

- 2 構造材、仕上げ材等の数量計算は、原則として、それぞれの単位を基準として次の方法により行うものとする。
 - 一 数量計算の集計は、補償金算定表に計上する項目ごとに行う。
 - 二 前項の使用単位で直接算出できるものは、その種目ごとの計算過程において、小数点以下第3位（小数点以下第4位切捨て）まで求める。
 - 三 前項の使用単位で直接算出することが困難なものは、種目ごとの長さ等の集計を行った後、使用単位数量に換算する。この場合における長さ等の集計は、原則として、小数点以下第2位をもって行うものとし、数量換算結果は、小数点以下第3位まで算出する。

（補償金算定表に計上する数値）

第40条 補償金算定表に計上する数値（価格に対応する数量）は、次の各号によるもののほか、第37条による計測値を基に算出した数値とする。

- 一 建物の延べ床面積は、第38条第3項で算出した数値とする。
- 二 構造材、仕上げ材その他の数量は、前条第2項第2号及び第3号で算出したものを小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）で計上する。

(補償額等の端数処理)

第41条 補償額等の算定を行う場合の資材単価等の端数処理は、原則として、次の各号によるものとする。

一 補償額算定に必要となる資材単価等は、次による。

イ 100円未満のとき 1円未満切り捨て

ロ 100円以上10,000円未満のとき 10円未満切り捨て

ハ 10,000円以上のとき 100円未満切り捨て

二 共通仮設費及び諸経費にあつては、100円未満を切り捨てた金額を計上する。この場合において、その額が100円未満のときは、1円未満切り捨てとする。

三 工作物等の補償単価（一位代価）は、次による。

イ 100円未満のとき 1円未満切り捨て

ロ 100円以上10,000円未満のとき 10円未満切り捨て

ハ 10,000円以上のとき 100円未満切り捨て

第3章 権利調査

第1節 調 査

(権利調査)

第42条 権利調査とは、登記事項証明書、戸籍簿等の簿冊の謄本等の收受又は居住者等からの聴取り等の方法により土地、建物等の現在の権利者（又はその法定代理人）等の氏名又は名称（以下「氏名等」という。）及び住所又は所在地（以下「住所等」という。）等に関し調査することをいう。

(地図の転写)

第43条 地図の転写は、調査区域について管轄登記所に備付けてある地図（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項又は同条第4項の規定により管轄登記所に備える地図又は地図に準ずる図面をいう。以下同じ。）を次の各号に定める方法により行うものとする。

- 一 転写した地図には、地図の着色に従って着色する。
 - 二 転写した地図には、地図番号、方位、縮尺、市町村名、大字名、字名（隣接字名を含む。）及び地番を記載する。
 - 三 転写した地図には、管轄登記所名、転写年月日及び転写を行った者の氏名を記入する。
- 2 地積測量図の転写は、調査区域内の土地について、管轄登記所に地積測量図及び地役権図面が存する場合に、これを転写又は複写する方法により行うものとする。

(土地の登記記録の調査)

第44条 土地の登記記録の調査は、前条で作成した地図から調査職員が指示する範囲の土地に関し、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 土地の所在及び地番並びに当該地番に係る最終支号
- 二 地目及び地積
- 三 登記名義人の氏名等及び住所等
- 四 共有地については、共有者の持分
- 五 登記の受付番号
- 六 登記原因及びその日付
- 七 土地に関する所有権以外の権利の登記があるときは、権利登記名義人の氏名等及び住所等、権利の種類、順位番号及び内容並びに権利の始期及び存続期間
- 八 仮登記等があるときは、その内容
- 九 その他必要と認める事項

(建物の登記記録の調査)

第45条 建物の登記記録の調査は、第43条で作成した地図から調査職員が指示する範囲に存する建物に係る次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。

- 一 建物の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積
- 二 登記名義人の氏名等及び住所等
- 三 共有建物については、共有者の持分
- 四 登記の受付番号及びその日付け
- 五 登記原因及びその日付け
- 六 建物に関する所有権以外の権利の登記があるときは、登記名義人の氏名等及び住所等、権利の種類及び内容並びに権利の始期及び存続期間
- 七 仮登記等があるときは、その内容
- 八 その他必要と認める事項

(権利者の確認調査)

第46条 権利者の確認調査は、前2条に規定する調査が完了した後、実地調査及び次の各号に定める書類等により行うものとする。

- 一 戸籍簿、除籍簿、住民票又は戸籍の附票等
 - 二 商業の登記記録、法人の登記記録
- 2 権利者が法人以外であるときの調査事項は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 権利者の氏名、住所及び生年月日
 - 二 権利者が登記名義人の相続人であるときは、相続関係。相続の経過を明らかにした相続関係説明図を作成する。
 - 三 権利者が未成年者等であるときは、その法定代理人等の氏名及び住所
 - 四 権利者が不在者であるときは、その財産管理人の氏名及び住所
- 3 権利者が法人であるときの調査事項は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 法人の名称及び主たる事務所の所在地
 - 二 法人を代表する者の氏名及び住所
 - 三 法人が破産法(平成16年法律第75号)による破産宣告を受けているとき等の場合にあっては、破産管財人等の氏名及び住所
- 4 前条の建物の登記記録の調査により未登記の建物が存在することが明らかになった場合には、当該建物所有者の氏名等及び住所等について、居住者等からの聴き取りを基に調査を行うものとする。

(墓地管理者等の調査)

第47条 墓地管理者等の調査は、別記10改葬の補償及び祭し料調査算定要領(以下「改葬及び祭し料要領」という。)により行うものとする。

(土地利用履歴等の調査)

第48条 土地利用履歴等の調査は、取得又は使用の対象となる土地に係る土壤汚染状況調査の実施の要否を判定するため、別記3土壤汚染に関する土地利用履歴等調査要領により行うものとする。

第2節 調査書等の作成

(転写連続図の作成)

第49条 転写した地図は、各葉を複写して連続させた地図（以下「転写連続図」という。）を作成し、次の事項を記入するものとする。

- 一 工事計画平面図等に基づく土地の取得等の予定線
- 二 第44条で調査した登記名義人の氏名等
- 三 土地の登記記録に記録された権利部に記載されている権利者並びに地目及び地積
- 四 管轄登記所名、転写年月日及び転写を行った者の氏名

(調査書の作成)

第50条 第43条から第46条までに調査した事項については、地図写（様式集様式第3号）、土地の登記記録一覧表（様式集様式第4号）、土地調査表（様式集様式第5号）、建物の登記記録一覧表（様式集様式第6号）、戸籍簿等調査表（様式集様式第7号）及び相続関係説明図（様式集様式第8号）に所定の事項を記載するものとする。

- 2 前項の各調査表の編綴は、大字及び字ごとに地番順で行うものとする。
- 3 墓地管理者等の調査表は、第47条の調査結果を基に改葬及び祭料要領により作成するものとする。
- 4 土地利用履歴等の調査表は、第48条の調査結果を基に別記3 土壤汚染に関する土地利用履歴等調査要領により作成するものとする。

第4章 用地測量

第1節 境界確認

(立会い準備)

第51条 受注者は、調査区域内の民有地等で、所有権、借地権、地上権等で第52条の画地の境界点の確認を行うために立会いが必要と認められる権利者一覧表を第43条から第47条までの調査結果を基に第50条に定める土地の登記記録一覧表に準じて作成しなければならない。

2 受注者は、前項の権利者一覧表の作成が完了したときは、調査職員と立会い日時、具体の作業手順等について協議し、その指示によって権利者に対する立会い通知等の準備を行わなければならない。

(境界立会いの画地及び範囲)

第52条 受注者は、調査区域内における次の各号の画地の境界が確認できる範囲の立会いを行わなければならない。

一 1筆を範囲とする画地

二 1筆の土地であっても、所有権以外の権利が設定されている場合は、その権利ごとの画地

三 1筆の土地であっても、その一部が異なった現況地目となっている場合は、現況の地目ごとの画地。この場合の現況地目は、不動産登記事務取扱手続準則（平成17年2月25日民二第456号法務省民事局長通達）第68条及び第69条に定める地目の区分によるものとする。

四 一画地にあつて、土地に付属するあぜ、みぞ、その他これらに類するものが存するときは、一画地に含むものとする。ただし、一部が、がけ地等で通常の用途に供することができないと認められるときは、その部分を区分した画地とする。

五 調査区域内の土地の隣接土地等のうち調査職員が必要であると指示した画地

(境界立会い)

第53条 受注者は、前条の境界立会いの範囲について、調査職員の指示により、各境界点に関する権利者を現地に召集し、次の各号の手順によって境界点の立会いを行わなければならない。

一 境界標識が設置されている境界点については、関連する権利者全員の同意を得ること。

二 境界点が表示されていないため、各権利者が保有する図面等によって、現地に境界点の表示等の作業が必要と認められる場合には、これらの作業を行うものとする。この場合の作業に当たっては、いずれの側にも片寄ることなく中立の立場で行うものとする。

三 前号の作業によって表示した境界点が関連する権利者全員の同意が得られたときには、木杭（プラスチック杭を含む。）又は金属鉚（頭部径15mm）等容易に移動できない標識を設置するものとする。

- 四 前各号で確認した境界点について、原則として、白色のペイントを着色するものとする。ただし、境界石標等が埋設されていて、その必要がないものはこの限りでない。
- 2 受注者は、前項の境界点立会いが完了したときは、関連する権利者全員から土地境界立会確認書（様式集様式第14号）に確認のための署名又は記名押印を求めなければならない。
- 3 受注者は、第1項の境界点立会いにおいて、次の各号の一に該当するものは、その事由等を整理し調査職員に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。
- 一 関連する権利者全員の同意が得られないもの
 - 二 関連する権利者の一部が立会いを拒否したもの
 - 三 必要な境界点を確定するために測量区域以外の境界立会い又は測量を権利者から要求されたとき。
- 4 受注者は、取得する土地が、分筆又は地積更正が必要な場合には、当該土地に隣接するすべての土地の所有者等が立会いのうえ、境界線を確認し、必要に応じて隣接境界線証明書（様式集様式第99号）を、別記18の隣接境界線証明書作成要領に基づき作成するものとする。
- 5 受注者は、取得し、又は使用する土地について、土地の表示の登記、分筆の登記又は地積の更正の登記を必要とする場合は、境界立会い及び測量の結果等を記載した不動産調査報告書（嘱託調査報告書）（様式集様式第15号）を作成するものとする。

（復元測量）

- 第54条 受注者は、境界確認において境界を確定するうえで、不動産登記法第14条地図、地積測量図及び地役権図面等に基づき境界杭を復元しなければならないときは、調査職員に協議を行い、その指示により実施しなければならない。

第2節 境界測量

（用地測量の基準点）

- 第55条 受注者は、用地測量に使用する基準点について当該公共事業に係る基準点測量が完了しているときは、別途調査職員が指示する基準点測量の成果（基準点網図、測点座標値等）を基に検測して使用しなければならない。
- 2 受注者は、前項の基準点測量の成果を検測した結果、滅失、位置移転、毀損等が生じているときには調査職員と協議しなければならない。
- 3 受注者は、第1項の基準点測量が実施されていないものについては、基準点の設置、座標値の設定方法等について調査職員と協議し、その指示を受けなければならない。

(境界測量)

第56条 受注者は、各境界点の測量を行うときは、近傍の4級基準点以上の基準点に基づき、放射法により行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、補助基準点を設置し、それに基づき行うことができるものとする。

2 前項の観測は、測量地域の地形及び地物の状況等を考慮しトータルステーション（データコレクタを含む。）、セオドライト、測距儀等（以下「TS等」という。）又はRTK-GPS法若しくはネットワーク型RTK-GPS法によることができる。

一 TS等による観測は、次表を標準とする。

区 分	水平角観測	鉛直角観測	距離測定
方 法	0.5 対回	0.5 対回	2 回測定
較差の許容範囲			5 mm

二 RTK-GPS法又はネットワーク型RTK-GPS法による場合は、次表を標準とする。ただし、セット間較差は、基線ベクトル成分X、Yの比較によることができる。

使用衛星数	観測回数	データ 取得間隔	セット間較 差の許容範囲		摘 要
5 衛星以上	FIX解を得てから10 エポック（連続） 以上を2セット	1 秒	△N	20 mm	
			△E	20 mm	

三 前号において1セット目の観測終了後、再初期化を行い2セット目の観測を行う。

なお、境界点の座標値は、2セットの観測から求めた平均値とする。

3 前項の結果に基づき、境界点の座標値、境界点間の距離及び方向角を計算により求めるものとする。

4 座標値等の計算における結果の表示単位等は、次表を標準とする。

なお、計算を計算機により行う場合は、次表に規定する位以上の計算精度を確保し、座標値及び方向角は次表に規定する位の次の位において四捨五入とし、距離及び面積は、次表に規定する位の次の位以下を切り捨てるものとする。

区 分	方向角	距 離	座標値	面 積
単 位	秒	m	m	m ²
位	1	0.001	0.001	0.000001

5 受注者は、第1項の観測を行うに当たり、土地の実測平面図の作成に必要な建物及び主要な工作物の位置を併せて観測を行わなければならない。

6 各境界点等は、連番を付するものとする。

(補助基準点の設置)

第57条 受注者は、境界点を観測するために補助基準点を設置する必要がある場合は、4級基準点以上の基準点から設置するものとする。この場合の精度は4級基準点に準ずるものとする。

2 補助基準点は、基準点から辺長100m以内、節点は1点以内の開放多角測量により標杭を設置するものとする。

なお、観測の区分等は、次表を標準とするものとする。

区 分		水平角観測	鉛直角観測	距離測定
方 法		2 対回 (0 ° , 90 °)	1 対回	2 回測定
較差の許容範囲	倍角差	60 "	60 "	5 mm
	観測差	40 "		

3 補助基準点は、連番を付するものとし、できる限り起業地外で道路、橋梁部、鉄塔敷等の恒久物点を選定し、基準点に準じた標識を設置するものとする。

(準拠点の設置)

第58条 受注者は、測量区域内において、用地幅杭との相互関係を明らかにするための埋設標（以下「準拠点」という。）を次の各号により設置しなければならない。ただし、起業地外に永続性のある工作物（境界標、非木造建物、記念碑等）が存し用地幅杭との相互関係を明らかにできる場合は、これら工作物を準拠点とすることができる。

一 準拠点は、各用地幅杭との距離が概ね50m以内になるように設置しなければならない。

二 準拠点は、境界点等が容易に復元でき、かつ、将来滅失し、又は毀損される恐れのない位置に設置しなければならない。

三 準拠点は、金属鋳（頭部径75mm、しんちゅう製）を埋設したコンクリート杭（12cm×12cm×90cm）を設置するものとする。ただし、コンクリート杭の埋設が適切でない箇所は、金属鋳により設置することができる。

四 金属鋳には、準拠点番号を表示するものとする。

五 準拠点の測量精度は、4級基準点測量に準ずるものとする。

2 準拠点は、基準点測量に準じた方法により平面直角座標系（平成14年1月10日国土交通省告示第9号「測量法第11条第1号に定める測量基準のうち位置についての平面直角座標を指定」）の平面直角座標値を求め、中心線の測点ごとの用地幅杭に係る平面直角座標値とともに実測平面図の空欄に記入するものとする。

(用地境界仮杭の設置)

第59条 受注者は、調査職員の指示があった場合は、境界測量等の作業が完了し用地取得の対象となる範囲が確定したときに、測量の成果等に基づき国土交通省公共測量作業規程に定める方法により用地境界仮杭の設置を次の各号により行わなければならない。

- 一 原則として、関連する権利者の立会のうえ行う。
- 二 用地境界仮杭は、木杭（プラスチック杭を含む。）又は金属鋌（頭部径15mm）等のものとする。
- 三 用地境界仮杭には、原則として、黄色のペイントで着色する。

2 受注者は、用地境界仮杭の観測は、第56条第2項の規定を準用するものとする。

3 受注者は、第1項の用地境界仮杭設置に当たり建物等で支障となり、設置が困難なときには、その理由を整理し調査職員に報告しなければならない。ただし、関連する関係者が用地境界仮杭の設置を強く要求するときは、調査職員の指示を受け用地境界仮杭の控杭を設置するものとする。この場合に、用地境界仮杭との関係に関連する権利者に充分理解させたうえで、用地境界仮杭との関係図を作成するものとする。

(境界点間測量)

第60条 受注者は、境界測量及び用地境界仮杭の設置のための観測を行う場合には、併せて隣接する境界点間の距離をTS等を用いて測定し精度を確認しなければならない。

2 境界点間測量は、隣接する境界点間又は境界点と用地境界点（用地境界杭を設置した点）との距離を全辺について現地で測定し、境界測量及び用地境界仮杭の設置において求められた計算値と測定値の差を比較することにより行うものとする。

なお、較差の許容範囲は、次表を標準とするものとする。

区 分 距 離	平 地	山 地	摘 要
20 m未満	10 mm	20 mm	Sは点間距離の計算値
20 m以上	$S / 2,000$	$S / 1,000$	

3 境界点間の距離が直接測定できない場合は、国土交通省公共測量作業規程に定める方法を用いて確認を行うものとする。

4 地形の制約上又はやむを得ない理由により、境界点間測量が困難と判断される土地にあっては、監督員の承諾を得て、次表の方法により境界測量を行うことができるものとし、その場合には、5%の点検測量を行わなければならない。

区分	水平角観測	鉛直角観測	距離測定
方法	1 対回	0.5 対回	2 回測定
較差の許容範囲	40 "	—————	5 mm

第3節 面積計算の範囲等

(面積計算の範囲等)

第61条 面積計算の範囲は、第52条に定める画地を単位とし、次の各号によって行うものとする。

- 一 画地のすべてが取得等の予定線の内に存するときは、その画地面積
- 二 画地が取得等の予定線の内外に存するときは、用地取得の対象となる土地及び用地取得の対象となる土地以外の土地（残地）の面積
- 三 前各号によらない場合については、調査職員の指示による。

2 面積計算を終了したときは、第50条に定める土地調査表の現況調査欄に取得用地の地目及び面積を記入するものとする。この場合において記入する地目は、第52条に定める地目ごとに区分して記入し、面積は1平方メートルの100分の1を単位とする。

第4節 土地の実測平面図等の作成

(土地の実測平面図の作成)

第62条 受注者は、土地の実測平面図の作成に当たっては、次の各号により行わなければならない。

- 一 土地の実測平面図は、前節までの成果に基づき、次の事項をポリエステルフィルムに記入する。

なお、表示記号等については、別記4実測平面図表示記号により表示するものとする。

- イ 基準点、補助基準点、準拠点、境界点の位置、番号及び座標値並びに境界線
- ロ 各筆の地番、現況地目並びに土地所有者及び借地人等の氏名又は名称
- ハ 境界辺長
- ニ 隣接地の地番
- ホ 取得等の予定線
- ヘ 図面の名称、方位、縮尺、測量完成年月日、請負業務名、発注者、箇所名、請負者名及び用地測量に従事した者の記名
- ト 市町村名、大字及び字名並びに境界線
- チ 中心杭、幅杭及び用地境界仮杭点（用地境界仮杭の控杭点を含む。）の位置及び座標値
- リ 道路名及び水路名
- ヌ 建物及び主要な工作物
- ル その他

二 土地の実測平面図の縮尺は、縮尺500分の1（調査職員の指示により縮尺250分の1又は縮尺1,000分の1とすることができる。）とする。

三 土地の実測平面図は、左を起点側、右を終点側とし、数葉にわたるときは、一筆の土地が2葉にまたがらないこととし、右上に番号を付すとともに、当該図面がどの位置に存するかを示す表示図を記載するものとする。

(土地の用地平面図の作成等)

第63条 受注者は、土地の用地平面図をポリエステルフィルムに黒色のインク（ただし、取得等の予定線は朱色とする。）で透写し、実測平面図各葉について連続させた土地の用地平面図を作成するものとする。ただし、補助基準点、境界辺長及び座標値は表示しないものとする。

(永久境界杭埋設)

第64条 受注者は、調査職員からの指示があった場合は、用地幅杭及び用地境界仮杭に換えて永久境界杭を次の各号により埋設しなければならない。

- 一 永久境界杭は、コンクリート杭（12cm×12cm×90cm）を埋設するものとする。
- 二 軟弱地盤等の地質の悪い箇所に埋設する場合は、12cm×12cm×120cmのコンクリート杭を埋設するものとする。
- 三 永久境界杭の埋設にあたっては、国土交通省公共測量作業規程に定める方法により埋設しなければならない。

第5節 関係官公庁等への手続等

(関係官公庁等への手続等)

- 第64条の2 受注者は、業務の実施に当たっては、発注者が行う測量法に規定する公共測量に係る手続等に協力しなければならない。また、発注者は、業務を実施するため、関係官公庁等に対する手続等が必要な場合は、速やかに行うものとする。
- 2 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を調査職員に報告し協議するものとする。
 - 3 受注者は、測量法第14条（実施の公示）、第36条（計画書についての助言）、第40条（測量成果の提出）等の届出に必要な資料を作成し調査職員に提出しなければならない。

第5章 建物等の調査

第1節 調 査

(建物等の調査)

第65条 建物等の調査とは、建物、工作物及び立竹木について、それぞれの種類、数量、品等又は機能等を調査することをいう。

(建物等の配置等)

第66条 次条以降の建物等の調査に当たっては、あらかじめ当該権利者が所有し、又は使用する一面の敷地ごとに、次の各号に掲げる建物等の配置に関する調査を行うものとする。

- 一 建物、工作物及び立竹木の位置
- 二 敷地と土地の取得等の予定線の位置
- 三 敷地と接続する道路の幅員、敷地の方位等
- 四 その他配置図作成に必要となる事項

2 建物等の全部又は一部が残地に存する場合には、調査職員から調査の実施範囲について指示を受けるものとする。

(法令適合性の調査)

第67条 建物等の調査に当たっては、次の各号の時期における当該建物又は工作物につき基準第28条第2項ただし書きに基づく補償の要否の判定に必要となる法令に係る適合状況を調査するものとする。この場合において、調査対象法令については調査職員と協議するものとする。

- 一 調査時
- 二 建設時又は大規模な増改築時

(建物)

第68条 建物の調査は、別記5建物移転料算定要領（以下「建物算定要領」という。）により行うものとする。

(機械設備)

第69条 機械設備の調査は、別記7-1機械設備調査算定要領（以下「機械設備要領」という。）により行うものとする。

(生産設備)

第70条 生産設備の調査は、次の各号について行うほか、別記7-2工作物調査算定要領（以下「工作物要領」という。）により行うものとする。

なお、生産設備のうち、その一部が機械設備要領第3条第1項に規定する「機器等」に

合致するものである場合は、機械設備要領に準じて調査を行うものとする。

- 一 生産設備の配置状況。調査に当たり必要があると認められるときは、現況測量等を行う。
- 二 種類（使用目的）
- 三 規模（形状及び寸法）、材質及び数量
- 四 園芸用フレーム、牛、豚、鶏その他の家畜の飼育施設又は煙突、給水塔、貯水池、用水堰、浄水池等にあつては、当該設備の構造の詳細、収容能力、処理能力等
- 五 ゴルフ練習場、駐車場、テニスコート等にあつては、打席数又は収容台数等
- 六 当該設備の取得年月日及び耐用年数
- 七 その他補償額の算定に必要と認められる事項

（附帯工作物）

第71条 附帯工作物の調査は、別記7－3附帯工作物調査算定要領（以下「附帯工作物要領」という。）により行うものとする。

（庭園）

第72条 庭園の調査は、次の各号について行うほか、工作物要領により行うものとする。

- 一 庭園に設置されている庭石、灯籠、築山、池等の配置の状況及び植栽されている立竹木の配置の状況。配置の調査は、現況測量等により行うものとする。
- 二 庭石、灯籠、築山、池等の形状、構造、数量等
- 三 庭園区域内にある立竹木の種類、形状、寸法、数量等
- 四 その他補償額の算定に必要と認められる事項

（墳墓）

第73条 墳墓の調査は、改葬及び祭し料要領により行うものとする。

（立竹木）

第74条 立竹木の調査は、別記9－1立竹木調査算定要領（以下「立竹木要領」という。）により行うほか、別記9－2立竹木調査算定要領（以下「立木要領」という。）により行うものとする。

第2節 調査書等の作成

(建物等の配置図の作成)

第75条 建物等の配置図は、前節の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。

- 一 建物等の所有者（同族法人及び親子を含む。）を単位として作成する。
- 二 縮尺は、原則として、次の区分による。
 - イ 建物、庭園及び墳墓を除く工作物、庭木等を除く立竹木
100分の1又は200分の1
 - ロ 庭園、墳墓、庭木等
50分の1又は100分の1
- 三 用紙は、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第11条により制定された日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）A列3判を用いる。ただし、建物の敷地が広大であるため記載することが困難である場合には、日本産業規格A列2判によることができる（以下この節において同じ。）。
- 四 敷地境界線及び方位を明確に記入する。方位は、原則として、図面の上方を北の方位とし図面右上部に記入する。
- 五 土地の取得等の予定線を赤色の実線で記入する。
- 六 建物、工作物及び立竹木の位置等を記入し、建物、工作物及び立竹木ごとに番号を付す。ただし、工作物及び立竹木が多数存する場合には、これらの配置図を別に作成することができる。
- 七 図面中に次の事項を記入する。
 - イ 敷地面積
 - ロ 用途地域
 - ハ 建ぺい率
 - ニ 容積率
 - ホ 建築年月
 - ヘ 構造概要・建築工法
 - ト 床面積（用途階層別の床面積及び建物延べ床面積）
 - チ 建築面積（建築基準法（昭和25年法律第201号）に定める建築面積をいう。）

(法令に基づく施設改善)

第76条 第67条の調査結果を基に法令適合性調査書（様式集様式第30号）を作成するものとする。

- 2 当該建物又は工作物が建設時又は大規模な増改築時においては法令に適合していたが、調査時においては法令に適合していない（このような状態にある建物又は工作物を、以下「既存不適格物件」という。）と認められる場合には、次の各号に掲げる事項を調査書に記載するものとする。
 - 一 法令名及び条項
 - 二 法令の規定に基づく施設の改善の内容

(建物)

第 77 条 建物の図面及び調査書は、第 68 条の調査結果を基に建物算定要領により作成するものとする。

(機械設備)

第 78 条 機械設備の図面及び調査書は、第 69 条の調査結果を基に機械設備要領により作成するものとする。

(生産設備)

第 79 条 生産設備の調査書は、第 70 条の調査結果を基に工作物要領により作成するものとする。

2 図面は、生産設備の種類、構造、規模等を考慮して、補償額の算定に必要となる平面図、立面図、構造図、断面図等を作成するものとする。

(附帯工作物)

第 80 条 附帯工作物の図面及び調査書は、第 71 条の調査結果を基に附帯工作物要領により作成するものとする。

(庭園)

第 81 条 庭園の調査書は、第 72 条の調査結果を基に工作物要領、立竹木要領及び立木要領（以下「立竹木要領等」という。）を準用して作成するとともに、積算に必要と認める土量、コンクリート量、庭石の数量等を算出するものとする。

(墳墓)

第 82 条 墳墓の図面及び調査書は、第 73 条の調査結果を基に改葬及び祭し料要領により作成するものとする。

2 図面は、改葬及び祭し料要領によるほか次の各号により作成するものとする。

- 一 墓地使用者ごとの画地及び通路等の区分を明確にする。
- 二 墓地使用者の画地ごとに番号を付す。
- 三 土地の取得等の予定線を記入する。

(立竹木)

第 83 条 立竹木の図面及び調査書は、第 74 条の調査結果を基に立竹木要領等により作成するものとする。

2 第 75 条において標準地調査を行った場合の図面には、次の各号の事項を記載するものとする。

- 一 標準地の位置及び面積
- 二 標準地を基準として樹木数量等を決定した範囲及び面積

第3節 算 定

(移転先の検討)

第84条 工場、店舗、営業所、ドライブイン、ゴルフ練習場等の大規模なもの（以下「大規模工場等」という。）以外の建物等を移転する必要がある、かつ、相当程度の残地が生ずるため、残地を当該建物等の移転先とすることの検討を行う場合（第9章移転工法案の検討に該当するものを除く。）には、残地が建物等の移転先として基準細則第15第1項（4）第1号から第4号までの要件に該当するか否かの検討を行い、次の各号に掲げる資料を作成するものとする。

なお、大規模工場等の建物等を移転する必要がある、かつ、相当程度の残地が生ずるため、残地を当該建物等の移転先地とすることの検討を行う場合は、第9章移転工法案の検討により行うものとする。

一 移転想定配置図（縮尺100分の1～500分の1程度）

二 有形的・機能的・法制的検討を行った資料（検討概要書）

2 前項の検討に当たり残地に従前の建物に照応する建物を再現するための当該照応建物（以下「照応建物」という。）の推定建築費は、作成した建物計画案に基づき、概算額により積算するものとする。

また、概算額の積算に必要となる、平面図、立面図等はこのための必要最小限度のものを作成するものとする。

なお、調査職員から、照応建物の詳細な設計による推定建築費の積算を指示された場合は、この限りでない。

3 第1項の検討にあたり、当該請負契約に対象とされていない補償項目に係わる見積額は、調査職員から教示を得るものとする。

4 第1項及び第2項の検討に当たり、移転を必要とする残地内の建物等については、第75条で定める図面に対象となるものを明示するものとする。

(法令に基づく施設改善費用に係る運用益損失額の算定)

第85条 既設の施設を法令の規定に適合させるために必要となる最低限の改善費用に係る運用益損失額の算定は、基準細則第15第7項の定めるところにより行うものとする。

(建物)

第86条 建物の補償額の算定は、第77条で作成した調査書等を基に、建物算定要領により行うものとする。

(照応建物の詳細設計)

第87条 第84条第2項の照応建物の推定建築費の概算額により第84条第1の検討を行った場合は、調査職員と協議するものとする。

2 前項の協議により照応建物によることが妥当と判断された場合における照応建物の推定建築費の積算又は第84条第2項なお書きによる照応建物の推定建築費の積算に当たっては、次の各号に掲げるもののほか、積算に必要な図面を作成するものとする。

- 一 照応建物についての計画概要表（様式集様式第92号、93号）
- 二 面積比較表（様式集様式第94号）

（機械設備）

第88条 機械設備の補償額の算定は、第78条で作成した調査書等を基に、機械設備要領により行うものとする。

なお、営業用（事業用）の機械設備については、復元費と再築費それぞれに営業補償等を加えた補償総額での経済比較を行ったうえで、移転工法を判定することとする。

（生産設備）

第89条 生産設備の補償額の算定は、第79条で作成した調査書等を基に当該設備の移設の可否及び適否について検討し、工作物要領により行うものとする。

2 営業用（事業用）の生産設備については、復元費と再築費それぞれに営業補償等を加えた補償総額での経済比較を行ったうえで、移転工法を判定することとする。

（附帯工作物）

第90条 附帯工作物の補償額の算定は、第80条で作成した調査書等を基に当該附帯工作物の移設の可否及び適否について検討し、附帯工作物要領により行うものとする。

（庭園）

第91条 庭園の補償額の算定は、第81条で作成した調査書等を基に当該庭園の再現方法等を検討し、工作物要領により行うものとする。

（墳墓）

第92条 墳墓の補償額の算定は、第82条で作成した調査書等を基に改葬及び祭し料要領により行うものとする。

（立竹木）

第93条 立竹木の補償額の算定は、第83条で作成した調査書等を基に立竹木要領等により行うものとする。

第6章 営業その他の調査

第1節 調 査

(営業その他の調査)

第94条 営業その他の調査とは、営業、居住者及び動産に関する調査をいう。

(営業に関する調査)

第95条 営業に関する調査は、別記11-1 営業補償調査算定要領（以下「営業要領」という。）によるほか、別記11-2 営業調査積算要領（以下「営業調査積算要領」という。）により行うものとする。

(居住者等に関する調査)

第96条 居住者等に関する調査は、世帯ごとに次の各号によるほか、別記12-1 居住者調査算定要領（以下「居住者要領」という。）により行うものとする。

- 一 氏名及び住所（建物番号及び室番号）
- 二 居住者の家族構成（氏名及び生年月日）
- 三 住居の占有面積及び使用の状況
- 四 居住者が当該建物の所有者でない場合には、貸主の氏名等、住所等、賃料その他の契約条件、契約期間、入居期間及び定期借家契約である場合にはその期間
- 五 貸家所有者については、所有する建物の各室毎の直近12か月分の家賃収入額
- 六 その他必要と認められる事項

2 居住以外の目的で借家している者に対しては、前各号に掲げる事項に準じて調査するものとする。

3 前2項の調査は、賃貸借契約書、住民票等の確認のほか、別記12-2 仮住居等に要する費用に関する調査算定要領（以下「仮住居要領」という。）、別記12-3 家賃減収補償調査算定要領（以下「家賃減収要領」という。）又は別記12-4 借家人補償調査算定要領（以下「借家人要領」という。）により行うものとする。

(動産に関する調査)

第97条 動産に関する調査は、別記13-1 動産移転料調査算定要領（以下「動産移転料要領」という。）によるほか、別記13-2 動産調査算定要領（以下「動産要領」という。）により行うものとする。

第2節 調査書の作成

(調査書の作成)

第98条 営業に関する調査書は、第95条の調査結果を基に営業要領及び営業調査積算要領により作成するものとする。

- 2 居住者等に関する調査書は、居住者要領に定めている各調査書に所定の事項を記載することとし、仮住居要領、家賃減収要領又は借家人要領により調査書を作成するものとする。
- 3 動産に関する調査書は、前条の調査結果を基に動産移転料要領及び動産要領により作成するものとする。

第3節 算 定

(補償額の算定)

- 第99条 営業に関する補償額の算定は、調査職員から営業補償の方法につき指示を受けるほか、営業要領及び営業調査積算要領により行うものとする。
- 2 仮住居等に要する費用、家賃減収補償又は借家人補償の算定は、前条2項で作成した資料等を基に仮住居要領、家賃減収要領又は借家人要領により行うものとする。
 - 3 動産移転料の算定は、動産要領により行うものとする。この場合において、美術品等の特殊な動産で、専門業者でなければ移転料の算定が困難と認められるものについては、専門業者の見積書を徴するものとする。
 - 4 移転雑費の算定は、別記12－5移転雑費算定要領により行うものとする。

第7章 消費税等調査

(消費税等に関する調査等)

第100条 消費税等に関する調査等とは、土地等の権利者等の補償額の算定に当たり消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の額の補償額への加算の要否又は消費税等相当額の補償の要否の調査及び判定等を行うことをいう。ただし、権利者が国の機関、地方公共団体、消費税法別表第三に掲げる法人又は消費税法第2条第7号に定める人格のない社団等であるときは、適用しないものとする。

(調査)

第101条 土地等の権利者等が消費税法第2条第4号に規定する事業者であるときの調査は、次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の要否を判定等するために必要な資料を収集することにより行うものとする。

なお、次に掲げる資料のうち「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」等の1つの資料により判定が可能であるときは、それ以外の資料を調査する必要はないものとする。

- 一 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」
- 二 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」
- 三 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書（控）」
- 四 消費税簡易課税制度選択届出書
- 五 消費税簡易課税制度選択不適用届出書
- 六 消費税課税事業者選択届出書
- 七 消費税課税事業者選択不適用届出書
- 八 消費税課税事業者届出書
- 九 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書
- 十 法人設立届出書
- 十一 個人事業の開廃業等届出書
- 十二 消費税の新設法人に該当する旨の届出書
- 十三 消費税課税事業者届出書（特定期間用）
- 十四 特定期間の給与等支払額に係る書類（支払明細書（控）、源泉徴収簿等）
- 十五 特定新規設立法人に該当する旨の届出書
- 十六 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書
- 十七 適格請求書発行事業者登録に係る通知書
- 十八 適格請求書発行事業者登録に係る取消届出書
- 十九 その他の資料

2 受注者は、前項に掲げる資料が存しない等の理由により必要な資料の調査ができないときは、速やかに、調査職員に報告し、指示を受けるものとする。

(補償の要否の判定等)

第 102 条 消費税等に関する調査書は、前条の調査結果を基に作成するものとする。

- 2 調査書は、消費税等相当補償額の要否判定フロー（様式集様式第 88 号）により補償の要否を判定（課税売上割合の算定も含む。）するものとし、消費税等調査表（様式集様式第 88 号）を用いて作成するものとする。この場合において、消費税等調査表によることが不適当又は困難と認めたときは、当該調査表に代えて判定理由等を記載した調査表を作成するものとする。

第8章 予備調査

第1節 調 査

(予備調査)

第103条 予備調査とは、大規模工場等の敷地の取得等に伴い、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められる場合において、必要に応じて、第6章建物等の調査に先立ち企業の内容等及び敷地の使用実態の調査、想定される移転計画案の作成並びに移転が想定される建物等の概算補償額を算定し、建物等の影響の範囲または基準第28条に規定する通常妥当な移転先及び移転方法の認定に必要な予備的な調査を行うことをいう。

(企業内容等の調査)

第104条 予備調査に係る大規模工場等の企業内容等の調査は、移転計画案の検討に当たって重要な要素となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 所在地、名称及び代表者氏名
- 二 業種及び製造、加工又は販売等の主な品目
- 三 所有者又は占有者の組織及び他に大規模工場等を有している場合には、他大規模工場等と当該大規模工場等との関係
- 四 財務状況
- 五 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）
- 六 製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）
- 七 移転計画案の検討に当たって関係する法令とその内容
- 八 その他移転計画案の検討に必要と認める事項

(敷地使用実態の調査)

第105条 予備調査に係る大規模工場等の敷地の使用実態の調査は、移転計画案の検討に当たって重要となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状
- 二 用途地域等の公法上の規制
- 三 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途（使用実態）
- 四 敷地内の使用状況等
 - イ 屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち特に必要と認めるものの位置、形状、寸法、容量等
 - ロ 駐車場の位置及び収容可能台数、近隣の自動車保管場所の調査
 - ハ 原材料・製品等の置場の位置、形状及び寸法並びに原材料・製品等の品目及び数量
 - ニ 工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく緑地の位置及び面積

五 前条第6号の製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）と建物等の配置との関係

六 その他移転計画案の検討に必要と認める事項

七 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影

（建物調査）

第106条 予備調査に係る建物の調査は、前2条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する建物及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする建物について、第68条に準ずる方法により行うものとする。この場合における建物調査は、間取平面、建築設備、構造概要、立面等、推定再建築費の概算額の積算並びに移転計画の作成に必要な概要調査及び概算補償額の算定を行うものとする。

2 前項の関連移転の検討の対象とする建物を定めるに当たっては、調査職員の指示を受けるものとする。

（機械設備等調査）

第107条 予備調査に係る機械設備等（生産設備及び附帯工作物を含む。）の調査は、第104条及び第105条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する機械設備等及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする機械設備等について、第88条から第90条までに準ずる方法により行うものとする。この場合における機械設備等調査は、配置、機械名（種類）、規格等、概算額の積算並びに移転計画の作成に必要な概要調査及び概算補償額の算定を行うものとする。

2 前項の関連移転の検討の対象とする機械設備等を定めるに当たっては、監督職員の指示を受けるものとする。

第2節調査書等の作成

（企業概要書）

第108条 企業内容等の調査書は、第104条の調査結果を基に企業概要書（様式集様式第89号）を用いて、作成するものとする。

（配置図）

第109条 予備調査に係る大規模工場等の配置図は、当該大規模工場等の敷地のうち予備調査の対象とした範囲について、第105条の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただし、当該大規模工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。

一 建物、屋外の主たる機械設備、生産設備及び附帯工作物、原材料置場、駐車場、通路、緑地等の位置（又は配置）

二 製品等の製造、加工又は販売等の工程

三 縮尺は、500分の1又は1,000分の1とする。

(建物及び機械設備等の図面作成)

第110条 予備調査に係る大規模工場等の建物及び機械設備等の図面は、概算による推定再建築費等の積算が可能な程度の平面図及び立面図等を必要最小限度作成するものとする。

(移転計画案の作成)

第111条 予備調査に係る大規模工場等の移転計画案は、第104条から第107条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先として基準細則第15第1(4)第1号から第3号までの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

- 一 製品等の製造(加工)工程又は商品等の流れ(図式化したもの)の変更計画
- 二 建物(残地内での関連移転又は残地外の土地への移転を必要とするものを含む。)、機械設備等の移転計画
- 三 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要
- 四 建物、機械設備等の移転工程表
- 五 移転計画図(縮尺500分の1又は1,000分の1)
- 六 移転工法(計画)案検討概要書(様式集様式第90号)
- 七 移転工法(計画)各案の比較表(様式集様式第91号)

2 前項の検討に当たり、照応建物の推定建築費は概算額によるものとし、次の各号に掲げるもののほか、概算額の積算に必要な平面図及び立面図を必要最小限度作成するものとする。

- 一 照応建物についての計画概要表(様式集様式第92号、第93号)
- 二 面積比較表(様式集様式第94号)
- 三 平面(間取り)の各案についての計画概要比較表(様式集様式第95号)

第3節 算 定

(補償概算額の算定)

第112条 前条で作成する移転計画案(2又は3案)の補償概算額の算定は、第108条から第111条で作成した調査書及び図面を基に行うものとする。

第9章 移転工法案の検討

第1節 調 査

(移転工法案の検討)

第113条 移転工法案の検討とは、大規模工場等の敷地の取得等に伴い、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められる場合において、必要に応じて、第6章建物等の調査及び第7章営業その他の調査と併せて企業の内容等及び敷地の使用実態の調査、想定される移転工法案を作成し、基準第28条に規定する通常妥当な移転先及び移転方法を検討することをいう。

(企業内容等の調査)

第114条 大規模工場等の企業内容等の調査は、移転工法案の検討に当たって重要な要素となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第108条の調査書の貸与を受けた場合には、その調査書を基に調査を行うものとする。

- 一 所在地、名称及び代表者氏名
- 二 業種及び製造、加工又は販売等の主な品目
- 三 所有者又は占有者の組織及び他に大規模工場等を有している場合には、他大規模工場等と当該大規模工場等との関係
- 四 財務状況
- 五 原材料・製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）
- 六 製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）
- 七 移転工法案の検討に当たって関係する法令とその内容
- 八 その他移転工法案の検討に必要と認める事項

(敷地使用実態の調査)

第115条 大規模工場等の敷地の使用実態の調査は、移転工法の検討に当たって重要な事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第105条の調査結果資料の貸与を受けた場合には、その資料を基に調査を行うものとする。

- 一 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状
- 二 用途地域等の公法上の規制
- 三 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途（使用実態）
- 四 敷地内の使用状況等
 - イ 屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち、特に必要と認められるものの位置、形状、寸法、容量等
 - ロ 駐車場の位置及び収容可能台数、近隣の自動車保管場所の調査
 - ハ 原材料、製品等の置場の位置、形状及び寸法並びに品目及び数量
 - ニ 工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく緑地の位置及び面積

五 次のいずれかにおける建物等の配置との関係

イ 前条第6号の製品等の製造(加工)工程又は商品等の流れ(図式化したもの)

ロ 第114条第6号の製品等の製造(加工)工程又は商品等の流れ(図式化したもの)

ハ 営業要領第1条第1項第2号(2)の移転等の対象となる事業所等の製造、加工又は販売等の主な品目

六 その他移転工法案の検討に必要と認める事項

七 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影

第2節 調査書等の作成

(企業概要書)

第116条 企業内容等の調査書は、第114条の調査結果を基に企業概要書(様式集様式第89号)を作成するものとする。

(配置図)

第116条の2 移転工法案の検討に係る大規模工場等の配置図は、当該大規模工場等の敷地の移転工法案の検討の対象とした範囲について、第115条の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただし、当該大規模工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。

一 建物、屋外の主たる機械設備、生産設備及び附帯工作物、原材料置場、駐車場、通路、緑地等の位置(又は配置)

二 製品等の製造、加工又は販売等の工程

三 縮尺は、500分の1又は1,000分の1とする。

(移転工法案の作成)

第117条 大規模工場等の移転工法案は、第66条から第72条、第74条、第114条及び第115条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先として基準細則第15第1項(4)第1号から第3号までの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

一 製品等の製造(加工)工程又は商品等の流れ(図式化したもの)の変更計画

二 建物(残地内での関連移転又は残地外の土地への移転を必要とするものを含む。)、機械設備等の移転計画

三 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要

四 建物、機械設備等の移転工程表

五 移転計画図(縮尺500分の1又は1,000分の1)

六 移転工法(計画)案検討概要書(様式集様式第90号)

七 移転工法(計画)各案の比較表(様式集様式第91号)

- 2 前項の検討にあたり照応建物の推定建築費は、概算額によるものとし、次の各号に掲げるもののほか、概算額の積算に必要な平面図及び立面図を必要最小限度作成するものとする。

なお、調査職員から、当該照応建物の詳細な設計による推定建築費の積算を指示された場合は、これに必要な図面を作成し、積算するものとする。

- 一 照応建物についての計画概要表（様式集様式第92号、第93号）
- 二 面積比較表（様式集様式第94号）
- 三 平面（間取り）の各案についての計画概要比較表（様式集様式第95号）

（補償額の比較）

第118条 前条の移転工法案を作成したときは、基準細則第15第1項（4）第4号に定める補償額の比較を行うものとする。

- 2 前項の検討に当たり、当該請負契約に対象とされていない補償項目に係わる見積額は、調査職員から教示を得るものとする。

第10章 再算定業務

(再算定業務)

第119条 再算定業務とは、建物等の補償額について再度算定する（再度調査して算定する場合を含む。）ことをいう。

(再算定の方法)

第120条 建物等の補償額の再算定は、次の各号の一に該当する場合を除くほか、従前の補償額の算定方法により行うものとする。

- 一 補償額の算定項目、算定方法等に係る基準等又は調査算定要領等が改正されている場合には、改正後の基準等により算定する。
- 二 再調査の結果が現調査表の内容と異なる場合は、再調査の結果に基づき補償額を算定する。

この場合における移転工法は、調査職員の指示による。

第11章 事業認定申請図書等の作成

(事業認定申請図書等の作成)

第121条 事業認定申請図書等の作成とは、次の各号に掲げる図書の作成をいうものとする。

- 一 事業認定申請図書の作成
- 二 裁決申請図書の作成
- 三 明渡裁決申立図書の作成

(事業認定申請図書の作成)

第122条 事業認定申請図書の作成とは、土地収用法（昭和26年法律第219号。以下この章において「法」という。）第16条に規定する事業の認定を受けることを前提として、法第18条の規定による事業認定申請書及び添付書類（関係機関への意見照会書類を含む。）並びにこれに関連する参考資料を作成することをいい、次の区分によるものとする。

- 一 相談用資料作成

起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書（案）を作成するもの

- 二 申請図書作成

起業者が行う事業認定庁への事前相談の開始に伴い、相談用資料の更新、補足等を行う事業認定申請図書（案）を作成するもの

(事業計画の説明)

第123条 事業認定申請図書の作成に当たっては、当該事業認定申請に係る事業の目的、計画の概要及び申請区間等について調査職員等から説明を受けるものとする。

(現地踏査)

第124条 事業認定申請図書の作成に当たって行う現地踏査においては、事業認定申請に係る起業地を含む事業地の踏査を行うものとする。

(起業地の範囲の検討)

第125条 起業地の範囲の検討は、事業認定申請区間に係る発注者が貸与する事業計画図を基に、本体事業、附帯事業又は関連事業ごとに行うものとする。

2 前項による事業認定申請の範囲を検討したときは、調査職員と協議するものとする。

(事業認定申請図書の作成方法)

第126条 事業認定申請図書は、法第18条並びに法施行規則（昭和26年建設省令第33号。以下この章において「施行規則」という。）第2条及び第3条に定めるところに従うほか、別記14事業認定申請図書等作成要領により作成するものとする。

(相談用資料の作成方法)

第127条 起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書(案)の作成は、前条の定めるところにより、法第20条の事業の認定の要件すべてに該当するように記載するものとし、以下の事項について作成するものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料をあわせて作成するものとする。

- 一 事業認定申請書(案)
- 二 事業計画書
- 三 関連事業に関する協議書(案)
- 四 法4条地の調査及び管理者の意見書(案)
- 五 法令制限地に係る権限を有する行政機関の意見書(案)
- 六 免許・許認可等があったことを証明する書面又は行政機関の意見書(案)
- 七 その他必要な書面等

(相談用資料の添付図面の作成方法)

第128条 起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書(案)の添付図面の作成は、第126条の定めるところにより、法第20条の事業の認定の要件すべてに該当するように記載するものとし、次に掲げるものから必要と認められる図面を作成するものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料の添付図面をあわせて作成するものとする。

- 一 起業地表示図
- 二 法第4条地表示図
- 三 関連事業表示図
- 四 法第4条地管理者意見照会添付図
- 五 起業地計画図等
- 六 法令制限地表示図
- 七 許認可等土地表示図
- 八 参考資料として必要な図面
- 九 その他必要と認められる書面

(申請図書の作成)

第129条 起業者が行う事業認定庁への事前相談の開始に伴う事業認定申請図書(案)の作成は、監督職員の指示により既存の相談用資料を基に、既存の相談用資料の更新、補足等を行うものとする。

(裁決申請図書の作成)

第130条 裁決申請図書の作成とは、法第40条に規定する裁決申請図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。

(裁決申請図書の作成方法)

第131条 裁決申請図書の作成は、法第40条に定める書類の作成をいい、主として次の項目について行うものとし、別記14事業認定申請図書等作成要領により作成するものとする。

- 一 裁決申請書（案）
- 二 事業計画書
- 三 法第40条第1項第2号関係書類
- 四 施行規則第17条第2号イに定める書面
- 五 施行規則第17条第3号に定める書面
- 六 法第36条に定める土地調書（案）
- 七 起業地の位置を表示する図面
- 八 起業地及び事業計画を表示する図面
- 九 土地調書に添付する実測平面図
- 十 その他必要と認められる書面及び図面

(明渡裁決申立図書の作成)

第132条 明渡裁決申立図書の作成とは、法第47条の3に規定する明渡裁決申立図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。

(明渡裁決申立図書の作成方法)

第133条 明渡裁決申立図書の作成は、法第47条の3に定める書類の作成をいい、主として次の項目について行うものとし、別記14事業認定申請図書等作成要領により作成するものとする。

- 一 明渡裁決申立書（案）
- 二 法第47条の3第1項第1号関係書類
- 三 施行規則第17号の6第1号に定める書面
- 四 施行規則第17号の6第2号に定める書面
- 五 法第36条に定める物件調書（案）
- 六 物件調書に添付する図面
- 七 その他必要と認められる書面及び図面

第 12 章 その他の業務の調査等

(その他の業務に関する調査等)

第 134 条 受注者は、その他の業務について、発注者が別途定める調査等要領等に基づき調査し、補償額の算定のために必要な図書等を作成するものとする。

2 受注者は、前項により作成した図書に基づき補償額の算定を行うものとする。

第 13 章 写真台帳の作成

(写真台帳の作成)

第 1 3 5 条 受注者は、第 5 章から第 1 0 章に定める調査等と併せて、別記第 1 5 写真台帳作成要領に基づき、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。

2 写真台帳には、写真を撮影した付近の建物等の配置図又は見取図等を添付し、第 7 5 条第 6 号に基づき付した建物等の番号を付記するとともに、撮影の位置、方向及び写真番号等を記入するものとする。

第 14 章 土地調書等の作成

(土地調書等の作成)

第 136 条 受注者は、第 3 章から第 6 章に定める業務の成果物により、別記 16 土地調書及び物件調書作成要領に基づき土地調書及び物件調書を作成するものとする。

第 15 章 検証及び照査

(検証及び照査)

第 137 条 受注者は、各成果物について十分な検証（受注者が、請負に係る業務の成果物の瑕疵を防止するため、当該成果物を発注者に提出する前に、発注者の指示に従った成果物が完成しているか否かを点検及び修正することをいう。以下「検証」という。）を行わなければならない。

2 前項に定める検証は、第 3 章から第 14 章までに定める業務について行うものとする。

3 検証の方法は、検証済一覧表（様式集様式第 2 号）により各種別ごとに検証者が行い、これに基づき管理技術者が総括の検証を行ったうえで、署名をしなければならない。ただし、地図の転写図及び実測平面図については成果品各葉ごとに、第 11 章から第 13 章までに定める業務については成果品表紙の裏面に管理技術者が検証を行ったうえで、署名をしなければならない。

別記 1

提出書類一覧表

1 仕様書に基づく提出書類

条 項	名 称	様 式	宛 名	提 出 先	提 出 期 日	提出部数
第7条	有資格者通知書	第 1 号	発注者	調査職員	落札後契約 締結前	1
〃	担当技術者通知書	第 2 号	〃	〃	落札後契約 締結前	1
第17条	貸与品借用書 支給品受領書	第 3 号	〃	〃	引渡しの日から 7 日以内	1
〃	貸与品返還書 支給品精算及び返還書	第 4 号	〃	〃	業務完了後 3 日以内	1
第19条	障害物伐除報告書	第 5 号	〃	〃	障害物を伐除 したとき	1
第20条	身分証明書交付申請書	第 6 号	〃	〃	業務着手前	1
第22条	用地調査等業務日報	第 7 号	〃	〃	調査職員が指示 したとき	1
その他	調査職員が必要と認め たもの	適宜定 める	〃	〃	指定期日まで	

2 参考様式

(1) 委託契約書に基づく提出書類

条 項	名 称	様 式	宛 名	提 出 先	提 出 期 日	提出部数
第 9 条 第10条	管理技術者・照査技術 者届（経歴書添付）	第 8 号	発注者	契約担当 部署	落札後契約 締結前	1
第31条	業務完了通知書	第 9 号	〃	調査職員	業務を完了後 5 日以内	1

(2) 委託契約書に基づく通知書類

条 項	名 称	様 式	宛 名	—	通 知 期 日
第 8 条	調査職員通知書	第10号	受注者	—	契約締結後 10日以内

(3) その他

名 称	様 式	宛 名	提 出 先	提 出 期 日	提出部数
打合せ記録簿	第11号	—	—	打合せを行った とき	2
業務に関する指示書	第12号	—	—	指示を要すると き	2
業務に関する承諾書	第13号	—	—	承諾を要すると き	2
業務に関する協議書	第14号	—	—	協議を要すると き	2
業務に関する報告書	第15号	—	—	報告を要すると き	2
履行期間延期願	第16号	発注者	調査職員	延期の必要があ るとき	2
発注者が必要と認めたもの	適宜定 める	〃	〃	報告を要すると き	2

年 月 日

長 様

受注者 住所又は所在地
氏名又は名称

有 資 格 者 通 知 書

業務の名称 _____
年 月 日付けで契約締結した上記業務の有資格者を下記の者に決めましたので通知します。

業務内容	氏名	資格	備考

- 注 1 精度管理業務は提出を要しないものとする。
2 資格の内容を証する資格証等の写し等を添付すること。
3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 判縦とする。

年 月 日

長 様

受注者 住所又は所在地
氏名又は名称

担 当 技 術 者 通 知 書

業務の名称 _____
年 月 日付けで契約締結した上記業務の担当技術者を下記の者に定めまし
たので通知します。

担当技術者氏名	担当業務の名称	備考

- 注 1 担当する業務の名称は、「補償コンサルタント登録規程（昭和 5 9 年 9 月 2 1 日
建設省告示第 1 3 4 1 号）」第 2 条に定める登録部門とする。
- 2 精度管理業務は提出を要しないものとする。
- 3 別紙担当技術者経歴書を添付する。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 判縦とする。

別 紙

担当技術者経歴書

1. 氏名及び生年月日

1. 現 住 所 年 月 日 卒業

1. 最 終 学 歴 年 月 日 取得

1. 法令による免許等

〔以下列記〕

1. 職 歴 年 月 日

〔以下列記〕

1. 賞 罰

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

本人

注 1 職歴については、担当した業務経歴を記入する。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 判縦とする。

年 月 日

長 様

受注者 住 所
氏 名

貸 与 品 借 用 書
支 給 品 受 領 書

貸与品を借用
下記のとおり しました。
支給品を受領

品 目	規 格	単位	数 量			備 考
			今 回	前回迄	計	

年 月 日

長 様

受注者 住 所
氏 名

貸 与 品 返 還 書
支給品精算及び返還書

貸 与 品 を 返 還
下記のとおり します。
支給品を精算のうえ返還

記

委託業務名	(第 号)					
契約年月日	— 年 月 日	履行期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
品 目	規 格	単 位	数 量			備 考
			受領数量	使用数量	返還数量	
調 査 職 員 証 明 欄	上記について調査したところ事実と相違ないことを 証明する。 年 月 日 職 名 氏 名					物品管理簿 登 記
						年 月 日

年 月 日

様

受 注 者 住所又は所在地
氏名又は名称

管理技術者 氏 名

障 害 物 伐 除 報 告 書

年 月 日契約の ため、障害物を伐除したの
で用地調査等共通仕様書第 19 条第 2 項の規定に基づき、別紙調査表を添えて報告します。

- (備考) 1 別紙調査表は、様式第 53 号の立材木調査表等に準じて作成するものとする。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 判縦とする。

年 月 日

様

受注者 住所又は所在地
氏名又は名称

身 分 証 明 書 交 付 申 請 書

業 務 名

下記の者を上記業務に従事させたいので、身分証明書を交付されるよう申請します。
記

住 所	氏 名	生年月日	有 資 格 等	補 償 業 務 経 験 年 数

返 納 年 月 日		総 括 調 査 員	専 任 調 査 員	主 任 調 査 員	調 査 員

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判横とする。

別記様式第7号

別記 1-10-

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判横とする。

管理技術者・照査技術者届

年 月 日

高知県知事 様

受 注 者 住 所
氏 名

委 託 業 務 名				
業 務 番 号	第 号			
委 託 場 所				
契約予定金額	¥			
管 理 技 術 者	フリガナ 氏 名		生年月日	年 月 日
	資 格 等	別紙経歴書のとおり		
	健康保険証、雇用保険、賃金台帳等の常勤資料写しは別紙のとおりです。			
照 査 技 術 者	フリガナ 氏 名		生年月日	年 月 日
	資 格 等	別紙経歴書のとおり		
	健康保険証、雇用保険、賃金台帳等の常勤資料写しは別紙のとおりです。			

管理技術者経歴書

1. 氏名及び生年月日

1. 現 住 所

1. 最 終 学 歴

年 月 日 卒業

1. 経 歴 年 数

年 月

1. 取 得 資 格 等

技術士 (部門) 年 月 日 登録
(二次試験選択科目:)

RCCM (部門) 年 月 日 登録
測量士 年 月 日 登録
地質調査技士 年 月 日 登録

(以下列記)

1. 職 歴

(期 間) (内 容)

年 月 ~ 年 月

(以下列記)

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名

備考 職歴については、担当した業務経歴を過去3ヶ年程度で記入すること。

年 月 日

高知県知事 様

(受注者) 住 所
氏 名

業務完了通知書

下記のとおり業務が完了したので通知します。
なお、完了検査合格決定と同時に成果物を引き渡します。

記

委 託 業 務 名	
業 務 番 号	第 号
委 託 場 所	
履 行 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日
業 務 委 託 料	¥
契 約 年 月 日	年 月 日
完 了 年 月 日	年 月 日
業務成果物目録書	別添のとおり

上記業務の完了検査を命ずる。

年 月 日

(検査職員職氏名)

(検査命令者職氏名)

* 検査命令は、別途一括して処理することができる。

年 月 日

業務成果物目録書

成果物目録

1. ○○○○○報告書 ○部
2. ○○○○○報告原稿 ○葉
3. ○○○○○原図 ○葉

委 託 業 務 名	
業 務 番 号	第 号
委 託 場 所	
完 了 年 月 日	年 月 日
受 注 者	
管 理 技 術 者	
照 査 技 術 者	

年 月 日

(受注者)

様

(契約担当部署) 長

調査職員通知書

下記のとおり調査職員を定めましたので、通知します。

記

委 託 業 務 名	
業 務 番 号	
委 託 場 所	
履 行 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日
業 務 委 託 料	¥
契 約 年 月 日	年 月 日

総 括 調 査 員	
専 任 調 査 員	
主 任 調 査 員	
調 査 職 員 (調 査 員)	
調 査 職 員 (副 調 査 員)	

打 合 せ 記 録 簿

第 回							項	／	
発注者側	総 括 調 査 員	主 任 調 査 員	調 査 員		受注者側	管 理 技 術 者	担 当 者		
	印	印	印			印	印	印	
事務所名					受 注 者				
委託業務名					業務番号				
出 席 者	発注者側				場 所				
					打 合 せ 式	会議・電話・（ ）			
	受注者側								

業務に関する指示書					年 月 日	
委託業務名		総括調査員	主任調査員	調査員		
		印	印	印		
指示事項						
添付図 葉						
上記のとおり指示する。						
上記の指示事項について承諾しました。			管理技術者			
年 月 日						

業務に関する承諾書					年 月 日	
委託業務名	(第 号)			受注者名	印	
承諾事項			管理技術者	印		
添付図 葉						
上記事項について承諾をお願いします。						
上記の事項について承諾する。			総括調査員	専任調査員	主任調査員	調査員
			印	印	印	印

業務に関する協議書					年 月 日	
委託業務名	第 号)		受注者名	印		
			管理技術者	印		
付図 葉						
上記事項について協議を願います。						
上記の事項について協議する。			総括調査員	専任調査員	主任調査員	調査員
			印	印	印	印

業務に関する報告書					年 月 日							
委託業務名	(第 号)			受注者名	印							
報告事項			管理技術者	印								
添付図 葉 上記事項について報告します。												
						上記の事項について受理する。			総括調査員	専任調査員	主任調査員	調査員
						年 月 日			印	印	印	印

年 月 日

高 知 県 知 事 様

(受注者) 住 所

氏 名

印

履行期間延期願

次のとおり、委託業務の完了期限を延期してくださるようお願いいたします。

記

1 委託業務名及び業務番号

2 委 託 場 所

3 業 務 委 託 料

4 契 約 年 月 日

5 履 行 期 間

6 延 期 日 数

7 完了予定年月日

8 理 由

成 果 物 一 覧 表

- 1 用地調査等業務の施行にあたり使用する用紙等の様式等については、次表に定めるところによる。
- 2 各成果物の提出部数は、土地調書及び物件調書は 2 部、他は 1 部とする。
- 3 成果物の様式等については次表のとおりとする。
- 4 次表に定めのない様式等については、特記仕様書又は調査職員の指示による。

分類	業 務 区 分	様式番号	成 果 物 の 名 称	規 格 等	備 考
		1	成 果 物 表 紙		
		2	検 証 済 一 覧 表	A－4	
第 3 章 関 係	地 図 の 転 写	3	地 図 写	ポリエステルフィルム A－300 片面マット	
	土地の登記記録の調査	4	土地の登記記録一覧表	A－4	買収地、隣接地にかかわらず地番順に記載する。
		5	土 地 調 査 表	〃	土地の登記記録の登記事項証明書を必要とする場合は、特記仕様書で指示する。
	建物等の登記記録の調査	6	建物の登記記録一覧表	〃	建物の登記記録の登記事項証明書を必要とする場合は、特記仕様書で指示する。
			立 木 の 登 記 記 録		登記記録の登記事項証明書を添付する。
	権利者の確認調査	(5) (20) (18)	土 地 調 査 表 木 造 建 物 調 査 表 建 物 等 配 置 図	A－4 〃	法人の登記記録又は商業の登記記録の登記事項証明書を添付する。
		(5)	土 地 調 査 表	A－4	住民票謄本又は抄本等の添付を要する。名義人に相続が発生している場合は、相続関係を証する戸籍簿等の謄本又は抄本を全て添付する。
		7	戸 籍 簿 等 調 査 表	〃	
		8	相 続 関 係 説 明 図	A－4 又は A－3	
	墓地管理者等の調査	57 58	墓 地 管 理 者 調 査 表 墓地使用（祭祀）者調査表	A－4	
	地 図 の 作 成		転写地図の連続図	ポリエステルフィルム A－300 片面マット	
	土地利用履歴等の調査	9	土壌汚染等に関する土地利用履歴等調査報告書（1）	A－4	別記3第7条
		10	土壌汚染等に関する土地利用履歴等調査報告書（2）	〃	〃
		11	法令関係資料調査表	〃	〃
		12	現 況 利 用 調 査 表	〃	〃
		13	履歴等聞き取り調査表	〃	〃
第 4 章 地 測 関 係	立 会 い 準 備		測量機器検定証明書(写)		
			土 地 境 界 立 会 権 利 者 一 覧 表		(4) 土地の登記記録一覧表に準じて作成する。
			土 地 境 界 立 会 依 頼 通 知 書		様式等については、調査職員と協議しその指示による。
	境 界 立 会 い	14	土地境界立会確認書	A－4	
		15	不動産調査報告書（囑託調査報告書）	A－4	
		99	隣接境界線証明書	A－4	
	補 助 基 準 点 測 量		基 準 点 観 測 手 簿		すみ入れ不要 原簿
			基 準 点 網 図	A－全判	
			点 の 記	A－4	基準点、補助基準点及び準拠点について作成する。
			基 準 点 計 算 書		
			基 準 点 成 果 簿		
	量 復 元 測 量		境界点復元箇所表示図		写真を含む。
			座 標 に よ る 距 離 、 方 向 角 の 計 算 書		
			境界点復元箇所座 標 一 覧 表		
			境界測量観測手簿		すみ入れ不要 原簿
	境 界 測 量		境界測量計算書		
			境 界 点 成 果 簿		境界点(座標)には、適宜符号を付す。

分類	業務区分	様式番号	成果物の名称	規格等	備考
第4章 測量関係	用地境界仮杭設置		用地境界仮杭設置場所表示図		控杭を設置した場合は、用地境界仮杭と控杭との関係を表示する。
			用地境界仮杭座標値一覧表		控杭を含む。
	境界点間測量		境界測量精度管理表		
	面積計算		面積計算表	A-4	座標求積によるもの。
	実測平面図作成		実測平面図	ポリエステルフィルムA-500片面マットA-0判(841mm×1,189mm)を標準とする。	本規格により難い場合は、特記仕様書で指示する。
			実測平面図精度管理表		
			用地平面図	ポリエステルフィルムA-300片面マット	補助基準点の位置、境界辺長、計測、距離及び座標値一覧表を除いて表示する。実測平面図の大きさ及び測量距離により適宜裁断する。
			用地平面図精度管理表		
	永久境界杭埋設		永久境界杭埋設表示図		写真を含む。
	量		品質評価表		
			メタデータ		
		16	地積測量図	B-4	不動産登記規則別記様式による。
		17	土地所在図 分地形状図	〃	不動産登記規則別記様式による。
第5章・別記5関係	木造建物調査・積算	18	建物等配置図	A-4又はA-3	本規格により難い場合は、適宜の大きさとする。 別記6-1-1別添1(別表) 別記6-1-2別添1(別表)
		19	建物調査図	〃	〃
		20-1 20-2	木造建物調査表	A-4	別記6-1-1第21条 別記6-1-2第21条
		21	木造建物補正率 関係調査表	〃	
		22-1 22-2	木造建物建築直接工事費 計算書	〃	別記6-1-1第46条 別記6-1-2第46条
		23	木造建物建築直接工事費 計算書[曳家工法]	〃	別記6-3第5条
		24	木造建物建築直接工事費 計算書	〃	
第5章・別記6関係	非木造建物の調査・積算	25	工事内訳明細書総括表	A-4	別記6-2別添3第7
		26	工事工程表	〃	
		27	種目内訳書・中科目内訳書	〃	
		28-1	細目内訳書	〃	
		28-2	数量計算書	〃	1枚の用紙に複数の図面を記載することができるものとする。 数量計算及び積算に必要なその他図面は、名称を付して作成しなければならない。 別記6-2別添1(別表)
			構造計算書		
			(建築図面)		
			建物概要	A-2	
			平面図	〃	
			断面図	〃	
			杭地業想定設計図	〃	
			根切想定設計図	〃	
			上部く体現状図	〃	
			矩計図	〃	
			立面図	〃	
			写真方向撮影図	〃	
			建物等配置図	〃	
			展開図	〃	
			仕上表	〃	
			面積表	〃	

分類	業 務 区 分	様式番号	成 果 物 の 名 称	規 格 等	備 考
第 5 章 ・ 別記 6 関係	非木造建物の調査・積算		建 具 表	A - 2	1 枚の用紙に複数の図面を記載することができるものとする。 数量計算及び積算に必要なその他図面は、名称を付して作成しなければならない。 別記 6 - 2 領別添 1 (別表)
			そ の 他 図 面	〃	
			(建 築 設 備 図 面)		
			○ 電 気 設 備		
			器 具 一 覧 表	A - 2	
			器 具 配 置 図	〃	
			受 変 電 設 備 図	〃	
			幹 線 系 統 図	〃	
			動力設備系統図	〃	
			○ 給排水衛生設備		
			器 具 一 覧 表	A - 2	
			器 具 配 置 図	〃	
			消火設備系統図	〃	
			汚水処理設備図	〃	
			そ の 他 図 面	〃	
			○ 空 気 調 和 設 備		
			器 具 一 覧 表	A - 2	
			器 具 配 置 図	〃	
			そ の 他 図 面	〃	
			○ 昇 降 設 備		
			諸 元 表	A - 2	
			そ の 他 図 面	〃	
			○ そ の 他 設 備		
			必 要 図 面	A - 2	
第 5 章 ・ 別記 6 ・ 別記 7 関係	建 物 移 転 料 共 通	29	不 可 視 部 分 調 査 表	A - 4	別記 6 - 1 - 1 第 4 条第 2 項 別記 6 - 1 - 2 第 4 条第 2 項 別記 6 - 2 第 6 条第 1 項
		30	法 令 適 合 性 調 査 表	〃	
		(93)	計 画 概 要 表	〃	
		(94)	面 積 比 較 表	〃	
		(95)	計 画 概 要 比 較 表	〃	
		31	発 生 材 価 額 算 出 表	〃	
		32	建 物 移 転 料 算 定 表 [再 築 工 法]	〃	
		33	建 物 移 転 料 算 定 表 [曳 家 工 法]	〃	
		34	建 物 移 転 料 算 定 表 [改 造 工 法]	〃	
		35	建 物 移 転 料 算 定 表 [復 元 工 法]	〃	
		36	建 物 移 転 料 算 定 表 [除 却 工 法]	〃	
		37	建 物 移 転 料 算 定 表	〃	
第 5 章 ・ 別記 7 関係	機 械 設 備 の 調 査 ・ 積 算	38	機 械 設 備 調 査 表	A - 4	別記 7 - 1 第 5 条
		39	機 械 設 備 算 定 内 訳 書 (総 括 表)	〃	別記 7 - 1 別添 2 第 8
		40	機 械 設 備 算 定 内 訳 書 (復 元 工 事 費 又 は 再 築 工 事 費)	〃	〃
		38	機 械 設 備 調 査 表	〃	別記 7 - 1 第 5 条
		39	機 械 設 備 算 定 内 訳 書 (総 括 表)	〃	別記 7 - 1 別添 2 第 8
		40	機 械 設 備 算 定 内 訳 書 (復 元 工 事 費 又 は 再 築 工 事 費)	〃	〃
		41	機 械 設 備 算 定 内 訳 書 (撤 去 費)	〃	

分類	業 務 区 分	様式番号	成 果 物 の 名 称	規 格 等	備 考
第5章・別記7関係	機械設備の調査・積算	42	機械設備直接工事費明細書	A-4	〃
		43	機械設備据付工数等計算書	〃	別記7-1別添2第5、6
		44	機械設備運搬台数計算書	〃	別記7-1別添2第7
		45	機械設備見積比較表	〃	別記7-1別添2第3
第別5記章7・関係	工作物の調査・積算	46	工 作 物 調 査 表	A-4	
		47	工作物移転料算定表	〃	
第別5記章7・関係	附帯工作物の調査・算定	48	附 帯 工 作 物 調 査 表	A-4	別記7-3第5条
		49	附帯工作物補償額算定表	〃	別記7-3第8条
		50	附帯工作物補償額比較表	〃	〃
第別5記章8・関係	石 綿 調 査 算 定		石 綿 施 工 状 況 図	A-4、A-3又はA-2のうちいずれか	別記8第5条
			写 真 撮 影 方 向 図		
		51	石 綿 調 査 表	A-4	別記8第4条
		52	調 査 承 諾 確 認 書	〃	別記8第6条
第別5記章9・関係	立竹木の調査・積算	53	立 竹 木 調 査 表	A-4	別記9-1第5条
		54	収 穫 樹（園栽培） 管 理 程 度 補 正 表	〃	別記9-1第10条
		55	管理程度補正判定表	〃	〃
		56	立竹木補償金算定表	〃	〃
第5章・別記10関係	墳 墓 の 調 査 ・ 積 算		墳 墓 配 置 図	A-4	別記10第5条 本規格により難しい場合は、適宜の大きさとする。
		57	墓地管理者調査表	〃	別記10第4条
		58	墓地使用(祭し)者調査表	〃	〃
		59	墓 碑 類 調 査 表	〃	〃 カロート等で標準書が適用できないものについては、移設費等の積算に必要な図面の作成を要する。
		60-1 60-2 61	改葬補償金算定書 改 葬 料 算 定 表 祭 し 料 算 定 書	〃	別記10第7条、8条
第6章・別記11関係	営 業 調 査 ・ 積 算		営業補償金算定概説書	A-4	
		62	営 業 調 査 総 括 表	〃	別記11-1第3条
			各 種 調 査 資 料		各種資料の写し 別記11-1第2条
		63	損益計算書比較表	A-4	別記11-1第3条
		64	仕 入 先 調 査 表	〃	別記11-1第3条
		65	従 業 員 調 査 表	〃	別記11-1第3条
			売場及び工場配置図		
			設備機械器具調査表		
			生 産 及 び 販 売 実 績 調 査 表		
			受 注 又 は 顧 客 動 向 調 査 表		
			在 庫 率 及 び 回 転 率 調 査 表		
			得意先喪失調査表		
			移転広告費調査表		
			営業の権利調査表		
			固 定 資 産 及 び 流 動 資 産 調 査 表		
		66	営業補償金算定書 （営業廃止の補償）	A-4	別記11-1第6条
		67	営業補償金算定書 （営業休止の補償）	〃	別記11-1第7条、第8条

分類	業 務 区 分	様式番号	成 果 物 の 名 称	規 格 等	備 考
第 6 章 ・ 別記 11 関係	営 業 調 査 ・ 積 算	68	営業補償金算定書 (営業規模縮小の補償)	〃	別記 11-1 第 10 条
		69-1	固 定 的 経 費 内 訳 書	〃	別記 11-1 第 7 条
		69-2	固 定 的 経 費 附 属 明 細 書	〃	別記 11-1 第 7 条
		70	従業員に対する休業手当 相 当 額 算 定 書	〃	別記 11-1 第 6 条、第 7 条
		71	認 定 収 益 額 算 定 書	〃	別記 11-1 第 6 条、第 7 条、第 8 条、 第 10 条
		72	得 意 先 喪 失 補 償 額 算 定 書	〃	(1) 製造業 別記 11-1 第 7 条、第 8 条
		73	得 意 先 喪 失 補 償 額 算 定 書	〃	(2) 建設業 別記 11-1 第 7 条、第 8 条
		74	得 意 先 喪 失 補 償 額 算 定 書	〃	(3) 卸・小売業 別記 11-1 第 7 条、第 8 条
		75	得 意 先 喪 失 補 償 額 算 定 書	〃	(4) 飲食・サービス業 別記 11-1 第 7 条、第 8 条
		76	費 用 分 解 一 覧 表	〃	別記 11-1 第 7 条、第 8 条
		77	固定資産等の売却損 補 償 額 算 定 書	〃	別記 11-1 第 6 条、第 7 条、第 8 条、 第 10 条
		78	移転広告費等算定書	〃	別記 11-1 第 7 条、第 8 条
			移 転 工 程 表	〃	別記 11-1 第 11 条
			移 転 工 法 認 定 書	〃	
第 6 章 ・ 別記 12 関係	住 居 者 等 に 関 す る 調 査 ・ 積 算	79	居 住 者 調 査 表 (自 家 ・ 家 主 ・ 配偶者居住権用)	A-4	
		80	居 住 者 調 査 表 (借家人・借間人用)	〃	
		81	家 賃 調 査 表	〃	別記 12-3 第 3 条
		82-1	仮住居補償金調査算定書	〃	別記 12-2 第 4 条
		82-2	仮倉庫補償金調査算定書	〃	〃
		83	家賃減収補償金算定書	〃	別記 12-3 第 4 条
		84	借家人補償金調査算定書	〃	別記 12-4 第 4 条
		85-1	移転雑費補償金算定書	〃	別記 12-5 第 3 条
		85-2	建築物確認申請手数料 計 算 表		〃
		85-3	設計、工事監理等業務 報 酬 額 計 算 表		〃
		85-4	就業不能補償日数 内 訳 表		〃
第 6 章 別記 13 関係	動 産 に 関 す る 調 査 ・ 積 算	86-1	動 産 調 査 表	A-4	別記 13-1 第 3 条
		86-2	動 産 台 数 集 計 表	〃	別記 13-1 第 7 条
		87	動産移転料算定書	〃	〃
第 7 章 関係	消 費 税 等 調 査	88	消 費 税 等 調 査 表	A-4	
第 8 章 ・ 第 9 章 関 係	予 備 調 査 移 転 工 法 案 の 検 討	89	企 業 概 要 書	A-4	
		90	移転工法(計画)案 検 討 概 要 書	〃	
		91	移転工法(計画)各案の 比 較 表	〃	
		92	計 画 概 要 表 (検 討 資 料)	〃	
		93	計 画 概 要 表	〃	
		94	面 積 比 較 表	〃	
		95	計 画 概 要 比 較 表		

分類	業 務 区 分	様式番号	成 果 物 の 名 称	規 格 等	備 考
第13章・別記15関係	写 真 撮 影		写 真 台 帳	A－4 市販ファイル	写真台帳に業務名、調査場所名を表示する。 写真のサイズは約8 cm×11 cmとする。
第14章・別記16関係	土 地 調 書 及 び	96	土 地 調 査	A－3	データをCD－R等にコピーし、併せて成果品として提出する。（ファイル形式は調査職員と協議すること）
	物 件 調 書 の 作 成	97	物 件 調 査	〃	〃
		98	各 人 別 補 償 金 集 計 表	A－4	各人別に補償項目ごとに算定額を記載し集計する。

- 備考) 1 第4章用地測量の成果物は、土地境界立会確認書（様式集様式第14号）、基準点網図、基準点成果簿、境界点成果簿及び実測平面図（複写図）を一冊として編集し、その他のものは、種類別に編集すること。
- 2 第5章で規定している各配置図については、建物等配置図（様式集様式第18号）により作成する。なお、記載することが困難な場合は、調査職員の指示によること。
- 3 第8章及び第9章で規定する様式集様式第89号から様式集様式第95号以外に必要な成果物については、表の各様式により作成すること。

土壌汚染に関する土地利用履歴等調査要領

（趣旨）

第 1 条 この要領は、仕様書第 4 8 条及び第 5 0 条に規定する土壌汚染に関する土地利用履歴等に関する調査要領である。

（定義）

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 有害物質

土壌汚染対策法（平成 1 4 年法律第 5 3 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する特定有害物質、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 1 1 年法律第 1 0 5 号）第 2 条第 1 項に規定するダイオキシン類、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 9 号）第 2 条第 3 項に規定する特定有害物質その他の法令（条例を含む。以下同じ。）において規定する有害物質をいう。

二 土壌汚染のある土地

有害物質が法令で定める基準に適合しない土地をいう。

三 土壌汚染のおそれがある土地

土壌が汚染される可能性が高い用途として利用された又は利用された可能性のある土地、有害物質を含有する残土等により造成された可能性のある土地、有害物質を投棄し又は埋め立てた可能性のある土地等をいう。

四 土壌が汚染される可能性が高い用途

有害物質を使用、保管又は排出する施設等であって、法第 3 条第 1 項に規定する有害物質使用特定施設、ダイオキシン類対策特別措置法第 2 条第 2 項に規定する特定施設その他の法令において規定する有害物質の使用等に係る施設等（以下「特定施設等」という。）をいい、例示すると、次のとおりである。

イ 産業廃棄物最終処分場

ロ 有害物質を取扱う研究施設

ハ ガソリンスタンド

五 土壌汚染状況調査（任意調査）

起業者の負担により任意で行われる土壌汚染状況の調査をいい、法に規定された指定調査機関に依頼の上、法で規定された方法により行うものをいう。

（土地利用履歴等調査の実施）

第 3 条 取得又は使用の対象となる土地（以下「対象地」という。）及び対象地に有害物質を流入させるおそれのある周辺地（以下「対象地等」という。）について実施する土壌汚染に関する土地利用履歴等調査については、第 4 条に掲げる第一段階調査と第 6 条に掲げる第二段階調査に区分して行うものとする。

(第一段階調査)

第4条 第一段階調査は、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。なお、第2号及び第3号に掲げる調査は、第1号の調査の結果、土壤汚染のおそれの有無を確認できなかった場合に行うものとする。

一 法令関係資料の調査

第2条第1号に掲げる法令に基づく各種届出書類、法第15条に基づき都道府県知事が調製する台帳等の閲覧により、次の事項を確認すること。

イ 法第3条の特定施設の該当の有無

ロ 法第4条又は法第5条に規定する都道府県知事による調査命令の発出及び調査実施の有無

ハ 法第6条に規定する要措置区域又は法第11条に規定する形質変更時要届出区域の指定の有無

ニ 法第7条に規定する汚染の除去等の措置の指示又は命令及び指示措置等の実施の有無

ホ 土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成21年法律第23号）による改正前の土壤汚染対策法（以下「旧法」という。）第7条に規定する措置命令の発出及び措置の実施の有無

ヘ ダイオキシン類対策特別措置法第29条に規定するダイオキシン類土壤汚染対策地域の指定の有無

ト 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律第3条に規定する農用地土壤汚染対策地域の指定の有無

チ 地方公共団体が定める条例において規定する土壤汚染に係る区域等の指定の有無

リ その他必要と認められる事項

二 現況利用調査

土地の現況や土壤が汚染される可能性が高い用途に供されているか等を確認すること。

三 都道府県又は土壤汚染対策法施行令第8条に定める市の環境担当部局及び地元自治体にする聞き取り等調査

次の情報について聞き取り調査を行うこと。なお、地元自治体から航空写真、地形図等を容易に入手できる場合には、土壤汚染状況調査（任意調査）の実施の要否の判定に資するため、第6条第1項第2号の規定に関わらず、これらを入手すること。

イ 現存する又は過去に設置されていた特定施設等に関する情報

ロ 地下水の利用状況及び汚染状況に関する情報

ハ 過去からの土地利用に関する情報

ニ その他土壤汚染に関する情報

(第一段階調査の結果)

第5条 第一段階調査の結果、次に掲げる場合に該当するときは、第二段階調査を行う必要はないものとする。

一 対象地等が土壤汚染のある土地であるとき。

二 前条第2号及び第3号の調査の結果、対象地等が土壤汚染のおそれがある土地のうち土壤汚染状況調査（任意調査）の必要性があると判定された土地であるとき。

- 三 過去の調査により土壌汚染が発見されなかった土地又は過去の調査により土壌汚染が発見されたが、汚染の除去等の措置が実施されている土地であり、現地に異状が認められないとき。
- 四 次の場合のように、対象地等が、過去に土壌が汚染される可能性が高い用途として利用されていなかったこと、有害物質を含有する残土等により造成されていないこと及び有害物質を投棄し又は埋め立てていないことが確認できるとき。
 - イ 山林や農地として継続的に使用され、土地の改変（圃場整備を除く。）が行われていない土地であり、現地に異状が認められないとき。
 - ロ 昭和40年代以降、継続して居住の用又は有害物質を使用しないことが明らかな事業場の用のみに供されていた宅地であり、現地に異状が認められないとき。

（第二段階調査）

第6条 第二段階調査は、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。

一 登記履歴調査

登記履歴調査は、土地については所有者及び地目を、建物については所有者及び種類を、所有者が法人の場合には法人名及び業種等を調査すること。

二 住宅地図等調査

住宅地図、航空写真等により、工場等の業種等、焼却炉の有無、廃棄物の埋設の有無等の土地の利用状況等を調査すること。

三 地形図等調査

第1号及び前号の調査の結果、土壌汚染のおそれの有無を確認できなかった場合に、旧版地形図、土地利用図等により、土地の傾斜の有無等や造成の有無等土地の形質変更の状況を調査すること。

四 地元精通者等への聞き取り調査

第1号、第2号及び前号の調査の結果、土壌汚染のおそれの有無を確認できなかった場合に、自治会役員、不動産仲介業者、開発業者、土地家屋調査士等の地元精通者に対して聞き取り調査を行うこと。また、土壌汚染状況調査（任意調査）の実施の要否の判定に資するため、必要と認められる場合に、土地所有者等に対して聞き取り調査を行うこと。

- 2 前項第1号、第2号及び第3号の調査は、入手又は閲覧可能な各資料について、昭和40年代まで（対象地周辺に軍需工場が存した形跡がある場合は、昭和初期まで）さかのぼって行うものとする。
- 3 第1項第4号の聞き取り調査を行うに当たっては、有効な調査結果が得られるよう、調査対象者の人選や協力依頼の方法に留意するものとし、守秘義務に十分配慮するとともに、無用な風評の発生、トラブル等を避けるよう注意するものとする。

（調査報告書）

第7条 土地利用履歴等調査の調査結果については、様式集様式第9号及び様式集様式第10号による土壌汚染に関する土地利用履歴等調査報告書に記載するものとし、対象調査区域を表示する図面（用地平面図等に土壌汚染状況等を色分けして表示する。）並びに第一段階調査及び第二段階調査で収集した資料を添付するものとする。また、

必要に応じて様式集様式第 1 1 号、様式集様式第 1 2 号及び様式集様式第 1 3 号の各調査表に詳細事項を記載するものとする。

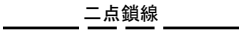
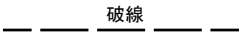
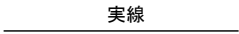
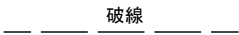
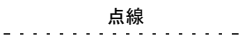
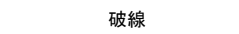
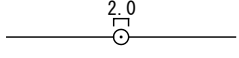
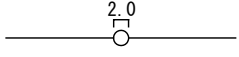
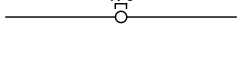
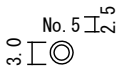
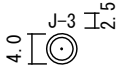
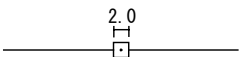
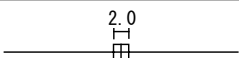
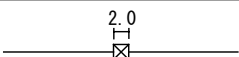
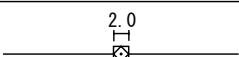
- 2 様式集様式第 9 号から様式集様式第 1 3 号までの調査書の記載は、可能な限り一筆ごとに記載するものとする。ただし、様式集様式第 9 号及び様式集様式第 1 2 号については、一筆ごとの調査結果が同一である場合には、土地利用状況を同じくする一定の区域ごとに記載することができるものとする。

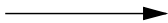
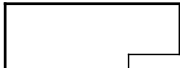
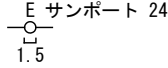
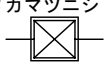
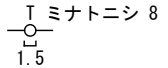
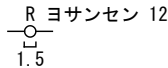
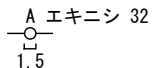
(任意調査の要否の判定)

第 8 条 調査職員は、第一段階調査又は第一段階調査及び第二段階調査の結果を総合的に判断し、対象地について土壤汚染状況調査（任意調査）の実施の要否を判定するものとする。

実測平面図表示記号

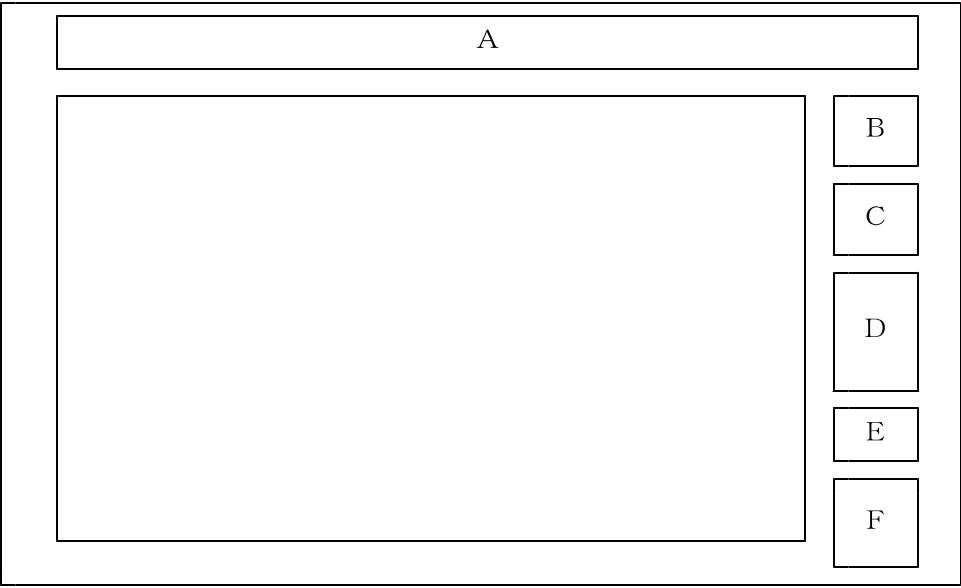
1 実測平面図に表示する記号は、次表のとおりとする。

	区分	記号		摘要
		形状及び大きさ (mm)	線色及び線幅	
境界線	大字の境界		黒 0.35mm	
	字の境界		黒 0.35mm	
	土地の境界		黒 0.18mm	境界点を表示する場合は直径1.5mmの円とする。
	一筆内の異なる権利の境界		赤 0.18mm	境界点を表示する場合は直径1.5mmの円とする。
	一筆内の異なる地目の境界		赤 0.18mm	境界点を表示する場合は直径1.5mmの円とする。
	一筆内の異なる占有者の境界		赤 0.18mm	境界点を表示する場合は直径1.5mmの円とする。
	用地杭及び起業地の境界		赤 0.18mm	
	使用貸借杭及び使用貸借地の境界		緑 0.18mm	
	用地境界仮杭及び起業地の境界		赤 0.18mm	
杭	中心杭		黒 0.18mm	
	準拠点		黒 0.18mm	
	補助基準点		黒 0.18mm	
	土地の境界標	石杭		黒 0.18mm
		コンクリート杭		黒 0.18mm
		合成樹脂杭		黒 0.18mm
		不銹鋼杭		黒 0.18mm

	区分	記号		摘要
		形状及び大きさ (mm)	線色及び線幅	
市町村名 地番等	市町村名 大 字 名 字 名	5.0 * 5.0	黒	直立等線体で表示すること
	地 番	3.5 * 3.5	黒	アラビア数字 左横書
	地番支号 接続記号	123-5	黒	123番5の場合
	同一所有者記号		黒 0.18mm	同一地番表示と混同するため 公図写し及び転写連続図には 使用しないこと。
	所有者等の氏名	3.5 * 3.5	黒	左横書を原則とする。 肩書きは（登）、（相） 等を使用すること。
	地 目	3.5 * 3.5	黒	左横書（正方形直立等線体）
	流水の方向		黒 0.18mm	
建 物 工作物等	木 造		茶 0.18mm 茶 0.35mm	無壁舎及び小屋は破線をも って表示すること。
	非 木 造		茶 0.35mm	表示は外側真形とする。
	配電線路		茶 0.18mm	柱の正位置、架線の方向 及び電柱番号を表示する こと（文字：2.5*2.5）。
	送電線路		茶 0.18mm	基礎位置（外枠）、架線方向 及び鉄塔番号を表示する こと（文字：2.5*2.5）。
	配電通信線路		茶 0.18mm	柱の正位置、架線の方向 及び電柱番号を表示する こと（文字：2.5*2.5）。
	鉄道・軌道		茶 0.18mm	柱の正位置、架線の方向 及び電柱番号を表示する こと（文字：2.5*2.5）。
	そ の 他		茶 0.18mm	柱の正位置、架線の方向 及び電柱番号を表示する こと（文字：2.5*2.5）。
	井 戸		茶 0.18mm	文字：2.5*2.5
	肥 料 槽		茶 0.18mm	文字：2.5*2.5
	貯 水 槽		茶 0.18mm	大型の場合は、外周を普通 破線で表示すること （文字：2.5*2.5）。
	用水ポンプ		茶 0.18mm	文字：2.5*2.5

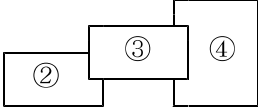
※文字サイズは縮尺1／250で作図する場合を想定しており、縮尺1／500で作図する場合など、これによりがたい場合は協議により変更できるものとする。

2 実測平面図の様式は、次図を標準とする。



A 表題部：事業名、所在地名、縮尺、図面番号を記載する。

B 表示図：当該図面が数葉の図面のどの位置に存するかを示す。



C 概見図：当該図面が国土基本図のどの区画に存するかを示す。

94-1	94-2	95-1	X－K C 95－3
94-3	95-3	95-3	
04-1	04-2	05-1	

D 基準点等座標値：基準点、補助基準点、準拠点、中心杭、用地巾杭、用地境界仮杭について、座標値を一覧表として記載する。

E その他：座標系等必要な事項があれば記載する。

仕

F 業務に関する事項：次表のとおりとする。

書

委託業務名			
発注者			
測量 完成年月日			
受注者			
主任技術者			
調査者	計算者	検査者	照合者
管理技術者			

主任技術者：高知県公共測量作業規程第9条第2項により選任された者

調査者：仕様書第4章に定める測量に従事した者

計算者
検査者
照合者

受注者において、計算、検査、照合の各々に従事した者

確認欄は、押印又は名字の署名とする。

管理技術者：資格及び氏名の記名を要する。

3 閉鎖領域

CADによって作図する場合においては、できるだけ、面積計算を行う各範囲がCAD上において閉鎖領域となるように配慮すること。

4 レイヤ構成

用地実測平面図等をCADによって作成する場合のレイヤ構成は次表のとおりとする。

なお、次表の線色によりがたい場合は受発注者間で協議の上変更することができ。ただし、線色を変える場合、できるだけ次表に示した色と同系統の色を使用すること。

レイヤ名				レイヤに含まれる内容	線色	線種
責任主体	図面オブジェクト	作図要素	ユーザ定義			
S	SUV	YOUCHI	001	A表題部、B表示図、C概見図、F業務に関する事項	白	実線
			002	基準点、中心杭、準拠点	白	実線
			003	補助基準点	白	実線
			004	幅杭、買収線、使用幅杭、借地線	赤・緑	実線・破線
			005	建物、工作物等	茶	実線
			006	大字境界、字境界	白	二点破線・破線
			007	土地の境界（筆界）	白	実線
			008	権利境界、地目境界、占有者境界	赤	破線・実線
			009	市町村名、大字名、字名、土地の地番	白	－
			010	現況地目、流水の方向	白	－
			011	所有者名、権利者名、占有者名、同一所有者記号	白	－
			012	実測面積	白	－
			013	座標値、境界杭、用地境界仮杭、境界点番号、境界辺長	白	実線
			014	その他	－	－

※線色の「白」は、図面の印刷時には「黒」として出力されることを前提とした「白」である。

建物移転料算定要領

第一章 総則

（適用範囲）

第 1 条 この要領は、仕様書第 6 8 条、第 7 7 条及び第 8 6 条に規程する建物の調査算定要領である。

（建物の区分）

第 2 条 調査算定に当たり、建物の区分は仕様書第 9 条第 2 号の定めるところによるものとする。

第二章 調査及び積算

（木造建物の調査及び積算）

第 3 条 木造建物の調査及び推定再建築費の積算は、軸組工法により建築されている木造建物にあっては別記 6－1－1 木造建物調査積算要領〔軸組工法〕（以下「木造建物要領〔軸組工法〕」という。）、ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法により建築されている木造建物にあっては別記 6－1－2 木造建物調査積算要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕（以下「木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕」という。）により行うものとする。

2 前項に定める工法以外の工法により建築されている木造建物の調査及び推定再建築費の積算は、建物の主要な構造部の形状・材種、間取り等から判断して、木造建物要領〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれかにより行うものとする。

（非木造建物の調査及び積算）

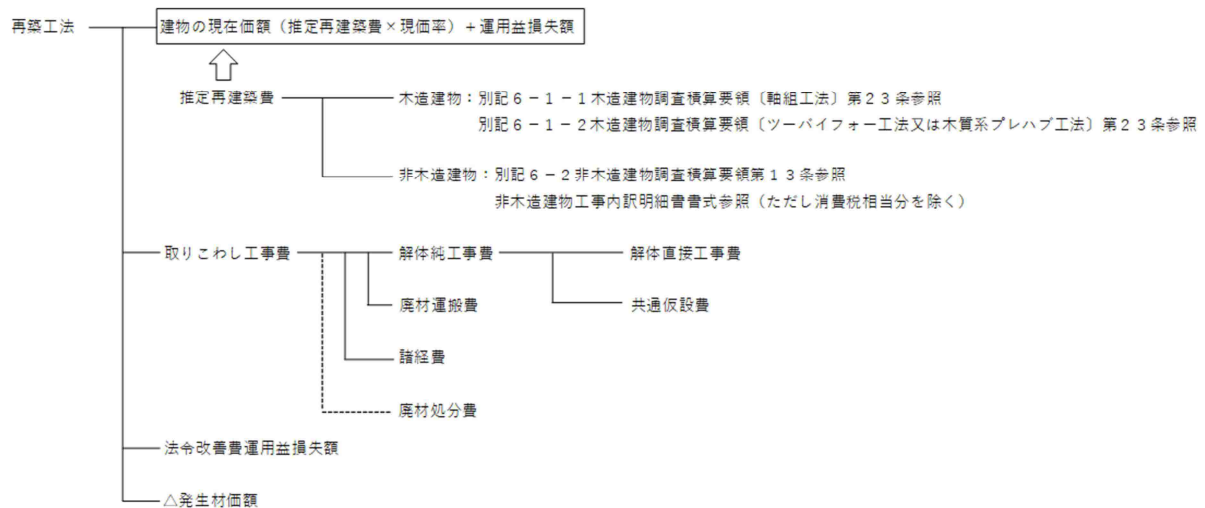
第 4 条 非木造建物の調査及び推定再建築費の積算は、別記 6－2 非木造建物調査積算要領（以下「非木造建物要領」という。）により行うものとする。

第三章 算定

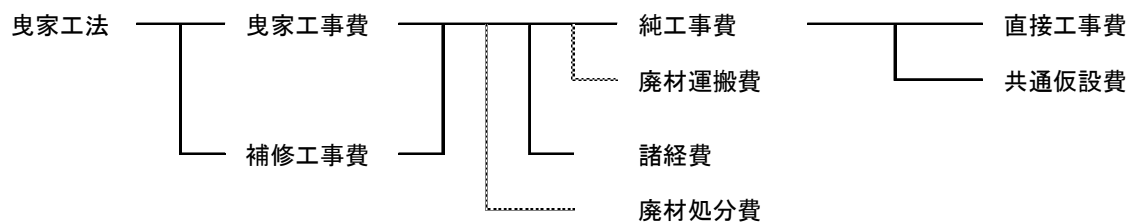
（移転料の構成）

第 5 条 基準細則第 1 5 第 1 項（6）各号の移転工法ごとの移転料の構成は次のとおりとする。

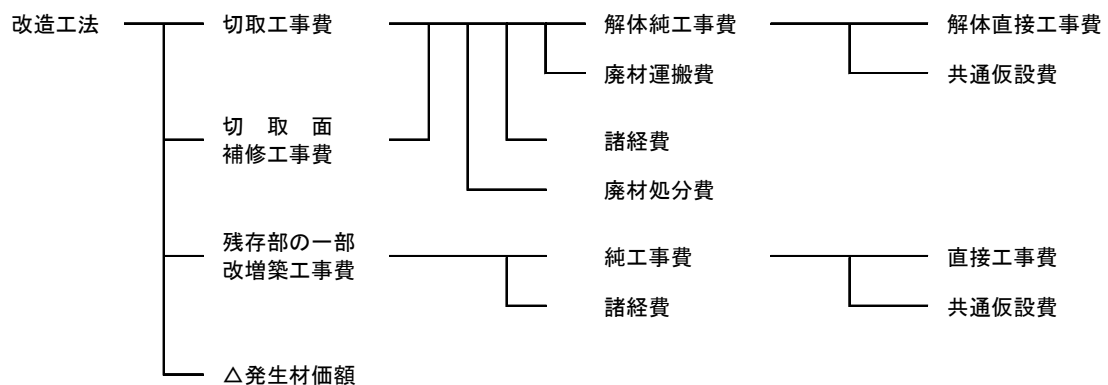
<再築工法の構成>



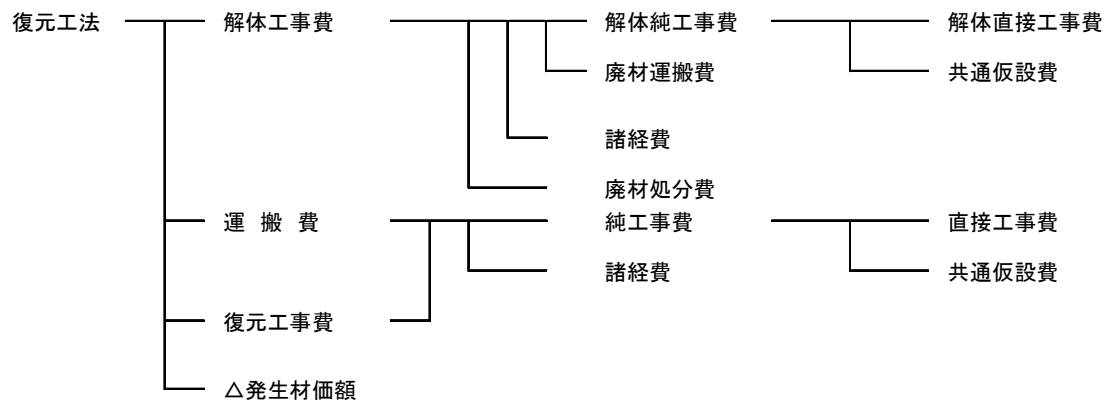
<曳家工法の構成>



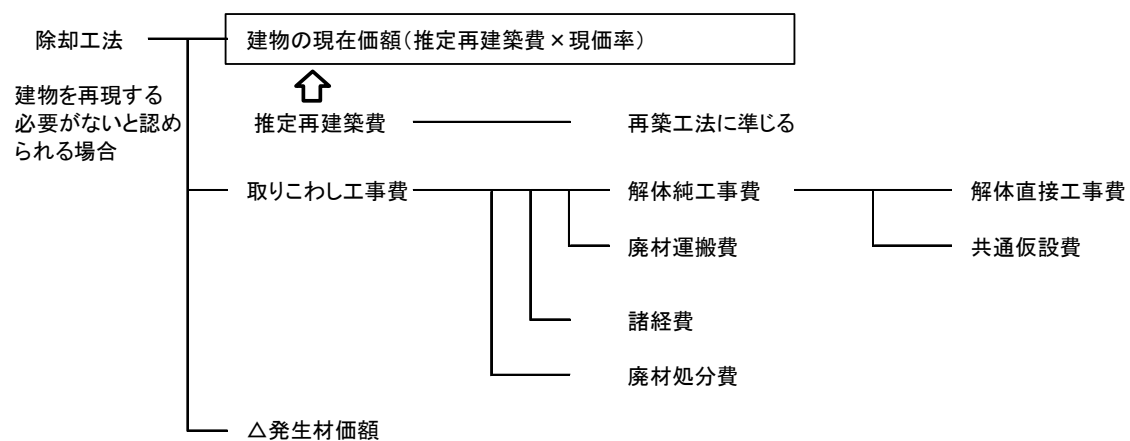
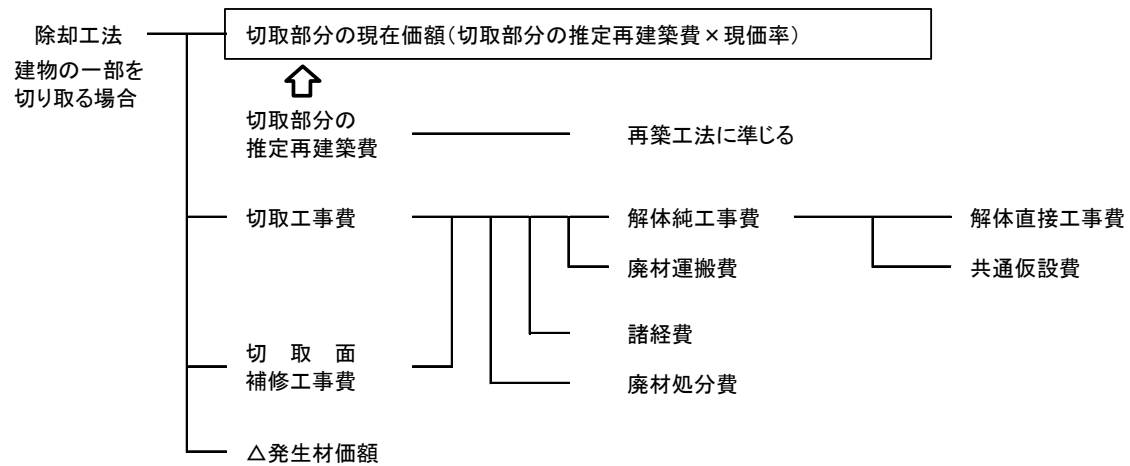
<改造工法の構成>



< 復元工法の構成 >



< 除却工法の構成 >



(移転料の算定)

第6条 基準細則第15第1項(6)第1号及び第3号から第5号の建物の移転料は移転工法ごとに建物移転料算定表(様式集様式第32号から36号)を用いて算定した額とし、基準細則第15第1項(6)第2号の建物の移転料は別記6-3 曳家移転料算定要領により算定した額とする。

なお、基準細則第15第1項(6)第1号ただし書きの算定については、次の各号によるものとする。

一 照応建物の推定建築費が従前建物の推定再建築費を上回る場合は次に掲げる式により算定した額とする。

従前建物の現在価額+運用益損失額+(照応建物の推定建築費

－従前建物の推定再建築費)+取りこわし工事費－発生材価額

二 照応建物の推定建築費が従前建物の推定再建築費を下回り、かつ照応建物の推定建築費が従前建物の現在価額を上回る場合は次に掲げる式により算定した額とする。

従前建物の現在価額+(照応建物の推定建築費－従前建物の現在価額)

×運用益損失額率+取りこわし工事費－発生材価額

三 照応建物の推定建築費が従前建物の推定再建築費を下回り、かつ現在価額を下回る場合は次に掲げる式により算定した額とする。

従前建物の現在価額+取りこわし工事費－発生材価額

2 基準細則第15第1項(6)第5号ロの算定において、当該建物が本来の用途に供することができないと判断した場合は、その現在価額がないものとみなして算定することができるものとする。

3 取りこわし工事費、解体工事費、切取工事費及び切取面補修工事費(以下「取りこわし工事費等」という。)は、次に掲げる式により算定した額とする。

取りこわし工事費等=解体純工事費+廃材運搬費+諸経費+廃材処分費

一 解体純工事費

解体純工事費は、次に掲げる式により算出した額とする。

解体純工事費=解体直接工事費+共通仮設費

(一) 解体直接工事費

解体直接工事費は解体撤去に要する費用(廃材運搬費及び廃材処分費を除く。)

とし、木造建物にあっては様式集様式第24号を用いて、非木造建物にあっては非木造建物要領別添3 工事内訳明細書式を用いて算出する。

(二) 共通仮設費

ア 共通仮設費の内容は、軸組工法により建築されている木造建物にあっては木造建物要領〔軸組工法〕第23条第2項第1号、ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法により建築されている木造建物にあっては木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕第23条第2項第1号のとおりとし、非木造建物にあっては非木造建物要領別添3の6①のとおりとする。

イ 共通仮設費は、軸組工法により建築されている木造建物にあっては木造建物要領〔軸組工法〕別添2 木造建物数量積算基準第14、ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法により建築されている木造建物にあっては木造建物要領

〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕別添2木造建物数量積算基準第14に定める共通仮設費率、非木造建物にあっては非木造建物要領別添4に定めるⅠ共通仮設費率表に基づき、次の式により算定するものとする。ただし、第2条の建物区分のうち、木造建物〔Ⅱ〕、木造建物〔Ⅲ〕及び木造特殊建物並びに非木造建物〔Ⅱ〕については、これを適用しないものとする。

共通仮設費＝解体直接工事費×共通仮設費率

共通仮設費率は解体直接工事費の合計額に対応した率を適用するものとする。ただし、移転先を残地と認定した建物については、建築工事の共通仮設を解体工事でも共用できるため、共通仮設費は計上しないものとする。

二 廃材運搬費

廃棄物処分場までの廃材の運搬費を計上する。

三 諸経費

- (一) 諸経費の内容は、軸組工法により建築されている木造建物にあっては木造建物要領〔軸組工法〕第23条第2項第2号及び第3号、ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法により建築されている木造建物にあっては木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕第23条第2項第2号及び第3号のとおりとし、非木造建物にあっては非木造建物要領別添3の6②のとおりとする。
- (二) 諸経費は、軸組工法により建築されている木造建物にあっては木造建物要領〔軸組工法〕別添2木造建物数量積算基準第15、ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法により建築されている木造建物にあっては木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕別添2木造建物積算基準15に定める諸経費率表、非木造建物にあっては非木造建物要領別添3の6②に定める諸経費率表に基づき、次の式により算定するものとする。ただし、第2条の建物区分のうち、木造建物〔Ⅱ〕、木造建物〔Ⅲ〕及び木造特殊建物並びに非木造建物〔Ⅱ〕については、これを適用しないものとする。

諸経費＝（解体純工事費＋廃材運搬費）×諸経費率

諸経費率は、一発注（建築及び解体）を単位として算定された純工事費と廃材運搬費の合計額に対応した率を適用するものとする。

なお、原則として建物と附帯工作物については別発注、木造建物と非木造建物については一発注として算定するものとする。

四 廃材処分費

解体撤去で発生した廃材の処分費用を計上する。

- 4 前項各号に掲げる費用の算定に当たっては、石綿含有建材が存する場合には、当該各号によるほか、別記8石綿調査算定要領により算定を行うものとする。
- 5 発生材価額は、解体撤去により発生する市場価値のある発生材について、種別、等級等に区分し、必要に応じ計上するものとする。

(移転料の端数処理)

第7条 建物の移転料の算定を行う場合の端数処理は、原則として、次の各号に掲げる場合を除き、1円未満切り捨てとする。

一 補償単価及び資材単価等は、次による。

イ 100円未満のとき 1円未満切り捨て

ロ 100円以上10,000円未満のとき 10円未満切り捨て

ハ 10,000円以上のとき 100円未満切り捨て

二 共通仮設費及び諸経費にあつては、100円未満を切り捨てた金額を計上する。

この場合において、その額が100円未満のときは、1円未満切り捨てとする。

木造建物調査積算要領〔軸組工法〕

第 1 章 総 則

（適用範囲）

第 1 条 この要領は、建物移転料算定要領（以下「建物算定要領」という。）第 3 条第 1 項に係る軸組工法により建築されている木造建物（同条第 2 項に係る工法により建築されているものを含む。）の調査及び推定再建築費の積算に適用するものとする。

（木造建物の区分）

第 2 条 調査積算に当たり、木造建物は建物算定要領第 2 条による区分に従い、木造建物〔Ⅰ〕、木造建物〔Ⅱ〕、木造建物〔Ⅲ〕及び木造特殊建物にそれぞれ区分する。

2 木造建物〔Ⅰ〕の調査及び推定再建築費の積算については、第 2 章及び第 3 章に定めるところによる。ただし、対象となる建物の構造、形状、材種等から判断して、この要領を適用することが妥当でないと認められるときの調査積算は、木造建物〔Ⅰ〕以外の木造建物として扱うものとする。

3 木造建物〔Ⅱ〕、木造建物〔Ⅲ〕及び木造特殊建物の調査については、第 2 章の規定を準用して行うほか、推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとし、積算については、別添 2 木造建物数量積算基準（以下「数量積算基準」という。）に定める諸率は適用しないものとし、第 3 章の規定を準用した積み上げによるか、又は専門メーカー等の見積を徴することにより行うものとする。

第 2 章 調 査

（所在地等の調査）

第 3 条 建物の調査を行うに当たっては、あらかじめ、次の事項について調査を行うものとする。

- 一 建物の所在地
- 二 建物所有者の氏名又は名称（代表者の氏名）、住所又は所在地及び電話番号
- 三 建築年月
- 四 構造、用途及び建築工法

（調査の方法）

第 4 条 建物調査は、建物平面等のほか第 7 条から第 19 条までに定める建物の部位ごとに区分して行うものとする。

2 不可視部分の調査は、既存図が入手できる場合にはこれを利用することができるものとする。この場合において、可能な範囲内で写しを入手するものとする。また、既存図

が入手できない場合には建物所有者、設計者又は施工者からこれらの状況を聴取する等の方法により調査を行うものとする。ただし、既存図が入手できる場合でも当該建物と既存図の間に相違があると認められる場合には、既存図が入手できない場合の調査を行い補正するものとする。これらの調査内容等は、様式集様式第29号により作成するものとする。

(平面の調査)

第5条 建物平面の調査は、建物の階層ごとの平面図を作成するために必要な次の各号に係るものについて行うものとする。

- 一 間取り、寸法及び各室の名称
- 二 柱及び壁の位置
- 三 床の間及び押入れ等の位置
- 四 開口部（引違い戸、開戸、開口等別）の位置
- 五 その他必要な事項

2 建物の各室の平面の寸法は、柱の中心間の長さによるものとする。

(仮設の調査)

第6条 仮設に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 1階の外壁の面数（出幅が45センチメートル以内の出窓等の面数は除く。）
- 二 シート張りの要否（都市計画法の指定区域、周辺の状況等）

(基礎の調査)

第7条 基礎に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 基礎の種類
- 二 布基礎の基礎天端幅及び地上高（地盤面から基礎天端までの高さとする。以下同じ。）
- 三 多雪区域等の高床式基礎の形状寸法
- 四 べた基礎の基礎立上部分の天端幅、地上高、底盤部分の施工面積及び形状寸法
- 五 独立基礎、玉石基礎の形状寸法及び数量
- 六 床下防湿コンクリートの施工面積及び形状寸法
- 七 傾斜地に建築されている建物で車庫等に利用されている半地下式の基礎又は松杭若しくはコンクリート杭等で補強している建物の基礎の形状寸法及びその他必要な事項
- 八 束立てを施工してある部分の面積（用途区分が専用住宅であるときを除く。）
- 九 玄関、浴室等直接コンクリートが打設されている部分の施工面積及び形状寸法
- 一〇 仕上げ
- 一一 その他必要な事項

(軸部の調査)

第8条 軸部に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 柱径（最も多く使用されている柱とする。）

- 二 柱長（１階及び２階の別）
- 三 柱の材種、品等及びこれらの分布
- 四 その他必要な事項

（屋根の調査）

第 9 条 屋根に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 屋根形状（切妻、寄棟、入母屋等）
- 二 軒出及び傍軒出
- 三 屋根勾配
- 四 仕上材種
- 五 その他必要な事項

（外壁の調査）

第 10 条 外壁に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 各階の外壁周長
外壁周長は、柱の中心間で測定する。
- 二 各階の壁高
１階の壁高は、外壁の施工されている下端から軒（敷）桁又は胴差し（２階梁）の上端までとし、２階の壁高は、胴差し（２階梁）の上端から軒（敷）桁の上端までとする。
なお、屋根の形状が片流れの場合は、両壁高の平均値とする。
- 三 屋根の形状が切妻の場合は、梁間及び妻高
妻面積の算出が可能な調査とする。
- 四 仕上材種
- 五 軒天井が仕上施工されている場合は、その位置及び仕上材種
- 六 その他面積の算出に必要な事項

（内壁の調査）

第 11 条 内壁に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 各室の天井高
- 二 仕上材種が腰壁等と異なる場合には、仕上材ごとの高さ等
- 三 仕上材種
- 四 その他必要な事項

（床の調査）

第 12 条 床に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 各室の仕上材種
- 二 畳の材種及び数量（帖数）
- 三 その他必要な事項

（天井の調査）

第 1 3 条 天井に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 各室の天井の種類（竿縁、底目地、舟底、打上げ等）
- 二 各室の仕上材種
- 三 その他面積の算出に必要な事項

（開口部〔金属製建具〕の調査）

第 1 4 条 金属製建具に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 サッシュ窓
 - ア 設置位置
 - イ 種類（引違い、両開き、片開き、ルーバー、固定式等）
 - ウ 材質
 - エ 規格寸法
 - オ 面格子の有無
 - カ 雨戸の有無及び鏡板の有無
- 二 玄関・勝手口等のドア
 - ア 設置位置
 - イ 種類、材質及び規格寸法
- 三 手摺等
 - ア 設置位置
 - イ 種類、材質及び規格寸法
- 四 その他必要な事項

（開口部〔木製建具〕の調査）

第 1 5 条 木製建具に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 設置位置
- 二 種類及び規格寸法
- 三 材質
- 四 面格子の有無
- 五 雨戸の有無
- 六 その他必要な事項

（造作の調査）

第 1 6 条 造作に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 種類（床の間、書院、床脇、欄間、造付けタンス、階段、手摺、押入れ、造付け下駄箱、床下収納庫、掘りこたつ、霧除庇等。ただし、軸部工事に係る木材材積量に含まれる構成部材を除く。）
- 二 形状寸法
- 三 数量
- 四 その他必要な事項

(樋の調査)

第 17 条 樋に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 形状寸法（軒樋、豎樋、谷樋、集水器別）
- 二 材質
- 三 その他必要な事項

(建築設備の調査)

第 18 条 建築設備に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 電気設備
 - ア 電灯、コンセント、スイッチ及び分電盤の設置位置
 - イ 規格（コンセントは埋込、露出の別及び口数等、スイッチは埋込、露出の別及び連数、分電盤は回路数）
 - ウ 数量
 - エ 照明器具の種類
 - オ その他必要な事項
- 二 ガス設備
 - ア 都市ガス又はプロパンガスの別
 - イ 配管の位置
 - ウ ガス管の種類、規格及び延長
 - エ ガス栓の規格及び数量
 - オ その他必要な事項
- 三 給水・給湯設備
 - (一) 建物内
 - ア 給水・給湯の水栓（蛇口）の設置位置
 - イ 水栓の種類及び規格
 - ウ 水栓の数量（外水栓を除く。）
 - エ その他必要な事項
 - (二) 建物外（敷地内）
 - ア 水道管の敷設位置
 - イ 計量器の位置
 - ウ 水道管の種類、規格及び延長
 - エ 水栓の数量
 - オ その他必要な事項
 - (三) 上記以外の設備の種類、規格寸法、数量等
- 四 排水設備
 - 建物外（敷地内）
 - ア 排水管、桝等の敷設位置
 - イ 排水管、桝等の種類、規格寸法及び数量
 - ウ 排水管の延長

エ その他必要な事項

五 衛生設備

ア 種類（浴槽、洗面台、便器等）

イ 規格寸法

ウ 数量

エ その他必要な事項

六 厨房設備

ア 種類（流し台、調理台等）

イ 規格寸法

ウ 数量

エ その他必要な事項

七 その他の設備（空調(冷暖房)設備、消火設備、浄化槽等）

ア 種類

イ 規格寸法

ウ 数量

エ その他必要な事項

（建物附随工作物の調査）

第 19 条 建物附随工作物については、次の事項について調査するものとする。

一 種類（テラス、ベランダ等）

二 設置位置

三 形状寸法

四 数量

五 その他必要な資料

（石綿含有建材の調査）

第 20 条 第 2 条から前条までの調査に当たっては、石綿含有建材の使用の有無について、別記 8 石綿調査算定要領により調査を行うものとする。

（木造建物調査表及び図面の作成）

第 21 条 調査が終了したときは、様式集様式第 20－1 号による木造建物調査表を作成するものとする。

2 図面は、別添 1 木造建物図面作成基準（以下「図面作成基準」という。）により作成するものとする。

（写真撮影等）

第 22 条 次により写真を撮影し、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。

一 写真撮影

次の箇所を撮影する。

ア 四方からの外部及び屋根

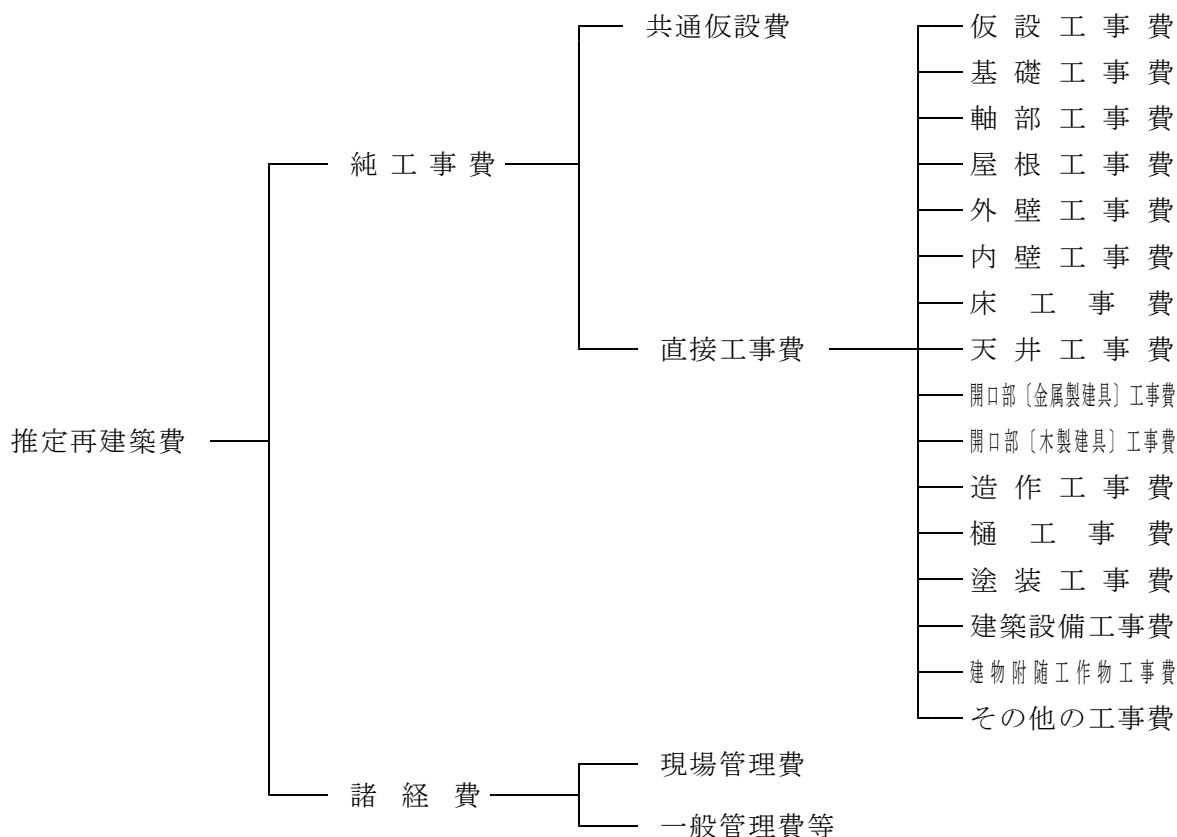
- イ 各室
- ウ 造作、建築設備及び建物附随工作物
- 二 写真台帳

撮影の位置、方向及び写真番号を記載した建物の配置図及び平面図を添付し、撮影年月日を記入する。

第3章 積 算

(推定再建築費の構成)

第23条 木造建物の推定再建築費の構成は、次のとおりとするものとする。



2 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の内容は、それぞれ次のとおりとする。

一 共通仮設費

準備費（敷地整理費）、仮設物費（仮囲い費、下小屋費及び簡易トイレ設置費）、動力用水光熱費（仮設電力設置費、電気料金及び水道料金）、整理清掃費（建物敷地及び接面道路の清掃費）その他費用

二 現場管理費

労務管理費、租税公課、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、補償費、雑費その他原価性経費配賦額

三 一般管理費等

一般管理費（役員報酬、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、電力用水光熱費、調査研究費、広告宣伝費、営業

債権貸倒償却、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、試験研究費償却、開発費償却、租税公課、保険料及び雑費）及び付加利益（法人税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金等）

（積算単価等）

第 2 4 条 補償金の積算に用いる単価は、次の各号によるものとする。

- 一 物件移転等標準書の単価
- 二 物件移転等標準書に記載されていない細目の単価については、「建設物価（一般財団法人建設物価調査会発行）」、「積算資料（一般財団法人経済調査会発行）」又はこれらと同等であると認められる公刊物に記載されている単価及び専門業者の資料単価
- 三 前 2 号に掲載のない単価については、調査職員と協議のうえ、市場調査により求めるものとする。

（数量積算）

第 2 5 条 建物の部位別の工事費の算定は、数量積算基準に定めのあるものは、これを用いて行うものとする。

（計算数値の取扱い）

第 2 6 条 補償金の積算に必要な構造材、仕上げ材等の数量算出の単位は、通常使用されている例によるものとする。

ただし、算出する数量が少量であり、通常使用している単位で表示することが困難な場合は、別途の単位を使用することができるものとする。

- 2 構造材、仕上げ材等の数量計算は、原則として、それぞれの単位を基準として次の方法により行うものとする。
 - 一 数量計算の集計は、木造建物建築直接工事費計算書（様式集様式第 2 2 - 1 号）に計上する項目ごとに行う。
 - 二 前項の使用単位で直接算出できるものは、その種目ごとの計算過程において、小数点以下第 3 位（小数点以下第 4 位切捨て）まで求める。
 - 三 前項の使用単位で直接算出することが困難なものは、種目ごとの長さ等の集計を行った後、使用単位数量に換算する。この場合における長さ等の集計は、原則として、小数点以下第 2 位をもって行うものとし、数量換算結果は、小数点以下第 3 位まで算出する。

（木造建物建築直接工事費計算書に計上する数値）

第 2 7 条 木造建物建築直接工事費計算書（様式集様式第 2 2 - 1 号）に計上する数値は、次の各号によるもののほか、図面作成基準第 5 による計測値を基に算出した数値とする。

- 一 建物の延べ床面積は、図面作成基準第 6 第 3 項で算出した数値とする。
- 二 構造材、仕上げ材その他の数量は、前条第 2 項第二号及び第三号で算出したものを小数点以下第 2 位（小数点以下第 3 位四捨五入）で計上する。

(仮設工事費)

第28条 仮設工事費は、次の方法により算出するものとする。

$$\text{工事費} = \text{仮設工事面積} \times \text{単価}$$

仮設工事面積：数量積算基準第3による。

(基礎工事費)

第29条 基礎工事費は、次の方法により算出するものとする。

一 布基礎

ア 布コンクリート等基礎

$$\text{工事費} = \text{布基礎長} \times \text{単価}$$

布基礎長：数量積算基準第4第一号アによる。

イ 布基礎仕上げ

$$\text{工事費} = \text{基礎外周長} \times \text{単価}$$

基礎外周長：1階の外壁周長とする。

二 束石

$$\text{工事費} = \text{束石数量} \times \text{単価}$$

束石数量：数量積算基準第4第二号による。

三 ベタ基礎

ア ベタ基礎

$$\text{工事費} = \text{底盤部分の工事費} + \text{立ち上がり部分の工事費}$$

$$= [(1 \text{ 階の底盤部分の施工面積} \times \text{単価})] + [(\text{布基礎長} \times \text{単価})]$$

1階の底盤部分の施工面積：第7条第四号で調査し、算出した数値とする。

布基礎長（立ち上がり部分）：数量積算基準第4第一号イによる。

イ ベタ基礎仕上げ

$$\text{工事費} = \text{基礎外周長} \times \text{単価}$$

基礎外周長：1階の底盤部分の外周長（柱の中心間の測定値）とする。

四 独立基礎、玉石基礎

$$\text{工事費} = \text{独立基礎数又は玉石基礎数} \times \text{単価}$$

独立基礎数又は玉石基礎数：第7条第五号で調査した数量とする。

五 土間コンクリート

$$\text{工事費} = \text{施工面積} \times \text{単価}$$

施工面積：第7条第九号で調査し、算出した数値とする。

六 床下防湿コンクリート

$$\text{工事費} = \text{施工面積} \times \text{単価}$$

施工面積：第7条第六号で調査し、算出した数値とする。

(軸部工事費)

第30条 軸部工事費は、次の方法により算出するものとする。

$$\text{工事費} = \text{軸部木材費} + \text{労務費（大工手間等）}$$

$$= [(木材材積量 \times 単価)] + [(延床面積 \times 単価)]$$

木材材積量：数量積算基準第5による。

(屋根工事費)

第31条 屋根工事費は、次の方法により算出するものとする。

$$\text{工事費} = \text{施工面積} \times \text{単価} \quad (\text{仕上材種別の合計額を求める。})$$

施工面積：数量積算基準第6による。

(外壁工事費)

第32条 外壁工事費は、次の方法により算出するものとする。

$$\text{工事費} = \text{施工面積} \times \text{単価} \quad (\text{仕上材種別の合計額を求める。})$$

施工面積：数量積算基準第7による。

(内壁工事費)

第33条 内壁工事費は、次の方法により算出するものとする。

$$\text{工事費} = \text{施工面積} \times \text{単価} \quad (\text{仕上材種別の合計額を求める。})$$

施工面積：数量積算基準第8による。

(床工事費)

第34条 床工事費は、次の方法により算出するものとする。

一 床仕上材種

$$\text{工事費} = \text{施工面積} \times \text{単価} \quad (\text{仕上材種別の合計額を求める。})$$

施工面積：数量積算基準9による。

二 畳敷き

$$\text{工事費} = \text{数量(帖数)} \times \text{単価} \quad (\text{畳の材種別の合計額を求める。})$$

数量(帖数)：数量積算基準9による。

(天井工事費)

第35条 天井工事費は、次の方法により算出するものとする。

$$\text{工事費} = \text{施工面積} \times \text{単価} \quad (\text{仕上材種別の合計額を求める。})$$

施工面積：数量積算基準第10による。

(開口部〔金属製建具〕工事費)

第36条 金属製建具に係る工事費は、次の方法により算出するものとする。

$$\text{工事費} = \text{数量} \times \text{単価} \quad (\text{種類別の合計額を求める。})$$

数量：数量積算基準第11による。

(開口部〔木製建具〕工事費)

第37条 木製建具に係る工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費 = 数量 × 単価 （種類別の合計額を求める。）

数量：数量積算基準第12による。

（造作工事費）

第38条 造作工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費 = 数量 × 単価 （種類別の合計額を求める。）

数量：第16条で調査した数量とする。

（樋工事費）

第39条 樋工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費 = 1階床面積 × 単価

（塗装工事費）

第40条 塗装工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費 = 延床面積 × 単価

（建築設備工事費）

第41条 建築設備工事費は、設備の種類ごとに次の方法により算出するものとする。

一 電気設備工事費

工事費 = 数量 × 単価 （種類別の合計額を求める。）

数量：数量積算基準第13第一号による。

二 ガス設備工事費

ア 都市ガス

各地域の工事費の実態により算出する。

イ プロパンガス

工事費 = プロパンガス調整器等設置費 + (配管数量 × 単価)

+ (ガス栓数量 × 単価)

配管数量、ガス栓数量：第18条第二号で調査し、算出した数量とする。

三 給水、給湯設備工事費

工事費 = 水栓工事費 + 建物内配管工事費 + 建物外配管工事費

= [水栓(蛇口)の種類ごとの数量 × 単価] + [水栓(蛇口)数量 × 単価]

+ [本管取付から計量器までの工事費 + (計量器からの配管数量 × 単価)]

水栓(蛇口)の種類ごとの数量：数量積算基準第13第二号アによる。

水栓(蛇口)数量：数量積算基準第13第二号イによる。

計量器からの配管数量：第18条第三号(二)で調査し、算出した数値とする。

四 排水設備工事費

工事費 = 建物内排水設備工事費 + 建物外排水設備工事費

= [水栓(蛇口)数量 × 単価] + [(種類別配管数量 × 単価) + (桝等の数量

×単価)〕

水栓(蛇口)数量：数量積算基準第13第三号による。

種類別配管数量及び桤等の数量：第18条第四号で調査し、算出した数値とする。

五 衛生設備工事費

工事費 = 数量 × 単価 (種類別の合計額を求める。)

数量：第18条第五号で調査した数量とする。

六 厨房設備工事費

工事費 = 数量 × 単価 (種類別の合計額を求める。)

数量：第18条第六号で調査した数量とする。

七 その他の設備工事費

工事費 = 数量 × 単価 (種類別の合計額を求める。)

数量：第18条第七号で調査した数量とする。

(建物附随工作物工事費)

第42条 建物附随工作物工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費 = 数量 × 単価 (種類別の合計額を求める。)

数量：第19条で調査した数量とする。

(その他の工事費)

第43条 第28条から第42条までに掲げる工事以外の工事費は、第28条から第42条までに掲げる工事の方法に準じて算出するものとする。

(共通仮設費)

第44条 共通仮設費は、次の式により算出するものとする。

共通仮設費 = 直接工事費 × 共通仮設費率

直接工事費：第28条から第43条までに算出した各工事費の合計額とする。

共通仮設費率：数量積算基準第14による。

(諸経費)

第45条 諸経費は、次の式により算出するものとする。

諸経費 = 純工事費 × 諸経費率

純工事費：直接工事費に共通仮設費を加えた額とする。

諸経費率：数量積算基準第15による。

なお、第24条第二号及び第三号に規定する単価を積算に用いる場合において、当該単価に第23条第2項第二号及び第三号に規定する費用と同等の諸経費が含まれている場合は諸経費の対象としないものとする。

2 諸経費率は、一発注(建築及び解体)を単位とし、純工事費と廃材運搬費の合計額に対応した率を適用するものとする。

なお、原則として建物と附帯工作物については別発注、木造建物と非木造建物について

ては一発注として算定するものとする。

（建築直接工事費の積算）

第 4 6 条 建築直接工事費は、様式集様式第 2 2 - 1 号により算出するものとする。

別添 1 木造建物図面作成基準

（作成する図面）

第 1 作成する図面の種類及び作成方法については、原則として、別表に掲げるものとする。

（用紙及び図面）

第 2 図面の大きさは、原則として、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第 1 1 条により制定された日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）A 列 3 番横とする。

2 配置図は様式集様式第 1 8 号により、平面図、立面図その他の図面は様式集様式第 1 9 号により作成する。

（図の配置）

第 3 平面図、配置図等は、原則として、図面の上方が北の方位となるように配置し、立面図、断面図等は、上下方向を図面の上下に合わせる。

（図面の縮尺）

第 4 作成する各図面の縮尺は、原則として、別表に表示する縮尺とし、各図面に当該縮尺を記入する。ただし、これにより難しい場合は、この限りでない。

（建物の計測）

第 5 建物の調査において、長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、小数点以下第 2 位（小数点以下第 3 位四捨五入）までとする。ただし、排水管等の長さ等で小数点以下第 2 位の計測が困難なものは、この限りでない。

2 面積に係る計測は、原則として、柱又は壁の中心間で行うこととする。

3 建物等の構造材、仕上げ材等の厚さ、幅等の計測は、原則として、ミリメートルを単位とする。

（図面等に表示する数値及び面積計算）

第 6 調査図面に表示する数値は、第 5 の計測値を基にミリメートル単位で記入するものとする。

2 面積計算は、前項で記入した数値をメートル単位により小数点以下第 4 位まで算出し、それを各階ごとに累計し、小数点以下第 2 位（小数点以下第 3 位切捨て）までの数値を求めるものとする。

3 延べ床面積は、前項で算出した各階別の小数点以下第 2 位までの数値を合計した数値とするものとする。

4 1 棟の建物が 2 以上の用途に使用されているときは、用途別の面積を前 2 項の定めるところにより算出するものとする。

(図面表示記号)

第7 図面に表示する記号は、原則として、日本産業規格の図記号を用いる。

(線の種類)

第8 線は、原則として、次の4種類とする。

実 線 _____
破 線 ____ _ ____ _ ____ _ ____ _ ____ _
点 線
鎖 線 ____ _ ____ _ ____ _ ____ _ ____ _

2 線の太さは、原則として、0.2ミリメートル以上とする。

(文字)

第9 図面に記載する文字は、原則として、横書きとする。ただし、寸法を表示する数値は寸法線に添って記入する。

2 文字のうち、漢字は楷書体を用い、術語のかなは平仮名、外来語は片仮名、数字は算用数字とする。

3 文字の大きさは、原則として、漢字は3.0ミリメートル角以上、平仮名、片仮名、算用数字等は2.0ミリメートル角以上とする。

(勾配の表示)

第10 勾配の表示は、原則として、正接を用いるものとする。この場合において、分母を10とした分数で表示する。

(別 表)

図 面 名 称	作 成 の 方 法 等	縮 尺	備考
配 置 図	配置図は、次により作成するものとする。 一 建物等の所有者（同族法人及び親子を含む。）を単位として作成する。 二 縮尺は、原則として、次の区分による。 (1) 建物、庭園及び墳墓を除く工作物、庭木等を除く立竹木 100分の1又は200分の1 (2) 庭園、墳墓、庭木等 50分の1又は100分の1 三 用紙は、日本産業規格A列3番を用いる。ただし、建物の敷地が広大であるため記載することが困難である場合には、A列2番によることができる（以下この節において同じ。）。 四 敷地境界線及び方位を明確に記入する。方位は、原則として、図面の上方を北の方位とし図面右上部に記入する。		

	五 土地の取得等の予定線を赤色の実線で記入する。 六 建物、工作物及び立竹木の位置等を記入し、建物、工作物及び立竹木ごとに番号を付す。ただし、工作物及び立竹木が多数存する場合には、これらの配置図を各々作成することができる。 七 図面中に次の事項を記入する。 (1) 敷地面積 (2) 用途地域 (3) 建ぺい率 (4) 容積率 (5) 建築年月 (6) 構造概要・建築工法 (7) 建築面積 (8) 建物延べ床面積										
平面図	(1) 平面図は、様式集様式第 1 9 号に建物ごとに作成する。 (2) 建物の方位は、原則として、図面の上方を北の方位とし、図面右上部に記入する。 (3) 建物の面積計算に必要な部分及び借家人の占有面積、店舗等の用途区分に応じて主要間仕切りに寸法線を記入する。 (4) 建物の面積計算は、各階の床面積ごとに行い、原則として、図面の左下側に記入する。 (5) 変形建物等で通常的面積計算により算出が困難な場合には、当該部分の三斜計算を行う。 (6) 店舗、事務所、工場等の用途別の面積及び占有区分の面積については、別途必要と認められる部分のみの計算を行う。 (7) 各室の仕上げは、次表を用いて表示する。 <table><tr><td>室名</td><td></td></tr><tr><td>壁</td><td></td></tr><tr><td>床</td><td></td></tr><tr><td>天井</td><td></td></tr></table> (8) 建具については、その位置を表示する。ただし、別に建具表（図面）を作成することができる。 (9) 外壁仕上げは、特に必要な場合はその名称を記入する。 (10) 当該建物に用地取得等の予定線が掛かる場合は、赤色の実線で表示する。 (11) 築年次が異なる建物が接合している場合は、建築年月別の床面積についても面積計算を行い記入するものとする。	室名		壁		床		天井		1/100	
室名											
壁											
床											
天井											
立面図	立面図は、様式集様式第 1 9 号を使用し（以下同様の様式を使用する。）、4 面を作成し、仕上材種の名称を記入する。	1/100									
屋根伏図	屋根伏図は、屋根の形状、勾配、軒出、傍軒出、葺材名称及び面積並びに樋の形状寸法及び材質を記入する。	1/100									

建築設備位置図 (電気設備)	平面図を基に、電灯等の区分別に設置されている位置を表示する。	1/100	
建築設備位置図 (ガス設備)	平面図を基に、ガス設備が設置されている位置を表示する。ただし、他の図面と併用できる場合は、同一の図面で作成することができる。	1/100	
建築設備位置図 (給水・給湯設備)	平面図を基に、給水・給湯の水栓が設置されている位置を表示する。ただし、排水設備を同一の図面で作成することができる。	1/100	
建築設備位置図 (屋内・排水設備)	平面図を基に、屋内排水は浴槽、洗面台、便器等の設置されている位置を表示する。 (注) 給水・給湯設備と同一の図面で作成することができる。	1/100	
建築設備位置図 (屋外・排水設備)	配置図を基に、屋外排水の設置されている位置を表示する。ただし、同一の敷地内に複数棟の建物がある場合は兼用することができる。	1/100 又は 1/200	
建築設備位置図等 (上記以外の建築設備)	厨房設備、空調設備、浄化槽等が設置されている場合には、各々の設備の積算に必要な図面を作成する。 ただし、厨房（流し台等）設備及び空調（クーラー等）設備については、平面図に表示することができる。		必要に応じて作成する
写真撮影方向図	配置図及び平面図を基に、写真撮影の位置を明確にするための位置図を作成する。	1/100 又は 1/200	

別添 2 木造建物数量積算基準

(適用範囲)

第 1 この数量積算基準に定める諸率を適用することができる建物の用途の区分は、次表のとおりとする。

用途区分表

用 途	適用することができる建物
専 用 住 宅	専用住宅のほか、併用（店舗、事務所）住宅、診療所、医院等で構造及び間取りの形状が専用住宅に類似するもの
共 同 住 宅	共同住宅のほか、家族寮、独身寮、病院、老人ホーム等で構造及び間取りの形状が共同住宅に類似するもの
店 舗 、 事 務 所	店舗、事務所のほか、信用金庫、郵便局、公民館、集会所、校舎、園舎等で構造及び間取りの形状が店舗、事務所に類似するもの
工 場 、 倉 庫	工場、倉庫のほか、作業所等で構造及び間取りの形状が工場、倉庫に類似するもの

(適用方法)

第 2 この数量積算基準に定める諸率の適用方法については、次条以下に定めるところによる。この場合において、次条以下の表により算出された数値がそれぞれの欄の前欄において算出される数値の最高値に達しないときは、その最高値を限度として補正することができる。

(仮設工事費)

第 3 仮設工事費の算出に用いる仮設工事面積は、次の方法により算出する。

仮設工事面積 = 延床面積 × 規模補正率 × 建物形状補正率

一 規模補正率は、次表の延床面積の区分に対応した率とする。

区 分	I	II	III	IV	V	VI	VII
延 床 面 積	50 m ² 未満	50 m ² 以上 70 m ² 未満	70 m ² 以上 100 m ² 未満	100 m ² 以上 130 m ² 未満	130 m ² 以上 180 m ² 未満	180 m ² 以上 250 m ² 未満	250 m ² 以上
補正率	1.15	1.10	1.05	1.00	0.90	0.85	0.75

二 建物形状補正率は、次表の建物形状（1階の外壁の面数）に対応した率とする。

建物の形状	I	II	III
判 断 基 準	外壁面が6面以下の建物	外壁面が7面以上10面以下の建物	外壁面が11面以上の建物
補 正 率	1.00	1.10	1.20

三 築年次が異なる建物が接合している場合の仮設工事面積の算出にあたっては、一体の建物として延床面積を算出することとし、それに対応した規模補正率及び建物形状補正率を用いるものとする。

(基礎工事費)

第4 基礎工事費の算出に用いる布基礎長及び束石数量は、次の方法により算出する。

一 布基礎長は、1階床面積に基礎率を乗じた値とする。なお、べた基礎の立ち上がり部分の布基礎長にあつては、1階の底盤部分の施工面積に基礎率を乗じた値とする。また、これらの布基礎長の算出に用いる基礎率は、次表の面積区分及び各用途に対応した率とする。

ア 布コンクリート等基礎

$$\text{布基礎長} = 1\text{階床面積} \times \text{基礎率}$$

イ ベタ基礎の立ち上がり部分

$$\text{布基礎長} = 1\text{階の底盤部分の施工面積} \times \text{基礎率}$$

二 束石数量は、1階床面積に専用住宅の基礎率を乗じた値とする。なお、専用住宅以外の用途にあつては、個別に算出した束石施工面積に専用住宅の基礎率を乗じた値とする。また、これらの束石数量の算出に用いる基礎率は、次表の面積区分に対応した率とする。

ア 用途が専用住宅の場合

$$\text{束石数量} = 1\text{階床面積} \times \text{基礎率}$$

イ 用途が専用住宅以外の場合

$$\text{束石数量} = \text{束石施工面積} \times \text{基礎率}$$

2 1階が2以上の用途に区分されているときは、1階床面積に対応した面積区分において用途ごとに対応した基礎率により基礎長を算出する。

3 一つの用途の場合において基礎の種類が異なる場合は、その種類ごとに施工面積を算出し、面積区分に対応した基礎率により基礎長を算出する。

4 建物の形状又は間仕切りの状況から、次表の基礎率を使用することが困難と認められるときは、別途個別に基礎長を算出する。

基 礎 率 [1階床面積1㎡当たり]

面 積 区 分			I	II	III	IV
用 途	種 類	単 位	50㎡未満	50㎡以上 70㎡未満	70㎡以上 100㎡未満	100㎡以上 130㎡未満
専 用 住 宅	布基礎	m	1.16	1.10	1.04	0.96
	束 石	個	0.43	0.44	0.45	0.47
共 同 住 宅	布基礎	m	1.18	1.13	1.07	1.00
店舗・事務所	布基礎	m	0.95	0.89	0.84	0.76

工場・倉庫	布基礎	m	0.67	0.62	0.56	0.49

面積区分			V	VI	VII
用途	種類	単位	130㎡以上 180㎡未満	180㎡以上 250㎡未満	250㎡以上
専用住宅	布基礎	m	0.88	0.85	0.79
	束石	個	0.48	0.51	0.55
共同住宅	布基礎	m	0.92	0.89	0.84
店舗・事務所	布基礎	m	0.69	0.65	0.59
工場・倉庫	布基礎	m	0.41	0.34	0.28

- 5 築年次が異なる建物が接合している場合の布基礎長及び束石数量の算出にあたっては、一体の建物として一階床面積を算出することとし、それに対応した基礎率を用いるものとする。

(軸部工事費)

第5 軸部工事費の算出に用いる木材材積量は、次の方法により算出する。なお、木材材積量の算出に用いる木材材積率は、次表の用途、柱径、柱長及び面積区分に対応した率とする。

$$\text{木材材積量} = \text{延床面積} \times \text{木材材積率}$$

- 2 併用住宅である場合又は現状では一つの用途の建物であっても建築時に異なる用途で建築されている場合は、その用途ごとに床面積を算出し、次表の延床面積に対応した面積区分において、用途毎の木材材積率により木材材積量を算出する。
- 3 1階と2階の柱長が異なる場合は、それぞれの床面積ごとに延床面積に対応した木材材積率を乗じることにより木材材積量を算出する。

木材材積率〔延床面積1㎡当たり〕

			I	II	III	IV	V	VI	VII
用途	柱径	柱長	50㎡未満	50㎡以上 70㎡未満	70㎡以上 100㎡未満	100㎡以上 130㎡未満	130㎡以上 180㎡未満	180㎡以上 250㎡未満	250㎡以上
専用住宅	90 mm × 90 mm	3.00 m	0.19	0.18	0.17	0.16	0.15	0.13	0.12
		4.00 m	0.20	0.19	0.18	0.17	0.16	0.14	0.13
	105 mm × 105 mm	3.00 m	0.21	0.20	0.19	0.18	0.16	0.14	0.13
		4.00 m	0.23	0.22	0.21	0.19	0.18	0.15	0.15
	120 mm × 120 mm	3.00 m	0.24	0.23	0.22	0.20	0.19	0.16	0.15
		4.00 m	0.26	0.25	0.24	0.22	0.20	0.18	0.17
	90 mm × 90 mm	3.00 m	0.18	0.17	0.17	0.16	0.14	0.12	0.11
		4.00 m	0.20	0.19	0.18	0.17	0.15	0.13	0.12

共同住宅	105 mm × 105 mm	3.00 m	0.20	0.19	0.18	0.17	0.16	0.13	0.13
		4.00 m	0.22	0.21	0.20	0.19	0.17	0.15	0.14
	120 mm × 120 mm	3.00 m	0.23	0.22	0.21	0.20	0.18	0.15	0.14
		4.00 m	0.25	0.24	0.23	0.22	0.20	0.17	0.16
	店 舗・ 事務所	90 mm × 90 mm	3.00 m	0.16	0.15	0.14	0.13	0.12	0.10
			4.00 m	0.17	0.16	0.16	0.15	0.13	0.11
		105 mm × 105 mm	3.00 m	0.18	0.17	0.16	0.15	0.13	0.11
			4.00 m	0.19	0.18	0.17	0.16	0.15	0.12
		120 mm × 120 mm	3.00 m	0.20	0.19	0.18	0.17	0.15	0.13
			4.00 m	0.22	0.21	0.20	0.19	0.17	0.14
工 場・ 倉 庫	90 mm × 90 mm	3.00 m	0.15	0.14	0.14	0.13	0.11	0.09	0.08
		4.00 m	0.16	0.15	0.15	0.14	0.12	0.10	0.09
	105 mm × 105 mm	3.00 m	0.17	0.16	0.15	0.14	0.13	0.10	0.09
		4.00 m	0.18	0.17	0.16	0.15	0.14	0.11	0.10
	120 mm × 120 mm	3.00 m	0.19	0.18	0.17	0.16	0.15	0.12	0.11
		4.00 m	0.21	0.20	0.19	0.18	0.16	0.13	0.12

注 木材材積量に含まれる構成部材は、次表のとおりである。

区 分	部 材 名 称
柱 材	通し柱、構造柱、造作柱、化粧柱、半柱
下層横架材	土台、火打土台、床束、大引、根太
上層横架材	軒桁、妻梁、大梁（化粧梁）、梁、床梁、火打梁、胴差
小 屋 組 材	小屋束、母屋、棟木、谷木、隅木、垂木掛、垂木
構造補助材	間柱、筋違、窓台、窓まぐさ、根太掛
仕 上 げ 材	回り縁、付け鴨居、長押、敷居、鴨居、額縁、三方杵、畳寄せ、幅木、上り框、破風板、鼻隠し、押入中棚
羽 柄 材	野地板、胴縁（板）、野縁

- 4 柱径が120ミリメートルを超え、若しくは柱長が4メートルを超える建物又は建物の各部位の施工状況が通常でない建物の木材材積量は、次の各号に定めるところにより補正して求める。この場合において複数の補正を必要とするときは、それぞれの補正率を相乗する。

一 柱径（120mm超から180mmまで）の補正を要する建物

補正後の木材材積量 = 木材材積量（当該建物の延床面積区分に応ずる柱径120mm・柱長のもの）× 下表に掲げる補正率

柱 径	補 正 率
135 mm × 135 mm	1.20

150 mm × 150 mm	1 . 3 0
165 mm × 165 mm	1 . 4 5
180 mm × 180 mm	1 . 6 0

二 柱長（柱長 4 m 超から 5 m まで）の補正を要する建物

補正後の木材材積量 = 木材材積量（当該建物の延床面積区分に応ずる柱径・柱長 4 m のもの）× 下表に掲げる補正率

柱 径	補 正 率
90 mm × 90 mm	1 . 0 4
105 mm × 105 mm	1 . 0 8
120 mm × 120 mm	1 . 0 9

三 各部位の施工状況で補正を要する建物

補正後の木材材積量 = 木材材積量（当該建物の延床面積に応ずる柱径・柱長のもの）× 下表に掲げる割引率を用いて算出した補正率
（1 - 各部位の割引率の和）

ア 用途が店舗、事務所の場合

部 位	判 断 基 準	割引率
床	店舗・事務所内の 1 階床が土間コンクリート等で仕上げられており、木材による床組等が施工されていない場合	0.06
間仕切壁	店舗・事務所内の面積が 20 m ² 以上で間仕切壁等が一切無い場合	0.13
内 壁	店舗・事務所内に内壁等（間仕切壁を除く。）が一切施工されていない場合	0.06
天 井	店舗・事務所内に天井が一切施工されていない場合	0.03

イ 用途が工場、倉庫の場合

部 位	判 断 基 準	割引率
床	工場・倉庫内の 1 階床が土間コンクリート等で仕上げられており、木材による床組等が施工されていない場合	0.05
間仕切壁	工場・倉庫内の面積が 20 m ² 以上で間仕切壁等が一切無い場合	0.10
内 壁	工場・倉庫内に内壁等（間仕切壁を除く。）が一切施工されていない場合	0.04
天 井	工場・倉庫内に天井が一切施工されていない場合	0.03

- 5 築年次が異なる建物が接合している場合の木材材積量の算出にあたっては、一体の建物として延床面積を算出することとし、それに対応した木材材積率を用いるものとする。

(屋根工事費)

- 第6 屋根工事費の算出に用いる施工面積は、次の方法により算出する。なお、屋根勾配伸び率は、次表による。

$$\text{施工面積} = \text{屋根伏面積} \times \text{屋根勾配伸び率} \left(\sqrt{1 + (\text{勾配})^2} \right)$$

勾 配	1/10	1.5/10	2/10	2.5/10	3/10	3.5/10	4/10
伸び率	1.005	1.011	1.020	1.031	1.044	1.059	1.077
勾 配	4.5/10	5/10	5.5/10				
伸び率	1.097	1.118	1.141				

(外壁工事費)

- 第7 外壁工事費の算出に用いる施工面積は、次の方法により算出した仕上材種ごとの値とし、様式集様式第20-1号により求める。この場合の外部開口部面積には、一か所当たりの開口部の面積が0.50平方メートル以下のものは、算入しない。

$$\text{施工面積} = \text{外壁面積 (開口部面積を含む。)} - \text{外壁開口部面積}$$

(内壁工事費)

- 第8 内壁工事費の算出に用いる施工面積は、次の方法により算出した仕上材種ごとの値とし、様式集様式第20-1号により求める。この場合の内部開口部面積には、一か所当たりの開口部の面積が0.50平方メートル以下のものは、算入しない。

$$\text{施工面積} = \text{内壁面積 (開口部面積を含む。)} - \text{内壁開口部面積}$$

- 2 階段室の内壁施工面積は、次表に掲げる面積を標準とする。

階段の形式	内壁施工面積	備 考
直 階 段 廻り階段 折返し階段	10.80 m ²	1階床より2階床までの面積

(床工事費)

- 第9 床工事費の算出に用いる施工面積は、仕上材種ごとに算出した値とし、様式集様式第20-1号により求める。ただし、畳敷きについては、畳の材種ごとの数量(帖数)の合計を求める。

(天井工事費)

- 第10 天井工事費の算出に用いる施工面積は、仕上材種ごとに算出した値とし、様式集様式第20-1号により求める。

（開口部〔金属製建具〕工事費）

第 1 1 開口部〔金属製建具〕工事費の算出に用いる種類別数量は、次の方法により算出するものとし、様式集様式第 2 0－1 号により求める。

- 一 サッシュ窓（ルーバー及び固定式を除く。）は、次の種類別の窓面積の合計とする。
また、サッシュ窓のうちルーバー及び固定式については、各々の窓面積の合計とする。
 - ア 雨戸無し面格子無し
 - イ 雨戸無し面格子有り
 - ウ 雨戸有り鏡板無し
 - エ 雨戸有り鏡板有り
- 二 玄関、勝手口、窓手摺り、出窓等は、各々の種類、材質及び規格寸法別の箇所数の合計とする。

（開口部〔木製建具〕工事費）

第 1 2 開口部〔木製建具〕工事費の算出に用いる種類別数量は、次の方法により算出するものとし、様式集様式第 2 0－1 号により求める。

- 一 木製建具は、次の種類別の建具枚数の合計とする。
 - ア フラッシュ戸（戸ふすま含む。）
 - イ ガラス戸、窓
 - ウ 雨戸
 - エ 障子
 - オ ふすま
- 二 格子戸、戸袋、出窓等は、各々の種類、材質及び規格寸法別の建具枚数又は箇所数の合計とする。

（建築設備工事費）

第 1 3 建築設備工事費の算出に用いる数量は、次の方法により算出する。

- 一 電気設備工事費
 - ア 電灯
建物に設置されている電灯の数量とする。
 - イ スイッチ、コンセント及び分電盤
第 1 8 条で調査した規格ごとの数量とする。
 - ウ 配管配線
建物に設置されている電灯、スイッチ、コンセント及び分電盤の合計数とする。
- 二 給水、給湯設備工事費
 - ア 水栓工事費
水栓（蛇口）の種類ごとの数量は、洗面器具及び水洗便器等の器具に附随する水栓（蛇口）数を除いた各々の合計とする。
 - イ 建物内配管工事費
水栓（蛇口）数量は、洗面器具及び水洗便器等の器具に附随する水栓（蛇口）数

を含む合計とする。

三 建物内排水設備工事費

水栓（蛇口）数量は、洗面器具及び水洗便器等の器具に附随する水栓（蛇口）数を含む合計とする。

（共通仮設費）

第 1 4 共通仮設費率は、3 パーセントとする。

（諸経費）

第 1 5 諸経費率は、次表の純工事費に対応した率による。

諸経費率表

純工事費(百万円)	諸経費率(%)	純工事費(百万円)	諸経費率(%)
10 以下	34.5	55 を超え 60 以下	22.4
10 を超え 12 以下	33.0	60 を超え 70 以下	21.5
12 を超え 14 以下	31.8	70 を超え 80 以下	20.9
14 を超え 16 以下	30.8	80 を超え 90 以下	20.3
16 を超え 18 以下	29.9	90 を超え 100 以下	19.8
18 を超え 20 以下	29.2	100 を超え 120 以下	18.9
20 を超え 22 以下	28.5	120 を超え 140 以下	18.2
22 を超え 24 以下	27.9	140 を超え 160 以下	17.6
24 を超え 26 以下	27.4	160 を超え 180 以下	17.1
26 を超え 28 以下	26.9	180 を超え 200 以下	16.7
28 を超え 30 以下	26.4	200 を超え 250 以下	15.8
30 を超え 35 以下	25.5	250 を超え 300 以下	15.1
35 を超え 40 以下	24.7	300 を超え 350 以下	14.6
40 を超え 45 以下	24.0	350 を超え 400 以下	14.1
45 を超え 50 以下	23.4	400 を超え 500 以下	13.4
50 を超え 55 以下	22.8	500 を超えるもの	12.8

（注） 1. 本表の諸経費率によって算出された額が、それぞれの欄の前欄において算出

される額の最高額に達しないときは、その最高額まで増額することができる。

2. 本表の諸経費率を適用する純工事費は、一発注（建築＋解体）を単位として算定された額とする。

なお、本表の諸経費率の適用に当たっては、原則として建物と附帯工作物については別発注、木造建物と非木造建物については一発注として算定するものとする。

3. 住宅瑕疵担保履行法に基づく資力確保費用は諸経費率に含まれている。

木造建物調査積算要領 〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕

第 1 章 総 則

（適用範囲）

第 1 条 この要領は、建物移転料算定要領（以下「建物算定要領」という。）第 3 条第 1 項に係るツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法により建築されている木造建物（同条第 2 項に係る工法により建築されているものを含む。）の調査及び推定再建築費の積算に適用するものとする。

（木造建物の区分）

第 2 条 調査積算に当たり、木造建物は建物算定要領第 2 条による区分に従い、木造建物〔Ⅰ〕、木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕にそれぞれ区分する。

2 木造建物〔Ⅰ〕の調査及び推定再建築費の積算については、第 2 章及び第 3 章に定めるところによる。ただし、対象となる建物の構造、形状、材種等から判断して、この要領を適用することが妥当でないと認められるときの調査積算は、木造建物〔Ⅰ〕以外の木造建物として扱うものとする。

3 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の調査については、第 2 章の規定を準用して行うほか、推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとし、積算については、別添 2 木造建物数量積算基準（以下「数量積算基準」という。）に定める諸率は適用しないものとし、第 3 章の規定を準用した積み上げによるか、又は専門メーカー等の見積を徴することにより行うものとする。

第 2 章 調 査

（所在地等の調査）

第 3 条 建物の調査を行うに当たっては、あらかじめ、次の事項について調査を行うものとする。

- 一 建物の所在地
- 二 建物所有者の氏名又は名称（代表者の氏名）、住所又は所在地及び電話番号
- 三 建築年月
- 四 構造、用途及び建築工法

（調査の方法）

第 4 条 建物調査は、建物平面等のほか第 7 条から第 19 条までに定める建物の部位ごとに区分して行うものとする。

- 2 不可視部分の調査は、既存図が入手できる場合にはこれを利用することができるものとする。この場合において、可能な範囲内で写しを入手するものとする。また、既存図が入手できない場合には建物所有者、設計者又は施工者からこれらの状況を聴取する等の方法により調査を行うものとする。ただし、既存図が入手できる場合でも当該建物と既存図の間に相違があると認められる場合には、既存図が入手できない場合の調査を行い補正するものとする。これらの調査内容等は、様式集様式第29号により作成するものとする。

(平面の調査)

第5条 建物平面の調査は、建物の階層ごとの平面図を作成するために必要な次の各号に係るものについて行うものとする。

- 一 間取り、寸法及び各室の名称
- 二 柱及び壁の位置
- 三 床の間及び押入れ等の位置
- 四 開口部（引違い戸、開戸、開口等別）の位置
- 五 その他必要な事項

- 2 建物の各室の平面の寸法は、壁の中心間の長さによるものとする。

(仮設の調査)

第6条 仮設に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 1階の外壁の面数（出幅が45センチメートル以内の出窓等の面数は除く。）
- 二 シート張りの要否（都市計画法の指定区域、周辺の状況等）

(基礎の調査)

第7条 基礎に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 基礎の種類
- 二 布基礎の基礎天端幅及び地上高（地盤面から基礎天端までの高さとする。以下同じ。）
- 三 多雪区域等の高床式基礎の形状寸法
- 四 べた基礎の基礎立上部分の天端幅、地上高、底盤部分の施工面積及び形状寸法
- 五 独立基礎、玉石基礎の形状寸法及び数量
- 六 床下防湿コンクリートの施工面積及び形状寸法
- 七 傾斜地に建築されている建物で車庫等に利用されている半地下式の基礎又は松杭若しくはコンクリート杭等で補強している建物の基礎の形状寸法及びその他必要な事項
- 八 束立てを施工してある部分の面積（用途区分が専用住宅であるときを除く。）
- 九 玄関、浴室等直接コンクリートが打設されている部分の施工面積及び形状寸法
- 一〇 仕上げ
- 一一 その他必要な事項

(く体の調査)

第 8 条 く体に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 壁高（1 階及び 2 階の別）
- 二 その他必要な事項

（屋根の調査）

第 9 条 屋根に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 屋根形状（切妻、寄棟、入母屋等）
- 二 軒出及び傍軒出
- 三 屋根勾配
- 四 仕上材種
- 五 その他必要な事項

（外壁の調査）

第 10 条 外壁に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 各階の外壁周長
外壁周長は、壁の中心間で測定する。
- 二 各階の壁高
1 階の壁高は、外壁の施工されている下端から天井組又は 2 階床組の上端までとし、
2 階の壁高は、2 階床組の上端から天井組の上端までとする。
なお、屋根の形状が片流れの場合は、両壁高の平均値とする。
- 三 屋根の形状が切妻の場合は、梁間及び妻高
妻面積の算出が可能な調査とする。
- 四 仕上材種
- 五 軒天井が仕上施工されている場合は、その位置及び仕上材種
- 六 その他面積の算出に必要な事項

（内壁の調査）

第 11 条 内壁に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 各室の天井高
- 二 仕上材種が腰壁等と異なる場合には、仕上材ごとの高さ等
- 三 仕上材種
- 四 その他必要な事項

（床の調査）

第 12 条 床に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 各室の仕上材種
- 二 畳の材種及び数量（帖数）
- 三 その他必要な事項

（天井の調査）

第 1 3 条 天井に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 各室の天井の種類（竿縁、底目地、舟底、打上げ等）
- 二 各室の仕上材種
- 三 その他面積の算出に必要な事項

（開口部〔金属製建具〕の調査）

第 1 4 条 金属製建具に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 サッシュ窓
 - ア 設置位置
 - イ 種類（引違い、両開き、片開き、ルーバー、固定式等）
 - ウ 材質
 - エ 規格寸法
 - オ 面格子の有無
 - カ 雨戸の有無及び鏡板の有無
- 二 玄関・勝手口等のドア
 - ア 設置位置
 - イ 種類、材質及び規格寸法
- 三 手摺等
 - ア 設置位置
 - イ 種類、材質及び規格寸法
- 四 その他必要な事項

（開口部〔木製建具〕の調査）

第 1 5 条 木製建具に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 設置位置
- 二 種類及び規格寸法
- 三 材質
- 四 面格子の有無
- 五 雨戸の有無
- 六 その他必要な事項

（造作の調査）

第 1 6 条 造作に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 種類（床の間、書院、床脇、欄間、造付けタンス、階段、手摺、押入れ、造付け下駄箱、床下収納庫、掘りこたつ、霧除庇等。ただし、く体工事に係る木材材積量に含まれる構成部材を除く。）
- 二 形状寸法
- 三 数量
- 四 その他必要な事項

(樋の調査)

第 17 条 樋に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 形状寸法（軒樋、豎樋、谷樋、集水器別）
- 二 材質
- 三 その他必要な事項

(建築設備の調査)

第 18 条 建築設備に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 電気設備
 - ア 電灯、コンセント、スイッチ及び分電盤の設置位置
 - イ 規格（コンセントは埋込、露出の別及び口数等、スイッチは埋込、露出の別及び連数、分電盤は回路数）
 - ウ 数量
 - エ 照明器具の種類
 - オ その他必要な事項
- 二 ガス設備
 - ア 都市ガス又はプロパンガスの別
 - イ 配管の位置
 - ウ ガス管の種類、規格及び延長
 - エ ガス栓の規格及び数量
 - オ その他必要な事項
- 三 給水・給湯設備
 - (一) 建物内
 - ア 給水・給湯の水栓（蛇口）の設置位置
 - イ 水栓の種類及び規格
 - ウ 水栓の数量（外水栓を除く。）
 - エ その他必要な事項
 - (二) 建物外（敷地内）
 - ア 水道管の敷設位置
 - イ 計量器の位置
 - ウ 水道管の種類、規格及び延長
 - エ 水栓の数量
 - オ その他必要な事項
 - (三) 上記以外の設備の種類、規格寸法、数量等
- 四 排水設備
 - 建物外（敷地内）
 - ア 排水管、桝等の敷設位置
 - イ 排水管、桝等の種類、規格寸法及び数量
 - ウ 排水管の延長

エ その他必要な事項

五 衛生設備

ア 種類（浴槽、洗面台、便器等）

イ 規格寸法

ウ 数量

エ その他必要な事項

六 厨房設備

ア 種類（流し台、調理台等）

イ 規格寸法

ウ 数量

エ その他必要な事項

七 その他の設備（空調(冷暖房)設備、消火設備、浄化槽等）

ア 種類

イ 規格寸法

ウ 数量

エ その他必要な事項

（建物附随工作物の調査）

第 19 条 建物附随工作物については、次の事項について調査するものとする。

一 種類（テラス、ベランダ等）

二 設置位置

三 形状寸法

四 数量

五 その他必要な事項

（石綿含有建材の調査）

第 20 条 第 2 条から前条までの調査に当たっては、石綿含有建材の使用の有無について、別記 8 石綿調査算定要領により調査を行うものとする。

（木造建物調査表及び図面の作成）

第 21 条 調査が終了したときは、様式集様式第 20－2 号による木造建物調査表を作成するものとする。

2 図面は、別添 1 木造建物図面作成基準（以下「図面作成基準」という。）により作成するものとする。

（写真撮影等）

第 22 条 次に写真撮影し、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。

一 写真撮影

次の箇所を撮影する。

ア 四方からの外部及び屋根

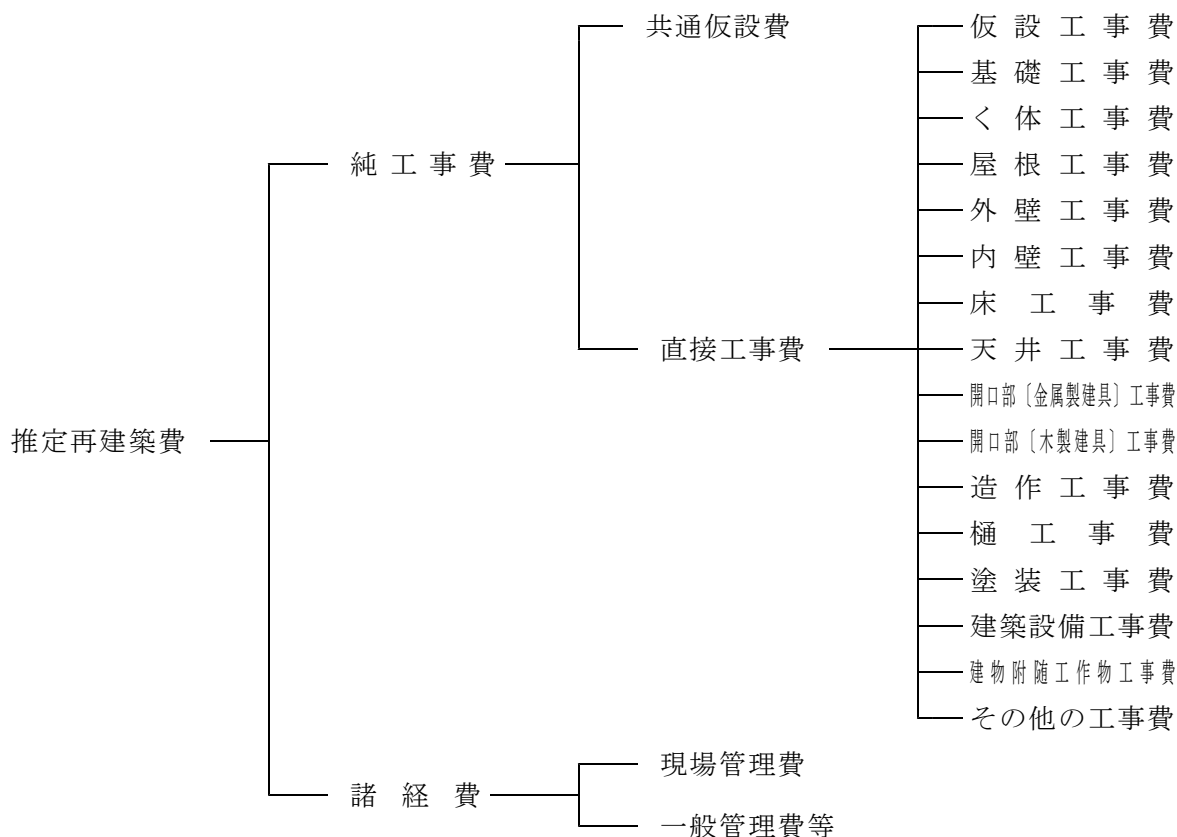
- イ 各室
- ウ 造作、建築設備及び建物附随工作物
- 二 写真台帳

撮影の位置、方向及び写真番号を記載した建物の配置図及び平面図を添付し、撮影年月日を記入する。

第3章 積 算

(推定再建築費の構成)

第23条 木造建物の推定再建築費の構成は、次のとおりとするものとする。



2 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の内容は、それぞれ次のとおりとする。

一 共通仮設費

準備費（敷地整理費）、仮設物費（仮囲い費、下小屋費及び簡易トイレ設置費）、動力用水光熱費（仮設電力設置費、電気料金及び水道料金）、整理清掃費（建物敷地及び接面道路の清掃費）その他費用

二 現場管理費

労務管理費、租税公課、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、補償費、雑費その他原価性経費配賦額

三 一般管理費等

一般管理費（役員報酬、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、電力用水光熱費、調査研究費、広告宣伝費、営業

債権貸倒償却、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、試験研究費償却、開発費償却、租税公課、保険料及び雑費）及び付加利益（法人税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金等）

（積算単価等）

第 2 4 条 補償金の積算に用いる単価は、次の各号によるものとする。

- 一 物件移転等標準書の単価
- 二 物件移転等標準書に記載されていない細目の単価については、「建設物価（一般財団法人建設物価調査会発行）」、「積算資料（一般財団法人経済調査会発行）」又はこれらと同等であると認められる公刊物に記載されている単価及び専門業者の資料単価
- 三 前 2 号に掲載のない単価については、調査職員と協議のうえ、市場調査により求めるものとする。

（数量積算）

第 2 5 条 建物の部位別の工事費の算定は、数量積算基準に定めのあるものは、これを用いて行うものとする。

（計算数値の取扱い）

第 2 6 条 補償金の積算に必要な構造材、仕上げ材等の数量算出の単位は、通常使用されている例によるものとする。

ただし、算出する数量が少量であり、通常使用している単位で表示することが困難な場合は、別途の単位を使用することができるものとする。

- 2 構造材、仕上げ材等の数量計算は、原則として、それぞれの単位を基準として次の方法により行うものとする。
 - 一 数量計算の集計は、木造建物建築直接工事費計算書（様式集様式第 2 2 - 2 号）に計上する項目ごとに行う。
 - 二 前項の使用単位で直接算出できるものは、その種目ごとの計算過程において、小数点以下第 3 位（小数点以下第 4 位切捨て）まで求める。
 - 三 前項の使用単位で直接算出することが困難なものは、種目ごとの長さ等の集計を行った後、使用単位数量に換算する。この場合における長さ等の集計は、原則として、小数点以下第 2 位をもって行うものとし、数量換算結果は、小数点以下第 3 位まで算出する。

（木造建物建築直接工事費計算書に計上する数値）

第 2 7 条 木造建物建築直接工事費計算書（様式集様式第 2 2 - 2 号）に計上する数値は、次の各号によるもののほか、図面作成基準第 5 による計測値を基に算出した数値とする。

- 一 建物の延べ床面積は、図面作成基準第 6 第 3 項で算出した数値とする。
- 二 構造材、仕上げ材その他の数量は、前条第 2 項第二号及び第三号で算出したものを小数点以下第 2 位（小数点以下第 3 位四捨五入）で計上する。

(仮設工事費)

第28条 仮設工事費は、次の方法により算出するものとする。

$$\text{工事費} = \text{仮設工事面積} \times \text{単価}$$

仮設工事面積：数量積算基準第3による。

(基礎工事費)

第29条 基礎工事費は、次の方法により算出するものとする。

一 布基礎

ア 布コンクリート等基礎

$$\text{工事費} = \text{布基礎長} \times \text{単価}$$

布基礎長：数量積算基準第4第一号アによる。

イ 布基礎仕上げ

$$\text{工事費} = \text{基礎外周長} \times \text{単価}$$

基礎外周長：1階の外壁周長とする。

二 束石

$$\text{工事費} = \text{束石数量} \times \text{単価}$$

束石数量：数量積算基準第4第二号による。

三 ベタ基礎

ア ベタ基礎

$$\text{工事費} = \text{底盤部分の工事費} + \text{立ち上がり部分の工事費}$$

$$= [(1 \text{ 階の底盤部分の施工面積} \times \text{単価})] + [(\text{布基礎長} \times \text{単価})]$$

1階の底盤部分の施工面積：第7条第四号で調査し、算出した数値とする。

布基礎長（立ち上がり部分）：数量積算基準第4第一号イによる。

イ ベタ基礎仕上げ

$$\text{工事費} = \text{基礎外周長} \times \text{単価}$$

基礎外周長：1階の底盤部分の外周長（壁の中心間の測定値）とする。

四 独立基礎、玉石基礎

$$\text{工事費} = \text{独立基礎数又は玉石基礎数} \times \text{単価}$$

独立基礎数又は玉石基礎数：第7条第五号で調査した数量とする。

五 土間コンクリート

$$\text{工事費} = \text{施工面積} \times \text{単価}$$

施工面積：第7条第九号で調査し、算出した数値とする。

六 床下防湿コンクリート

$$\text{工事費} = \text{施工面積} \times \text{単価}$$

施工面積：第7条第六号で調査し、算出した数値とする。

(く体工事費)

第30条 く体工事費は、次の方法により算出するものとする。

$$\text{工事費} = \text{く体木材費} + \text{労務費}$$

$$= [(木材材積量 \times 単価)] + [(延床面積 \times 単価)]$$

木材材積量：数量積算基準第5による。

(屋根工事費)

第31条 屋根工事費は、次の方法により算出するものとする。

$$\text{工事費} = \text{施工面積} \times \text{単価} \quad (\text{仕上材種別の合計額を求める。})$$

施工面積：数量積算基準第6による。

(外壁工事費)

第32条 外壁工事費は、次の方法により算出するものとする。

$$\text{工事費} = \text{施工面積} \times \text{単価} \quad (\text{仕上材種別の合計額を求める。})$$

施工面積：数量積算基準第7による。

(内壁工事費)

第33条 内壁工事費は、次の方法により算出するものとする。

$$\text{工事費} = \text{施工面積} \times \text{単価} \quad (\text{仕上材種別の合計額を求める。})$$

施工面積：数量積算基準第8による。

(床工事費)

第34条 床工事費は、次の方法により算出するものとする。

一 床仕上材種

$$\text{工事費} = \text{施工面積} \times \text{単価} \quad (\text{仕上材種別の合計額を求める。})$$

施工面積：数量積算基準第9による。

二 畳敷き

$$\text{工事費} = \text{数量(帖数)} \times \text{単価} \quad (\text{畳の材種別の合計額を求める。})$$

数量(帖数)：数量積算基準第9による。

(天井工事費)

第35条 天井工事費は、次の方法により算出するものとする。

$$\text{工事費} = \text{施工面積} \times \text{単価} \quad (\text{仕上材種別の合計額を求める。})$$

施工面積：数量積算基準第10による。

(開口部〔金属製建具〕工事費)

第36条 金属製建具に係る工事費は、次の方法により算出するものとする。

$$\text{工事費} = \text{数量} \times \text{単価} \quad (\text{種類別の合計額を求める。})$$

数量：数量積算基準第11による。

(開口部〔木製建具〕工事費)

第37条 木製建具に係る工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費 = 数量 × 単価 （種類別の合計額を求める。）

数量：数量積算基準第 12 による。

（造作工事費）

第 38 条 造作工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費 = 数量 × 単価 （種類別の合計額を求める。）

数量：第 16 条で調査した数量とする。

（樋工事費）

第 39 条 樋工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費 = 1 階床面積 × 単価

（塗装工事費）

第 40 条 塗装工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費 = 延床面積 × 単価

（建築設備工事費）

第 41 条 建築設備工事費は、設備の種類ごとに次の方法により算出するものとする。

一 電気設備工事費

工事費 = 数量 × 単価 （種類別の合計額を求める。）

数量：数量積算基準第 13 第一号による。

二 ガス設備工事費

ア 都市ガス

各地域の工事費の実態により算出する。

イ プロパンガス

工事費 = プロパンガス調整器等設置費 + (配管数量 × 単価)

+ (ガス栓数量 × 単価)

配管数量、ガス栓数量：第 18 条第二号で調査し、算出した数量とする。

三 給水、給湯設備工事費

工事費 = 水栓工事費 + 建物内配管工事費 + 建物外配管工事費

= [水栓(蛇口)の種類ごとの数量 × 単価] + [水栓(蛇口)数量 × 単価]

+ [本管取付から計量器までの工事費 + (計量器からの配管数量 × 単価)]

水栓(蛇口)の種類ごとの数量：数量積算基準第 13 第二号アによる。

水栓(蛇口)数量：数量積算基準第 13 第二号イによる。

計量器からの配管数量：第 18 条第三号(二)で調査し、算出した数値とする。

四 排水設備工事費

工事費 = 建物内排水設備工事費 + 建物外排水設備工事費

= [水栓(蛇口)数量 × 単価] + [(種類別配管数量 × 単価) + (桝等の数量

×単価)]

水栓(蛇口)数量：数量積算基準第13第三号による。

種類別配管数量及び桝等の数量：第18条第四号で調査し、算出した数値とする。

五 衛生設備工事費

工事費 = 数量 × 単価 (種類別の合計額を求める。)

数量：第18条第五号で調査した数量とする。

六 厨房設備工事費

工事費 = 数量 × 単価 (種類別の合計額を求める。)

数量：第18条第六号で調査した数量とする。

七 その他の設備工事費

工事費 = 数量 × 単価 (種類別の合計額を求める。)

数量：第18条第七号で調査した数量とする。

(建物附随工作物工事費)

第42条 建物附随工作物工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費 = 数量 × 単価 (種類別の合計額を求める。)

数量：第19条で調査した数量とする。

(その他の工事費)

第43条 第28条から第42条までに掲げる工事以外の工事費は、第28条から第42条までに掲げる工事の方法に準じて算出するものとする。

(共通仮設費)

第44条 共通仮設費は、次の式により算出するものとする。

共通仮設費 = 直接工事費 × 共通仮設費率

直接工事費：第28条から第43条までに算出した各工事費の合計額とする。

共通仮設費率：数量積算基準第14による。

(諸経費)

第45条 諸経費は、次の式により算出するものとする。

諸経費 = 純工事費 × 諸経費率

純工事費：直接工事費に共通仮設費を加えた額とする。

諸経費率：数量積算基準第15による。

なお、第24条第二号及び三号に規定する単価を積算に用いる場合において、当該単価に第23条第2項第二号及び第三号に規定する費用と同等の諸経費が含まれている場合は諸経費の対象としないものとする。

2 諸経費率は、一発注(建築及び解体)を単位とし、純工事費と廃材運搬費の合計額に対応した率を適用するものとする。

なお、原則として建物と附帯工作物については別発注、木造建物と非木造建物につ

いては一発注として算定するものとする。

（建築直接工事費の積算）

第 4 6 条 建築直接工事費は、様式集様式第 2 2－2 号により算出するものとする。

別添 1 木造建物図面作成基準

（作成する図面）

第 1 作成する図面の種類及び作成方法については、原則として、別表に掲げるものとする。

（用紙及び図面）

第 2 図面の大きさは、原則として、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第 1 1 条により制定された日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）A 列 3 番横とする。

2 配置図は様式集様式第 1 8 号により、平面図、立面図その他の図面は様式集様式第 1 9 号により作成する。

（図の配置）

第 3 平面図、配置図等は、原則として、図面の上方が北の方位となるように配置し、立面図、断面図等は、上下方向を図面の上下に合わせる。

（図面の縮尺）

第 4 作成する各図面の縮尺は、原則として、別表に表示する縮尺とし、各図面に当該縮尺を記入する。ただし、これにより難しい場合は、この限りでない。

（建物の計測）

第 5 建物の調査において、長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、小数点以下第 2 位（小数点以下第 3 位四捨五入）までとする。ただし、排水管等の長さ等で小数点以下第 2 位の計測が困難なものは、この限りでない。

2 面積に係る計測は、原則として、柱又は壁の中心間で行うこととする。

3 建物等の構造材、仕上げ材等の厚さ、幅等の計測は、原則として、ミリメートルを単位とする。

（図面等に表示する数値及び面積計算）

第 6 調査図面に表示する数値は、第 5 の計測値を基にミリメートル単位で記入するものとする。

2 面積計算は、前項で記入した数値をメートル単位により小数点以下第 4 位まで算出し、それを各階ごとに累計し、小数点以下第 2 位（小数点以下第 3 位切捨て）までの数値を求めるものとする。

3 延べ床面積は、前項で算出した各階別の小数点以下第 2 位までの数値を合計した数値とするものとする。

4 1 棟の建物が 2 以上の用途に使用されているときは、用途別の面積を前 2 項の定めるところにより算出するものとする。

(図面表示記号)

第7 図面に表示する記号は、原則として、日本産業規格の図記号を用いる。

(線の種類)

第8 線は、原則として、次の4種類とする。

実 線 _____
破 線 ____ _ ____ _ ____ _ ____ _ ____ _
点 線
鎖 線 ____ _ ____ _ ____ _ ____ _ ____ _

2 線の太さは、原則として、0.2ミリメートル以上とする。

(文字)

第9 図面に記載する文字は、原則として、横書きとする。ただし、寸法を表示する数値は寸法線に添って記入する。

2 文字のうち、漢字は楷書体を用い、術語のかなは平仮名、外来語は片仮名、数字は算用数字とする。

3 文字の大きさは、原則として、漢字は3.0ミリメートル角以上、平仮名、片仮名、算用数字等は2.0ミリメートル角以上とする。

(勾配の表示)

第10 勾配の表示は、原則として、正接を用いるものとする。この場合において、分母を10とした分数で表示する。

(別 表)

図 面 名 称	作 成 の 方 法 等	縮 尺	備考
配 置 図	配置図は、次により作成するものとする。 一 建物等の所有者（同族法人及び親子を含む。）を単位として作成する。 二 縮尺は、原則として、次の区分による。 (1) 建物、庭園及び墳墓を除く工作物、庭木等を除く立竹木 100分の1又は200分の1 (2) 庭園、墳墓、庭木等 50分の1又は100分の1 三 用紙は、日本産業規格A列3番を用いる。ただし、建物の敷地が広大であるため記載することが困難である場合には、A列2番によることができる（以下この節において同じ。）。 四 敷地境界線及び方位を明確に記入する。方位は、原則として、図面の上方を北の方位とし図面右上部に記入する。		

	五 土地の取得等の予定線を赤色の実線で記入する。 六 建物、工作物及び立竹木の位置等を記入し、建物、工作物及び立竹木ごとに番号を付す。ただし、工作物及び立竹木が多数存する場合には、これらの配置図を各々作成することができる。 七 図面中に次の事項を記入する。 (1) 敷地面積 (2) 用途地域 (3) 建ぺい率 (4) 容積率 (5) 建築年月 (6) 構造概要・建築工法 (7) 建築面積 (8) 建物延べ床面積										
平面図	(1) 平面図は、様式集様式第 1 9 号に建物ごとに作成する。 (2) 建物の方位は、原則として、図面の上方を北の方位とし、図面右上部に記入する。 (3) 建物の面積計算に必要な部分及び借家人の占有面積、店舗等の用途区分に応じて主要間仕切りに寸法線を記入する。 (4) 建物の面積計算は、各階の床面積ごとに行い、原則として、図面の左下側に記入する。 (5) 変形建物等で通常的面積計算により算出が困難な場合には、当該部分の三斜計算を行う。 (6) 店舗、事務所、工場等の用途別の面積及び占有区分の面積については、別途必要と認められる部分のみの計算を行う。 (7) 各室の仕上げは、次表を用いて表示する。 <table><tr><td>室名</td><td></td></tr><tr><td>壁</td><td></td></tr><tr><td>床</td><td></td></tr><tr><td>天井</td><td></td></tr></table> (8) 建具については、その位置を表示する。ただし、別に建具表（図面）を作成することができる。 (9) 外壁仕上げは、特に必要な場合はその名称を記入する。 (10) 当該建物に用地取得等の予定線が掛かる場合は、赤色の実線で表示する。 (11) 築年次が異なる建物が接合している場合は、建築年月別の床面積についても面積計算を行い記入するものとする。	室名		壁		床		天井		1/100	
室名											
壁											
床											
天井											
立面図	立面図は、様式集様式第 1 9 号を使用し（以下同様の様式を使用する。）、4 面を作成し、仕上材種の名称を記入する。	1/100									
屋根伏図	屋根伏図は、屋根の形状、勾配、軒出、傍軒出、葺材名称及び面積並びに樋の形状寸法及び材質を記入する。	1/100									

建築設備位置図 (電気設備)	平面図を基に、電灯等の区分別に設置されている位置を表示する。	1/100	
建築設備位置図 (ガス設備)	平面図を基に、ガス設備が設置されている位置を表示する。ただし、他の図面と併用できる場合は、同一の図面で作成することができる。	1/100	
建築設備位置図 (給水・給湯設備)	平面図を基に、給水・給湯の水栓が設置されている位置を表示する。ただし、排水設備を同一の図面で作成することができる。	1/100	
建築設備位置図 (屋内・排水設備)	平面図を基に、屋内排水は浴槽、洗面台、便器等の設置されている位置を表示する。 (注) 給水・給湯設備と同一の図面で作成することができる。	1/100	
建築設備位置図 (屋外・排水設備)	配置図を基に、屋外排水の設置されている位置を表示する。ただし、同一の敷地内に複数棟の建物がある場合は兼用することができる。	1/100 又は 1/200	
建築設備位置図等 (上記以外の建築設備)	厨房設備、空調設備、浄化槽等が設置されている場合には、各々の設備の積算に必要な図面を作成する。 ただし、厨房（流し台等）設備及び空調（クーラー等）設備については、平面図に表示することができる。		必要に応じて作成する
写真撮影方向図	配置図及び平面図を基に、写真撮影の位置を明確にするための位置図を作成する。	1/100 又は 1/200	

別添 2 木造建物数量積算基準

(適用範囲)

第 1 この数量積算基準に定める諸率を適用することができる建物の用途は、次のとおりとする。

用 途	適用することができる建物
専 用 住 宅	専用住宅のほか、併用（店舗、事務所）住宅、診療所、医院等で構造及び間取りの形状が専用住宅に類似するもの

(適用方法)

第 2 この数量積算基準に定める諸率の適用方法については、次条以下に定めるところによる。この場合において、次条以下の表により算出された数値がそれぞれの欄の前欄において算出される数値の最高値に達しないときは、その最高値を限度として補正することができる。

(仮設工事費)

第 3 仮設工事費の算出に用いる仮設工事面積は、次の方法により算出する。

仮設工事面積 = 延床面積 × 規模補正率 × 建物形状補正率

一 規模補正率は、次表の延床面積の区分に対応した率とする。

区 分	I	II	III	IV	V	VI	VII
延 床 面 積	50 m ² 未満	50 m ² 以上 70 m ² 未満	70 m ² 以上 100 m ² 未満	100 m ² 以上 130 m ² 未満	130 m ² 以上 180 m ² 未満	180 m ² 以上 250 m ² 未満	250 m ² 以上
補正率	1.15	1.10	1.05	1.00	0.90	0.85	0.75

二 建物形状補正率は、次表の建物形状（1階の外壁の面数）に対応した率とする。

建物の形状	I	II	III
判 断 基 準	外壁面が6面以下の建物	外壁面が7面以上10面以下の建物	外壁面が11面以上の建物
補 正 率	1.00	1.10	1.20

三 築年次が異なる建物が接合している場合の仮設工事面積の算出にあたっては、一体の建物として延床面積を算出することとし、それに対応した規模補正率及び建物形状補正率を用いるものとする。

(基礎工事費)

第 4 基礎工事費の算出に用いる布基礎長及び束石数量は、次の方法により算出する。

一 布基礎長は、1階床面積に基礎率を乗じた値とする。なお、べた基礎の立ち上がり

部分の布基礎長にあっては、1階の底盤部分の施工面積に基礎率を乗じた値とする。
また、これらの布基礎長の算出に用いる基礎率は、次表の面積区分に対応した率とする。

ア 布コンクリート等基礎

$$\text{布基礎長} = 1 \text{ 階床面積} \times \text{基礎率}$$

イ べた基礎の立ち上がり部分

$$\text{布基礎長} = 1 \text{ 階の底盤部分の施工面積} \times \text{基礎率}$$

二 束石数量は、1階床面積に専用住宅の基礎率を乗じた値とする。なお、これらの束石数量の算出に用いる基礎率は、次表の面積区分に対応した率とする。

$$\text{束石数量} = 1 \text{ 階床面積} \times \text{基礎率}$$

2 一つの用途の場合において基礎の種類が異なる場合は、その種類ごとに施工面積を算出し、面積区分に対応した基礎率により基礎長を算出する。

3 建物の形状又は間仕切りの状況から、次表の基礎率を使用することが困難と認められるときは、別途個別に基礎長を算出する。

基 礎 率 [1階床面積1㎡当たり]

面 積 区 分			I	II	III	IV
用 途	種 類	単 位	50㎡未満	50㎡以上 70㎡未満	70㎡以上 100㎡未満	100㎡以上 130㎡未満
専 用 住 宅	布基礎	m	1.16	1.10	1.04	0.96
	束 石	個	0.43	0.44	0.45	0.47

面 積 区 分			V	VI	VII
用 途	種 類	単 位	130㎡以上 180㎡未満	180㎡以上 250㎡未満	250㎡以上
専 用 住 宅	布基礎	m	0.88	0.85	0.79
	束 石	個	0.48	0.51	0.55

4 築年次が異なる建物が接合している場合の布基礎長及び束石数量の算出にあたっては、一体の建物として一階床面積を算出することとし、それに対応した基礎率を用いるものとする。

(く体工事費)

第5 く体工事費の算出に用いる木材材積量は、次の方法により算出する。なお、木材材積量の算出に用いる木材材積率は、次表の壁高及び面積区分に対応した率とする。

$$\text{木材材積量} = \text{延床面積} \times \text{木材材積率}$$

2 1階と2階の壁高が異なる場合は、それぞれの床面積ごとに延床面積に対応した木材

材積率を乗じることにより木材材積量を算出する。

木 材 材 積 率 [延床面積 1 m²当たり]

		I	II	III	IV	V	VI	VII
用 途	壁 高	50mm未満	50mm以上 70mm未満	70mm以上 100mm未満	100mm以上 130mm未満	130mm以上 180mm未満	180mm以上 250mm未満	250mm以上
専用住宅	3.00 m	0.27	0.26	0.24	0.23	0.20	0.18	0.17
	4.00 m	0.29	0.28	0.27	0.24	0.23	0.19	0.19

注 木材材積量に含まれる構成部材は、次表のとおりである。

区 分	部 材 名 称
壁 組	壁枠組材（たて枠・上枠・下枠・頭つなぎ）、壁下張り材（構造用合板）
床 組	土台、床枠組材（床根太・端根太・側根太・添え側根太・ころび止め・床ばり）、床下張り材（構造用合板）
小 屋 組	小屋枠組材（たるき・むなぎ・屋根ばり・小屋束・天井組（天井根太・天井ばり））、屋根下張り材（構造用合板・野地板）
構造補助材	まぐさ、まぐさ受け、窓台、合板受け材
仕 上 げ 材	回り縁、付け鴨居、長押、敷居、鴨居、額縁、三方枠、畳寄せ、幅木、上り框、破風板、鼻隠し、化粧柱、押入中棚
羽 柄 材	胴縁（板）、野縁（吊天井根太）

- 3 築年次が異なる建物が接合している場合の木材材積量の算出にあたっては、一体の建物として延床面積を算出することとし、それに対応した木材材積率を用いるものとする。

（屋根工事費）

第6 屋根工事費の算出に用いる施工面積は、次の方法により算出する。なお、屋根勾配伸び率は、次表による。

$$\text{施工面積} = \text{屋根伏面積} \times \text{屋根勾配伸び率} \left(\sqrt{1 + (\text{勾配})^2} \right)$$

勾 配	1/10	1.5/10	2/10	2.5/10	3/10	3.5/10	4/10
伸び率	1.005	1.011	1.020	1.031	1.044	1.059	1.077
勾 配	4.5/10	5/10	5.5/10				
伸び率	1.097	1.118	1.141				

（外壁工事費）

第7 外壁工事費の算出に用いる施工面積は、次の方法により算出した仕上材種ごとの値とし、様式集様式第20-2号により求める。この場合の外部開口部面積には、一か所当たりの開口部の面積が0.50平方メートル以下のものは、算入しない。

施工面積 = 外壁面積（開口部面積を含む。）－ 外壁開口部面積

（内壁工事費）

第 8 内壁工事費の算出に用いる施工面積は、次の方法により算出した仕上材種ごとの値とし、様式集様式第 20－2 号により求める。この場合の内部開口部面積には、一か所当たりの開口部の面積が 0.50 平方メートル以下のものは、算入しない。

施工面積 = 内壁面積（開口部面積を含む。）－ 内壁開口部面積

2 階段室の内壁施工面積は、次表に掲げる面積を標準とする。

階段の形式	内壁施工面積	備 考
直 階 段 廻 り 階 段 折返し階段	10.80 m ²	1 階床より 2 階床までの面積

（床工事費）

第 9 床工事費の算出に用いる施工面積は、仕上材種ごとに算出した値とし、様式集様式第 20－2 号により求める。ただし、畳敷きについては、畳の材種ごとの数量（帖数）の合計を求める。

（天井工事費）

第 10 天井工事費の算出に用いる施工面積は、仕上材種ごとに算出した値とし、様式集様式第 20－2 号により求める。

（開口部〔金属製建具〕工事費）

第 11 開口部〔金属製建具〕工事費の算出に用いる種類別数量は、次の方法により算出するものとし、様式集様式第 20－2 号により求める。

一 サッシュ窓（ルーバー及び固定式を除く。）は、次の種類別の窓面積の合計とする。
また、サッシュ窓のうちルーバー及び固定式については、各々の窓面積の合計とする。

- ア 雨戸無し面格子無し
- イ 雨戸無し面格子有り
- ウ 雨戸有り鏡板無し
- エ 雨戸有り鏡板有り

二 玄関、勝手口、窓手摺り、出窓等は、各々の種類、材質及び規格寸法別の箇所数の合計とする。

（開口部〔木製建具〕工事費）

第 12 開口部〔木製建具〕工事費の算出に用いる種類別数量は、次の方法により算出するものとし、様式集様式第 20－2 号により求める。

一 木製建具は、次の種類別の建具枚数の合計とする。
ア フラッシュ戸（戸ふすま含む。）

- イ ガラス戸、窓
- ウ 雨戸
- エ 障子
- オ ふすま

二 格子戸、戸袋、出窓等は、各々の種類、材質及び規格寸法別の建具枚数又は箇所数の合計とする。

(建築設備工事費)

第 1 3 建築設備工事費の算出に用いる数量は、次の方法により算出する。

一 電気設備工事費

ア 電灯

建物に設置されている電灯の数量とする。

イ スイッチ、コンセント及び分電盤

第 1 8 条で調査した規格ごとの数量とする。

ウ 配管配線

建物に設置されている電灯、スイッチ、コンセント及び分電盤の合計数とする。

二 給水、給湯設備工事費

ア 水栓工事費

水栓（蛇口）の種類ごとの数量は、洗面器具及び水洗便器等の器具に附随する水栓（蛇口）数を除いた各々の合計とする。

イ 建物内配管工事費

水栓（蛇口）数量は、洗面器具及び水洗便器等の器具に附随する水栓（蛇口）数を含む合計とする。

三 建物内排水設備工事費

水栓（蛇口）数量は、洗面器具及び水洗便器等の器具に附随する水栓（蛇口）数を含む合計とする。

(共通仮設費)

第 1 4 共通仮設費率は、3 パーセントとする。

(諸経費)

第 1 5 諸経費率は、次表の純工事費に対応した率による。

諸経費率表

純工事費(百万円)	諸経費率(%)	純工事費(百万円)	諸経費率(%)
10 以下	34.5	55 を超え 60 以下	22.4
10 を超え 12 以下	33.0	60 を超え 70 以下	21.5
12 を超え 14 以下	31.8	70 を超え 80 以下	20.9

14 を超え 16 以下	30.8	80 を超え 90 以下	20.3
16 を超え 18 以下	29.9	90 を超え 100 以下	19.8
18 を超え 20 以下	29.2	100 を超え 120 以下	18.9
20 を超え 22 以下	28.5	120 を超え 140 以下	18.2
22 を超え 24 以下	27.9	140 を超え 160 以下	17.6
24 を超え 26 以下	27.4	160 を超え 180 以下	17.1
26 を超え 28 以下	26.9	180 を超え 200 以下	16.7
28 を超え 30 以下	26.4	200 を超え 250 以下	15.8
30 を超え 35 以下	25.5	250 を超え 300 以下	15.1
35 を超え 40 以下	24.7	300 を超え 350 以下	14.6
40 を超え 45 以下	24.0	350 を超え 400 以下	14.1
45 を超え 50 以下	23.4	400 を超え 500 以下	13.4
50 を超え 55 以下	22.8	500 を超えるもの	12.8

(注) 1. 本表の諸経費率によって算出された額が、それぞれの欄の前欄において算出される額の最高額に達しないときは、その最高額まで増額することができる。

2. 本表の諸経費率を適用する純工事費は、一発注（建築＋解体）を単位として算定された額とする。

なお、本表の諸経費率の適用に当たっては、原則として建物と附帯工作物については別発注、木造建物と非木造建物については一発注として算定するものとする。

3. 住宅瑕疵担保履行法に基づく資力確保費用は諸経費率に含まれている。

非木造建物調査積算要領

第 1 章 総則

(適用範囲)

第 1 条 この要領は、建物算定要領第 2 条に掲げる非木造建物の調査及び推定再建築費の積算に適用するものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要領において「既存図」とは、調査対象建物の建築確認申請通知書の設計図、請負契約書の添付設計図、完成時の竣工図等の図面及びその他法令の定めによって作成された図面をいう。

2 この要領において「不可視部分」とは、建物の調査を行う場合に剥離及び破壊等を行わなければ容易に調査できない部分をいう。

3 この要領において「細目」とは、別添 3 非木造建物工事内訳明細書式（以下「工事内訳明細書式」という。）に計上する補償 金額積算の最小単位の項目をいい、細目は原則として数量に単価を乗じて計算する。

4 この要領において「複合単価」とは、材料、労務及び機械器具等複数の原価要素を含んだ細目の単価をいう。

5 この要領において「合成単価」とは、複数の細目の複合単価から構成される単価をいう。

(非木造建物の区分)

第 3 条 調査積算に当たり、建物算定要領第 2 条による区分に従い、非木造建物〔Ⅰ〕及び非木造建物〔Ⅱ〕に区分する。

2 非木造建物〔Ⅰ〕の調査及び推定再建築費の積算については、第 2 章及び第 3 章に定めるところによる。

3 非木造建物〔Ⅱ〕の調査については、次条、第 5 条、第 6 条及び第 7 条の規定を準用して行うほか、推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとし、積算については、別添 2 非木造建物数量計測基準（以下この要領において「数量計測基準」という。）のⅠ総則 6 に規定する別表の統計数量値及び工事内訳明細書式の 6 に規定する別記非木造建物補償諸率表は適用しないものとし、第 3 章の規定を準用した積み上げによるか、又は専門メーカー等の見積を徴することにより行うものとする。

第2章 調査

(調 査)

第4条 非木造建物の調査は、現地において当該建物の位置、用途、構造、建築工法、規模、仕様、規格、経過年数、管理状況等建築費が算出できるようにするための調査を行うものとする。

(既存図の利用)

第5条 前条の調査を行うに当たっては、既存図がある場合はこれを利用して調査することができるものとする。

(不可視部分の調査)

第6条 不可視部分の調査については、既存図が入手できる場合にはこれを利用して調査を行うものとする。この場合において、可能な範囲内で写しを入手するものとする。ただし、当該不可視部分の数量を別に定める統計数量により計算する場合には、当該不可視部分の調査は不要とする。

2 前項の調査において、当該建物に既存図がない場合又は当該建物と既存図の間に相違があると認められる場合においては、所有者、設計者又は施工者からの聞き込み等の方法により調査を行うものとする。これらの調査内容は、様式集様式第29号により作成するものとする。

(石綿含有建材の調査)

第7条 第4条から前条までの調査にあたっては、石綿含有建材の使用の有無について、別記8石綿調査算定要領により調査を行うものとする。

(構造計算)

第8条 既存の建物の一部又は全部を変更して積算を行う場合については、建築基準法第20条第2項に規定する構造計算を行うものとする。ただし、鉄骨造りの建物については、建物の構造が軽量鉄骨造りから重量鉄骨造りに、又は重量鉄骨造りから鉄筋コンクリート造りに変更になる場合等を除いて、構造計算は不要とする。

(補償金積算に必要な図面の作成)

第9条 原則として配置図に建物の所在地、所有者、用途等の建物概要を記入するものとする。補償金額を積算する場合の図面は、別添1非木造建物図面作成基準（以下「図面作成基準」という。）に基づき作成するものとする。

第3章 積算

(数量の計測・計算)

第10条 細目の数量は、原則として当該建物の作成図面に基ついて計測・計算するものとする。計測・計算方法等は、数量計測基準によるものとする。

(計算数値の取扱い)

第11条 補償金の積算に必要となる構造材、仕上げ材等の数量算出の単位は、通常使用されている例によるものとする。ただし、算出する数量が少量であり、通常使用している単位で表示することが困難な場合は、別途の単位を使用することができるものとする。

2 構造材、仕上げ材等の数量計算は、原則として、それぞれの単位を基準として次の方法により行うものとする。

- 一 数量計算の集計は、工事内訳明細書式に計上する項目ごとに行う。
- 二 前項の使用単位で直接算出できるものは、その種目ごとの計算過程において、小数点以下第3位（小数点以下第4位切捨て）まで求める。
- 三 前項の使用単位で直接算出することが困難なものは、種目ごとの長さ等の集計を行った後、使用単位数量に換算する。この場合における長さ等の集計は、原則として、小数点以下第2位をもって行うものとし、数量換算結果は、小数点以下第3位まで算出する。

(非木造建物工事内訳明細書式に計上する数値)

第12条 工事内訳明細書式に計上する数値は、次の各号によるもののほか、仕様書第37条及び第38条によるものとする。

- 一 建物の延べ床面積は、仕様書第38条第3項で算出した数値とする。
- 二 構造材、仕上げ材その他の数量は、前条第2項第2号及び第3号で算出したものを小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）で計上する。

(内訳書の表示)

第13条 積算結果を表示する内訳書は、工事内訳明細書式によるものとする。

(単価等)

第14条 補償金の積算に用いる単価等は、仕様書第21条に定めるところによるものとする。

(発生材及び再使用材等)

第15条 非木造建物のうち、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造の一部、設備（大規模工作物、営業用工作物）の一部等市場性（鉄屑あるいは中古品）のあるものについては、発生材の価格を計上するものとする。ただし、移転工法が復元工法による場合には、再使用できる資材は使用し、再使用できない、あるいは不可能なものについては、新しい資材を補足するものとして、積算するものとする。

2 前項の場合において、対象物の取りこわし工事費（整地費を含む。）を合わせて計上するものとする。なお、対象物のうち、起業地内に存するコンクリート製の基礎部分は、現場放棄とし、積算しないものとする。

(解体)

第16条 鉄骨造建物の改造工法等の場合で、建物の一部を解体する場合は、仕上材の屋根、壁、開口部及び基礎等は、部分、部材別に計上する。

(その他の基準)

第17条 第9条及び第10条に定められる図面作成基準及び数量計測基準に定めのない事項又はこれらにより難い場合は、次に掲げる公刊物に掲載されている基準等によるものとする。

- 一 建築数量積算基準・同解説（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
- 二 建築設備数量積算基準・同解説（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
- 三 建築工事設計図書作成基準・建設設備工事設計図書作成基準及び同解説（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）

2 第14条により複合単価を算出する場合の材料、労務、機械器具等の歩掛等については、次に掲げる公刊物等によることができるものとする。

- 一 公共建築工事積算基準（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
- 二 建設工事標準歩掛（（一財）建設物価調査会発行）（不可視部分の調査）

非木造建物図面作成基準

- (総 則)
- 1 この基準は、非木造建物調査積算要領第 9 条に規定する図面の作成基準である。
- (既存の設計書、図面等の準用)
- 2 補償対象となる非木造建物等について既存図がある場合は、現地調査において当該建物と照合を行ったうえでこれを使用して図面を作成できるものとする。
- (作成図面)
- 3 作成する図面の種類、縮尺及び記載事項等は、別表に掲げるものを標準とする。
- (用紙及び図面)
- 4 作成する図面の用紙及び規格等は次による。
- (1) 図面の大きさは、原則として、産業標準化法（昭和 2 4 年法律第 1 8 5 号）第 1 1 条により制定された日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）A 列 2 番横とし、中 2 つ折りにして製本するものとする。
- (2) 各図面には、おおむね 3 cm 程度の枠を設けるものとする。
- (3) 各図面の右下におおむね縦 5 cm、横 1 2 cm の標題欄を設け、業務名称、図面名称、図面の縮尺、図面番号、受注者の名称、資格及び資格登録番号並びに作成者氏名を記載し、作成者の押印を行うものとする。

標題欄参考			
5 . 0 cm		業務名称	
		図面名称	
		縮 尺	図面番号
		受注者の名称	資格及び登録番号 作成者氏名 印
		1 2 . 0 cm	

- (4) 図面の表紙には、作成年度、業務名称、作成年月、計画機関の名称及び作業機関の名称を記載するものとする。
- (文 字)
- 5 作成する図面に表示する文字は次による。
- (1) 文字は、明瞭に書き、原則として横書きとする。
- (2) 漢字は楷書、術語のかなはひらがな、外来語はカタカナ、数字はアラビア数字とする。

- (3) 文字の大きさは、原則として漢字は3.0ミリメートル以上、アラビア数字、かな及びローマ字は2.0ミリメートル以上とする。

(図の配置)

- 6 平面図、配置図などは、原則として図面の上方が北の方位となるよう配置し、立面図、断面図などは、原則として上下方向を図面の上下に合わせる。

(尺度及びその表示)

- 7 (1) 尺度（原寸及び縮尺）は、原則として次の13種類とし、表示もこれによる。

1 / 1	1 / 10	1 / 100
1 / 2	1 / 20	1 / 200
		1 / 250
	1 / 30	1 / 300
1 / 5	1 / 50	1 / 500
		1 / 600

- (2) 尺度の記入箇所は、標題欄とする。同一図面に異なる尺度を用いるときは図ごとに、標題欄にはこれらの主な尺度を記入する。

(寸法の単位)

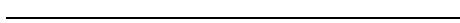
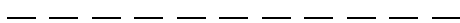
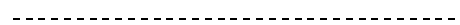
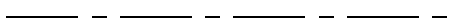
- 8 寸法の単位は、仕様書第37条の規定による。

(図面等に表示する数値及び面積計算等)

- 9 図面等に表示する数値及び面積計算等は、仕様書第38条の規定による。

(線)

- 10 (1) 線は、原則として次の4種類とする。

実線	
破線	
点線	
鎖線	

なお、基準線を示す場合には原則として鎖線を用いる。

- (2) 線の太さは、原則として0.2ミリメートル以上とする。

- (3) 線間隔（中心距離）は、次のとおりとする。

- ① 平行線の場合は、その線間隔を線の太さの3倍以上とする。
② 密集する交差線の場合は、その線間隔を線の太さの4倍以上とする。

(寸法及び切断の表示)

- 11 (1) 寸法は、原則として寸法線にそって横書きするものとする。
(2) 切断は、原則として切断面を鎖線で表示するものとする。

(角度及びこう配の表示)

- 1 2 角度及びこう配は、原則として度又は正接を用い、正接による場合は、一般に分子を1とした分数を用いてもよい。

(記号、略号等)

- 1 3 図面に記載する記号は、原則として、日本産業規格の図記号を用いる。

別 表

図 面 名	縮 尺	作 成 の 標 準	備 考
配 置 図		配置図は、次により作成するものとする。 一 建物等の所有者（同族法人及び親子を含む。）を単位として作成する。 二 縮尺は、原則として次の区分による。 (1) 建物、庭園及び墳墓を除く工作物、庭木等を除く立竹木 100 分の 1 又は 200 分の 1 (2) 庭園、墳墓、庭木等 50 分の 1 又は 100 分の 1 三 敷地境界線及び方位を明確に記入する。方位は原則として図面の上方を北の方位とし、図面右上部に記入する。 四 土地の取得等の予定線を赤色の実線で記入する。 五 建物、工作物及び立竹木の位置等を記入し、建物、工作物及び立竹木ごとに番号を付す。ただし、工作物及び立竹木が多数存する場合には、これらの配置図を各々作成することができる。 六 図面中に次の事項を記入する。 (1) 敷地平面 (2) 用途地域 (3) 建ぺい率 (4) 容積率 (5) 建築年月 (6) 構造概要・建築工法 (7) 建築面積 (8) 建物延べ床面積	
平 面 図	1／50 ～ 1／100	(1) 平面図は、建物及び各階（R 階を含む。）ごとに作成する。 (2) 建物の方位は、原則として、図面の上方を北の方位とし、図面右上部に記入する。 (3) 建物の面積計算に必要な部分及び借家人の占有面積、店舗等の用途区分に応じて主要間仕切りに寸法線を記入する。 (4) 建物の面積計算は、各階の床面積ごとに行い、原則として、図面の左下側に記入する。	

		(5) 変形建物等で通常の面積計算により算出が困難な場合には、当該部分の三斜計算を行う。 (6) 店舗、事務所、工場等の用途別の面積及び占有区分の面積については、別途必要と認められる部分のみの計算を行う。 (7) 各室の仕上げは、次表を用いて表示する。 <table><tr><td>室名</td><td></td></tr><tr><td>壁</td><td></td></tr><tr><td>床</td><td></td></tr><tr><td>天井</td><td></td></tr></table> (8) 建具については、その位置を表示する。ただし、別に建具表(図面)を作成することができる。 (9) 外壁仕上げは、特に必要な場合はその名称を記入する。 (10) 当該建物に用地取得等の予定線がかかる場合は、赤色の実線で表示する。	室名		壁		床		天井		
室名											
壁											
床											
天井											
構造詳細図											
断面図	1／50 ～ 1／100	1面程度、地盤（GL）・最高高さ ・軒高・階高・天井高・床高									
杭地業想定設計図	1／20 ～ 1／100	杭伏図杭配置・杭種・杭寸法									
根切想定設計図	1／20 ～ 1／100	①根切平面図 ②根切断面図	統計数量値を使用して算定を行う場合には作成する必要はない。（数量計測基準Ⅲ建築（土工）3参照）								
上部く体現状図	1／20 ～ 1／100	柱・梁・床版・壁・階段・土間コンクリート・その他の図面 ①柱・梁・床版・壁伏図（配置） ②柱・梁・床版・壁断面図（形状・寸法）	土間コンクリートを除き、統計数量値を使用して算定を行う場合には作成する必要はない。（数量計測基準Ⅴ建築（く体）参照）								

矩 計 図 (かなばかり)	1/20 ~ 1/50	①建物の屋根、外壁、各階の床と天井 との構成及び材質、寸法等を断面 図によっては軸部が表現できない場 合には矩計図を作成して明確にする。 ②縮尺、屋根勾配、各種構造材の位置、 材質、寸法、主要造作材の取 付位 置、材質、寸法等	
展 開 図	1/50 ~ 1/100	建物内部の各室における造作等を図示 し使用されている各種資材及び仕上げ の良否等を明確にする	
立 面 図 他			
立 面 図	1/50 ~ 1/100	外観各面の立面図 各外面の仕上、開口部の位置	
写真方向撮影図	1/50 ~ 1/100	建物平面図等に写真方向を記載する。	
配 置 図	1/100 ~ 1/250	①敷地形状・寸法、隣接道路・建物 ・施設等 ②当該建物等の位置・寸法・方位 ③補償に係る計画道路・計画施設 等と当該建物及び敷地との関係	
そ の 他 調 査 書			
仕 上 表		①外部仕上表（下地を含む。） 屋上・外壁・外部天井・外部階段 ・庇・犬走り等場所別に表示 ②内部仕上表（下地を含む。） 床・壁・幅木・天井・回り縁・内部 階段・造付建具・機器類等各階各室 別に表示	
面 積 表		①敷地面積図・求積表 ②建物面積表 1) 建築面積 2) 各階床面積・同合計 3) 延べ床面積	建築面積、床面積、 延べ床面積は建築基 準法上の名称測量の 成果を利用可能な場 合①は作成不要
建 具 表		①建具配置図（キープラン） ②建具表 建具番号・建具の名称・材質・姿図 寸法・箇所数・建具枠・ガラス・塗 装・建具金物・開口部としての附合 物（面格子・額縁・網戸）等のうち 必要な事項	同種・同様の開口部 については寸法等の 表示のみによること ができる。
建 築 設 備			
（ 電 気 設 備 ）			

器 具 一 覧 表			
器 具 配 置 図	1/50 ~ 1/100		建物平面図を利用して作成する。
受 変 電 設 備 図	1/50 ~ 1/100		建物平面図を利用して作成する。
幹 線 系 統 図	1/50 ~ 1/100		建物平面図を利用して作成する。
動力設備系統図	1/50 ~ 1/100		建物平面図を利用して作成する。
(給排水衛生設備)			
器 具 一 覧 表			
器 具 配 置 図	1/50 ~ 1/100		建物平面図を利用して作成する。
消火設備系統図	1/50 ~ 1/100		建物平面図を利用して作成する。
汚水処理設備図	1/50 ~ 1/100		建物平面図を利用して作成する。
(空気調和設備)			
器 具 一 覧 表			
器 具 配 置 図	1/50 ~ 1/100		建物平面図を利用して作成する。
(昇降設備)			
諸 元 表			
(その他設備)			必要に応じて作成する。

(注) その他積算に必要となる図面は、上記以外のものであっても適宜作成するものとする。

別添 2

非木造建物数量計測基準

I 総 則

- 1 この基準は、非木造建物要領第 10 条に規定する工事数量の計測及び計算等の基準である。
- 2 この基準において「数量」とは、原則として設計数量（設計寸法に基づく計算数量）をいう。ただし計画数量（施工計画に基づく数量）又は所要数量（市場寸法による切り無駄及び施工上のやむを得ない損耗などを含む予測数量）を必要とする場合は、この基準に基づいて計算する。
- 3 数量の計測及び計算にあたっては、Ⅱ からⅨの規定によるものとする。ただし、物件移転等標準書（以下「標準書」という。）に統計単価が存する場合は、統計単価の単位数量によるものとする。
- 4 数量を求める対象は、別添 3 非木造建物工事内訳明細書式において、数量の表示されている細目又はこれに準ずる細目を標準とする。
- 5 この基準において「設計寸法」とは、別添 1 非木造建物図面作成基準に基づいて作成した図面等に表示された寸法及び表示された寸法から計算することのできる寸法をいう。また、この基準において「図示の寸法」とは、図面について物指により読み取ることのできる寸法を含むものとする。
- 6 この基準において使用する統計数量値は、別表統計数量表に掲げるものとする。

Ⅱ 建 築（直接仮設）

- 1 軽量鉄骨造及び鉄鋼系プレハブ工法（軽量鉄骨造）の専用住宅又は共同住宅の直接仮設の数量は、別表統計数量表より算出するものとする。
- 2 軽量鉄骨造及び鉄鋼系プレハブ工法（軽量鉄骨造）の専用住宅又は共同住宅以外の直接仮設の数量は、図面により仮設計画を想定し、細目ごとに計画数量を算出する。算出方法は次を標準とする。
 - (1) 水盛りかた
建物の建築面積とする。
 - (2) 墨出し
建物の延べ面積とする。
 - (3) 現寸型板
建物の延べ面積とする。
 - (4) 外部足場
 - ① 足場面積とする。足場面積は、建物の壁芯から 1 m 離れた部分の水平延長（外部足場の設置延長）に、建物の外壁上部の高さを乗じた面積とする。なお、外壁の高さが異なる場合の外壁上部の高さは、平均高とする。
 - ② 外部足場は枠組本足場を標準とする。ただし、立地条件等を考慮して他の足場を使用することができる。
 - (5) 安全手すり

外部足場の設置延長とする。

(6) 登り栈橋

掛延長（m）とする。原則として、3階建以上の建物で必要がある場合に設ける。

登り栈橋の勾配は、30度以下とする。

(7) 内部足場

① 棚足場の数量は、足場の平面面積（ m^2 ）とする。

② 脚立足場の数量は、足場の供用延べ床面積とする。

③ 本足場、一側足場を使用する場合は、(4) 外部足場に準ずる。

④ 内部足場の使用区分は、表－1を標準とする。ただし、施工条件等を考慮して他の足場を使用することができる。

表－1 内部足場使用区分

項 目	条 件	
く 体	階高4.0m以下	脚 立 足 場
	階高4.0m超	枠 組 棚 足 場
仕 上 （ 天 井 ）	高さ3.5m以下	脚 立 足 場
	高さ3.5m超	棚 足 場
仕 上 （ 壁 ）	高さ3.5m以下	脚 立 足 場
	高さ3.5m超	本 足 場
設 備	高さ3.5m以下	脚 立 足 場
	高さ3.5m超	移 動 式 足 場

(8) 乗入構台

構台の平面面積により算出する。市街地又は地下室のある建物で必要がある場合に設ける。

(9) 災害防止

① 枠付き金網張り、ネット張り、シート張り、水平ネット張り、朝顔などを必要に応じて計上する。

② 数量の算出は、垂直方向に設置するものは垂直掛け面積、水平に設置するものは水平掛け面積、朝顔は設置延長により算出する。

(10) 養生

建物の延べ面積により算出する。

(11) 清掃片付け

① 建物の延べ床面積により算出し、工事期間中毎日の清掃片付け、整理整頓及び竣工時の清掃片付けなどの費用を計算する。

② ダストシュートを設置する場合は、箇所当たりで算出する。

(12) その他

その他必要に応じて計上する。

Ⅲ 建 築（土 工）

1 土工とは、根切、埋戻、盛土、不用土処分、砂利敷など建築工事のための土の処理並

びにこれらに伴う山止、排水などをいう。

2 土工のうち、根切及び砂利敷などは、別表統計数量表により算出する。

3 根切数量が統計数量値によりがたい場合並びに根切及び砂利敷などを除く他の細目の数量は、次による。

(1) 土工の計測・計算は、その土の処理、山止、排水などについては計画数量とする。

(2) 土工の計測は、原則として設計地盤を基準線（G L）とする。ただし、現地盤（敷地の平均高さ）が設計地盤と異なるときは、現地盤を基準線とすることができる。

(3) 土の処理による土砂量（以下、土量という）の増加又は突き固めなどによる土量の減少はないものとする。

(4) 根 切

根切とは、基礎又は地下構築物などのための土の掘削をいい、その数量は計算上次の各号に定めるところにより根切側面を垂直とみなし、その根切面積と根切深さによる体積による。

根切面積とは、原則として、基礎又は地下構築物などの底面の設計寸法による各辺の左右に余幅を加えて計算した面積をいう。

根切深さとは、基準線から基礎又は地下構築物の底面までの深さに、捨コンクリート及び砂利敷などの厚さを加えたものをいう。ただし、地下構築物などのための総掘後の独立基礎、布基礎、基礎梁などのための基礎根切については、総掘根切底を基準線とみなす。

① 余幅は、原則として、作業上のゆとり幅に根切側面の崩壊に備えるため根切深さに土質と根切深さに応ずる係数を乗じた法幅（基準線における根切のひろがり）の2分の1を加えた幅とする。

作業上のゆとり幅は、基準線から根切深さ2.0mまでは0.3m、2.0mを超えるときは0.6mを標準とする。

土質を根切深さに応ずる係数は、適切な統計値によるものとし、一般には普通土として根切深さ5.0mまでは0.3を、5.0mを超えるときは0.6mを標準とする。必要があるときは山止を計画するものとし、山止を設ける場合の余幅は1.0mを標準とする。

② 基礎梁のための根切の長さは、独立基礎のための根切側面から計測するものとし、交差する基礎梁又は布基礎のための根切の長さは、いずれか一方の根切側面から計測する。

③ 基礎根切に囲まれて残存することとなる部分のいずれか一方の辺の長さが1.0m以下であるときは、その残存部分はないものとみなす。

④ 杭の余長による根切量の減少はないものとみなす。

(5) 埋 戻

埋戻とは、根切と基礎又は地下構築物等との間隙の土又は砂等による充てんをいい、その数量は、根切数量から基準線以下の基礎又は地下構築物の体積及び砂利敷き、捨

コンクリートの体積を減ずるものとする。余盛は加減しないものとする。

根切土を使用する場合と購入土等を使用する場合等に分類する。

(6) 盛 土

盛土とは、図示によって土又は砂等を盛ることをいい、その数量は盛土すべき面積と、基準線からの平均厚さによる体積とする。余盛は加算しないものとする。

根切土を使用する場合と購入土等を使用する場合等に分類する。

(7) 不用土処分

不用土処分とは、当該建築工事について不用となる土の処分をいい、その数量は選択した工法により値切の数量から埋戻及び盛土数量を減じた数量とする。

(8) 山 止

① 山止とは、根切側面の土の崩壊などを防御するための仮設備をいい、その数量は、根切深さを高さとする山止高さと山止壁周長とによる山止壁面積及び根切面積による切ばり面積による。基礎根切等の山止については、それぞれの山止高さと山止長さによる箇所を数量とすることができる。

② 山止壁、腹起し、切ばり等山止用機材類の数量を求める必要があるときは、前項による山止数量と土質、湧水量等に基づいて山止計画を設定したうえ計測・計算する。

(9) 排 水

① 排水とは、工事中の湧水及び雨水の排除をいい、その数量は湧水量及び降雨量により、一式で計上する。

② 排水用機材類の数量を求める必要があるときは、①による排水の数量と土質等に基づいて排水計画を設定したうえで計測・計算する。

IV 建 築（地 業）

1 杭地業とは、既製杭、場所打コンクリート杭等、独立基礎、布基礎又は底盤等建築物の底面に接続して建築物を支持する部分をいう。

2 杭地業の数量は、次により算出するものとする。

(1) 杭地業の計測は、図面による。

(2) 既製杭の数量は、材種、形状、寸法、工法等により区分し、杭の本数による。

(3) 場所打コンクリート杭の数量は、材種、形状、寸法、工法等により区分し、原則として箇所数による。

(4) 杭間さらえ又は杭頭の処理等の数量を求める必要があるときは、杭打ち部分の面積又は杭の本数による。

V 建 築（く 体）

1 コンクリート

(1) コンクリートは、積算上、捨コンクリート、土間コンクリート、く体コンクリートに区分し、土間コンクリートを除く各部分の数量は、別表統計数量表により算出する。

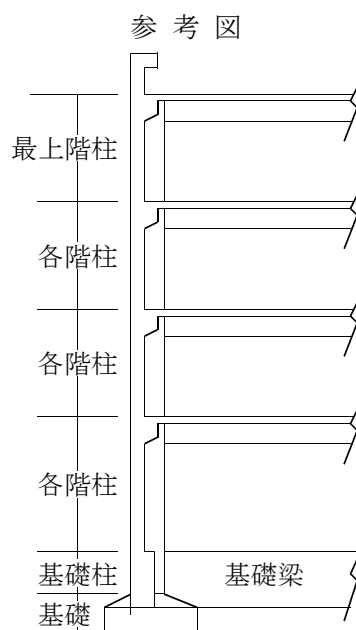
① く体コンクリートは必要に応じて、基礎く体と上部く体とに区分することができる。壁式構造の場合も本基準に準ずる。

② 基礎部分には、基礎柱・基礎梁を含むものとする。

③ コンクリートは必要に応じて、捨コンクリート、無筋コンクリート、鉄筋コンクリート、軽量コンクリート等の調合、強度、材料等により区分する。

(2) 土間コンクリートを設計寸法により計測、計算する場合には、次に定めるところによる。

① 鉄筋及び小口径管類（一般的な設備配管）によるコンクリートの欠除はないものとみなす。



2 型 枠

(1) 型枠の数量は、別表統計数量表により算出する。

(2) 型枠の数量は、普通型枠、打放し型枠、曲面型枠及びラーメン構造、壁式構造等材料、工法、コンクリート打設面等により区分して計算する。

3 鉄 筋

(1) 鉄筋の数量は、別表統計数量表により算出する。

(2) 鉄筋の数量は、ラーメン構造、壁式構造に区分して計算する。

4 鉄 骨

(1) 鉄骨の数量は、別表統計数量表による。

(2) ボルト類の数量は、算出した鋼材の数量を計上し、鋼材重量（t）で表す。

(3) 工場塗装の数量は、算出した鋼材の数量を計上し、鋼材重量（t）で表す。

(4) 工場加工の数量は、算出した鋼材の数量を計上し、鋼材重量（t）で表す。

(5) 現場溶接の数量は、算出した鋼材の数量を計上し、鋼材重量（t）で表す。

(6) 現場建方の数量は、算出した鋼材の数量を計上し、鋼材重量（t）で表す。

VI 建 築（仕 上）

1 間仕切下地

間仕切下地とは、く体に符合する壁の骨組下地をいい、下地（板）類は含まないものとする。

間仕切下地は、仕上の計測においてく体とみなし、準く体という。

(1) 間仕切下地の計測、計算

① 間仕切下地は、その主な材種別に材質、形状、寸法、工法等により区別する。

主な材種別は、おおむね「工事内訳明細書」における科目の材料名による。

- ② 間仕切下地の数量は、原則として、く体又は準く体の設計寸法又は図示の寸法による面積から、建具類の内法寸法等開口部の面積を差し引いた面積とする。

ただし、開口部の内法面積が1箇所当たり0.5㎡以下のときは差し引かない。

- ③ 間仕切下地の開口部のための補強は、原則として、計測の対象としない。

(2) 間仕切下地の材種による特則

材種による間仕切下地の計測の特則は、以下に定めるところによる。

① コンクリート材

材料としてコンクリート、型枠、鉄筋の数量を求める必要があるときは、それぞれV建築（く体）の1、2、3の定めによる。

② 既製コンクリート材

ALC板、PC板、PS板等による間仕切下地は、図示による枚数、面積又は体積を数量とすることができる。

③ 木材

木材による間仕切下地について、材料としての木材の所要数量を求める必要があるときは、設計寸法又は図示の寸法による長さをm単位に切り上げた長さとし、図示の断面積とによる体積に5%の割増しをした体積とする。ただし、長さの短いものについては切り使いを考慮するものとする。

④ 金属材

軽量鉄骨等の間仕切下地で金属材の胴縁を伴うときは、胴縁を含めた数量とすることができる。

2 仕上

仕上とは、く体又は準く体の保護、意匠、装飾その他の目的による材料、製品、器具類等の附合又はく体の表面の加工等をいう。ただし、建築設備に属するものを除く。

(1) 仕上の区分

① 外部仕上と内部仕上

仕上は、積算上建築物の内外を遮断する面を基準とし、外部仕上と内部仕上に大別する。ただし、内外遮断する開口部としての建具類は外部仕上に属するものとする。

② 外部仕上

外部仕上は、原則として屋上、各側面、外部階段、玄関、ピロティ、バルコニー等ごとに以下に定めるところにより、屋根、外部床、外壁、外部開口部、外部天井の部分に区分する。これらの部分に区分することが適当でないもの又は区分することができないものは外部雑とする。

ア 屋根・外部床

屋根・外部床とは、建築物外部の上面又は見下ろし面をいう。床段違いの側面、階段蹴上げ等は床に属するものとし、必要があるときはそれぞれ区別する。

イ 外壁

外壁とは、建築物外部の側面をいい、開口部を除く。独立柱、壁付柱、壁付梁、開口部周囲の見込、パラペット笠木、手すり笠木等は外壁に属するものとし、必要があるときはそれぞれ区別する。

ウ 外部開口部

外部開口部とは、建具類（シャッター、エアカーテンなどを含む。以下同じ。）及び各部分の開口部枠類をいう。建具類の枠、額縁、窓台、靴摺等は開口部に属するものとし、必要があるときはそれぞれ区別する。

エ 外部天井

外部天井とは、建築物外部の見上面をいう。天井付梁、天井段違い側面、庇の小端等は天井に属するものとし、必要があるときはそれぞれ区別する。

オ 外部雑

外部雑は、各部分に附合する製品、器具類等を必要によって区分する場合及びルーフトレイン、樋類、煙突等ア～エの部分に区分することが適当でないもの又は区分することができないものを総称する区分で、原則として、それぞれ適当な名称を付して区別する。

③ 内部仕上

内部仕上とは、原則として、各階、各室、内部階段等ごとに、以下に定められるところにより内壁、内部開口部、内部天井、内部床の部分に区分する。これらの部分に区分することが適当でないもの又は区分することができないものは内部雑とする。

ア 内部床

内部床とは、建築物内部の見下ろし面をいう。床段違い側面、階段蹴上げ等は床に属するものとし、必要があるときはそれぞれ区別する。

イ 内 壁

内壁とは、建築物内部の側面をいい、開口部を除く。独立柱、壁付柱、壁付梁、幅木、開口部周囲の見込、階段ささら桁、手摺、笠木等は壁に属するものとし、必要があるときはそれぞれ区別する。

ウ 内部開口部

内部開口部とは、建築物内部の建具類及び開口部枠類等をいう。建具類の枠、額縁、膳板、靴摺等は内部開口部に属するものとし、必要があるときはそれぞれ区別する。

エ 内部天井

内部天井とは、建築物内部の見上げ面をいう。独立柱、天井段違い側面、回縁等は天井に属するものとし、必要があるときはそれぞれ区別する。

オ 内部雑

内部雑は、各部分ごとに附合する製品、器具類等を必要によって区分する場合及びスクリーン、家具類、仕上ユニット製品等ア～エの各部分に区分することが適当でないもの又は区分することができないものを総称する区分で、原則として、それぞれ適当な名称を付して区別する。

(2) 仕上の計測、計算

① 共通事項

ア 各部分の計測

仕上計測の定めは、原則として、外部、内部又は壁、開口部、天井、床、雑の各部分について共通とする。

イ 計測上の区別

仕上は、その主な材種別に材質、形状、寸法、工法等により区別する。主な材種別はおおむね「工事内訳明細書」における科目の材料名による。

ウ 仕上の構成

仕上の構成は、表面処理、主仕上、仕上下地及び附合物よりなるものとする。

(ア) 表面処理とは、仕上表面の保護又は意匠、装飾等のための塗装、吹付などをいう。

(イ) 主仕上とは、表面処理を除く仕上表面層をいう。

(ウ) 仕上下地とは、主仕上とく体又は準く体との中間層をいい、骨組下地、下地(板)類等に区別する。

(エ) 附合物とは、仕上の保護又は意匠、装飾等のために主として主仕上に附合する材料製品、器具等をいう。

エ 仕上計測の対象

仕上は、原則として、表面処理、主仕上、附合物、仕上下地等の組合せにより区別し、その計測の対象は主仕上とする。表面処理、主仕上、附合物、仕上下地の複合物としての建具類、カーテンウォール、その他の仕上ユニットについてもその主仕上を計測の対象とする。

オ 表面処理、附合物、仕上下地の計測

表面処理、附合物又は仕上下地について計測する必要があるときは、原則として、主仕上の設計寸法又は図示の寸法を設計寸法とする。

② 主仕上の計測、計算

ア 原則

(ア) 主仕上の数量は、原則として、く体又は準く体の設計寸法又は図示の寸法による面積から、建具類など開口部の内法寸法又は図示の寸法による面積を差し引いた面積とする。ただし、開口部などの面積が0.5㎡以下のときは、開口部等による主仕上の欠除はないものとみなす。

(イ) (ア)の定めにかかわらず、天井高は図示の寸法を設計寸法とする。

(ウ) (ア)の定めにかかわらず、主仕上の表面からく体又は準く体の表面までの仕上代が0.05mを超えるときは、原則として、その主仕上の表面の寸法を設計寸法とする。

(エ) 専用住宅又は共同住宅に係る階段室の内壁施工面積は、木造建物数量積算基準第8第2項と同様に、次表に掲げる面積を標準とする。

階段の形式	内壁施工面積	備 考
直 階 段 廻り階段 折返し階段	10.80 ㎡	1階床より2階床までの面積

イ 附合物等の計測

附合物等について計測する必要があるときは、原則として主仕上の設計寸法又

は図示に基づく長さ、面積又は箇所数を数量とする。

ウ 仕上ユニットの計測

建具類、カーテンウォール、その他の仕上ユニットの数量は、その内法寸法又は図示の寸法による面積、個数又は箇所数による。

エ 特殊材料等の計測

一般に用いられない材料、特に高価な材料による場合又は特殊な加工を要する場合等前各号の定めによらないときは、その旨明記する。

(3) 仕上の材種による特則

材種による主仕上計測の特則及び附合物又は表面処理について計測する必要があるときの特則は、以下のア項に定めるところにより、仕上下地について計測する必要があるとき又は仕上下地を区別して骨組下地、下地（板）類、防水層等について計測する必要があるときの特則は、以下のイ項の定めるところによる。

① コンクリート材

ア 打放し仕上、コンクリート面のはつり、目荒し加工等について計測する必要があるときは、そのコンクリート面の面積を数量とする。

イ (ア) 防水押え各種コンクリートについて計測する必要があるときは、その平均厚さと設計寸法に基づく面積又はこれらによる体積を数量とする。

(イ) 防水押えコンクリートの補強メッシュ等について計測する必要があるときは、防水押えコンクリートの面積を数量とする。

② 既製コンクリート

ア・イ ALC板、PC板、PS板等による仕上又は仕上下地の数量は、設計寸法又は図示の寸法による枚数、面積又は体積によることができる。

イ 防水立上り部の押えブロック、れんが等の組積材について計測する必要があるときは、設計寸法又は図示に基づく長さ又は面積を数量とする。

③ 防水材

ア・イ (ア) 防水材による主仕上及び仕上下地の計測の特則は、原則として、共通とする。

(イ) 防水層等の数量は、原則とし、てく体又は準く体の設計寸法又は図示の寸法による面積とする。

(ウ) 立入り防水層等の数量は、その立上り寸法と設計寸法に基づく長さ又はこれらによる面積による。

(エ) 伸縮目地、開口部等のコーキング防水等について計測する必要があるときは、図示の長さ、開口部等の内法寸法に基づく周長を数量とする。

④ 石 材

ア (ア) 天然石、人造石等石材による主仕上の計測に当たっては、2 (2) ②ア原則の定めにかかわらず、その主仕上の表面の寸法を設計寸法とする面積から、建具類など開口部の内法寸法又は図示の寸法による面積を差し引いた面積とする。ただし、開口部等の面積が0.1㎡以下のときは、開口部等による主仕上の欠除はないものとみなす。

(イ) 石材による主仕上の役物類の処理については、図示の寸法による長さ又は

箇所数を数量とすることができる。

石材による主仕上の数量は、設計寸法又は図示の寸法による体積又は個数によることができる。

石材による主仕上の取付金物、裏込材、目地仕上等について計測する必要があるときは、設計寸法又は図示の寸法に基づく長さ又は個数を数量とする。

⑤ タイル材

ア (ア) 陶磁器タイル材による主仕上の役物類の処理については、設計寸法又は図示の寸法による長さ又は箇所数を役物類の数量とする。

(イ) タイル材による主仕上の取付金物、モルタル、目地仕上等は、主仕上の構成部材とみなし、原則として、計測の対象としない。

⑥ 木 材

ア (ア) 木材による開口部等の枠、額縁等の数量は、原則として、図示の寸法による箇所数による。必要があるときは開口部等の内法寸法に基づく周長を数量とする。

(イ) 銘木類は、図示の寸法による本数、枚数又は面積を数量とすることができる。

(ウ) 木材による主仕上について、材料としての木材の所要数量を求める必要があるときは、ひき立寸法による図示の断面積と、設計寸法又は図示の寸法による長さに両端の接合等のため必要な長さとして0.15mを加えた長さによる体積に、5%の割増をした体積による。ひき立寸法が示されていないときは、図示の断面を囲む最小の長方形又は正方形の辺の長さに、削り代として片面削りの場合は0.003m、両面削りの場合は0.005mを加えた寸法をひき立寸法とみなす。

(エ) 板類の木材による主仕上げについて、材料としての木材の所要数量を求める必要があるときは、その設計数量に次の割増率を加えたものを標準とする。

板材 突き付けの場合 10%

実 は ぎ の 場 合 15%

合じゃくり、羽重ねの場合 15%

各 種 合 板 類 15%

各 種 フ ロ ー リ ン グ 類 10%

(オ) 養生砥の粉塗り等は、原則として、計測の対象としない。

イ (ア) 木材による天井又は床の骨組下地について計測する必要があるときは、く体からの図示の寸法により区別し、その主仕上の数量による。

(イ) 木材による下地板類について計測する必要があるときは、原則として、その主仕上の数量による。壁胴縁などは仕上下地の構成部材とみなし、原則として、計測の対象としない。必要があるときは図示の寸法による面積を数量とする。

(ウ) 骨組下地又は下地板類の木材としての所要数量を求める必要があるときは、1間仕切下地(2)③木材の定めによる。

(エ) 板類の所要数量を求める必要があるときは、ア(エ)の定めによることができる。

⑦ 屋根材

- ア (ア) 瓦、スレート、金属又は合成樹脂製等の屋根材による主仕上の計測に当たっては、2仕上(2)②主仕上の計測、計算の定めは適用せず、原則として、軒先等までの図示の寸法による面積から、天窓の内法寸法など図示の寸法による開口部の面積を差し引いた葺上げ面積を数量とする。
- (イ) 棟瓦、鬼瓦、軒瓦等は、原則として、役物類としない。特殊な役瓦等について計測する必要があるときは、図示の形状、寸法等に基づく長さ又は個数を数量とする。
- (ウ) スレート、金属、合成樹脂製などの屋根材の役物類について計測する必要があるときは、原則として、その設計寸法又は図示の寸法による長さ又は箇所数を数量とする。

⑧ 金属材

- ア (ア) 金属材による手摺、タラップ、面格子、改め口、投入口等は谷樋、呼び樋、軒樋、ルーフドレイン、堅樋、養生管などの数量は、原則として、設計寸法又は図示の寸法による長さ又は箇所数による。
- (イ) ルーフドレイン、堅樋、養生管等雨水排水金物類等で系統又は組として機能するものは、系統又は組ごとの箇所数を数量とすることができる。
- (ウ) (ア)に類するもので合成樹脂材等によるものについては、原則として、材種を明記して金属材の定めを準用する。
- イ (ア) 金属材による天井又は床の骨組下地について計測する必要があるときは、く体からの図示の寸法により区別し、その主仕上の数量による。
- (イ) 金属材等による骨組下地の開口部等のための補強について計測する必要があるときは、図示の寸法による開口部の箇所数を数量とする。
- (ウ) メタルラス、ワイヤラス等金属材による下地類について計測する必要があるときは、原則として、その主仕上の数量による。壁胴縁は、仕上下地の構成部材とみなし、原則として、計測の対象としない。必要があるときは図示の寸法に基づく面積を数量とする。

⑨ 左官材

- ア (ア) 左官材による笠木、水切、幅木、ボーダー、側溝等の数量は、原則として、設計寸法又は図示の寸法による高さ、幅又は糸尺ごとの延べ長さによる。
- (イ) 左官材による表面処理は、原則として、計測の対象としない。必要があるときは、表面処理すべき主仕上の数量による。
- イ (ア) モルタル下地、ラスこすり等左官材による下地類について計測する必要があるときは、その主仕上の数量による。
- (イ) 建具類の周囲モルタル充てん等について計測する必要があるときは、建具類の内法寸法に基づく周長を数量とする。

⑩ 木製建具類

- ア (ア) 木製建具類は、表面処理、主仕上、附合物、仕上下地の複合した仕上ユニットとみなし、主仕上の材質、形状等により区別し、建具類の内法寸法による面積ごとの箇所数を数量とする。

(イ) 塗装等の表面処理について計測する必要があるときは、⑬塗装材アの定めによる。

(ウ) 附合物のうち建具金物等について計測する必要があるときは、その規格、仕様等ごとの組数又は個数を数量とする。

(エ) ガラスについて計測する必要があるときは、⑫ガラス材アの定めによる。

⑪ 金属製建具類

ア (ア) 金属製建具類は表面処理、主仕上、附合物、仕上下地及び枠類を複合した仕上ユニットとみなし、主仕上の材質、形状等により区別し、建具類の内法寸法による面積ごとの箇所数を数量とする。

(イ) 塗装等の表面処理について計測する必要があるときは、⑬塗装材アの定めによる。

(ウ) 附合物のうち特殊な金物等について計測する必要があるときは、その規格、仕様等ごとの組数又は個数を数量とする。

(エ) ガラスについて計測する必要があるときは、⑫ガラス材アの定めによる。

(オ) 強化ガラス、アクリル等による建具類の計測については、原則として、材種を明記し、金属製建具類の定めを準用する。

⑫ ガラス材

ア (ア) 全面がガラスである建具類のガラスについて計測する必要があるときは、材質規格等々に、原則として、建具類の内法寸法による面積を数量とする。ただし、かまち、方立、棧などの見付幅が0.1mを超えるものがあるときは、その見付幅を差し引いた寸法を内法寸法とみなす。

(イ) 額入建具等のガラスについて計測する必要があるときは、原則として、図示の寸法による。

(ウ) 特殊寸法、特殊形状あるいは、特殊な性質を有するガラス材については、図示の寸法による。

(エ) トップライト、デッキガラス、ガラスブロック、アートブロック等のガラス材による主仕上の数量は、図示の寸法による面積又は箇所数による。枠金物のあるトップライト、デッキガラス等は、ガラスを主仕上とする仕上ユニットとみなし、枠金物としては計測の対象としない。

(オ) 鏡等ガラス加工品の数量は、図示の形状、寸法による枚数又は箇所数による。

(カ) ガラス類の清掃、養生等を計測する必要があるときは、ガラスの数量による。

(キ) パテ、シール、コーキング、ガスケット等について計測する必要があるときは、ガラスの設計寸法に基づく周長を数量とする。

⑬ 塗装材

ア・イ (ア) 塗装材による表面処理の数量は、原則として、表面処理すべき主仕上の数量による。

(イ) 表面に凹凸がある場合等複雑な主仕上又は役物類等の塗装材による表面処理について計測する必要があるときは、主仕上の表面の糸尺による長さを設計寸法とする面積を数量とする。建具類又は鉄骨等の塗装材による表面処理について計測する必要があるときは、適切な統計値による

ことができる。

⑭ 内（外）装材

ア (ア) 布張り、紙張り等の重ね代は計測の対象としない。

(イ) 内外装材による主仕上の底目地、ジョイント工法による目地等は、主仕上の構成部材とみなし、原則として計測の対象としない。必要があるときは、図示の寸法に基づく長さ又は箇所数を数量とする。

(ウ) たたみ、じゅうたん等の数量は、図示の寸法による面積又は枚数による。

イ 仕上下地としての布張り、紙張りの重ね代は、計測の対象としない。

⑮ 仕上ユニット

ア (ア) 間仕切ユニット等は、材種、規格等により区別し、設計寸法又は図示の寸法による面積又は箇所数を数量とする。

(イ) 仕上ユニットとしての浴室、便所等は、図示の性能、形状等ごとに、組数又は個数を数量とする。

(ウ) 家具、備品、スクリーン等は、図示の寸法による組数又は個数を数量とする。

(エ) 造付の家具、カウンター、浴槽、シンク、換気塔等は、表面処理、主仕上、附合物、仕上下地を複合して仕上ユニットとみなし、個数又は箇所数を数量とすることができる。

⑯ カーテンウォール

ア (ア) コンクリート材、金属材等による外壁のカーテンウォールは、仕上ユニットとみなし、その数量は、原則として、図示の形状、寸法による面積又はユニットの個数による。

(イ) カーテンウォールの建具類又はガラスについて計測する必要があるときは、それぞれ⑪の金属製建具類又は⑫のガラス材の定めによる。

(ウ) 方位、力骨、取付金物、エキスパンション、ジョイント、シーリング、さび止め処理等は、仕上の構成部材とみなし、原則として、計測の対象としない。計測の必要があるときは、図示の寸法に基づく長さ又は面積を数量とする。

⑰ その他

ア・イ 防音、防湿等特別の目的のある材料もしくは前記の材種に区別することが適当でない材料又は区別することができない材料による仕上又は仕上下地の計測については、原則として材種又は材質の近似する材種の特則を準用し、必要に応じて適当な名称を付して区別する。ただし、その材料について特別の定めがある場合は、その定めによる。

Ⅶ 電気設備

1 共通工事

(1) 土工事

建築に準ずる。ただし、別表統計数量表は、適用しない。

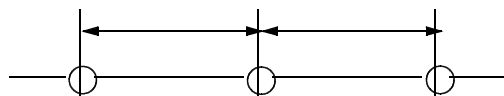
(2) コンクリート工事

建築に準ずる。ただし、別表統計数量表は、適用しない。

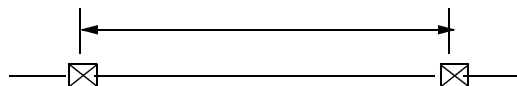
(3) 配管配線工事

- ① 建物別（棟別）、工事種目別、科目別並びに屋内又は屋外工事別に区分する。
- ② 電線保護管等は、種別、寸法別とし、いんぺい、露出、幹線、分岐別に区分する。
- ③ 配管配線は、階別に明示する。
- ④ 位置ボックス、ジョイントボックスは、使用区分により区分する。
- ⑤ プルボックス、ダクト、ラック類は、形式、寸法、材料、仕上別に区分する。
- ⑥ 電線ケーブル類は、規格、寸法別、幹線、分岐別、保護材料別及び工事方法別に区分する。
- ⑦ ケーブルの端末処理は、規格、寸法別に個数を算出する。
- ⑧ 配管配線の平面図上における寸法（長さ）の起点、端末の位置は、次による。

ア 位置ボックス相互間は、各位置ボックスの中心とする。

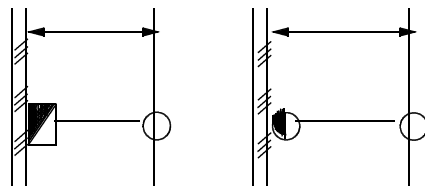


イ プルボックス相互間は、各プルボックスの中心とする。

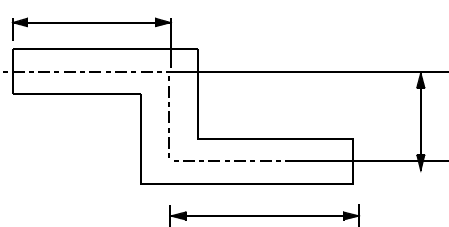


ウ 分電盤、制御盤、端子盤類の起点は、図上の中心の壁面とする。

エ 壁面に取付く位置ボックスは、壁面に接する中心とする。



オ ダクト内配線は、布設方向の中心寸法とする。



カ 配管配線は、原則として、図面上の平面部分と立上り、引下げ部分とに区分する。

- ⑨ 材料としての所要数量を求める必要があるときは、その設計数量に次の割増をすることを標準とする。

電	線	10%
ケ	ー	
ブ	ル	10%
電	線	
管		10%

(4) 接地工事

- ① 接地種別、接地極別、材質、寸法別に箇所数を算出する。
- ② 接地端子箱は、記号別に区分する。
- ③ 接地極埋設標を計上する。

(5) 塗装工事

- ① 塗装工事を必要とする鋼材等は、その部分の外表面積とする。
- ② 複合単価に塗装費を含む材料については、計測の対象としない。

(6) はつり工事

- ① 配管がコンクリート壁を貫通する場合は、貫通口径又は断面積、コンクリート壁の厚さ別の数量（箇所）とする。
- ② 溝はつりの場合は、はつり幅と深さにより区別し、床、壁、天井別に長さを算出する。
- ③ 面はつりの場合は、はつり部分の面積を算出する。

(7) 搬入費

搬入費を必要とする機器の重量による。

2 各設備工事

(1) 電灯設備

① 配線器具

ア タンブラスイッチは、極数、容量、形状等による組合せ（プレート共）を単位として算出する。

イ コンセントは、壁付、床付に区別し、極数、容量、形状等による組合せ（プレート共）を単位として算出する。又、プラグ付の場合は、その旨明示する。

ウ その他の配線器具等については、上記に準ずる。

② 照明器具

ア 照明器具は、形式、記号等により区分する。

イ 数量は、回路別、階別又は室別に区分し集計表を作成する。

③ 分電盤

分電盤は、名称、記号、形式別及び階別に区分する。

④ その他

その他の機材は、上記に準ずる。

(2) 動力設備

① 制御盤

ア 制御盤は、名称、記号、形式別負荷容量別及び階別に区分し集計表を作成する。

イ モーターへの結線材料は、可とう電線管などを規格別に計上する。

(3) 避雷設備

① 突針種別、支持パイプの記号寸法別に区分する。

② むね上導体、導線は、規格、寸法別とし、支持金物は、支持方法別に区分する。

(4) 構内配電線路

① 架空線路

ア 電柱、支柱及び支線柱は、種別、規格及び寸法別に区分する。

イ 装柱材料等は、種別、規格及び寸法別に区分する。

ウ 支線は、規格及び寸法別に区分し、箇所数を計上する。

エ 架空電線及び引込線は、規格及び寸法別に区分する。

オ 高圧引下線、低圧引下線及び通信引下線は、規格及び寸法別に区分する。

カ 柱上変圧器、気中開閉器等は、電気方式、種別及び容量別に計上する。

② 地中線路

ア 地中ケーブルの保護材料は、種別、規格及び寸法別に区分する。

イ マンホール及びハンドホールは、記号及び寸法別に区分する。

ウ 暗きょ内に布設するケーブルラック等は、形式、寸法、材質及び仕上別に区分する。

(5) 受変電設備

① 高低圧配電盤等は、形式、構造、規格別により区分する。

② 監視制御盤、継電器盤類は、形式、構造別等により区分する。

③ 直流電源装置は、形式、構造、規格、容量等により区分する。

④ 変圧器は、電気方式、絶縁方式、容量別に区分する。

⑤ 交流しゃ断器は、種別、規格別により区分する。

⑥ 高圧（特別高圧）進相コンデンサ等は、規格、容量別により区分する。

⑦ 断路器は、極数、容量、操作方式別により区分する。

⑧ 高圧負荷開閉器、その他機器類は、電気方式、定格、容量別により区分する。

⑨ 各機器類に対応する付属品類を計上する。

⑩ 電線、ケーブル類、保護材料等は、1 共通工事（3）の当該事項による。

⑪ 制御用ケーブル等は、⑩によるほか、機器相互間の長さを規格別、系統別に計上する。

⑫ バスダクトは、構造、規格、容量別に所要長さを計上し、付属品は、エルボ、ティーエンドクローザー等に区分する。

⑬ 接地母線、分岐線は、第1種、第2種、第3種、特別第3種等の接地工事の種類により区分する。

(6) 自家発電装置

① 交流発電機、原動機は、形式、構造、性能、容量等により区分する。

② 配電盤等は、(5)②による。

③ 燃料槽、減圧水槽等は、材質、容量別に計上する。

④ その他の機器類は、(5)①～⑨による。

⑤ 燃料油、冷却水、排気用配管等は、系統別、管種別、寸法別に区分する。

⑥ 上記以外の工事材料については、(5)⑩～⑬による。

(7) 電話設備

① ボックス類

壁付位置ボックス、フロアボックスに区分する。

② フロアダクト

種別、寸法別に区分する。

③ 端子盤類

端子盤は、記号、形式、構造、容量別及び階別に区分する。

(8) インターホン設備、電気時計・拡声設備、テレビ共同受信設備、火災報知設備

インターホン、電気時計、拡声、テレビ共聴及び火災報知装置等の機器類は、形式、記号別に区分する。

(9) 構内交換設備

- ① 交換機は、形式、構造、容量等により区分する。
- ② 局線中継台は、形式、構造等により区分する。
- ③ 本配線盤類は、形式、構造、容量等により区分する。
- ④ 電源装置は、形式、構造、定格、容量等により区分する。
- ⑤ 電話機は、形式別に区分する。
- ⑥ その他の機器類については、上記に準ずるものとする。
- ⑦ 電線、ケーブル、保護材料等は、1 (3) の当該事項による。

Ⅷ 電気設備以外の設備

1 共通工事

(1) 土工事

建築に準ずる。ただし、別表統計数量表は、適用しない。

(2) コンクリート工事

建築に準ずる。ただし、別表統計数量表は、適用しない。

(3) 配管工事

- ① 建物別、工事種目別、科目別、用途別、管種別、施工場所別、呼び径別に区分する。
- ② 材料としての所要数量を求める必要があるときは、その設計数量に次の割増をすることを標準とする。

屋内配管	鋼	管	10%
	銅	管	5%
	鉛	管	5%
	硬質塩ビ管		10%
屋外配管	鋼	管	5%
	硬質塩ビ管		5%

(4) 保温工事

- ① 工事科目別等に区分する。
- ② 配管の保温数量は、保温工事を必要とする配管の設計数量とする。
- ③ 風道の保温数量は、保温工事を必要とする風道の設計数量とする。
- ④ チャンバー及び消音エルボの吸音材の内張数量は、その鉄板の設計数量とする。
- ⑤ 機器類、槽類で保温を必要とする場合は、それらの表面積による。
- ⑥ 室内冷水管、冷温水管に取り付ける呼び径65以上の弁、ストレーナー等の保温工事は、区別する。

(5) 塗装工事

- ① 工事科目別に区分する。
- ② 配管の塗装数量は、塗装を必要とする配管の設計数量とする。
- ③ 風道の塗装数量は、塗装を必要とする風道の設計数量とする。
- ④ 機器類で塗装を必要とする場合は、それらの表面積による。
- ⑤ 複合単価に塗装費を含む材料については、数量計測の対象としない。

(6) はつり工事

- ① 工事科目別等に区分する。
- ② 壁又は床を配管若しくは風道が貫通する場合は、貫通口径、断面積、コンクリートの厚さ別の数量（箇所）とする。
- ③ 溝はつりの数量は、はつり幅、深さ別の長さを計測する。
- ④ 面はつりの数量は、はつり部分の面積を計測する。

(7) スリーブ入れ

- ① スリーブの数量は、スリーブの口径別、コンクリート壁の厚さ別に区分して計算する。
- ② 箱入れ数量は、貫通口の断面積、コンクリートの梁又は壁の厚さ別に区分して計算する。

(8) 搬入費

搬入費を必要とする機器の重量等による。

2 給排水衛生設備

(1) 衛生器具設備

衛生器具は、種類、規格、寸法、記号等別に区分する。

(2) 給排水設備の機器

- ① ポンプ類、給湯ボイラ、貯油槽、高置水槽、受水槽、ガス湯沸器、屋内消火栓箱、厨房器具等の各機器は、工事科目、形式、能力、容量、規格寸法等別又は記号別に区分して数量を計算する。
- ② 弁、水栓類、ボールタップ、弁きょう、量水器、排水トラップ、掃除口、排水金物、可とう継手、防振継手等の各機器は、形式、規格、呼び径別等に区分して数量を計測する。
- ③ 弁ます、量水器ます、ためます、インバートます等のます類については、記号別、G L から管底までの深さ別に区分して組数を計算する。

3 空気調和設備

(1) 空気調和設備

① ボイラ及び付属機器設備

ア ボイラ、空調用ポンプ類、熱交換器、還水槽、地下貯油槽、サービスタンク、膨張水槽、管寄せ、温風暖房器、送風機等の数量は、形式、能力、容量、規格、寸法等の別又は記号別に区分して計算する。

イ 鋼板製煙道は、板厚別に外周面積を計算する。

② 冷凍機設備

冷凍機、冷却塔及び冷却水ポンプは、①アに準ずる。

③ 空気調和機設備

ユニット型空気調和機、パッケージ型空気調和機、全熱交換器、ファンコイルユニット、送風機、集じん器等の機器は、①アに準ずる。

④ 風道設備

ア 建物別、工事科目別に、矩形風道、スパイラルダクト、円形風道（排煙用）の名称別に分け、矩形風道は板厚別に、スパイラルダクト及び円形風道は口径別に

区分し、さらに、各階別、系統別、設置場所別（屋内露出、天井内、ダクトシャフト内、屋外露出等）に区分する。

イ 風道の長さは、ダクトの中心線の長さを計測する。

⑤ 風道付属品

ア フレキシブルダクトの数量は、口径別に区分し、長さを計測する。

イ 風道と送風機を連結するたわみ継手の数量は、送風機の仕様（形番、両吸込み形、片吸込み形）別に区分し、箇所数を計算する。風道と空調機を連結する場合は、長さを計測する。

ウ ガラリは、材質及び形状、大きさ（幅×高さ）別に区分して計測する。

エ チャンバーの数量は、名称、板厚、大きさ別に区分し、表面積を計測する。

⑥ 仕切弁、玉形弁、安全弁、圧力計、温度計、伸縮継手、可とう継手、防振継手、ストレーナー、ボールタップ等の器具は、2（2）②に準ずる。

(2) 換気設備

空気調和設備の当該事項に準ずる。

(3) 排煙設備

空気調和設備の当該事項に準ずる。

4 昇降設備

必要に応じて計上する。

5 その他設備

必要に応じて計上する。

IX 解体

解体工事は、次によるものとする。

1 仮設工事

立地条件、工法、使用機材等を十分考慮する。

(1) 外部足場

足場面積によるものとする。

(2) 内部足場

必要な部分の床面積により算出する。

(3) 養生

セーフティネット、シート、金網及び朝顔等の必要なものを計上する。

(4) その他

その他必要に応じて計上する。

2 直接解体

(1) 労務費

① 鉄筋コンクリート造

ア ブレーカ工法、スチールボール工法、ジャッキ工法及び圧砕工法等の工法別に
区別する。

イ 地上部分と地下部分に区分する。

② 鉄骨造

①に準ずる。

(2) 機械器具費

解体に要する機械損料、工具損料、損耗品、燃料及びそれらの運搬費等を計上する。

3 廃棄材処理

(1) ガラ処理

解体の際、発生するガラを捨てるための運搬費、捨て場代等で、場所、条件等を考慮する。

(2) 発生材

解体の際、発生する市場価値のある材を種別、等級等に区別して計上する。

別添 3

非木造建物工事内訳明細書式

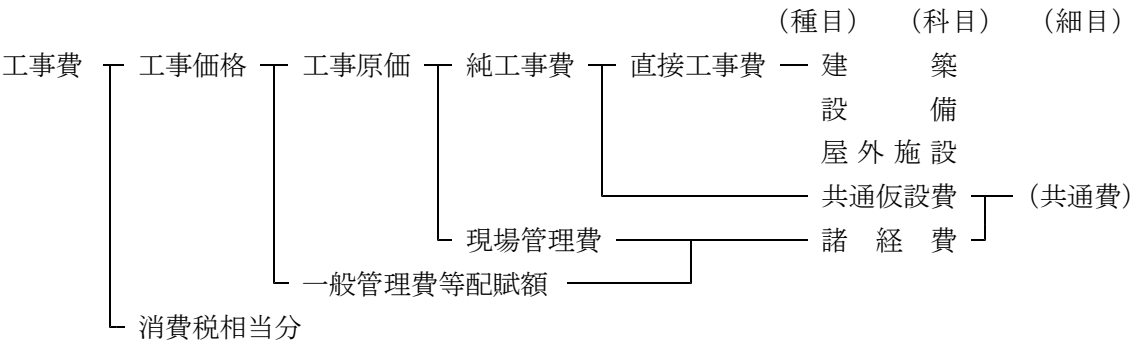
(総 則)

1 この書式は、非木造建物要領第 1 3 条に規定する内訳書の標準書式である。

(工事費の構成)

2 工事費は、通常次のとおり構成され、種目別、科目別及び細目別の段階がある。工事内訳明細書は、工事費の内容と金額を示すものであり、その記載要領は 7 に規定するものとする。

工事費の構成



(種目別内訳)

3 種目別内訳は、工事の種目別の金額を示す。種目区分は、建築、設備などに区分し、建築設備に含めることが適当でない屋外施設、取りこわしなどについては、適切な名称の種目を設けることができる。

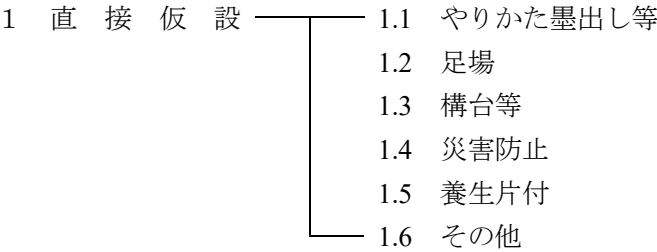
(科目別内訳)

4 科目別内訳は、各種目について科目別の金額を示す。科目区分は、次を基準として、工事の内容規模等に応じさらに細分又は集約できるものとする。

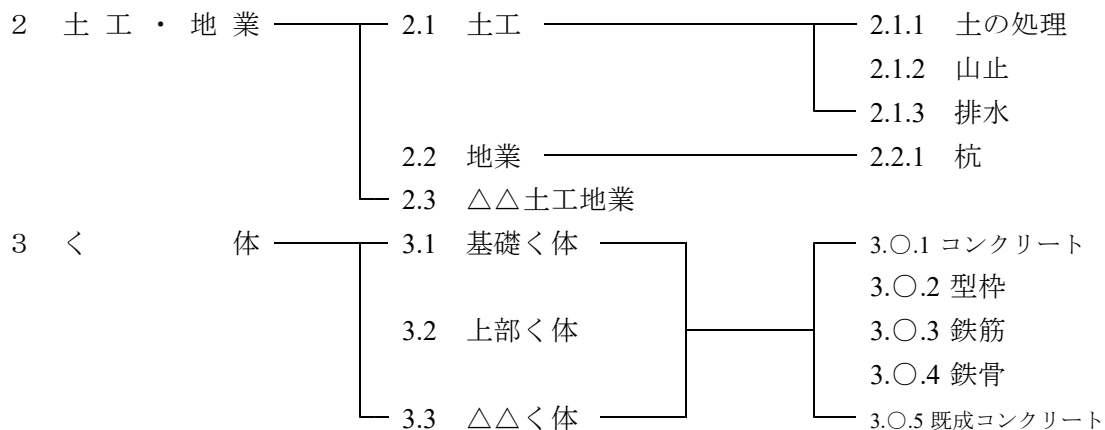
(大科目)

(中科目)

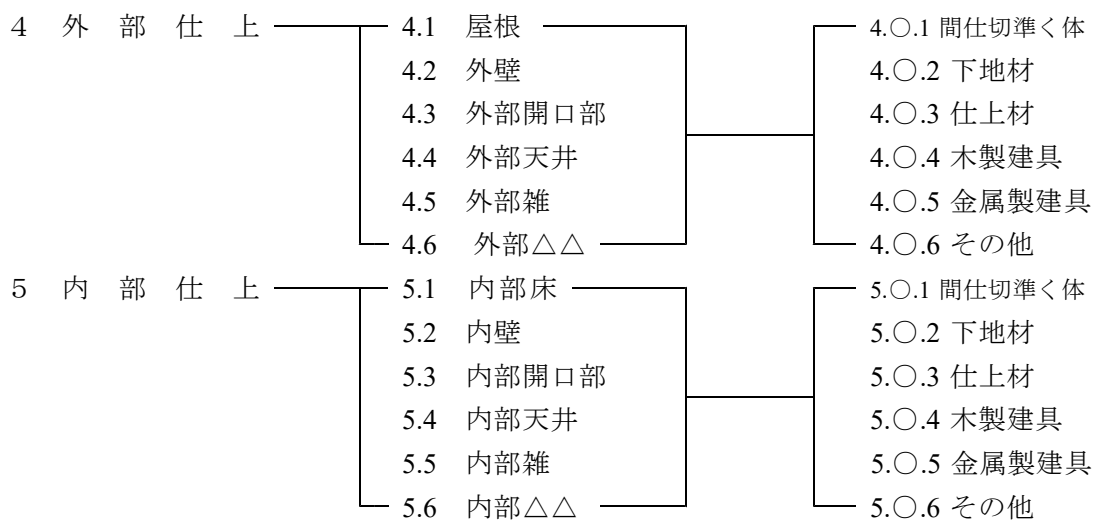
(小科目)



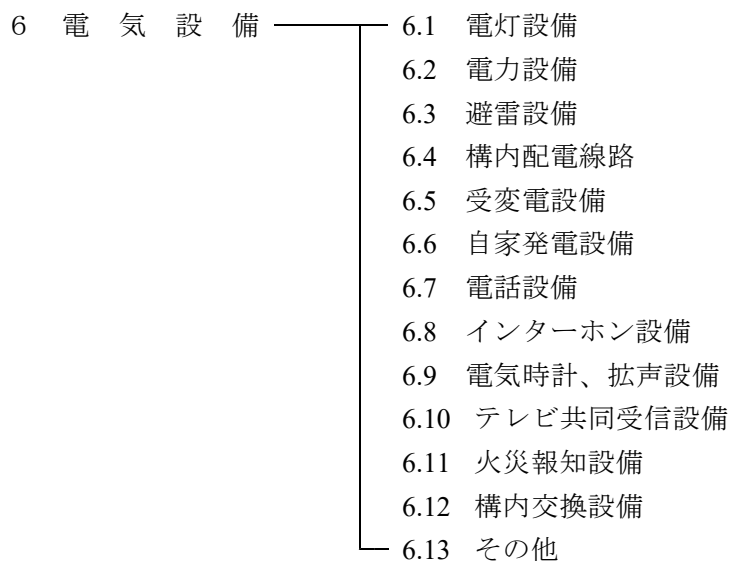
※ 直接仮設は、中科目を省略して細目を記載することができる。



※ く体は、中科目を省略することができる。



※ 外部仕上以下の小科目は、主として細目の記載順序を示し、小科目名、小科目集計を省略することができる。



7	給排水衛生設備	7.1 衛生器具設備
		7.2 給水設備
		7.3 排水設備
		7.4 給湯設備
		7.5 消化設備
		7.6 ガス設備
		7.7 厨房機器設備
		7.8 さく井設備
		7.9 その他
8	空気調和設備	8.1 空気調和設備
		8.2 換気設備
		8.3 排煙設備
		8.4 その他
9	昇降設備	9.1 乗用エレベーター設備
		9.2 電動ダムウォーター設備
		9.3 その他
10	その他設備	

(細目別内訳)

5 細目別内訳は、各科目について原則として細目別の数量、単価、金額を記載する。一式計上する細目は、備考欄に計算方法等を略記する。細目は、材料費、施工費（手間その他）、機械器具費等を含む合成費又は複合費等をもって示す。細目区分は、工事の内容、金額の大小等に応じて定め、その記載内容は、次による。

- ① 運搬費、小運搬費は、通常、材料費、施工費、複合費等に含まれるが、特に必要ある場合は、別途に計上する。
- ② 仮設的費用、機械器具費、運搬費等は、各科目ごとに分けられるものはその科目に、数科目に共通のものは種目ごとの仮設工事費に、全般的なものは共通仮設費に計上する。
- ③ 摘要欄には、材種、規格、品等、寸法その他必要事項を記載する。
細目によっては、どの科目に属するか一概に定められないものがあるが、そのような細目については、工事の内容、材料の品種、施工の専門別等を考慮のうえ適当な科目に計上する。

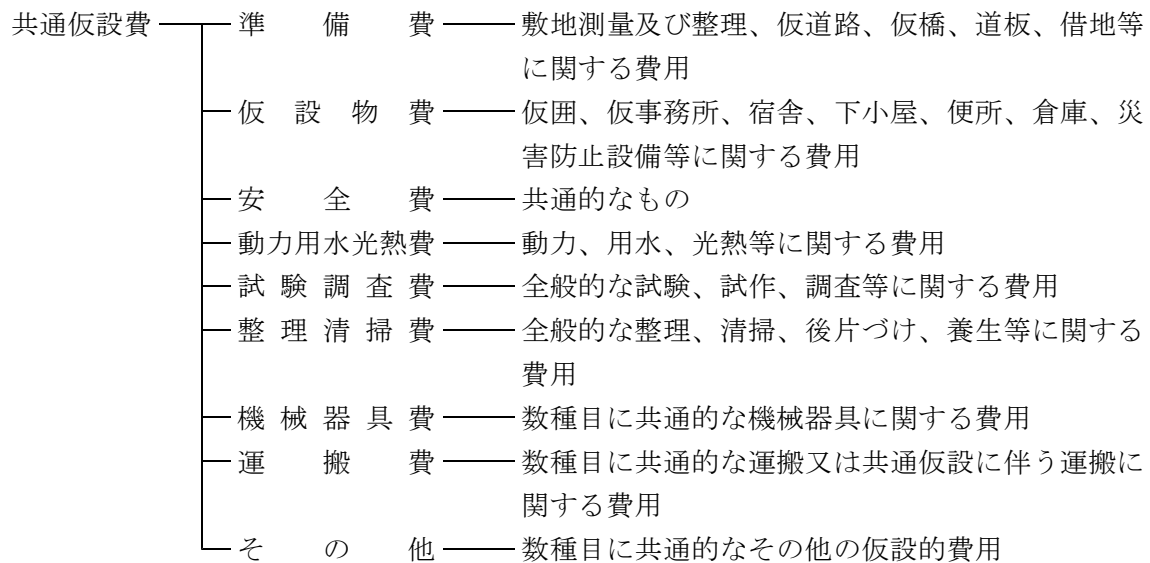
(共通費)

6 共通仮設費及び諸経費については、次により記載する。

- ① 共通仮設費は、別添4 共通仮設費率表に基づき、次の式により算出するものとする。

$$\text{共通仮設費} = \text{直接工事費} \times \text{共通仮設費率}$$

共通仮設費率は移転先ごとの建築直接工事費の合計額に対応した率を適用するものとする。なお、除却工法を認定した建物は、当該建物の建築直接工事費に対応した率を適用するものとする。共通仮設費に含まれる内容は、次に示す費用とする。



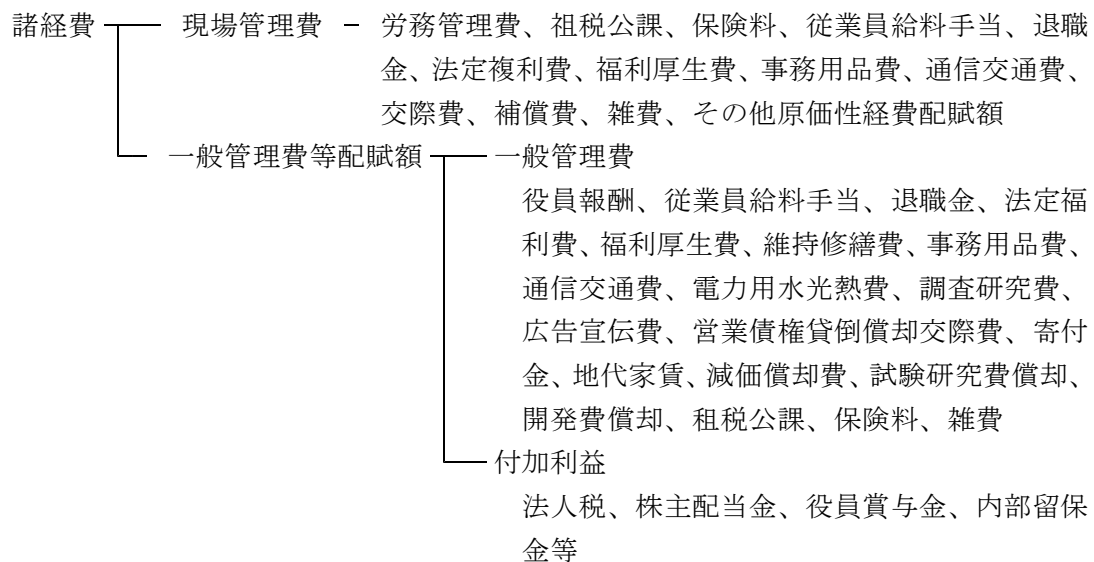
② 諸経費は別添 5 諸経费率表に基づき、次の式により算出するものとする。

諸経費＝直接工事費×諸経费率

純工事費：直接工事費に共通仮設費を加えた額とする。

諸経费率：一発注（建築及び解体）を単価として算定された純工事費及び廃材運搬費の合計額に対応した率を適用するものとする。

諸経費の内容は一般に次のとおりとし下請経費は純工事費に含むものとする。



なお、要領第 14 条に規定する単価を補償金の積算に用いる場合において、上記の内容と同等の諸経費が含まれている当該単価は、諸経費の対象としない。

（工事内訳明細書のまとめ方と記載例）

7 用紙は A4 判を標準とし、様式、記載例は、次頁以下による。なお、記載例は標準的なものを掲げており、必要に応じ、種目、科目及び細目を設けるものとする。

工事内訳明細書総括表

令和 年 月 日

様

受注者住所

受注者名及び代表者名

別紙のとおり積算いたしました。

¥

建物等の所有者		
所 在 地		
構 造 用 途		
建 築 工 法		
規 模		
移 転 工 法		

(注) 内 容
単価について
発生材について
設計の有効期間
解体の方法
その他積算についての概要

令和 年 月 日																					
<u>工 事 工 程 表</u>																					
日 工事名称	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	110	120	130	140	150	160	170	180	日数		

補償額算定内訳記載例 [再 築 工 法]				所有者氏名		
区分	内 容	番号	算 定 式	建物番号	建物番号	建物番号
基本 事 項	構 造 ・ 用 途	(1)				
	延 床 面 積	(2)				
	建 築 面 積	(3)				
	建 築 年 月	(4)		年 月	年 月	年 月
	標 準 耐 用 年 数	(5)		年	年	年
	経 過 年 数	(6)		年	年	年
工 事 費 等	建 築	直 接 工 事 費	(7) 設備工事を含む			
		共 通 仮 設 費 率	(8) (7)に対応する率 (一発注単位)			
		共 通 仮 設 費	(9) (7)×(8)			
		推 定 再 建 築 純 工 事 費	(10) (7)＋(9)			
		諸 経 費 率	(11) (10)に対応する率((18)を含む一発注単位)			
		諸 経 費	(12) (10)×(11)			
	解 体	推 定 再 建 築 費	(13) (10)＋(12)			
		直 接 工 事 費	(14) (廃材運搬費及び廃材処分費を除く)			
		共 通 仮 設 費 率	(15) (14)に対応する率 (一発注単位)			
		共 通 仮 設 費	(16) (14)×(15) 建築の共通仮設費を解体で併用できる場合は不要			
		廃 材 運 搬 費	(17)			
		解 体 純 工 事 費	(18) (14)＋(16)＋(17)			
		諸 経 費 率	(19) (18)に対応する率((10)を含む一発注単位)			
		諸 経 費	(20) (18)×(19)			
		廃 材 処 分 費	(21)			
		解 体 工 事 費	(22) (18)＋(20)＋(21)			
補 償 額	同 種 等	推 定 再 建 築 費	(23) (13)			
		再 築 補 償 率	(24)			
		金 額	(25) (23)×(24)			
		法 令 改 善 費 相 当 額	(26) 別紙算出表のとおり			
		の 運 用 益 損 失 額				
		解 体 工 事 費	(27) (22)			
		発 生 材 価 額	(28)			
		消 費 税 等 抜 き 補 償 額	(29) (25)＋(26)＋(27)－(28)			
	等	消 費 税 等 課 税 対 象 額	(30) (25)＋(26)＋(27)			
		消 費 税 等 相 当 補 償 額	(31) (30)×(税率)			
		補 償 額	(32) (29)＋(31)			
	照 応	推 定 再 建 築 費	(33) (13)			
		再 築 補 償 率	(34)			
		金 額	(35) (33)×(34)			
		現 価 率	(36)			
		建 物 現 在 価 額	(37) (33)×(36)			
		照 応 建 物 の 推 定 建 築 費	(38) 別紙算出表のとおり			
		推 定 再 建 築 費 等 の 差 額	(39) (38)－(13) (マイナスとなる場合備考参照)			
		法 令 改 善 費 相 当 額	(40) 別紙算出表のとおり			
		の 運 用 益 損 失 額				
		解 体 工 事 費	(41) (22)			
		発 生 材 価 額	(42)			
		消 費 税 等 抜 き 補 償 額	(43) (35)＋(39)＋(40)＋(41)－(42)			
		消 費 税 等 課 税 対 象 額	(44) (35)＋(39)＋(40)＋(41)			
	等	消 費 税 等 相 当 補 償 額	(45) (44)×(税率)			
		補 償 額	(46) (43)＋(45)			

(備 考) (39)がマイナスの場合、(37)＞(38)のときは(37)を、(37)＜(38)のときには(37)＋{(38)－(37)}×{1－1／(1＋r)ⁿ}を、(43)及び(44)欄中の(35)＋(39)の額とする。(r：年利率 n：従前の建物の残耐用年数)

[照 応] 照応建物の推定建築費算出表（非木造建物）

		建物番号	建物番号	建物番号
所 有 者 氏 名				
照応建物の直接工事費（建築）	A			
照応建物の共通仮設費率	B（Aに対応する率） （一発注単位）			
照応建物の共通仮設費	$A \times B = C$			
照応建物の推定建築純工事費	$A + C = D$			
照応建物の諸経費率	E（Dに対応する率） （(18)を含む一発注単位）			
照応建物の諸経費	$D \times E = F$			
照応建物の推定建築費	$D + F = (38)$			

[同種同等] 法令改善費相当額の運用益損失額算出表（非木造建物）

		建物番号	建物番号	建物番号
所 有 者 氏 名				
推 定 再 建 築 費	(13)			
法令改善後の直接工事費（建築）	G			
共 通 仮 設 費 率	H（Gに対応する率） （一発注単位）			
共 通 仮 設 費	$G \times H = I$			
法令改善後の推定建築純工事費	$G + I = J$			
諸 経 費 率	K（Jに対応する率） （(18)を含む一発注単位）			
諸 経 費	$J \times K = L$			
法令改善後の推定建築費	$J + L = M$			
法 令 改 善 費 相 当 額	$M - (13) = N$			
法令改善費相当額の運用益損失額 $N \times \{1 - 1 / (1 + r)^n\} = (26)$ r：年利率 n：従前の建物の残耐用年数				

[照 応]

		建物番号	建物番号	建物番号
所 有 者 氏 名				
推 定 再 建 築 費	(13)			
照応建物の推定建築費	(38)			
推定再建築費等の差額	$(38) - (13) = (39)$			
法令改善後の直接工事費（建築）	O			
共 通 仮 設 費 率	P（Oに対応する率） （一発注単位）			
共 通 仮 設 費	$O \times P = Q$			
法令改善後の推定建築純工事費	$O + Q = R$			
諸 経 費 率	S（Rに対応する率） （(18)を含む一発注単位）			
諸 経 費	$R \times S = T$			
法令改善後の推定建築費	$R + T = U$			
法 令 改 善 費 相 当 額	$U - \{(13) + (39)\} = V$			
法令改善費相当額の運用益損失額 $V \times \{1 - 1 / (1 + r)^n\} = (40)$ r：年利率 n：従前の建物の残耐用年数				

備 考	
建物番号	特 記 事 項

法令改善費相当額の運用益損失額算出表（非木造建物）

[曳家]

		建物番号	建物番号	建物番号
所 有 者 氏 名				
既設の施設の曳家工事費 (11)				
法令改善費を含む曳家直接工事費 ア				
共 通 仮 設 費 率 イ (アに対応する率) (一発注単位)				
共 通 仮 設 費 ア×イ=ウ				
法令改善費を含む曳家純工事費 ア+ウ=エ				
諸 経 費 率 オ (エに対応する率) ((16)を含む一発注単位)				
諸 経 費 エ×オ=サ				
法令改善費を含む曳家工事費 エ+サ=シ				
法 令 改 善 費 相 当 額 シ-(11)=ス				
法令改善費相当額の運用益損失額 $ス \times \left\{ 1 - \frac{1}{(1+r)^n} \right\} = (22)$ r : 年利率 n : 従前の建物の残耐用年数				

[illegible]

補償額積算内訳書				[復元工法]	所有者氏名			
区分	内 容		番号	算 定 式	建物番号	建物番号	建物番号	建物番号
基本事項	構 造 ・ 用 途		(1)					
	延 床 面 積		(2)					
	建 築 面 積		(3)					
	建 築 年 月		(4)		年 月	年 月	年 月	年 月
	経 過 年 数		(5)		年	年	年	年
工事費等	建築	直 接 工 事 費	(6)	復元工事費				
		共 通 仮 設 費	(7)	(6)×% (一発注単位)				
		復 元 純 工 事 費	(8)	(6)+(7)				
		諸 経 費	(9)	(8)×%((14)を含む一発注単位)				
		復 元 工 事 費	(10)	(8)+(9)				
	解体	直 接 工 事 費	(11)	運搬費を含む(廃材運搬費及び廃材処分費を除く)				
		共 通 仮 設 費	(12)	(11)×%(一発注単位)建築の共通仮設費を解体で併用できる場合は不要				
		廃 材 運 搬 費	(13)					
		解 体 純 工 事 費	(14)	(11)+(12)+(13)				
		諸 経 費	(15)	(13)×%((8)を含む一発注単位)				
		廃 材 処 分 費	(16)					
		解 体 工 事 費	(17)	(14)+(15)+(16)				
	補償額等	復 元 工 事 費	(18)	(10)				
		解 体 工 事 費	(19)	(17)				
発 生 材 価 額		(20)						
消費税等抜き補償額		(21)	(18)+(19)-(20)					
消費税等課税対象額		(22)	(18)+(19)					
消費税等相当補償額		(23)	(22)×(税率)					
補 償 額		(24)	(21)+(23)					

[備 考]	
建物番号	特 記 事 項

中科目内訳記載例

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
I A 棟 建 築						
1 直 接 仮 設		1	式		× × ×	
2 土 工 ・ 地 業		1	〃		× × ×	
2.1 土 工		1	〃		× ×	
2.2 地 業		1	〃		× ×	
2.3 △ △ 土 工 ・ 地 業		1	〃		× ×	
3 < 体		1	〃		× × ×	
3.1 基 礎 < 体		1	〃		× ×	
3.2 上 部 < 体		1	〃		× ×	
3.3 △ △ < 体		1	〃		× ×	
4 外 部 仕 上		1	〃		× × ×	
4.1 屋 根		1	〃		× ×	
4.2 外 壁		1	〃		× ×	
4.3 外 部 開 口 部		1	〃		× ×	

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
4.4 外 部 天 井		1	式		××	
4.5 外 部 雑		1	〃		××	
4.6 外 部 △ △ 仕 上		1	〃		××	
5 内 部 仕 上		1	〃		× ××	
5.1 内 部 床		1	〃		××	
5.2 内 壁		1	〃		××	
5.3 内 部 開 口 部		1	〃		××	
5.4 内 部 天 井		1	〃		××	
5.5 内 部 雑		1	〃		××	
5.6 △ △ 室 仕 上		1	〃		××	
計						

細目内訳記載例（標準的な細目の例示）

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
A 棟 建 築						
1 直 接 仮 設						
や り か た						
墨 出						
原 寸 型 板						
外 部 足 場						
内 部 足 場						
乗 入 構 台						
災 害 防 止						
養 生						
清 掃 片 付						
(発 生 材 処 分)						
(機 械 器 具)						
(運 搬)						
小 計						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
2 土 工 ・ 地 業						
2.1 土 工						
根 切						
埋 戻						
盛 土						
不 用 土 処 分						
砂 利 敷						
山 止						
排 水						
(地 中 障 害 物 処 理)						
(機 械 器 具)						
(運 搬)						
土 工 小 計						
2.2 地 業						
既成コンクリート杭						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
場所打コンクリート杭						
鋼 杭						
ラップルコンクリート						
杭 頭 処 理						
杭 間 さ ら え						
(産 業 廃 棄 物 処 理)						
(機 械 器 具)						
(運 搬)						
地 業 小 計						
土 工 ・ 地 業 計						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
3 く 体						
3.1 基 礎 く 体						
(3.1.1 鉄筋コンクリート)						
捨 コン ク リ ート						
基 礎 コン ク リ ート						
型 枠						
鉄 筋						
(3.1.3 そ の 他)						
基 礎 P C						
基 礎 く 体 小 計						
3.2 上 部 く 体						
(3.2.1 鉄筋コンクリート)						
無 筋 コン ク リ ート						
く 体 コン ク リ ート						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
型 枠						
鉄 筋						
(322 鉄 骨)						
鋼 材						
工 場 加 工 組 立						
さ び 止 め 塗 装						
現 場 施 工						
試 験 費						
アンカーボルト取付						
ベース下均しモルタル						
耐 火 被 覆						
(323 そ の 他)						
く 体 P C						
上 部 く 体 小 計						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
3.3 △ △ く 体						
コ ン ク リ ー ト						
型 枠						
鉄 筋						
鉄 骨						
P C						
△△く体小計						
く 体 計						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
4 外 部 仕 上						
4.1 屋 根						
(4.12 防 水 材 仕 上)						
セ メ ン ト 防 水						
シ ー ト 防 水						
(4.13 石 材 仕 上)						
鉄 平 石 乱 張						
立 上 り モ ル タ ル						
み か げ 舗 石						
立 上 り モ ル タ ル						
(4.14 タイル材仕上)						
磁器二丁掛タイル						
クリンカータイル						
立 上 り モ ル タ ル						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
(4.16 金属材仕上)						
カラー鉄板瓦棒						
折 板						
(4.17 左官材仕上)						
防水材モルタル						
(4.18 ガラス材仕上)						
波形ワイヤグラス						
(4.19 内装材仕上)						
大波石綿スレート						
日 本 瓦						
屋 根 小 計						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
4.2 外 壁						
(421 コンクリート材仕上)						
スパンコンクリート						
コンクリート面研り仕上						
(423 石 材 仕 上)						
花 こ う 岩						
(424 タイル材仕上)						
磁器二丁掛タイル						
磁器モザイクタイル						
(426 金 属 材 仕 上)						
ア ル ミ 成 型 板						
(427 左 官 材 仕 上)						
モ ル タ ル は け 引						
リ シ ン 吹 付						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
(412 内外装材仕上)						
小波石綿スレート						
軒裏フレキシブルボード						
外 壁 小 計						
4.3 外 部 開 口 部						
(436 金属材仕上)						
SSD 1～n〇〇ドア						
AW 1～n〇〇サッシ						
AD 1～n〇〇ドア						
SD 1～n〇〇ドア						
特 殊 金 物						
外部開口部小計						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
4.4 外 部 天 井						
(446 金 属 材 仕 上)						
ピロティ天井アルミ成型板						
(447 左 官 材 仕 上)						
リ シ ン 吹 付						
外部天井小計						
4.5 外 部 雑						
(456 金 属 材 仕 上)						
ルーフドレイン						
た て 樋						
屋 上 丸 か ん						
屋 上 手 す り						
外 部 雑 小 計						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
4.6 バルコニー仕上						
床防水材モルタル						
立上り防水剤モルタル						
腰内側モルタル						
内外腰モルタル						
人造石研出笠木						
天井モルタル						
鉄パイプ手すり						
铸铁フロアドレイン						
バルコニー 仕上小計						
4.7 ポーチ仕上						
屋根シート防水						
床クリンカータイル						
外壁磁器二丁掛けタイル						
柱型擬石						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
天井アルミモールディング						
ポーチ仕上小計						
外 部 仕 上 計						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
5 内 部 仕 上						
5.1 内 部 床						
(5.13 石 材 仕 上)						
花 こ う 岩						
テ ラ ゾ ブ ロ ッ ク						
(5.14 タイル材仕上)						
磁 器 タ イ ル						
立 上 り 防 水						
磁器モザイクタイル						
立 上 り 防 水						
(5.15 木 材 仕 上)						
ぶなフローリング						
檜 縁 甲 板						
(5.17 左 官 材 仕 上)						
踏面、けこみモルタル						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
現 場 テ ラ ゾ						
立 上 り 防 水						
(5.19 内外装材仕上)						
床 畳						
塩化ビニールタイル						
フリーアクセスフロア						
樹脂系長尺シート						
さくらモザイクバーケット						
ならフローリングボード						
内 部 床 計						
5.2 内 壁						
(52.1 間仕切下地)						
間仕切コンクリートブロック						
〃 A L C						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
木 製 軸 組						
軽 鉄 軸 組						
(523 石 材 仕 上)						
テラズブロック幅木						
国 産 大 理 石						
(524 タイル材仕上)						
半 磁 器 タ イ ル						
二 丁 掛 タ イ ル						
(525 木 材 仕 上)						
ラ ワ ン 幅 木						
し な 合 板 底 目 地						
ウォルナット練付合板						
米 檜 堅 羽 目						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
(526 金属材仕上)						
ステンレス幅木						
押出成型アルミ板						
(527 左官材仕上)						
モルタル幅木						
モルタル						
混合石膏プラスター						
(529 内外装材仕上)						
ビニル幅木						
布 張						
紙 張						
内 壁 小 計						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
5.3 内 部 開 口 部						
(535 木 材 仕 上)						
WD 1 ～ n ○ ○ 戸						
WW 1 ～ n ○ ○ 窓						
F 1 ～ n ○ ○ ふすま						
S 1 ～ n ○ ○ 障 子						
(536 金 属 材 仕 上)						
S S D 1 ～ n ○ ○ ド ア						
A D I ～ n ○ ○ ド ア						
A W I ～ n ○ ○ サッシ						
S D I ～ n ○ ○ ド ア						
S W I ～ n ○ ○ サッシ						
S S I ～ n ○ ○ シャッタ						
S G I ～ n ○○ グリルシャッタ						
内部開口部小計						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
5.4 内 部 天 井						
(545 木 材 仕 上)						
杉 桤 合 板						
(546 金 属 材 仕 上)						
モ ー ル デ ィ ン グ						
(547 左 官 材 仕 上)						
モ ル タ ル は け 引						
混 合 石 膏 プ ラ ス タ						
(549 内 外 装 材 仕 上)						
化 粧 石 膏 ボ ー ド						
石 綿 吸 音 板						
内 部 天 井 小 計						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
5.5 内 部 雑						
(555 木 材 仕 上)						
積 層 材 手 す り						
ラ ウ ン 階 段						
(556 金 属 材 仕 上)						
ステンレス壁付手すり						
ステンレス切抜文字						
(558 ガラス材仕上)						
鏡						
(559 内外装材仕上)						
ら し や 張 掲 示 板						
アコーデオンドア						
(55.10仕上ユニット)						
ト イ レ ブ ー ス						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
(55.12 そ の 他)						
応 接 セ ッ ト						
内 部 雑 小 計						
5.6 階 段 室						
踊場床ビニルタイル						
踏 み づ ら け こ み ビ ニ ル タ イ ル						
段 形 ボ ー ダ テ ラ ヅ						
ささら幅木テラゾブロック						
踊場テラゾブロック						
壁 プ ラ ス タ						
笠木塩地積層手すり						
天 井 プ ラ ス タ						
段 裏 プ ラ ス タ						
階 段 室 小 計						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
5.7 浴 室 ・ 便 所						
浴室・ユニット						
浴室・便所小計						
内 部 仕 上 計						
A 棟 建 築 合 計						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
6 電 気 設 備						
6.1 電 灯 設 備						
(6.1.1 幹 線)						
配 管 配 線						
600 V C Vケーブル						
プ ル ボ ッ ク ス						
金 属 ダ ク ト						
ケ ー ブ ル ラ ッ ク						
引 込 開 閉 器 箱						
接 地 工 事 費						
(6.1.2 分 岐 配 線)						
配 管 配 線						
V - O ケ ー ブ ル						
位 置 ボ ッ ク ス 類						
プ ル ボ ッ ク ス						
配 線 器 具						
蛍 光 灯						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
水 銀 灯						
白 熱 灯						
分 電 盤						
施 工 費						
(613 コンセント)						
配 管 配 線						
位 置 ボ ッ ク ス 類						
配 線 器 具						
電 灯 設 備 小 計						
6.2 動 力 設 備						
(621 幹 線)						
配 管 配 線						
600 V C Vケーブル						
プ ル ボ ッ ク ス						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
(622 分 岐 配 線)						
配 管 配 線						
位 置 ボ ッ ク ス 類						
プ ル ボ ッ ク ス						
消 火 栓 始 動 押 釦						
制 御 盤						
施 工 費						
動力設備小計						
6.3 避 雷 設 備						
突 針						
導 線						
接 地 用 端 子 箱						
保 護 管						
デ ル ミ ッ ト 工 事 費						
接 地 工 事 費						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
避雷設備小計						
6.4 構内配電線路						
○ W 電 線						
D V 電 線						
○KV C Vケーブル						
600 V C Vケーブル						
端 末 処 理 材 料						
保 護 管						
高 圧 気 中 開 閉 器						
電 柱						
装 柱 材 料						
支 線						
ハ ン ド ホ ール						
防 水 鋳 鉄 管						
異 物 継 手						
接 地 工 事 費						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
土 工 事 費						
溝内配電線路小計						
6.5 受 変 電 設 備						
(65.1 機 器 類)						
高 圧 受 電 盤						
高 圧 き 電 盤						
低 圧 配 電 盤						
監 視 盤						
変 圧 器						
進 相 コ ン デ ン サ						
○ ○ 開 閉 器						
○ 極 ○ 投 断 路 器						
プライマリカット アウトスイッチ						
避 雷 器						
取 引 用 計 器 箱						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
消 火 器						
フ ッ ク 棒						
ゴ ム マ ッ ト						
付 属 品 ・ 予 備 品						
機 器 据 付 費						
(652 工 事 材 料)						
配 管 配 線						
○KV CVケーブル						
同上端末処理材料						
フ レ ー ム パ イ プ						
銅 棒						
銅 帯						
鋼 材						
金 網						
接 地 端 子 箱						
接 地 工 事 費						
受変電設備小計						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
6.6 自 家 発 電 設 備						
(66.1 機 器 類)						
交 流 同 期 発 電 機						
発 電 機 盤						
自 動 起 道 補 機 盤						
励 磁 装 置 盤						
デ ィ ー ゼ ル 機 関						
共 通 台 床						
空 気 圧 縮 機						
空 気 槽						
減 圧 水 槽						
貯 油 槽						
燃 料 小 出 槽						
消 音 器						
燃 料 給 油 ポ ンプ						
燃料ウイंकポンプ						
チェンブロック						
消 火 器						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
○ 油						
予 備 品						
試 運 転 調 整 費						
機 器 据 付 費						
(662 工 事 材 料)						
冷 却 水 配 管						
燃 料 配 管						
始 動 空 気 配 管						
排 気 配 管						
電 気 配 管						
自家発電設備小計						
6.7 電 話 設 備						
配 管 配 線						
位 置 ボ ッ ク ス						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
はとめプレート						
フロアプレート						
プルボックス						
フロアダクト						
ジャンクションボックス						
フロアマーカ						
ローテンションスタット						
ワイヤプロテクタ						
電 話 機						
集 合 保 安 器 箱						
端 子 盤						
電話設備小計						
6.8 インターホン設備						
配 管 配 線						
C P E V ケーブル						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
位 置 ボ ッ ク ス						
プ レ ー ト 類						
フ ロ ア プ レ ー ト						
ローテンションスタット						
インターホン親機						
〃 子機						
同 上 用 電 源						
インターホン 設 備 小 計						
6.9 電気時計・拡声設備						
配 管 配 線						
位 置 ボ ッ ク ス						
は と め プ レ ー ト						
端 子 盤						
子 時 計						
親 時 計						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
ス ピ ー カ						
増 幅 器						
非常放送用増幅器						
ア ッ テ ネ ー タ						
マ イ ク ロ ホ ン						
電気時計・ 拡声設備小計						
6.10 テレビ共同受信設備						
配 管						
同 軸 ケ ー ブ ル						
位 置 ボ ッ ク ス						
直 列 ユ ニ ッ ト						
収 容 箱						
分 岐 器						
分 配 器						
混 合 器						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
増 幅 器						
整 合 器						
ア ン テ ナ						
調 整 費						
テレビ共同受信 設 備 小 計						
6.11 火 災 報 知 設 備						
(6.11.1自動火災報知)						
配 管 配 線						
火災警報用ケーブル						
C P E V ケーブル						
位 置 ボ ッ ク ス						
ス ポ ッ ト 形 感 知 器						
煙 感 知 器						
差動式スポット形試験器						
空 気 管						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
総 合 盤						
電 鈴						
受 信 機						
表 示 灯						
立 会 検 査 費						
(6112自 動 閉 鎖)						
配 管 配 線						
H P ケ ー ブ ル						
F P ケ ー ブ ル						
位 置 ボ ッ ク ス						
煙 感 知 器						
自 動 閉 鎖 装 置						
連 動 制 御 器						
火災報知設備小計						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
6.12 構 内 交 換 設 備						
(6.12.1 機 器 類)						
交 換 機						
局 線 中 継 台						
本 配 線 盤						
整 流 器						
蓄 電 池						
電 話 機						
機 器 据 付 費						
(6.12.2 工 事 材 料)						
配 管 配 線						
ケ ー ブ ル ラ ッ ク						
補 強 ア ン グ ル						
構内交換設備小計						
電 気 設 備 計						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
7 給排水衛生設備						
7.1 衛生器具設備						
和 風 大 便 器						
洋 風 大 便 器						
小 便 器						
洗 面 器						
手 洗 器						
洗面ユニット						
料 理 流 し						
掃 除 流 し						
鏡						
化 粧 棚						
水石けん入れ						
衛生器具設備小計						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
7.2 給 水 設 備						
(721 屋内給水設備)						
揚 水 ポ ン プ						
雑 用 水 ポ ン プ						
受 水 タ ン ク						
高 置 タ ン ク						
雑 用 水 タ ン ク						
上 水 用 ○ ○ 鋼 管						
雑用水用○○鋼管						
仕 切 弁						
水 栓						
ボ ー ル タ ッ プ						
電 極 棒						
量 水 器						
減 圧 弁 装 置						
フレキシブルジョイント						
防 振 継 手						
防 露 工 事						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
塗 装 工 事						
は っ り 補 修 費						
ス リ ー ブ						
耐 震 支 持						
機 器 用 基 礎						
搬 入 据 付 費						
(722 屋外給水設備)						
水 道 用 鋳 鉄 管						
水 道 用 異 形 管						
上 水 用 ○ ○ 鋼 管						
雑用水用○○鋼管						
埋 設 仕 切 弁						
防 露 工 事						
塗 装 工 事						
防 食 工 事						
土 工 事						
水道本管引込工事						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
給水設備小計						
7.3 排 水 設 備						
(73.1 屋内排水設備)						
汚物用水中ポンプ						
汚水用水中ポンプ						
雑排水用〇〇鋼管						
通気用〇〇鋼管						
汚水用コーティング鋼管						
排水用鋳鉄管						
排水鉛管						
床上掃除口						
床下掃除口						
床排水トラップ						
流しトラップ						
排水金物						
電 極 棒						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
通 気 用 金 具						
間 接 排 水 口						
仕 切 弁						
防 露 工 事						
塗 装 工 事						
は っ り 補 修 費						
ス リ ー プ						
耐 震 支 持						
搬 入 据 付 費						
(732 屋外配水設備)						
雑排水用〇〇鋼管						
ヒ ュ ー ム 管						
排 水 用 ビ ニ ル 管						
イ ン バ ー ト 桧						
た め 桧						
塗 装 工 事						
土 工 事						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
下水道本管接続工事						
配水設備小計						
7.4 給 湯 設 備						
給 湯 ボ イ ラ ー						
鋼 板 製 煙 道						
貯 湯 タ ン ク						
膨 張 タ ン ク						
温 水 ポ ン プ						
瞬 間 湯 沸 器						
貯 湯 式 湯 沸 器						
銅 管						
仕 切 弁						
水 栓						
保 温 工 事						
塗 装 工 事						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
は っ り 補 修						
ス リ ー プ						
機 械 用 基 礎						
搬 入 据 付 費						
給湯設備小計						
7.5 消 火 設 備						
(75.1 屋内消火栓設備)						
消 火 ポ ン プ						
屋 内 消 火 栓 箱						
放水用器具格納箱						
放 水 口 格 納 箱						
送 水 口						
仕 切 弁						
逆 止 弁						
テ ス ト 弁						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
○ ○ 鋼 管						
フレキシブルジョイント						
防 露 工 事						
塗 装 工 事						
は っ り 補 修 費						
ス リ ー プ						
機 器 用 基 礎						
搬 入 据 付 費						
(752 連結散水設備)						
連 結 送 水 口						
連 結 散 水 栓						
仕 切 弁						
逆 止 弁						
ス ト レ ー ナ ー						
表 示 板						
○ ○ 鋼 管						
塗 装 工 事						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
は っ り 補 修 費						
ス リ ー プ						
(75.1 屋外消火栓設備)						
消 火 ポ ン プ						
屋 外 消 火 栓 箱						
屋外消火栓ホース格納箱						
屋 外 消 火 栓						
〇 〇 鋼 管						
仕 切 弁						
機 器 用 基 礎						
搬 入 据 付 費						
土 工 事						
(75.4 スプリンクラー 設 備)						
スプリンクラー用ポンプ						
圧 力 空 気 タ ン ク						
消火用充水タンク						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
スプリンクラーヘッド						
同 上 保 護 網						
同上振れ止め金具						
流 量 測 定 装 置						
警 報 弁 装 置						
管 末 試 験 弁 装 置						
圧 力 調 整 弁						
仕 切 弁						
逆 止 弁						
ベ ル						
連 結 送 水 口						
〇 〇 鋼 管						
フレキシブルジョイント						
標 識 板 ・ 説 明 板						
配 管 配 線 工 事						
消 火 受 信 盤						
塗 装 工 事						
は っ り 補 修 費						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
ス リ ー ブ						
機 器 用 基 礎						
搬 入 据 付 費						
試 験 調 整 費						
諸 雑 費						
(755 ハロゲン) 化物消火設備						
貯 蔵 容 器						
集 合 管						
容 器 取 付 枠						
選 択 弁						
選 択 弁 取 付 枠						
起 動 用 ガ ス 容 器						
継電気盤又は制御盤						
手 動 起 動 操 作 箱						
端 子 箱						
モーターサイレン						
圧 力 ス イ ッ チ						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
放 出 表 示 灯						
音 響 警 報 装 置						
非 常 電 源 装 置						
標 識 板 ・ 説 明 板						
安 全 弁						
ピストンレリーザ						
噴 射 ヘ ッ ド						
不 還 弁						
圧力配管用炭素鋼鋼管						
鋼 管						
配 管 配 線 工 事						
塗 装 工 事						
は っ り 補 修 費						
ス リ ー ブ						
試 験 調 整 費						
諸 雑 費						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
フレキシブルジョイント						
標 識 板 ・ 説 明 板						
配 管 配 線 工 事						
保 温 工 事						
塗 装 工 事						
は っ り 補 修 費						
ス リ ー プ						
機 器 用 基 礎						
搬 入 据 付 費						
試 験 調 整 費						
諸 雑 費						
(7.5.7 粉末消火設備)						
貯 蔵 容 器						
加 圧 用 ガ ス 容 器						
選 択 弁						
容 器 用 基 礎						
選 択 弁 取 付 枠						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
起 動 ガ ス 容 器						
継電器盤又は制御盤						
手 動 起 動 操 作 箱						
端 子 箱						
モ ー タ サ イ レ ン						
圧 力 ス イ ッ チ						
放 出 表 示 灯						
音 響 警 報 装 置						
非 常 電 源 装 置						
標 識 板 ・ 説 明 板						
安 全 弁						
不 還 弁						
噴 射 ヘ ッ ド						
○ ○ 鋼 管						
鋼 管						
配 管 配 線 工 事						
塗 装 工 事						
は っ り 補 修 費						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
ス リ ー ブ						
試 験 調 整 費						
諸 雑 費						
消 火 設 備 小 計						
7.6 ガ ス 設 備 工 事						
配管用炭素鋼鋼管(白管)						
ポリエチレン被覆鋼管						
L B ヒ ュ ー ズ コ ッ ク						
L ネ ジ コ ッ ク						
壁 ヒ ュ ー ズ コ ッ ク						
床 ヒ ュ ー ズ コ ッ ク						
ノ ッ ク ハ ン ド ル コ ッ ク						
砲 金 コ ッ ク						
鉄 コ ッ ク						
青 銅 玉 形 弁						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
鋳 鉄 逆 止 弁						
水 取 器						
付 帯 工 事						
労 務 費						
諸 雑 費						
ガス設備工事小計						
7.7 厨 房 機 器 設 備						
冷 蔵 庫						
万 能 焼 物 器						
コールドテーブル						
ガ ス レ ン ジ						
ガ ス テ ー ブ ル						
ガ ス コ ン ロ						
スチームテーブル						
電 子 レ ン ジ						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
炊 飯 器						
洗 米 器						
フ ラ イ ヤ ー						
た な						
そばウォーマー						
魚 焼 器						
中 華 レ ン ジ						
食 器 洗 浄 器						
湯 沸 器						
瞬 間 湯 沸 器						
球 根 皮 む き 器						
ク リ ー ン テ ー ブ ル						
作 業 台						
盛 付 台						
配 膳 台						
シ ン ク 付 台						
流 し						
食 器 戸 だ な						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
上 だ な						
水 切 台						
搬 入 据 付 費						
厨房機器設備小計						
7.8 さく井設備工事						
ケーシング鋼管						
ス ク リ ー ン						
粘 土						
小 砂 利						
電 気 検 層 費						
揚 水 試 験 費						
機 械 器 損 料						
仮設電力用水費						
水 質 試 験 費						
基 礎 工 事						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
雑 材 料 消 耗 品						
労 務 費						
運 搬 費						
諸 雑 費						
さく井設備工事 小計						
給排水衛生設備計						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
8 空 気 調 和 設 備						
8.1 空 気 調 和 設 備						
(8.1.1 ボイラー及び 付属機器設備)						
銅 製 ボ イ ラ ー						
鑄 鉄 製 ボ イ ラ ー						
銅 板 製 煙 道						
ボイラー給水ポンプ						
電動真空給水ポンプ						
冷 温 水 ポ ン プ						
油 ポ ン プ						
ウ イ ン グ ポ ン プ						
還 水 タ ン ク						
オイルサービスタンク						
熱 交 換 器						
蒸 気 ヘ ッ ダ ー						
冷温水ヘッダー(往)						
〃 (還)						
膨 張 タ ン ク						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
地下オイルタンク						
同 上 付 属 金 物						
乾 燥 砂						
タ ン ク 室						
保 温 工 事						
塗 装 工 事						
機 器 用 基 礎						
搬 入 据 付 費						
(8.12 冷凍機設備)						
遠 心 冷 凍 機						
チリングユニット						
吸 収 冷 凍 機						
ヒートポンプユニット						
冷 却 塔						
冷 却 水 ポ ン プ						
保 温 工 事						
塗 装 工 事						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
機 器 用 基 礎						
搬 入 据 付 費						
(8.13 空気調和機設備)						
ユニット形空気調和機						
パ ッ ケ ー ジ 形 空 気 調 和 機						
電 気 集 じ ん 器						
ろ 材 誘 電 形 エ ア フ ィ ル タ ー						
自 動 巻 取 形 エ ア フ ィ ル タ ー						
パネル形エアフィルタ ー						
予 備 ろ 材						
〇 〇 送 風 機						
〇 〇 排 風 機						
ファンコイルユニット						
全 熱 交 換 器						
連 絡 ケ ー シ ン グ						
保 温 工 事						
塗 装 工 事						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
機 器 用 基 礎						
搬 入 据 付 費						
(8.14 ダクト設備)						
矩 形 ダ ク ト						
スパイラルダクト						
フレキシブルダクト						
た わ み 継 手						
外 気 取 入 ガ ラ リ						
排 気 ガ ラ リ						
吹 出 口						
吸 込 口						
風量調節ダンパー						
防 火 ダ ン パ ー						
ピストンダンパー						
防 煙 ダ ン パ ー						
点 検 口						
消 音 チ ャ ン バ ー						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
消 音 エ ル ボ						
エアチャンバー						
保 温 工 事						
塗 装 工 事						
は っ り 補 修 費						
ス リ ー プ						
(815 配 管 設 備)						
冷却水用〇〇鋼管						
補給水用〇〇鋼管						
排水用〇〇鋼管						
冷温水用〇〇鋼管						
蒸気用・配管用 炭素鋼鋼管(黒管)						
油用・配管用 炭素鋼鋼管(黒管)						
鋼 管						
仕 切 弁						
逆 止 弁						
自 動 エ ア 抜 弁						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
玉 形 弁						
安 全 弁						
低圧トラップ装置						
高圧トラップ装置						
温 度 調 整 装 置						
電 磁 弁 装 置						
二 方 弁 装 置						
三 方 弁 装 置						
減 圧 弁 装 置						
伸 縮 継 手						
防 振 継 手						
フレキイブルジョイント						
温 度 計						
圧 力 計						
ス ト レ ー ナ ー						
ボ ー ル タ ッ プ						
電 極 棒						
水 高 計						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
間 接 排 水 口						
リ フ ト 継 手						
ピ ッ ト 内 配 管 架 台						
保 温 工 事						
塗 装 工 事						
は つ り 補 修 費						
ス リ ー プ						
耐 震 支 持						
断 熱 支 持 材						
(8.16 自動制御設備)						
自 動 制 御 機 器 類						
制 御 盤 類						
計 装 工 事						
(8.17 総合調整費)						
空 気 調 和 設 備 小 計						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
8.2 換 気 設 備						
(821 機 器 設 備)						
送 風 機						
排 風 機						
圧 力 扇						
換 気 扇						
パネル形エアフィルター						
機 器 用 基 礎						
搬 入 据 付 費						
(822 ダクト設備)						
矩 形 ダ ク ト						
スパイラルダクト						
た わ み 継 手						
一 重 フ ー ド						
二 重 フ ー ド						
外 気 取 入 ガ ラ リ						
排 気 ガ ラ リ						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
吹 出 口						
吸 込 口						
風 量 調 節 ダ ン バ ー						
防 火 ダ ン バ ー						
防 煙 ダ ン バ ー						
点 検 口						
消 音 チ ャ ン バ ー						
エ ア チ ャ ン バ ー						
塗 装 工 事						
は っ り 補 修 費						
ス リ ー ブ						
換 気 設 備 小 計						
8.3 排 煙 設 備						
(8.3.1 機 器 設 備)						
排 煙 機						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
機 器 用 基 礎						
搬 入 据 付 費						
(832 ダクト設備)						
排 煙 口						
給 気 口						
風量調節ダンバー						
防 火 ダ ン バ ー						
防 煙 ダ ン バ ー						
た わ み 継 手						
排煙矩形ダクト						
排煙円形ダクト						
塗 装 工 事						
断 熱 工 事						
は っ り 補 修 費						
ス リ ー ブ						
排煙設備小計						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
空 気 調 和 設 備 計						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
9 昇 降 設 備						
9.1 乗用エレベーター設備						
巻 上 機						
マ シ ン ビ ー ム						
電 動 発 電 機						
受 電 盤 ・ 制 御 盤						
監 視 盤 ・ 防 災 盤						
機 械 室 換 気 扇						
自 動 着 床 装 置						
か ご						
電 動 戸 開 閉 装 置						
三 方 わ く						
し き い						
乗 場 の 戸						
乗 場 ボ タ ン						
乗 場 位 置 表 示 器						
レ ー ル						
ロ ー プ						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
つ り 合 お も り						
中 間 ビ ー ム						
安 全 装 置						
緩 衝 装 置						
イ ン タ ー ホ ン						
地 震 感 知 装 置						
配 管 配 線						
消 耗 品 雑 材 料						
労 務 費						
運 搬 費						
乗用エレベーター 設 備 小 計						
9.2 電動ダムウェーター設 備						
巻 上 機						
労 務 費						
運 搬 費						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
電動ダムウェーター 設 備 小 計						
昇 降 設 備 計						

別添 4

I 共通仮設費率表

直 接 工 事 費 (百万円)	共通仮設費率 (%)	直 接 工 事 費 (百万円)	共通仮設費率 (%)
10 以下	5.64	300 をこえ 350 以下	6.13
10 をこえ 12 以下	5.67	350 をこえ 400 以下	6.15
12 をこえ 14 以下	5.69	400 をこえ 500 以下	6.19
14 をこえ 16 以下	5.71	500 をこえ 600 以下	6.21
16 をこえ 18 以下	5.72	600 をこえ 700 以下	6.23
18 をこえ 20 以下	5.74	700 をこえ 800 以下	6.25
20 をこえ 22 以下	5.75	800 をこえ 900 以下	6.27
22 をこえ 24 以下	5.76	900 をこえ 1,000 以下	6.29
24 をこえ 26 以下	5.77	1,000 をこえ 1,500 以下	6.35
26 をこえ 28 以下	5.78	1,500 をこえ 2,000 以下	6.39
28 をこえ 30 以下	5.79	2,000 をこえ 2,500 以下	6.42
30 をこえ 35 以下	5.81	2,500 をこえ 3,000 以下	6.45
35 をこえ 40 以下	5.83	3,000 をこえ 4,000 以下	6.49
40 をこえ 45 以下	5.85	4,000 をこえるもの	6.53
45 をこえ 50 以下	5.86		
50 をこえ 55 以下	5.87		
55 をこえ 60 以下	5.89		
60 をこえ 70 以下	5.91		
70 をこえ 80 以下	5.93		
80 をこえ 90 以下	5.94		
90 をこえ 100 以下	5.96		
100 をこえ 120 以下	5.98		
120 をこえ 140 以下	6.00		
140 をこえ 160 以下	6.02		
160 をこえ 180 以下	6.04		
180 をこえ 200 以下	6.05		
200 をこえ 250 以下	6.09		
250 をこえ 300 以下	6.11		

諸 経 費 率 表

純 工 事 費 (単位：百万円)	率 (%)	備考 1 に該当する純工事費 (円)	備考 1 による額 (千円)
10 以下の場合	34.5		
10 を越え 12 //	33.0	10,454,545 以下	3,450
12 // 14 //	31.8	12,452,830 //	3,960
14 // 16 //	30.8	14,454,545 //	4,452
16 // 18 //	29.9	16,481,605 //	4,928
18 // 20 //	29.2	18,431,506 //	5,382
20 // 22 //	28.5	20,491,228 //	5,840
22 // 24 //	27.9	22,473,118 //	6,270
24 // 26 //	27.4	24,437,956 //	6,696
26 // 28 //	26.9	26,483,271 //	7,124
28 // 30 //	26.4	28,530,303 //	7,532
30 // 35 //	25.5	31,058,823 //	7,920
35 // 40 //	24.7	36,133,603 //	8,925
40 // 45 //	24.0	41,166,666 //	9,880
45 // 50 //	23.4	46,153,846 //	10,800
50 // 55 //	22.8	51,315,789 //	11,700
55 // 60 //	22.4	55,982,142 //	12,540
60 // 70 //	21.5	62,511,627 //	13,440
70 // 80 //	20.9	72,009,569 //	15,050
80 // 90 //	20.3	82,364,532 //	16,720
90 // 100 //	19.8	92,272,727 //	18,270
100 // 120 //	18.9	104,761,904 //	19,800
120 // 140 //	18.2	124,615,384 //	22,680
140 // 160 //	17.6	144,772,727 //	25,480
160 // 180 //	17.1	164,678,362 //	28,160
180 // 200 //	16.7	184,311,377 //	30,780
200 // 250 //	15.8	211,392,405 //	33,400
250 // 300 //	15.1	261,589,403 //	39,500
300 // 350 //	14.6	310,273,972 //	45,300
350 // 400 //	14.1	362,411,347 //	51,100
400 // 500 //	13.4	420,895,522 //	56,400
500 を越えるもの	12.8	523,437,499 //	67,000

- 備考 1 本表の諸経費率によって算出された額が、それぞれの欄の前欄において算出される額の最高額に達しないときは、その最高額まで増額することができる。
- 2 本表の諸経費率を適用する純工事費は、一発注（建築＋解体）を単位として算定された額とする。（建物が数棟ある場合等）
 なお、本表の諸経費率の適用に当たっては、原則として建物と附帯工作物については別発注、木造建物と非木造建物については一発注として算定するものとする。
- 3 住宅瑕疵担保履行法に基づく資力確保費用は諸経費率に含まれている。

目 次

第1 総則 1	統計数量表-1
1 用途の取扱い	統計数量表-1
2 階層の取扱い	統計数量表-2
第2 土工（基礎）関係	統計数量表-3
1 工種別の数量	統計数量表-3
2 土工（基礎）関係統計数量表	統計数量表-4
表(5) R C造・S R C造＝ラーメン式	統計数量表-4
表(6) R C造＝壁式	統計数量表-5
表(7) S造＝肉厚4mm以上9mm未満及び肉厚9mm以上のもの	統計数量表-6
表(8-1) L G S（軽量鉄骨）造＝肉厚4mm未満のもの	統計数量表-7
表(8-2) L G S（軽量鉄骨）造＝鉄鋼系プレハブ工法	統計数量表-7
表(9) C B造	統計数量表-8
第3 く体コンクリート量関係	統計数量表-9
1 数量算出方法	統計数量表-9
2 く体コンクリート量等関係統計数量表	統計数量表-11
表(12) R C造・S R C造＝ラーメン式	統計数量表-11
表(13) R C造＝壁式	統計数量表-16
第4 く体鉄骨量関係	統計数量表-20
1 数量算出方法	統計数量表-20
2 く体鉄骨量等関係統計数量表	統計数量表-21
表(14) S造＝肉厚9mm以上のもの	統計数量表-21
表(15) S造＝肉厚4mm以上9mm未満のもの	統計数量表-29
表(16-1～4) L G S（軽量鉄骨）造＝肉厚4mm未満のもの	統計数量表-37
表(16-5) L G S（軽量鉄骨）造＝鉄鋼系プレハブ工法	統計数量表-37
第5 その他	統計数量表-39
直接仮設関係統計数量表	統計数量表-39
表(17) 規模補正率	統計数量表-39
表(18) 建物形状補正率	統計数量表-39

第1 総 則

1 用途の取扱い

統計数量表で区分する用途以外の用途については、表(1)による区分に応じ、それぞれの用途の統計数量表を適用することができるものとする。

表(1)

用 途	適用することができる範囲
専 用 住 宅	併用（店舗・事務所等）住宅、医院等で構造く体の形状が専用住宅に類似するものを含むものとする。
共 同 住 宅	マンション、アパート、家族寮、独身寮 病院、診療所、老人ホーム等で構造く体の形状が共同住宅に類似するものを含むものとする。
店 舗 ・ 事 務 所	銀行、信用金庫、郵便局、公民館等で構造く体の形状が店舗又は事務所に類似するものを含むものとする。 なお、大型小売店舗等で構造く体の形状が他の用途に類似する場合は、その用途を認定し適用することができるものとする。
工 場 ・ 倉 庫	作業所、畜舎等で構造く体の形状が工場又は倉庫に類似するものを含むものとする。
校 舎 ・ 園 舎	学校の校舎、幼稚園等の園舎 旅館・ホテル等で構造く体の形状が校舎、園舎に類似するものを含むものとする。 なお、学校等のその他の施設（事務室、給食室等）については、その構造く体の形状によって、他の用途を適用するものとする。
車 庫	基礎（土台）、屋根、壁等があり、建物として取り扱うことができるもの。

注 本表で適用することが困難な公衆浴場、劇場、映画館、体育館、神社、仏閣、教会、土蔵等については、原則として別途個別に各数量を計算するものとする。

2 統計数量の取扱い

統計数量表に定める諸率の適用方法については、次条以下に定めるところによる。
 この場合において、次条以下の表により算出された数値がそれぞれの欄の前欄において算出される数値の最高値に達しないときは、その最高値を限度として補正することができる。

3 階層の取扱い

統計数量表の階層の設定は、次式により算出した数値を基に、表(2)の区分により行うものとする。

$$\text{階層率} = \text{建物延べ床面積} \div \text{1階床面積}$$

表(2)

階 層 率		適用階層
1.30 未満		1 階
1.30 以上	2.30 未満	2 階
2.30 以上	3.30 未満	3 階
3.30 以上	4.30 未満	4 階
4.30 以上	5.30 未満	5 階
5.30 以上	6.30 未満	6 階
6.30 以上	7.30 未満	7 階
7.30 以上	8.30 未満	8 階
8.30 以上	9.30 未満	9 階
9.30 以上	10.30 未満	10 階
10.30 以上	11.30 未満	11 階
11.30 以上	12.30 未満	12 階
12.30 以上	13.30 未満	13 階
13.30 以上	14.30 未満	14 階
14.30 以上	15.30 未満	15 階

第2 土工（基礎）関係

1 工種別の数量

基礎に係る工種別の数量は、次式によって算出するものとする。

$$\text{数量} = 1 \text{ 階床面積} \times (\text{統計数量値} \times \text{杭地業による補正率} \times \text{地盤状況による補正率})$$

イ 統計数量値

各工種の数量値は、表(5)-1から表(9)の構造用途等の区分によるものとする。

ただし、表(5)-1及び表(6)-1の鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造のラーメン式及び壁式の基礎コンクリートは、表(12)-1から表(12)-5及び表(13)-1から表(13)-4のく体コンクリートに含まれているので重複計上に注意すること。

また、統計数量値には地下階の数量は含まれていないので、地下階がある場合にはその地下階部分の数量を別途算出して計上するものとする。

ロ 杭地業による補正

杭地業による補正率は、杭地業の有無により補正率として表(3)の区分を用いる。ただし、補正は根切、基礎コンクリートについて行う。

表(3)

杭地業の有無	根切	基礎コンクリート
有	0.80	0.90
無	1.00	1.00

ハ 地盤状況（地耐力）による補正

地盤状況（地耐力）による補正は、地盤状況（地耐力）の状況により、補正率として表(4)の区分を用いる。

ただし、杭地業が有る場合は、補正の対象としない。

また、補正は根切、基礎コンクリートについて行う。

表(4)

地盤状況	判断基準となる地耐力 [t f / m ²]	補正率
硬質地盤	20 t f 以上	0.90
普通地盤	5 t f 以上20 t f 未満	1.00
軟弱地盤	5 t f 未満	1.10

注 地盤の状況は、補償建物の存する敷地における基礎の底面での地耐力で判定するものとするが、地耐力は当該建物の建築時のボーリング調査又は近隣地域におけるボーリング調査資料を参考として判断することができるものとする。

2 土工（基礎）関係統計数量表

表(5)－1

構 造		鉄筋コンクリート造(RC造)・鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC造)						
区 分		ラーメン式						
階層	工 種	単 位		専 用 宅	共 同 宅	店舗・事務所	工場・倉庫	校舎・園舎
1	根 切	1 階床面積	m3	1.26	1.16	1.21	1.33	1.35
	基礎コンクリート	〃	m3	0.51	0.47	0.49	0.53	0.53
2	根 切	1 階床面積	m3	1.76	1.63	1.69	1.86	1.89
	基礎コンクリート	〃	m3	0.66	0.61	0.63	0.68	0.68
3	根 切	1 階床面積	m3	2.26	2.10	2.17	2.39	2.43
	基礎コンクリート	〃	m3	0.81	0.75	0.78	0.84	0.84
4	根 切	1 階床面積	m3	2.76	2.56	2.65	2.92	2.97
	基礎コンクリート	〃	m3	0.96	0.89	0.92	1.00	1.00
5	根 切	1 階床面積	m3	3.27	3.03	3.13	—	3.51
	基礎コンクリート	〃	m3	1.11	1.03	1.07	—	1.16
6	根 切	1 階床面積	m3	3.77	3.49	3.62	—	4.05
	基礎コンクリート	〃	m3	1.26	1.17	1.22	—	1.31
7	根 切	1 階床面積	m3	—	3.96	4.10	—	—
	基礎コンクリート	〃	m3	—	1.31	1.36	—	—
8	根 切	1 階床面積	m3	—	4.42	4.58	—	—
	基礎コンクリート	〃	m3	—	1.45	1.51	—	—
9	根 切	1 階床面積	m3	—	4.89	5.06	—	—
	基礎コンクリート	〃	m3	—	1.59	1.65	—	—
10	根 切	1 階床面積	m3	—	5.35	—	—	—
	基礎コンクリート	〃	m3	—	1.73	—	—	—
11	根 切	1 階床面積	m3	—	5.82	—	—	—
	基礎コンクリート	〃	m3	—	1.87	—	—	—
12	根 切	1 階床面積	m3	—	6.29	—	—	—
	基礎コンクリート	〃	m3	—	2.01	—	—	—
13	根 切	1 階床面積	m3	—	6.75	—	—	—
	基礎コンクリート	〃	m3	—	2.15	—	—	—
14	根 切	1 階床面積	m3	—	7.22	—	—	—
	基礎コンクリート	〃	m3	—	2.29	—	—	—
15	根 切	1 階床面積	m3	—	7.68	—	—	—
	基礎コンクリート	〃	m3	—	2.43	—	—	—

注1 各工種の数量は、1階床面積1㎡当たりの数量である。

2 基礎コンクリートには、土間コンクリート分が含まれていないので、施工されている場合には、別途個別に算出して計上するものとする。〔以下表(6) から表(9) についても同じ〕

表(5)－2

構 造		鉄筋コンクリート造(RC造)・鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC造)						
区 分		ラーメン式						
階層	工 種	単 位		専 用 宅	共 住 同 宅	店舗・事務所	工場・倉庫	校舎・園舎
全階層	砂利・割石敷	1階床面積	m3	0.089	0.077	0.070	0.075	0.089
	捨てコンクリート	〃	m3	0.046	0.051	0.055	0.041	0.049

表(6)－1

構 造		鉄筋コンクリート造(RC造)					
区 分		壁式					
階層	工 種	単 位		専 用 宅	共 住 同 宅	店舗・事務所	校舎・園舎
1	根 切	1 階床面積	m3	1. 22	1. 13	1. 17	1. 31
	基礎コンクリート	〃	m3	0. 49	0. 45	0. 47	0. 51
2	根 切	1 階床面積	m3	1. 71	1. 58	1. 64	1. 83
	基礎コンクリート	〃	m3	0. 64	0. 59	0. 61	0. 66
3	根 切	1 階床面積	m3	2. 19	2. 03	2. 10	2. 36
	基礎コンクリート	〃	m3	0. 78	0. 72	0. 75	0. 82
4	根 切	1 階床面積	m3	2. 68	2. 48	2. 57	2. 88
	基礎コンクリート	〃	m3	0. 93	0. 86	0. 90	0. 97
5	根 切	1 階床面積	m3	3. 17	2. 94	3. 04	3. 40
	基礎コンクリート	〃	m3	1. 08	1. 00	1. 04	1. 12
6	根 切	1 階床面積	m3	3. 66	3. 39	3. 51	3. 93
	基礎コンクリート	〃	m3	1. 23	1. 13	1. 18	1. 27

表(6)－2

構 造		鉄筋コンクリート造(RC造)					
区 分		壁式					
階層	工 種	単 位		専 用 宅	共 住 同 宅	店舗・事務所	校舎・園 舎
全階層	砂 利 ・ 割 石 敷	1 階床面積	m3	0.089	0.077	0.070	0.089
	捨てコンクリート	〃	m3	0.046	0.051	0.055	0.049

表(7)－1

構 造		重量鉄骨造 (S造)						
区 分		肉厚4mm以上9mm未満のもの及び肉厚9mm以上のもの						
階層	工 種	単 位		専 用 住 宅	共 同 住 宅	店舗・ 事務所	工場・ 倉 庫	車 庫
1	根 切	1階床面積	m ³	1.01	1.01	0.86	0.73	0.73
	基礎コンクリート	〃	m ³	0.419	0.419	0.317	0.257	0.257
	型 枠	基礎コンクリート	m ²	2.95	2.95	2.95	2.84	2.84
	鉄 筋	〃	t	0.141	0.141	0.117	0.146	0.146
2	根 切	1階床面積	m ³	1.41	1.41	1.20	1.02	—
	基礎コンクリート	〃	m ³	0.586	0.586	0.444	0.360	—
	型 枠	基礎コンクリート	m ²	2.78	2.78	2.78	2.68	—
	鉄 筋	〃	t	0.143	0.143	0.118	0.148	—
3	根 切	1階床面積	m ³	1.81	1.81	1.54	1.32	—
	基礎コンクリート	〃	m ³	0.753	0.753	0.570	0.463	—
	型 枠	基礎コンクリート	m ²	2.61	2.61	2.61	2.51	—
	鉄 筋	〃	t	0.145	0.145	0.120	0.150	—
4	根 切	1階床面積	m ³	2.22	2.22	1.88	1.61	—
	基礎コンクリート	〃	m ³	0.921	0.921	0.697	0.566	—
	型 枠	基礎コンクリート	m ²	2.43	2.43	2.43	2.34	—
	鉄 筋	〃	t	0.146	0.146	0.121	0.152	—
5	根 切	1階床面積	m ³	—	2.62	2.23	—	—
	基礎コンクリート	〃	m ³	—	1.088	0.824	—	—
	型 枠	基礎コンクリート	m ²	—	2.26	2.26	—	—
	鉄 筋	〃	t	—	0.148	0.123	—	—

注 本表の型枠・鉄筋については、基礎コンクリートm³当たりの数量である。
〔以下表(8)から表(9)についても同じ〕

表(7)－2

構 造		重量鉄骨造 (S造)						
区 分		肉厚4mm以上9mm未満のもの及び肉厚9mm以上のもの						
階層	工 種	単 位		専 用 住 宅	共 同 住 宅	店舗・ 事務所	工場・ 倉 庫	車 庫
全階層	砂利・割石敷	1階床面積	m ³	0.108	0.099	0.070	0.083	0.083
	捨てコンクリート	〃	m ³	0.025	0.049	0.053	0.044	0.044

表(8-1)

構 造		軽量鉄骨造 (L G S造)						
区 分		肉厚4mm未満のもの						
階層	工 種	単 位		専 用 宅	共 住 宅	店舗・事務所	工場・倉庫	車 庫
1	根 切	1階床面積	m ³	0.48	0.48	0.47	0.40	0.40
	砂利・割石敷	〃	m ³	0.081	0.081	0.081	0.094	0.094
	捨コンクリート	〃	m ³	0.020	0.020	0.018	0.015	0.015
	基礎コンクリート	〃	m ³	0.120	0.120	0.110	0.102	0.102
	型 枠	基礎コンクリート	m ²	8.90	8.90	7.75	6.75	4.91
	鉄 筋	〃	t	0.121	0.121	0.116	0.114	0.114
2	根 切	1階床面積	m ³	0.58	0.58	0.56	0.48	—
	砂利・割石敷	〃	m ³	0.097	0.097	0.097	0.113	—
	捨コンクリート	〃	m ³	0.024	0.024	0.022	0.018	—
	基礎コンクリート	〃	m ³	0.144	0.144	0.132	0.122	—
	型 枠	基礎コンクリート	m ²	8.46	8.46	7.36	6.41	—
	鉄 筋	〃	t	0.121	0.121	0.116	0.114	—
3	根 切	1階床面積	m ³	0.72	0.72	0.71	—	—
	砂利・割石敷	〃	m ³	0.122	0.122	0.122	—	—
	捨コンクリート	〃	m ³	0.030	0.030	0.027	—	—
	基礎コンクリート	〃	m ³	0.180	0.180	0.165	—	—
	型 枠	基礎コンクリート	m ²	7.57	7.57	6.59	—	—
	鉄 筋	〃	t	0.121	0.121	0.116	—	—

表(8-2)

構 造		軽量鉄骨造 (L G S造)			
区 分		鉄鋼系プレハブ工法			
階層	工 種	単 位		専 用 宅	共 住 宅
1	根 切	1階床面積	m ³	0.48	0.48
	砂利・割石敷	〃	m ³	0.081	0.081
	捨コンクリート	〃	m ³	0.020	0.020
	基礎コンクリート	〃	m ³	0.120	0.120
	型 枠	基礎コンクリート	m ²	8.90	8.90
	鉄 筋	〃	t	0.121	0.121
2	根 切	1階床面積	m ³	0.58	0.58
	砂利・割石敷	〃	m ³	0.097	0.097
	捨コンクリート	〃	m ³	0.024	0.024
	基礎コンクリート	〃	m ³	0.144	0.144
	型 枠	基礎コンクリート	m ²	8.46	8.46
	鉄 筋	〃	t	0.121	0.121

	鉄筋	〃	t	0.121	0.121
3	根切	1階床面積	m ³	0.72	0.72
	砂利・割石敷	〃	m ³	0.122	0.122
	捨コンクリート	〃	m ³	0.030	0.030
	基礎コンクリート	〃	m ³	0.180	0.180
	型枠	基礎コンクリート	m ²	7.57	7.57
	鉄筋	〃	t	0.121	0.121

表(9)

構 造		コンクリートブロック造 (C B造)						
区 分		—						
階層	工 種	単 位		専 用 宅	共 同 宅	店舗・事務所	工場・倉庫	車 庫
1	根切	1階床面積	m ³	0.57	0.57	0.57	0.64	0.64
	砂利・割石敷	〃	m ³	0.112	0.112	0.112	0.127	0.127
	捨コンクリート	〃	m ³	0.021	0.021	0.021	0.026	0.026
	基礎コンクリート	〃	m ³	0.192	0.192	0.192	0.253	0.253
	型枠	基礎コンクリート	m ²	8.65	8.65	8.65	9.51	9.51
	鉄筋	〃	t	0.082	0.082	0.082	0.103	0.103
2	根切	1階床面積	m ³	0.68	0.68	0.68	0.77	—
	砂利・割石敷	〃	m ³	0.134	0.134	0.134	0.152	—
	捨コンクリート	〃	m ³	0.025	0.025	0.025	0.031	—
	基礎コンクリート	〃	m ³	0.230	0.230	0.230	0.304	—
	型枠	基礎コンクリート	m ²	8.22	8.22	8.22	9.03	—
	鉄筋	〃	t	0.082	0.082	0.082	0.103	—

注 梁、屋根部分がコンクリートで施工されている場合には、その部分を別途個別に算出して計上するものとする。

第3 く体コンクリート量関係

1 数量算出方法

鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）及び鉄筋コンクリート造（RC造）のく体コンクリート等に係る数量は、次式によって算出するものとする。

$$\text{く体コンクリート量} = \text{延床面積} \times (\text{統計数量値} \times \text{階高補正率})$$

$$\text{型枠・鉄筋} = \text{コンクリート量} \times \text{統計数量値}$$

イ 統計数量値

コンクリート量の数量値は、表(12)-1から表(12)-5及び表(13)-1から表(13)-4の構造、区分（ラーメン式・壁式）及び用途によるものとする。

ただし、コンクリート量には、表(5)-1及び表(6)-1の基礎コンクリート量を含むものとする。

ロ 階高による補正

統計数量値の階高3m未満を基準としたものであり、階高が3m以上の場合は表(10)による補正を行うものとする。

ただし、補正はコンクリート量についてのみ行うものとする。

表(10)

階高 項目	3m未満	3m以上 4m未満	4m以上 5m未満	5m以上 6m未満	6m以上 7m未満	7m以上
補正率	1.00	1.06	1.18	1.30	1.42	1.48

ハ SRC造のコンクリート量及び鉄骨量の取扱い

SRC造のコンクリート量及び鉄骨量の取扱いは、次により行うものとする。

(1) 鉄骨量

鉄骨量は、次式によって算出するものとする。

$$\text{鉄骨量} = \text{延床面積} \times \text{統計数量値}$$

注 統計数量値は、表(11)の区分による。

表(11)

用 途	延床面積当たり鉄骨量
共 同 住 宅	0.053 t
事 務 所 店 舗	0.085 t
工 場 倉 庫	0.073 t
校 舎 園 舎	0.059 t

(2) く体コンクリート量

SRC造建物のコンクリート量は、統計数量値によって算出したコンクリート総量から、次式によって算出した数量を控除するものとする。

$$\text{く体コンクリート量} = \text{く体コンクリート総量} - [\text{鉄骨量} \times 0.127\text{m}^3]$$

注 鉄骨量7.85 t 当たりコンクリート1.00m³を基準としている。

(3) 型枠の取扱い

SRC造建物の型枠については、RC造として算出したコンクリート量を基準として算出するものとする。

(4) 鉄筋の取扱い

SRC造建物の鉄筋については、RC造として算出したコンクリート量から鉄骨分のコンクリート量を控除した数量を基準として算出するものとする。

2 く体コンクリート量等関係統計数量表

表(12)－1

構 造		鉄筋コンクリート造 (RC造)・鉄骨鉄筋コンクリート造 (SRC造)					
区 分		ラーメン式					
用途	階層	種 別	単位	延 床 面 積			
				200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上
専用住宅	1	コンクリート	㎡	1.02	0.99	0.94	0.90
		型 枠	㎡	6.44	6.17	5.80	5.47
		鉄 筋	t	0.133	0.133	0.133	0.133
	2	コンクリート	㎡	1.00	0.97	0.92	0.88
		型 枠	㎡	6.50	6.23	5.85	5.52
		鉄 筋	t	0.137	0.137	0.137	0.137
	3	コンクリート	㎡	0.99	0.95	0.91	0.87
		型 枠	㎡	6.56	6.28	5.91	5.56
		鉄 筋	t	0.141	0.141	0.141	0.141
	4	コンクリート	㎡	0.97	0.94	0.89	0.85
		型 枠	㎡	6.61	6.33	5.96	5.61
		鉄 筋	t	0.145	0.145	0.145	0.145
	5	コンクリート	㎡	0.95	0.92	0.88	0.84
		型 枠	㎡	6.67	6.39	6.01	5.66
		鉄 筋	t	0.149	0.149	0.149	0.149
	6	コンクリート	㎡	0.93	0.90	0.86	0.82
		型 枠	㎡	6.72	6.44	6.06	5.71
		鉄 筋	t	0.152	0.152	0.152	0.152

注1 コンクリート量は、建物の延床面積1㎡当たりの数量である。ただし、土間コンクリートは含まれていないため、別途個別計算をして計上するものとする。

2 型枠は、コンクリート量を単位とする。

3 鉄筋は、コンクリート量を単位とする。

[以下表(12)－2から(12)－5についても同じ]

表(12)－2

構 造			鉄筋コンクリート造 (RC造)・鉄骨鉄筋コンクリート造 (SRC造)							
区 分			ラーメン式							
用 途	階 層	種 別	単 位	延 床 面 積						
				200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 2000㎡未満	2000㎡以上 3000㎡未満	3000㎡以上 5000㎡未満	5000㎡以上
共 同 住 宅	1	コンクリート	㎡ ³	0.94	0.91	0.87	0.83	0.80	0.77	0.74
		型 枠	㎡ ²	6.44	6.17	5.80	5.47	5.22	5.00	4.69
		鉄 筋	t	0.133	0.133	0.133	0.133	0.133	0.133	0.133
	2	コンクリート	㎡ ³	0.92	0.89	0.85	0.81	0.78	0.76	0.72
		型 枠	㎡ ²	6.50	6.23	5.85	5.52	5.27	5.04	4.73
		鉄 筋	t	0.137	0.137	0.137	0.137	0.137	0.137	0.137
	3	コンクリート	㎡ ³	0.91	0.88	0.84	0.80	0.77	0.74	0.71
		型 枠	㎡ ²	6.56	6.28	5.91	5.56	5.31	5.08	4.77
		鉄 筋	t	0.141	0.141	0.141	0.141	0.141	0.141	0.141
	4	コンクリート	㎡ ³	0.89	0.86	0.82	0.78	0.76	0.73	0.70
		型 枠	㎡ ²	6.61	6.33	5.96	5.61	5.36	5.13	4.81
		鉄 筋	t	0.145	0.145	0.145	0.145	0.145	0.145	0.145
	5	コンクリート	㎡ ³	0.88	0.85	0.81	0.77	0.74	0.72	0.69
		型 枠	㎡ ²	6.67	6.39	6.01	5.66	5.40	5.17	4.85
		鉄 筋	t	0.149	0.149	0.149	0.149	0.149	0.149	0.149
	6	コンクリート	㎡ ³	0.86	0.83	0.79	0.76	0.73	0.71	0.67
		型 枠	㎡ ²	6.72	6.44	6.06	5.71	5.45	5.21	4.90
		鉄 筋	t	0.152	0.152	0.152	0.152	0.152	0.152	0.152
	7	コンクリート	㎡ ³	0.84	0.82	0.78	0.74	0.72	0.69	0.66
		型 枠	㎡ ²	6.78	6.49	6.11	5.75	5.50	5.26	4.94
		鉄 筋	t	0.156	0.156	0.156	0.156	0.156	0.156	0.156
	8	コンクリート	㎡ ³	0.83	0.80	0.76	0.73	0.70	0.68	0.65
		型 枠	㎡ ²	6.84	6.55	6.16	5.80	5.54	5.30	4.98
		鉄 筋	t	0.160	0.160	0.160	0.160	0.160	0.160	0.160
	9	コンクリート	㎡ ³	0.81	0.78	0.75	0.71	0.69	0.67	0.64
		型 枠	㎡ ²	6.89	6.60	6.21	5.85	5.59	5.34	5.02
		鉄 筋	t	0.164	0.164	0.164	0.164	0.164	0.164	0.164
	10	コンクリート	㎡ ³	0.80	0.77	0.73	0.70	0.68	0.65	0.62
		型 枠	㎡ ²	6.95	6.66	6.26	5.90	5.63	5.39	5.06
		鉄 筋	t	0.167	0.167	0.167	0.167	0.167	0.167	0.167
	11	コンクリート	㎡ ³	0.78	0.75	0.72	0.69	0.66	0.64	0.61
		型 枠	㎡ ²	7.00	6.71	6.31	5.95	5.68	5.43	5.10
		鉄 筋	t	0.171	0.171	0.171	0.171	0.171	0.171	0.171
	12	コンクリート	㎡ ³	0.76	0.74	0.70	0.67	0.65	0.63	0.60
		型 枠	㎡ ²	7.06	6.76	6.36	5.99	5.72	5.47	5.14
		鉄 筋	t	0.175	0.175	0.175	0.175	0.175	0.175	0.175
	13	コンクリート	㎡ ³	0.75	0.72	0.69	0.66	0.63	0.61	0.59
		型 枠	㎡ ²	7.12	6.82	6.41	6.04	5.77	5.52	5.18
		鉄 筋	t	0.179	0.179	0.179	0.179	0.179	0.179	0.179
	14	コンクリート	㎡ ³	0.73	0.71	0.67	0.64	0.62	0.60	0.57
		型 枠	㎡ ²	7.17	6.87	6.46	6.09	5.81	5.56	5.22
		鉄 筋	t	0.183	0.183	0.183	0.183	0.183	0.183	0.183
	15	コンクリート	㎡ ³	0.72	0.69	0.66	0.63	0.61	0.59	0.56
		型 枠	㎡ ²	7.23	6.92	6.51	6.14	5.86	5.60	5.26
		鉄 筋	t	0.186	0.186	0.186	0.186	0.186	0.186	0.186

表(12)－3

構 造			鉄筋コンクリート造（ＲＣ造）・鉄骨鉄筋コンクリート造（ＳＲＣ造）									
区 分			ラーメン式									
用 途	階 層	種 別	単 位	延 床 面 積								
				200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 2000㎡未満	2000㎡以上 3000㎡未満	3000㎡以上 5000㎡未満	5000㎡以上 10000㎡未満	10000㎡以上	
店舗・事務所	1	コンクリート	㎡	0.98	0.95	0.90	0.86	0.83	0.80	0.77	0.74	
		型 枠	㎡	6.44	6.17	5.80	5.47	5.22	5.00	4.69	4.44	
		鉄 筋	t	0.133	0.133	0.133	0.133	0.133	0.133	0.133	0.133	
	2	コンクリート	㎡	0.96	0.93	0.89	0.85	0.82	0.79	0.75	0.72	
		型 枠	㎡	6.50	6.23	5.85	5.52	5.27	5.04	4.73	4.48	
		鉄 筋	t	0.137	0.137	0.137	0.137	0.137	0.137	0.137	0.137	
	3	コンクリート	㎡	0.95	0.91	0.87	0.83	0.80	0.78	0.74	0.71	
		型 枠	㎡	6.56	6.28	5.91	5.56	5.31	5.08	4.77	4.52	
		鉄 筋	t	0.141	0.141	0.141	0.141	0.141	0.141	0.141	0.141	
	4	コンクリート	㎡	0.93	0.90	0.86	0.82	0.79	0.76	0.73	0.70	
		型 枠	㎡	6.61	6.33	5.96	5.61	5.36	5.13	4.81	4.56	
		鉄 筋	t	0.145	0.145	0.145	0.145	0.145	0.145	0.145	0.145	
	5	コンクリート	㎡	0.91	0.88	0.84	0.80	0.77	0.75	0.71	0.69	
		型 枠	㎡	6.67	6.39	6.01	5.66	5.40	5.17	4.85	4.60	
		鉄 筋	t	0.149	0.149	0.149	0.149	0.149	0.149	0.149	0.149	
	6	コンクリート	㎡	0.90	0.87	0.83	0.79	0.76	0.74	0.70	0.67	
		型 枠	㎡	6.72	6.44	6.06	5.71	5.45	5.21	4.90	4.64	
		鉄 筋	t	0.152	0.152	0.152	0.152	0.152	0.152	0.152	0.152	
	7	コンクリート	㎡	0.88	0.85	0.81	0.77	0.75	0.72	0.69	0.66	
		型 枠	㎡	6.78	6.49	6.11	5.75	5.50	5.26	4.94	4.68	
		鉄 筋	t	0.156	0.156	0.156	0.156	0.156	0.156	0.156	0.156	
	8	コンクリート	㎡	0.86	0.83	0.79	0.76	0.73	0.71	0.68	0.65	
		型 枠	㎡	6.84	6.55	6.16	5.80	5.54	5.30	4.98	4.72	
		鉄 筋	t	0.160	0.160	0.160	0.160	0.160	0.160	0.160	0.160	
	9	コンクリート	㎡	0.85	0.82	0.78	0.74	0.72	0.69	0.66	0.64	
		型 枠	㎡	6.89	6.60	6.21	5.85	5.59	5.34	5.02	4.75	
		鉄 筋	t	0.164	0.164	0.164	0.164	0.164	0.164	0.164	0.164	

表(12)－4

構 造			鉄筋コンクリート造（ＲＣ造）・鉄骨鉄筋コンクリート造（ＳＲＣ造）									
区 分			ラーメン式									
用 途	階 層	種 別	単 位	延 床 面 積								
				200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 2000㎡未満	2000㎡以上 3000㎡未満	3000㎡以上 5000㎡未満	5000㎡以上 10000㎡未満	10000㎡以上	
工場 ・ 倉庫	1	コンクリート	㎡ ³	1.08	1.04	0.99	0.95	0.92	0.89	0.85	0.81	
		型 枠	㎡ ²	5.26	5.04	4.74	4.46	4.26	4.08	3.83	3.63	
		鉄 筋	t	0.129	0.129	0.129	0.129	0.129	0.129	0.129	0.129	
	2	コンクリート	㎡ ³	1.06	1.03	0.98	0.93	0.90	0.87	0.83	0.80	
		型 枠	㎡ ²	5.30	5.08	4.78	4.50	4.30	4.11	3.86	3.66	
		鉄 筋	t	0.132	0.132	0.132	0.132	0.132	0.132	0.132	0.132	
	3	コンクリート	㎡ ³	1.04	1.01	0.96	0.92	0.89	0.86	0.82	0.78	
		型 枠	㎡ ²	5.35	5.12	4.82	4.54	4.34	4.15	3.90	3.69	
		鉄 筋	t	0.136	0.136	0.136	0.136	0.136	0.136	0.136	0.136	
	4	コンクリート	㎡ ³	1.02	0.99	0.94	0.90	0.87	0.84	0.80	0.77	
		型 枠	㎡ ²	5.39	5.17	4.86	4.58	4.37	4.18	3.93	3.72	
		鉄 筋	t	0.140	0.140	0.140	0.140	0.140	0.140	0.140	0.140	

表(12)－5

構 造			鉄筋コンクリート造（ＲＣ造）・鉄骨鉄筋コンクリート造（ＳＲＣ造）									
区 分			ラーメン式									
用 途	階 層	種 別	単 位	延 床 面 積								
				200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 2000㎡未満	2000㎡以上 3000㎡未満	3000㎡以上 5000㎡未満	5000㎡以上 10000㎡未満	10000㎡以上	
校舎・ 園舎	1	コンクリート	㎡ ³	1.09	1.05	1.00	0.96	0.92	0.89	0.85	0.82	
		型 枠	㎡ ²	5.97	5.72	5.37	5.06	4.84	4.63	4.34	4.12	
		鉄 筋	t	0.136	0.136	0.136	0.136	0.136	0.136	0.136	0.136	
	2	コンクリート	㎡ ³	1.07	1.04	0.99	0.94	0.91	0.88	0.84	0.81	
		型 枠	㎡ ²	6.02	5.77	5.42	5.11	4.88	4.67	4.38	4.15	
		鉄 筋	t	0.140	0.140	0.140	0.140	0.140	0.140	0.140	0.140	
	3	コンクリート	㎡ ³	1.05	1.02	0.97	0.93	0.89	0.86	0.82	0.79	
		型 枠	㎡ ²	6.07	5.81	5.47	5.15	4.92	4.71	4.42	4.19	
		鉄 筋	t	0.143	0.143	0.143	0.143	0.143	0.143	0.143	0.143	
	4	コンクリート	㎡ ³	1.03	1.00	0.95	0.91	0.88	0.85	0.81	0.78	
		型 枠	㎡ ²	6.12	5.86	5.51	5.20	4.96	4.75	4.46	4.22	
		鉄 筋	t	0.147	0.147	0.147	0.147	0.147	0.147	0.147	0.147	
	5	コンクリート	㎡ ³	1.02	0.98	0.94	0.89	0.86	0.83	0.79	0.76	
		型 枠	㎡ ²	6.17	5.91	5.56	5.24	5.00	4.79	4.50	4.26	
		鉄 筋	t	0.151	0.151	0.151	0.151	0.151	0.151	0.151	0.151	
	6	コンクリート	㎡ ³	1.00	0.96	0.92	0.88	0.85	0.82	0.78	0.75	
		型 枠	㎡ ²	6.23	5.96	5.61	5.28	5.05	4.83	4.53	4.29	
		鉄 筋	t	0.155	0.155	0.155	0.155	0.155	0.155	0.155	0.155	

表(13)－1

構 造			鉄筋コンクリート造 (RC造)				
区 分			壁式				
用 途	階 層	種 別	単 位	延 床 面 積			
				200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上
専 用 住 宅	1	コンクリート	㎡	0.99	0.96	0.91	0.87
		型 枠	㎡	7.51	7.19	6.76	6.37
		鉄 筋	t	0.100	0.100	0.100	0.100
	2	コンクリート	㎡	0.97	0.94	0.90	0.86
		型 枠	㎡	7.57	7.25	6.82	6.43
		鉄 筋	t	0.102	0.102	0.102	0.102
	3	コンクリート	㎡	0.96	0.92	0.88	0.84
		型 枠	㎡	7.64	7.32	6.88	6.48
		鉄 筋	t	0.105	0.105	0.105	0.105
	4	コンクリート	㎡	0.94	0.91	0.86	0.83
		型 枠	㎡	7.70	7.38	6.94	6.54
		鉄 筋	t	0.108	0.108	0.108	0.108
	5	コンクリート	㎡	0.92	0.89	0.85	0.81
		型 枠	㎡	7.77	7.44	7.00	6.59
		鉄 筋	t	0.111	0.111	0.111	0.111
	6	コンクリート	㎡	0.91	0.87	0.83	0.80
		型 枠	㎡	7.83	7.50	7.06	6.65
		鉄 筋	t	0.114	0.114	0.114	0.114

表(13)－2

構 造		鉄筋コンクリート造 (RC造)							
区 分		壁式							
用途	階 層	種 別	単 位	延 床 面 積					
				200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 2000㎡未満	2000㎡以上 3000㎡未満	3000㎡以上
共同住宅	1	コンクリート	㎡	0.91	0.88	0.84	0.80	0.77	0.75
		型 枠	㎡	7.51	7.19	6.76	6.37	6.08	5.82
		鉄 筋	t	0.100	0.100	0.100	0.100	0.100	0.100
	2	コンクリート	㎡	0.90	0.87	0.83	0.79	0.76	0.74
		型 枠	㎡	7.57	7.25	6.82	6.43	6.14	5.87
		鉄 筋	t	0.102	0.102	0.102	0.102	0.102	0.102
	3	コンクリート	㎡	0.88	0.85	0.81	0.77	0.75	0.72
		型 枠	㎡	7.64	7.32	6.88	6.48	6.19	5.92
		鉄 筋	t	0.105	0.105	0.105	0.105	0.105	0.105
	4	コンクリート	㎡	0.87	0.84	0.80	0.76	0.73	0.71
		型 枠	㎡	7.70	7.38	6.94	6.54	6.24	5.97
		鉄 筋	t	0.108	0.108	0.108	0.108	0.108	0.108
	5	コンクリート	㎡	0.85	0.82	0.78	0.75	0.72	0.70
		型 枠	㎡	7.77	7.44	7.00	6.59	6.30	6.02
		鉄 筋	t	0.111	0.111	0.111	0.111	0.111	0.111
	6	コンクリート	㎡	0.83	0.81	0.77	0.73	0.71	0.68
		型 枠	㎡	7.83	7.50	7.06	6.65	6.35	6.07
		鉄 筋	t	0.114	0.114	0.114	0.114	0.114	0.114

表(13)－3

構 造		鉄筋コンクリート造 (RC造)							
区 分		壁式							
用 途	階 層	種 別	単 位	延 床 面 積					
				200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 2000㎡未満	2000㎡以上 3000㎡未満	3000㎡以上
店 舗 ・ 事 務 所	1	コンクリート	㎥	0.95	0.92	0.88	0.84	0.81	0.78
		型 枠	㎡	7.51	7.19	6.76	6.37	6.08	5.82
		鉄 筋	t	0.100	0.100	0.100	0.100	0.100	0.100
	2	コンクリート	㎥	0.93	0.90	0.86	0.82	0.79	0.77
		型 枠	㎡	7.57	7.25	6.82	6.43	6.14	5.87
		鉄 筋	t	0.102	0.102	0.102	0.102	0.102	0.102
	3	コンクリート	㎥	0.92	0.89	0.85	0.81	0.78	0.75
		型 枠	㎡	7.64	7.32	6.88	6.48	6.19	5.92
		鉄 筋	t	0.105	0.105	0.105	0.105	0.105	0.105
	4	コンクリート	㎥	0.90	0.87	0.83	0.79	0.77	0.74
		型 枠	㎡	7.70	7.38	6.94	6.54	6.24	5.97
		鉄 筋	t	0.108	0.108	0.108	0.108	0.108	0.108
	5	コンクリート	㎥	0.89	0.86	0.82	0.78	0.75	0.73
		型 枠	㎡	7.77	7.44	7.00	6.59	6.30	6.02
		鉄 筋	t	0.111	0.111	0.111	0.111	0.111	0.111
	6	コンクリート	㎥	0.87	0.84	0.80	0.76	0.74	0.71
		型 枠	㎡	7.83	7.50	7.06	6.65	6.35	6.07
		鉄 筋	t	0.114	0.114	0.114	0.114	0.114	0.114

表(13)－4

構 造		鉄筋コンクリート造 (RC造)							
区 分		壁式							
用途	階 層	種 別	単 位	延 床 面 積					
				200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 2000㎡未満	2000㎡以上 3000㎡未満	3000㎡以上
校舎・園舎	1	コンクリート	㎡	1.06	1.02	0.97	0.93	0.90	0.87
		型 枠	㎡	6.95	6.66	6.26	5.90	5.63	5.39
		鉄 筋	t	0.101	0.101	0.101	0.101	0.101	0.101
	2	コンクリート	㎡	1.04	1.00	0.96	0.91	0.88	0.85
		型 枠	㎡	7.01	6.72	6.32	5.95	5.68	5.44
		鉄 筋	t	0.104	0.104	0.104	0.104	0.104	0.104
	3	コンクリート	㎡	1.02	0.99	0.94	0.90	0.87	0.84
		型 枠	㎡	7.07	6.77	6.37	6.00	5.73	5.48
		鉄 筋	t	0.107	0.107	0.107	0.107	0.107	0.107
	4	コンクリート	㎡	1.00	0.97	0.92	0.88	0.85	0.82
		型 枠	㎡	7.13	6.83	6.42	6.05	5.78	5.53
		鉄 筋	t	0.110	0.110	0.110	0.110	0.110	0.110
	5	コンクリート	㎡	0.99	0.95	0.91	0.87	0.84	0.81
		型 枠	㎡	7.19	6.89	6.48	6.11	5.83	5.58
		鉄 筋	t	0.113	0.113	0.113	0.113	0.113	0.113
	6	コンクリート	㎡	0.97	0.93	0.89	0.85	0.82	0.79
		型 枠	㎡	7.25	6.95	6.53	6.16	5.88	5.62
		鉄 筋	t	0.116	0.116	0.116	0.116	0.116	0.116

第4 く体鉄骨量関係

1 数量算出方法

鉄骨造建物のく体に係る鉄骨量は、次式によって算出するものとする。ただし、統計数量値には内外階段は含まれるが、デッキプレート、材料、製品、工具等の収納棚、歩行（点検）路等の造作に係る鉄骨量は含まれていないので、これについては別途個別に算出して計上するものとする。

$$\text{鉄骨量} = \text{延床面積} \times \text{統計数量値}$$

イ 統計数量値

鉄骨量の数量値は、表(14)-1から表(16)-4の重量鉄骨造、軽量鉄骨造、肉厚の区分及び用途によるものとする。

ロ クレーンが設置されている場合の補正

建物に走行クレーンが設置されている場合は、次式により鉄骨量の補正を行うことができるものとする。

$$\begin{aligned} \text{鉄骨数量} &= V (S1 \times 1.1 + S2) \\ V &= \text{統計数量値} \\ S1 &= \text{走行クレーンの可動（設置）する床面積} \\ S2 &= \text{走行クレーンの可動（設置）しない床面積} \\ &\text{ただし、} S1 + S2 = \text{延床面積} \end{aligned}$$

2 く体鉄骨量等関係統計数量表

表(14)－1

構 造		重量鉄骨造 (S造)						
区 分		肉厚9mm以上のもの						
用 途	階 層	平均階高	延 床 面 積					
			200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 2000㎡未満	2000㎡以上 3000㎡未満	3000㎡以上
専 用 住 宅	1	3 m未満	92 kg	91 kg	90 kg	—	—	—
		3 m以上 4 m未満	95	94	92	—	—	—
		4 m以上 5 m未満	99	98	97	—	—	—
		5 m以上	104	103	101	—	—	—
	2	3 m未満	106	105	103	—	—	—
		3 m以上 4 m未満	109	108	106	—	—	—
		4 m以上 5 m未満	114	113	111	—	—	—
		5 m以上	120	118	116	—	—	—
	3	3 m未満	120	119	117	—	—	—
		3 m以上 4 m未満	123	122	120	—	—	—
		4 m以上 5 m未満	129	128	126	—	—	—
		5 m以上	135	134	132	—	—	—
	4	3 m未満	134	132	130	—	—	—
		3 m以上 4 m未満	137	136	134	—	—	—
		4 m以上 5 m未満	144	142	140	—	—	—
		5 m以上	151	149	147	—	—	—

注 鉄骨量は、建物の延床面積 1 ㎡当たりの数量である。
 [以下表(14)－2 から表(16)－4 についても同じ]

表(14)－2

構 造		重量鉄骨造（S造）						
区 分		肉厚9mm以上のもの						
用 途	階 層	平均階高	延 床 面 積					
			200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 2000㎡未満	2000㎡以上 3000㎡未満	3000㎡以上
共同住宅	1	3 m未満	92 kg	91 kg	90 kg	89 kg	88 kg	87 kg
		3 m以上 4 m未満	95	94	92	91	90	89
		4 m以上 5 m未満	99	98	97	95	94	93
		5 m以上	104	103	101	100	99	98
	2	3 m未満	106	105	103	102	101	100
		3 m以上 4 m未満	109	108	106	105	103	102
		4 m以上 5 m未満	114	113	111	110	108	107
		5 m以上	120	118	116	115	113	112
	3	3 m未満	120	119	117	115	114	113
		3 m以上 4 m未満	123	122	120	118	117	116
		4 m以上 5 m未満	129	128	126	124	123	121
		5 m以上	135	134	132	130	128	127
	4	3 m未満	134	132	130	129	127	126
		3 m以上 4 m未満	137	136	134	132	130	129
		4 m以上 5 m未満	144	142	140	138	137	135
		5 m以上	151	149	147	145	143	142
	5	3 m未満	148	146	144	142	140	139
		3 m以上 4 m未満	152	150	148	145	144	142
		4 m以上 5 m未満	159	157	155	153	151	149
		5 m以上	166	164	162	160	158	156

表(14)－3

構造		重量鉄骨造（S造）								
区分		肉厚 9 mm 以上のもの								
用途	階層	平均階高	延床面積							
			200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 2000㎡未満	2000㎡以上 3000㎡未満	3000㎡以上 5000㎡未満	5000㎡以上 10000㎡未満	10000㎡以上
店舗	1	3 m 未満	92 ^{kg}	91 ^{kg}	90 ^{kg}	89 ^{kg}	88 ^{kg}	87 ^{kg}	86 ^{kg}	85 ^{kg}
		3 m 以上 4 m 未満	95	94	92	91	90	89	88	87
		4 m 以上 5 m 未満	99	98	97	95	94	93	92	91
		5 m 以上	104	103	101	100	99	98	96	95
	2	3 m 未満	106	105	103	102	101	100	99	97
		3 m 以上 4 m 未満	109	108	106	105	103	102	101	100
		4 m 以上 5 m 未満	114	113	111	110	108	107	106	105
		5 m 以上	120	118	116	115	113	112	111	110
	3	3 m 未満	120	119	117	115	114	113	111	110
		3 m 以上 4 m 未満	123	122	120	118	117	116	114	113
		4 m 以上 5 m 未満	129	128	126	124	123	121	120	118
		5 m 以上	135	134	132	130	128	127	125	124
	4	3 m 未満	134	132	130	129	127	126	124	123
		3 m 以上 4 m 未満	137	136	134	132	130	129	127	126
		4 m 以上 5 m 未満	144	142	140	138	137	135	134	132
		5 m 以上	151	149	147	145	143	142	140	138
	5	3 m 未満	148	146	144	142	140	139	137	136
		3 m 以上 4 m 未満	152	150	148	145	144	142	141	139
		4 m 以上 5 m 未満	159	157	155	153	151	149	147	146
		5 m 以上	166	164	162	160	158	156	154	153

表(14)－4

構造		重量鉄骨造（S造）								
区分		肉厚 9 mm 以上のもの								
用途	階層	平均階高	延床面積							
			200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 2000㎡未満	2000㎡以上 3000㎡未満	3000㎡以上 5000㎡未満	5000㎡以上 10000㎡未満	10000㎡以上
事務所	1	3 m 未満	95 ^{kg}	94 ^{kg}	93 ^{kg}	92 ^{kg}	91 ^{kg}	90 ^{kg}	89 ^{kg}	88 ^{kg}
		3 m 以上 4 m 未満	98	97	95	94	93	92	91	90
		4 m 以上 5 m 未満	103	101	100	98	97	96	95	94
		5 m 以上	107	106	105	103	102	101	100	99
	2	3 m 未満	110	109	107	105	104	103	102	101
		3 m 以上 4 m 未満	113	111	110	108	107	106	104	103
		4 m 以上 5 m 未満	118	117	115	113	112	111	109	108
		5 m 以上	124	122	120	119	117	116	115	113
	3	3 m 未満	124	123	121	119	118	117	115	114
		3 m 以上 4 m 未満	127	126	124	122	121	120	118	117
		4 m 以上 5 m 未満	133	132	130	128	127	125	124	122
		5 m 以上	140	138	136	134	133	131	130	128
	4	3 m 未満	138	137	135	133	131	130	128	127
		3 m 以上 4 m 未満	142	140	138	136	135	133	132	130
		4 m 以上 5 m 未満	149	147	145	143	141	140	138	137
		5 m 以上	156	154	152	149	148	146	144	143
	5	3 m 未満	153	151	149	147	145	144	142	140
		3 m 以上 4 m 未満	157	155	152	150	149	147	145	144
		4 m 以上 5 m 未満	164	162	160	158	156	154	152	151
		5 m 以上	172	170	167	165	163	162	159	158

表(14)－5

構造		重量鉄骨造（S造）								
区分		肉厚 9 mm 以上のもの								
用途	階層	平均階高	延床面積							
			200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 2000㎡未満	2000㎡以上 3000㎡未満	3000㎡以上 5000㎡未満	5000㎡以上 10000㎡未満	10000㎡以上
工場	1	3 m 未満	79kg	77kg	74kg	71kg	69kg	67kg	65kg	63kg
		3 m 以上 4 m 未満	82	80	77	74	72	70	67	65
		4 m 以上 5 m 未満	85	83	80	77	74	72	70	68
		5 m 以上 6 m 未満	98	95	91	88	85	83	80	78
		6 m 以上 7 m 未満	111	108	104	100	97	94	91	88
		7 m 以上 8 m 未満	125	121	116	112	109	106	102	99
		8 m 以上 9 m 未満	138	134	129	124	121	117	113	109
		9 m 以上 10 m 未満	177	172	165	159	154	150	145	140
		10 m 以上	215	209	201	194	188	183	176	171
	2	3 m 未満	95	92	88	85	83	80	77	75
		3 m 以上 4 m 未満	98	96	92	88	86	84	81	78
		4 m 以上 5 m 未満	102	99	95	92	89	87	84	81
		5 m 以上 6 m 未満	117	114	110	105	102	100	96	93
		6 m 以上 7 m 未満	133	130	125	120	117	113	109	106
		7 m 以上 8 m 未満	149	145	140	134	131	127	122	119
		8 m 以上 9 m 未満	166	161	155	149	145	141	136	131
		9 m 以上 10 m 未満	212	206	198	191	185	180	173	168
		10 m 以上	258	251	241	232	226	220	211	205
	3	3 m 未満	110	107	103	99	96	94	90	88
		3 m 以上 4 m 未満	115	112	107	103	100	98	94	91
		4 m 以上 5 m 未満	119	116	111	107	104	101	98	95
		5 m 以上 6 m 未満	137	133	128	123	120	116	112	109
		6 m 以上 7 m 未満	156	151	145	140	136	132	127	123
		7 m 以上 8 m 未満	174	169	163	157	152	148	143	138
		8 m 以上 9 m 未満	193	188	180	174	169	164	158	153
		9 m 以上 10 m 未満	247	240	231	222	216	210	202	196
		10 m 以上	301	293	281	271	263	256	247	239
	4	3 m 未満	126	123	118	113	110	107	103	100
		3 m 以上 4 m 未満	131	127	122	118	115	112	107	104
		4 m 以上 5 m 未満	136	132	127	122	119	116	112	108
		5 m 以上 6 m 未満	156	152	146	141	137	133	128	124
		6 m 以上 7 m 未満	178	173	166	160	155	151	146	141
		7 m 以上 8 m 未満	199	194	186	179	174	169	163	158
		8 m 以上 9 m 未満	221	215	206	198	193	188	181	175
		9 m 以上 10 m 未満	283	275	264	254	247	240	231	224
		10 m 以上	344	335	322	310	301	293	282	273

表(14)－6

構造		重量鉄骨造（S造）								
区分		肉厚 9 mm 以上のもの								
用途	階層	平均階高	延床面積							
			200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 2000㎡未満	2000㎡以上 3000㎡未満	3000㎡以上 5000㎡未満	5000㎡以上 10000㎡未満	10000㎡以上
倉庫	1	3 m 未満	73 kg	71 kg	68 kg	66 kg	64 kg	62 kg	60 kg	58 kg
		3 m 以上 4 m 未満	76	74	71	68	67	65	62	60
		4 m 以上 5 m 未満	79	77	74	71	69	67	65	63
		5 m 以上 6 m 未満	91	88	85	82	79	77	74	72
		6 m 以上 7 m 未満	103	100	96	93	90	88	85	82
		7 m 以上 8 m 未満	116	112	108	104	101	98	95	92
		8 m 以上 9 m 未満	128	125	120	115	112	109	105	102
		9 m 以上 10 m 未満	164	159	153	147	143	139	134	130
		10 m 以上	200	194	187	180	175	170	164	159
	2	3 m 未満	88	85	82	79	77	75	72	70
		3 m 以上 4 m 未満	91	89	85	82	80	78	75	72
		4 m 以上 5 m 未満	95	92	89	85	83	81	78	75
		5 m 以上 6 m 未満	109	106	102	98	95	93	89	86
		6 m 以上 7 m 未満	124	120	116	111	108	105	101	98
		7 m 以上 8 m 未満	139	135	130	125	121	118	114	110
		8 m 以上 9 m 未満	154	149	144	138	134	131	126	122
		9 m 以上 10 m 未満	197	191	184	177	172	167	161	156
		10 m 以上	240	233	224	216	210	204	196	190
	3	3 m 未満	102	100	96	92	90	87	84	81
		3 m 以上 4 m 未満	107	104	100	96	93	91	87	85
		4 m 以上 5 m 未満	111	108	103	100	97	94	91	88
		5 m 以上 6 m 未満	127	124	119	114	111	108	104	101
		6 m 以上 7 m 未満	144	140	135	130	126	123	118	115
		7 m 以上 8 m 未満	162	157	151	146	141	138	133	128
		8 m 以上 9 m 未満	179	174	167	161	157	152	147	142
		9 m 以上 10 m 未満	230	223	214	206	201	195	188	182
		10 m 以上	280	272	261	252	244	238	229	222
	4	3 m 未満	117	114	109	105	102	100	96	93
		3 m 以上 4 m 未満	122	118	114	110	106	104	100	97
		4 m 以上 5 m 未満	126	123	118	114	111	108	104	100
		5 m 以上 6 m 未満	145	141	136	131	127	123	119	115
		6 m 以上 7 m 未満	165	161	154	148	144	140	135	131
		7 m 以上 8 m 未満	185	180	173	166	162	157	152	147
		8 m 以上 9 m 未満	205	199	191	184	179	174	168	163
		9 m 以上 10 m 未満	262	255	245	236	229	223	215	208
		10 m 以上	320	311	299	288	279	272	262	254

表(15)－1

構 造		重量鉄骨造（S造）						
区 分		肉厚4mm以上9mm未満のもの						
用 途	階 層	平均階高	延 床 面 積					
			200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 2000㎡未満	2000㎡以上 3000㎡未満	3000㎡以上
専 用 住 宅	1	3m未満	kg 76	kg 76	kg 74	—	—	—
		3m以上 4m未満	78	77	76	—	—	—
		4m以上 5m未満	82	81	80	—	—	—
		5m以上	86	85	84	—	—	—
	2	3m未満	88	87	86	—	—	—
		3m以上 4m未満	90	89	88	—	—	—
		4m以上 5m未満	94	93	92	—	—	—
		5m以上	99	98	96	—	—	—
	3	3m未満	99	98	97	—	—	—
		3m以上 4m未満	102	101	99	—	—	—
		4m以上 5m未満	107	106	104	—	—	—
		5m以上	112	110	109	—	—	—

表(15)－2

構造		重量鉄骨造（S造）						
区分		肉厚4mm以上9mm未満のもの						
用途	階層	平均階高	延床面積					
			200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 2000㎡未満	2000㎡以上 3000㎡未満	3000㎡以上
共同住宅	1	3m未満	76 ^{kg}	75 ^{kg}	74 ^{kg}	73 ^{kg}	72 ^{kg}	72 ^{kg}
		3m以上 4m未満	78	77	76	75	74	74
		4m以上 5m未満	82	81	80	79	78	77
		5m以上	86	85	84	82	82	81
	2	3m未満	88	87	85	84	83	83
		3m以上 4m未満	90	89	88	86	85	85
		4m以上 5m未満	94	93	92	91	90	89
		5m以上	99	98	96	95	94	93
	3	3m未満	99	98	97	95	94	93
		3m以上 4m未満	102	101	99	98	97	96
		4m以上 5m未満	107	106	104	102	101	100
		5m以上	112	110	109	107	106	105
	4	3m未満	111	109	108	106	105	104
		3m以上 4m未満	113	112	110	109	108	107
		4m以上 5m未満	119	118	116	114	113	112
		5m以上	125	123	121	120	118	117
	5	3m未満	122	121	119	117	116	115
		3m以上 4m未満	125	124	122	120	119	118
		4m以上 5m未満	131	130	128	126	125	123
		5m以上	137	136	134	132	130	129

表(15)－3

構造		重量鉄骨造（S造）								
区分		肉厚4mm以上9mm未満のもの								
用途	階層	平均階高	延床面積							
			200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 2000㎡未満	2000㎡以上 3000㎡未満	3000㎡以上 5000㎡未満	5000㎡以上 10000㎡未満	10000㎡以上
店舗	1	3m未満	76kg	75kg	74kg	73kg	72kg	72kg	71kg	70kg
		3m以上 4m未満	78	77	76	75	74	74	73	72
		4m以上 5m未満	82	81	80	79	78	77	76	75
		5m以上	86	85	84	82	82	81	80	79
	2	3m未満	88	87	85	84	83	83	81	81
		3m以上 4m未満	90	89	88	86	85	85	83	83
		4m以上 5m未満	94	93	92	91	90	89	88	87
		5m以上	99	98	96	95	94	93	92	91
	3	3m未満	99	98	97	95	94	93	92	91
		3m以上 4m未満	102	101	99	98	97	96	94	93
		4m以上 5m未満	107	106	104	102	101	100	99	98
		5m以上	112	110	109	107	106	105	104	102
	4	3m未満	111	109	108	106	105	104	103	102
		3m以上 4m未満	113	112	110	109	108	107	105	104
		4m以上 5m未満	119	118	116	114	113	112	110	109
		5m以上	125	123	121	120	118	117	116	114
	5	3m未満	122	121	119	117	116	115	113	112
		3m以上 4m未満	125	124	122	120	119	118	116	115
		4m以上 5m未満	131	130	128	126	125	123	122	120
		5m以上	137	136	134	132	130	129	127	126

表(15)－4

構造		重量鉄骨造（S造）								
区分		肉厚4mm以上9mm未満のもの								
用途	階層	平均階高	延床面積							
			200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 2000㎡未満	2000㎡以上 3000㎡未満	3000㎡以上 5000㎡未満	5000㎡以上 10000㎡未満	10000㎡以上
事務所	1	3m未満	77kg	76kg	75kg	74kg	73kg	72kg	71kg	71kg
		3m以上 4m未満	79	78	77	76	75	74	73	72
		4m以上 5m未満	83	82	80	79	79	78	77	76
		5m以上	87	86	84	83	82	81	80	79
	2	3m未満	88	87	86	85	84	83	82	81
		3m以上 4m未満	91	90	88	87	86	85	84	83
		4m以上 5m未満	95	94	93	91	90	89	88	87
		5m以上	100	98	97	95	94	94	92	91
	3	3m未満	100	99	97	96	95	94	93	92
		3m以上 4m未満	102	101	100	98	97	96	95	94
		4m以上 5m未満	107	106	105	103	102	101	100	99
		5m以上	112	111	110	108	107	106	104	103
	4	3m未満	112	110	109	107	106	105	103	102
		3m以上 4m未満	114	113	111	110	109	107	106	105
		4m以上 5m未満	120	119	117	115	114	113	111	110
		5m以上	125	124	122	120	119	118	116	115
	5	3m未満	123	122	120	118	117	116	114	113
		3m以上 4m未満	126	125	123	121	120	119	117	116
		4m以上 5m未満	132	131	129	127	126	124	123	121
		5m以上	138	137	135	133	131	130	128	127

表(15)－5

構造		重量鉄骨造（S造）								
区分		肉厚4mm以上9mm未満のもの								
用途	階層	平均階高	延床面積							
			200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 2000㎡未満	2000㎡以上 3000㎡未満	3000㎡以上 5000㎡未満	5000㎡以上 10000㎡未満	10000㎡以上
工場	1	3 m 未満	61kg	59kg	57kg	55kg	53kg	52kg	50kg	48kg
		3 m 以上 4 m 未満	63	61	59	57	55	54	52	50
		4 m 以上 5 m 未満	66	64	61	59	57	56	54	52
		5 m 以上 6 m 未満	75	73	70	68	66	64	62	60
		6 m 以上 7 m 未満	86	83	80	77	75	73	70	68
		7 m 以上 8 m 未満	96	93	90	86	84	82	79	76
		8 m 以上 9 m 未満	106	103	99	96	93	90	87	84
		9 m 以上 10 m 未満	136	132	127	122	119	116	111	108
		10 m 以上	166	161	155	149	145	141	136	131
	2	3 m 未満	73	71	68	65	64	62	60	58
		3 m 以上 4 m 未満	76	74	71	68	66	64	62	60
		4 m 以上 5 m 未満	79	76	73	71	69	67	64	62
		5 m 以上 6 m 未満	90	88	84	81	79	77	74	72
		6 m 以上 7 m 未満	103	100	96	92	90	87	84	81
		7 m 以上 8 m 未満	115	112	107	103	101	98	94	91
		8 m 以上 9 m 未満	127	124	119	115	111	108	104	101
		9 m 以上 10 m 未満	163	159	152	147	143	139	134	129
		10 m 以上	199	193	186	179	174	169	163	158
	3	3 m 未満	85	83	79	76	74	72	70	67
		3 m 以上 4 m 未満	88	86	83	79	77	75	72	70
		4 m 以上 5 m 未満	92	89	86	83	80	78	75	73
		5 m 以上 6 m 未満	105	102	98	95	92	90	86	84
		6 m 以上 7 m 未満	120	116	112	108	105	102	98	95
		7 m 以上 8 m 未満	134	130	125	121	117	114	110	106
		8 m 以上 9 m 未満	149	145	139	134	130	126	122	118
		9 m 以上 10 m 未満	190	185	178	171	166	162	156	151
		10 m 以上	232	225	217	209	203	197	190	184

表(15)－6

構造		重量鉄骨造（S造）								
区分		肉厚4mm以上9mm未満のもの								
用途	階層	平均階高	延床面積							
			200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 2000㎡未満	2000㎡以上 3000㎡未満	3000㎡以上 5000㎡未満	5000㎡以上 10000㎡未満	10000㎡以上
倉庫	1	3 m 未満	57kg	55kg	53kg	51kg	49kg	48kg	46kg	45kg
		3 m 以上 4 m 未満	59	57	55	53	51	50	48	47
		4 m 以上 5 m 未満	61	59	57	55	53	52	50	48
		5 m 以上 6 m 未満	70	68	65	63	61	60	57	56
		6 m 以上 7 m 未満	80	77	74	72	70	68	65	63
		7 m 以上 8 m 未満	89	87	83	80	78	76	73	71
		8 m 以上 9 m 未満	99	96	92	89	86	84	81	78
		9 m 以上 10 m 未満	127	123	118	114	111	108	104	100
		10 m 以上	154	150	144	139	135	131	126	122
	2	3 m 未満	68	66	63	61	59	58	56	54
		3 m 以上 4 m 未満	71	69	66	63	62	60	58	56
		4 m 以上 5 m 未満	73	71	68	66	64	62	60	58
		5 m 以上 6 m 未満	84	82	79	76	73	71	69	67
		6 m 以上 7 m 未満	96	93	89	86	84	81	78	76
		7 m 以上 8 m 未満	107	104	100	96	94	91	88	85
		8 m 以上 9 m 未満	119	115	111	107	104	101	97	94
		9 m 以上 10 m 未満	152	148	142	137	133	129	124	120
		10 m 以上	185	180	173	166	162	157	152	147
	3	3 m 未満	79	77	74	71	69	67	65	63
		3 m 以上 4 m 未満	82	80	77	74	72	70	67	65
		4 m 以上 5 m 未満	85	83	80	77	75	73	70	68
		5 m 以上 6 m 未満	98	95	92	88	86	83	80	78
		6 m 以上 7 m 未満	112	108	104	100	97	95	91	88
		7 m 以上 8 m 未満	125	122	117	112	109	106	102	99
		8 m 以上 9 m 未満	138	135	129	125	121	118	113	110
		9 m 以上 10 m 未満	177	172	166	159	155	151	145	141
		10 m 以上	216	210	202	194	189	184	177	171

表(15)－7

構造		重量鉄骨造（S造）						
区分		肉厚4mm以上9mm未満のもの						
用途	階層	平均階高	延床面積					
			200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 2000㎡未満	2000㎡以上 3000㎡未満	3000㎡以上
車庫	1	3 m 未満	42kg	41kg	40kg	—	—	—
		3 m 以上 4 m 未満	44	43	42	—	—	—
		4 m 以上	45	44	44	—	—	—

表(16)－1

構 造		軽量鉄骨造（LGS造）				
区 分		肉厚4mm未満のもの				
用 途	階層	平均階高	延 床 面 積			
			100㎡未満	100㎡以上 200㎡未満	200㎡以上 300㎡未満	300㎡以上
専用住宅	1	3 m未満	33 kg	33 kg	33 kg	33 kg
		3 m以上 4 m未満	35	35	35	35
		4 m以上	36	36	36	36
	2	3 m未満	34	34	34	34
		3 m以上 4 m未満	36	36	36	36
		4 m以上	37	37	37	37
	3	3 m未満	35	35	35	35
		3 m以上 4 m未満	37	37	37	37
		4 m以上	38	38	38	38
共同住宅	1	3 m未満	33	33	33	33
		3 m以上 4 m未満	35	35	35	35
		4 m以上	36	36	36	36
	2	3 m未満	34	34	34	34
		3 m以上 4 m未満	36	36	36	36
		4 m以上	37	37	37	37
	3	3 m未満	35	35	35	35
		3 m以上 4 m未満	37	37	37	37
		4 m以上	38	38	38	38

表(16)－2

構 造		軽量鉄骨造（LGS造）				
区 分		肉厚4mm未満のもの				
用 途	階層	平均階高	延 床 面 積			
			100㎡未満	100㎡以上 200㎡未満	200㎡以上 300㎡未満	300㎡以上
店 舗	1	3 m未満	34 kg	34 kg	34 kg	34 kg
		3 m以上 4 m未満	35	35	35	35
		4 m以上 5 m未満	36	36	36	36
		5 m以上	38	38	38	38
	2	3 m未満	35	35	35	35
		3 m以上 4 m未満	36	36	36	36
		4 m以上 5 m未満	37	37	37	37
		5 m以上	39	39	39	39
	3	3 m未満	36	36	36	36
		3 m以上 4 m未満	37	37	37	37
		4 m以上 5 m未満	38	38	38	38
		5 m以上	40	40	40	40

表(16)－3

構 造		軽量鉄骨造（LGS造）				
区 分		肉厚4mm未満のもの				
用 途	階層	平均階高	延 床 面 積			
			100㎡未満	100㎡以上 200㎡未満	200㎡以上 300㎡未満	300㎡以上
事 務 所	1	3 m未満	36 kg	36 kg	36 kg	36 kg
		3 m以上 4 m未満	38	38	38	38
		4 m以上 5 m未満	39	39	39	39
		5 m以上	41	41	41	41
	2	3 m未満	37	37	37	37
		3 m以上 4 m未満	39	39	39	39
		4 m以上 5 m未満	40	40	40	40
		5 m以上	42	42	42	42
	3	3 m未満	39	39	39	39
		3 m以上 4 m未満	40	40	40	40
		4 m以上 5 m未満	42	42	42	42
		5 m以上	43	43	43	43
工 場	1	3 m未満	32	31	30	29
		3 m以上 4 m未満	34	33	32	31
		4 m以上 5 m未満	36	34	33	32
		5 m以上	37	36	35	34
	2	3 m未満	33	32	31	30
		3 m以上 4 m未満	35	34	33	32
		4 m以上 5 m未満	37	35	34	33
		5 m以上	38	37	36	35

表(16)－4

構 造		軽量鉄骨造（LGS造）				
区 分		肉厚4mm未満のもの				
用 途	階層	平均階高	延 床 面 積			
			100㎡未満	100㎡以上 200㎡未満	200㎡以上 300㎡未満	300㎡以上
倉 庫	1	3 m未満	31 kg	30 kg	29 kg	28 kg
		3 m以上 4 m未満	33	32	31	30
		4 m以上 5 m未満	35	33	32	31
		5 m以上	36	35	34	33
	2	3 m未満	32	31	30	29
		3 m以上 4 m未満	34	33	32	31
		4 m以上 5 m未満	36	34	33	32
		5 m以上	37	36	35	34
車 庫	1	3 m未満	30	29	28	27
		3 m以上 4 m未満	32	31	30	29
		4 m以上 5 m未満	34	32	31	30

表(16)－5

構 造		軽量鉄骨造（LGS造）				
区 分		鉄鋼系プレハブ工法				
用 途	階層	平均階高	延 床 面 積			
			100㎡未満	100㎡以上 200㎡未満	200㎡以上 300㎡未満	300㎡以上
専用住宅	1	3 m未満	33 kg	33 kg	33 kg	33 kg
		3 m以上 4 m未満	35	35	35	35
		4 m以上	36	36	36	36
	2	3 m未満	34	34	34	34
		3 m以上 4 m未満	36	36	36	36
		4 m以上	37	37	37	37

	3	3 m未満	35	35	35	35
		3 m以上 4 m未満	37	37	37	37
		4 m以上	38	38	38	38
共同住宅	1	3 m未満	33	33	33	33
		3 m以上 4 m未満	35	35	35	35
		4 m以上	36	36	36	36
	2	3 m未満	34	34	34	34
		3 m以上 4 m未満	36	36	36	36
		4 m以上	37	37	37	37
	3	3 m未満	35	35	35	35
		3 m以上 4 m未満	37	37	37	37
		4 m以上	38	38	38	38

第5 その他

直接仮設関係統計数量表

軽量鉄骨造及び鉄鋼系プレハブ工法（軽量鉄骨造）の専用住宅又は共同住宅の仮設工事面積は、次の方法により算出するものとする。

仮設工事面積 = 延床面積 × 規模補正率 × 建物形状補正率

① 規模補正率は、次表の延床面積の区分に対応した率とする。

表(17)

区 分	I	II	III	IV	V	VI	VII
延 床 面 積	50 m ² 未満	50 m ² 以上 70 m ² 未満	70 m ² 以上 100 m ² 未満	100 m ² 以上 130 m ² 未満	130 m ² 以上 180 m ² 未満	180 m ² 以上 250 m ² 未満	250 m ² 以上
補正率	1.15	1.10	1.05	1.00	0.90	0.85	0.75

② 建物形状補正率は、次表の建物形状（1階の外壁の面数）に対応した率とする。

表(18)

建物の形状	I	II	III
判 断 基 準	外壁面が6面以下の建物	外壁面が7面以上 10 面以下の建物	外壁面が11面以上の建物
補 正 率	1.00	1.10	1.20

曳家移転料算定要領

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 曳家工法の移転料算定については、基準細則第 15 第 1 項（6）第 2 号に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

（建物の区分）

第 2 条 算定に当たり、建物は建物移転料算定要領第 2 条による区分に従い、木造建物〔Ⅰ〕、木造建物〔Ⅱ〕、木造建物〔Ⅲ〕及び木造特殊建物並びに非木造建物〔Ⅰ〕及び非木造建物〔Ⅱ〕にそれぞれ区分する。

2 木造建物〔Ⅰ〕に区分される軸組工法により建築されている建物の算定については、第 2 章に定めるところによる。ただし、対象となる建物の構造、形状、材種等から判断して、この要領を適用することが妥当でないと認められるときは、木造建物〔Ⅰ〕に区分される軸組工法により建築されている建物以外の建物として扱うものとする。

3 木造建物〔Ⅰ〕に区分される軸組工法により建築されている建物以外の算定については、原則として、専門メーカー等の見積を徴することにより行うものとする。

第 2 章 算定

（移転料の算定）

第 3 条 曳家工法の移転料は、次に掲げる式により算定した額とする。

補償額＝純工事費＋廃材運搬費＋諸経費＋廃材処分費

純工事費：直接工事費に共通仮設費を加えた額とする。

（算定単価）

第 4 条 移転料の算定に用いる単価は、仕様書第 21 条に定めるところによるものとする。

（数量計算）

第 5 条 数量の算出は、この要領に定めるもののほか、別記 6－1－1 木造建物調査積算要領〔軸組工法〕（以下「木造建物要領〔軸組工法〕という。）の別添 2 木造建物数量積算基準（以下「数量積算基準」という。）によるものとする。

2 構造材、仕上げ材等の数量計算は、原則として、次の方法により行うものとする。

一 数量計算の集計は、木造建物建築直接工事費計算書〔曳家工法〕（様式集様式第 23 号）に計上する項目ごとに行う。

二 前項の使用単位で直接算出できるものは、その種目ごとの計算過程において、小数点以下第3位（小数点以下第4位切捨て）まで求める。

三 前項の使用単位で直接算出することが困難なものは、種目ごとの長さ等の集計を行った後、使用単位数量に換算する。この場合における長さ等の集計は、原則として、小数点以下第2位をもって行うものとし、数量換算結果は、小数点以下第3位まで算出する。

3 構造材、仕上げ材その他の木造建物建築直接工事費計算書〔曳家工法〕（様式集様式第23号）に計上する数量は、前項第二号及び第三号で算出したものを小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）で計上する。

（直接工事費）

第6条 直接工事費は、次の各号により算定するものとする。

一 曳家工事費

曳家工事費は、次に定めるところにより算出する各工事費の合計額とする。

ア 曳家基本工事費は、次の方法により算出する。

工事費＝曳家基本工事面積×単価

曳家基本工事面積：1階床面積×規模補正率×2階建補正率×曳家係数

(ア) 規模補正率は、次表の1階床面積の区分に対応した率とする。この場合において、算出された数値がそれぞれの欄の前欄において算出される数値の最高値に達しないときは、その最高値を限度として補正することができる。

1階床面積	50 m ² 未満	50 m ² 以上 70 m ² 未満	70 m ² 以上 100 m ² 未満	100 m ² 以上 130 m ² 未満	130 m ² 以上 180 m ² 未満	180 m ² 以上 250 m ² 未満	250 m ² 以上
補正率	1.19	1.10	1.06	1.00	0.94	0.85	0.71

(イ) 2階建補正率は、次表の1階床面積の区分に対応した率とする。

1階床面積	50 m ² 未満	50 m ² 以上 70 m ² 未満	70 m ² 以上 100 m ² 未満	100 m ² 以上 130 m ² 未満	130 m ² 以上 180 m ² 未満	180 m ² 以上 250 m ² 未満	250 m ² 以上
補正率	1.00	1.09	1.14	1.23	1.33	1.53	1.87

(ウ) 曳家係数は、次の方法により算出する。

曳家係数＝1＋[a]＋[b]＋[c]＋[d]＋[e]＋[f]＋[g]

① 曳距離補正 [a]

曳距離	20 m以内	40 m以内	60 m以内	80 m以内	100 m以内
補正率	0.00	0.10	0.20	0.30	0.40

注）曳行を複数工程にわたって行う場合、2回目以降の曳行20m毎に0.10を補正率として加算する。

② 回転補正 [b]

回 転 角 度	0°	30° 以内	60° 以内	90° 以内	120° 以内	150° 以内	180° 以内
補正率	0.00	0.07	0.14	0.21	0.28	0.35	0.42

③ 高低差補正 [c]

高低差	0 m以内	0.5 m以内	1.0 m以内	1.5 m以内	2.0 m以内	2.5 m以内	3.0 m以内
補正率	0.00	0.15	0.30	0.45	0.60	0.75	0.90

④ 障害要素

各種障害	補正率	摘 要
基礎重複補正 [d]	0.20	高低差補正又は近接施工補正と同時に適用する場合は補正率を0.10とする。
方向替補正 [e]	0.15	方向替1回当たりに補正する。
近接施工補正 [f]	0.30	従前地（移転前）において隣地との離隔距離が道路接面以外の三方いずれかが1m未満の場合に補正する。
傾斜地補正 [g]	[a] + [c]	曳距離補正と高低差補正の和とする。

イ 基礎工事費は、木造建物要領〔軸組工法〕第29条により算出する。ただし、数量積算基準第4第1項第一号による布基礎長は、次表の基礎切欠補正率を乗じた値とする。

基礎切欠補正率	1.10

なお、基礎が重複するときは、重複部分を人力施工にて算出することとし、基礎数量（布基礎長及び束石数量）は次の方法により算出する。

重複部分の基礎数量 = 基礎総数量 × 重複部分の面積 / 1階床面積

重複部分以外の基礎数量 = 基礎総数量 - 重複部分の基礎数量

ウ 基礎等解体工事費は、次の方法により算出する。

(7) 基礎解体工事費

工事費 = 基礎数量（布基礎長・束石数量） × 単価

基礎が重複するときは、前イなお書きの方法により算出する。

(イ) 建築設備等解体工事費

工事費 = 種別・規格・形状別数量 × 単価

二 補修工事費

補修工事費は、次に定めるところにより算出する各工事費の合計額とする。

ア 仮設工事費は、木造建物要領〔軸組工法〕第28条により算出する。

イ 部位別補修工事費は、次の式により算出する。

工事費＝（外壁工事費＋内壁工事費＋床工事費）×補修費率

(ア) 外壁工事費は、木造建物要領〔軸組工法〕第３２条により算出する。

(イ) 内壁工事費は、木造建物要領〔軸組工法〕第３３条により算出する。

(ウ) 床工事費は、木造建物要領〔軸組工法〕第３４条各号により算出する。

ただし、数量積算基準第９による施工面積及び数量（帖数）は、１階床のうち木材による床組が施工されている部分の仕上材種ごと及び畳の材種ごとに算出した値とする。

(エ) 補修費率は、30パーセントとする。

ウ 床工事費は、木造建物要領〔軸組工法〕第３４条第一号により算出する。ただし、数量積算基準第９による施工面積は、１階床のうち木材による床組が施工されていない部分の仕上材種ごとに算出した値とする。

エ 建築設備工事費は、木造建物要領〔軸組工法〕第４１条により算出する。この場合において、必要な項目を抽出し、原則として、次表の算出対象を基に算出する。ただし、これにより難しい場合は、この限りでない。

工事項目	算出対象
	都市ガスは個人負担部分の全延長 プロパンガスはガスボンベまでの全延長
〃	１階部分の全延長
	個人負担部分の延長
〃	１階部分の水栓（蛇口）数量
	排水桝までの全延長
〃	１階部分の水栓（蛇口）数量
	全部
〃	床組のある便所を除く１階部分の全部

オ 建物附随工作物工事費は、必要な項目を抽出し、木造建物要領〔軸組工法〕第４２条により算出する。

（共通仮設費）

第７条 共通仮設費は、木造建物要領〔軸組工法〕第２３条第２項第一号の内容とし、数量積算基準第14に定める共通仮設費率に基づき、次の式により算定するものとする。

共通仮設費＝直接工事費×共通仮設費率

（諸経費）

第８条 諸経費は、木造建物要領〔軸組工法〕第２３条第２項第二号及び第三号の内容とし、数量積算基準第15に定める諸経費率表に基づき、次の式により算定するものと

する。

諸経費＝（純工事費＋廃材運搬費）×諸経费率

2 諸経费率は、純工事費と廃材運搬費の合計額に対応した率を適用するものとする。

なお、原則として建物と附帯工作物については別発注、木造建物と非木造建物については一発注として算定するものとする。

（廃材運搬費及び処分費）

第9条 曳家工事に伴い発生する廃材等の運搬及び処分に要する費用は、次の各号により算定するものとする。

一 廃材運搬費

廃棄物処分場までの廃材の運搬費を計上する。

二 廃材処分費

解体撤去で発生した廃材の処分費用を計上する。

2 各号に掲げる費用の算定に当たっては、石綿含有建材が存する場合には、前項各号によるほか、別記8石綿調査算定要領により算定を行うものとする。

機械設備調査算定要領

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この要領は、仕様書第69条、第78条及び第88条に規定する機械設備の調査算定要領である。

(適用範囲)

第2条 この要領は、原則として、仕様書第9条第三号の「表3 工作物区分」に掲げる「機械設備」の調査算定に適用するものとする。

(用語の定義)

第3条 この要領において「機器等」とは、原動機等により製品等の製造又は加工等を行う機械装置、キュービクル式受変電設備、これらに付属する2次側の配線・配管・装置等をいい、1次側の配線・配管、受配電盤等の設備を含まないものとする。

2 この要領において「機械基礎」とは、通常コンクリート構造物等で施工された機器等を固定する土台部分をいう。

3 この要領において「復元」とは、既存の機器等を再利用可能なように解体撤去し、残地又は残地以外の土地に運搬し、据え付けることをいう。

4 この要領において「再築」とは、残地又は残地以外の土地に、原則として、従前の機器等と同種同等又は市販されている機器のうち、その機能が従前の機器等に最も近似の機器等を購入し、据え付けることをいう。

5 この要領において「復元費」とは、機器等の復元に要する費用をいう。

6 この要領において「再築費」とは、機器等の再築に要する費用をいう。

第2章 調査及び調査表等の作成

(調 査)

第4条 機械設備の調査は、現地における調査を基本とし、必要に応じて聴き取り調査、資料調査及び市場調査等の補足調査（以下「現地調査等」という。）を行うものとする。

2 不可視部分（調査困難な場所に機器等が設置されている場合など）の調査は、既存の機器等に関する資料の写しなどを入手し、これを利用することができるものとする。また、資料の入手が困難な場合には、所有者又は機器等を設置したメーカー等から調査表等の作成に必要な事項を聴取するなどの方法により調査を行うものとする。

3 復元することが困難と認められる機器等については、機器等を設置したメーカー等から復元が困難である理由等について聴取するものとする。

4 現地調査等を行うに当たっては、事前に調査職員と協議し、調査の実施について必要な指示を受けるものとする。

5 機械設備の調査は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項について行うものとする。

一 機械配置 建物平面及び敷地の範囲を基準とした機器等の設置位置

二 機 器 等 機械装置の名称、仕様（型式、能力、原動機の出力等）、製作所名、形状・寸法、質量、所有区分、取得年月等

三 機械基礎 構造、仕様、形状・寸法、機器等の設置状況等

四 電気設備 受・配電系統、使用器材の用途、種別、規格寸法、経路、長さ、敷設方法等

五 配管設備 配管の用途、種別、規格寸法、経路、長さ、敷設方法、流向、終・始端、被覆、塗装等

六 プロセスコン
ピューター設備 種別、規格寸法、フロー、LAN配線、長さ、敷設方法、取得年月等

七 稼動状況 各機器等の役割、各機器等間の関連性、稼動状況等

八 復元の可否 復元の困難性、移設工期等

九 そ の 他

イ 写 真 撮 影 第7条の規定に基づき写真を撮影する。

ロ 製造(加工)工程 現地調査、聴取調査等により製造(加工)工程を調査する。

ハ 固定資産台帳 取得価格、取得年月等について調査する。

ニ 申請手数料等 移転に伴い必要となる各種法令上の許認可申請費用、手数料及び検査費用等について調査する。

ホ 法令適合性等 各種法令に係る適合状況等を調査する。

ヘ そ の 他 その他必要な事項について調査する。

6 前項第6号のプロセスコンピューター設備とは、製品等の製造に直接携わっている工業用の自動制御コンピューター設備をいう。

7 第5項第9号ハの固定資産台帳とは、直近1年の事業年度の固定資産台帳をいう。

8 前項までの調査に当たっては、石綿含有建材の使用の有無について、別記8石綿調査算定要領により行うものとする。

(調査表)

第5条 機械設備の調査表は、前条の調査結果に基づき、様式集様式第38号の機械設備調査表に、次の各号に掲げる項目につき、それぞれ当該各号に定める事項を記載することにより作成するものとする。

- 一 所在地 機械設備の所在地
- 二 調査年月日 調査を実施した年月日
- 三 調査者 調査を実施した担当者の氏名
- 四 所有者氏名 機械設備の所有者の氏名又は名称
- 五 所有者住所 機械設備の所有者の住所又は主たる事務所の所在地
- 六 業種区分 当該事業所の事業種別(日本標準産業分類による。)
- 七 製造(加工)工程 製造等の系統又は製品ごとの製造・加工工程等
- 八 稼動状況等 稼動状況、操業時間等
- 九 法令の適合性等 関係する法令等の概要と適合状況等
- 十 機械番号 機器等ごとに一連の番号を付し、整理する。
- 十一 機械名称 機器等の名称は、一般的な名称を記載する。
配管設備の名称は、流体別、系統別等に区分しそれぞれの名称を記入する。
電気設備の名称は、高圧受変電設備、幹線設備、動力配線設備等に区分し、それぞれの名称を記入する。
- 十二 数量 機器等の設置台数
- 十三 取得年月 機器等の取得年月
(中古取得した機器等の場合は、中古取得以前の使用年数等を含む。)
- 十四 仕様 機器等の型式、能力、原動機の出力等
- 十五 製造所名等 機器等の製作所名
- 十六 形状・寸法 機器等の形状及び寸法(m)
- 十七 質量 機器等一台当たりの質量(t)(2次側の配線、配管等を除く。)
- 十八 基礎寸法・設置状況 機械基礎の形状・寸法、設置状況(ボルト固定、コロ付等)等
- 十九 その他 復元の可否、リース物件等、その他必要な事項

(機械設備図)

第6条 機械設備の図面は、原則として、所有者ごとに別添1 機械設備図面作成基準により作成するものとする。

(写真撮影等)

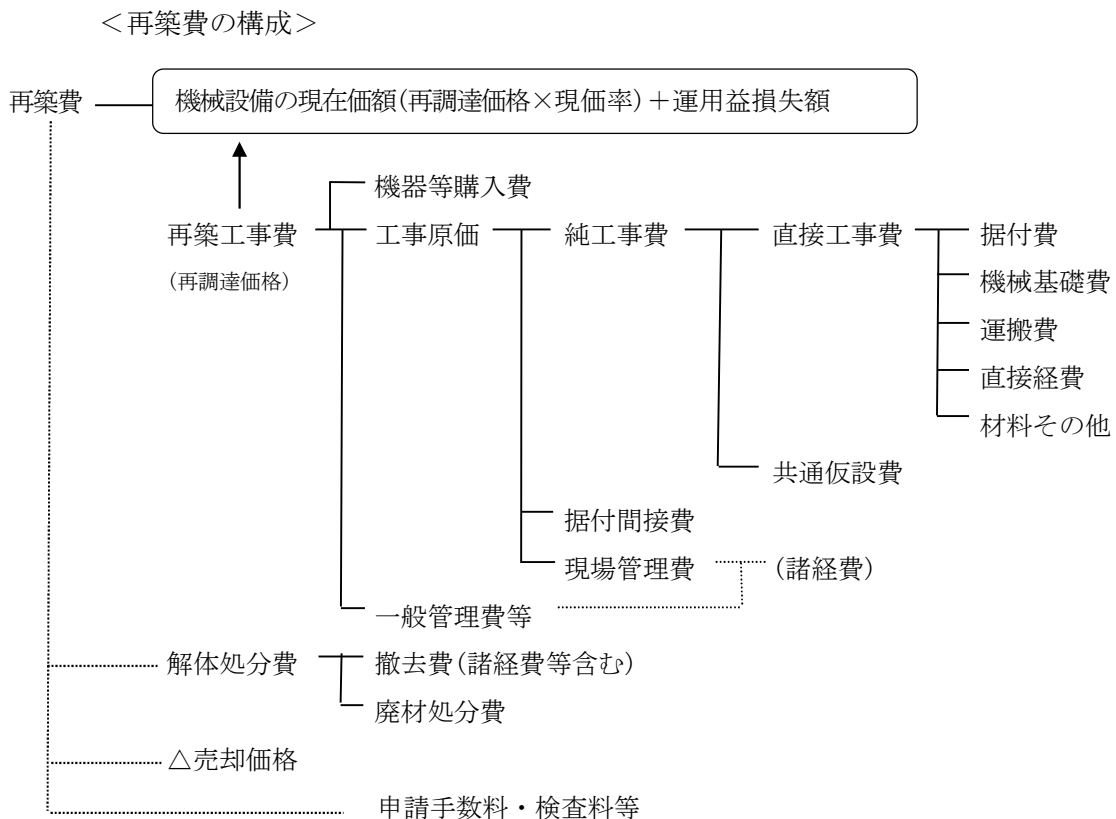
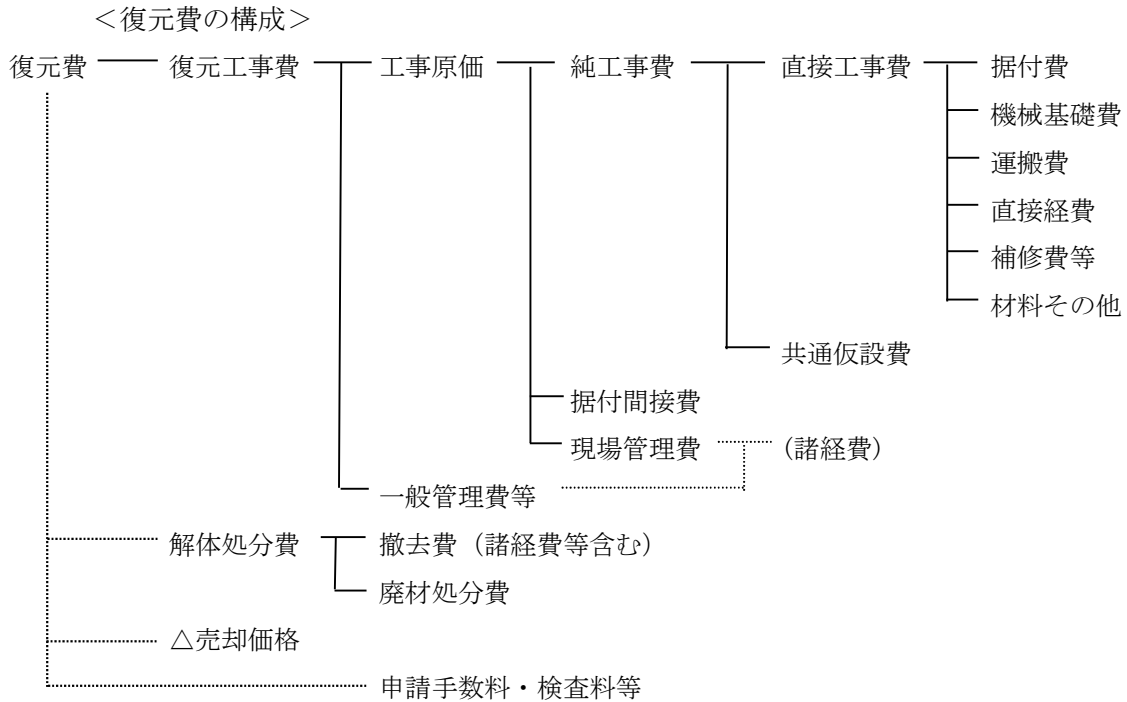
第7条 機械設備の写真の撮影は、次によるものとし、原則として、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。ただし、写真撮影が困難なものについては姿図とすることができるものとする。

- 一 機器等及び電気設備等の写真は、原則として、第5条に定める機械設備調査表の機械番号ごとに撮影する。
- 二 写真台帳は、機械番号順に整理し、撮影年月日、機械名称等を記載する。
- 三 電気設備、配管設備等の写真は、写真番号を付し整理し、撮影の位置、方向及び写真番号を記載した写真撮影方向図を添付する。

第3章 算 定

(補償額の構成)

第8条 機械設備の復元費及び再築費の構成は、次のとおりとする。



2 共通仮設費の内容は、次のとおりとする。

- 一 運 搬 費 建設機械、機材等（足場材等）及び機器・材料の現場内小運搬等に関する費用
- 二 準 備 費 基準点測量、完成時の清掃及び後片付け等に関する費用
- 三 事業損失防止施設費 事業損失を未然に防止するために必要な調査等に関する費用
- 四 安 全 費 安全管理上の監視、安全施設類（標示板、保安灯、防護柵、バリケード等）に関する費用
- 五 役 務 費 動力、用水等の基本料等
- 六 技 術 管 理 費 施工管理・品質管理・行程管理のための試験又は資料作成等に関する費用
- 七 営 繕 費 現場事務所、労働者宿舍、倉庫、材料保管場、監督員詰所等に関する費用

3 据付間接費及び諸経費の内容は、次のとおりとする。

- 一 据付間接費 据付工事部門等に係る労務管理費、事務用品費、通信交通費、会議費、交際費、法定福利費、福利厚生費、動力用水光熱費、印刷製本費、教育訓練費、地代家賃、保険料、租税公課及び雑費
- 二 諸 経 費
 - イ 現 場 管 理 費 現地採用の労働者及び事務員に係る労務管理費、安全訓練等に要する費用、租税公課、保険料、事務員給与手当等、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、補償費、交際費、据付外注経費、工事登録費及び雑費
 - ロ 一般管理費等 一般管理費（役員報酬、従業員給与手当等、退職金、法定福利費、福利厚生費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力・用水光熱費、調査研究費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、試験研究費償却、開発費償却、租税公課、保険料、契約保証費及び雑費）及び付加利益（法人税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金等）

（補償額の算定）

第9条 機械設備の復元費及び再築費は、次に掲げる式により算定した額とする。

一 復元費 = 復元工事費 + 解体処分費 - 売却価格

二 再築費 = 機械設備の現在価額（再調達価格 × 現価率） + 運用益損失額 + 解体処分費 - 売却価格

2 機械設備の現在価額（再調達価格に現価率を乗じて算定する。）と運用益損失額との合計額は、再調達価格に次式による再築補償率（小数点以下第四位を四捨五入した数値とする。）を乗じて算定するものとする。

$$\text{再築補償率} = \left(1 - 0.8 \frac{n}{N}\right) + \left(0.8 \frac{n}{N}\right) \left\{1 - \frac{1}{(1+r)^{N-n}}\right\}$$

n 機器等、電気設備及び配管設備等の経過年数

N 機器等、電気設備及び配管設備等の標準耐用年数（又は実態的耐用年数）

r 年利率

一 経過年数

既存の機器等、電気設備及び配管設備等の購入（新品としての購入とする。）から補償額算定の時期までの経過年数をいい、固定資産台帳等の取得年月等から認定するものとする。

二 標準耐用年数

機器等、電気設備及び配管設備等の標準耐用年数は、別表－１の機械設備標準耐用年数表を適用して求めるものとする。

ただし、機械設備標準耐用年数表によることが適当でないと認められる場合は、専門メーカー等からの意見聴取等、その他適切な方法により、その機器等、電気設備及び配管設備等のもつ実態的耐用年数を定めることができるものとする。

（工事費の算定）

第１０条 復元工事費、再築工事費、解体処分費及び売却価格を算定するに当たっての数量計算及び各工事費の算定は、別添２機械設備工事費算定基準によるものとする。

第4章 移転工法案の検討資料等の作成

(製造工程図)

第11条 工場等の敷地の一部が取得等の対象となる場合の移転工法案の検討に当たって必要となる製造工程図（製品等の製造、加工又は販売等の工程を図式化したもの）については、次により作成するものとする。

- 一 製造工程図は、原則として、製造等の系統又は製造、加工等行う製品ごとに作成する。
- 二 製品等の製造工程等に沿って略図を作成し、工程順に番号を記載する。
- 三 製造、加工工程ごとに設置されている主要な機器等の名称及び製造又は加工工程の内容について記載する。
- 四 その他可能な限り、製品名、製品の規格等、原材料、副資材及び一の工程の単位時間を記載する。

(動線配置図)

第12条 工場等の敷地の一部が取得等の対象となる場合の移転工法案の検討に当たって必要となる動線配置図（製品等の製造、加工又は販売等の工程と建物等の配置との関係を図式化したもの）については、次により作成するものとする。

- 一 動線配置図は、原則として、製造等の系統又は製造、加工等行う製品ごとに作成する。
- 二 建物等の配置図等を基に、原材料及び製品等の移動（作業）動線を製造工程等に沿って作成し、製造工程図に付した工程順の番号を記載する。

(移転工程表)

第13条 復元及び再築に係る建物、機械設備等の移転工程表については、次により作成するものとする。

- 一 機器等の移転工期は、専門メーカー等から聴取した移転工期、見積書に記載された移転工期又は据え付け・撤去の工数に基づき作業人数・班体制から算出した日数により認定する。
- 二 建物、工作物及び動産の移転と機器等の移転との関係を表示する。
- 三 機器等の移転に伴い営業休止等が生じる期間を表示する。
- 四 その他必要に応じて、移転を要する機器等の製造等の系統を表示する。

別添 1 機械設備図面作成基準

(趣 旨)

第1 この基準は、要領第6条に定める機械設備図面の作成基準である。

(作成する図面)

第2 作成する図面の種類及び作成方法については、原則として、別表に掲げるものとする。

(用 紙)

第3 図面の大きさは、原則として、日本産業規格A列3番横とする。

(図の配置)

第4 機械設備位置図、電気設備図等は、原則として、図面の上方が北の方位となるように配置する。

(図面の縮尺)

第5 作成する各図面の縮尺は、原則として、別表に表示する縮尺とし、各図面に当該縮尺を記入する。ただし、これにより難い場合は、この限りでない。

(機械設備の計測・図面等に表示する数値及び面積計算)

第6 機械設備の計測・図面等に表示する数値及び面積計算は、仕様書第37条及び第38条による。

(図面表示記号)

第7 図面に表示する記号は、原則として、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第11条により制定された日本産業規格（JIS）の図記号を用いる。

(線の種類)

第8 線は、原則として、次の4種類とする。

実線

破線 -----

點線

鎖線 —————

2 線の太さは、原則として、0.2ミリメートル以上とする。

(文字)

第9 図面に記載する文字は、原則として、横書きとする。ただし、寸法を表示する数値は寸法線に添って記入する。

2 文字のうち、漢字は楷書体を用い、述語のかなは平仮名、外来語は片仮名、数字は算用数字とする。

3 文字の大きさは、原則として、漢字は3.0ミリメートル角以上、平仮名、片仮名、算用数字等は2.0ミリメートル角以上とする。

(勾配の表示)

第10 勾配の表示は、原則として、正接を用いるものとする。この場合において、分母を10とした分数で表示する。

別 表

図 面 名 称	作 成 の 方 法 等	縮 尺	備 考
配置図	別記6－1－1木造建物調査積算要領〔軸組工法〕別添1木造建物図面作成基準（別表）、別記6－1－2木造建物調査積算要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕別添1木造建物図面作成基準（別表）又は非木造建物要領別添1非木造建物図面作成基準（別表）の配置図の項に掲げるとおりとする。		
機械設備位置図	イ 機器等の設置位置に機械番号を付し、機械名称、仕様、台数等の一覧表を記入する。 ロ 機器等が上下に重なるなどにより、明確に表示困難な場合は、補足して内容を記入する。 ハ 天井クレーン等のレールは、機械設備位置図に記入する。	1/100 又は 1/200	
電気設備図	イ 機器等に係る電気設備図は、原則として、建築設備図と区分して作成する。 ロ 電気、動力、受変電設備等の機器類は、機械設備位置図に準じて表示する。 ハ 高圧受変電設備図、幹線設備図、動力配線設備図等は、規模等に応じて、それぞれ区分して作成する。 ニ 高圧受変電設備図は、電力引込み箇所から低圧配電盤まで表示する。 ホ 引込み部分には、責任分界点、財産分界点を明確に表示する。 ヘ 幹線設備図は、高圧受電設備の2次側出力線から各分電盤、動力盤まで表示する。ただし、低圧引込みの場合は、引込み部分から表示する。 ト 動力配線設備図は、各分電盤、動力盤の2次側出力線から各機械制御盤、始動器、モーター、手元開閉器等まで表示する。 チ 分電盤、動力盤の仕様等の一覧表を記入する。 リ トラフ、フロアダクト、レースウェイ、ケーブルラック等は、配線図に記入する。	1/100 又は 1/200	

配管設備図	イ 機器等に係る配管設備図は、原則として、建築設備図と区分して作成する。 ロ 配管設備図は、原則として、流体及び系統別に区分して作成する。 ハ 建築設備の配管から分岐する場合は、その区分位置を明確に表示する。 ニ 配管に関連する機器等は、鎖線で表示する。 ホ 機器等を含む機器廻り配管と1次側配管の区分を明確に表示する。	1/100 又は 1/200	
機械基礎図	イ 機械基礎図は、原則として、機器等ごとに作成し、構造、仕様及び形状・寸法等を記入する。 ロ 杭地業が施工されている場合は、杭の位置を表示し、杭の仕様、形状・寸法等を記入する。 ハ 方形基礎等の簡易な機械基礎の場合は、数量計算書等に姿図等を記入することにより、機械基礎図を省略することができる。	1/50 又は 1/100	
プロセスコンピュータ設備図	イ 当該敷地内に設置されている機器間の関連（構成など）を示すシステム図（フロー図、LAN配線図等）を作成する。 ロ 他工場等との関連を記入する。 ハ その他積算に必要な図面を作成する。	1/100 又は 1/200	
写真撮影方向図	イ 機械設備位置図を基に、写真撮影の位置等を明確にするための位置図を作成する。 ロ 位置図には、撮影の位置、方向及び写真番号を記入する。 ハ 機器等、電気機器、電気設備、配管設備等、写真台帳の整理方法に応じて区分し作成する。	1/100 又は 1/200	

別添 2 機械設備工事費算定基準

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 この基準は、要領第 10 条に定める機械設備の復元及び再築に要する工事費の算定基準である。

第 2 章 数 量 計 算

(数量計算書)

第 2 数量の算出は、次の各号によるものとし、本基準に定めのない場合は、原則として、非木造建物要領別添 2 非木造建物数量計測基準に準じて算出するものとする。

一 運搬

トラック積載質量(t)の選定に当たっては、輸送を要する機器等の形状・寸法、質量及び接続道路の幅員等の立地条件を考慮する。

二 配線・配管設備

配線・配管設備等の数量は、上記、非木造建物数量計測基準の電気設備及び電気設備以外の設備の規定に準じて算出する。

三 機械基礎・機器等に付属する架台等

機械基礎、コンクリート造ピット及び機器等の周りに存する架台等の構築物の数量は、原則として、機器等ごとに区分して算出する。

2 計算数値の取扱いは、仕様書第 39 条第 2 項第二号の規定により、各種目ごとの計算過程においては、小数点以下第 3 位(小数点以下第 4 位切捨)まで求めるものとする。

3 補償金算定表に計上する数値は、仕様書第 40 条第二号の規定により、小数点以下第 2 位(小数点以下第 3 位四捨五入)で計上するものとする。

第3章 単価及び見積

(見積書等)

第3 工事費の算定に用いる資材単価及び機器等の価格は、「建設物価〔(財)建設物価調査会発行)」、
「積算資料〔(財)経済調査会発行)」、これらと同等であると認められる公刊物に掲載されている単
価又は専門メーカー等の資料価格(カタログ価格等)及び見積価格によるものとする。

なお、カタログ価格等による場合は、実勢価格を適正に判断し取り扱うものとする。

2 専門メーカー等から徴する見積書の取扱いは、次の各号によるものとする。

一 見積徴収の要否

機器等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなけ
れば算定が困難と認められる機器等について、見積を徴するものとする。

原則として、次表の区分により専門メーカー等から当該機器等と同種同等の機器等について、
その購入費に係る見積を徴するものとする。

なお、当該機器等と同種同等の機器等について見積を徴することができない場合は、市販され
ている機器等のうち、その機能が最も近似の機器等について、見積を徴するものとする。

区 分	新品価格が公刊 物等に掲載され ている機器等	新品価格が公刊 物等に掲載され ていない機器等
機器等購入費	建設物価、カタ ログ等の価格	見積徴収
再築費に関する 直接工事費	歩掛積算	歩掛積算
復元費に関する 直接工事費	歩掛積算	歩掛積算
摘 要 (機械分類)	電動工具 溶 接 機 ポン プ 空調機械 空圧機器 送 風 機 等の 小型汎用機械	工作機械 包装機械 荷役機械 鍛圧機械 木工機械 油圧機械 貯 槽 類 搬送機械 等で質量が 10t以下の機械

二 見積依頼先

見積依頼先を選定するに当たっては、次の方法により行うものとする。

イ 原則として被補償者又はその利害関係人であって、適正な見積を徴することの妨げとなる者
から、見積を徴してはならない。

ロ 見積依頼先を選定するときは、実績、経験、技術水準等を勘案して行うとともに、見積依頼

先が妥当であるとした理由を記載した書面を作成するものとする。

三 見積徴収

見積を徴収するに当たっては、次の方法により行うものとする。

- イ 見積の依頼は、書面により行うものとする。
- ロ 見積を依頼する書面には、機器等の見積範囲（特に機械基礎、配管等との関係等）、仕様、同時発注台数など見積条件を明示するものとする。
- ハ 原則として、機器等ごとに見積を徴するものとする。
- ニ 見積は、原則として、2社以上から徴するものとし、様式集様式第45号による機械設備見積比較表を用いて比較するものとする。

四 見積書の記載事項及び資料収集

見積書には、原則として、次の項目について記載を得るとともに、見積書に記載された機器等の仕様書など、見積書が見積条件に適合していることを検証するために必要と認められる資料を、収集するものとする。

- イ 宛名（見積を依頼する書面と見積書の関係を明らかにするため。）
- ロ 見積書に記載された機器等の名称、規格（型式、質量）、製造メーカー名及び機能
- ハ 新品機器等の購入費（一般管理費等を含む販売価格。）
- ニ 総合試運転費
- ホ 中古品売却価格
- ヘ 特別管理産業廃棄物（廃油、廃PCB等）等の処分費
- ト その他雑費（材料費、仮設費等。）
- チ 消費税等
- リ 機器等1台当たりの質量(t)
- ヌ 移転工期
- ル その他、見積書が見積条件に適合していることを検証するために必要と認められる事項

五 見積書の検証

見積を徴したときは、次の項目について検証するとともに、理由を記載した書面を作成するものとする。

- イ 見積書に記載された機器等について、同種同等であるとした理由又は同種同等の機器等が既に製造されていないなど、当該機器等と同種同等の機器等の見積を徴することができないとした理由
- ロ 機能が最も近似の機器等について見積を徴したときは、見積書に記載された機器等について、機能が最も近似であるとした理由
- ハ 見積書が、見積条件に適合しているとした理由

第 4 章 工 数 歩 掛 等

(工数歩掛)

第4 本基準に定めのない工数歩掛等は、次の優先順位により採用するものとする。

- 一 公共建築工事積算基準（(財)建築コスト管理システム研究所発行）
- 二 建設工事標準歩掛（(財)建設物価調査会発行）
- 三 工事歩掛要覧（(財)経済調査会発行）
- 四 下水道用設計標準歩掛表（（公社）日本下水道協会発行）
- 五 これらと同等であると認められる公刊物に掲載されている工数歩掛等
- 六 専門メーカー等から見積を徴するなど、その他適切な方法

(据付工数)

第5 機器等の据付に要する工数は、様式集様式第43号による機械設備据付工数等計算書を用いて、次の各号により算出するものとする。

一 据付工数

据付工数は、次表の機械区分によるものとし、機器等の1台当たりの質量(t)に基づき工数歩掛により算出する。ただし、質量が10tを超える場合などで、この工数歩掛により難しい場合及びキュービクル式受変電設備については、本基準第4により算定するものとする。

機械区分		工数歩掛	判断基準
第1類	簡易な機器等	$2.4X^{0.776}$	○構造が簡単で、運動部分が少ない単体機械 ○可搬式、床置き、簡易固定式等で容易に移動が可能なもの ○通常、簡単なレベル調整程度で、芯だし調整を要しないもの ○他の機械との関連性がなく、単体で機能するもの
第2類	一般汎用機器等	$4.8X^{0.776}$	○構造が複雑で、運動部分を有する単体機械 ○通常、基礎及び架台等に固定されているもの ○精度の高いレベル調整、芯だし調整等を要するもの
第3類	貯槽類等	$4.8X$	○分解、組立をしなければ移動が不可能なもの ○構造が比較的簡単で、運動部分が少ないもの ○通常、基礎及び架台等に固定されているもの ○レベル調整、芯だし調整等を要するもの ○他の機械との関連性が少なく、単体で機能するもの

第4類	搬送・荷役機器等	7.5X	○分解、組立をしなければ移動が不可能なもの ○構造が複雑又は特殊で、運動部分が多いもの ○通常、基礎及び架台等に固定されているもの ○精度の高いレベル調整、芯だし調整等を要するもの

注1 この工数歩掛のXは、機器等の1台当たり質量(t)（2次側の配線・配管・装置等の質量は除く。）とする。

注2 この工数には、機械基礎のアンカー溶接、さし筋、芯だし及び墨だし等に要する費用を含むものである。

注3 この工数には、据付完了後の単体試験（機器単体調整試験及び動作確認試験等）に要する費用を含むものである。

注4 この工数には、2次側の配線・配管・装置等の据付に要する費用を含むものである。

二 作業環境による補正

据付工数は、施工現場の状況、作業環境及び施工条件等により、下表の作業区分に応じ、次の式により補正することができるものとする。

ただし、残地以外の土地を移転先とする場合は、原則として、悪環境における作業及び錯綜する場所における作業の補正はしないものとする。

（補正据付工数＝据付工数×（1＋補正率））

作業区分		補正率	判断基準
危険作業	高所又は地下における作業	0.1	○地表又は各階床面より5m以上の場所 ○地下2m以上の場所
	悪環境における作業	0.2	○毒性ガスの発生する恐れのある場所 ○危険物、毒劇物を保管している場所 ○施工の作業性の悪い場所 （人力作業に限定される場所や傾斜地等）
錯綜場所	錯綜する場所における作業	0.3	○機器回り、管廊等で特に錯綜する場所 （ボイラー室、機械室、監視室及び排水処理施設等で、機器等の設置に必要な作業用空間に多数の配管、配線、ダクト等が存する場合）

注1 作業区分欄の2以上の項目に該当する場合は、その該当する補正率を加算するものとする。

三 職種別構成

上記一により算出した据付工数は、その90%を設備機械工とし、10%を普通作業員とする。

（撤去工数）

第6 機器等の撤去到要する工数は、様式集様式第43号による機械設備据付工数等計算書を用いて、次により算出するものとする。

撤去工数

機器等の撤去工数は、復元する場合と再築する場合に区分し、据付工数に次表の撤去費率を乗じて算出する。

（撤去工数＝据付工数×撤去費率）

なお、第5二ただし書きの規定により作業環境の補正をしていない場合で、機器等の撤去に当たり、悪環境における作業又は錯綜する場所における作業となる場合の据付工数は、第5二で定める式により補正するものとする。

区 分	撤去費率
復元する場合 (又は中古品として処分する場合)	据付工数の60%
再築する場合	据付工数の40%

注1 機器等を再築する場合等で、既存の機器等を中古品として処分することが可能な場合の撤去工数は、上記区分の「復元する場合」の撤去費率により算出するものとする。

(運搬台数)

第7 機器等の運搬に要するトラック等の台数は、様式集様式第44号による機械設備運搬台数計算書を用いて、次により算出するものとする。

- 一 機器等の形状・寸法等：機械設備調査表に記載した形状・寸法、質量による。
- 二 機器等の面積：機器等の形状・寸法から面積を算出する。
- 三 質量基準運搬台数：機器等の質量を使用トラックの積載可能質量で除して算出する。
- 四 面積基準運搬台数：機器等の面積を使用トラックの積載可能面積で除して算出する。
- 五 認定運搬台数：質量基準運搬台数と面積基準運搬台数を比較し、数量が多い台数とする。

第 5 章 算 定

(算定内訳書)

第 8 工事費の算定は、様式集様式第 38 号の機械設備調査表で作成した機器等ごとに様式集様式第 39 号、様式集様式第 40 号及び様式集様式第 41 号による機械設備算定内訳書及び様式集様式第 42 号による機械設備直接工事費明細書を用いて算定するものとする。

(据付費)

第 9 据付費とは、機器等の各部組立、レベル合わせ、芯だし、据付完了後の単体試験（機器単体調整試験及び動作確認試験等）及び据付等に要する費用をいい、次の各号により算定するものとする

一 据付労務費

据付労務費とは、据付工事を施工するに当たり直接従事する作業員に対して支払われる賃金をいい、次の式により算定する。

（据付労務費＝据付工数×労務単価（設備機械工又は普通作業員））

二 仮設費

仮設費とは、機器等の据付に当たって必要となる仮設材等の費用をいい、必要に応じて、積上げにより算定する。

(撤去費)

第 10 撤去費とは、機器等の解体及び撤去等に要する費用をいい、次の各号により算定するものとする。

一 撤去労務費

撤去労務費とは、撤去工事を施工するに当たり直接従事する作業員に対して支払われる賃金をいい、機器等を再使用する場合と再使用しない場合に区分し、次の式により算定する。

（撤去労務費＝撤去工数×労務単価（設備機械工又は普通作業員））

二 基礎撤去費

基礎撤去費とは、機器等の撤去完了後の機械基礎、基礎ピット等の解体及び撤去に要する費用をいい、機械基礎図等の図面に基づき積上げにより算定する。

三 仮設費

仮設費とは、高所や地下、他と近接する等の条件がある機器等を撤去するに当たって必要となる仮設足場、防護工及び土留工等の設置に要する費用をいい、必要に応じて積上げにより算定する。

2 撤去費の算定に当たっては、石綿含有建材が存する場合には、前項各号によるほか、別記 8 石綿調査算定要領により算定を行うものとする。

(機械基礎費)

第 11 機械基礎費とは、機械基礎及び基礎ピット等の築造に要する費用をいい、機械基礎図等の図面に基づき積上げにより算定するものとする。

(運搬費)

第12 運搬費とは、機器等の輸送に要する費用をいい、原則として次の式により、算定するものとする。

(運搬費＝認定運搬台数×運搬単価)

認定運搬台数は、第7(運搬台数)により算出した台数とし、運搬単価は、第2(数量計算書)により選定した積載質量(t)のトラック運搬費とする。

一 復元運搬費

復元運搬費とは、機器等を復元するに当たり現在地から移転先地までの輸送に要する費用をいう。

二 持込輸送費

持込輸送費とは、最寄りの機器製作工場等から移転先地までの機器等の輸送に要する費用をいう。

(直接経費)

第13 直接経費とは、機器等の据付け完了後に実施する総合試運転等に要する費用をいい、次の各号により算定するものとする。

一 総合試運転費

総合試運転費とは、製造工程等において複数の機器等が関連する場合に、運転開始後に円滑な運転管理が行えるよう一連の設備に実負荷をかけて総括的に一定期間(時間)運転し、各機器・設備間の連携運転による作業状況と総合的な機能の確認等に要する費用をいい、その目的、範囲、方法、内容及び期間等を考慮し、必要に応じて算定する。

なお、機器等の据付け完了後に実施する機器単体調整試験、動作確認試験及び別途電気設備工事で実施する組合せ試験等については、据付労務費に含むものとする。

二 電力料等

電力料等とは、単体試験及び総合試運転等の実施に必要な電気、水道、ガスの使用料並びに燃料費等をいい、必要に応じて算定する。

三 機械経費

機械経費とは、機器等の据付及び撤去工事に必要な工具、器具等の損料等をいい、次の式により算定する。

(機械経費＝据付労務費×機械経費率 + 撤去労務費×機械経費率)

機械経費率は、2%とする。

(補修費等)

第14 補修費等とは、機器等を復元する場合の、機器等の補修・整備に要する費用並びに補修等を行うに際し補足を要する材料・部品等の費用をいい、次の式により算定するものとする。

ただし、これによることが適当でない認められる場合は、その他適切な方法により算定することができるものとする。

(補修費等＝据付労務費×補修費率 + 撤去労務費×補修費率)

補修費率は、20%とする。

なお、補修費等には、機器等の塗装に要する費用は含まれないため、必要に応じて別途個別に算定し、加算することができるものとする。

(材料その他)

第15 材料その他とは、機器等の据付及び撤去工事の施工に当たり必要となるその他の費用をいい、必要に応じて算定するものとする。

(共通仮設費)

第16 共通仮設費は、通常必要と認められる運搬費、準備費及び安全費について、別表－2 共通仮設費率表に基づき、次の式により算定するものとする。

(共通仮設費＝直接工事費×共通仮設費率)

なお、別表－2 共通仮設費率に含まれない事業損失防止施設費、役務費、技術管理費及び営繕費等の共通仮設費については、必要に応じて個別に算定し、加算することができるものとする。

(据付間接費)

第17 据付間接費は、据付工事部門等に係る労務管理費、事務用品費、交際費及び法定福利費等をいい、次の式により算定するものとする。

(据付間接費＝据付労務費中の設備機械工据付労務費×据付間接費率)

据付間接費率は、130%とする。

既存の機器等を再使用する場合に当たっては、撤去労務費中の設備機械工撤去労務費に据付間接費率を乗じて撤去労務費に係る据付間接費を計上するものとする。

なお、据付間接費は、諸経費に含まれる現場管理費の対象としないものとする。

(諸経費)

第18 諸経費は、別表－3 諸経費率表に基づき、次の式により算定するものとする。

(現場管理費 ＝純工事費×現場管理費率)

(一般管理費等＝工事原価×一般管理費等率)

ただし、この率により求めた諸経費が適切と認められない場合は、専門メーカー等から見積を徴するなど、その他適切な方法により算定することができるものとする。

(機器等購入費)

第19 新品の機器等の購入に要する費用をいい、機器等購入費は、当該製品メーカーの一般管理費等を含む販売価格とし、共通仮設費及び諸経費の対象としないものとする。

(売却価格)

第20 売却価格とは、機器等を再築又は復元する場合における既存の機器等の売却価格をいい、次の式により算定するものとする。

一 スクラップ（発生材）価格

イ 鉄くず

機器等：機器質量×鉄屑スクラップ価格（円/ t）

その他構造物（鉄筋コンクリート造等の機械基礎を除く）：

設計質量×80%×鉄屑スクラップ価格（円/ t）

ロ 銅くず

銅铸件単体類：機器質量×銅屑スクラップ価格（円/kg）

銅管、銅線類：設計質量×80%×銅屑スクラップ価格（円/kg）

なお、被覆銅線の処分に当たっては、ナゲット処理費（被覆物の処理に要する費用）を控除する。

二 中古品売却価格

中古品としての市場性があると認められる機器等の中古品売却価格は、原則としてその現在価格の50%を控除する。ただし、この規定により難しい場合は、専門メーカー等からの意見聴取等、その他適切な方法により当該機器等の売却価格を算定し、控除するものとする。

（廃材処分費）

第21 廃材処分費とは、機器等の撤去又は機械基礎の撤去等に伴い発生する廃材等の処分又は処理等に要する費用をいい、次の各号により算定するものとする。

一 廃材運搬費

廃材運搬費とは、撤去に伴い発生した廃材等の現在地から処分場までの輸送に要する費用をいい、廃材等の区分に応じた処分場までの運搬距離により算定する。

二 廃材処分費

廃材処分費とは、撤去に伴い発生した廃材等の処分又は処理等に要する費用をいい、廃材等の区分に応じた処分場の受入価格等により算定する。

2 廃材処分費の算定に当たっては、石綿含有建材が存する場合には、前項各号によるほか、別記8 石綿調査算定要領により算定を行うものとする。

（申請手数料・検査料等）

第22 機器等の復元又は再築に伴い必要となる各種法令上の許認可申請手数料及び検査料等は、必要に応じて個別に算定するものとする。

（リース機械）

第23 リース契約による機器等を復元又は再築するに当たっては、個々の契約内容（リース期間、リース料、物件の所有者、損害保険の内容、契約終了時の処置等）に応じて個別に算定するものとする。

別 表 1
機械設備標準耐用年数表

区分	年数
1 食料品製造業用設備	29
2 飲料、たばこ又は飼料製造業用設備	29
3 繊維工業用設備	
炭素繊維製造設備	
黒鉛化炉	9
その他の設備	20
その他の設備	20
4 木材又は木製品(家具を除く。)製造業用設備	23
5 家具又は装備品製造業用設備	32
6 パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備	35
7 印刷業又は印刷関連業用設備	
デジタル印刷システム設備	12
製本業用設備	20
新聞業用設備	
モノタイプ、写真又は通信設備	9
その他の設備	29
その他の設備	29
8 化学工業用設備	
臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素化合物製造設備	14
塩化りん製造設備	12
活性炭製造設備	14
ゼラチン又はにかわ製造設備	14
半導体用フォトリソグラフ製造設備	14
フラットパネル用カラーフィルター、偏光板又は偏光板用フィルム製造設備	14
その他の設備	23
9 石油製品又は石炭製品製造業用設備	20
10 プラスチック製品製造業用設備(他の区分に掲げるものを除く。)	23
11 ゴム製品製造業用設備	26
12 なめし革、なめし革製品又は毛皮製造業用設備	26
13 窯業又は土石製品製造業用設備	26
14 鉄鋼業用設備	
表面処理鋼材若しくは鉄粉製造業又は鉄スクラップ加工処理業用設備	14
純鉄、原鉄、ベースメタル、フェロアロイ、鉄素形材又は鋳鉄管製造業用設備	26
その他の設備	40
15 非鉄金属製造業用設備	
核燃料物質加工設備	32
その他の設備	20
16 金属製品製造業用設備	
金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製ネームプレート製造業用設備	17
その他の設備	29
17 はん用機械器具(はん用性を有するもので、他の器具及び備品並びに機械及び装置の組み込み、又は取り付けることによりその用に供されるものをいう。)製造業用設備(区分20及び区分22に掲げるものを除く。)	35
18 生産用機械器具(物の生産の用に供されるものをいう。)製造業用設備(次区分及び区分21に掲げるものを除く。)	
金属加工機械製造設備	26
その他の設備	35
19 業務用機械器具(業務用又はサービスの生産の用に供されるもの(これらのものであって物の生産の用に供されるものを含む。)をいう。)製造業用設備(区分17、区分21及び区分23に掲げるものを除く。)	20
20 電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備	
光ディスク(追記型又は書換え型のものに限る。)製造設備	17
プリント配線基板製造設備	17
フラットパネルディスプレイ、半導体集積回路又は半導体素子製造設備	14
その他の設備	23
21 電気機械器具製造業用設備	20
22 情報通信機械器具製造業用設備	23
23 輸送用機械器具製造業用設備	26
24 その他の製造業用設備	26
25 農業用設備	19
26 林業用設備	14
27 漁業用設備(次区分に掲げるものを除く。)	14

区分	年数
28 水産養殖業用設備	14
29 鉱業、採石業又は砂利採取業用設備	
石油又は天然ガス鉱業用設備	
坑井設備	8
掘さく設備	17
その他の設備	33
その他の設備	17
30 電気業用設備	
電気業用水力発電設備	58
その他の水力発電設備	53
汽力発電設備	40
内燃力又はガスタービン発電設備	40
送電又は電気業用変電若しくは配電設備	
需要者用計器	40
柱上変圧器	48
その他の設備	58
鉄道又は軌道業用変電設備	40
その他の設備	
主として金属製のもの	45
その他のもの	21
31 ガス業用設備	
製造用設備	26
供給用設備	
鋳鉄製導管	58
鋳鉄製導管以外の導管	34
需要者用計量器	34
その他の設備	40
その他の設備	
主として金属製のもの	45
その他のもの	21
32 熱供給業用設備	45
33 水道業用設備	48
34 通信業用設備	25
35 放送業用設備	17
36 鉄道業用設備	
自動改札装置	14
その他の設備	33
37 倉庫業用設備	33
38 飲食料品卸売業用設備	29
39 建築材料、鉱物又は金属材料等卸売業用設備	
石油又は液化石油ガス卸売用設備(貯蔵を除く。)	37
その他の設備	23
40 飲食料品小売業用設備	26
41 その他の小売業用設備	
ガソリン又は液化石油ガススタンド設備	23
その他の設備	
主として金属製のもの	49
その他のもの	23
42 宿泊業用設備	28
43 飲食店業用設備	22
44 洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	36
45 その他の生活関連サービス業用設備	17
46 娯楽業用設備	
遊園地用設備	19
ボウリング場用設備	36
その他の設備	
主として金属製のもの	47
その他のもの	22
47 教育業(学校教育業を除く。)又は学習支援業用設備	
教習用運転シミュレータ設備	14
その他の設備	
主として金属製のもの	47
その他のもの	22
48 自動車整備業用設備	41
49 その他のサービス業用設備	33
50 前掲及び後掲の機械設備以外のもの並びに前掲及び後掲の区分によらないもの	
機械式駐車設備	28
その他の設備	
主として金属製のもの	47
その他のもの	22
51 キュービクル式受変電設備	28

別表－２

○ 共通仮設費率；下表の直接工事費に対応した率とする。

共通仮設費率表（機械設備）

直接工事費 (百万円)	共通仮設費率 (%)	直接工事費 (百万円)	共通仮設費率 (%)
3 以下	12.88	50 をこえ 55 以下	6.67
3 をこえ 4 以下	12.36	55 をこえ 60 以下	6.51
4 をこえ 6 以下	11.22	60 をこえ 70 以下	6.42
6 をこえ 8 以下	10.25	70 をこえ 80 以下	6.21
8 をこえ 10 以下	9.58	80 をこえ 90 以下	6.02
10 をこえ 12 以下	9.27	90 をこえ 100 以下	5.87
12 をこえ 14 以下	8.89	100 をこえ 120 以下	5.68
14 をこえ 16 以下	8.64	120 をこえ 140 以下	5.51
16 をこえ 18 以下	8.39	140 をこえ 160 以下	5.38
18 をこえ 20 以下	8.21	160 をこえ 180 以下	5.22
20 をこえ 22 以下	8.00	180 をこえ 200 以下	5.10
22 をこえ 24 以下	7.88	200 をこえ 300 以下	4.90
24 をこえ 26 以下	7.76	300 をこえ 400 以下	4.54
26 をこえ 28 以下	7.61	400 をこえ 500 以下	4.27
28 をこえ 30 以下	7.50	500 をこえるもの	4.13
30 をこえ 35 以下	7.39		
35 をこえ 40 以下	7.12		
40 をこえ 45 以下	6.95		
45 をこえ 50 以下	6.81		

注) ① 本表の率によって算出した額が、それぞれの欄の前欄において算出した額の最高額に達しないときは、その最高額まで増額することができる。

② 本表の率を適用する直接工事費は、原則として、一発注（据付費＋撤去費＋基礎費等）を単位として算定した額とする。

③ 本表の共通仮設費率に含まれる費目とその内容は、以下のとおり。

運 搬 費	現場内における敷地内倉庫又は仮置場から据付現場までの運搬に要する費用 a. 機器及び材料の運搬 b. 仮設材料の運搬
準 備 費	工事着手前の基準点測量等や工事着手時の準備費用 完成時の清掃及び跡片付け費用
安 全 費	工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 不稼働日の保安要員等の費用 安全用品等の費用 安全委員会等に要する費用 標示板、標識、保安灯、防護柵、バリケード、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料

別表－ 3

- 現場管理費率；純工事費（直接工事費＋共通仮設費）に対応した率とする。
 ○ 一般管理費等率；工事原価（純工事費＋据付間接費＋現場管理費）に対応した率とする。

諸経费率表（機械設備）

純 工 事 費 (百万円)	現場管理費率 (%)	工 事 原 価 (百万円)	一般管理費等率 (%)
3 以下	30.01		
3 をこえ 4 以下	29.79	5 以下	16.03
4 をこえ 6 以下	29.29	5 をこえ 6 以下	15.96
6 をこえ 8 以下	28.83	6 をこえ 8 以下	15.80
8 をこえ 10 以下	28.49	8 をこえ 10 以下	15.63
10 をこえ 12 以下	28.22	10 をこえ 12 以下	15.50
12 をこえ 14 以下	27.99	12 をこえ 14 以下	15.39
14 をこえ 16 以下	27.80	14 をこえ 16 以下	15.29
16 をこえ 18 以下	27.64	16 をこえ 18 以下	15.21
18 をこえ 20 以下	27.49	18 をこえ 20 以下	15.13
20 をこえ 22 以下	27.36	20 をこえ 22 以下	15.07
22 をこえ 24 以下	27.25	22 をこえ 24 以下	15.01
24 をこえ 26 以下	27.14	24 をこえ 26 以下	14.95
26 をこえ 28 以下	27.04	26 をこえ 28 以下	14.90
28 をこえ 30 以下	26.95	28 をこえ 30 以下	14.85
30 をこえ 35 以下	26.80	30 をこえ 35 以下	14.77
35 をこえ 40 以下	26.62	35 をこえ 40 以下	14.68
40 をこえ 45 以下	26.46	40 をこえ 45 以下	14.59
45 をこえ 50 以下	26.32	45 をこえ 50 以下	14.52
50 をこえ 55 以下	26.20	50 をこえ 55 以下	14.45
55 をこえ 60 以下	26.08	55 をこえ 60 以下	14.39
60 をこえ 70 以下	25.93	60 をこえ 70 以下	14.31
70 をこえ 80 以下	25.76	70 をこえ 80 以下	14.21
80 をこえ 90 以下	25.61	80 をこえ 90 以下	14.13
90 をこえ 100 以下	25.47	90 をこえ 100 以下	14.06
100 をこえ 120 以下	25.29	100 をこえ 120 以下	13.96
120 をこえ 140 以下	25.09	120 をこえ 140 以下	13.84
140 をこえ 160 以下	24.92	140 をこえ 160 以下	13.75
160 をこえ 180 以下	24.78	160 をこえ 180 以下	13.67
180 をこえ 200 以下	24.65	180 をこえ 200 以下	13.59
200 をこえ 300 以下	24.47	200 をこえ 300 以下	13.49
300 をこえ 400 以下	23.94	300 をこえ 400 以下	13.18
400 をこえ 500 以下	23.66	400 をこえ 500 以下	13.01
500 をこえるもの	23.54	500 をこえるもの	12.94
$Y = 60.95X^{-0.0475}$ Y：現場管理費率(%) X：純工事費(円)		$Y = -1.5434 \text{Log} X + 26.368$ Y：一般管理費等率(%) X：工事原価(円)	

注) ① 本表の率によって算出した額が、それぞれの欄の前欄において算出した額の最高額に達しないときは、その最高額まで増額することができる。

② 本表の率を適用する純工事費又は工事原価は、原則として、一発注（据付費＋撤去費＋基礎費等）を単位として算定した額とする。

工作物調査算定要領

第 1 章 総 則

(趣旨)

第 1 条 この要領は、仕様書第 7 0 条、第 7 2 条、第 7 9 条、第 8 1 条、第 8 9 条及び第 9 1 条に規定する生産設備及び庭園に関する調査算定要領である。

(適用範囲)

第 2 条 この要領は、原則として、仕様書第 9 条第 3 号の「表 3 工作物区分」に掲げる生産設備及び庭園（以下この要領において「工作物」という。）の調査算定に適用するものとする。

なお、この要領によりがたい場合は、調査職員の指示により、非木造建物調査積算要領又は機械設備調査算定要領を準用するものとする。

第 2 章 調査及び調査表等の作成

(調査)

第 3 条 工作物の調査は、現地における調査を基本とし、必要に応じて聴き取り調査、資料調査に基づき、次の各号について行うものとする。

- 一 当該権利者が所有し、又は使用する一画の敷地における建物及び工作物の配置状況
- 二 工作物の種類、構造、形状、寸法、数量、所有者等及び設置（又は新設）年月
- 三 その他補償額算定に必要と認められる事項
- 四 当該権利者が所有し、又は使用する一画の敷地の状況及び工作物の現況が把握できる写真の撮影
- 五 第 2 号及び第 3 号の調査の内、次表の種類の工作物の調査は、原則として、次表に定める事項について行うものとする。

種 類	単位	調 査 事 項	摘 要
庭 園	m ²	面積	庭木、庭石等が築山あるいは泉水等とともに巧みに配置された本格的庭園のみを調査対象とする。 写真撮影を要する。
庭 石	重量 (t) 及び 個数	1 個あたりの重量、数量、単価表の重量区分毎の総重量	
春日灯籠、織部型・ 蘭溪燈・山灯籠	基	高さ、数量	写真撮影を要する。

雪 見 灯 籠	基	笠径、数量	写真撮影を要する。
ブロック積花壇、化粧 ブロック積花壇、レン ガ積花壇	m	数量（外縁の延長）	
ブロック縁石、玉石 縁石、擬石ブロック 縁石	〃	延長	
池	m ²	構造、面積	写真撮影を要する。
サ イ ロ	基	規格寸法、数量	
溜 壺 （ 肥 料 壺 ）	〃	規格寸法、数量	
ビ ニ ール ハ ウ ス	m ²	構造（木骨式、半鉄骨式、パイプハ ウス、A P型ハウス）、面積、経過年 数、木骨式の場合はこれに加えて単 棟・連棟の区分と角柱丸太柱の区分	加温施設、散水施設等がある 場合は、その構造・規格及び 数量を併せて調査すること。 写真撮影を要する。

- 2 前項第2号の設置（又は新設）年月の調査は、固定資産台帳、請負契約書等、施工業者又は所有者からの聴き取り、専門家の意見等の方法により、必要な調査を行うものとする。
- 3 第1項の調査に当たっては、石綿含有建材の使用の有無について、別記8石綿調査算定要領により調査を行うものとする。

（調査表）

第4条 工作物の調査表は、前条における調査結果に基づき、工作物調査表（様式集様式第46号）に、次に掲げる項目につき、それぞれ当該各号に定める事項を記載することにより作成するものとする。

- 一 所 在 地 工作物の所在地
- 二 調 査 年 月 日 調査を実施した年月日
- 三 調 査 者 調査を実施した担当者の氏名
- 四 所 有 者 氏 名 工作物の所有者の氏名又は名称
- 五 所 有 者 住 所 工作物の所有者の住所又は主たる事務所の所在地
- 六 土 地 所 有 者 土地所有者の氏名又は名称
- 七 土地所有者住所 土地所有者の住所又は主たる事務所の所在地
- 八 建 物 所 有 者 建物所有者の氏名又は名称
- 九 建物所有者住所 建物所有者の住所又は主たる事務所の所在地
- 十 種 類 工作物の種類又は名称
- 十一 形 状 寸 法 工作物の構造、外形寸法（幅×奥行×高さ）等
- 十二 数 量 工作物の数量
- 十三 起業地・残地の別
- 十四 備 考 工作物の設置（又は新設）年月、復元の可否及びその他参考事項

(図面)

第5条 作成する図面の種類は、次のとおりとする。

- 一 工作物配置図
- 二 工作物の詳細図
- 三 写真撮影の方向図

2 工作物の図面は、原則として、次により作成するものとする。

- 一 図面は、工作物の所有者ごとに作成する。
- 二 図面の大きさは、原則として、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第11条により制定された日本産業規格（以下「JIS」という。）A列3判横とする。
- 三 図面は、原則として、上方が北の方位となるように配置する。
- 四 図面に表示する記号は、原則として、JISの図記号による。
- 五 図面等に表示する数値及び面積計算は、仕様書第38条による。
- 六 配置図は、工作物の種類又は名称ごとに番号を表示する。
- 七 詳細図は、必要に応じて作成し、構造、外形寸法（幅×奥行き×高さ）等を記載する。
- 八 写真撮影方向図は、工作物配置図等を基に、撮影の位置、方向及び写真番号を記入する。
- 九 その他算定に必要となる図面は、適宜作成する。

3 次の各号に掲げる各図面の縮尺は、原則として、当該各号に定める縮尺によるものとし、各図面に該当縮尺を記入する。ただし、これにより難しい場合は、この限りでない。

- 一 工作物配置図：100分の1又は200分の1
- 二 工作物の詳細図：50分の1又は100分の1
- 三 写真撮影方向図：100分の1又は200分の1

第3章 算 定

(算定)

第6条 受注者は、次の各号による外、機械設備要領又は附帯工作物要領に準じて算定を行い、工作物移転料算定表（様式集様式第47号）を作成するものとする。

なお、庭石、ビニールハウス、その他の工作物で、機械設備調査算定要領又は附帯工作物調査算定要領に準じた算定が困難な工作物については、調査職員の指示により算定するものとする。

- 一 工作物移転料算定表は、工作物調査の成果に基づき、関係人ごとに取得し、又は使用しようとする土地（取得等用地）とそれ以外の土地（残地等）の別に標準書記載の順序に従って整理記入すること。この場合において、種類及び規格が同一のため同じ単価の工作物については、まとめて記入すること。
- 二 移転義務の有無については、工作物調査表に基づき、移転することを前提として補償されるものについては有とし、それ以外のものについては無とすること。
- 三 種類及び規格は、工作物調査表に基づき、適用される標準書記載の種類及び規格を記入すること。この場合において、調査した工作物名と標準書の工作物名が異なるときは、摘要欄に調査した工作物名を記入すること。
- 四 標準書が適用できない庭園の移転料の算定にあたっては、庭園内の庭石、灯ろう、築山等及び立竹木の移転に要する補償額を「庭園」として一括して算定するものとする。

附帯工作物調査算定要領

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この要領は、仕様書第 7 1 条、第 8 0 条及び第 9 0 条に規定する附帯工作物に関する調査算定要領である。

(適用範囲)

第 2 条 この要領は、原則として、仕様書第 9 条第 3 号の「表 3 工作物区分」に掲げる「附帯工作物」の調査算定に適用するものとする。

(用語の定義)

第 3 条 この要領において「復元」とは、既存の附帯工作物を構成する各部材を再利用することを基本として解体及び撤去し、残地又は残地以外の土地に運搬し、移設することという。

2 この要領において「再築」とは、原則として従前と同種同等の附帯工作物を、残地又は残地以外の土地に新設することという。

3 この要領において「復元費」とは、附帯工作物の復元に要する費用をいう。

4 この要領において「再築費」とは、附帯工作物の再築に要する費用をいう。

第 2 章 調査及び調査表等の作成

(調 査)

第 4 条 附帯工作物の調査は、現地における調査を基本とし、必要に応じて聴き取り調査、資料調査に基づき、次の各号について行うものとする。

一 当該権利者が所有し、又は使用する一画の敷地における建物及び附帯工作物の配置状況

二 附帯工作物の種類、構造、形状、寸法、数量、所有者等及び設置（又は新設）年月

三 その他補償額算定に必要と認められる事項

四 当該権利者が所有し、又は使用する一画の敷地の状況及び附帯工作物の現況が把握できる写真の撮影

2 前項第 2 号及び第 3 号の調査の内、次表の種類の附帯工作物の調査は、原則として、次表に定める事項について行うものとする。

種 類	単位	調 査 事 項	摘 要
門・門扉	組	構造、規格寸法、数量	
塀	m	構造（種類、基礎の仕様等）、規格寸法、延長	
木造下屋、木造車庫	m ²	構造、基礎の仕様、面積	
木造物置	〃	構造、面積	
組立物置	箇所	1カ所あたりの面積、数量	
鉄骨下屋	m ²	面積	
アルミ製カーポート	箇所	数量	
鉄骨倉庫式ガレージ	〃	数量	
物干柱	組	数量	
藤棚	m ²	面積	
掘井戸 （手堀・機械堀）	箇所	手堀・機械堀の区分、深さ、数量	様式集様式第29号を作成のこと。
突井戸 （打込井戸）	〃	深さ、数量	様式集様式第29号を作成のこと。
井戸用ポンプ	基	揚程、数量	
看板	箇所	種類、規格寸法、数量	基礎杭がある場合は様式集様式第29号を作成のこと。
洗い場	箇所	種類、規格寸法、数量	
屋外引込線変更工事 （構内移転）	式	引込線の種類	電灯線、動力線とも引込柱を変更しない場合に適用する。
防風林	m	高さ、延長	一団の土地を分割して取得する場合に残地において防風林が必要となるときに適用する。
電話設備	式	電話番号、差込口数	建物算定要領の調査を実施した場合は、附帯工作物配置図の作成を要しない。

3 附帯工作物の設置（又は新設）年月の調査については、固定資産台帳、請負契約書等、施工業者又は所有者からの聴き取り、専門家の意見等の方法により、必要な調査を行うものとする。

4 第1項の調査に当たっては、石綿含有建材の使用の有無について、別記8石綿調査算

定要領により調査を行うものとする。

(調査表)

第5条 附帯工作物の調査表は、前条の調査結果に基づき、様式集様式第48号の附帯工作物調査表に、次に掲げる項目につき、それぞれ当該各号に定める事項を記載することにより作成するものとする。

一	所在地	附帯工作物の所在地
二	調査年月日	調査を実施した年月日
三	調査者	調査を実施した担当者の氏名
四	整理番号	所有者ごとの番号
五	所有者氏名	附帯工作物の所有者の氏名又は名称
六	所有者住所	附帯工作物の所有者の住所又は主たる事務所の所在地
七	土地所有者	土地所有者の氏名又は名称
八	土地所有者住所	土地所有者の住所又は主たる事務所の所在地
九	建物所有者	建物所有者の氏名又は名称
十	建物所有者住所	建物所有者の住所又は主たる事務所の所在地
十一	種類	附帯工作物の種類又は名称
十二	構造、形状、寸法	附帯工作物の構造、外形寸法（幅×奥行×高さ）等
十三	数量	附帯工作物の数量
十四	起業地・残地の別	
十五	設置年月	附帯工作物の設置（又は新設）年月
十六	備考	復元の可否及びその他参考事項（必要に応じ附帯工作物の所在する土地所有者の氏名又は名称等）

(図面)

第6条 作成する図面の種類は、次のとおりとする。

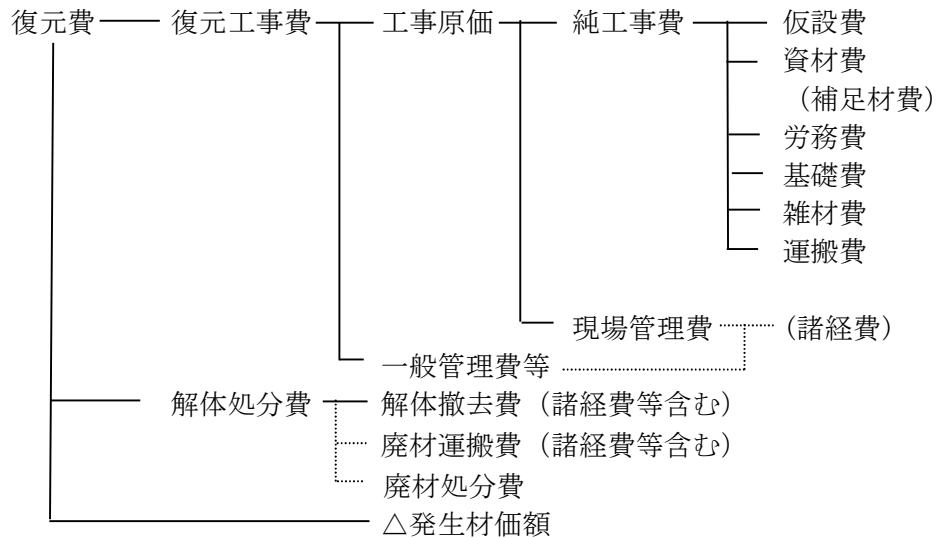
- 一 附帯工作物配置図
 - 二 附帯工作物の詳細図
 - 三 写真撮影方向図
- 2 附帯工作物の図面は、原則として、次により作成するものとする。
- 一 図面は、附帯工作物の所有者ごとに作成する。
 - 二 図面の大きさは、原則として、日本産業規格A列3番横とする。
 - 三 図面は、原則として、上方が北の方位となるように配置する。
 - 四 図面に表示する記号は、原則として、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第11条により制定された日本産業規格（JIS）の図記号による。
 - 五 長さ、高さ等の計測単位や面積等の計測及び図面等に表示する数値等については、仕様書第37条及び仕様書第38条による。
 - 六 配置図の作成については仕様書第75条による。
 - 七 詳細図は、必要に応じて作成し、構造、外形寸法（幅×奥行き×高さ）等を記載する。
 - 八 写真撮影方向図は、附帯工作物配置図等を基に、撮影の位置、方向及び写真番号を記入する。
 - 九 その他算定に必要となる図面は、適宜作成する。
- 3 次の各号に掲げる各図面の縮尺は、原則として、当該各号に定める縮尺によるものとし、各図面に該当縮尺を記入する。ただし、これにより難しい場合は、この限りでない。
- 一 附帯工作物配置図 100分の1又は200分の1
 - 二 各附帯工作物の詳細図 50分の1又は100分の1
 - 三 写真撮影方向図 100分の1又は200分の1

第3章 算 定

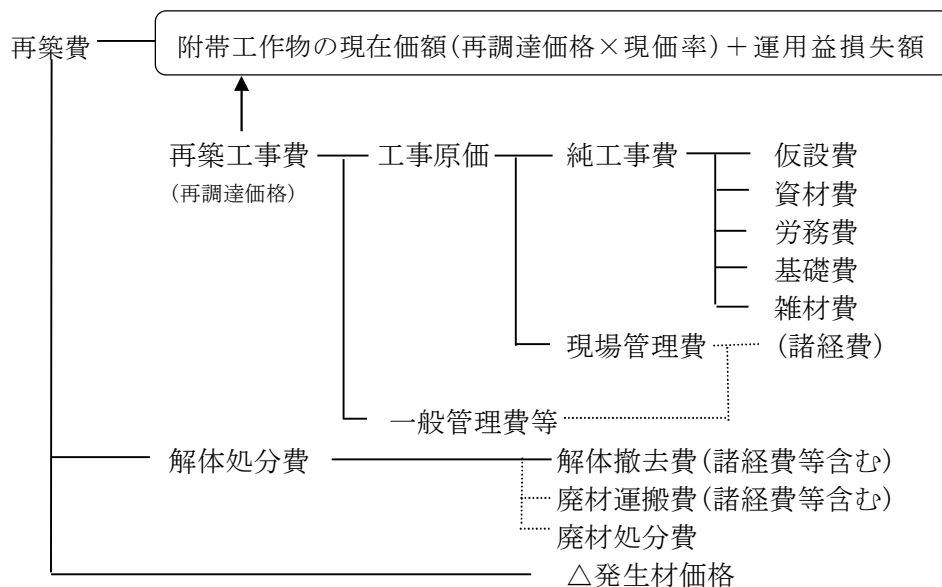
(補償額の構成)

第7条 附帯工作物の復元費及び再築費の構成は、次のとおりとする。

<復元費の構成>



<再築費の構成>



(補償額の算定)

第8条 附帯工作物の復元費及び再築費は次の各号に掲げる式により附帯工作物補償額比較表(様式集様式第50号)及び附帯工作物補償額算定表(様式集様式第49号)を用いて算定した額とする。

- 一 復元費＝復元工事費＋解体処分費－発生材価額
- 二 再築費＝附帯工作物の現在価額(再調達価格×現価率)＋運用益損失額＋解体処分費－発生材価額

2 附帯工作物の現在価額(再調達価格に現価率を乗じて算定する。)と運用益損失額との合計額は、再調達価格に次式による再築補償率(小数点以下第四位を四捨五入した数値とする。)を乗じて算定するものとする。

$$\text{再築補償率} = \left(1 - 0.8 \frac{n}{N}\right) + \left(0.8 \frac{n}{N}\right) \left\{1 - \frac{1}{(1+r)^{N-n}}\right\}$$

n：附帯工作物の経過年数

N：附帯工作物の標準耐用年数(又は実態的耐用年数)

r：年利率

一 附帯工作物の経過年数は、既存の附帯工作物の設置(又は新設)から補償額算定の時期までの年数とする。

二 附帯工作物の標準耐用年数は、別表に定める附帯工作物標準耐用年数表を適用して求める。

なお、標準的耐用年数によることが適当でないと認められる場合は、専門家等からの意見を聴取するなど、その他適切な方法により、その附帯工作物のもつ実態的耐用年数を定めることができるものとする。

3 復元費の純工事費は、次に掲げる費用の合計額とし、各費用の計上方法は当該各号に定めるところによる。

- 一 仮設費 やりかた、墨出し、仮設足場等に要する費用を必要に応じ計上する。
- 二 資材費 補足を必要とする主要資材・副資材の費用を計上する。
- 三 労務費 復元工事に要する費用を計上する。
- 四 基礎費 基礎工事に要する費用を必要に応じ計上する。
- 五 雑材費 機械、工具類の損料及び消耗材料費を計上する。
- 六 運搬費 再使用材の運搬に要する費用を計上する。

4 再築費の純工事費は、次に掲げる費用の合計額とし、各費用の計上方法は当該各号に定めるところによる。

- 一 仮設費 やりかた、墨出し、仮設足場等に要する費用を必要に応じ計上する。
- 二 資材費 主要資材、副資材の費用を計上する。
- 三 労務費 再築工事に要する費用を計上する。
- 四 基礎費 基礎工事に要する費用を必要に応じ計上する。
- 五 雑材費 機械、工具類の損料及び消耗材料費を計上する。

5 解体処分費は、次に掲げる費用の合計額とし、各費用の計上方法は当該各号に定めるところによる。

- 一 解体撤去費 解体撤去到に要する費用を計上する。
- 二 廃材運搬費 附帯工作物の所在地から廃棄物処分場までの廃材の運搬費を計上する。
- 三 廃材処分費 解体撤去で発生した廃材の処分費用を計上する。

- 6 前項各号に掲げる費用の算定に当たっては、石綿含有建材が存する場合には、当該各号によるほか、別記8石綿調査算定要領により算定を行うものとする。
- 7 諸経費は、純工事費及び解体処分費（廃材処分費を除く。）の各々に、別記6別添5「諸経费率表」による諸経费率を乗じて計上するものとする。
- 8 発生材価額は、解体撤去により発生する市場価値のある発生材について、種別、等級等に区分し、必要に応じ計上するものとする。
- 9 様式集様式第49号及び様式集様式第50号は、附帯工作物調査の成果に基づき、関係人ごとに取得し、又は使用しようとする土地（取得等用地）とそれ以外の土地（残地等）の別に物件移転等標準書記載の順序に従って整理記入すること。この場合において、種類及び規格が同一のため同じ単価の附帯工作物については、まとめて記入するものとする。
- 10 様式集様式第49号の移転義務の有無については、附帯工作物調査表に基づき、移転することを前提として補償されるものについては有とし、それ以外のものについては無とするものとする。
- 11 様式集様式第49号及び様式集様式第50号の種類、名称、構造、形状及び寸法は、附帯工作物調査表に基づき、適用される物件移転等標準書記載の種類及び規格を記入すること。この場合において、調査した附帯工作物名と物件移転等標準書の附帯工作物名が異なるときは、備考欄に調査した附帯工作物名を記入するものとする。
- 12 経済的な合理性により再築費と復元費の別を認定することが妥当と認められる場合は、様式集様式第50号を作成し、様式集様式第49号に添付する。
- 13 法令の規定に基づき改善を必要とする時期以前に既設の附帯工作物の改善を行うこととなった場合の法令改善費相当額の運用益損失額については、調査職員の指示により積算すること。

別表 附帯工作物標準耐用年数表

区 分		判断基準	標準耐用年数
1	木製類	主たる構造が木製のもの	31
2	コンクリート ブロック類	コンクリート2次製品を主要資材として施工されたもの 主たる構造がコンクリート造のもの	36
3	鉄筋コンクリート類	主たる構造が鉄筋コンクリート造のもの	46
4	石材類	石材を主要資材として施工されたもの 構造が石材のもの	38
5	れんが類	れんがを主要資材として施工されたもの	40
6	鋼製類・アルミ類	主たる構造が金属製（鋼製、鋳鉄類、アルミ製など）のもの	30
7	電気設備等	電気、給排水、衛生、ガス設備関係	32
8	舗 装	アスファルト、コンクリート等土間叩きのもの	34
9	井 戸	打込井戸	29
		堀井戸	72

石綿調査算定要領

（適用範囲）

第 1 条 この要領は、高知県の公共事業の施行に伴う損失補償基準細則（平成 12 年 3 月 6 日付け第 979 号土木部長通知）第 15 の建物等の移転料の算定に係る取りこわし工事費、切取工事費、解体工事費及び曳家工事費のうち、石綿含有建材に係るものの調査積算に適用するものとする。

（用語の定義）

第 2 条 要領において「対象石綿」とは、「建築物解体工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）に定める「石綿含有吹付け材」、「石綿含有保温材等」、「石綿含有成形板」及び「石綿含有仕上塗材」をいう。

- 2 この要領において「不可視部分」とは、石綿調査の対象となる建物等に対して剥離又は破壊をしなければ調査ができない部分をいう。
- 3 この要領において「既存図」とは、石綿調査の対象となる建物等の建築確認申請書の設計図、建築請負契約書の添付設計図、建物等完成時の竣工図、その他法令の定めによって作成された図面のほか、修繕等の建築記録をいう。
- 4 この要領において「分析調査」とは、対象石綿の有無を確認するため、石綿調査の対象となる建物等から試料を採取し、採取した試料（以下「検体」という。）を分析し、必要に応じた採取箇所の補修を行うまでの一連の作業をいう。

（石綿調査）

第 3 条 石綿調査は、現地における調査を基本とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により、調査を行うものとする。ただし、石綿の製造・使用等が禁止された平成 18 年 9 月以降に着工した建物等を除く。

一 石綿含有吹付け材及び石綿含有保温材等

イ 建物等の調査により、建物等の建築等時期及び修繕の実施状況等を確認の上、目視、既存図の確認、施工業者等への対象石綿の使用の有無の聞き取り等の調査を行い、施工箇所及び使用されている材ごとに調査するものとする。

ロ イによる調査の結果、施工箇所及び使用されている材ごとに「石綿使用なし」又は「石綿使用の可能性あり、または不明」の判定を行うものとする。「石綿使用の可能性あり、または不明」と判定した場合は、建物等の所有者の協力を得て分析調査を実施し、対象石綿の有無を特定するものとする。

二 石綿含有成形板及び石綿含有仕上塗材（石綿含有吹付け材としての取り扱いが必要なものは第一号による。）

イ 建物等の調査により、建物等の建築等時期及び修繕の実施状況等を確認の上、目視、既存図の確認、施工業者等へ対象石綿の使用有無の聞き取り等の調査を行い、

施工箇所及び使用されている材ごとに調査するものとする。

ロ イによる調査の結果、石綿の使用が明らかにならなかった場合において、建物等の建築等時期により石綿を使用している可能性が高いと判断される場合は、対象石綿が使用されているとみなすこと（以下「みなし含有」という。）ができるものとする。

ハ イ及びロの調査の結果、施工箇所及び使用されている材ごとに「石綿使用なし」又は「石綿使用あり」（みなし含有とした場合を含む。）の判定を行うものとする。

ニ みなし含有とする場合は、建築物石綿含有建材調査者及びアスベスト診断士等の専門家の意見を参考とし、調査可能な範囲をもって対象石綿の種類及び施工範囲を決定するものとする。なお、みなし含有によることが困難な場合には、建物等の所有者の協力を得て分析調査を実施し、対象石綿の有無を特定するものとする。

2 前項の調査の結果、対象石綿の使用が確認された場合（みなし含有とした場合を含む。）には、対象石綿の施工状況が把握できる写真を撮影するものとする。

（調査表）

第4条 対象石綿の調査表は、前条の調査結果に基づき、様式集様式第51号の石綿調査表より作成し、次の各号に掲げる項目につき、それぞれ当該各号に定める事項を記載するものとする。

- 一 調査年月日 調査を実施した年月日
- 二 調査者 調査を実施した担当者の氏名
- 三 建物等の所在地 調査した建物等の所在地
- 四 建物等の所有者住所 建物等の所有者の住所又は主たる事務所の所在地
- 五 建物等の所有者氏名 建物等の所有者の氏名又は名称
- 六 建物等の番号 所有者ごとに整理した番号
- 七 建物の構造・用途・面積 建物の構造、用途及び面積
- 八 建物等の建築等時期の調査 建物等の建築等時期
- 九 調査方法及び石綿含有建材の名称 調査方法、使用を確認した石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等の名称、調査した石綿含有成形板（仕上げ材等）、石綿含有仕上塗材の名称、分析調査の有無及び判断理由
- 十 分析調査 分析調査結果（専門機関の報告書を含む。）
- 十一 最終判定 対象石綿の使用の有無及び判定理由
- 十二 備考 判定根拠に関する事項及びその他参考事項

（図面）

第5条 作成する図面の種類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 石綿施工状況図
- 二 写真撮影方向図

2 石綿施工状況図は、建物移転料算定要領、木造建物調査積算要領〔軸組工法〕、木造建物調査積算要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕、非木造建物調査積算要領、機械設備要領、工作物要領及び附帯工作物要領に定める図面を利用し、対象石

綿の使用されている位置、範囲、厚さ等を明示するとともに、その確認方法についても記載するものとする。

- 3 写真撮影方向図は、前項に定める図面のうち対象石綿の位置が確認できるものを基に、撮影の位置、方向及び写真番号を記入するものとする。

(分析調査)

第6条 分析調査は、専門機関に依頼することを原則とし、分析調査費用については、専門機関からの見積を徴収することとする。

- 2 試料の採取は、建物等の所有者に対し、調査の目的、試料の採取方法及び試料採取後の補修の方法について必要となる事項を説明の上、当該調査の実施について建物等の所有者の承諾を得て実施するものとする。承諾が得られたときは、承諾の条件を明示した様式集様式第52号の調査承諾確認書を作成し、所有者の署名押印を求めるものとする。
- 3 試料の採取及び検体分析の方法は、JIS A 1481（建材製品中のアスベスト含有率測定方法）とする。
- 4 検体の分析は、定性分析を行い、石綿の含有を確認することとする。
- 5 検体の分析結果は、石綿調査表に記載し、検体の分析を行った専門機関の報告書を添付するものとする。

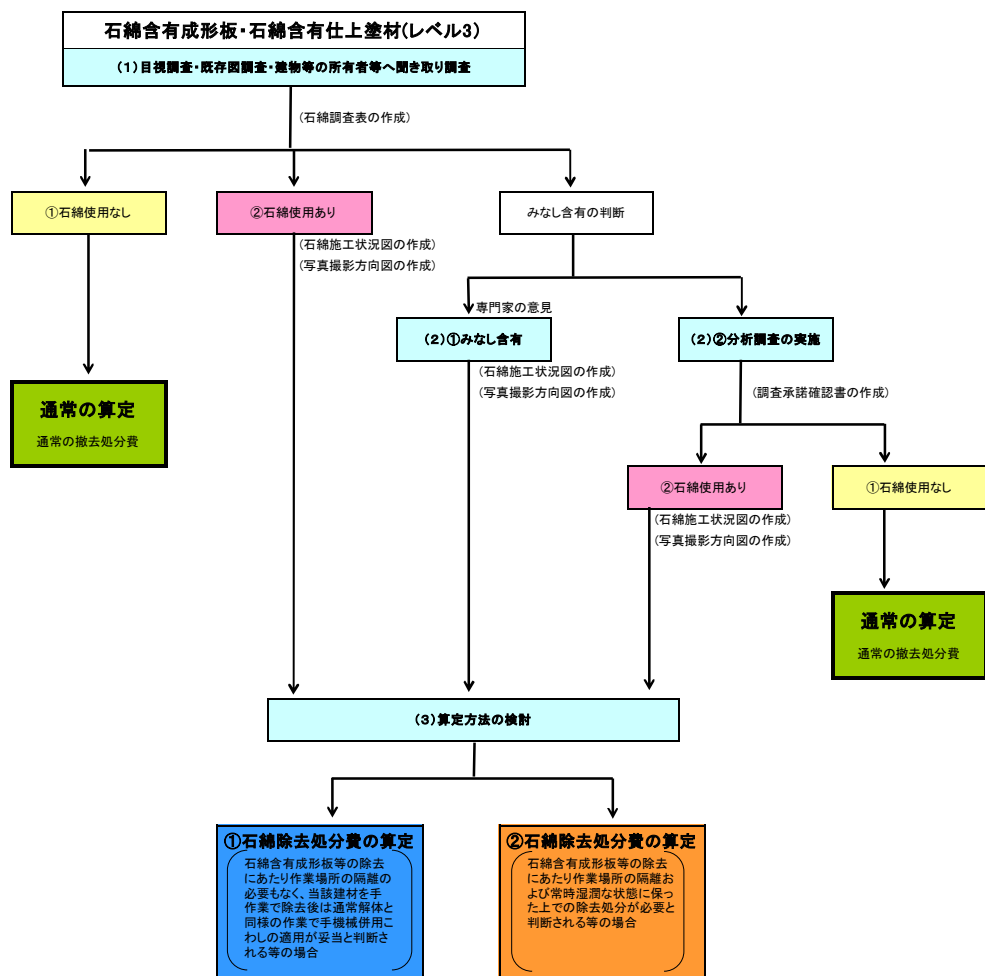
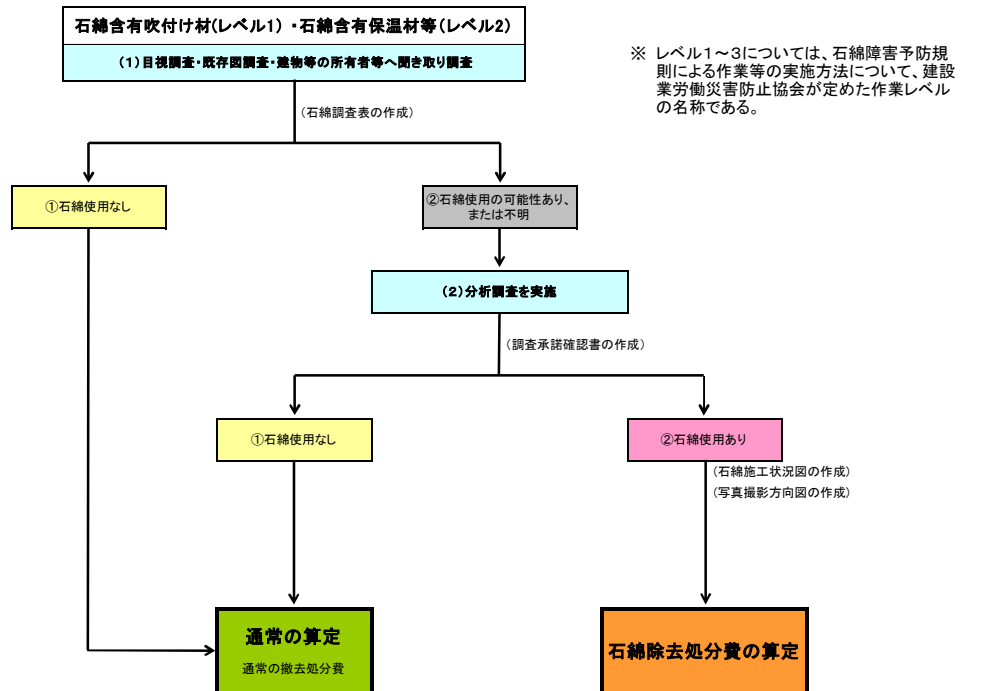
(補償額の算定)

第7条 対象石綿の除去処分費用は、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）その他関係法令等に定める方法等に基づく除去処分に要する諸費用について適正に算定するものとする。

- 2 石綿含有吹付け材及び石綿含有保温材等の除去処分に要する費用は、第5条に定める図面を提示し、第5項に定める記載事項及び記載方法を明確にした上で原則として2社以上の専門業者から石綿障害予防規則（平成17年2月24日厚生労働省令第21号）等の関係法令に準拠した除去処分に要する費用の見積を徴することとし、見積価額等の妥当性を検証した上で最も低額な見積価額を採用することを原則とする。
- 3 石綿含有吹付け材又は石綿含有保温材等を使用した建物等の撤去処分に要する補償額の算定に当たっては、石綿含有吹付け材及び石綿含有保温材等が使用されていない場合の撤去処分に要する費用に前項による除去処分に要する費用を加えた額を原則とする。
- 4 石綿含有成形板及び石綿含有仕上塗材の除去処分に要する費用については、施工の箇所及び状況に応じた適切な除去方法を選択し、除去処分に要する費用の必要性が認められるものについて、当該費用を算定することとする。なお、当該費用を見積により徴する場合は第2項に準じるものとする。
- 5 第2項による見積は、原則として次の各号に掲げる額について記載を得ることとし、前項による見積は、次の各号のうち必要と認める額について記載を得ることとする。なお、建物等が複数ある場合は、各棟ごとに記載又は、各棟ごとに分別が可能な記載とする。

- 一 作業場の隔離、養生等の費用
- 二 保護衣・呼吸用保護具等の費用
- 三 湿潤化の費用
- 四 石綿の除去費用
- 五 石綿廃材の運搬費用
- 六 石綿廃材の処分費用
- 七 諸経費等

(参考資料) レベル別石綿調査算定フロー



立竹木調査算定要領

第 1 章 総則

□

(適用範囲)

第 1 条 この要領は、高知県の公共事業の施行に伴う損失補償基準細則（平成 12 年 3 月 6 日付け第 979 号土木部長通知。以下「細則」という。）第 5 及び第 22 から第 25－2 に規定する立竹木の補償に係る調査算定に適用するものとする。

(立竹木の区分)

第 2 条 調査算定にあたり、立竹木は表 1 のとおり区分するものとする。

表 1

区 分	判 断 基 準
庭 木 等	まつ、かや、まき、つばき等の立木で、観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。 A 観賞樹 観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹及び広葉樹）、株物、玉物、生垣、特殊樹（観賞用竹を含む）をいう。 ① 高 木 モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分が概ね明らかで、樹高が大きくなるものをいう。 ② 株 物 アジサイ、ナンテンなどのように、通常幹又は枝が根元から分枝したもので、樹高が大きくなるものを用いる。 ③ 玉 物 マメツゲ、ツツジなどのように枝葉が地上近くまで繁茂し、全体として球状を呈し、樹高が大きくなるものを用いる。 ④ 生 垣 宅地等の境界付近において直線的に密植したもので、囲障に相当するものをいう。 ⑤ 特 殊 樹 ①～④に該当するものを除く。 B 利用樹 防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷回りに生育するものをいう。

	C 風致木 名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保たせるために植栽されている立木をいう。 D 地被類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、木本系及び草本系をいう。 ① 木 本 系 ササ類など地上部が木質に近く株状に生育するものをいい、自然発生のものを除く。 ② 草 本 系 リュウノヒゲなど地上部が草状の葉や茎となり、株状に生育するもの及びシバザクラなど草状の低い地上部が地面を這うように面状に生育するものをいい、自然発生のものを除く。 E 芝類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、日本芝及び西洋芝をいう。 ① 日 本 芝 高麗芝、野芝のように冬季は枯れて冬眠に入るが、根は越冬し、暑さに強い芝類をいい、自然発生のものは除く。 ② 西 洋 芝 ケンタッキーブルーグラスのように冬季でも緑を保つが暑さに弱い芝類をいい、自然発生のものを除く。 F ツル性類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、自ら直立することなく地上を這い、あるいは他の物への巻き付きや吸着根により壁面、支柱、柵の登坂又は下垂する茎を持つもの（木質化するものを除く。）をいい、自然発生のものを除く。 G その他 観賞等を目的として植え付けられた、上記の区分に属するもの以外の多年生植物をいい、自然発生のものを除く。
用 材 林	ひのき、すぎ等の立木で用材とすることを目的としているもの又は用材の効用を有していると認められるものをいう。
薪 炭 林	なら、くぬぎ等の立木で薪、炭等とすることを目的としているもの又はこれらの効用を有していると認められるものをいう。
収 穫 樹	A 果樹 りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいい、栽培方法の差異による区分は次のとおり。 ① 園 栽 培 一団の区画内（果樹園等）において、集約的かつ計画的に肥培管理を行って栽培しているものをいう。 ② 散 在 樹 園栽培以外の収穫樹、例えば宅地内或いは田・畑の畦畔、原野及び林地等に散在するものをいう。

	B 特用樹 茶、桑、こうぞ等のように、枝葉、樹皮の利用を目的とする樹木をいい園栽培と散在樹の区分は、果樹の例による。
竹 林	孟宗竹、真竹等で竹材又は筍の収穫を目的としている竹林をいう。
苗木(植木畑)	営業用樹木で育苗管理している植木畑の苗木をいう。
その他の立木	上記の区分に属する立木以外の立木をいう。

第2章 調査及び調査表等の作成

(調査)

第3条 立竹木の調査は、次の各号により行うものとする。

一 庭木等の調査

(一) 所有者の画地ごとに立木の位置を調査する。当該画地の一部を取得等するときは、取得等する部分と残地の部分とに区分し、立木の位置を図面に表示するとともに番号（寄植及び連植であって同樹種、同寸法のものは、同番号とする。）を付すものとする。

(二) 庭木等の調査は、表2により行うものとする。

表2

区 分	細区分	単 位	調 査 事 項	備 考
観賞樹	高 木	本	樹種、幹周（樹高）、本数、管理の状況、その他必要事項	幹周が10cm未満のものについては樹高も調査する。
	株 物	株	樹種、樹高、株数、管理の状況、その他必要事項	
	玉 物	本・株	樹種、葉張、本数又は株数、管理の状況、その他必要事項	
	生 垣	m	樹種、樹高、延長、管理の状況、その他必要事項	
	特殊樹	本・株	樹種、幹高等、本数又は数、管理の状況、その他必要事項	・ヤシ類、ソテツ類、シュロ類及びユッカ類は、幹高を調査する。 ・トックリヤシは、玉周を調査する。

				・ヒルギ類は、樹高を調査する。 ・株立性ヤシ類及びタコノキ類は、葉長点高を調査する。 ・リュウゼツラン及び竹類高さを調査する。 ・藤本類は、幹周を調査する。ただし、幹周が10cm未満のものについては樹高も調査する。
利	用	樹	本	高木、株物、玉物、特殊樹に準ずる
風	致	木	本・株	高木、株物、玉物、特殊樹に準ずる
地被類・芝類・ツル性類			m ²	種類、面積、植生の状況、その他必要事項

(三) 幹周等の計測は、次のとおりとする。

ア 幹周は、樹木の地上1.2mの部分で測定する。ただし、特殊な形態で数本に幹分れしている場合は、幹周の総和に0.7を乗じて表す。

イ 樹高は、当該樹木の主要な樹形を形成する枝先までの徒長枝を含まない高さとする。

ウ 葉張は、当該樹木の主要な樹形を形成する枝先までの徒長枝を含まない幅とする。

エ 幹高は、当該樹木の幹の最上部までの高さとする。

オ 玉周は、当該樹木の幹胴、根元の球形のふくらみ部分のうち、最も肥大した位置の周長とする。

カ 葉長点高は、樹冠の最上葉の先端から根鉢の上端までの垂直高とする。

キ 地被類は、一群となる植付株の地際外周部について、方形として縦横を計測する。

ク 芝類は、ほぼ連続して生育している一群の芝生をおおむね方形として縦横を計測する。

ケ ツル性類は、地面に被覆している場合は地被類と同様に計測し、壁面に張り付いていて、被覆面に高低差がある場合は、被覆面のおおむね70%までを縦とし、おおむねその高さに到達している左右の範囲を横とした方形を現況被覆面積とみなす。

(四) 管理の状況は、表3により判断するものとする。

表3 管理状況の判断基準

判 断 基 準	区 分
年2回程度以上の手入れ（剪定）が行われ樹形が整っているもの	良い

年1回程度の手入れ（剪定）を行っているもの	やや良い
上記以外のもの	普通

注）手入れ（剪定）の実施者は、植木職人等の専門家によることを前提とされているため、専門家以外が行った手入れについては、樹形の状況により、手入れ回数にかかわらず、区分を下げて判断することができる。

（五） 植生の状況は、表4により判断し、面積の計測結果に、それぞれ植生の状況に応じた率を乗じ、数量を算出するものとする。

表 4

植 生 の 状 況	率
一群に雑草が無く、おおむね全面を被覆している場合	1. 0 0
一群に雑草の混入・裸地部分が 1 / 4 以下の場合	0. 7 5
一群に雑草の混入・裸地部分が 1 / 2 程度までの場合	0. 5 0

（六） 特殊樹のうち、観賞用竹（ほていちく、きんめいちく、なりひらたけ、かんちく等）については、5本程度を1株として、その位置を図面に表示するとともに番号を付すものとする。

二 用材林の調査

（一） 所有者ごとに、原則として、毎木調査により、樹種、本数、胸高直径、林齢（又は植林年次）、人工林・天然生林の別、管理の状況等を調査するものとする。

なお、同一の所有者において複数の林齢が存する場合は、各林齢ごとに調査するものとする。

ア 胸高直径は、原則として、用材林の地上部 1. 2 m の部分における直径とし、計測の位置に枝節・こぶ等があり異形をなすものについては、枝節・こぶ等の上下を計測し平均するものとする。

イ 調査地が傾斜地の場合は、斜面の上部（山側）地際から測定する。

ウ 胸高点の下方から樹幹が分岐しているものはそれぞれ独立木として調査する。

エ 林齢の調査は、都道府県が整備している森林簿等の写し、又は、所有者からの聞き取り等による。

（二） 毎木調査を行うことが困難であると認められる場合又は標準地調査により毎木調査と同等の精度が得られると認められる場合には、標準地調査法により調査を実施できるものとし、次により行うものとする。

ア 所有者ごとに、当該土地に植栽されている立木を樹種ごとに一括して取扱うことが相当と認められる区域を決定し、調査する。ただし、同樹種区域であっても立木の粗密度、径級、配置、成育状況及び植林年次が異なっていると認められる場合には、これらが異なるごとの範囲を区分し、調査する。

イ アで定めた区域内で最も標準と認められる範囲（標準地）1, 0 0 0 平方メートル程度を定め、

当該範囲内にある樹種名、胸高直径、本数及び林齢（又は植林年次）を調査する。なお、アで定めた区域が、5,000平方メートル程度以下の場合には、標準地の面積を当該区域面積の10パーセント程度をもって行うものとする。

- (三) 細則第5第4項に規定する間伐等が適切な時期に実施されていないため、適正な立木密度が確保されていないと認められる場合とは、概ね10年以上間伐等を施しておらず、適正な立木密度が確保されていない山林をいい（下刈り、枝打ち等が十分に行われていない状況で、かつ、当該立木の1haあたりの植栽本数が、2齢級（10年）以前の適正本数よりも上回っている状況のいずれにも該当する場合）、次の調査を行い管理程度を判断するものとする。
- ア 同一樹種で所有者及び林齢を同じくする一団の土地毎に、標準的な立木の生育状況にあると判断される約10m四方（100㎡程度）の範囲において調査した植栽本数を基に1haあたりの植栽本数に換算し、その植栽本数が当該地域における2齢級（10年）以前の適正本数か否かを調査する。

なお、2齢級（10年）以前の適正本数は、当該地域における実情を基に決定する。

イ アの調査範囲において、枝打ち、下刈りが十分に行われているか否かを調査する。

三 薪炭林の調査

前号用材林の調査に準じて行うものとする。

四 収穫樹の調査

- (一) 所有者ごとに毎木又は取得面積による樹種、樹齢（又は植付年次）、管理の状況等を調査するものとする。
- (二) 管理の状況は、表6により判断するものとする。

表6 管理状況の判断基準

判 断 基 準	区 分
通常の園地よりも樹姿・樹勢が良く、肥培管理の状況が優れている園地	優 る
園地内の樹姿・樹勢及び肥培管理の状況が通常である園地	普 通
通常の園地よりも樹姿・樹勢が劣り、肥培管理の状況が整っていない園地	劣 る
園地に存しない果樹等で、野立的なもの	散在樹

- (三) 樹園地に囲障、吊り棚等の工作物が存するときは、仕様書別記7－3 附帯工作物調査算定要領（以下「附帯工作物要領」という。）によるものとする。

五 竹林の調査

- (一) 所有者ごとに竹林として取扱うことが相当と認められる区域を決定する。この場合において、筍の収穫を目的としているものとその他のものとに区分するものとする。
- (二) 竹林の調査は、原則、面積調査とし、品種及び調査区域内の標準的な竹の幹周等の調査を行うものとする。

なお、幹周は元口（切口の最下部）より1.2mの節間中央部を調査するものとする。

六 苗木の調査

所有者ごとに苗木として取扱うことが相当と認められる区域を決定し、植栽されている苗木について、第一号から第五号に準じて調査するものとする。

七 その他の立木の調査

立木の存する位置、樹種等により前各号の調査に準じて行うものとする。

(計測の単位)

第4条 立竹木の計測単位は、次の各号によるものとする。

- 一 幹周、胸高直径は、センチメートル（小数点以下第1位四捨五入）とする。
- 二 樹高、幹高、葉張、葉長点高及び玉周は、メートルとし、小数点以下第1位（小数点以下第2位四捨五入）までとする。
ただし、庭木等のうち株物類、玉物類、生垣及び特殊樹については、センチメートル（小数点以下第1位四捨五入）とする。
- 三 地被類、芝類、ツル性類及び竹林が植え込まれている区域の計測単位は、メートルとし、小数点以下第1位（小数点以下第2位四捨五入）までとする。

(調査表)

第5条 立竹木の調査表は、第3条の調査結果に基づき、様式集様式第53号の立竹木調査表に、次の各号に掲げる補償額の算定に必要な項目を記載することにより作成するものとする。

- 一 所在地 立竹木の所在地
- 二 調査年月日 調査を実施した年月日
- 三 調査者 調査を実施した担当者の氏名
- 四 所有者氏名又は名称 立竹木の所有者の氏名又は名称
- 五 所有者住所又は主たる事務所の所在地 立竹木の所有者の住所又は主たる事務所の所在地
- 六 種類名 立竹木の樹種名又は品種名
- 七 樹齢又は林齢 当該樹種の樹齢又は林齢
- 八 寸法 立竹木の幹周、胸高直径、樹高、面積等
- 九 管理程度 1haあたり用材林植栽本数、1haあたり用材林当該林齢適正本数、下刈り、枝打ち等の状況、管理程度の判定
- 十 移植の可否 当該樹種の移植の可否
- 十一 数量 立竹木の数量
- 十二 その他 起業地・残地の別、その他必要な事項

(図面)

第6条 立竹木の図面は、第3条の調査結果を基に作成するものとし、作成する図面の種類は、次の各号のとおりとするものとする。

- 一 立竹木配置図（庭木等）
- 二 標準地位置図等（用材林）
- 三 写真撮影方向図
- 四 その他必要な図面

2 立竹木の図面は、原則として、次の各号により作成するものとする。

- 一 図面は、立竹木の所有者ごとに作成し、地番及び土地の取得等の計画線を赤色の実線で記入する。
- 二 図面の大きさは、原則として、日本産業規格A列3番横とする。
- 三 図面は、原則として、上方が北の方位となるように配置する。
- 四 写真撮影方向図は、立竹木配置図等を基に、撮影の位置、方向及び写真番号を記入する。

五 標準地調査を行った場合は、図面に、標準地の位置及び面積並びに樹木数量等を決定した範囲及び面積を記載する。

六 その他算定に必要となる図面は、適宜作成する。

3 次の各号に掲げる各図面の縮尺は、原則として、当該各号に定める縮尺によるものとし、各図面に該当縮尺を記入するものとする。ただし、これにより難い場合は、この限りではない。

- 一 立竹木配置図（庭木等） 50分の1又は100分の1
- 二 標準地位置図等（用材林） 100分の1又は200分の1
- 三 写真撮影方向図 立竹木配置図等による

（写真台帳の作成）

第7条 立竹木の写真の撮影は、原則として、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。

第3章 算定

（庭木等の補償）

第8条 細則第22第2項に規定する移植に通常必要とする費用のうち移植に伴う枯損等により通常生ずる損失額は、表6を適用して求めるものとする。

表6

移植の難易	易	中	やや難	難
枯損率	10%	20%	30%	40%

2 細則第25－2第2項に規定する庭木等の正常な取引価格は、庭木等の用途、樹勢及び剪定その他の管理の状況に応じて、表7を適用して求めるものとし、風致木については表8を適用して求めるものとする。

表7

管理の程度	良い	やや良い	普通
補正率	1.2	1.0	0.8

表8

風致木補正率	0.5

（補償額の算定）

第9条 立竹木の補償額は、第2条の立竹木の区分毎に立竹木補償金算定表（様式集様式第56号）及び収穫樹（園栽培）管理程度補正表（様式集様式第54号）を用いて、算定した額とする。

(補償単価の端数処理)

第10条 補償額の算定を行う場合の単価の端数処理は、次によるものとする。

100円未満のとき	1円未満切り捨て
100円以上10,000円未満のとき	10円未満切り捨て
10,000円以上のとき	100円未満切り捨て

立竹木調査算定要領

第 1 章 調 査

(調査)

第 1 条 用材林又は収穫樹の調査は、立竹木要領第 3 条により行うほか、次の各号によるものとする。

一 用材林

- (1) 立竹木要領第 3 条第 2 号 (三) の調査に基づく用材林の管理程度の判断は、下刈り、枝打ち等の状況及び標準書の管理程度補正率表を基とした 1 畝当たりの植栽本数からの判断によるものとし、次表の定めるところによる。

判 定 基 準		下刈り、枝打ち等の状況	
		良	否
標準書の管理程度補正率表を基とした 1 畝当たりの植栽本数からの判断	1 0 0 %	適正	適正
	1 0 0 % 未満	適正	未管理

管理程度の判断にあたっては、管理程度補正判定表（様式第 5 5 号）を作成するものとする。

- (2) 天然生林の調査は、次による。

- イ 胸高直径が 3 1 cm 未満の場合は、樹種、本数及び胸高直径を調査する。
 ロ 胸高直径が 3 1 cm 以上の場合は、樹種、本数、胸高直径及び材積を調査する。
 なお、材積の算出は監督職員との協議による。

二 収穫樹

- イ 園栽培の場合は、取得用地の面積又は調査職員の指示により植栽本数を調査する。
 ロ 散在樹の場合は、本数を調査する。

第 2 章 算 定

(補償額の算定)

第 2 条 補償額の算定は、立竹木要領第 9 条により行うほか、次の各号によるものとし、立竹木補償金算定表（様式集様式第 5 6 号）を作成するものとする。

- 一 立竹木補償金算定表は、立竹木調査の成果に基づき、関係人ごとに取得等用地、残地の別に標準書記載の順序に従って整理記入すること。この場合において、種別及び樹種等が同一のため同じ単価の立竹木については、まとめて記入する。
- 二 移転義務の有無は、立竹木調査表に基づき取得等用地にあるものについては有とし、残地にある立竹木については無とする。
- 三 分類は、高木、株物、玉物、生垣、特殊樹、利用樹、風致木、地被類、芝類、ツル性類、用材林、果樹、特用樹及び竹林の別を記載する。ただし、風致木については、高木、株物等の種別、収穫樹については、園栽培又は散在樹も併記する。

- 四 樹種は、立竹木調査表に基づき適用される標準書記載の樹種を記入すること。この場合において、調査した樹種名と標準書の樹種名が異なるときは、摘要欄に調査した樹種名を記入する。
- 五 規格又は樹齢は、立竹木調査表に基づき適用される標準書単価に係る規格又は樹齢を記入する。
- 六 構外・構内・移植・伐採・取得の区分は、庭木等については、構外、構内又は伐採の別を、収穫樹については、移植又は伐採の別を、用材林、薪炭林及び竹林については、取得または伐採の別を記入する。
- 七 庭木等の仮植されたもの及び苗木を育成中のもの等、標準書の単価によることが適当でないと認められるものについては、調査職員の指示により見積書を作成又はこれを徴したうえ、立竹木補償金算出表に添付する。
- 八 庭木等であって、標準書に単価の設定された規格をこえるものについては、調査職員の指示により当該立木の樹価について見積書を作成又は徴したうえ、標準書に準じて補償額を算出し、その資料を立竹木補償金算定表に添付する。
- 九 庭木等について調査職員から伐採補償単価を適用する旨の指示があった場合は、摘要欄に「伐採」と記入する。
- 十 用材林、薪炭林及び竹林について調査職員から取得補償単価を適用する旨の指示があった場合は、伐採補償とは別に立竹木補償金算定表を作成する。この場合において、移転義務の有無は、「無」と記入する。
- 十一 用材林の取得補償単価を適用する場合において、標準書の単価によることが適当でないと認められるものについては、調査職員の指示により別途補償額を算出し、その資料を立竹木補償金算定表に添付する。
- 十二 適正な管理が行われていない用材林の人工林に取得補償を適用する場合は、管理程度補正判定表（様式集様式第55号）を作成し、立竹木補償金算定表に添付する。
- なお、管理程度補正率は標準書によるものとし、管理程度補正率を乗じて算定した補償額は、標準書の未管理立木補償上限表の当該立木の林齢における補償額を上限とする。
- 十三 収穫樹について、管理程度補正率による補正を行う場合は、収穫樹（園栽培）管理程度補正表（様式集様式第54号）を作成し、立竹木補償金算定表に添付する。

改葬の補償及び祭し料調査算定要領

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 この要領は、高知県の公共事業の施行に伴う損失補償基準細則（平成12年3月6日付け第979号土木部長通知。以下「細則」という。）第19に規定する改葬の補償に係る調査算定及び細則第20に規定する祭し料に係る算定に適用するものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において「墓地管理者」とは、墓地の維持管理を行っている管理者のことをいう。

2 この要領において「墓地使用者」とは、墓地について祭しを主宰する者のことをいい、通常墓地に存する墳墓の所有者と同一である。

3 この要領において「墳墓」とは、墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又は、これと同等と認めることが相当な区域内に存する死体を埋葬し又は焼骨を埋蔵する施設をいい、墓石及び墓誌等の「墓碑類」と、これに附随する工作物（以下「墳墓工作物」という。）及び立竹木（以下「墳墓立竹木」という）を含む一体の施設をいう。

第2章 調査及び調査表等の作成

(調査)

第3条 墳墓に関する調査は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 墓地管理者等の調査

墓地管理者等の調査は、調査区域内に存する墓地又は墳墓権利関係について、次に掲げる事項について行うものとする。

(一) 墓地管理者の調査

墓地管理者の調査は、土地の登記記録の調査及び市町村吏員、集落の代表者、寺院の代表役員等から聴取するものとする。この場合において、墓地管理者が宗教法人のときは、宗教法人登記記録等により次に掲げる事項を調査するものとする。

- ア 氏名又は名称及び住所又は所在地
- イ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- ウ 包括団体の名称及び宗教法人、非宗教法人の別
- エ 財産処分等に関する規則がある場合は、その事項
- オ 永代使用料に関する事項
- カ その他必要と認められる事項

(二) 墓地使用者の調査

墓地の区画ごとに、墓地管理者等から墓地使用者の氏名、住所等について聴取するものとする。この場合において、墓地使用者から維持、管理の委任を受けている者がいるとき又は墓地使用名義人と現実の使用者（祭しを主宰する者）が異なっている場合には、その原因と受任者（以下「受任者」という。）、承継人等の氏名及び住所を調査するものとする。

(三) 墓地使用者単位の霊名簿（過去帳）の調査

前（二）で確定した墓地使用（未確認のものを含む。）ごとに、次に掲げる事項を調査するものとする。

なお、調査については、原則として、墓地管理者が管理する霊名簿（過去帳）により行うものとし、墓地使用者等から確認を受けるものとする。

ア 法名（戒名）

イ 俗名、性別及び享年

ウ 死亡年月日

エ 墓石ごとの火葬、土葬の区分（土葬の場合は遺体数、火葬の場合は遺骨数）

オ 墓地使用者単位の霊数

カ その他必要と認める事項

二 墳墓の調査

墳墓の調査は、墓地使用者ごとに次に掲げる事項について行うものとする。

ア 墓地の配置状況、墓地使用者ごとの区画及び通路等の配置の状況。配置の調査は、墓地管理者の立会いを得て行うものとする。

イ 墓石の形状、寸法、構造及び種類

ウ 墓誌等の形状、寸法及び種類

エ カロートの形状、寸法及び種類（石造又はコンクリート造）。不可視部分については、墓地使用者又は墓地管理者からその状況を聴取するものとする。

オ 墳墓工作物については、仕様書別記 7－3 附帯工作物調査算定要領（以下「附帯工作物要領」という。に準じて調査するものとする。

カ 墳墓立竹木については、仕様書別記 9－1 立竹木調査算定要領（以下「立竹木要領」という。に準じて調査するものとする。

キ その他補償額の算定に必要と認められる事項

ク 墳墓の概要が把握できる写真の撮影

(調査表)

第4条 墓地に関する調査は、前条の調査結果に基づき、墓地管理者調査表(様式集様式第57号)、墓地使用(祭し)者調査表(様式集様式第58号)及び墳墓調査表(様式集様式第59号)に、次に掲げる項目につき、それぞれに定める事項を記載することにより作成するものとする。

なお、墳墓工作物については附帯工作物要領に準じて、墳墓立竹木については立竹木要領に準じて、それぞれ調査表を作成するものとする。

一 墓地管理者調査表(様式集様式第57号)

- ア 調査年月日、調査者及び整理番号
- イ 墓地所在地
- ウ 墓地所有者の氏名又は名称及び住所又は所在地(法人を代表する者の住所及び氏名)
- エ 墓地管理者の氏名又は名称及び住所又は所在地(法人を代表する者の住所及び氏名)
- オ 包括団体の名称及び宗教法人、非宗教法人の別
- カ 財産処分等に関する規則の有無
- キ 永代使用料に関する事項
- ク 墓地使用(祭し)者の氏名

二 墓地使用(祭し)者調査表(様式集様式第58号)

- ア 調査年月日、調査者及び整理番号
- イ 墓地の所在地
- ウ 墓地使用(祭し)者の氏名及び住所
- エ 受任者又は承継人の氏名及び住所並びに原因
- オ 墓地使用(祭し)者単位の霊数
- カ 番号(霊体ごとの整理番号)
- キ 法名(戒名)、俗名、性別、享年、死亡年月日及び火葬又は土葬の区分

三 墓碑類調査表(様式集様式第59号)

- ア 調査年月日、調査者及び整理番号
- イ 墳墓の所在地
- ウ 墓地使用(祭し)者の氏名又は名称及び住所又は所在地(法人を代表する者の住所及び氏名)
- エ 墓地管理者の氏名又は名称及び住所又は所在地(法人を代表する者の住所及び氏名)
- オ 墓地所有者の氏名又は名称及び住所又は所在地(法人を代表する者の住所及び氏名)
- カ 墳墓の字、地番及び番号(墓石ごとの整理番号)
- キ 種別、形状寸法、埋葬年次、遺体数又は遺骨数、土葬又は火葬の区別
- ク 単位
- ケ 数量

(図面の作成)

第5条 作成する図面の種類は、次のとおりとする。

- 一 墳墓配置図
- 二 墓碑類の詳細図（墓石等の姿図、カロートの断面図等、数量計算に必要なもの）
- 三 写真撮影方向図

2 墳墓に関する図面は、原則として次により作成するものとする。

- 一 図面は、原則として墓地使用者（墳墓所有者）ごとに作成するものとし、共同墓地等において全体の区画を示す必要がある場合は、全体の墳墓配置図（区画図）を作成するものとする。
- 二 図面の大きさは、原則として、日本産業規格A 列三番横とする。
- 三 図面は、原則として、上方が北の方位となるように配置するものとする。
- 四 長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、小数点以下第二位（小数点以下第三位四捨五入）までとする。
- 五 図面に表示する数値は、前号の計測値を基にミリメートル単位で記入するものとする。

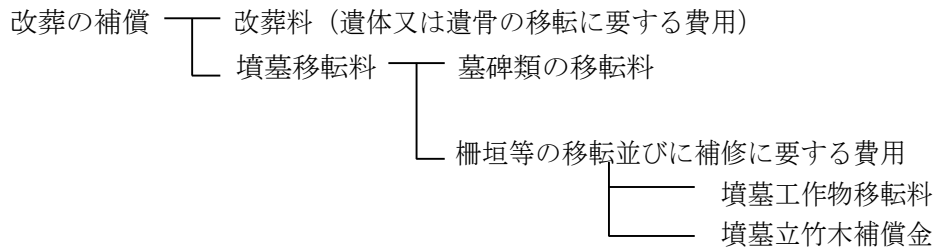
3 墳墓工作物は、附帯工作物要領に準じて、墳墓立竹木は、立竹木要領に準じてそれぞれ作成するものとする。

第3章 算定

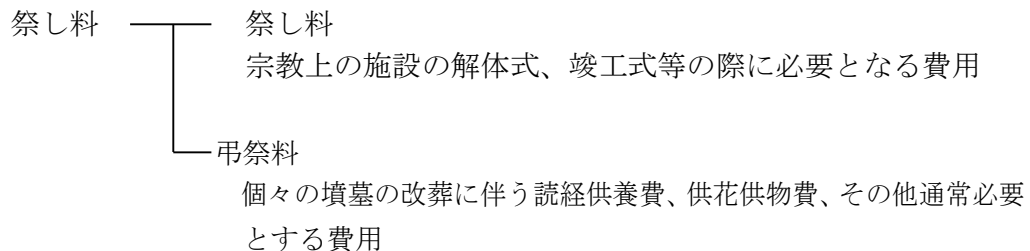
(補償額の構成)

第6条 改葬の補償及び祭し料の構成は、次のとおりとする。

〈改葬の補償の構成〉



〈祭し料の構成〉



(改葬の補償の算定)

第7条 改葬の補償の算定は、改葬補償金算定書（様式集様式第60-1号）を用いて、次のとおり算定するものとする。

一 細則第19第1項第二号に掲げる墓碑類を移転するために要する費用は、次によるものとする。

(一) 墓碑類の移転料は、原則、復元に要する費用（以下「復元費」という。）とし、次に掲げる式により算定した額とする。

復元費＝復元工事費＋解体処分費－発生材価額

ただし、復元することが困難な場合は、復元工事費にかえて再調達価格によるものとする。

(二) (一)に掲げる復元工事費、再調達価格、解体処分費及び発生材価額は、附帯工作物要領第8条により算定するものとする。

二 細則第19第1項第三号に掲げる柵垣等の移転並びに補修に要する費用は、次によるものとする。

(一) 墳墓工作物の移転料は、原則、復元費とし、次に掲げる式により算定した額とする。

復元費＝復元工事費＋解体処分費－発生材価額

ただし、復元することが困難な場合は、復元工事費にかえて再調達価格によるものとする。

(二) (一)に掲げる復元工事費、再調達価格、解体処分費及び発生材価額は、附帯工作物要領第8条により算定するものとする。

(三) 墳墓立竹木については、立竹木要領に準じて算定するものとする。

(祭し料の算定)

第8条 祭し料は、祭し料算定書（様式集様式第61号）を用いて算定するものとする。

営業補償調査算定要領

第 1 章 総則

(適用範囲)

第 1 条 この要領は、高知県の公共用地の取得に伴う損失補償基準（昭和 3 8 年高知県訓令第 9 1 号。以下「基準」という。）第 4 3 条から第 4 5 条及び高知県の公共用地の取得に伴う損失補償基準の細則（平成 1 2 年 3 月 6 日付け第 9 7 9 号土木部長通知。以下「細則」という。）第 2 6 から第 2 8 に規定する営業補償に係る調査算定に適用するものとする。

第 2 章 調査及び調査表等の作成

(調査)

第 2 条 営業に関する調査は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 基本的調査事項

(一) 法人が営業主である場合の調査は、次に掲げるほか必要と認める事項について行うものとする。

イ 営業主に関するもの

- (1) 法人の名称、所在地、代表者の氏名及び設立年月日
- (2) 資本金の額
- (3) 法人の組織（支店等及び子会社）
- (4) 移転等の対象となる事業所等の名称、所在地、責任者の氏名及び開設年月日
- (5) 移転等の対象となる事業所等の従業員数及び平均賃金
- (6) 移転等の対象となる事業所等の敷地及び建物の所有関係
- (7) 移転等の対象となる事業所等の許認可等の取得状況

ロ 業務内容に関するもの

- (1) 営業種目
- (2) 移転等の対象となる事業所等の製造、加工又は販売等の主な品目
- (3) 移転等の対象となる事業所等の原材料、製品又は商品の主な仕入先及び販売先（得意先）
- (4) 移転等の対象となる事業所等の品目等別の売上構成
- (5) 事業概況説明書写

ハ 収益及び経費に関するもの

- (1) 直近 3 か年の事業年度の確定申告書（控）写。原則として、税務署受付印のあるものとする。

- (2) 直近3か年の事業年度の損益計算書写及び貸借対照表写
- (3) 直近1年の事業年度の総勘定元帳写及び固定資産台帳写。特に必要と認める場合は直近3か年とする。
- (4) 直近1年の事業年度の次の帳簿写。特に必要と認める場合は直近3か年とする。
 - i) 正規の簿記の場合
売上帳、仕入帳、仕訳帳、得意先元帳、現金出納帳及び預金出納帳
 - ii) 簡易簿記の場合
現金出納帳、売掛帳、買掛帳及び経費帳
- (5) 直近3か月の貸金台帳等貸金を確認できる資料

ニ その他

営業の状況が把握できる写真を必要に応じて撮影するものとする。

- (二) 個人が営業主体である場合の営業に関する調査は、(一)に準じて行うものとする。

二 業種別調査事項

業種別の調査は、次を参考に必要と認められる事項について行うものとする。

(一) 小売、サービス業等

イ 雑貨店、菓子店等店頭で販売する小売業

1日の平均客数、客1人当たり平均的消費高及び仕入先

ロ 飲食店、ドライブイン、バー、キャバレー等一般的飲食業

1日の平均客数、客1人当たり平均的消費高、営業場所の広さ（部屋数）、椅子の数、料金、仕入先及び営業時間

ハ 待合、料亭等高級接客業

1日の平均客数、客1人当たり平均的消費高、営業場所の広さ（部屋数）、得意先、客の質、1日平均の部屋の使用頻度及び従業員の雇用形態

ニ 旅館、ホテル業

1日の平均客数、営業場所の広さ（部屋数）、料金、賄量、観光バス・観光会社との関係、営業の閑期・繁期及び従業員の雇用形態

ホ 簡易旅館、下宿業等

営業場所の広さ（部屋数）、料金、賄量及び現在の宿泊（下宿）人数

ヘ 病院、医院等

1日の平均外来患者数、入院患者数、営業場所の広さ（部屋数）、ベッド数及び社会保険による診療と普通診療の患者の率

ト 美容院、理容業

1日の平均客数、得意先、椅子の数、料金、従業員の数、固定客の率、美容・理容具及び化粧品等の販売を行っている場合はその内容

チ パチンコ店、麻雀屋等遊戯場

1日の平均客数、客1人当たり平均的消費高、椅子の数、遊戯器具の台数、パチンコ店については景品による利益及び飲み物等自動販売機

リ 浴場業、映画館

1日の平均客数、営業場所の広さ、料金、客の大人、中人、小人の数の比率及び飲み物等自動販売機

ヌ 石油製品小売業（ガソリンスタンド）

1日の平均客数、客1人当たり平均的消費高、料金、チケット利用者数、部品、カーアクセサリ等の販売、洗車、法定点検及び整備施設

ル 自動車整備業

1日の平均客数、営業場所の広さ、得意先、料金、特約店との契約内容及び従業員の数

ヲ 倉庫業

営業場所の広さ、得意先、料金、扱い荷の入出庫伝票及び扱い荷の平均回転率

ワ 弁護士、税理士等

得意先、料金、フリー客の1か月平均の数とその報酬及び事務所と住居の関係

(二) 卸売業等

取引先（得意先）、扱い品の1か月平均入出庫量、仕入価格、仕入調査、在庫量、販売先及び従業員の数

(三) 製造業等

機械設備等の数量・種類・配置・規模、生産品の種類・数量・原価、1日の平均生産量、原材料の仕入先・仕入量、原材料、加工・製品・荷造・搬出等の生産工程、部門別従業員内訳、従業員及び機械配置及び行動軌跡

なお、必要に応じて次の事項についても調査するものとする。

イ 公害対策施設に関する調査

当該工場の公害発生源の有無及び現存する公害対策に係る施設及び環境基本法（平成5年法律第91号）等公害関係法規との関係で、移転することによる公害対策施設費の増分

ロ J I Sマーク表示許可、失効に伴う損失等に関する調査

当該工場で製造される商品に、産業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本産業規格表示制度によるJ I Sマーク表示許可の有無、工場の移転に伴うJ I Sマーク喪失の期間（移転後申請に必要な稼働期間又は申請から許可までに要する期間）及びJ I Sマークを喪失することによる商品の値下がり等についての調査

なお、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づく日

本農林規格による J A S マークの喪失についても同様とする。

ハ 立上り損失に関する調査

製造工場が移転し、新たな操業を開始した場合のロス製品の発生比率及び通常のロス率に回復するまでの期間

三 補償種別調査事項

補償種別の調査は、次に掲げるほか第 3 章算定に必要と認められる事項について行うものとする。

(一) 営業廃止の補償

イ 営業権等の調査

(1) 近傍同種の営業の権利等の取引事例がある場合は、その取引に関する資料

(2) 当該営業権が他から有償で譲受けた場合又は合併により取得した場合は、その取得に関する資料

ロ 資産、商品、仕掛品等の売却損の調査

営業用固定資産（建物、機械、器具、備品等）及び流動資産（商品、仕掛品、原材料等）の売却損に関する資料

ハ その他資本に関する調査

社債の繰上償還により生ずる損失、契約の解約に伴う違約金及び清算法人に要する諸経費に関する資料

ニ 解雇予告手当相当額及び転業に通常要する期間中の休業手当相当額の調査

休業、解雇又は退職に関する労働協約及び就業規則の他、従事状況及び雇用形態に関する資料により次に該当する者の有無について調査するものとする。

(1) 同一経営者に属する営業所等が他にあり、当該営業所等に従事することができる者

(2) 一時限りで臨時に雇用されている者

(3) 家族従業員であって、その賃金を自家労働評価額として必要経費から除外した者

ホ その他労働に関して通常生ずる損失の調査

雇用保険料、社会保険料及び健康保険料等の法定福利に関する資料

ヘ 解雇する従業員に対する離職者補償の調査

勤続期間及び年齢

(二) 営業休止の補償

イ 土地等を取得する場合の営業休止の補償

(1) 固定的な経費の調査

i) 公租公課

ii) 電気、ガス、水道、電話等の基本料金

iii) 営業用資産（建物、機械等）の減価償却費及び維持管理費

- iv) 借入地地代、借家家賃、機械器具使用料及び借入資本利子
- v) 従業員のための法定福利費
- vi) 従業員のための福利厚生費
- vii) その他の固定経費

(2) 休業期間中の従業員に対する休業手当相当額の調査

休業、解雇又は退職に関する労働協約及び就業規則の他、従事状況及び雇用形態に関する資料により次に該当する者の有無について調査するものとする。

- i) 同一経営者に属する営業所等が他にあり、当該営業所等に従事することができる者
- ii) 営業所等の休止に関係なく外交、注文取り等に従事することができる者
- iii) 一時限りで臨時に雇用されている者
- iv) 家族従業員であって、その賃金を自家労働評価額として必要経費から除外した者

(3) 商品、仕掛品等の減損の調査

商品、仕掛品等の減損の有無及びその内容

(4) 移転広告費等の調査

- i) 商圏の世帯数及び過去の売出し等に際し配布したチラシ等の配布枚数及び配布回数
- ii) 取引先名簿、得意先名簿等により移転通知先数
- iii) 開店祝いの実態（招待状の印刷及び封書代、酒肴代、記念品及び招待客数等）、閉店・開店広告等についての地域の慣行
- iv) 事業所等が移転することによってスクラップ化する事務用品等の数量
- v) その他の費用

ロ 仮営業所を設置して営業を継続する場合

- (1) 仮営業所の設置費用については、仕様書別記 1 2－2 仮住居等に要する費用に関する調査算定要領（以下「仮住居要領」という。）に準じて調査するものとする。
- (2) 仮営業所を設置する場合における商品、仕掛品等の減損、移転広告費等の調査は、(二) イ土地等を取得する場合の営業休止の補償に準じて調査するものとする。

ハ 土地等を使用する場合の営業休止の補償

- (1) 仮営業所を設置して営業を継続する場合の調査は、(二) ロ仮営業所を設置して営業を継続する場合に準じて調査するものとする。
- (2) 立地規制等により営業の一部を継続することができないと認められる場合の調査は、(三) 営業規模縮小の補償に準じて調査するものとする。

(3) 細則第27の2第3項の調査は、(二)イ土地等を取得する場合の営業休止の補償に準じて調査するものとする。

(三) 営業規模縮小の補償

イ 固定資産の売却損の調査

固定資産の売却損の調査は、(一)ロ資産、商品、仕掛品等の売却損の調査に準じて調査するものとする。

ロ 解雇予告手当相当額の調査

解雇予告手当相当額の調査は、(一)ニ解雇予告手当相当額及び転業に通常要する期間中の休業手当相当額の調査に準じて調査するものとする。

ハ その他資本及び労働の過剰遊休化により通常生ずる損失の調査

資本の過剰遊休化による損失の調査は、(二)イ(1)固定的な経費の調査に準じて調査するものとし、労働の過剰遊休化による損失の調査は、(二)イ(2)休業期間中の従業員に対する休業手当相当額の調査に準じて調査するものとする。

ニ 解雇する従業員に対する離職者補償の調査

解雇する従業員に対する離職者補償の調査は、(一)ヘ解雇する従業員に対する離職者補償の調査に準じて調査するものとする。

ホ 損益分岐点比率の調査

当該企業の損益分岐点比率の調査は、次の式により求めるものとする。

$$\text{損益分岐点比率} = \frac{\text{損益分岐点売上高}}{\text{売上高}} \times 100$$

$$\text{損益分岐点売上高} = \frac{\text{固定費}}{1 - \frac{\text{変動費}}{\text{売上高}}}$$

固定費：直接労務費、間接労務費、福利厚生費、賄費、減価償却費、賃借料、保険料、修繕費、光熱水道料、旅費、交通費、その他製造経費、通信費、支払運賃、荷造費、消耗品費、広告宣伝費、交際接待費、役員給料手当、事務員・販売員給料手当、支払利息・割引料、公租公課、その他販売管理費等

変動費：直接材料費、買入れ部品費、外注工賃、間接材料費、その他直接経費、重油等燃料費等

へ 規模の縮小率の調査

規模の縮小率の調査は、従業員比、売上高比、面積比、生産高比及び給与（人件費）等による縮小率を調査するものとする。また、本店、支店等がある場合において、本店又は支店が営業の規模を縮小することによって相互に大きな影響を与えると認められる場合は、それらの関連性を調査するものとする。

（調査表）

第3条 営業に関する調査表は、前条の調査結果に基づき、営業調査総括表（様式集様式第62号）、損益計算書比較表（様式集様式第63号）、仕入先調査表（様式集様式第64号）、従業員調査表（様式集様式第65号）及びその他必要な調査表を作成するものとする。

（図面）

第4条 作成する図面の種類は、次のとおりとする。

- 一 写真撮影方向図 第2条第1号（一）ニその他に規定する写真撮影を行った場合は写真撮影方向図を作成するものとする。
- 二 その他図面 その他の図面は、必要に応じて作成するものとする。

第3章 算定

（補償額の構成）

第5条 営業補償の構成は、次のとおりとする。

営業廃止の補償の構成

営業廃止の補償

- 営業権等の補償
- 資産、商品、仕掛品等の売却損の補償
- その他資本に関して通常生ずる損失額の補償
- 解雇予告手当相当額の補償
- 転業に通常必要とする期間中の休業手当相当額の補償
- その他労働に関して通常生ずる損失額の補償
- 転業に通常必要とする期間中の従前の収益（又は所得）相当額の補償
- 解雇する従業員に対する離職者補償

営業休止の補償の構成

営業休止の補償（土地等を取得する場合）

- 固定的な経費の補償
 - 従業員に対する休業手当相当額の補償
 - 休業期間中の収益減又は所得減の補償
 - 一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失額の補償
 - 商品、仕掛品等の減損の補償
 - 移転広告費その他店舗等の移転に伴い通常生ずる損失額の補償
- ※第9条第3号は、上記構成に準じる。

営業休止の補償（仮営業所を設置して営業を継続する場合）

- 仮営業所の設置の費用の補償
 - 仮営業であるための収益減又は所得減等の補償
 - 仮営業所であることにより一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失額の補償
 - 仮営業所を設置する場合における商品、仕掛品等の減損、移転広告費その他店舗等の移転に伴い通常生ずる損失額の補償
- ※第9条第1号は、上記構成に準じる。

営業規模縮小の補償の構成

営業規模縮小の補償

- 固定資産の売却損の補償
- 解雇予告手当相当額の補償
- その他資本及び労働の過剰遊休化により通常生ずる損失額の補償

- 経営効率が低下することにより通常生ずる損失額の補償
 - 解雇する従業員に対する離職者補償
- ※第9条第2号は、上記構成に準じる。

(営業廃止の補償の算定)

第6条 営業廃止の補償の算定は、営業補償金算定書（営業廃止の補償）（様式集様式第66号）、固定資産等の売却損補償額算定書（様式集様式第77号）、従業員に対する休業手当相当額算定書（様式集様式第70号）、認定収益額算定書（様式集様式第71号）及びその他必要な算定書を用いて次のとおり算定するものとする。

一 営業権等の補償

基準第43条第1項第1号に規定する営業権等の正常な取引価格は、次によるものとする。

(一) 近傍又は同種の営業権等の取引事例がある場合

正常な取引価格は、近傍又は同種の営業権等の取引価格を基準とし、これらの権利及び補償の対象となる権利等について営業の立地条件、収益性、その他一般の取引における価格形成上の諸要素を総合的に比較考量して算定するものとする。

(二) 近傍又は同種の営業権等の取引事例がない場合

正常な取引価格は次式により算定した額を標準とする。

R

r

R 年間超過収益額 過去3か年の平均収益額から年間企業者報酬額及び自己資本利子見積額を控除して得た額

この場合において自己資本利子見積額は自己資本額に年利率を乗じて得た額とする。

r 年利率 8%

二 資産、商品、仕掛品等の売却損の補償

細則第26第3項に規定する資産、商品、仕掛品等の売却損の補償は、次によるものとする。

(一) 建物、機械、器具、備品等の営業用固定資産の売却損の補償

イ 現実に売却し得る資産（機械、器具、備品等）

売却損の補償額＝現在価格－売却価格

売却価格は、現在価格の50%を標準とするものとする。

なお、50%とすることが適当でないと認められる場合は、専門業者等からの意見を聴取するなど、その他適切な方法により定めることができる。

ロ 解体せざるを得ない状況にある資産（家屋、納屋、設備等）

売却損の補償額＝現在価格＋解体処分費（解体費、廃材運搬費、廃材処分費）

－処分価格（発生材価額）

ハ スクラップとしての価値しかない資産（償却済の機械、器具、備品等）

売却損の補償額＝現在価格－スクラップ価格（発生材価額）

(二) 商品、仕掛品、原材料等の営業用流動資産の売却損の補償

売却損の補償額＝費用価格（仕入費及び加工費等）－処分価格

処分価格は、費用価格の50%を標準とするものとする。

なお、50%とすることが適当でないと認められる場合は、専門業者等からの意見を聴取するなど、その他適切な方法により定めることができる。

三 その他資本に関して通常生ずる損失額の補償

基準第43条第1項第2号に規定するその他資本に関して通常生ずる損失額の補償は、営業を廃止するために、社債の繰り上げ償還を行う必要がある場合に発生する損失、契約の解約に伴う違約金又は清算法人に要する諸経費等が認められる場合に個別に算定するものとする。

四 解雇予告手当相当額の補償

細則第26第4項に規定する解雇予告手当相当額の補償は、従業員に対して30日前に解雇予告ができない場合に補償するものとし、補償額の算定は次によるものとする。

解雇予告手当相当額の補償額＝平均賃金×補償期間（日）

平均賃金は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第12条により求めるものとし（第5号及び第7条第2号において同様）、補償期間は30日以上とする。

五 転業に通常必要とする期間中の休業手当相当額の補償

基準第43条第1項第3号に規定する転業に通常必要とする期間中の休業手当相当額の補償は、営業を廃止することに伴い転業することが相当であると認められる場合で、従前の営業と新たな営業の種類、規模及び当該地域における労働力の需給関係等により従業員の全部又は一部を継続して雇用する必要があるときは、次によるものとする。

休業手当相当額の補償額＝平均賃金×補償率(80／100を標準として60／100～100／100の範囲の率)×転業に通常必要とする期間

転業に通常必要とする期間は、事業主が従来営業を廃止して新たな営業を開始するために通常必要とする期間であり、社会的、経済的状況、従前営業の種類及び内容と新たな営業との関係及び年齢等により6か月ないし1年とする。

六 その他労働に関して通常生ずる損失額の補償

基準第43条第1項第3号に規定するその他労働に関して通常生ずる損失額は、帰郷旅費相当額（労働基準法第64条の規定による。）、転業に通常要する期間中に事業

主に課せられる法定福利費相当額（雇用保険料、社会保険料、健康保険料等）等を実態に応じて補償するものとする。

七 転業に通常必要とする期間中の従前の収益（又は所得）相当額の補償

細則第26第6項に規定する転業に通常必要とする期間中の従前の収益（又は所得）相当額の補償は、次によるものとする。

収益（又は所得）相当額の補償額＝年間の認定収益（又は所得）額×転業に通常必要とする期間

転業に通常必要とする期間は、営業地の地理的条件、営業の内容、従来の営業の業種と転業後の業種、事業主の年齢等により2年（被補償者が高齢であること等により円滑な転業が特に困難と認められる場合においては3年）の範囲内で定めるものとする。

八 解雇する従業員に対する離職者補償

基準第43条第2項に規定する離職者補償は、基準第62条により算定するものとする。

（営業休止の補償（土地等を取得する場合）の算定）

第7条 土地等を取得する場合の営業休止の補償の算定は、営業補償金算定書（営業休止の補償）（様式集様式第67号）、固定的経費内訳書（様式集様式第69-1号）、固定的経費付属明細書（様式集様式第69-2号）、従業員に対する休業手当相当額算定書（様式集様式第70号）、認定収益額算定書（様式集様式第71号）、得意先喪失補償額算定書（様式集様式第72～75号）、費用分解一覧表（様式集様式第76号）、固定資産等の売却損補償額算定書（様式集様式第77号）、移転広告費等算定書（様式集様式第78号）及びその他必要な算定書を用いて次のとおり算定するものとする。

一 固定的な経費の補償

細則第27第1項（二）に規定する固定的な経費の補償は、次によるものとする。

固定的な経費の補償額＝年間固定的経費認定額×1／365×補償期間（日）

固定的経費の認定のための判断基準は、別表1 固定的経費認定基準によるものとする。

二 従業員に対する休業手当相当額の補償

細則第27第1項（三）に規定する従業員に対する休業手当相当額の補償は、次によるものとする。

休業手当相当額の補償額＝平均賃金×補償率（80／100を標準として60／100～100／100の範囲の率）×補償期間（日）

三 休業期間中の収益減又は所得減の補償

細則第27第1項（四）に規定する休業期間中の収益減又は所得減の補償額は、次によるものとする。

休業期間中の収益減又は所得減の補償額＝年間の認定収益（又は所得）額×1／3

65×補償期間（日）

四 一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失額の補償

細則第27第1項（五）に規定する一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失額の補償は、次によるものとする。

一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失額＝従前の1か月の売上高×売上減少率×限界利益率

従前の1か月の売上高＝年間の売上高÷12か月

年間の売上高は、売上高から売上値引等及び雑収入を加減した額とする。

限界利益率＝（固定費＋利益）÷売上高又は（売上高－変動費）÷売上高（小数点以下第四位切り捨て）

売上減少率は、別表2売上減少率表によるものとし、限界利益率算定に係る固定費等の認定は、別表3費用分解基準一覧表によるものとする。

五 商品、仕掛品等の減損の補償

基準第44条第1項第4号に規定する商品、仕掛品等の減損の補償について、商品、仕掛品等の移転に伴う減損は、割増運賃及び運送保険料相当額を専門業者等からの見積等により算定するものとする。

商品、仕掛品等の保管に伴う減損は、保管料の割増料金を専門業者等からの見積等により算定するものとする。ただし、保管することが不可能なもの及び保管することにより商品価値を失うものについては、費用価格（仕入費及び加工費等）の50％を標準として、売却損を算定するものとする。

六 移転広告費その他店舗等の移転に伴い通常生ずる損失額の補償

基準第44条第1項第4号に規定する移転広告費その他店舗等の移転に伴い通常生ずる損失額の補償は、当該地域の実情、営業所の業種、規模及び商圈の範囲等に応じ、次を参考に算定するものとする。

（一） 移転広告費等

イ 移転広告費

移転広告費＝（広告枚数×印刷・用紙代＋諸経費）×回数

ロ 移転通知費

移転通知費＝移転通知枚数×印刷・葉書代＋諸経費

（二） 開店費用等

イ 開店祝費

開店祝費＝招待客数 ×（招待状代＋印刷代＋封書代＋切手代＋酒肴代＋記念品代＋諸経費）

ロ 粗品費

粗品費＝顧客数×粗品代

ハ 捨て看板費

捨て看板費＝本数×看板費単価

(三) その他の費用

法令上の手続及びその他の諸経費、野立看板の書替えに要する費用、営業用自動車の手体文字の書替えに要する費用等

(営業休止の補償(仮営業所を設置して営業を継続する場合)の算定)

第8条 仮営業所を設置して営業を継続する場合の算定は、営業補償金算定書(営業休止の補償)(様式集様式第67号)、認定収益額算定書(様式集様式第71号)、得意先喪失補償額算定書(様式集様式第72～75号)、費用分解一覧表(様式集様式第76号)、固定資産等の売却損補償額算定書(様式集様式第77号)、移転広告費等算定書(様式集様式第78号)及びその他必要な算定書を用いて次のとおり算定するものとする。

一 仮営業所の設置の費用の補償

細則第27第2項(二)に規定する仮営業所の設置の費用の算定は、仮住居要領第4条に準じて算定するものとする。

二 仮営業であるための収益減又は所得減等の補償

基準第44条第2項に規定する仮営業であるための収益減又は所得減等の補償額は、従前の場所で営業をしていたとした場合に得られたであろう収益(又は所得)と仮営業所で得ることができる収益(又は所得)との差額とし、仮営業所を設置する位置、規模及び質的条件、人件費、減価償却費等の過剰遊休化による収益(又は所得)への圧迫、仕入市場と販売市場の変化に伴う運搬費の経費増等を考慮し算定するものとする。

三 仮営業所であることにより一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失額の補償

基準第44条第2項に規定する仮営業所であることにより一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失額の補償は、店舗等の位置を変更することにより、一時的に得意先を喪失することにより生ずる損失を補償するものとし、前条第4号に準じて算定するものとする。

四 仮営業所を設置する場合における商品、仕掛品等の減損、移転広告費等の補償

基準第44条第2項に規定する商品、仕掛品等の減損及び移転広告費等は、前条第5号及び第6号に準じて算定するものとする。

(営業休止の補償(土地等を使用する場合)の算定)

第9条 土地等を使用する場合の営業補償の算定は、次のとおり算定するものとする。

一 細則第27の2第1項に規定する仮営業所を設置して営業を継続する場合の補償の算定は、第8条に準じて算定するものとする。

二 細則第27の2第2項に規定する立地規制等により営業の一部を継続することができない場合の補償の算定は、第10条に準じて算定するものとする。

三 細則第27の2第3項は、第7条に準じて算定するものとする。

(営業規模縮小の補償の算定)

第10条 営業規模縮小の補償の算定は、営業補償金算定書(営業規模縮小の補償)(様式集様式第68号)、固定資産等の売却損補償額算定書(様式集様式第77号)、認定収益額算定書(様式集様式第71号)及びその他必要な算定書を用いて次のとおり算定するものとする。

一 固定資産の売却損の補償

基準第45条第1項第1号に規定する固定資産の売却損の補償は、第6条第2号に準じて算定するものとする。

二 解雇予告手当相当額の補償

基準第45条第1項第1号に規定する解雇予告手当相当額の補償は、第6条第4号に準じて算定するものとする。

三 その他資本及び労働の過剰遊休化により通常生ずる損失額の補償

基準第45条第1項第1号に規定するその他資本及び労働の過剰遊休化による通常生ずる損失額の補償は、次によるものとする。

(一) 資本の過剰遊休化による通常生ずる損失額の補償

資本の過剰遊休化による通常生ずる損失額の補償額＝(固定的経費×縮小率－売却する資産に対する固定的経費)×補償期間

(二) 労働の過剰遊休化による通常生ずる損失額の補償

労働の過剰遊休化による通常生ずる損失額の補償額＝(従業員手当相当額×縮小率－解雇する従業員の従業員手当相当額)×補償期間

資本及び労働の過剰遊休化により通常生ずる損失額の補償の補償期間は、専門家等からの意見を聴取し、又はその他適切な方法により認定するものとする。

(一)、(二)及び第4号に用いる縮小率は、営業用施設の減少の割合が売上高と相関関係にあると判断される業種にあつては次式を参考にして認定するものとし、営業用施設等の縮小率と売上高との相関関係が低いと判断される業種にあつては、営業の内容、規模等の実態を考慮して認定するものとする。

$$\text{縮小率} = 1 - \frac{\text{縮小後の面積等}}{\text{縮小前の面積等}} \quad (\text{小数点以下第四位切り捨て})$$

四 経営効率が低下することにより通常生ずる損失額の補償

細則第28第2項に規定する経営効率が低下することにより通常生ずる損失額の補償は、次によるものとする。

経営効率が低下することにより通常生ずる損失の補償額＝認定収益(又は所得額)×縮小率×補償期間

補償期間は、従前の営業内容、縮小部分がその営業に占める割合、一商品当たりの販売費と単位生産費当たりの生産費の増加及び利益の減少等を勘案し、2年以内で適

正に定めた期間とする。

五 解雇する従業員に対する離職者補償

基準第45条第2項に規定する離職者補償は、第6条第8号に準じて算定するものとする。

(移転工程表)

第11条 営業休止に関する工程表については、建物、工作物、動産の移転期間及び準備期間等を考慮し作成するものとし、非木造建物については、仕様書別記6-2非木造建物調査積算要領に基づき作成した工事工程表、機械設備については、仕様書別記7-1機械設備調査算定要領により基づき作成した移転工程表により作成するものとする。

(営業休止期間)

第12条 営業休止期間は、前条に規定する移転工程表により求めるものとする。

固定的経費認定基準

○ 固定的経費として補償できるもの △ 実情に応じて固定的経費として補償できるもの × 固定的経費として補償できないもの				
番号	項目	細目	認定可否	判断基準
①	公租公課			
	1) 国税	所得税・法人税	×	所得税・法人税は、収益に応じて課税される税であるため、固定的経費としない。
		登録免許税	×	登録免許税は、登記、登録、特許、免許等をするときに課税されるもので、そのときの必要に応じて支出される費用であるため、固定的経費としない。
		印紙税	×	印紙税は、契約書等の一定の文書の作成に伴って課税されるもので、登録免許税と同じく固定的経費としない。
		自動車重量税	○	自動車重量税は、自動車と軽自動車に対して課され、自動車を新規登録または新規届出した時や、継続検査や構造等変更検査を受け、車検証または届出済証の交付を受ける際に課税される。なお、課税期間については自動車の種別・用途により1年から3年と異なっているため、損金経理されるのは交付を受ける事業年度に支出された額となる。 したがって、収益減補償の算定の過程で控除されること及び車両を保有している以上必要な経費であることから、損金経理されている自動車重量税を固定的経費とする。

番号	項目	細目	認定可否	判断基準
	2) 地方税	都道府県民税 ・市町村民税	△	都道府県民税・市町村民税の税務上の取扱いとしては、法人税法では損金経理を認めているが所得税法では認めていない。法人については、法人税額を課税標準として一定率を課税する法人税割と資本金等の額により課税される均等割があるが、法人税割は収益関連税であるため、固定的経費としないが、均等割については損金経理がされている場合、毎年継続して一定額が課税されるものであるため、固定的経費とする。(損益計算書内で「一般管理費及び販売費」に算入されている場合、法人税割については収益として加算する。)
		事業税	×	事業税は、税務上、必要経費として損金経理することが認められているが、収益に応じて課税される税であるため、固定的経費としない。(損益計算書内で「一般管理費及び販売費」に算入されている場合には収益として加算する。)
		不動産取得税	×	不動産取得税は、不動産を取得した者に対して課税されるものであり、そのときの必要に応じて支出される費用であるため、固定的経費としない。
		自動車税	○	自動車税は、自動車の所有者に対して課税されるもので、営業の休止に関係なく自動車の所有者に対し固定して発生する費用であるため、固定的経費とする。
		軽自動車税	○	軽自動車税は、自動車税と同じく軽自動車の所有者に対して課税されるものであるため、固定的経費とする。
		固定資産税	○	固定資産税は、土地、建物等の償却資産の所有者に対して、賦課期日（1月1日）をもって課税されるもので、毎年継続して発生する費用であるため、固定的経費とする。

番号	項目	細目	認定可否	判断基準
		都市計画税	○	都市計画税は、都市計画区域内の土地及び建物の所有者に対して課税するもので、固定資産税と同じく毎年継続して発生する費用であるため、固定的経費とする。
②	基本料金	電気・ガス・水道	△	電気・ガス・水道の基本料金は、休業期間中も継続して支出が予測されるものであるため、固定的経費とする。 ただし、休業期間が長期にわたり、不要と判断される場合には、固定的経費としない。
		電話等	△	固定電話の基本料は、休業期間中も解約しないことが一般的であるので、基本料を固定的経費とするが、休業期間が長期にわたる場合で電話局に一時預けることが適当と認められるときは、必要となる局預け工事費（別途補償を行うこと）及び基本料のうち、回線使用料（基本料）を固定的経費とする。また、携帯電話及びインターネット等の基本料についても、休業期間中に解約することは一般的ではないことから固定的経費とする。 ただし、休業期間が長期にわたり、不要と判断される場合及び携帯電話の附加機能である定額通信料等のオプション料金のうち不要と判断される（解約、再契約をすることで料金体系上不利となる場合を除く）場合は、固定的経費としない。

番号	項目	細目	認定可否	判断基準
③	減価償却費及び維持管理費	有形固定資産	△	建物、構築物及び機械装置等を「有形固定資産」という。これらの資産は、土地を除き時の経過又は使用することにより、摩耗、劣化及び損傷し、やがて耐用年数満了により利用不能となり廃棄される。その際、資産の取得から廃棄までの期間が1会計期間（1ヶ年）以内であれば、その期の費用となるが、その期間が数年にわたる場合は、その資産の耐用年数を見積もり、その総償却額を各年度に割当てることが行われることになる（これを「減価償却」といい、一般に定額法又は定率法を用いて行われる。）。減価償却は、本来、期間損益計算を正しく行うための会計処理の手続で、資産が存する限り営業を休止するしないにかかわらず企業が負担すべき費用である。 したがって、全ての減価償却費は期間損益計算のための会計処理の手段であることから、減価償却費については全額を固定的経費とする。 ただし、休業期間中に、対象物が存続しない期間が生じるときは、固定的経費としない。
		無形固定資産	○	営業権、借地権、特許権、意匠権、商標権及びソフトウェア等を「無形固定資産」といい、借地権を除き、残存価額をゼロにして直接償却により定額法を用いて償却することとなっている。無形固定資産も有形固定資産と同じように期間損益計算を正しく行うためのものであり、営業を休止するしないにかかわらず企業が負担すべき費用であるから、固定的経費とする。

番号	項目	細目	認定可否	判断基準
		繰延資産	△	繰延資産とは、創立費、開業費、開発費、株式交付費、社債発行費の 5 つがあり、科目により期間は若干異なるが、企業会計上は定額法により償却しなければならない。そのため、固定資産と同じように減価償却をすることとなっている繰延資産は、損益計算上では、通常、営業外損益の部で取扱われ、収益額の認定の過程では、本来の営業活動に関係がないことから考慮外となる。 ただし、本来の営業活動に関係し売上高に直接的な影響をもつ経常費用として損金経理した開発費等については、固定的経費とする。
		修繕費	×	修繕費は、通常の維持管理及び修理にかかる費用で軽微な費用の支出をいい、その効果が 1 会計期間（1 ヶ年）以内に消滅するものである。また、費用の支出が一定額を超え資産の価値を増し耐用年数を延長するものについては、資本的支出となり減価償却の対象となるため、耐用年数に応じて償却しなければならない。 したがって、修繕費については、休業期間中は営業をしていないため、建物及び機械等の修理をする必要はなく、固定的経費としない。
		保守料	○	施設警備料、ウイルスソフトライセンス更新料等で企業が所有する機器等の保守点検等のため休業期間中も継続的に支出される費用については、固定的経費とする。
④	土地・建物等の賃借料			
		土地・建物等の賃借料	△	借地、借家等の賃借料については、直接の移転対象となる建物等も含め、休業期間中も継続して賃借し、賃借料を支払うことが一般的である場合は、固定的経費とする。 ただし、営業を行う上で不要と判断されるものや一時的、臨時的なものについては、固定的経費としない。

番号	項目	細目	認定可否	判断基準
⑤	機械器具賃貸借料		△	電算機、コピー機等の機械器具の賃借料は、年間契約により休業期間中も継続して賃借する必要があるものは、固定的経費とする。ただし、契約を解約できるものや一時的、臨時的なものについては、固定的経費としない。
⑥	借入金利子	借入金利子	△	借入金については、長期と短期のものがああり、返済期日が当該決算期日の翌日から 1 年以上のものを「長期借入金」といい、工場や土地などの固定資産を購入する場合など会社の成長のための投資をする場合に発生することが多く、長期的な計画により返済が行われる借入金であり、休業期間中も継続して支出される経費である。一方、1 年未満のものを「短期借入金」といい、短期間の資金繰りに使用する場合などが多く、流動的な借入金であり、休業期間中に返済したり、借入内容を変更することが可能である。 以上のことから、返済期日が当該決算期日の翌日から 1 年以上のものについては固定的経費とし、1 年未満のものについては固定的経費としない。
		割引料	×	割引料は、銀行等に手形を割引いたときに支払う一定の利息であり、営業上の取引関係から必要に応じてその都度発生する費用であり、営業休止中は営業取引は行われないので、固定的経費としない。
⑦	法定福利費		○	法定福利費は、健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険、船員保険等で企業が法律により負担する費用であり、毎年固定して支出されるものであるため、固定的経費とする。

番号	項目	細目	認定可否	判断基準
⑧	福利厚生費	親睦補助費	△	毎年定期的に行われる社員旅行に企業が一定額を必要経費として負担している場合等であれば、每期継続して支出される費用であるので、固定的経費とする。 しかし、会議費のように不定期に発生する費用については、固定的経費としない。
		賄費等	△	企業が所有する寄宿舍・寮に関連して支出される管理人の給料、食堂の賄費、電気・ガス等の基本料金等で企業がその一部を負担しているもので、休業期間中も継続して費用の支出が予測されるものについては、固定的経費とする。 しかし、別途管理料等の名目で寮費等を徴収している場合があるので、この場合は固定的経費としない。 また、企業が購入し社員に貸与する作業着や制服等にかかる費用で、毎年継続的に支出される費用については、固定的経費とする。なお、残業時の夜食代等は、不定期に発生する費用で継続性がないことから、固定的経費としない。
		保健医療費	△	毎年定期的に行われる健康診断に企業が一定額を必要経費として負担している場合は、定期的に支出される費用であるので固定的経費とする。 しかし、医薬品等の定期性、継続性のない費用については、固定的経費としない。
		祝金等	△	祝金等で、必要に応じて不定期に支出される臨時的な費用については、固定的経費としない。 ただし、毎年行われている創業記念、永年勤続記念等の費用については、固定的経費とする。

番号	項目	細目	認定可否	判断基準
		施設管理費	△	企業が管理する診療所、理容室、美容室、娯楽施設、浴場に関して企業がその施設の従業員の給料や電気、ガス等の維持管理費を負担している場合、休業期間中も施設を維持し、継続して費用を負担することが予測される場合は、固定的経費とする。
⑨	広告宣伝費	看板、新聞等	△	看板（屋上看板、野立看板、町内案内看板、電柱看板、浴場看板）、業界新聞、業界雑誌及び年間契約等により継続して広告している一般 PR 雑誌等で、休業期間も継続して支出が予測されるものについては、固定的経費とする。 しかし、捨て看板等の継続性のない臨時的に支出されるものについては、固定的経費としない。
		チラシ等	△	チラシ、PR 用品、景品等に要する費用については、そのときの必要に応じて支出される臨時的な費用であるため、固定的経費としない。 ただし、広告用カレンダー、広告用手帳等で、毎年継続して広告のために支出される費用については、固定的経費とする。
⑩	保険料	火災保険料	△	建物、設備及び商品等に掛ける保険料については、目的物が存在する限り休業期間中も負担する費用であるため、損金経理されている保険料を固定的経費とする。 ただし、休業期間中に、保険の対象物が存続しない期間が生じるときは、固定的経費としない。
		自動車保険	○	自動車損害賠償責任保険も任意の自動車保険も共に、保険の目的物である自動車が存在する限り休業期間中も負担する費用であるため、損金経理されている自動車保険料を固定的経費とする。

番号	項目	細目	認定可否	判断基準
		生命保険	○	法定福利費以外に企業が社員のために掛けている生命保険等で、継続して企業が費用を負担しているものであれば、固定的経費とする。
⑪	諸会費		△	同業組合、連合会、商店会、工業会、納税協会等の諸会費については、休業期間中も継続して支出が予測される費用であるため、固定的経費とする。また、町会費については、一見営業に関係ないように見えるが、継続して支出している場合は、固定的経費として取り扱う。 ただし、企業の本来の業務に関係のない加入者相互間のみの親睦をはかる費用、例えば、親睦会費、ゴルフ会費等については、固定的経費としない。
⑫	定期刊行物等		△	研究用、参考用等の目的で業界誌、専門紙や統計資料等の定期刊行物を継続して購入している場合がある。これらのものは、継続して購入することが業務上意義があり、休業期間中も継続して費用の支出が予測されるものについては、固定的経費とする。 しかし、休業期間中に継続して購入する必要がない日刊新聞、雑誌等については、固定的経費としない。
⑬	顧問料		△	税理士及び公認会計士に対する会計事務処理の依頼及び顧問弁護士に対する報酬額等で、契約により継続して費用の支出が予想されるものについては、固定的経費とする。 しかし、必要に応じて支出される興信所調査料、コンサルタント料、不動産鑑定報酬料等については、固定的経費としない。
⑭	賞与			
		従業員賞与	○	従業員の賞与については、利益の配分的要素が強いものの、社会的に慣習化されたものであり、企業会計上も経常経費として計上されているものであるため、固定的経費とする。

番号	項目	細目	認定可否	判断基準
		役員賞与	△	役員の賞与については、会社法上、役員給与として税務上の損金算入が厳しく制限されているが、税務署への届出や事前の株主総会等での決議要件を満たすことを条件に、役員賞与の損金算入が認められる。 したがって、役員の賞与が損金経理されている場合については、固定的経費とする。

別表 2

売上減少率表（１か月間の売上高を 100 とする）

大 分 類	符号	分 類	構外移転		構内移転	
			短期休業	長期休業	短期休業	長期休業
製 造 業	1	自主計画により生産を行う全国を商圏とする企業	15	15	10	10
	2	自主計画により生産を行う特定地域を商圏とする企業、又は主として受注状況等によって生産する企業	85	120	50	100
	3	主として発注者の計画に従って生産し、限定的取引先を有する企業	115	205	100	190
	4	主として受注状況等によって生産する零細企業又は家内工業	95	125	50	100
建 設 業	5	総合工事を実施する大中規模の建設業	35	40	10	30
	6	総合工事を実施する小規模の建設業（工務店等）、職別工事業（大工事、屋根工事、塗装工事等）及び設備工事業（電気工事、管工事等）	90	105	40	80
卸 売 業	7	問屋街、卸売団地内にある卸売業又は店頭販売を主とする卸売業	90	100	30	60
	8	店頭以外での販売を主とする卸売業	45	50	10	30
小 売 業	9	飲食料品、日用品、雑貨等の最寄品を主として販売する小売業又は製造販売業（生鮮食品、一般食品等の食料、弁当惣菜類、医薬品、化粧品、文具、書籍、CD、陶磁器等）	145	155	50	90
		コンビニエンスストア、その他これに類する小売業				
	10	衣料品、身の回り品等の買回品を主として販売する小売業（紳士服、婦人服、子供服、呉服、和装品、寝具、靴、靴、袋物、アクセサリー等）	110	125	40	80
		ガソリンスタンド、その他これに類する小売業				
	11	家具、電気製品等の専門品を主として販売する小売業（ホームセンター、インテリア、スポーツ用品、時計、メガネ、楽器、自転車等）	90	100	30	60

大 分 類	符号	分 類	構外移転		構内移転	
			短期休業	長期休業	短期休業	長期休業
飲 食 店 業	12	食事を主とする飲食店業（大衆食堂、うどん、中華そば、レストラン、すし屋、お好み焼屋、喫茶店等）	160	170	60	100
	13	酒類を伴う飲食店業（スナック、バー、居酒屋、小料理店等）	80	85	30	50
	14	酒類を伴う高級な飲食店業（料亭、割ぼう店、ナイトクラブ等）	45	50	10	30
サービス業	15	宿泊に関するサービス業（旅館、ホテル、民宿、モーテル等）	110	125	40	80
		娯楽に関するサービス業（劇場、パチンコ店、ゲームセンター、カラオケボックス等）				
		主として個人を対象とした物品、場所の賃貸に関するサービス業（自動車、ビデオ等のレンタル業、貸ホール、結婚式場、駐車場、洗車場等）				
	16	専門家が依頼を受けて行う業務又は事務所において営業活動を行うサービス業（会計事務所、法律事務所、建築設計事務所、不動産仲介店、広告代理店、情報処理事務所等）	80	140	70	130
		主として法人を対象とした物品、場所の賃貸に関するサービス業（事務機器、医療機器等のリース業、倉庫業等）				
		映像・音声・文字情報制作に関するサービス業（ビデオ制作業、出版業等）				
		教育、保育等に関するサービス業（各種学校、学習塾、料理教室、音楽教室、自動車教習所、保育施設等）				
	17	自動車、機械等の整備又は修理に関するサービス業（自動車整備・販売業、機械修理業、自動車板金・塗装業、家具修理業等）	70	75	30	50
	18	医療、介護等に関するサービス業（診療所、マッサージ施術所、老人ホーム等）	120	130	40	70
		生活衛生に関するサービス業（理容業、美容業、クリーニング業、公衆浴場業等）				
	19	その他のサービス業	75	80	20	40

- 注1 この表における「構外移転」とは、店舗等を構外再築工法により移転する場合などを想定したものであり、「構内移転」とは、同一敷地内で現在店舗等に使用されている建物を撤去し、同一敷地内に店舗等を再築または改造等を行う場合などを想定したものである。
- 注2 この表における「長期休業」とは、30日を超える休業であり、機械設備等の移設が生じるため、長期の休業を伴う場合などを想定したものである。
「短期休業」とは、30日以内の休業であり、店舗の移転、開店（業）の準備期間のため、短期の休業を伴う場合などを想定したものである。
- 注3 その他
- イ 本表を直ちに運用できない業種については、実情により別途適正に売上減少率を定めるものとする。
- ロ 地域性、又は知名度等により本表により難しい場合は実情により適正に補正することができるものとする。

別表 3

費用分解基準一覧表

番 号	勘 定 科 目	科 目 の 内 容	限界利益の認定に係る 変動費(×)固定費(○)						備 考
			製造業	建設業	卸売業	小売業	飲食業	サービス業	
1		売 上 高							
	①	総 売 上 高							
	②	売 上 値 引							
		売 上 戻 り 高							
		返 品 戻 り 高							
	③	雑 収 入 作業屑、貯蔵品、 原材料の処分屑 等、リベート 受取保険料							
2		売 上 原 価							
	①	期首商品棚卸高	×		×	×	×	×	
	②	商 品 仕 入 高	×		×	×	×	×	仕入運賃を含む。
	③	仕 入 値 引	×		×	×	×	×	商品の返品戻しを含む。
		仕 入 戻 し 高	×		×	×	×	×	
	④	期末商品棚卸高	×		×	×	×	×	
3		製 造 原 価							
	①	期首材料棚卸高	×				×		
	②	材 料 仕 入 高	×				×		材料の引取費用、材料 副費を含む。
	③	期末材料棚卸高	×				×		
	④	賃 金	○						
	⑤	賞 与	○						引当金の繰入、戻入は 除く。
	⑥	雑 給	×						臨時雇員に対する臨時 的な賃金、給与
	⑦	法 定 福 利 費	○						
	⑧	厚 生 費	○						
	⑨	特許権利使用料	×						
	⑩	試 験 研 究 費	○						
	⑪	退 職 金	○						引当金の繰入、戻入は 除く。

番 号	勘 定 科 目	科 目 の 内 容	限界利益の認定に係る 変動費(×)固定費(○)						備 考
			製造業	建設業	卸売業	小売業	飲食業	サービス業	
	⑫	外 注 加 工 費	×						
	⑬	電 力 費 ガス、水道代	×						基本料金は除く。
	⑭	運 搬 費	×						外注運賃、自社車両費 (燃料費、修繕費)を含む。
	⑮	減 価 償 却 費	○						
	⑯	修 繕 費	○						
	⑰	租 税 公 課	○						
	⑱	賃 借 料 不動産賃借料、 機械等リース、 レンタル料	○						
	⑲	保 険 料	○						
	⑳	消 耗 品 費	×						工場・事務用消耗品、 消耗工具・器具を含む。
	㉑	旅 費	○						
	㉒	交 通 費	○						
	㉓	通 信 費	○						
	㉔	保 管 料	○						
	㉕	雑 費	○						
4		工 事 原 価 (建設業)							
	①	材 料 費		×					
	②	仮 設 経 費		×					仮設材賃借料、仮設損 料、仮設損耗費等
	③	機 械 等 経 費		×					機械等賃借料、機械等 損料、機械等運搬費等
	④	退 職 金		○					現場従業員に対するもの
	⑤	外 注 費		×					労務下請をしている場合の賃金を含む。
	⑥	動力用水光熱費		×					電力、ガス、水道、石油等の費用及び計器類の損料。現場の事務、管理で使用した経費
	⑦	労 務 管 理 費		○					労務者の募集、解散の費用、作業用具、作業用被服、宿舍用品等

番 号	勘 定 科 目	科 目 の 内 容	限界利益の認定に係る 変動費(×)固定費(○)						備 考
			製造業	建設業	卸売業	小売業	飲食業	サービス業	
	⑧	設 計 費		×					外注設計料及び社内の設計費の負担額
	⑨	運 搬 費		×					材料費、機械等経費に含まれるものを除く現場関係の運送諸経費。自社車両費を含む。
	⑩	地 代 家 賃		○					現場で使用する土地、建物等の賃借料
	⑪	事務用消耗品費		○					
	⑫	通 信 交 通 費		○					
	⑬	交 際 費		○					
	⑭	補 償 費		○					道路、河川、隣接物の毀損に対する補償費の額
	⑮	労 務 費		×					現場における直接作業に対する労務者の賃金、割増金、現物給与等
	⑯	租 税 公 課		○					現場において賦課される固定資産税、自動車税等
	⑰	保 険 料		○					現場において賦課される火災保険料、自動車保険料
	⑱	現 場 従 業 員 給 料 手 当		○					現場に従事する従業員の給料手当、賞与、賃金等（労務費の賃金等は含まず）
	⑲	法 定 福 利 費		○					現場において賦課される社会保険料、労災保険料共済組合掛金等
	⑳	福 利 厚 生 費		○					現場従業員に対する福利厚生費、賄費
	㉑	雑 費		○					
5		販売費・一般管理費							
	①	販 売 員 給 与	○	○	○	○			
	②	販 売 員 旅 費	○	○	○	○			

番 号	勘 定 科 目	科 目 の 内 容	限界利益の認定に係る 変動費(×)固定費(○)						備 考
			製造業	建設業	卸売業	小売業	飲食業	サービス業	
	③	広 告 宣 伝 費	○	○	○	○	○	○	
	④	容 器 包 装 費	×	×	×	×	×	×	荷造材料費を含む。
	⑤	発 送 配 達 費	外注運搬費 荷 造 費 自 社 車 両 費	×	×	×	×	×	車両燃料費、修繕費を含む。
	⑥	販 売 促 進 費		×	×	×	×	×	販売手数料、見本費を含む。
	⑦	役 員 報 酬		○	○	○	○	○	
	⑧	事 務 員 給 与		○	○	○	○	○	
	⑨	雑 給		×	×	×	×	×	臨時雇員に対する臨時的賃金、給与
	⑩	従 業 員 賞 与		○	○	○	○	○	引当金の繰入・戻入は除く。
	⑪	退 職 金		○	○	○	○	○	引当金の繰入・戻入は除く。
	⑫	減 価 償 却 費		○	○	○	○	○	
	⑬	地 代 ・ 家 賃		○	○	○	○	○	不動産賃借料、事務用機械車両等のレンタル料、リース料を含む。
	⑭	修 繕 費		○	○	○	○	○	
	⑮	事務用消耗品費		○	○	○	○	○	
	⑯	通 信 交 通 費		○	○	○	○	○	
	⑰	水 道 光 熱 費		○	○	○	×	×	
	⑱	租 税 公 課		○	○	○	○	○	
	⑲	寄 付 金		○	○	○	○	○	
	⑳	外 注 費		×	×	×	×	×	
	㉑	保 管 料			×	×			
	㉒	接 待 交 際 費		○	○	○	○	○	
	㉓	保 険 料		○	○	○ 50 %	○	○	
	㉔	備品・消耗品費		○	○	○	○	○	
	㉕	法 定 福 利 費		○	○	○	○	○	
	㉖	厚 生 費		○	○	○	○	○	
	㉗	管 理 諸 費		○	○	○	○	○	顧問料等の専門家費用
	㉘	試 験 研 究 費		○	○	○	○	○	
	㉙	諸 会 費		○	○	○	○	○	
	㉚	組 合 費		○	○	○	○	○	

番 号	勘 定 科 目	科 目 の 内 容	限界利益の認定に係る 変動費(×)固定費(○)						備 考
			製造業	建設業	卸売業	小売業	飲食業	サービス業	
	⑪	図 書 費	○	○	○	○	○	○	
	⑫	雑 費	○	○	○	○	○	○	
6		営 業 外 費 用							
	①	借入金利息	○	○	○	○	○	○	
		支払利息割引料	○	○	○	○	○	○	
		手形割引料	○	○	○	○	○	○	
		社 債 利 息	○	○	○	○	○	○	

注 1 費用分解にあたり、個人営業の場合には必要経費中に自家労働の評価額は含まないものとする。
 なお、個人営業と事実上ほとんど差異のない法人営業については、個人営業の場合と同様に取り扱うことができるものとする。

2 貸倒償却、繰延資産の償却は除く。

3 本表以外の業種においては、本表を参考に固定費を認定するものとする。

営 業 調 査 積 算 要 領

第 1 章 総 則

(趣旨)

第 1 条 営業補償の調査算定にあたっては、営業要領によるほか、本要領により行うものとする。

第 2 章 調 査

(調査)

第 2 条 営業補償の調査は、営業要領第 2 条により行うほか、次によるものとする。

仮営業所に関する調査を指示されたときは、次の各号による調査を行うものとする。

- 一 仮営業所設置場所及び仮営業所用建物の存在状況
- 二 仮設建物の建設に関する資料
- 三 仮設組立建物等の資材のリースに関する資料

第 3 章 積 算

(補償額の算定)

第 3 条 営業補償の算定は、営業要領第 6 条から第 1 0 条により行うほか、次によるものとする。

仮営業所を設置して営業を継続する場合の仮営業所の設置の費用にあたり、権利金等の一時金相当額、地代、標準家賃は調査職員の指示による。

(営業補償金算定概説書)

第 4 条 受注者は、調査算定に関し、次の事項を記載した概説書を作成するものとする。

- 一 事業概況
- 二 移転工程及び営業休止期間の概要
- 三 補償項目毎の補償内容の概要
- 四 その他必要な事項

居住者調査算定要領

第1章 調 査

(居住者調査)

第1条 受注者は、調査区域内の建物に居住する者について調査を行い、自家居住者又は貸家所有者については居住者調査表（様式集様式第79号）を、借家人又は借間人については居住者調査表（様式集様式第80号）を作成するものとする。また、配偶者居住権については、居住者調査表（様式集様式第79号）に当該権利の有無の調査結果等を記載することとする。

なお、貸家及び借家又は借間については、居住を目的としない場合も居住者調査表を作成するものとする。

第2章 積 算

(仮住居等補償金の算定)

第2条 補償額の算定は、別記12-2仮住居等に要する費用に関する調査算定要領により行うほか、次の各号によるものとし、仮住居補償金調査算定書（様式集様式第82-1号）を作成するものとする。

- 一 調査区域内の建物に居住する者がいる場合、又は当該建物に一般動産がある場合で、調査職員の指示によりその関係人ごとに算出すること。
- 二 仕様書第84条により決定された移転工法が2案以上考えられる場合は、調査職員の指示による工法とすること。
- 三 仮住居等面積は、原則、建物調査の成果に基づくこと。
- 四 1平方メートル当たり標準家賃（月額）は、調査職員の指示による。
- 五 現在家賃（月額）は、居住者調査に基づき借家人が支払っている額を計上する。
- 六 仮住居補償期間は、調査職員の指示による。
- 七 仮住居建物の権利金等の一時金相当額の算出は、調査職員の指示による。
- 八 借家人又は借間人であって、当該人に関し第5条による借家人補償を行う場合には、本条は適用しない。

(動産保管料の算定)

第3条 動産要領により調査した動産のなかに、倉庫等に保管された一般動産等で仮住居に保管することが適当でないものがあるときは、当該保管等に係る倉庫料等の見積書又は料金表等を関係業者から複数徴したうえ、仮倉庫補償金調査算定書（様式集様式第82-2号）を作成するものとする。

(家賃減収補償金の算定)

第4条 補償額の算定は、移転を要する建物に借家人（借家人を含む。以下同じ。）が居住している場合で調査職員が指示するときにおいて、別記12-3家賃減収補償金調査算定要領により行うほか、次の各号によるものとし、家賃減収補償金算定書（様式集様式第83号）を作成するものとする。

- 一 補償期間は、調査職員の指示による。
- 二 家賃は、当該建物の所有者に係る居住者調査の成果に基づく家賃とすること。

(借家人補償金の算定)

第5条 補償額の算定は、移転を要する建物に借家人が居住している場合で、調査職員が指示するときにおいて、別記12-4借家人補償金調査算定要領により行うほか、次の各号によるものとし、借家人補償金調査算定書（様式集様式第84号）を作成するものとする。

- 一 賃貸借契約において返還されないことと約定されている一時金及び返還されることと約定されている一時金に係る補償額の算出については、調査職員の指示による。
- 二 家賃差補償については、次による。
 - イ 借家面積は、居住者調査の成果に基づく面積とする。ただし、借家面積を補正する場合は、調査職員の指示による。
 - ロ 1平方メートル当たり、標準家賃（月額）及び補償期間は、調査職員の指示による。
 - ハ 現在家賃（月額）は、当該借家人に係る居住者調査の成果に基づく家賃とする。

(移転雑費補償金の算定)

第6条 補償額の算定は、別記12-5移転雑費算定要領により行うほか、次表によるものとし、移転雑費補償金算定書（様式集様式第85-1号）を作成するものとする。

算定区分	算 定 方 法
算 定 方 法	1 補償額は、関係人ごとに標準書等により算定する。 2 補償額は、土地、建物、工作物及び居住者関係の各成果に基づいて算定する。 3 各算定に係る建物の移転工法は、調査職員の指示による。
補 償 項 目	本条における補償項目は、移転先又は代替地の選定に要する費用、法令上の手続きに要する費用、転居通知費・移転旅費その他の雑費、就業できないことにより通常生ずる損失の補償額の4項目とし、各項目別にそれぞれ次による算出書（様式集様式第85－1号）により算定する。
移転先選定費	移転先選定の方法は、調査職員の指示による。 1 自己選定の場合は、次式により算定する。 $\text{交通費及び日当} \times \text{補償日数} = \text{移転先選定に要する費用}$ 2 業者選定の場合で建物等の所有者の場合は、次式により算定する。 $\text{仮住居選定に要する費用} + \text{移転先（土地）選定に要する費用} + \text{交通費及び日当} = \text{移転先選定に要する費用}$ (1) 仮住居選定に要する費用は、第2条による仮住居補償を行う場合に計上するものとし、次式により算定する。

算 定 区 分	算 定 方 法
移転先選定費	仮住居の1月当たり借賃× 0.5 = 仮住居選定に要する費用 イ 仮住居の1月当たり借賃は、第2条により算定した仮住居の1月当たり借賃とする。 ロ 借家人のみが負担する慣習がある地域は、0.5を1とすることができる。(3(2)において同じ。) (2) 移転先(土地)選定に要する費用は、次式により算定する。 土地等の価額×報酬率＝移転先(土地)選定に要する費用 イ 土地等の価格は、調査職員の指示による。 3 業者選定の場合で借家人又は借間人の場合は、次の(1)又は(2)による。 (1) 第2条による仮住居補償を行う場合は、2の(1)に準じて算定した額に交通費及び日当を加えて算出する。 (2) 第5条による借家人補償を行う場合は、次式により算出する。 移転先の1月当たり借賃× 0.5 + 交通費及び日当＝移転先選定に要する費用 イ 移転先の1月当たり借賃は、第5条により算定した移転先の1ヶ月当たり借賃とする。
法令上の手続費	法令上の手続費に要する費用は、移転雑費要領第3条第2項のうち必要とされる費用をそれぞれ算定したものの合計額とする。
転居通知費・移転旅費、その他の雑費	転居通知費・移転旅費、その他の雑費に要する費用は、基本額と加算額の合計額とする。

算 定 区 分	算 定 方 法
就業不能損失	1 建設予定地の補償日数は、再築に係る日数（移転先）の範囲で実態に応じて計上するものとする。 2 次の（１）～（３）までに掲げる項目については、調査職員が指示するときに算定する。 （１） 工作物 （２） 資材置場等 （３） 農地
端 数 処 理	算定の過程において生じる金額の端数については、円未満を切り捨てることとする。ただし、登録免許税の端数処理はその取り扱いによる。

仮住居等に要する費用に関する調査算定要領

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 この要領は、高知県の公共事業の施行に伴う損失補償基準細則（平成12年3月6日付け第979号土木部長通知。以下「細則」という。）第17に規定する仮住居等に要する費用に係る調査算定に適用するものとする。

第2章 調査

(調査)

第2条 仮住居等に要する費用の算定にあたっては、世帯ごとに次の各号に定める事項について調査を行い、仮住居補償金調査算定書（様式集様式第82-1号）及び仮倉庫補償金調査算定書（様式集様式第82-2号）に必要事項を記載するものとする。

- 一 居住者の氏名及び住所
- 二 居住者数
- 三 自家、借家、借間、配偶者居住権の別
- 四 住居面積、借家人の場合は、借家、借間面積及び使用の状況
- 五 その他必要と認める事項

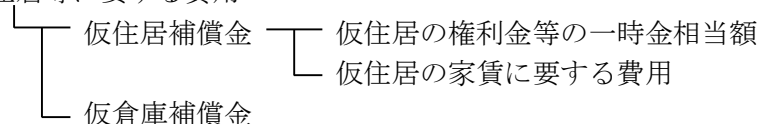
第3章 算定

(補償額の構成)

第3条 仮住居等に要する費用の構成は、次のとおりとする。

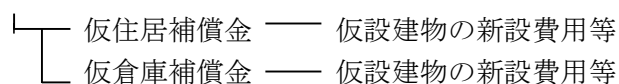
〈賃借りすることが可能な場合の構成〉

仮住居等に要する費用



〈賃借りすることが著しく困難な場合の構成〉

仮住居等に要する費用



(補償額の算定)

第4条 仮住居等に要する費用は、仮住居補償金調査算定書（様式集様式第82-1号）、仮倉庫補償金調査算定書（様式集様式第82-2号）を用いて算定するものとする。

(標準家賃)

第5条 細則第17第3項(三)に規定する標準家賃(月額)は、次によるものとする。

一 標準家賃(月額)は、当該地域における平方メートルあたりの標準家賃単価(月額)に仮住居等面積を乗じたものとする。

二 当該地域における平方メートルあたりの標準家賃単価(月額)は、次によるものとする。

(一) 賃貸事例を収集する地域の範囲は、当該地域の実情等(行政区域や土地評価上の地域の範囲等を考慮)により、従前の建物と同種の建物の新規賃貸事例が存する範囲とする。

(二) 従前の建物と同種の建物の新規賃貸事例は、原則、五件程度収集するものとする。ただし、前号で認定した調査範囲内に従前の建物と同種の建物の新規賃貸事例が無い場合等は、不動産鑑定業者の意見により標準家賃を認定できるものとする。

(三) 新規賃貸事例の調査は、次の事項について行うものとする。

ア 建物の種類

戸建てと集合に区分するものとする。

イ 建物の構造

木造、非木造に区分するものとするが、非木造でもその構造により価格差がある場合には、さらに鉄骨造、軽量鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造に区分するものとする。

ウ 建物の用途 住宅、店舗、事務所、倉庫、その他に区分するものとする。

エ 適用面積

間取りを考慮して、借家借間面積の適用範囲を区分するものとする。

オ 経過年数

当該地域において、価格差が生ずる建物の経過年数の範囲により区分するものとする。

カ 設備

浴室の有無(有る場合は、単独、共同の別)、トイレ(単独、共同の別)により区分するものとする。

キ その他

交通接近条件(交通施設との距離、商業施設との接近の程度、公共施設等との接近の程度)、建物立地条件(階、方位、位置)、その他の要素により、価格差が生ずる場合には、その要素により区分するものとする。

(四) 収集した賃貸事例により標準家賃単価算出表(様式集様式第100号)を作成し、平方メートルあたりの平均賃料を算出したものを平方メートルあたりの標準家賃単価(月額)とする。

(五) 端数処理は、平方メートルあたりの標準家賃単価(月額)については一円未満を切り捨てるものとし、第1項により算出した標準家賃(月額)は原則として一〇、〇〇〇円未満のときは、一〇円未満を、一〇、〇〇〇円以上のときは、一〇〇円未満を切り捨てるものとする。

(仮住居等面積)

第6条 仮住居等面積は、次によるものとする。

一 建物所有者及び配偶者居住権を有する者

住家における仮住居面積は、従前の住居面積とし、住居面積とは原則として常時居住の用に供している部分の延べ面積とする。ただし、これにより難い場合は、仮住居の使用の実情に応じて面積を適正に補正することができるものとする。

倉庫等の非住家においては、個別に動産保管に必要な面積を認定するものとする。

二 借家人及び借間人

借家人及び借間人においては、原則として、従前の借家借間面積とするが、これにより難い場合は、仮住居の使用の実情に応じて面積を適正に補正することができるものとする。

(仮住居期間)

第7条 仮住居期間は、建物移転工事期間に前後の準備期間を加えたものとし、非木造建物については、仕様書別記6-2非木造建物調査積算要領（以下「非木造要領」という。）に基づき作成した工事工程表より求めるものとする。

家賃減収補償調査算定要領

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 この要領は、高知県の公共事業の施行に伴う損失補償基準細則（平成12年3月6日付け第979号土木部長通知。以下「細則」という。）第17-2に規定する家賃減収補償に係る調査算定に適用するものとする。

第2章 調査及び調査表等の作成

(調査)

第2条 家賃減収補償の算定にあたっては、建物ごとに次に掲げる事項について調査を行うものとする。

- 一 建物所有者等の住所又は所在地及び氏名又は名称
- 二 建物所在地
- 三 賃料その他の契約条件、契約期間、入居期間及び定期借家契約である場合にはその期間
- 四 従前の家賃に関する調査 家賃減収の対象となる建物の補償契約締結前一年間における各室ごとの家賃収入額を調査する。なお、調査は賃貸借契約書等により行うものとし、可能な範囲でその写しを入手するものとする。
- 五 その他必要と認める事項

(調査表)

第3条 前条の調査結果に基づき、家賃調査表（様式集様式第81号）に当該各号に定める事項を記載することにより作成するものとする。

- 一 建物番号
- 二 建物所在地
- 三 調査者
- 四 調査年月日
- 五 建物所有者等の住所及び氏名（法人等にあつては所在地及び及び名称）
- 六 室等番号
- 七 月額家賃
- 八 調査前1年間の従前の家賃（月額）の合計
- 九 従前の月額家賃

第3章 算定

(補償額の算定)

第4条 家賃減収補償は、家賃減収補償金算定書（様式集様式第83号）を用いて、次により算定するものとする。

一 従前の建物の家賃（月額）

細則第17-2第3項に規定する従前の建物の家賃（月額）とは、補償契約締結前の一年間における当該建物に係る家賃収入額（細則第17-2第4項により相当と認められる期間を加える場合において、同項の借家借間人が移転してから補償契約締結までの期間の家賃収入の相当額を加えた額）を一二で除した額とする。

二 細則第17-2第4項に規定する補償期間は次によるものとする。

(一) 借家借間継続の場合

建物の移転工事期間とし非木造建物については非木造要領に基づき作成した工事工程表より認定するものとする。

(二) 借家借間不継続となる場合

建物の移転工事期間に加えて現借家借間人の退去及び新借家借間人の移転後の建物への入居に要する期間として、準備期間を移転前後に原則として各一ヶ月加算することができるものとする。

借家人補償調査算定要領

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 この要領は、高知県の公共事業の施行に伴う損失補償基準細則（平成12年3月6日付け第979号土木部長通知。以下「細則」という。）第18に規定する借家人に対する補償（以下「借家人補償」という）に係る調査算定に適用するものとする。

第2章 調査

(調査)

第2条 借家人補償の算定にあたっては、世帯ごとに次に掲げる事項について調査を行い、居住者調査表（借家人・借間人用）（様式集様式第80号）に必要事項を記載するものとする。なお、調査は住民票、賃貸借契約書等により行うものとする。

- 一 借家借間人の住所又は所在地及び氏名又は名称
- 二 建物所有者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- 三 借家借間人の情報
- 四 建物所有者との関係、現在月額家賃、借家・借間面積、貸主からの返還見込額、契約年月日、入居年月日、入居期間、契約書、住民票等の有無
- 五 その他必要と認める事項

第3章 算定

(補償額の構成)

第3条 借家人補償金の構成は、次のとおりとする。

借家人補償金

└──	賃貸借契約において借家人に返還されないことと約定されている一時金
└──	賃貸借契約において借家人に返還されることと約定されている一時金
└──	家賃差補償

(補償額の算定)

第4条 借家人補償金は、借家人補償金算定表（様式集様式第84号）を用いて算定するものとする。

(標準家賃)

第5条 細則第18第2項（一）に規定する標準家賃（月額）は、次によるものとする。

- 一 標準家賃（月額）は、当該地域における平方メートルあたりの標準家賃単価（月額）に借家借間面積を乗じたものとする。

二 当該地域における平方メートルあたりの標準家賃単価（月額）は、次によるものとする。

（一） 賃貸事例を収集する地域の範囲は、当該地域の実情等（行政区域や土地評価上の地域の範囲等を考慮）により、従前の賃借建物に照応する建物の新規賃貸事例が存する範囲とする。

（二） 従前の建物に照応する建物の新規賃貸事例は、原則、五件程度収集するものとする。ただし、前号で認定した調査範囲内に従前の賃借建物に照応する建物の新規賃貸事例がない場合等は、不動産鑑定業者の意見により標準家賃を認定できるものとする。

（三） 新規賃貸事例の調査は、次の事項について行うものとする。

ア 建物の種類

戸建てと集合に区分するものとする。

イ 建物の構造

木造、非木造に区分するものとするが、非木造でもその構造により価格差がある場合には、さらに鉄骨造、軽量鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造に区分するものとする。

ウ 建物の用途

住宅、店舗、事務所、倉庫、その他に区分するものとする。

エ 適用面積

間取りを考慮して、借家借間面積の適用範囲を区分するものとする。

オ 経過年数

当該地域において、価格差が生ずる建物の経過年数の範囲により区分するものとする。

カ 設備

浴室の有無（有る場合は、単独、共同の別）、トイレ（単独、共同の別）により区分するものとする。

キ その他

交通接近条件（交通施設との距離、商業施設との接近の程度、公共施設等との接近の程度）、建物立地条件（階、方位、位置）、その他の要素により、価格差が生ずる場合には、その要素により区分するものとする。

（四） 収集した賃貸事例により標準家賃単価算出表（様式集様式第100号）を作成し、平方メートルあたりの平均賃料を算出したものを平方メートルあたりの標準家賃単価（月額）とする。

（五） 端数処理は、平方メートルあたりの標準家賃単価（月額）については一円未満切り捨てとし、原則として第1項により算出した標準家賃（月額）が一〇,〇〇〇円未満のときは一〇円未満を、一〇,〇〇〇円以上のときは一〇〇円未満切り捨てとする。

(補償年数)

第6条 細則第18第3項に掲げる補償年数は、家賃差補償年数表（別表）の区分による範囲で定めるものとする。ただし、借家人が居住又は使用している期間が、家賃差補償年数表に定められた年数を下回る場合は、当該期間（当該期間が一年未満の場合は一年）を年数とみなすものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、特段の事情があると認められるときは、各区分の補償年数を一年の範囲内で補正することができるものとする。

別表 家賃差補償年数表

従前の建物との家賃差	年 数
3.0倍超	4年
2.0倍超 3.0倍以下	3年
2.0倍以下	2年

移転雑費算定要領

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 この要領は、高知県の公共事業の施行に伴う損失補償基準細則（平成12年3月6日付け第979号土木部長通知。以下「細則」という。）第21に規定する移転雑費に係る算定に適用するものとする。

第2章 算定

(補償額の構成)

第2条 移転雑費の構成は、次のとおりとする。

移転雑費	├	移転先又は代替地等の選定に要する費用
	├	法令上の手続に要する費用
	├	転居通知費、移転旅費その他の雑費
	└	就業できないことにより通常生ずる損失の補償

(算定)

第3条 移転雑費は、移転雑費補償金算定書（様式集様式第85-1号）を用いて次のとおり算定するものとする。

一 移転先又は代替地等の選定に要する費用

(一) 移転先等の選定に要する日数

細則第21第2項（一）に掲げる移転先又は代替地等の選定に要する日数は、標準書移転先選定費補償日数表によるものとする。

(二) 宅地建物取引業者の報酬額

細則第21第2項（三）に掲げる宅地建物取引業者への報酬額は「宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額」

（昭和45年10月23日建設省告示第1552号）によるものとし、一〇〇円未満切り捨てとする。

なお、細則第21第2項（三）二号及び三号に掲げる貸借に必要な媒介報酬相当額の算出にあたっては、原則として地域における標準家賃（月額）を算出した上で算出するものとする。

二 法令上の手続に要する費用

(一) 建物等の建築に関する手続費用

ア 細則第21第3項（一）に掲げる建築物確認申請手数料は、建築基準法第

6条第1項（同法第88条第2項において準用する場合を含む。）に規定する建築確認を必要とする建築物等の確認申請手数料（中間検査手数料及び完了検査手数料、構造計算適合性判定手数料を含む。）とする。

イ 建築物確認申請手続業務報酬額

建物等を移転するために建築物確認申請が必要な場合に、必要となる建築確認申請手続業務報酬額（確認申請図書の作成及び確認申請の代行に要する費用）は原則として、本号（ウ）に定める設計、工事監理等業務報酬額に含むものとする。ただし、設計、工事監理等業務報酬額を補償しない場合であって、確認申請図書の作成及び確認申請の代行が必要と認められるときは、当該費用を補償するものとする。

ウ 建築物の設計、工事監理等業務報酬額

建物等を移転するために一級建築士、二級建築士又は木造建築士による設計及び工事監理を必要とするもののほか、原則として建築物確認申請を要するものについては、国土交通省告示第8号（令和6年1月9日）第四に定める略算方法に基づき算定した額を計上し、一〇〇円未満切り捨てとする。

なお、これにより難い場合は実態を調査して補償するものとする。

- （二） 移転に伴う建物の登記に要する費用は、登録免許税法及びその他の法令に基づき算定した登録免許税相当額に加えて、土地家屋調査士、司法書士等へ登記手続を依頼するために必要な報酬額を計上するものとする。
- （三） 土地の登記に要する費用は、登録免許税法及びその他の法令に基づき算定した登録免許税相当額に加えて司法書士等への報酬額を計上するものとする。
- （四） 細則第21第3項（五）に掲げる法令上の手続のために必要な交通費及び日当に乗じる日数は、標準書就業不能損失補償日数内訳表のうち法令上の手続にかかる日数を適用するものとする。

三 転居通知費、移転旅費その他の雑費

- （一） 細則第21第4項（一）に掲げる書状による転居通知のための費用は、転居に伴う私製はがき（印刷代含む）及び郵送代等を計上するものとする。
- （二） 細則第21第4項（三）に掲げる建物の移転又は代替地の確保のために必要となる印紙税相当額は、次により算出するものとする。

ア 土地に関する費用

土地所有者の場合は、取得する土地価額、借地権者等の場合は、借地権価額を基に印紙税法第7条別表第1により算定した額を計上するものとする。なお、残地が存する場合において建物の移転先又は代替地を取得するために処分する必要がある残地の面積（原則として一体利用されている範囲）を加算することができるものとする。

イ 建物等に関する費用

建物等の請負工事契約を締結する際に必要となる印紙税相当額を印紙税法第7条別表第1により算定した額を計上するものとする。

- （三） 移転に伴い転校を余儀なくされる場合の新規教材購入費等の費用
必要に応じて最小限の費用を計上するものとする。

(四) 当該地域の実情に応じて必要とされる地鎮祭、上棟式、建築祝のための費用

ア 地鎮祭費用

当該地域において、建物等の建築工事に着手する前に工事中の安全無事を祈りその土地の神を鎮めるための祭儀又はこれと同等の儀式を行う慣行がある場合、地域の実情に応じた費用を計上するものとする。

イ 上棟式費用

当該地域において、建築物の棟木を上げるときに神をまつる儀式又はこれと同等の儀式を行う慣行がある場合、地域の実情に応じた費用を計上するものとする。

ウ 建築祝のための費用

当該地域において、建築物が完成したときに建築祝を行う慣行がある場合、地域の実情に応じた費用を計上するものとする。

四 就業できないことにより通常生ずる損失の補償額

労働賃金（日額）×就業不能日数

細則第21第6項に掲げる補償日数は、標準書就業不能損失補償日数内訳表に掲げる日数を限度として実情に応じて適宜求めた日数とするものとする。

動産移転料調査算定要領

第 1 章 総則

(適用範囲)

第 1 条 この要領は、高知県の公共事業の施行に伴う損失補償基準細則（平成 12 年 3 月 6 日付け第 979 号土木部長通知。以下「細則」という。）第 16 に規定する動産移転料に係る調査算定に適用するものとする。

2 調査算定にあたり、動産は次表のとおり区分するものとする。

動産区分	判 断 基 準
屋内動産	居住用家財、店頭商品、事務用什器、その他の動産で普通引越荷物として取り扱うことが適当なもの
一般動産	木材、薪炭、石炭、砂利、庭石、鉄鋼、据付けをしていない機械器具又は金庫その他の動産で、容積及び重量で台数積算を行うのが適当なもの

第 2 章 調査及び調査表等の作成

(調査)

第 2 条 動産に関する調査は、世帯（居住用家財以外は所有者）ごとに次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 動産所有者、建物所有者の氏名又は名称及び住所又は所在地（建物番号及び室番号）
- 二 動産の所在地
- 三 住居又は店舗等の占有面積及び収容状況、家族人員
- 四 一般動産及び住居面積別標準台数表（別表 1）が適用できない屋内動産については、品目、形状、寸法、容量及び重量
- 五 ピアノ、美術品、金庫等で取扱いの困難な動産については、個別に調査するものとする。
- 六 動産の現況が把握できる写真の撮影
- 七 その他必要と認められる事項

(調査表)

第3条 動産の調査表は、前条の調査の結果に基づき、動産調査表（様式集様式第86-1号）に当該各号に定める事項を記載することにより作成するものとする。

- 一 調査年月日 調査を実施した年月日
- 二 調査者 調査を実施した担当者の氏名
- 三 動産所在地 動産の所在地
- 四 動産所有者の住所及び氏名又は名称（法人を代表する者の住所及び氏名）
- 五 土地所有者の住所及び氏名又は名称（法人を代表する者の住所及び氏名）
- 六 建物所有者の住所及び氏名又は名称（法人を代表する者の住所及び氏名）
- 七 建物番号 動産が存する建物の建物番号
- 八 建物の種類構造 動産が存する建物の種類構造
- 九 建物延床面積 動産が存する建物の延床面積
- 十 住居面積 所有者が常時居住の用に供している部分の延べ面積
- 十一 家族人 動産が存する建物の居住人数（一世帯あたり）
- 十二 屋内動産台数 貨物自動車台数
- 十三 字・地番 動産毎の所在地
- 十四 動産の品名 動産の具体的な品名
- 十五 種類 屋内動産（屋内動産は第2条第四号により個別調査を実施したもののみ記載）、一般動産の別（一般動産は必要に応じて屋内、屋外に区分）
- 十六 形状寸法（計算式）
 - 幅×奥行×高さ×個数
 - 一個あたりの重量×個数
 - 幅×奥行×個数
- 十七 重量・数量又は体積 運搬に必要な貨物自動車台数を算出するための重量・数量又は体積

(動産数量の計測、計算数値の取扱い)

第4条 動産調査表へ記載する数量等は次によるものとする。

- 一 測定単位
動産の幅、奥行、高さの計測単位はメートルを基本とし、小数点以下第二位（小数点以下第三位四捨五入）までとする。重量の計測単位はトンを基本とし、小数点以下第二位（小数点以下第三位四捨五入）までとする。ただし、幅、奥行、高さ等で小数点以下第二位の計測が困難なものはこの限りではない。
- 二 計算単位
計測した数値を基に算出した重量、体積及び面積は、小数点以下第三位（小数点以下第四位切り捨て）までとする。
- 三 集計方法
各動産ごとに算出した重量、体積及び面積は、住居面積別標準台数表（別表1）が適用できない屋内動産、一般動産（必要に応じて屋内、屋外に区分）の別に集計し、その合計については小数点以下第二位（小数点以下第三位四捨五入）までとする。

(図面等)

第5条 作成する図面の種類は次のとおりとする。

- 一 写真撮影方向図 第2条第六号に規定する写真撮影を行った場合は写真撮影方向図を作成するものとする。
- 二 その他図面 その他の図面は、必要に応じて適宜作成するものとする。

第3章 算定

(補償額の構成)

第6条 動産移転料の構成は、次のとおりとする。

動産移転料 — 屋内動産移転料
 — 一般動産移転料

(補償額の算定)

第7条 動産移転料の算定は、動産移転料算定書(様式集様式第87号)を用いて、次式により算定した額とする。

- 一 動産移転料 = (貨物自動車一台あたりの動産の移転に通常要する梱包、小運搬、積み込み、積み卸しのために必要な労力費、運賃、荷造りの材料費、その他の雑費の合計額)
× 運搬に必要な貨物自動車台数

(一) 労力費

屋内動産にあつては、二トン積貨物自動車の場合は荷扱夫の平均賃金の二人分とし、四トン積貨物自動車の場合は荷扱夫の平均賃金の四人分とし、一般動産にあつては二トン積貨物自動車の場合は荷扱夫の平均賃金の一人分とする。ただし、通常の小運搬の範囲を超える小運搬が必要であると認められるときは、実情に応じて適宜補正することができるものとする。

(二) 運賃

屋内動産にあつては当該地域における引越荷物に係る一日当たりの標準的な一般貨物自動車の運賃を一日当たりの往復回数(通常二回とし、当該地域の実情に応じて適宜一回とすることができるものとする。)で除した運賃とし、一般動産にあつては使用車両の最大積載量及び移転距離(通常四キロメートルとし、当該地域の実情に応じて適宜加算できるものとする。)に基づいた当該地域における一般貨物自動車の標準的な運賃とする。

(三) 荷造材料費

ダンボール箱、ガムテープ等の荷造りに要する資材費とする。

(四) その他の雑費

(一) から (三) の費用の合計額の一〇パーセントとする。

(五) 細則第16第3項に規定する取扱いの困難な動産については、通常移転に要する費用に加えて、その実情に応じて必要な経費を加算することができるものとする。

- 二 建物を残地に移転する場合においては、第一号により算定した額の五〇パーセントから一〇〇パーセントの範囲内で適正に定める額を貨物自動車一台あたりの動産の移転費とする。

三 当該動産の運搬に必要な貨物自動車台数は、次のとおり認定するものとする。

(一) 屋内動産

屋内動産の運搬に必要な貨物自動車台数は、原則として、住居面積別標準台数表(別表1)を適用して求めるものとする。なお、住居面積別標準台数表によることが著しく実情に合わない認められる場合は、一般動産と同様に実測数量を調査し、

台数を認定することができるものとする。

(二) 一般動産

一般動産の運搬に必要な貨物自動車は、動産の品目、種類、数量、体積等に応じた貨物自動車とする。

台数の認定にあたっては、動産調査表にて集計した数量を一台あたりの積載量で除したものとする。集計した数量が体積及び面積の場合は原則として標準積載量表（別表2）で除した台数を認定するものとする。動産の集計は、重量、体積、面積ごとに集計し、それぞれ算出した運搬に必要な貨物自動車台数を合算するものとする。なお、小数点以下の数値がある場合に、四トン積貨物自動車を標準とした場合、

○. 五未満の場合は二トン積貨物自動車一台、○. 五以上の場合は四トン積貨物自動車一台を認定するものとし、二トン積貨物自動車を標準とした場合は小数点以下第一位を切り上げた台数とする。

- 2 仮住居等を経由して移転する場合においては、前項により算定した額に同額（第1項第一号（一）ただし書きにより補正しているときは補正により増額した額を、第1項第一号（二）において一日の往復回数を一回又は移転距離を四キロメートル以上としているときは、一日の往復回数二回又は移転距離四キロメートルとして計算した額を超える額を、それぞれ控除するものとする。）を加算するものとする。

別表1 住居面積別標準台数表

住居面積	15 m ² 未満	15 m ² 以上 30 m ² 未満	30 m ² 以上 50 m ² 未満	50 m ² 以上 75 m ² 未満	75 m ² 以上 105 m ² 未満	105 m ² 以上 140 m ² 未満	140 m ² 以上 180 m ² 未満	180 m ² 以上
2トン積貨物自動車台数	1台		1台		1台		1台	
4トン積貨物自動車台数		1台	1台	2台	2台	3台	3台	4台

注（1）この表は、家族人員五名以内の場合又は家族人員が五名を超え、かつ、住居面積が五〇m²未満の場合に適用するものとし、家族人員が五名を超え、かつ、住居面積が五〇m²以上の場合については、五名を超え三名増すごとに二トン積貨物自動車一台を加算（加算したことにより二トン積貨物自動車二台となるときは、四トン積貨物自動車一台に置き換えるものとする。）して適用するものとする。

この場合において、人員に三名未満の端数が生ずるときは三名として計算するものとする。

- （2）住居面積は移転対象となっている建物のうち、常時居住の用に供している部分の延べ面積とする。

別表2 標準積載量表

種別	単位	体積	面積
2トン積貨物自動車	1台あたり	7 m ³	6.5 m ²
4トン積貨物自動車	1台あたり	14 m ³	13 m ²

動 産 調 査 算 定 要 領

第 1 章 調 査

(調査)

第 1 条 動産移転料要領第 2 条第 5 号に規定するピアノについては、種別、数量及び階別を調査するものとする。

(調査表)

第 2 条 仮住居において保管を要すると認められる一般動産については、() 内書き等により容易に区分することができるよう集計すること。

第 2 章 算 定

(動産移転料の見積)

第 3 条 家畜等については、その移転等に係る輸送費等について見積書を徴するものとする。この場合における輸送距離は 4 km とする。

事業認定申請書等作成要領

(通則)

第 1 条 事業認定申請図書等の作成業務については、土地収用法（昭和 2 6 年法律第 2 1 9 号。以下「法」という。）及びその他の法令に定めるもののほか、この要領によるものとする。

(業務の施行)

第 2 条 削除

(事業認定申請書（案）の作成)

第 3 条 受注者は、土地収用法施行規則（昭和 2 6 年建築省令第 3 3 号。以下「施行規則」という。）で定める様式に従い、次の事項を記載した事業認定申請書（案）を作成するものとする。

- 一 起業者の名称
- 二 事業の種類
- 三 収用又は使用の別を明らかにした起業地
- 四 事業の認定を申請する理由

2 前項第 4 号に掲げる事業の認定を申請する理由は、次の事項とし、その要旨を簡明に記載するものとする。

- 一 事業が法第 3 条各号の一に該当するものに関する事業であること。
- 二 事業計画の概要及び目的
- 三 事業の認定の申請に至った用地交渉の概略及び土地所有者等の概数
- 四 収用又は使用しようとする対象物

(事業計画書の作成)

第 4 条 受注者は、次の事項を記載した事業計画書を作成するものとする。

- 一 事業計画の概要
- 二 事業の開始及び完成の時期
- 三 事業に要する経費及びその財資
- 四 事業の施行を必要とする公益上の理由
- 五 収用又は使用の別を明らかにした事業に必要な土地等の面積、数量等の概数並びにこれらを必要とする理由
- 六 起業地等を当該事業に用いる事が相当であり、又は土地等の適正かつ合理的な利用に寄与することになる理由

2 前項第 1 号に掲げる事業計画の概要については、全体計画及び起業地計画について、事業の目的及び内容並びに工事計画等について具体的に記述するものとする。

3 第1項第4号に掲げる事業の施行を必要とする公益上の理由については、当該事業を施行しない場合の社会的又は経済的な不利益及び当該工事を施工した場合の社会的又は経済的な利益を具体的に記述するものとする。

4 第1項第6号に掲げる起業地等を当該事業に用いることが相当であり、又は土地等の適正かつ合理的な利用に寄与することになる理由については、他の地点との比較設計等の引用などにより、起業地等の選定が適正である旨及びその理由等を具体的に記述するものとする。

(起業地及び事業計画等を表示する図面の作成)

第5条 受注者は、起業地及び事業計画等を表示する図面として、次の図面を作成するものとする。

- 一 起業地の位置を表示する図面
- 二 起業地を表示する図面
- 三 事業計画を表示する図面
- 四 横断図
- 五 縦断図
- 六 その他必要な図面

(手続の保留の申立書の作成)

第6条 受注者は、調査職員の指示により施行規則で定める様式に従い、次の事項を記載した手続の保留の申立書を作成するものとする。

- 一 起業者の名称
 - 二 事業の種類
 - 三 収用又は使用の手続を保留する起業地
- 2 前項第3号に掲げる起業地の表示については、前条第2号に掲げる起業地を表示する図面を併用し作成するものとする。

(関連事業を施行する必要が生じたことを証する書面)

第7条 受注者は、事業が関連事業であるときは、起業者が当該関連事業を施行する必要を生じたことを証する書面として、次の書面を作成するものとする。

- 一 関連事業計画書
 - 二 管理者との協議書案
 - 三 関連事業を表示する図面
- 2 前項第1号に掲げる関連事業計画書は、本体事業計画書中に、関連事業の事業計画を記載するものとする。
- 3 第1項第3号に掲げる関連事業を表示する図面は、第5条第2号及び第3号に掲げる起業地を表示する図面等を併用して作成するものとする。

(法4条地等の調査)

第8条 受注者は、関係者公署及び事業所等において起業地内に存する次の各号の施設等

を調査し、かつ、調査結果に基づき現地において確認するものとする。

- 一 法第4条に規定する土地等の所在地及び現に供している事業（施設）の種類並びに供している土地の面積、管理者等
- 二 土地利用についての法令の規定による制限の土地等の区域及び法令条項
- 三 事業の施行に関して行政機関の許可又は認可等を必要とする土地等の区域及び法令条項

（法4条地等の調査の作成）

第9条 受注者は、前条の調査結果に基づき、起業地内に前条各号に掲げる土地等が存する場合には、前条各号ごとに土地に関する調書を作成するものとする。

（法4条等を表示する図面の作成）

第10条 受注者は、第8条の調査結果に基づき、起業地内に同条第1号に掲げる土地等が存する場合には、それぞれの土地等について色分け着色し、かつ、番号を付して明確に表示するものとし、同条第2号及び第3号に掲げる土地等が存する場合には、それぞれの土地の範囲について符号を付して明確に表示するものとする。

2 法第4条に定める土地等を表示する図面は、第5条第2号に掲げる起業地を表示する図面を併用するものとする。

3 法第4条に定める土地等の判断については、事業認定申請の時点とする。

（管理者等の意見照会文書案の作成）

第11条 受注者は、起業地内に第8条各号に掲げる土地等が存する場合には、それぞれの土地等について各管理者ごと又は当該権限を有する行政機関ごとに法第18条第2項第4号又は第5号又は第6号に規定する意見書を求めるため意見照会文書案を作成するものとする。この場合において、起業地に編入される土地の範囲等を明らかにした図面を添付するものとする。

（関連事業に関する協議書案の作成）

第12条 受注者は、本体事業の施行に関連して必要となる事業が存する場合は、当該施設に関し権限を有する行政機関ごとに法第18条第2項第3号に定める意見書を求めるための協議書案（添付図書を含む。）を作成するものとする。

（土地面積及び主な物件の概数積算）

第13条 受注者は、実測平面図及び第5条第2号の図面等に基づき、起業地内のすべての土地等の面積及び主な物件の概数を積算するものとする。

（成果品）

第14条 事業認定申請書は、第3条から第13条までにより作成した図書等を取りまとめて、取りはずすことが可能な方法により1冊に製本するものとする。

(作成部数)

第15条 事業認定申請書の作成部数は、相談用資料及び添付書類並びに参考資料等については3部とし、申請図書は起業地の存する都道府県及び市町村の数の合計に4を加えた部数の写しとする。

(裁決申請図書の作成)

第16条 受注者は、法第40条第1項で定める裁決申請書を施行規則第16条及び第17条の規定により作成するものとする。

(明渡裁決申立図書の作成)

第17条 受注者は、法第47条の3で定める明渡裁決申立書を建設省令第17条の6の規定により作成するものとする。

(参考資料の作成)

第18条 受注者は、裁決申請図書及び明渡裁決申立図書の参考資料を調査職員の指示により作成するものとする。

(作成部数)

第19条 裁決申請書及び明渡裁決申立書の作成部数は起業地の存する市町村の数の4を加えた部数とし、参考資料は4部とする。

写真台帳作成要領

(写真撮影の対象物等)

第 1 条 写真撮影の対象物、標準撮影枚数及び撮影箇所等については、次のとおりとする。

用地調査等 共通仕様書 及び業務種別	対 象 物		標準枚数	撮 影 箇 所 等
(第5章)	全 景		2	撮影方法は2方向からとする。 調査区域の概況が容易に把握できること。 数枚に分割して撮影したときは接続すること。
	建 物		3 0 (1棟)	建物が存在する周囲の状況が把握できること。 (中景) 建築設備及び建物附随工作物等建物の主要な構造 部分が容易に把握できること。 柱品等及び柱材長、柱径等の概要が把握できるも の。
	機 械 設 備		1	機械設備の全景を撮影する。
			3 (台)	個々の機械の概要が把握できること。 写真撮影が困難なものについては姿図を作成する こと。
	生 産 設 備		1	生産設備の全景を撮影する。
			2 (設備)	当該設備の概要が把握できるもの。
	工 作 物	標準書の単価が 適用できるもの	1	種類ごとにその全景
		標準書の単価が適 用できないもの	2	特殊工作物とその他の工作物については、種類ご とにその全景と構造の概要が把握できること。
	立 竹 木	毎木調査を行っ たもの	立竹木の 状況等に 応じて適 宜	調査した区域内の樹木等の概要が把握できること。
		標準地調査を行 ったもの	立竹木の 状況等に 応じて適 宜	標準地とした区域の全景及び樹木等の概要が把握 できること。
		面積調査を行っ たもの	立竹木の 状況等に 応じて適 宜	全景及び調査した標準的な立竹木の形状寸法等が 把握できること。
		標準書の単価が適	立竹木の	種類ごとにその全景

	用できないもの	状況等に応じて適宜	
	庭園	2	当該庭園の概要が把握できるもの。 庭園の中にある工作物、立竹木については、上記工作物、立竹木を準用する。

用地調査等 共通仕様書 及び業務種類	対 象 物	標準枚数	撮 影 箇 所 等
(第5章) 建物等の調査	墳 墓	1	全景
		1	所有者ごとに墳墓の構造の概要が把握できるもの。 墳墓内にある工作物、立竹木については、上記工作物、立竹木を準用する。
(第6章) 営業調査	営業商品の陳列状況 生産の稼働状況原料 及び生産品等	3	それぞれの状況等が容易に分かること。
(第6章) 動産調査	一 般 動 産	3	営業用一般動産については、種類等が容易にわかること。
		1	上記以外の一般動産については、種類等が容易にわかること。
	屋 内 動 産	2	住居面積標準台数表により補償額を算定することが著しく実情に合わない認められるもの
(第8章・ 第10章) 予備調査 再 算 定	上記対象物について、それぞれ準用する。ただし調査職員が枚数等について指示した場合は、この限りでない。		
(第12章) そ の 他	調査職員の指示により上記に準じて行う。		

(記載事項)

第2条 写真台帳の作成に当たっては、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 撮影者の氏名
- 二 撮影年月日
- 三 対象物件の所有者又は管理者
- 四 その他必要と認められる事項

土地調書及び物件調書作成要領

(土地調書の作成)

第 1 条 受注者は、仕様書第 4 2 条から第 6 4 条までの規定により実施した用地調査等業務の結果に基づき、次の各号に定めるところにより土地調書（様式集様式第 9 6 号）を作成するものとする。

- 一 工事名、事務所長名、調査責任者氏名、土地所有者の住所又は所在地及び関係人（土地に関して所有権以外の権利を有する者のうち、担保権者を除く。）の住所又は所在地を記載し、表の右上欄外に土地所有者の氏名又は名称を記入すること。この場合において、調査責任者は、実地調査に際して監督に当たった調査職員とする。
- 二 土地の所在地、公簿上の地目及び地積については、土地調査表の不動産登記簿欄に基づき記入すること。
- 三 取得又は使用しようとする土地については、土地調査表の現況調査の部欄に基づき記入すること。
- 四 土地調書には、取得用地等に係る用地平面図を添付すること。

(物件調書の作成)

第 2 条 受注者は、仕様書第 6 5 条から第 8 3 条及び第 9 5 条から第 9 8 条までの規定により実施した用地調査等業務の結果に基づき、次の各号に定めるところにより物件調書（様式集様式第 9 7 号）を作成するものとする。

- 一 工事名、事務所長名、調査責任者氏名、物件所有者の住所又は所在地及び関係人（物件に関して所有権以外の権利を有する者のうち、担保権者を除く。）の住所又は所在地を記載し、表の右上欄外に物件所有者の氏名又は名称を記入すること。
この場合において、調査責任者は、実地調査に際して監督に当たった調査職員とする。
- 二 物件の所有地については、各種の調査表に基づき、これを土地調査表及び実測平面図により確認して記入すること。
- 三 事業者の資産について事業用資産と家事用資産の区分等が生ずる場合は、備考欄に「事業用」、「家事用」、「共用」の別を記入すること。
- 四 物件の種類、形状寸法、単位及び数量については、次に掲げるところにより記入すること。

物件の種類	種 類	形状寸法	単 位	数 量
建 物	構造及び用途	—	m ²	建物延面積
工作物	工作物調査表による。	同 左	同 左	同 左
動 産	動産	—	式	1
	ただし、ピアノについては、「ピアノ」と表示する。	—	台	動産調査表による。
立竹木	立竹木調査表の樹種欄による。	立竹木調査表による。	同 左	同 左
墳 墓	石塔	—	基	墳墓調査表による。
	墳墓工作物については、工作物調査表に準ずる。	同 左	同 左	同 左

別記 1 7

不動産調査報告書（嘱託調査報告書）記載上の注意

（様式集様式第 1 5 号）

第 1 共通事項

この調査報告書は、土地の表示に関する官公署の登記の嘱託に当たり、現地での申請物件の特定及び嘱託に係る事実に関し、調査、確認した経緯、結果等を取りまとめて明らかにするものであり、原則として 1 筆の土地ごとに 1 調査報告書用紙を用いて作成するものとする。ただし、数筆の土地を一括して嘱託する場合において、調査、確認した経緯、結果等の内容が同一であるときは、関係する土地を取りまとめて 1 調査報告書用紙により作成して差し支えない。

1 記録方法

各欄中、該当する項目の□の中にレ点、●、■等の見やすい印を付ける。該当する項目が複数ある場合は、それぞれ印を付ける。該当する項目の表示がない場合は、その他に印を付け、「その他（ ）」の（ ）内に項目を記載する。

また、当該箇所に記載できない場合には、適宜「10 欄 補足・特記事項」欄に記載する。

なお、上記の方法では説明が困難又は相当でないときは、現況写真又は法務局備え付けの地図の写し、地積測量図の写し、その他の図面等を利用して簡明に説明したうえ、これを調査報告書に合綴する。

2 画像情報

画像情報は、現地の状況が確認できるものを添付する。

3 不動産調査報告書（嘱託調査報告書）の書面出力の規格

不動産調査報告書（嘱託調査報告書）を書面に出力する場合は、日本工業規格 A 列 4 判とする。

第 2 不動産調査報告書（嘱託調査報告書）に関する記録事項

1 表題部の記載

（1）作成年月日

不動産調査報告書（嘱託調査報告書）を作成した年月日を記載する。

（2）担当者

不動産調査報告書（嘱託調査報告書）を作成した担当者の氏名を記載する。

2 各欄の記載

（１）01 欄 登記の目的

申請する登記の目的に該当する事件名にチェックする。

（２）02 欄 調査した土地

申請対象となる土地の所在、地番、地目、地積、第三者の権利の有無、利用状況、地積測量図の有無を記載する。

（３）03 欄 所有権登記名義人等

申請の対象となる土地及び隣接地の情報として、地番毎に所有権登記名義人の住所、氏名、本人確認方法、持分、連絡先を記載する。また、所有権登記名義人が立会人の場合に立会人欄のチェックボックスに印を付け、所有権登記名義人が立会人でない場合は立会人欄に住所、氏名、本人確認方法、所有権登記名義人との関係、連絡先、本人確認を実施した職員の氏名（筆ごとに本人確認を実施した職員が異なる場合は各筆の記載欄にそれぞれの職員の氏名を記載すること。）及び立会・確認状況等を記載する。

（４）04 欄 登記原因及びその日付

地番及び登記原因ごとに原因日付、原因及びその日付の具体的判断理由を記載する。

（５）05 欄 調査資料・証言・事実等

登記所に備え付けられた登記所資料、官公署等資料、その他の事実等について、調査した資料に資料等番号を付して名称及びその内容の記載が必要な場合には括弧内に資料等の名称を記載する。

原本確認結果欄には添付した調査資料に資料番号を付して原本確認状況を記載する。

（６）06 欄 資料・証言・事実等の分析

資料等番号毎に地番のほか、分析手法、分析結果その他必要な事項を記載する。

地積測量図にあっては、作成年月日、求積方法、作成者を記載の上、分析結果を記載する。証言にあっては、証言者毎に関係性の分かるよう記載するとともに証言内容、証言年月日等の情報を記載する。

（７）07 欄 現地の状況

点名毎に境界標の種別、設置状況を記載するとともに確認の状況を記載し、境界標の遠景、近景写真を添付する。

なお、画像情報の下段には、撮影年月日を記載するとともに備考欄に「12 欄 調査図（現地案内図等）」欄に記載する写真番号及び方向図に応じた写真番号を記載する。

（8）08 欄 地域区分・精度区分

申請の対象となる土地の地域区分、地図等の精度区分を記載する。

（9）09 欄 筆界位置の計測

基準点測量等と一筆地測量の別に記載する。

基準点測量等については、測地系、使用機器、観測方法、観測日、使用した基本三角点等、補助基準点の別に点名、等級・種別、標識を記載し、恒久的地物は点名、名称・種別、地物の名称を記載する。

使用する基本三角点、補助基準点及び恒久的地物の遠景、近景写真を添付し撮影年月日を記載する。

一筆地測量については、使用機器、観測日及び求積・誤差の許容限度の検証を地番、登記地積、実測面積、較差、公差、地積更正の要否の欄に記載する。

（10）10 欄 補足・特記事項

各欄の記録事項に補足すべき事項等があるときは、補足・特記事項を記載する。

（11）11 欄 画像情報

その他申請に必要となる画像情報について添付するとともに撮影年月日、備考欄に写真番号等を記載する。

（12）12 欄 調査図（現地案内図等）

申請の対象となる土地の現地調査のために作成した調査素図、「07 欄 現地の状況」に添付した画像情報の撮影方向を記録した写真番号、方向図及び現地案内図等を記録する。

なお、該当枠内に調査図等を記録できないときは、別紙として添付する。

（13）その他

記載にあたっては、法務局作成の QA 等も参考にして記載すること。

なお、これによりがたいときは、申請先の登記所に確認し指示を受けること。

隣接境界線証明書作成要領

（隣接境界線証明書の作成）

第1条 受注者は、取得し、又は使用する土地について、分筆又は地積の更正を行う場合において必要なときは、隣接境界線証明書（様式集様式第99号）を作成するものとする。

（隣接境界線証明書の受領）

第2条 受注者は、隣接境界線証明書に地積測量図を添付し、立会いを受けた隣接土地所有者から署名又は記名及び印鑑証明書のある印鑑の押印並びに印鑑証明書を得るものとする。

なお、立会いとは、現地において直接筆界を確認することにとどまらず、図面や写真等の画像情報を確認するなどの方法での確認によって行うものも含めた広義のものをいう。

- 2 隣接土地が共有地（複数の法定相続人による共有である場合を含む。）である場合は、令和4年4月14日付け法務省民二第536号「表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いに関する指針」（以下「指針」という。）第3に基づき、外部的に認識可能な状況で占有している者など、登記官が筆界に関する心証形成を図ることができる者が作成する隣接境界線証明書の提供で足りる。
- 3 指針第4に基づき、隣接境界線証明書に署名のうえ調査職員による本人確認がされ、登記官が筆界に関する心証形成の資料として相当と認める場合には、印鑑証明書の添付は原則として求めないものとし、押印も不要とする。また、本人の記名がされ、押印した者が本人であることを確認した者が不動産調査報告書（嘱託調査報告書）に記録され、登記官がそれを相当と認める場合には、署名があるものと同様に取り扱って差し支えない。なお、この場合において、押印に加えて任意に印鑑証明書を添付することは差し支えないものとする。
- 4 共有登記名義人又は未登記相続人以外の者が立会い、隣接境界線証明書を作成しようとする場合は、隣接土地所有者の代理権限を証する委任状（別紙1参照）を得るものとする。また、委任状への署名又は記名押印並びに印鑑証明書の添付等については、隣接境界線証明書の扱いに準ずる。
- 5 第2項に定める場合を除き、共有登記名義人又は未登記相続人から受領する隣接境界線証明書及び前項の委任状は、分筆又は合筆の登記を申請しようとする土地の表題部所有者又は所有権の登記名義人の持分の価格に従い、その合計が過半数から得ることで足りるものとする。
- 6 受注者が面談により署名又は記名押印を求める場合は、調査現地から片道距離が30キロメートル程度（高速道路等を利用する場合等は60キロメートル程度）、若しくは片道所要時間1時間程度以内に在住する者を対象とする。
- 7 前項を超える遠隔地に在住する者については、電話及び郵送による対応ができるものとする。
- 8 受注者が隣接所有者等に対する署名又は記名押印に伴う説明は、3回程度とし、隣接境界線証明書及び委任状の署名又は記名押印若しくは提出を拒否され、又は印鑑証明書の提出を拒まれた場合には、説明経過書（別紙4）を作成するものとする。

(印鑑証明書の交付)

第3条 受注者は、隣接境界線証明書又は委任状に添付する印鑑証明書1通の取得について、隣接所有者に対して調査職員が作成した印鑑証明書交付申請書等(別紙2から2-7。以下「交付申請書」という。)により取得した印鑑証明書を、返信用封筒(追跡可能な郵送方法による。)により調査職員に送付するよう依頼するものとする。また、次項に定める場合を含め、隣接所有者に対し依頼文書を送付するときは、発送前に調査職員による文書の確認を受けるものとする。

2 受注者は、前項により印鑑証明書が公用申請で交付されない場合には、隣接所有者に対して次の各号について依頼するものとする。

一 印鑑証明書の交付を受けること(発行に係る手数料は受注者が隣接所有者に対して支弁するものとする。)

二 交付を受けた印鑑証明書を、返信用封筒(追跡可能な郵送方法による。)にて調査職員に送付すること

三 交付の際に発行される印鑑証明書発行手数料に係る領収書を受注者に提出すること

3 発注者は、受注者から前項第3号の領収書の提出を受けたときは、業務委託料に計上のうえ受注者に支払うものとする。

「交付申請書の取扱い上の注意点」

1 交付申請書は、用地課の職員が、権利者1人に対して1枚作成するものとし、委託業者に作成させることのないようにすること。

2 交付申請書の様式は、別紙2を参考に作成するものとする。(市町村による様式が定められている場合は、市町村の様式による。高知市別紙2-1、土佐市別紙2-2、四万十市別紙2-3、黒潮町別紙2-4、三原村別紙2-5、手数料免除用別紙2-6、宿毛市別紙2-7)

3 交付申請書の配布管理簿(別紙3参照)を作成し、権利者への配布枚数等の管理をする。
また、交付申請書を配布する際には、必ず返信用封筒(追跡可能な郵送方法による。)を配布すること。

委任状

年 月 日

受任者（現地で立会する代理人）

住所

氏名

印

私は、上記の者を代理人と定め、末尾記載の土地に関する次の事項を委任します。

- 一、 土地の境界の確認に関する一切の件
- 二、 土地境界立会確認書・隣接境界線証明書に署名捺印又は記名押印（認印可）する件

－ 以上 －

委任者（土地の所有者）

住所

氏名

印

土地の表示

				市町村	地内
土地の所在	地番	地目	地積 m ²	摘要	

別 紙 2 (A 4 判)

年 月 日

市 町 村 長 様

土 木 事 務 所 長

印 鑑 証 明 書 交 付 申 請 書

高 知 県 が 施 行 す る 事 業 用 地 取 得 に 伴 う 登 記 事
務 に 必 要 な た め 、 下 記 の 者 の 印 鑑 証 明 書 の 交 付 を お 願 い し ま す 。

記

氏 名	住 所	枚 数	備 考
		壱	

別紙 2－1（高知市用）A 5 判

(文 書 番 号)
年 月 日

高 知 市 長 様

知 事 印

印鑑登録証明書交付手数料の免除について（依頼）

標記の件について、高知県が施行する事業用地取得に伴う登記事務
に必要なため印鑑登録証明書交付申請を行いますので、下記の者に係る印鑑登録証明書交付手数料の免除をお願いします。

記

1 対象者

住 所	氏 名	生年月日	枚数
		明・大・昭・平 年 月 日	壺

2 問い合わせ先

(住 所) _____
(所属等) _____ 事務所 _____ 課 担当 _____ Tel _____

（注記）本書と印鑑登録証を持参の上、窓口センターで印鑑登録証明書の交付申請を行ってください。

年 月 日

土 佐 市 長 様

土 木 事 務 所 長

印鑑登録証明書交付手数料の免除について（依頼）

高知県が施行する 事業用地取得に伴う登記事務に必要なため、下記の者の印鑑登録証明書交付申請を行いますので、交付手数料の免除をお願いします。

記

住 所	氏 名	生 年 月 日	登 録 番 号	請求枚数	備 考
				壹	

【問い合わせ先】 住 所：_____
所 属：_____
担 当 者：_____
電話番号：_____

年 月 日

四 万 十 市 長 様

団体所在地
団 体 名
申 請 者 所属部署名
職及び氏名



印鑑登録証明書交付申請書(公用)

四万十市印鑑条例第13条第1項の規定に基づき、下記委任者の印鑑登録証明書の交付を申請します。

印 鑑 登 録 証 明 書 必 要 枚 数		枚
事 業 名		
利 用 目 的		
根 拠 法 令		
担 当 者 名	電話番号： ()	

記

私は、上記の申請者を代理人と定め、印鑑登録証明書の交付申請及び受領について委任します。

年 月 日

住 所	高知県四万十市	登 録 番 号
氏 名		登 録 印
生 年 月 日	年 月 日	

年 月 日

黒潮町長 様

所在地
団 体 名
所属部署名
職名及び氏名 印

印鑑登録証明書交付申請書(公用)

黒潮町印鑑条例第13条の規定に基づき、下記委任者の印鑑登録証明書の交付を申請します。

印 鑑 登 録 証 明 書 必 要 枚 数		枚
事 業 名		
利 用 目 的		
根 拠 法 令		
担 当 者 名 (電 話 番 号)		

記

私は、上記の申請者を代理人者と定め、印鑑登録証明書の交付申請及び受領について委任します。

年 月 日

住 所		登 録 番 号
氏 名		登 録 印
生 年 月 日	明治・大正 年 月 日 昭和・平成	

年 月 日

三 原 村 長 様

団体所在地

団 体 名

申 請 者 所属部署名

職及び氏名 印

印鑑登録証明書交付申請書(公用)

三原村印鑑条例第13条第1項の規定に基づき、下記委任者の印鑑登録証明書の交付を申請します。

印 鑑 登 録 証 明 書 必 要 枚 数		枚
事 業 名		
利 用 目 的		
根 拠 法 令		
担 当 者 名	電話番号： ()	

記

私は、上記の申請者を代理人と定め、印鑑登録証明書の交付申請及び受領について委任します。

年 月 日

住 所	幡多郡三原村	登 録 番 号
氏 名		登 録 印
生 年 月 日	年 月 日	

別紙 2 - 6 (手数料免除用) (A - 4 判)

年 月 日

市 町 村 長 様

土 木 事 務 所 長

印鑑登録証明書交付手数料の免除について (依頼)

高知県が施行する 事業用地取得に伴う登記
事務に必要なため、下記の者が印鑑登録証明書交付申請を行いますので、交付
手数料の免除をお願いします。

記

住 所	氏 名	生年月日	枚 数	備 考
			壱	

※問い合わせ先 (住 所)
(所属等)
(職・氏名)
(電話番号)

年 月 日

宿 毛 市 長 様

土 木 事 務 所 長

手数料免除申請書

下記対象者からの印鑑登録証明書の交付申請に対する手数料の免除を申請いたします。

記

対象者

住 所	氏 名	生年月日	枚数	備 考
			1 枚	

摘要

事業名	
使用目的	
根拠法令・条項	
所有権移転登記の種別	
対象者の区分	
その他	

※問い合わせ先 (住 所)
(所属等)
(職・氏名)
(電話番号)

別紙 3 (A-4 版)

公用申請書の配布管理簿

事業名

住 所	氏 名	配 布 日	印鑑証明書 受領日	備 考

説 明 経 過 書

業 務 名			
請 負 者			
対 応 者			
対 応 方 法		面 談 電話及び郵送	
立 会 人	住所又は所在地		
	氏名又は名称等		
	電 話 番 号		
確 認 対 象 地			
所 在		地 番	立会年月日
受領できなかった書類			
説 明 経 過 等			

用地調査等業務関係様式目次

様式番号	様式
様式第 1 号	用地調査等業務表紙
様式第 2 号	検証済一覧表
様式第 3 号	地図写
様式第 4 号	土地の登記記録一覧表
様式第 5 号	土地調査表
様式第 6 号	建物の登記記録一覧表
様式第 7 号	戸籍簿等調査表
様式第 8 号	相続関係説明図
様式第 9 号	土壤汚染等に関する土地利用履歴等調査報告書（１）
様式第 10 号	土壤汚染等に関する土地利用履歴等調査報告書（２）
様式第 11 号	法令関係資料調査表
様式第 12 号	現況利用調査表
様式第 13 号	履歴等聞き取り調査表
様式第 14 号	土地境界立会確認書
様式第 15 号	不動産調査報告書（嘱託調査報告書）
様式第 16 号	地積測量図
様式第 17 号	土地所在図 分筆図 地形図
様式第 18 号	建物等配置図
様式第 19 号	建物調査図
様式第 20-1 号	木造建物調査表〔軸組工法〕
様式第 20-2 号	木造建物調査表〔ツーバイフォー工法及び木質系プレハブ工法〕
様式第 21 号	木造建物補正率関係調査表
様式第 22-1 号	木造建物建築直接工事費計算書〔軸組工法〕
様式第 22-2 号	木造建物建築直接工事費計算書〔ツーバイフォー工法及び木質系プレハブ工法〕
様式第 23 号	木造建物建築直接工事費計算書〔曳家工法〕
様式第 24 号	木造建物解体直接工事費計算書
様式第 25 号	工事内訳明細書総括表
様式第 26 号	工事工程表
様式第 27 号	種目内訳書・中科目内訳書
様式第 28-1 号	細目内訳書

様式番号	様式
様式第 28-2 号	数量計算書
様式第 29 号	不可視部分調査表
様式第 30 号	法令適合性調査表
様式第 31 号	発生材価額算出表
様式第 32 号	建物移転料算定表〔再築工法〕
様式第 33 号	建物移転料算定表〔曳家工法〕
様式第 34 号	建物移転料算定表〔改造工法〕
様式第 35 号	建物移転料算定表〔復元工法〕
様式第 36 号	建物移転料算定表〔除却工法〕
様式第 37 号	建物移転料算定表
様式第 38 号	機械設備調査表
様式第 39 号	機械設備算定内訳書（総括）
様式第 40 号	機械設備算定内訳書（復元工事費又は再築工事費）
様式第 41 号	機械設備算定内訳書（撤去費）
様式第 42 号	機械設備直接工事費明細書
様式第 43 号	機械設備据付工数等計算書
様式第 44 号	機械設備運搬台数計算書
様式第 45 号	機械設備見積比較表
様式第 46 号	工作物調査表
様式第 47 号	工作物移転料算出表
様式第 48 号	附帯工作物調査表
様式第 49 号	附帯工作物補償額算定表
様式第 50 号	附帯工作物補償額比較表
様式第 51 号	石綿調査表
様式第 52 号	調査承諾確認書
様式第 53 号	立竹木調査表
様式第 54 号	収穫樹（園栽培）管理程度補正表
様式第 55 号	管理程度補正判定表
様式第 56 号	立竹木補償金算定表
様式第 57 号	墓地管理者調査表
様式第 58 号	墓地使用（祭し）者調査表
様式第 59 号	墓碑類調査表

様式番号	様式
様式第 60-1 号	改葬補償金算定書
様式第 60-2 号	改葬料算定表
様式第 61 号	祭し料算定書
様式第 62 号	営業調査総括表
様式第 63 号	損益計算書比較表
様式第 64 号	仕入先調査表
様式第 65 号	従業員調査表
様式第 66 号	営業補償金算定書（営業廃止の補償）
様式第 67 号	営業補償金算定書（営業休止の補償）
様式第 68 号	営業補償金算定書（営業規模縮小の補償）
様式第 69-1 号	固定的経費内訳書
様式第 69-2 号	固定的経費付属明細書
様式第 70 号	従業員に対する休業手当相当額算定書
様式第 71 号	認定収益額算定書
様式第 72 号	得意先喪失補償額算定書（１）製造業
様式第 73 号	得意先喪失補償額算定表（２）建設業
様式第 74 号	得意先喪失補償額算定表（３）卸・小売業
様式第 75 号	得意先喪失補償額算定表（４）飲食・サービス業
様式第 76 号	費用分解一覧表
様式第 77 号	固定資産等の売却損補償額算定書
様式第 78 号	移転広告費等算定書
様式第 79 号	居住者調査表（自家・家主・配偶者居住権用）
様式第 80 号	居住者調査表（借家人・借間人用）
様式第 81 号	家賃調査表
様式第 82-1 号	仮住居補償金調査算定書
様式第 82-2 号	仮倉庫補償金調査算定書
様式第 83 号	家賃減収補償金算定書
様式第 84 号	借家人補償金調査算定書
様式第 85-1 号	移転雑費補償金算定書
様式第 85-2 号	建築物確認申請手数料計算表
様式第 85-3 号	設計、工事監理等業務報酬額計算表
様式第 85-4 号	就業不能補償日数内訳表

様式番号	様式
様式第 86-1 号	動産調査表
様式第 86-2 号	動産台数集計表
様式第 87 号	動産移転料算定書
様式第 88 号	消費税等調査表
様式第 89 号	移転計画案検討概要書（企業概要）
様式第 90 号	移転計画案検討概要書
様式第 91 号	移転工法案の比較表
様式第 92 号	計画概要表（検討資料）
様式第 93 号	計画概要表
様式第 94 号	面積比較表
様式第 95 号	計画概要比較表
様式第 96 号	土地調書
様式第 97 号	物件調書
様式第 98 号	各人別補償金集計表
様式第 99 号	隣接境界線証明書
様式第 100 号	標準家賃単価算出表
様式第 101 号	廃材運搬費及び廃材処分費内訳書

様式第 1 号 (A-4 判)

平成 年度

(事業名)

所要用地調査等業務

県 郡 町 市 村 地内

所 有 者 ○○ ○○
成果物名 ○○○調査表
 ○○○調査表
 ○○○調査表及び○○○算定表

発注者 ○○工事事務所
受注者 (名称)

- (備考) 1 表紙は、A-4判ファイルを使用し、A-3判用紙を綴る場合は、折込みとする。
2 地図写及び連続図については、A-3判ファイルを使用しても差しつかえない。
3 二種以上の種別について合わせて綴る場合は、成果品名を併記する。

検証済一覧表

業務名：

全 3 葉の内 1

種 別	検 証 者		
	資 格	氏 名	印
地 図 の 転 写			
地 積 測 量 図 転 写			
土地の登記記録の調査			
建物の登記記録の調査			
権 利 者 確 認 調 査			
墓 地 管 理 者 等 調 査			
土地利用履歴等調査			
転 写 連 続 図 作 成			
復 元 測 量			
境 界 確 認			
土地境界立会確認書作成			
準 拠 点 の 設 置			
補 助 基 準 点 の 設 置			
境 界 測 量			
用地境界仮杭設置			
永 久 境 界 等 埋 設			
境 界 点 間 測 量			
面 積 計 算			
用地実測図原図作成			
用 地 現 況 測 量			
用 地 平 面 図 作 成			
土 地 調 書 作 成			
地 積 測 量 図 等 作 成			

種 別	検 証 者		
	資 格	氏 名	印
公共用地境界確定協議			
木 造 建 物 調 査			
〃 積 算			
木 造 特 殊 建 物 調 査			
〃 積 算			
非 木 造 建 物 調 査			
〃 積 算			
建物の法令適合性調査			
〃 積 算			
機 械 設 備 調 査			
〃 積 算			
生 産 設 備 調 査			
〃 積 算			
附 帯 工 作 物 調 査			
〃 積 算			
立 竹 木 調 査			
〃 積 算			
庭 園 調 査			
〃 積 算			
墳 墓 等 調 査			
〃 積 算			
建物の残地移転要件検討			
構内再築建物設計案			

種 別	検 証 者		
	資 格	氏 名	印
営 業 調 査			
〃 積 算			
仮営業所設置費用調査			
〃 積算			
居 住 者 調 査			
〃 積 算			
動 産 調 査			
〃 積 算			
そ の 他 通 損 積 算			
消 費 税 等 調 査			
予 備 調 査			
〃 積 算			
移 転 工 法 検 討 調 査			
移 転 工 法 （ 案 ） 作 成			
再 調 査 業 務			
再 積 算 業 務			
写 真 台 帳 作 成			
土 地 調 書 作 成			
物 件 調 書 作 成			
補 償 説 明 業 務			
事業認定申請図書等作成			
そ の 他 業 務 調 査 等			

（備考）検証者欄には、仕様書第7条表1に定める業務内容については同表に定める有資格者が記名押印することとし、それ以外の業務は業務従事者が記名押印すること。

用地調査等共通仕様書第137条にもとづく検証については、管理技術者において計算過程、仕様書との整合、単価の適用等について詳細に検証を行った結果、適正に作成されていることを証明します。

年 月 日

受注者名

印

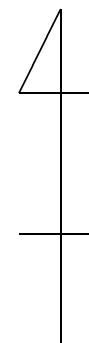
管理技術者氏名

印

地 図 写

郡 町
市 村 字

縮尺 $\frac{1}{\quad\quad}$



図面番号又は記号		
転 写 年 月 日		
転 写 者		
管理技術者	(記名)	

土地の登記記録一覧表

郡市

町村

[illegible]

様式第4号 (A-4判)

土 地 調 査 表

土 地 の 登 記 記 録				分 筆 の 部	用 地		土地の登記記録調査	調 査 年	調 査 者		
所 在	郡市町大字				符 号	地 積	戸 籍 簿 等 調 査				
	字 番						法人の登記簿等調査				
地 目		地積					実 地 調 査 等				
所 有 者				残 地	路 線 面 ()						
					課 税 評 価 格 ()						
登記年月日	第 号			符 号	地 積	所有権以外の権利又は仮登記の調査					
原因・日付											
最 終 支 号											
備 考											
戸籍簿等又は法人の登記簿等				符 号	地 目						面 積
住 所											
氏名又は 名 称		生年 月 日									
備 考											
法人の場合 は代表者の 住所・氏名											

建物 の 登 記 記 録 一 覧 表

郡市

町村

全葉の内

[illegible]

様式第6号 (A-4判)

(備考) 所有権以外の権利等がある場合は、登記事項証明書の内容を添付すること。

戸籍簿等調査表

様式第7号（A-4判）

				調 査 年月日		調査者		整 理 番 号	
土地に関する権利者（被相続人又は法人）	住 所 又 は 所 在 地			法定代理人又は 保 佐 人 の 住所及び氏名	住 所				
	氏名又は名称				氏 名				
	本 籍 地			法人を代表する 者 の 住 所 及 び 氏 名	住 所				
	相 続 年 月 日				氏 名				
相 続 人 の 氏 名	生 年 月 日	被相続人 との続柄	住 所	本 籍	相続分	摘 要	符 号		

（備考） 「摘要」の欄には、必要に応じて相続放棄、相続欠格などを記入すること。

様式第8号（A－4判）

相 続 関 係 説 明 図

相続を証する書面及び住所証明書は還付した。

印証住戸	印証住戸	印証住戸	印証住戸	印証住戸	印証住戸	印証住戸	印証住戸	印証住戸	印証住戸
印証住戸	印証住戸	印証住戸	印証住戸	印証住戸	印証住戸	印証住戸	印証住戸	印証住戸	印証住戸
印証住戸	印証住戸	印証住戸	印証住戸	印証住戸	印証住戸	印証住戸	印証住戸	印証住戸	印証住戸
印証住戸	印証住戸	印証住戸	印証住戸	印証住戸	印証住戸	印証住戸	印証住戸	印証住戸	印証住戸

被相続人住所
氏名
年
月
日死亡

土壌汚染等に関する土地利用履歴等調査報告書（１）

調査年月日： 調査者氏名：

土地の所在 (筆・区域)	
対象地・周辺地	☐ 対象地 ☐ 周辺地
1) 法令関係資料の調査	☐ 台帳等 ☐ 法３条：特定施設（ ） ☐ 調査命令（法 条 ） () ☐ 履行済（ ） ☐ 未済 ☐ 区域の指定（法 条 ） ☐ 措置の指示又は命令（法 条 ） () ☐ 措置済（ ） ☐ 未済 ☐ 過去の調査（ ☐ 汚染有 ☐ 汚染無） 工場又は事業場の名称（ ） 特定施設の種類（ ） 汚染物質名等 （ ） その他の事項 （ ） ☐ 公的資料（法令名： ） (該当条項：) (その他：) (※詳細は様式第１１号法令関係資料調査表参照)
2) ①現地踏査 ☐要 ☐否	土地の現況 ☐ 農地 ☐ 山林 ☐ 住宅地 ☐ 事業場 ☐ 店舗等 ☐ その他（ ） 汚染可能性のある利用状況 ☐ なし ☐ 特定施設等 ☐ 産業廃棄物等 ☐ 焼却施設 ☐ 臭気 ☐ その他（ ） (※詳細は様式第１２号現地踏査調査表参照) ②都道府県又は政令 指定都市の環境担 当部局及び地元自 治体に対する聞き 取り調査 ☐要 ☐否 聞き取り先（ ） 聞き取り結果 ☐ 特定施設等（ ☐ 無 ☐ 有（種類等 ）） ☐ 地下水の利用状況及び汚染状況 地下水異常（ ☐ 無 ☐ 有（状況等 ）） ☐ 過去からの土地利用状況 汚染可能性（ ☐ 無 ☐ 有（種類・時期 ）） ☐ その他（ ） 文 献 名（ ） ☐ 調査結果（ ）

土壌汚染等に関する土地利用履歴等調査報告書（２）

調査年月日： 調査者氏名：

[illegible]

法令関係資料調査表

調査年月日： 調査者氏名：

土地の所在 (地番、地目)	
対象地・周辺地	☐ 対象地 ☐ 周辺地
土地所有者 住所・氏名又は名称	
土地の占有者・管理者 住所・氏名又は名称	
1) 台帳等	☐ 指定等有 ☐ 指 定 等 無 ☐ 法 3 条：特定施設（ ） ☐ 法 4 条：調査命令(☐ 履行済() ☐ 未済) ☐ 法 5 条：調査命令(☐ 履行済() ☐ 未済) ☐ 法 6 条：要措置区域（ ） ☐ 法 7 条：指示措置等の指示又は命令 (☐ 措置済(措置内容：) ☐ 未済) ☐ 法11条：形質変更時要届出区域（ ） ☐ 旧法 7 条：措置命令 (☐ 措置済(措置内容：) ☐ 未済) ☐ 過去の調査 (☐ 汚染有 ☐ 汚染無) 工場又は事業場の名称（ ） 特定施設の種類（ ） 汚染物質名等 （ ）
2) 公的資料調査	資料名（ ） ☐ 過去の調査 (☐ 汚染有 ☐ 汚染無) 工場又は事業場の名称（ ） 特定施設の種類（ ） 汚染物質名等（ ） その他の事項（ ） ☐ その他法令(法令名： 該当条項（ ） 必要な措置等（ ） 工場又は事業場の名称（ ） 施設の種類（ ） 汚染物質名等（ ） その他の事項（ ）

現 況 利 用 調 査 表

調査年月日： 調査者氏名：

土地の所在 (筆・区域)	
対象地・周辺地	☐ 対象地 ☐ 周辺地
1) 地形の状況	平坦性等 (☐ 低平地 ☐ 台地 ☐ 丘陵地 ☐ 山地 ☐ その他) 河川等との位置関係等 ()
2) 土地の現況	☐ 農地 (☐ 田 (☐ 圃場整備有 ☐ 無)) (☐ 畑 ()) (☐ 牧草地 ()) ☐ 山林 () ☐ 住宅地 () ☐ 事業場 () ☐ 店舗等 () ☐ その他 ()
3) 汚染可能性のある 利用状況	☐ 無 ☐ 特定施設等 () ☐ 産業廃棄物等 () ☐ 焼却施設 () ☐ 臭気 () ☐ その他 ()
4) その他	

履歴等聞き取り調査表

調査年月日： 調査者氏名：

[illegible]

氏名又は名称

印

下記記載の土地の境界は、現地で立会いのうえ、相違ないことを確認しました。

地内

[illegible]

不動産調査報告書（嘱託調査報告書）

以下のとおり調査をしたので、その結果を報告します。

年 月 日

嘱託官署

代表者

電子署名又は職印

担当者

部署

氏名

電話

01 登記の目的

申請番号	事件名						
	☐ 表題 ☐ 地積測量図訂正	☐ 分筆 ☐ 土地所在図訂正	☐ 合筆 ☐ 土地所在図訂正	☐ 所在 ☐ 土地所在図訂正	☐ 地目 ☐ その他（	☐ 地積 ☐ 地積 ☐ 地図訂正	☐ 変更 ☐ 更正
	☐ 表題 ☐ 地積測量図訂正	☐ 分筆 ☐ 土地所在図訂正	☐ 合筆 ☐ 土地所在図訂正	☐ 所在 ☐ 土地所在図訂正	☐ 地目 ☐ その他（	☐ 地積 ☐ 地積 ☐ 地図訂正	☐ 変更 ☐ 更正

02 調査した土地（表題登記以外は、申請前の状況を記載すること。）

申請番号	所 在	地 番	地 目	地 積 ㎡	第三者の権利の有無	利用状況	地積測量図の有無
					☐ 有 ☐ 無		☐ 有 ☐ 無
					☐ 有 ☐ 無		☐ 有 ☐ 無
					☐ 有 ☐ 無		☐ 有 ☐ 無
					☐ 有 ☐ 無		☐ 有 ☐ 無
					☐ 有 ☐ 無		☐ 有 ☐ 無
					☐ 有 ☐ 無		☐ 有 ☐ 無
					☐ 有 ☐ 無		☐ 有 ☐ 無

03 所有権登記名義人等

地 番	所有権登記名義人（□立会人）	
	住所 （登記記録と異なる場合）	
	氏名	
	本人確認方法	☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード ☐ 面識有り ☐ その他（
	持分	☐ 単有 ☐ 共有（持分
	連絡先（電話番号等）	
	立会人	
	住所	
	氏名	
	本人確認方法	☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード ☐ 面識有り ☐ その他（
	所有権登記名義人との関係	☐ 親族（
	連絡先（電話番号等）	
	立会・確認状況等	令和 年 月 日 立会・確認

地 番	所有権登記名義人（□立会人）			
	住所 (登記記録と異なる場合)			
	氏名			
	本人確認方法	☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード ☐ 面識有り ☐ その他（ ）		
	持分	☐ 単有 ☐ 共有（持分 ）		
	連絡先（電話番号等）			
	立会人			
	住所			
	氏名			
	本人確認方法	☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード ☐ 面識有り ☐ その他（ ）		
	所有権登記名義人との関係	☐ 親族（ ） ☐ 管理者（ ） ☐ 代表者 ☐ その他（ ）		
	連絡先（電話番号等）			
	立会・確認状況等	平成 年 月 日 立会・確認		
地 番	所有権登記名義人（□立会人）			
	住所 (登記記録と異なる場合)			
	氏名			
	本人確認方法	☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード ☐ 面識有り ☐ その他（ ）		
	持分	☐ 単有 ☐ 共有（持分 ）		
	連絡先（電話番号等）			
	立会人			
	住所			
	氏名			
	本人確認方法	☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード ☐ 面識有り ☐ その他（ ）		
	所有権登記名義人との関係	☐ 親族（ ） ☐ 管理者（ ） ☐ 代表者 ☐ その他（ ）		
	連絡先（電話番号等）			
	立会・確認状況等	令和 年 月 日 立会・確認		
地 番	所有権登記名義人（□立会人）			
	住所 (登記記録と異なる場合)			
	氏名			
	本人確認方法	☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード ☐ 面識有り ☐ その他（ ）		
	持分	☐ 単有 ☐ 共有（持分 ）		
	連絡先（電話番号等）			
	立会人			
	住所			
	氏名			
	本人確認方法	☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード ☐ 面識有り ☐ その他（ ）		
	所有権登記名義人との関係	☐ 親族（ ） ☐ 管理者（ ） ☐ 代表者 ☐ その他（ ）		
	連絡先（電話番号等）			
	立会・確認状況等	令和 年 月 日 立会・確認		
04 登記原因及びその日付				
申請番号	地 番	原因日付	原因	登記原因及びその日付の具体的判断理由

05 調査資料・証言・事実等			
資料等区分	資料等番号	資料等名	
登記所資料		☐ 土地登記記録	
		☐ 土地閉鎖登記記録・閉鎖登記簿	
		☐ 建物登記記録	
		☐ 建物閉鎖登記記録・閉鎖登記簿	
		☐ 地図（ ）	
		☐ 地図に準ずる図面（ ）	
		☐ 閉鎖地図及び閉鎖地図に準ずる図面	
		☐ 地積測量図・土地所在図	
		☐ 筆界特定関係資料等	
		☐ 旧土地台帳	
		☐ 旧土地台帳附属地図（和紙公図）	
		☐ 基準点成果	
		☐ その他（ ）	
		☐ その他（ ）	
	官公署等資料		☐ 台帳申告書写し
		☐ 地籍図等	
		☐ 国土調査等関係資料	
		☐ 道路台帳	
		☐ 道路台帳附属地図	
		☐ 道路境界確定図等	
		☐ 法定外公共物確定協議書等	
		☐ 公共用地払下げ図面等	
		☐ 河川法の適用河川境界承認図等	
		☐ 換地確定図	
		☐ 戦災復興区画整理図	
		☐ 空中写真	
		☐ 農業委員会の許可書等	
		☐ 基準点成果	
その他の事実等			☐ 地形地物：段差・石垣・のり地・崖・沢・道路・水路・尾根・谷・その他
		☐ 工作物：境界標識・土留め・ブロック塀・コンクリート擁壁・その他	
		☐ 筆界確認書，立会証明書等	
		☐ 売渡図面	
		☐ 承諾書	
		☐ 証言（証言者 ）	
原 結 本 果 確 認		☐ その他（ ）	
		☐ その他（ ）	
06 資料・証言・事実等の分析			
資料等番号	地 番	分析手法，分析結果その他必要な事項	
		作成年月日	昭和○年○月○日
		求積方法	☐ 座標法 ☐ 三斜法 ☐ その他（ ）
		作成年月日	平成○年○月○日
		求積方法	☐ 座標法 ☐ 三斜法 ☐ その他（ ）
		証言者	

07 現地の状況				□別紙のとおり	
点名		境界標		確認の状況	
		☐ 新設 ☐ 既存 ☐ 復元 ☐ 入替え			
遠 景				近 景	
	撮影年月日 備 考				撮影年月日 備 考
		☐ 新設 ☐ 既存 ☐ 復元 ☐ 入替え			
遠 景				近 景	
	撮影年月日 備 考				撮影年月日 備 考
		☐ 新設 ☐ 既存 ☐ 復元 ☐ 入替え			
遠 景				近 景	
	撮影年月日 備 考				撮影年月日 備 考
		☐ 新設 ☐ 既存 ☐ 復元 ☐ 入替え			
遠 景				近 景	
	撮影年月日 備 考				撮影年月日 備 考
		☐ 新設 ☐ 既存 ☐ 復元 ☐ 入替え			
遠 景				近 景	
	撮影年月日 備 考				撮影年月日 備 考
		☐ 新設 ☐ 既存 ☐ 復元 ☐ 入替え			
遠 景				近 景	
	撮影年月日 備 考				撮影年月日 備 考
その他 必要な事項					

08 地域区分・精度区分						
地域区分	☐ 市街地地域 (甲2まで) ☐ 村落・農耕地域 (乙1まで) ☐ 山林・原野地域 (乙3まで)					
地図等の精度区分	☐ 甲1 ☐ 甲2 ☐ 甲3 ☐ 乙1 ☐ 乙2 ☐ 乙3 ☐ なし					
09 筆界位置の計測						
基準点測量等						
測地系	☐ 世界測地系 ☐ 変換パラメータ () ☐ 任意座標 ()					
使用機器	☐ TS ☐ GNSS ☐ その他 ()					
観測方法	☐ 放射 ☐ 結合 ☐ 閉合 ☐ 交会 ☐ 単回 ☐ 対回 ☐ 平均 ☐ その他 ()					
	☐ スタティック ☐ 短縮スタティック ☐ RTK ☐ ネットワーク型RTK ☐ その他 ()					
観測日	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日					
使用した基本三角点等	点 名	等級・種別			標 識	
補助基準点	点 名	名称・種別			標 識	
恒久的地物	点 名	名称・種別			地物の名称	
遠景	撮影年月日 備 考			近景	撮影年月日 備 考	
基本三角点等に基づく測量ができない理由						
一筆地測量						
使用機器	☐ TS ☐ GNSS ☐ その他 ()					
観測日	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日					
求積・誤差の許容限度の検証	地 番	登記地積 m ²	実測面積 m ²	較 差 m ²	公 差	地積更正の要否
						☐ 要 ☐ 否
						☐ 要 ☐ 否

10 補足・特記事項

(※各欄における記録事項を補足すべき事項等を記録する。)

11 画像情報

□別紙のとおり

撮影年月日
備 考

撮影年月日
備 考

12 調査図（現地案内図等）

□別紙のとおり

調査図番号（ ）

タイトル

地 積 測 量 図

地番	
土地の所在	
申請人	(被代位者)
縮尺	$\frac{1}{\quad}$

様式第16号 (B-4判)

作 製 者	(年 月 日作製)

図
図
図

在

所
筆
形

地

土
分
地

地 番	
土地の所在	
作 製 者	(年 月 日作製)
申 請 人	(被代位者)
縮 尺	1

建 物 等 配 置 図

様式第 1 8 号 (A-4 判又 A-3 判)

								敷 地 面 積			
								用 途 地 域			
								建 ぺ い 率			
								容 積 率			
								建 築 年 月			
								構 造 概 要			
								一 階 床 面 積			
								二 階 床 面 積			
								建物延床面積			
建 築 面 積											
縮 尺	／	作 製 年 月 日	年 月 日	作 製 者							

建 物 調 査 図

土 地 所 有 者	建物所有者	借家人又は借間人	建 物 番 号	枚 数	摘 要	調査年月日	調 査 者
				全 葉の内			

様式第 1 9 号 (Aー4判又はAー3判)

木 造 建 物 調 査 表
(軸組工法)

所在地						建物番号			
建物所有者					電話			調査年月日	年 月 日
法人代表者					番号			受注者	
所有者住所						調査者			
構造用途					建築工法			建築年月	年 月
床面積	1階床面積 m ²	2階床面積 m ²	中2階床面積 m ²		延床面積 m ²	[確認資料]		[	]
						経過年数	年		

仮 設 建 物 部 分 別 調 査 表

外壁面数		シート張要否	

基 礎

布基礎	コード	用途	全床面積 (m ²)	用途毎面積 (m ²)	基礎天端幅 (m)	地上高 (m)	略記号	立上り算	基礎率	基礎長 (m)
基礎土上げ (布基礎・ べた基礎立 ち上がり部 分)	コード	仕 上 げ				施 工 延 長 (m)		地 上 高 (m)		
束 石	コード	用途	種類	1階床面積又は施工面積 (m ²)		基 礎 率		数 量 (個)		
べた基礎	コード	底 盤 面 積 (m ²)								
べた基礎 立ち上がり 部 分	コード	基礎天端幅 (m)	地上高 (m)		略 記 号	立上り算 (m)	基 礎 率	基 礎 長 (m)		
独立基礎	コード	基礎天端幅 (m)		地 上 高 (m)		略 記 号		数 量		
玉石基礎	コード	基礎天端幅 (m)		地 上 高 (m)		略 記 号		数 量		
土間コンクリート	コード	略 記 号				施 工 面 積 (m ²)				
防湿コンクリート	コード	略 記 号				施 工 面 積 (m ²)				

軸 部

階 層 及 び 用 途			柱 径 (mm)			柱 長 (m)		
柱 の 種 材		等 級		分布タイプ		労 務 費 分 区		

屋 根

コ ー ド	屋根形状	仕上材種	施工面積 (㎡)

外 壁

面	階	開口部控除前 [A]						開口部面積 [B]				実施工面積
		コード	名 称	壁長 (m)	壁 高 (m)	率	計算面積 (㎡)	建具No	建具記	数 量	控除面積 (㎡)	[A] _(㎡) [B]
軒天井、その他の外壁												
部位	コード	名 称	計 算 式 [A]				開口部等の計算式 [B]				実施工面積 (㎡)	
外壁仕上げ別施工面積集計表												
コード	名 称		形 状 寸 法 等				実 施 工 面 積 (㎡)				施工面積合計 (㎡)	

内 壁

室名	開口部控除前 [A]						開口部面積 [B]				実施工面積 [A]－[B] (㎡)
	コード	名称	壁 長 (m)	壁 高 (m)	率	計算面積 (㎡)	建具No	建具記号	数 量	控除面積 (㎡)	
内壁仕上げ別施工面積集計表											
コード	名 称		形 状 寸 法 等				実 施 工 面 積 (㎡)				施工面積合計 (㎡)

床・天井

室名	床面積計算書						天井面積計算書					
	コード	名 称	横 幅 (m)	縦 幅 (m)	率	実施工面積 (㎡・帖)	コード	名 称	横 幅 (m)	縦 幅 (m)	率	実施工面積 (㎡)
床仕上別施工面積集計表												
コード	名称	形状寸法等				実施工面積 (㎡・帖)				施工面積合計 (㎡・帖)		
天井仕上別施工面積集計表												
コード	名称	形状寸法等				実施工面積 (㎡)				施工面積合計 (㎡)		

金属製・木製建具

コード	建具No	建具記号	名 称	材質	雨戸	鏡板	面格子	内法寸法		単位面積 (㎡)	大きさ 区分	数 量
								H (mm)	W (mm)			
金 属 製 建 具 集 計 表												
I [1.00㎡未満]							II [1.00㎡以上]					
種類	コード	数量	備考				コード	数量	備考			
金 属 製 建 具 集 計 表												
区分	I [w0.68m以上×H1.80m程度]			II [w0.68m以上×H1.36m程度]			III [II以下]					
種類	コード	枚		コード	枚		コード	枚				

造 作

コード	種類 (名称)	形状・法等	数 量

樋

コード	種類 (名称)	形状・法等	材 質

電灯設備

コード	種類 (名称)	形状・法等	数 量

ガス設備

コード	種類 (名称)	形状・法等	数 量

給水・給湯設備

水栓工事	コード	種類 (名称)	形状・法等	数 量
建物内配管工事	コード	種類 (名称)	形状・法等	数 量
建物外配管工事	コード	種類 (名称)	形状・法等	数 量

排水設備

	コード	種類 (名称)	形状寸法等	数 量
建物内排水設備工事				
	コード	種類 (名称)	形状寸法等	数 量
建物外排水設備工事				

衛生設備

コード	種類 (名称)	形状寸法等	数 量

厨房設備

コード	種類 (名称)	形状寸法等	数 量

その他の設備

コード	種類 (名称)	形状寸法等	数 量

建物付随工作物

コード	種類 (名称)	形状寸法等	数 量

注 1 : 部分別調査結果記入欄は、必要に応じて増減できるものとする。

注 2 : 築年次の異なる木造建物が接合している場合、表中「建築年月」及び「経過年数」欄については築年次の異なる部分毎に記載することとし、あわせて築年次の異なる部分毎の床面積についても記載するものとする。なお、必要に応じて適宜別紙（様式任意）によることが出来るものとする。

木 造 建 物 調 査 表
(ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法)

所在地						建物番号			
建物所有者					電話			調査年月日	年 月 日
法人代表者					番号			受注者	
所有者住所						調査者			
構造用途					建築工法			建築年月	年 月
床面積	1階床面積 m ²	2階床面積 m ²	中2階床面積 m ²		延床面積 m ²	[確認資料]	[]		
						経過年数	年		

建 物 部 分 別 調 査 表

仮 設

外壁面数		シート張要否	

基 礎

布基礎	コード	用 途	全床面積 (m ²)	用途毎面積 (m ²)	基礎天端幅 (m)	地上高 (m)	略記号	立上加算	基礎率	布基礎長 (m)
基礎土上げ (布基礎・ べた基礎立 ち上がり部 分)	コード	仕 上 げ				施 工 延 長 (m)		地 上 高 (m)		
束 石	コード	用途	種類	1階床面積又は施工面積 (m ²)		基 礎 率		数 量 (個)		
べた基礎	コード	底 盤 面 積 (m ²)								
べた基礎 立ち上がり 部 分	コード	基礎天端幅 (m)	地上高 (m)		略 記 号	立上加算 (m)	基 礎 率		基 礎 長 (m)	
独立基礎	コード	基礎天端幅 (m)		地 上 高 (m)		略 記 号		数 量		
玉石基礎	コード	基礎天端幅 (m)		地 上 高 (m)		略 記 号		数 量		
土間コンクリート	コード	略 記 号				施 工 面 積 (m ²)				
防湿コンクリート	コード	略 記 号				施 工 面 積 (m ²)				

く 体

壁 高	

屋 根

コ ー ド	屋根形状	仕上材種	施工面積 (㎡)

外 壁

面	階	開口部控除前 [A]						開口部面積 [B]				実施工面積 [A]－[B] (㎡)
		コード	名 称	壁長 (m)	壁 高 (m)	率	計算面積 (㎡)	建具No	建具記	数 量	控除面積 (㎡)	
軒天井、その他の外壁												
部位	コード	名 称	計 算 式 [A]				開口部等の計算式 [B]				実施工面積 [A]－[B] (㎡)	
外壁仕上げ別施工面積集計表												
コード	名 称		形 状 寸 法 等				実 施 工 面 積 (㎡)				施工面積合計 (㎡)	

内 壁

室名	開口部控除前 [A]						開口部面積 [B]				実施工面積 [A]－[B] (㎡)
	コード	名称	壁 長 (m)	壁 高 (m)	率	計算面積 (㎡)	建具No	建具記号	数 量	控除面積 (㎡)	
内壁仕上げ別施工面積集計表											
コード	名 称		形 状 寸 法 等				実 施 工 面 積 (㎡)				施工面積合計 (㎡)

床・天井

室名	床面積計算書						天井面積計算書					
	コード	名 称	横 幅 (m)	縦 幅 (m)	率	実施工面積 (㎡・帖)	コード	名 称	横 幅 (m)	縦 幅 (m)	率	実施工面積 (㎡)
床仕上り別施工面積集計表												
コード	名称	形状寸法等				実施工面積 (㎡・帖)				施工面積合計 (㎡・帖)		
天井仕上り別施工面積集計表												
コード	名称	形状寸法等				実施工面積 (㎡)				施工面積合計 (㎡)		

金属製・木製建具

コード	建具No	建具記号	名 称	材質	雨戸	鏡板	面格子	内法寸法		単位面積 (㎡)	大きさ 区分	数 量
								H (mm)	W (mm)			
金 属 製 建 具 集 計 表												
I [1.00㎡未満]							II [1.00㎡以上]					
種類	コード	数量	備考				コード	数量	備考			
木 製 建 具 集 計 表												
区分	I [w0.68m以上×H1.80m程度]				II [w0.68m以上×H1.36m程度]				III [II以下]			
種類	コード	枚	コード		枚	コード		枚	コード		枚	

造 作

コード	種類 (名称)	形状・寸法等	数 量

樋

コード	種類 (名称)	形状・寸法等	材 質

電灯設備

コード	種類 (名称)	形状・寸法等	数 量

ガス設備

コード	種類 (名称)	形状・寸法等	数 量

給水・給湯設備

水栓工事	コード	種類 (名称)	形状・寸法等	数 量
建物内配管工事	コード	種類 (名称)	形状・寸法等	数 量
建物外配管工事	コード	種類 (名称)	形状・寸法等	数 量

排水設備

	コード	種類 (名称)	形状寸法等	数 量
建物内排水設備工事				
	コード	種類 (名称)	形状寸法等	数 量
建物外排水設備工事				

衛生設備

コード	種類 (名称)	形状寸法等	数 量

厨房設備

コード	種類 (名称)	形状寸法等	数 量

その他の設備

コード	種類 (名称)	形状寸法等	数 量

建物付随工作物

コード	種類 (名称)	形状寸法等	数 量

注 1 : 部分別調査結果記入欄は、必要に応じて増減できるものとする。

注 2 : 築年次の異なる木造建物が接合している場合、表中「建築年月」及び「経過年数」欄については築年次の異なる部分毎に記載することとし、あわせて築年次の異なる部分毎の床面積についても記載するものとする。なお、必要に応じて適宜別紙（様式任意）によることが出来るものとする。

木造建物補正率関係調査表

建物所有者				建物番号				枚 数		全 2 葉の内 1				
建物構造及び用途						調 査 者				検 証 者				
基 本 的 調 査 項 目	軸	1 柱 径	15cm角以上の柱本数			本			補 正 率					
			総 本 数			本			%					
			比 率			%								
		2 柱の取替	総 本 数			本			取替率		%			
			取 替 本 数			本			補 正 率					
			取 替 時 期						%					
		3 土 台	1 階 面 積			m ²			取替率		%			
			取 替 面 積			m ²			補 正 率					
			取 替 時 期						%					
	屋 根 補 修	4 屋 根 の			総 面 積			m ²			取替率		%	
		葺 替 面 積			m ²			補 正 率						
		葺 替 時 期						%						
	壁	5 内 壁	総 面 積			m ²			取替率		%			
			張 替 面 積			m ²			補 正 率					
			張 替 時 期						%					
		6 外 壁	総 面 積			m ²			取替率		%			
			張 替 面 積			m ²			補 正 率					
			張 替 時 期						%					
	そ の 他 の 調 査 項 目	7 そ の 他 の 補 正 項 目	(1) 土台に防腐 白蟻消毒が 施されている建物	実 施 状 況	① 1 回のみ土台の防腐、白蟻消毒を全面施行						補 正 率			
					② 2 回目以降、土台の防腐又は白蟻消毒を全面施行						%			
					③ 2 回目以降、土台の防腐、白蟻消毒を部分的施行									
					④ 2 回目以降、土台の防腐、白蟻消毒を全面施行									
			実施時期											
			(2) 軒先のある木、野地 板を保護するための 鼻かくし、破風板に よる補修が施されて いる建物	実 施 状 況	① 軒先の方だけ補修						補 正 率			
② 鼻かくし又は破風板のいずれかの補修						%								
③ 鼻かくしと破風の両方とも補修														
実施状況														

木造建物補正率関係調査表

建物所有者			建物番号		枚 数	全 2 葉の内 2	
そ の 他 の 調 査 項 目	7 そ の 他 の 補 正 項 目	(3) 建築基準法に定められている床高以上の床高によって湿気等の対策が施されている建物	床	c m			補 正 率
							%
		(4) 出入口、雨戸、窓等の木造建具がアルミサッシ等の金属建具に取替えられている建物	実施 状況	① 玄関のみ又は雨戸のみ取替え ② 玄関と雨戸又は窓のみ取替え ③ 玄関又は雨戸と窓取替え ④ 全部取替え			補 正 率
							%
		実施時期					
		(5) 浴室の浴槽、壁及び床タイル等の補修が施されている建物	実施 状況	① 床タイルのみ補修 ② 壁のみ補修 ③ 床タイルと壁の補修 ④ 浴槽の取替え			補 正 率
							%
		実施時期					
		(6) 建物の立地条件から判断して採光による環境条件が優れている建物	現 地 の 状 況	建物、その他障害物が比較的少ない方向			補 正 率
				東方向・南方向・東南方向			%
(7) 建物の立地条件から判断して通風による環境条件が優れている建物	現地の 状 況	当該敷地の 面積 A	当該敷地の 面積 B	$\frac{A-B}{A}$	補 正 率		
		m ²	m ²	%	%		
補 正 率 合 計		%					
備 考							

木造建物建築直接工事費計算書
(軸組工法)

所在地					建物番号		
建物所有者				電話番号	算定年月日	年 月 日	
法人代表者					耐用年数	年	
所有者住所							
構造用途					建築工法		
建物面積	1 階床面積 ㎡	2 階床面積 ㎡	中 2 階床面積 ㎡		延床面積 ㎡		
直接工事費 計							
工 種	計 算 内 訳					直接工事費	
仮設工事費					小 計		
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	仮設工事面積	金 額	
基礎工事費					小 計		
布 基 礎					計		
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	基礎長 計	金 額	
基礎仕上げ (布基礎・べた基礎立ち上がり部分)					計		
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	施工延長	金 額	
束 石					計		
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	束石数量	金 額	
べた基礎					計		
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	底盤施工面積	金 額	

独立基礎					計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	独立基礎数	金 額
玉石基礎					計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	玉石数量	金 額
土間コンクリート					計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	施工面積	金 額
防湿コンクリート					計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	施工面積	金 額
軸部工事費					小 計	
軸部木材費					計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	木材材積量	金 額
労務費（大工手間等）					計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	延床面積	金 額
屋根工事費					小 計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	施工面積	金 額
外壁工事費					小 計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	施工面積	金 額

内壁工事費					小 計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	施工面積	金 額
床 工 事 費					小 計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額
天井工事費					小 計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	施工面積	金 額
開口部工事費					小 計	
金属製建具					計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額
木製建具					計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額

造作工事費					小 計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額
樋 工 事 費					小 計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	一階床面積	金 額
塗装工事費					小 計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	延床面積	金 額
建築設備工事費					小 計	
電灯設備					計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額
ガス設備					計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額
給水・給湯設備					計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額
排水設備					計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額

衛生設備					計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額
厨房設備					計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額
その他設備					計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額
建物附随工作物工事費					小 計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額

注1：算出表を使用するにあたっては、直接工事費を算定する項目のみを表示できるものとし、各工事費の項目は必要に応じ追加するものとする。

注2：築年次の異なる木造建物が接合している場合は、表中「耐用年数」欄については、築年次が異なる部分毎に記載すること。
 なお、必要に応じて適宜別紙（様式任意）によることができるものとする。

積算数量認定表
(軸組工法)

仮設面積

コード	延床面積 (㎡) (A)	規模補正率 (B)	形状補正率 (C)	仮設面積 (㎡) $D = (A) \times (B) \times (C)$	認定値 (㎡)
比較建物					

布基礎長

コード	用途	1階床面積 (㎡)	基礎率 (A)	対象面積 (㎡) (B)	基礎長 (m) (C) = (A) × (B)

コード	用途	1階床面積 (㎡)	基礎率 (A)	対象面積 (㎡) (B)	基礎長 (m) (C) = (A) × (B)
比較建物					

認定表	コード	基礎長計 (m)	認定値 (m)

べた基礎立上り（基礎長）

コード	用途	底盤部分 施工面積 (㎡)	基礎率 (A)	対象面積 (㎡) (B)	布基礎長 (m) (C) = (A) × (B)

コード	用途	底盤部分 施工面積 (㎡)	基礎率 (A)	対象面積 (㎡) (B)	布基礎長 (m) (C) = (A) × (B)
比較建物					

認定表	コード	基礎長計 (m)	認定値 (m)

木材材積量

*当該建物

コード	用途	階層	床面積 (㎡)	木材 材積率 (A)	柱径 補正率 (B)	柱長 補正率 (C)	施工状況 補正率 (D)	対象面積 (㎡) (E)	材積量 (㎡) $F = (A) \times (B) \times (C) \times (D) \times (E)$	用途毎材積量計 (㎡)	採用	採用材積量 (㎡) (F)

*比較建物

コード	用途	階層	床面積 (㎡)	木材 材積率 (A)	柱径 補正率 (B)	柱長 補正率 (C)	施工状況 補正率 (D)	対象面積 (㎡) (E)	材積量 (㎡) $F = (A) \times (B) \times (C) \times (D) \times (E)$	用途毎材積量計 (㎡)	採用	採用材積量 (㎡) (F)

認定表	コード	材積量計 (㎡)	認定値 (㎡)

(備考) 木材材積量のB欄については、上段に記載し、下段に柱径補正率を記載すること。また、C欄については、上段に柱長を記載し、下段に柱長補正率を記載すること。

木造建物建築直接工事費計算書
(ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法)

所在地					建物番号		
建物所有者				電話番号	算定年月日	年 月 日	
法人代表者					耐用年数	年	
所有者住所							
構造用途					建築工法		
建物面積	1 階床面積 ㎡	2 階床面積 ㎡	中 2 階床面積 ㎡		延床面積 ㎡		
直接工事費 計							
工 種	計 算 内 訳					直接工事費	
仮設工事費					小 計		
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	仮設工事面積	金 額	
基礎工事費					小 計		
布 基 礎					計		
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	基礎長 計	金 額	
基礎仕上げ (布基礎・べた基礎立ち上がり部分)					計		
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	施工延長	金 額	
束 石					計		
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	束石数量	金 額	
べた基礎					計		
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	底盤施工面積	金 額	

独立基礎					計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	独立基礎数	金 額
玉石基礎					計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	玉石数量	金 額
土間コンクリート					計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	施工面積	金 額
防湿コンクリート					計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	施工面積	金 額
<u>く</u> 体工事費					小 計	
<u>く</u> 体木材費					計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	木材材積量	金 額
労務費					計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	延床面積	金 額
屋根工事費					小 計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	施工面積	金 額
外壁工事費					小 計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	施工面積	金 額

内壁工事費					小 計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	施工面積	金 額
床 工 事 費					小 計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額
天井工事費					小 計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	施工面積	金 額
開口部工事費					小 計	
金属製建具					計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額
木製建具					計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額

造作工事費					小計	
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	数量	金額
樋工事費					小計	
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	一階床面積	金額
塗装工事費					小計	
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	延床面積	金額
建築設備工事費					小計	
電灯設備					計	
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	数量	金額
ガス設備					計	
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	数量	金額
給水・給湯設備					計	
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	数量	金額
排水設備					計	
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	数量	金額

衛生設備					計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額
厨房設備					計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額
その他設備					計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額
建物附随工作物工事費					小 計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額

注1：算出表を使用するにあたっては、直接工事費を算定する項目のみを表示できるものとし、各工事費の項目は必要に応じ追加するものとする。

注2：築年次の異なる木造建物が接合している場合は、表中「耐用年数」欄については、築年次が異なる部分毎に記載すること。
 なお、必要に応じて適宜別紙（様式任意）によることができるものとする。

積算数量認定表
(ツハ°イフォー工法又は木質系プレハブ工法)

仮設面積

コード	延床面積 (㎡) (A)	規模補正率 (B)	形状補正率 (C)	仮設面積 (㎡) $D = (A) \times (B) \times (C)$	認定値 (㎡)
比較建物					

布基礎長

コード	用途	1階床面積 (㎡)	基礎率 (A)	対象面積 (㎡) (B)	基礎長 (m) $(C) = (A) \times (B)$

コード	用途	1階床面積 (㎡)	基礎率 (A)	対象面積 (㎡) (B)	基礎長 (m) $(C) = (A) \times (B)$
比較建物					

認定表	コード	基礎長計 (m)	認定値 (m)

べた基礎立上り（基礎長）

コード	用途	底盤部分 施工面積 (㎡)	基礎率 (A)	対象面積 (㎡) (B)	布基礎長 (m) $(C) = (A) \times (B)$

コード	用途	底盤部分 施工面積 (㎡)	基礎率 (A)	対象面積 (㎡) (B)	布基礎長 (m) $(C) = (A) \times (B)$
比較建物					

認定表	コード	基礎長計 (m)	認定値 (m)

木材材積量

*当該建物

コード	用途	階層	壁高 (m)	床面積 (㎡)	木材 材積率 (A)	対象面積 (㎡) (B)	材積量 (㎡) $(C) = (A) \times (B)$	用途毎材積量 計 (㎡)	採用	採用材積量 (㎡) (D)

*比較建物

コード	用途	階層	壁高 (m)	床面積 (㎡)	木材 材積率 (A)	対象面積 (㎡) (B)	材積量 (㎡) $(C) = (A) \times (B)$	用途毎材積量 計 (㎡)	採用	採用材積量 (㎡) (D)

認定表	コード	材積量計 (㎡)	認定値 (㎡)

木造建物建築直接工事費計算書〔曳家工法〕

所在地							整理番号			
建物所有者				電話			算定年月日			
法人代表者							採用単価			
所有者住所							用途(現況)			
構造概要							用途(建築時)			
柱の材種			品等			柱の分布			その他	
建物面積	1階床面積		2階床面積		延床面積		特記事項			
曳家条件	曳行要素						障害要素			
	曳距離				回転	高低差	基礎重複	方向替	近接施工	傾斜地
	1回目	2回目	3回目	計						
曳家工事費〔A〕			補修工事費〔B〕			直接工事費 計〔A〕＋〔B〕				
工 種	計 算 内 訳							直接工事費		
1 曳家工事費								計		
〔1〕 曳家基本工事費								小 計		
曳距離〔a〕	回 転〔b〕	高低差〔c〕	基礎重複〔d〕	方向替〔e〕	近接施工〔f〕	傾斜地〔g〕	曳家係数 $1+[a]+[b]+[c]+[d]+[e]+[f]+[g]$			
1階床面積 A		規模補正率 B		2階建補正率 C		曳家係数 D	曳家基本工事面積 $A \times B \times C \times D$			
出典 (3-1 番号)	単 価 名 称			形 状 寸 法		単 位	単 価	曳家基本 工事面積	金 額	
〔2〕 基礎工事費								小 計		
①-a 布 基 礎								① 計		
面積 区分	用 途	略記号	1階床面積 A	基 礎 率 B	基 礎 長 $A \times B = C$	基礎切欠補正率 D	補正基礎長 $C \times D$			
出典 (3-1 番号)	単 価 名 称			形 状 寸 法		単 位	単 価	基礎長 計	金 額	
①-b 布基礎仕上げ										
出典 (3-1 番号)	単 価 名 称			形 状 寸 法		単 位	単 価	基礎外周長	金 額	

② 東 石							② 計	
1 階床面積 A		東無面積 B		A - B = C		面積区分	基礎率 D	東石数量 C × D
出典 (3-1' 番号)	単 価 名 称		形 状 寸 法			単 位	単 価	東石数量
③ ベタ基礎							③ 計	
出典 (3-1' 番号)	単 価 名 称		形 状 寸 法			単 位	単 価	底盤施工面積
用 途		底盤施工面積 A	基 礎 率 B	立上数量 A × B = C	基礎切欠補正率 D	補正立上数量 C × D		
出典 (3-1' 番号)	単 価 名 称		形 状 寸 法			単 位	単 価	立上数量
④ 独立基礎							④ 計	
出典 (3-1' 番号)	単 価 名 称		形 状 寸 法			単 位	単 価	独立基礎数
⑤ 土間コンクリート							⑤ 計	
出典 (3-1' 番号)	単 価 名 称		形 状 寸 法			単 位	単 価	施工面積
⑥ 防湿コンクリート							⑥ 計	
出典 (3-1' 番号)	単 価 名 称		形 状 寸 法			単 位	単 価	施工面積
⑦ 特殊基礎							⑦ 計	
出典 (3-1' 番号)	単 価 名 称		形 状 寸 法			単 位	単 価	施工面積
【3】 基礎等解体工事費							小 計	
出典 (3-1' 番号)	単 価 名 称		形 状 寸 法			単 位	単 価	数 量

2 補修工事費						計	
〔1〕 仮設工事費						小 計	
延床面積 A		規模補正率 B		建物形状補正率 C		仮設工事面積 A×B×C=D	
出典 (コード番号)	単 価 名 称	形 状 寸 法		単 位	単 価	仮 設 工事面積	金 額
〔2〕 部位別補修工事費						小 計	
部位別補修対象工事費 ①+②+③=A		補修费率 B		部位別補修工事費 A×B			
		30%					
① 外壁工事費						① 計	
出典 (コード番号)	単 価 名 称	形 状 寸 法		単 位	単 価	施工面積	金 額
② 内壁工事費						② 計	
出典 (コード番号)	単 価 名 称	形 状 寸 法		単 位	単 価	施工面積	金 額
③ 床工事費						③ 計	
出典 (コード番号)	単 価 名 称	形 状 寸 法		単 位	単 価	施工面積	金 額
〔3〕 床工事費						小 計	
出典 (コード番号)	単 価 名 称	形 状 寸 法		単 位	単 価	数 量	金 額
〔4〕 建築設備工事費						小 計	
① 電 気 設 備						① 計	
出典 (コード番号)	単 価 名 称	形 状 寸 法		単 位	単 価	数 量	金 額

② ガ ス 設 備					② 計	
出典 (コード番号)	単 価 名 称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額
③ 給水・給湯設備					③ 計	
出典 (コード番号)	単 価 名 称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額
④ 排 水 設 備					④ 計	
出典 (コード番号)	単 価 名 称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額
⑤ 衛 生 設 備					⑤ 計	
出典 (コード番号)	単 価 名 称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額
⑥ 厨 房 設 備					⑥ 計	
出典 (コード番号)	単 価 名 称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額
⑦ そ の 他 設 備					⑦ 計	
出典 (コード番号)	単 価 名 称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額
〔5〕 建物附随工作物工事費					小 計	
出典 (コード番号)	単 価 名 称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とし、必要に応じ記載項目を追加する。

曳家工事費算定数量認定表

曳家基本工事面積

コード	1 階床面積 (㎡) (A)	規模補正率 (B)	二階建補正率	曳家係数 (C)	曳家基本工事面積 (㎡) (D) = (A) × (B) × (C)	認定値 (㎡)
比較建物						

木造建物解体直接工事費計算書

建物所有者		建物番号	

解体直接工事費						
工種	計算内訳					解体直接工事費
① 上屋解体工事費					①計	
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法等	単位	単価	数量	金額
②－1 基礎撤去費（布基礎）					②計	
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法等	単位	単価	数量	金額
②－2 基礎撤去費（束石）						
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法等	単位	単価	数量	金額
②－3 基礎撤去費（べた基礎）						
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法等	単位	単価	数量	金額
			m ²			
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法等	単位	単価	数量	金額
			m			
②－4 基礎撤去費（独立基礎）						
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法等	単位	単価	数量	金額
②－5 基礎撤去費（土間コンクリート）						
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法等	単位	単価	数量	金額
③ 建築設備等解体工事費					③計	
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法等	単位	単価	数量	金額

工 事 内 訳 明 細 書 総 括 表

年 月 日

殿

受注者住所

受注者名及び代表者名

別紙のとおり積算いたしました。

¥

建物等の所有者		備 考
所 在 地		
構 造 用 途		
建 築 工 法		
規 模		
移 転 工 法		

積 算 概 要

(注) 内 容
単価について
発生材について
設計の有効期間
解体の方法
その他積算についての概要

様式第 26 号 (A-4 判)

[illegible]

様式第27号 (A-4判)

種目内訳書・中科目内訳書

[illegible]

様式第28-1号 (A-4版)

細目内訳書

[illegible]

様式第28-2号 (A-4)

判) 所有者氏名:

建物番号：

数量計算書

No

[illegible]

不可視部分調査表

		調査者		年月日	
建物所有者	住 所	都 道 府 県	郡 市	町 村	大字
	氏 名 又 は 法人・代表者名				
建 物 番 号	調査対象建物・構造用途	不 可 視 部 分 の 名 称			
既 存 図 に よ る 調 査	☐ 有（入手先（ ）） 種類名称 ☐ 建築確認申請通知書の設計図 ☐ 請負契約書の添付設計図 ☐ 完成時の竣工図 ☐ その他の図面等（ ） ①既存図と調査物件との相違の有無 ☐ 有（内容 ） ☐ 無 ②既存図と既存設計書（ ☐ 有 ☐ 無）との相違の有無 ☐ 有（内容 ） ☐ 無 ☐ 無（聞き取り調査必要）				
聞き取り調査 の 必 要 性	☐ 要 ☐ 否（理由 ）				
聞き取り調査	聞き取り先（所有者（ ）） 聞き取り方法 ☐ 面談 ☐ 電話 ☐ その他（ ） 聞き取り結果（ ） 聞き取り先（設計者（ ）（TEL（ ））） 聞き取り方法 ☐ 面談 ☐ 電話 ☐ その他（ ） 聞き取り結果（ ） 聞き取り先（施工者（ ）（TEL（ ））） 聞き取り方法 ☐ 面談 ☐ 電話 ☐ その他（ ） 聞き取り結果（ ）				
その他の調査	調査先（ ）（TEL（ ）） 調査方法 ☐ 面談 ☐ 電話 ☐ その他（ ） 調査結果（ ）				
不可視部分の 確 認 結 果	一級建築士				

注1 「その他の調査」とは、例えば基礎杭における起業者による地質調査等の確認をいう。

注2 聞き取り調査等の聞き取り先が法人等の場合は、可能な限り担当者の氏名を記載すること。

注3 工作物の不可視部分調査表を作成する場合は、様式中「建物所有者」を「物件所有者」に読み替え、「調査対象建物・構造用途」については、工作物の種類とする。なお、井戸の不可視部分の確認結果は、公共用地取得実務経験者に替えることができる。

法 令 適 合 性 調 査 表

現況調査							
所在地				建物番号			
建物所有者	住所又は所在地		住所又は所在地				
土地所有者	住所又は所在地		住所又は所在地				
項 目 法令等名		調査時			建築時又は大規模な増改築時		
		適	否	要検討	適	否	要検討
建築基準法第 3 5 条（特殊建物等の避難及び消火に関する技術的基準）							
建築基準法第 6 1 条（防火地域内の建築物）							
建築基準法第 6 2 条（準防火地域内の建築物）							
法令の規定に基づく施設の改善の概要							

注 「法令の規定に基づく施設の改善の概要」欄には、法令名及び条項並びに改善の概要を記載する。

発生材価額算出表

[illegible]

建物移転料算定表[再築工法]

所有者の氏名又は名称		整理番号	

区分	内 容	番号	計 算 式	建物番号	建物番号	建物番号	備 考
基本事項	構造・用途 建築工法	(1)					
	延床面積	(2)		m ²	m ²	m ²	
	建築面積	(3)		m ²	m ²	m ²	
	建築年月	(4)		年 月	年 月	年 月	
	標準耐用年数	(5)		年	年	年	
	経過年数	(6)		年	年	年	
工事費等	建 築	直 接 工 事 費	(7) 工事費(設備工事を含む)				
		共 通 仮 設 費 率	(8) 木造:3%、非木造:(7)に対応する率(移転先ごとの建築直接工事費の合計額)	%	%	%	
		共 通 仮 設 費	(9) (7)×(8)				100円未満切り捨て
		純 工 事 費	(10) (7)+(9)				
		諸 経 費 率	(11) (10)+(19)に対応する率(一発注単位)	%	%	%	
		諸 経 費	(12) (10)×(11)				100円未満切り捨て
		建築工事費(推定再建築費)	(13) (10)+(12)+[加算額]				
	解 体	直 接 工 事 費	(14) 工事費(廃材運搬費及び廃材処分費を除く)				
		共 通 仮 設 費 率	(15) 木造:3%、非木造:(14)に対応する率(解体直接工事費の合計額)	%	%	%	
		共 通 仮 設 費	(16) (14)×(15) 建築の共通仮設を解体で共用できる場合は不要				100円未満切り捨て
		純 工 事 費	(17) (14)+(16)				
		廃 材 運 搬 費	(18)				
		小 計	(19) (17)+(18)				
		諸 経 費 率	(20) (10)+(19)に対応する率(一発注単位)	%	%	%	
		諸 経 費	(21) (19)×(20)				100円未満切り捨て
		廃 材 処 分 費	(22)				
		取 り こ わ し 工 事 費	(23) (19)+(21)+(22)+[加算額]				
補償額	同 種 同 等	建築工事費(推定再建築費)	(24) (13)				
		再 築 補 償 率	(25)				
		現在価額+運用益損失額	(26) (24)×(25)				1円未満切り捨て
		取 り こ わ し 工 事 費	(27) (23)				
		法令改善費運用益損失額	(28) 別紙算出表のとおり				
		小 計	(29) (26)+(27)+(28)				
		消 費 税 等 相 当 額	(30) (29)×消費税等の税率				1円未満切り捨て
		発 生 材 価 額	(31)				
		補 償 額	(32) (29)+(30)-(31)				
	照 応 建 物	建築工事費(推定再建築費)	(33) (13)従前建物の推定再建築費				
		再 築 補 償 率	(34)				
		現在価額+運用益損失額	(35) (33)×(34)				1円未満切り捨て
		現 価 率	(36)				
		従 前 建 物 の 現 在 価 額	(37) (33)×(36)				1円未満切り捨て
		照 応 建 物 の 建 築 工 事 費 (推 定 建 築 費)	(38) 別紙算出表のとおり				
		推定再建築費等の差額	(39) (38)-(13)(マイナスとなる場合備考参照)				
		取 り こ わ し 工 事 費	(40) (23)				
		法令改善費運用益損失額	(41) 別紙算出表のとおり				
		小 計	(42) (35)+(39)+(40)+(41)				
		消 費 税 等 相 当 額	(43) (42)×消費税等の税率				1円未満切り捨て
		発 生 材 価 額	(44)				
		補 償 額	(45) (42)+(43)-(44)				

※1 (13)の算定式欄の加算額については、諸経費の重複計上を防止するため、推定再建築費に加算することが妥当と判断される費用について計上するものとする。また、(23)の算定式欄の加算額については、同様に取りこわし工事費に加算することが妥当と判断される費用について計上するものとする。

※2 木造建物の増築(築年次の異なる同種構造の木造建物が接合)の場合の(25)及び(26)(又は(35)及び(36))については、適宜別紙(任意様式)により求めるものとする。

※3 (39)がマイナスの場合、(37)>(38)のときは(37)を、(37)<(38)のときには(37)+((38)-(37))×{1-1/(1+r)ⁿ}を(42)欄中の(35)+(39)の額とする(r:年利率、n=従前建物の残耐用年数)。

建物移転料算定表〔再築工法〕

		所有者の氏名又は名称		整理番号					
区分	内 容	番号	計 算 式	建物番号	建物番号	建物番号	備 考		
基本事項	構造・用途 建築工法	(1)							
	延床面積	(2)		m ²	m ²	m ²			
	建築面積	(3)		m ²	m ²	m ²			
	建築年月	(4)		年 月	年 月	年 月			
	標準耐用年数	(5)		年	年	年			
	経過年数	(6)		年	年	年			
工事費等	建築	直接工事費	(7)	工事費(設備工事を含む)					
		共通仮設費率	(8)	木造:3%、非木造:(7)に対応する率(移転先ごとの建築直接工事費の合計額)	%	%	%		
		共通仮設費	(9)	(7)×(8)				100円未満切り捨て	
		純工事費	(10)	(7)+(9)					
		諸経費率	(11)	(10)+(19)に対応する率(一発注単位)	%	%	%		
		諸経費	(12)	(10)×(11)				100円未満切り捨て	
		建築工事費(推定再建築費)	(13)	(10)+(12)+[加算額]					
	解体	直接工事費	(14)	工事費(廃材運搬費及び廃材処分費を除く)					
		共通仮設費率	(15)	木造:3%、非木造:(14)に対応する率(解体直接工事費の合計額)	%	%	%		
		共通仮設費	(16)	(14)×(15) 建築の共通仮設を解体で共用できる場合は不要				100円未満切り捨て	
		純工事費	(17)	(14)+(16)					
		廃材運搬費	(18)						
		小計	(19)	(17)+(18)					
		諸経費率	(20)	(10)+(19)に対応する率(一発注単位)	%	%	%		
		諸経費	(21)	(19)×(20)				100円未満切り捨て	
		廃材処分費	(22)						
		取りこわし工事費	(23)	(19)+(21)+(22)+[加算額]					
		補償額	同種同等	建築工事費(推定再建築費)	(24)	(13)			
				再築補償率	(25)				
				現在価額+運用益損失額	(26)	(24)×(25)			
取りこわし工事費	(27)			(23)					
法令改善費運用益損失額	(28)			別紙算出表のとおり					
小計	(29)			(26)+(27)+(28)					
消費税等相当額	(30)			(29)×消費税等の税率				1円未満切り捨て	
発生材価額	(31)								
補償額	(32)		(29)+(30)-(31)						
照応建物	建築工事費(推定再建築費)		(33)	(13)従前建物の推定再建築費					
	再築補償率		(34)						
	現在価額+運用益損失額		(35)	(33)×(34)				1円未満切り捨て	
	現価率		(36)						
	従前建物の現在価額		(37)	(33)×(36)				1円未満切り捨て	
	照応建物の建築工事費(推定建築費)		(38)	別紙算出表のとおり					
	推定再建築費等の差額		(39)	(38)-(13)(マイナスとなる場合備考参照)					
	取りこわし工事費		(40)	(23)					
	法令改善費運用益損失額		(41)	別紙算出表のとおり					
	小計		(42)	(35)+(39)+(40)+(41)					
	消費税等相当額		(43)	(42)×消費税等の税率				1円未満切り捨て	
	発生材価額	(44)							
補償額	(45)	(42)+(43)-(44)							

※1 (13)の算定式欄の加算額については、諸経費の重複計上を防止するため、推定再建築費に加算することが妥当と判断される費用について計上するものとする。また、(23)の算定式欄の加算額については、同様に取りこわし工事費に加算することが妥当と判断される費用について計上するものとする。

※2 木造建物の増築(築年次の異なる同種構造の木造建物が接合)の場合の(25)及び(26)(又は(35)及び(36))については、適宜別紙(任意様式)により求めるものとする。

※3 (39)がマイナスの場合、(37)>(38)のときは(37)を、(37)<(38)のときには $(37) + ((38) - (37)) \times \{1 - 1/(1+r)^n\}$ を(42)欄中の(35)+(39)の額とする(r: 年利率、n=従前建物の残耐用年数)。

[照 応]

照応建物の推定建築費算出表

		建物番号	建物番号	建物番号
所 有 者 氏 名				
照応建物の直接工事費（建築） A				
照応建物の共通仮設費率 B（木造：3%、非木造：Aに対応する率（移転先ごとの建築工事費の合計額））				
照応建物の共通仮設費 $A \times B = C$				
照応建物の推定建築純工事費 $A + C = D$				
照応建物の諸経費率 E（Dに対応する率（(19)を含む一発注単位））				
照応建物の諸経費 $D \times E = F$				
照応建物の推定建築費 $D + F +$ [加算額] = (38)				

[同 種 同 等]

法令改善費相当額の運用益損失額算出表

		建物番号	建物番号	建物番号
所 有 者 氏 名				
推 定 再 建 築 費 (13)				
法令改善後の直接工事費（建築） G				
共 通 仮 設 費 率 H（木造：3%、非木造：Gに対応する率（移転先ごとの建築工事費の合計額））				
共 通 仮 設 費 $G \times H = I$				
法令改善後の推定建築純工事費 $G + I = J$				
諸 経 費 率 K（Jに対応する率（(19)を含む一発注単位））				
諸 経 費 $J \times K = L$				
法令改善後の推定建築費 $J + L +$ [加算額] = M				
法 令 改 善 費 相 当 額 $M - (13) = N$				
法令改善費相当額の運用益損失額 $N \times \{ 1 - 1 / (1 + r) ^ n \} = (28)$ r：年利率 n：従前の建物の残耐用年数				

[照 応]

		建物番号	建物番号	建物番号
所 有 者 氏 名				
推 定 再 建 築 費	(13)			
照 応 建 物 の 推 定 建 築 費	(38)			
推 定 再 建 築 費 等 の 差 額	$(38) - (13) = (39)$			
法 令 改 善 後 の 直 接 工 事 費	0			
共 通 仮 設 費 率 P (木造：3%、非木造：0に 対 応 す る 率 (移 転 先 ご と の 建 築 工 事 費 の 合 計 額))				
共 通 仮 設 費	$0 \times P = Q$			
法 令 改 善 後 の 推 定 建 築 純 工 事 費	$0 + Q = R$			
諸 経 費 率 S (R に 対 応 す る 率 ((19) を 含 む 一 発 注 単 位))				
諸 経 費	$R \times S = T$			
法 令 改 善 後 の 推 定 建 築 費	$R + T + [\text{加 算 額}] = U$			
法 令 改 善 費 相 当 額	$U - \{ (13) + (39) \} = V$			
法 令 改 善 費 相 当 額 の 運 用 益 損 失 額 $V \times \{ 1 - 1 / (1 + r) ^ n \} = (41)$ r : 年 利 率 n : 従 前 の 建 物 の 残 耐 用 年 数				

注 1：表中の加算額については、諸経費の重複計上を防止するため、推定再建築費に加算することが妥当と判断される費用について計上するものとする。

注 2：築年次の異なる木造建物が接合している場合は、「法令改善費相当額」については 1 棟全体の法令改善費相当額を算出した上で築年次の異なる部分毎に面積按分により算出し、築年次の異なる部分毎に「法令改善費相当額の運用益損失額」を算出するものとする。なお、必要に応じて適宜別紙（様式任意）にすることができるものとする。

廃材運搬費・処分費認定表

建物所有者	

組成組	処分場名	運搬費	運搬費計 ①	処分費	処分費計 ②

建物番号	延床面積 ③	延床面積合計 ④	運搬費 ①×③／④	処分費 ②×③／④

廃材運搬費・処分費算出表

建物所有者

必要台数	2 t	
	4 t	

組 成 名

t 換算計算式	
台 数 計 算 式	

認定廃材量

処 理 場 名	運 搬 距 離	必要台数		運搬単価 (円/台)	運搬費①	廃材量	処分単価	処分費②	計 ①+②
		2 t							
		4 t							
		計							
		2 t							
		4 t							
		計							
		2 t							
		4 t							
		計							
		2 t							
		4 t							
		計							
		2 t							
		4 t							
		計							

(備考) 運搬距離については、原則、標準書掲載単価区分によるものとする。

木造建物廃材量算出表

建物所有者		建物番号	

組成組	標準排出量 (m^3)	用途	延面積 (m^2)	一階床面積 (m^2)	規模・用途補正率	階層補正率	廃材量 (m^3)
木くず						—	
ガレキ類						—	
金属くず						—	
屋根葺き材							
ガラス						—	
廃プラ						—	
混合廃材						—	
石膏ボード						—	
床仕上げ材						—	

建物所有者		建物番号	

組 成 組	標準排出量 (m^3)	用 途	延面積 (m^2)	一階床面積 (m^2)	規模・用途補正率	階層補正率	廃材量 (m^3)
木くず						—	
ガレキ類						—	
金属くず						—	
屋根葺き材							
ガラス						—	
廃プラ						—	
混合廃材						—	
石膏ボード						—	
床仕上げ材						—	

非木造建物廃材量算出表

建物所有者	
建物番号	

建物構造	
用 途	
延床面積	m ²
一階床面積	m ²
支障一階床面積	m ²

組成組	標準排出量 ① (m ³ /m ²)	延床面積 ② (m ²)	統計数量値 ③	組成率 ④	廃材量 ⑤=①×②or③×④ (m ³)	起業地内地中 部分廃材量 ⑥ (m ³)	非木造建物廃材総量 ⑦=⑤or⑤-⑥ (m ³)
木くず							
ガレキ類			(m ³)				
金属くず			(t)				
ガラス							
廃プラ							
混合廃棄物							
石膏ボード							
床仕上げ材							

有価材			(t)		(t)		(t)

様式第33号 (A-4判)

建物移転料算定表[曳家工法]

				所有者の氏名又は名称			整理番号	
区分	内 容		番号	計 算 式	建物番号	建物番号	建物番号	備 考
基本事項	構造・用途		(1)					
	延床面積		(2)		m ²	m ²	m ²	
	建築面積		(3)		m ²	m ²	m ²	
	建築年月		(4)		年 月	年 月	年 月	
工事費等	建 築	直 接 工 事 費	(5)	曳家工事費及び補修工事				
		共 通 仮 設 費	(6)	費(5)×(木造:3%)	%	%	%	100円未満切り捨て
		純 工 事 費	(7)	(5)+(6)				
		廃 材 運 搬 費	(8)					
		小 計	(9)	(7)+(8)				
		諸 経 費	(10)	(9)×((9)に対応する率(一発注単位))	%	%	%	100円未満切り捨て
		廃 材 処 分 費	(11)					
		建 築 工 事 費	(12)	(9)+(10)+(11)+[加算額]				
補償額	建 築 工 事 費	(13)	(12)					
	額 消 費 税 等 相 当	(14)	(13)×消費税等の税率				1円未満切り捨て	
	補 償 額	(15)	(13)+(14)					

※ (12)の算定式欄の加算額については、諸経費の重複計上を防止するため、建築工事費に加算することが妥当と判断される費用について計上するものとする。

建物移転料算定表[改造工法]

		所有者の氏名又は名称		整理番号			
区分	内 容	番号	計 算 式	建物番号	建物番号	建物番号	備 考
基本事項	構造・用途 建築工法	(1)					
	延床面積	(2)		m ²	m ²	m ²	
	建築面積	(3)		m ²	m ²	m ²	
	建築年月	(4)		年 月	年 月	年 月	
工事費等	建 築	直 接 工 事 費	(5) 改造工事費				
		共 通 仮 設 費	(6) (5)×(木造:3%、非木造:(5)に対応する率(移転先の建築直接工事費の合計額))	%	%	%	100円未満切り捨て
		改 造 純 工 事 費	(7) (5)+(6)				
		諸 経 費	(8) (7)×((7)+(14)に対応する率(一発注単位))	%	%	%	100円未満切り捨て
		建 築 工 事 費	(9) (7)+(8)+[加算額]				
	解 体	直 接 工 事 費	(10) 切取工事費及び切取面補修工事費(廃材運搬費及び廃材処分費を除				
		共 通 仮 設 費	(11) (10)×(木造:3%、非木造:(10)に対応する率(解体直接工事費の合計額)) 建築の共通仮設を解体で共用できる場合は不要	%	%	%	100円未満切り捨て
		解 体 純 工 事 費	(12) (10)+(11)				
		廃 材 運 搬 費	(13)				
		小 計	(14) (12)+(13)				
		諸 経 費	(15) (14)×((7)+(14)に対応する率(一発注単位))	%	%	%	100円未満切り捨て
		廃 材 処 分 費	(16)				
		解 体 工 事 費	(17) (14)+(15)+(16)+[加算額]				
補償額	改 造 工 事 費	(18) (9)					
	解 体 工 事 費	(19) (17)					
	小 計	(20) (17)+(18)+(19)					
	消 費 税 等 相 当 額	(21) (20)×消費税等の税率					1円未満切り捨て
	発 生 材 価 額	(22)					
	補 償 額	(23) (20)+(21)-(22)					

※ (9)の算定式欄の加算額については、諸経費の重複計上を防止するため、推定再建築費に加算することが妥当と判断される費用について計上するものとする。また、(17)の算定式欄の加算額については、同様に取りこわし工事費に加算することが妥当と判断される費用について計上するものとする。

建物移転料算定表〔復元工法〕

		所有者の氏名又は名称		整理番号			
区分	内 容	番号	計 算 式	建物番号	建物番号	建物番号	備 考
基本事項	構 造 ・ 用 途 建 築 工 法	(1)					
	延 床 面 積	(2)		m ²	m ²	m ²	
	建 築 面 積	(3)		m ²	m ²	m ²	
	建 築 年 月	(4)		年 月	年 月	年 月	
	経 過 年 数	(5)					
工事費等	建 築	直 接 工 事 費	(6) 復元工事費				
		共 通 仮 設 費	(7) (6)×(木造:3%、非木造:(6)に対応する率(移転先ごとの建築直接工事費の合計額))	%	%	%	100円未満切り捨て
		復 元 純 工 事 費	(8) (6)+(7)				
		諸 経 費	(9) (8)×((8)+(15)に対応する率(一発注単位))	%	%	%	100円未満切り捨て
		建 築 工 事 費	(10) (8)+(9)+[加算額]				
	解 体	直 接 工 事 費	(11) 運搬費を含む(廃材運搬費及び廃材処分費を除く)				
		共 通 仮 設 費	(12) (11)×(木造:3%、非木造:(11)に対応する率(解体直接工事費の合計額)) 建築の共通仮設を解体で共用できる場合は不要	%	%	%	100円未満切り捨て
		解 体 純 工 事 費	(13) (11)+(12)				
		廃 材 運 搬 費	(14)				
		小 計	(15) (13)+(14)				
		諸 経 費	(16) (15)×((8)+(15)に対応する率(一発注単位))	%	%	%	100円未満切り捨て
		廃 材 処 分 費	(17)				
		解 体 工 事 費	(18) (15)+(16)+(17)+[加算額]				
補償額	復 元 工 事 費	(19)	(10)				
	解 体 工 事 費	(20)	(18)				
	小 計	(21)	(18)+(19)+(20)				
	消 費 税 等 相 当 額	(22)	(21)×消費税等の税率				1円未満切り捨て
	発 生 材 価 額	(23)					
	補 償 額	(24)	(21)+(22)-(23)				

※ (10)の算定式欄の加算額については、諸経費の重複計上を防止するため、推定再建築費に加算することが妥当と判断される費用について計上するものとする。また、(18)の算定式欄の加算額については、同様に取りこわし工事費に加算することが妥当と判断される費用について計上するものとする。

建物移転料算定表〔除却工法〕

			所有者の氏名又は名称				整理番号	
区分	内 容		番号	計 算 式	建物番号	建物番号	建物番号	備 考
基本事項	算定の種別		(1)	イ(建物の一部を切り取る場合)又はロ(建物を再現する必要がない場合)	イ	イ	ロ	
	構造・用途		(2)					
	建築工法							
	延床面積		(3)		m ²	m ²	m ²	
	建築面積		(4)		m ²	m ²	m ²	
	建築年月		(5)		年 月	年 月	年 月	
	標準耐用年数		(6)		年	年	年	
	経過年数		(7)		年	年	年	
工事費等	建築	直接工事費	(8)	切取部分又は従前建物の建築工事費(設備工事費含む)				
		共通仮設費	(9)	(8)×(木造:3%、非木造:(8)に対応する率)	%	%	%	100円未満切り捨て
		純工事費	(10)	(8)+(9)				
		諸経費	(11)	(10)×((10)+(17)に対応する率(一発注単位))	%	%	%	100円未満切り捨て
		建築工事費(推定再建築費)	(12)	(10)+(11)+[加算額]				
	解体	直接工事費	(13)	切取工事費(切取面補修工事費含む)又は取りこわし工事費(廃材運搬費及び廃材処分費を除く)				
		共通仮設費	(14)	(13)×(木造:3%、非木造:(13)に対応する率(解体直接工事費の合計額))	%	%	%	100円未満切り捨て
		純工事費	(15)	(13)+(14)				
		廃材運搬費	(16)					
		小計	(17)	(15)+(16)				
		諸経費	(18)	(17)×((10)+(17)に対応する率(一発注単位))	%	%	%	100円未満切り捨て
		廃材処分費	(19)					
		解体(取りこわし)工事費	(20)	(17)+(18)+(19)+[加算額]				
補償額	建築工事費(推定再建築費)		(21)	(12)				
	現 価 率		(22)					
	切取部分又は建物の現在価額		(23)	(21)×(22)				1円未満切り捨て
	解体(取りこわし)工事費		(24)	(20)				
	小 計		(25)	(23)+(24)				
	消費税等相当額		(26)	(24)×消費税等の税率				1円未満切り捨て
	発 生 材 価 額		(27)					
	補 償 額		(28)	(25)+(26)－(27)				

※1 (12)の算定式欄の加算額については、諸経費の重複計上を防止するため、推定再建築費に加算することが妥当と判断される費用について計上するものとする。また、(20)の算定式欄の加算額については、同様に取りこわし工事費に加算することが妥当と判断される費用について計上するものとする。

※2 木造建物の増築(築年次の異なる同種構造の木造建物が接合)の場合の(22)及び(23)については、適宜別紙(任意様式)により求めるものとする。

様式第37号 (A-4判)

建物移転料算定表

所在地		
所有者	住所	
	氏名	

[illegible]

機 械 設 備 調 査 表

機械設備の所在地		調 査 年 月 日		調 査 者		整理番号	
機械設備の所有者 の氏名又は名称		機械設備所有者の住所又は 主たる事業所の所在地				業種区分 (産業分類)	
製 造（加 工）工 程 （当該工場における製品等の製造、加工又は販売等の工程及び建物等の配置との関係が複雑な場合は、製造、加工等行う製品ごとに機械設備調査算定要領第11条の「製造工程図」及び同要領第12条の「動線配置図」を作成する。）							
稼 動 状 況 等							
法 令 の 適 合 性 等							
そ の 他							

機械設備算定内訳書 (総括表)

整理番号 : _____

工 法 :

所有者氏名：

業種区分：

所在地：

算定年月：

復元費又は再築費 計 (C)	撤去費 計 (D)	廃材運搬費 (E)	廃材処分費 (F)	計 C+D+E+F= (G)	消費税等相当額 G× %= (H)	売却価格 (I)		補 償 額 G + H - I
						スクラップ 価格	中古品売却価格	

[illegible]

様式第40号 (A-4版)

機械設備算定内訳書(復元工事費又は再築工事費)

[illegible]

様式第41号 (A-4版)

機械設備算定内訳書 (撤去費)

[illegible]

機械設備直接工事費明細書

番 号		機 械 名	

項 目	内 訳	仕 様	単位	単 価	復 元		再 築		備 考
					数量	金 額	数量	金 額	
据 付	①据付費	設備機械工	人						
		普通作業員	人						
		(据付労務費 計)	= a						
		仮設費	式						
	②機械基礎費	基礎工事費	式						
		基礎ボルト	本						
	③運搬費	復元運搬費	台						
		持込輸送費	台						
	④直接経費	総合試運転費	式						
		電力料等	× Hr	KWH					
		機械経費	a × 2%	式					
	⑤補修費等	復元のみ	a × 20%	式					
	⑥材料その他		式						
	直接工事費（据付） 計								
撤 去	⑦撤去費	設備機械工	人						
		普通作業員	人						
		(撤去労務費 計)	= b						
		仮設費	式						
	⑧基礎撤去費		式						
	⑨直接経費	機械経費	b × 2%	式					
	⑩補修費等	復元のみ	b × 20%	式					
	⑪材料その他		式						
	直接工事費（撤去） 計								

機械設備据付工数等計算書

[illegible]

様式第44号 (A-4版)

機械設備運搬台数計算書

[illegible]

様式第45号 (A-4版)

機械設備見積比較表

[illegible]

様式第 4 6 号 (A - 4 判)

工 作 物 調 査 表

調 査 年 月 日		調 査 者		枚 数	全 葉 の 内		
工作物所在地							
工作物所有者	住 所 又 は 所在地	-----		氏名又 は名称	-----		
土地所有者	住 所 又 は 所在地	-----		氏名又 は名称	-----		
建物所有者	住 所 又 は 所在地	-----		氏名又 は名称	-----		
摘 要							
字	地番	種 類	形状寸法	単位	数 量	起業地・ 残地の別	摘 要

- (備考)
- 1 種類欄には、工作物の名称を記載すること。
 - 2 面積、容積等を算出するための縦、横、高さ等の数量は摘要欄に記載すること。
 - 3 工作物所有者、土地所有者及び建物所有者が法人の場合には、下段に「法人を代表する者の住所及び氏名」を記入すること。
 - 4 法令の規定に基づき施設の改善が必要となる場合は、その概要を適用欄に記載すること。

工作物移轉料算出表

[illegible]

(備考) 「法令による改善が必要な工作物」については、摘要欄に「別紙算出表のとおり」と記載すること。

様式第 4 8 号（A－4 版）

附 帯 工 作 物 調 査 表

工作物の所在地				調査年月日		調査者			枚数	全 葉の内
工作物の所有者 の氏名又は名称				工作物所有者の住所又は 主たる事務所の所在地						
土地の所有者 の氏名又は名称				土地の所有者の住所又は 主たる事務所の所在地						
建物の所有者 の氏名又は名称				建物所有者の住所又は 主たる事務所の所在地						
字	地番	種類・名称	構造・形状・寸法			数量	単位	設置年月	起業地・ 残地の別	備 考

(備考) 1 工作物所有者、土地所有者及び建物所有者が法人の場合には、法人を代表する者の住所及び氏名を併記すること。
2 法令の規定に基づき施設の改善が必要となる場合は、その概要を備考欄に記載すること。

附帶工作物補償額算定表

[illegible]

石綿調査表

調 査 年 月 日	年 月 日	調 査 者	
建 物 等 の 所 在 地			
建 物 等 の 所 有 者	住所(所在地)		
	氏名(名称)		
建 物 等 の 番 号		建物の構造・用途・面積	
(1) 建物等の建築等時期の調査	建物建築等時期 年 月	☐ 建物登記記録 ☐ 建築請負契約書 ☐ その他 ()	☐ 建築確認書 ☐ 設計図書
(2) 調査方法及び石綿含有建材の名称	○調査方法 ・目視による石綿使用の有無の確認 ☐なし ☐あり ☐使用の可能性あり、または不明 ・既存図等による石綿使用の有無の確認 ☐なし ☐あり ☐使用の可能性あり、または不明 ・施工業者等への石綿使用の有無の確認 ☐なし ☐あり ☐使用の可能性あり、または不明 ・建物等所有者への石綿使用の有無の確認 ☐なし ☐あり ☐使用の可能性あり、または不明 ・その他の方法 () での石綿使用の有無の確認 ☐なし ☐あり ☐使用の可能性あり、または不明 ○使用を確認した石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等の名称 () ○調査した石綿含有成形板（仕上げ材等）、石綿含有仕上塗材の名称 (別紙「石綿含有建築材料表」参照) ○分析調査の有無 ☐分析調査する ☐分析調査しない (判断理由:)		
(3) 分析調査	分析調査結果報告書による		
	☐ 使用されている ☐ 使用されていない		
(4) 最終判定 (対象石綿の使用有無)	☐ 使用されている（みなし含有の場合を含む。） ☐ 使用されていない		
	判定理由：		
備 考			

別紙 (A-4 版)

石綿含有建築材料表

建物等の番号：

所有者：

[illegible]

判定・・・○ 石綿の使用なし

△ 石綿の使用の可能性ありまたは不明

× 石綿の使用あり

殿

調 査 承 諾 確 認 書

年度 業務に係る下記の建物等に対する石綿調査算定要領に基づく分析調査については、下記により承諾したことを確認致します。

記

建物等の所有者氏名		
建物等の 番 号	構造・用途	承 諾 の 条 件

年 月 日

建物等所有者 住所

氏名



立竹木調査表

				調査年月日				調査者			全葉の内		
立竹木の所在地													
立竹木所有者の氏名又は名称							立竹木所有者の住所又は主たる事務所の所在地						
地番	番号	分類	樹種名	樹齢又は林齢年	樹高幹高等m	胸高直径又は幹周cm	葉張m	被覆面積㎡	単位面積当たりの植林本数又は栽培の本数	管理状況及び植生状況	数量	単位	摘要

(備考)

- 1 立竹木所有者が法人の場合には、下段に「法人を代表する者の氏名および住所」を記載すること。
- 2 分類欄には、高木、株物、玉物、生垣、特殊樹、利用樹、風致木、地被類、芝類、ツル性類、用材林、果樹、特用樹、竹林と記載すること。
ただし、風致木については、高木、株物等の種別、収穫樹については、園栽培又は散在樹も併記すること。
- 3 もうそう竹については、樹種名欄に園栽培、自然林も併記すること。
- 4 被覆面積の計算根拠を摘要欄に記載すること。
- 5 細則第25－2第1項第1号に該当する場合は、移植が困難である理由を摘要欄に記載すること。
- 6 立竹木を取得する場合は、他の立竹木と調査表を分けることとし、摘要欄に「取得」と記載すること。
- 7 用材林の管理状況については、「適正」「未管理」の別を記載すること。
- 8 用材林にあつては、林齢調査の内容等を摘要欄に記載すること。
- 9 用材林で材積の調査を要するものは、摘要欄に材積計算書又は算出根拠を記載するとともに、葉張欄を訂正して材積を記載すること。
- 10 起業地、残地の別を摘要欄に記載すること。

収穫樹（園栽培）管理程度補正表

1,000㎡あたり

氏 名							地 内						
樹種 A	規格 又は 樹齡 B	伐採					移植						
		修正額 C	管理程度 補正率 D	補正後 修正額 E=C*D	伐採費 F	伐採 補償額 G=E+F	減収額 H	枯損額 I	計 J=H+I	管理程度 補正率 K=D	補正後 計 L=J*K	移植費 M	移植 補償額 N=L+M

（備考）

- 「移植補償額N」については、「伐採補償額G」を超えないものとする（超える場合にはN欄は空白とする）。
- 管理程度補正率が1.0である場合には、物件移転等標準書（単価表編）に単価が掲載されるため、本表は作成不要である。
- 消費税課税対象額を上段に（ ）書きで記載する。

様式第 5 5 号 (A-4 判)

管理程度補正判定表

[illegible]

様式第56号 (A-4判)

立竹木補償額算定表

全 葉の内

[illegible]

(備考)

- 1 番号欄には立竹木調査表の番号を記載すること。

墓地管理者調査表

[illegible]

様式第58号 (A-4判)

墓地使用（祭し）者調査表

[illegible]

様式第59号 (A-4判)

墓碑類調查表

[illegible]

(備考) 1 番号欄には、墓地使用(祭)者調査表の遗体番号を記載すること。
2 構造(種類)欄には、墓碑類の種別(石塔、墓誌等)を記載すること。
3 形状寸法欄には、石塔(花台等を含む。)の各部分ごとに縦×横×高さ=体積を記載し、一基ごとに集計すること。

改葬補償金算定書								
墳墓所在地					移転工法			
墳墓所有者の 住所又は所在地					墳墓所有者の 氏名又は名称			
種別		単位	数量	金額	消費税等課税対象額	備考		
改葬料		式	1					
墓碑類移転料		式	1					
墳墓工作物移転料		式	1					
墳墓立竹木補償金		式	1					
交通費		式	1					
計								
消費税等相当額								
補償額								

改 葬 料 算 定 表

〒				氏名又は名称				
墳 墓 の 所 在 地								
種 別				単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
改 葬 料	土 葬	土 葬	遺体					
		火葬料	遺体					
	火 葬	基本額 (カロート有)	遺骨					
		基本額 (カロート無)	遺骨					
		累加額	遺骨					
	計							

祭 し 料 算 定 書							
祭 し 料 ・ 弔 祭 料 の 対 象 と な る 施 設	所 在 地				種別		
	所 有 者						
被補償者	住 所 又 は 所 在 地						
	氏 名 又 は 名 称						
	法人の代表者の住所						
	法人の代表者の氏名						
① 祭し料							
種別等	数量	単位	単価	補償額	消費税等課税対象額		備考
					単価	金額	
基本額		基					
累加額		基					
合計							
② 消費税等相当額							
消費税等課税対象額				×	税率	＝	
①+② 補償額							

備考）種別欄には、墳墓等の施設名を記載する。

営業調査総括表

調査者			調査年月日				
氏名又は名称			住 所 又は 所在地	☎ () -		代表者氏名	
設立年月日				営業種目		資本金	円
法人の組織 (支店等及び子会社)							
移転等の 対象となる 事業所等	名称		所在地				
	責任者の 氏名		開設年月日		平均賃金	円	
	営業種目		許認可等		従業員数	名	
	敷地及び建物の所有関係						
	製造、加工又は販 売等の主な品目	主な 仕入先	主な 販売先 (得意先)	売 上 構 成			
				品 目	構成比 (%)		

損益計算書比較表

(単位：円)

年度又は期別 項 目	年度	(%)	年度	対前年比 (%)	年度	対前年比 (%)	備 考
① 総 売 上 高							
② 売 上 原 価							
③ 売 上 利 益							
④ 販売費及び一般管理費							
⑤ 営 業 利 益							
$\frac{\text{⑥}}{\text{⑤}} =$ 総売上高対所得率							
$\frac{\text{⑦}}{\text{④}} =$ 総売上高対経費率							

(備考) (%) は、小数点以下第 2 位切り捨てとする。

従業員調査表

(単位：円)

従業員 氏名	性別	年齢	職種	直近3月間の賃金				摘要
				年 月	年 月	年 月	合計	
				賃金	賃金	賃金		

(備考) 細則第 2 7 第 1 項 (三) ただし書き各号に該当する従業員については、摘要欄に該当する条文番号を記載すること。

営業補償金算定書（営業廃止の補償）

氏名又は名称

（単位：円）

補償項目	計算式	(消費税等課税対象額) 補償額	備考
営業権等の 補償額			
資産、商品、仕掛品等の売却損の 補償額			
その他資本に関して通常生ずる損失の 補償額			
解雇予告手当相当額の 補償額			
転業に通常必要とする期間中の 休業手当相当額の 補償額			
その他労働に関して通常生ずる損失の 補償額			
転業に通常必要とする期間中の 従前の収益（又は所得）相当額の 補償額			
解雇する従業員に対する 離職者補償額			
消費税等抜き計			
消費税等課税対象額			
消費税等相当額			
補償額合計			

営業補償金算定書（営業休止の補償）

氏名又は名称

（単位：円）

補償項目	計算式	（消費税等課税対象額） 補償額	備考
固 定 的 な 経 費 の 補 償 額			
従 業 員 に 対 す る 休 業 手 当 相 当 額 の 補 償 額			
休 業 期 間 中 の 収 益 減 又 は 所 得 減 の 補 償 額			
一時的に得意を喪失することによって 通 常 生 ず る 損 失 の 補 償 額			
商 品 、 仕 掛 品 等 の 減 損 の 補 償 額			
移転広告費その他店舗等の移転に伴い 通 常 生 ず る 損 失 の 補 償 額			
消 費 税 等 抜 き 計			
消 費 税 等 課 税 対 象 額			
消 費 税 等 相 当 額			
補 償 額 合 計			

（備考）第 8 条「仮営業所を設置して営業を継続する場合」の補償額の算定にあたっては、本様式に準じて作成すること。

営業補償金算定書（営業規模縮小の補償）

氏名又は名称

（単位：円）

補償項目	計算式	(消費税等課税対象額) 補償額	備考
固 定 資 産 の 売 却 損 の 額 補 償			
解 雇 予 告 手 当 相 当 額 の 額 補 償			
その他資本及び労働の過剰遊休化により 通 常 の 生 産 損 失 の 補 償 額 損 失 の 補 償 額			
経 営 効 率 が 低 下 す る こ と に よ り 通 常 生 ず る 損 失 の 補 償 額			
解 雇 す る 従 業 員 に 対 す る 離 職 者 補 償 額			
消 費 税 等 抜 き 計			
消 費 税 等 課 税 対 象 額			
消 費 税 等 相 当 額			
補 償 額 合 計			

固定の経費内訳書

(単位：円)

科 目	認 定 金 額	消費税等課税対象額	摘要	付 属 明 細 書 番 号
合計				

固定的經費付属明細書

科目名

(单位: 円)

内 訳	損益計算書 計 上 額	収益に加算 で き る 額	固定的経費 認 定 額	消費税等 課税対象額	摘要
合計					

従業員に対する休業手当相当額算定書

(単位：円)

従業員 氏名	直近 3 月間の 賃金総額	暦日数	平均賃金 (A／B)	合計	補償率	補償 期間 (日)	補償額 (D×E×F)	摘要
A	B	C	D	E	F	G		

(備考)C（平均賃金）については、1 円未満切り捨て

認定収益額算定書

(単位：円)

科 目	金 額	摘 要
① 営 業 利 益		
② 販売費・一般管理費のうち (③+④) 費用としないもの		
③		
④		
⑤ 営 業 外 収 益 (⑥+⑦)		
⑥		
⑦		
⑧ 営 業 外 費 用 (⑨+⑩)		
⑨		
⑩		
⑪ 特 別 利 益 (⑫+⑬)		
⑫		
⑬		
⑭ 特 別 損 失 (⑮+⑯)		
⑮		
⑯		
⑰ 認 定 収 益 額 (①+②+⑤-⑧+⑪-⑭)		

※科目は、損益計算書等の科目にあわせて記載する。

得意先喪失補償額算定書

(1) 製造業

全 2 葉の内 1

業種分類No.			業種内容：		法人・個人
資本金	千円	年間売上高	千円	売上減少率	%
					全従業員数 名

区分	勘 定 科 目	金 額	科 目 の 内 容	備 考
〔A〕 売上高	① 売 上 高			
	② △ 売 上 値 引 等			
	③ 雑 収 入			収益認定の際に計上できるもの
	計			
〔B〕製品売上原価	（a） 材料費	① 期首材料棚卸高		
		② 材 料 仕 入 高		
		③ △ 期末材料棚卸高		
		計		
	人（b） 件費	① 雑 給		臨時雇用の賃金・給与
		計		
	（c） 経費	① 特 許 権 利 使 用 料		
		② 外 注 加 工 費		
		③ 動 力 ・ 光 熱 費		
		④ 運 搬 費		外注運賃・自社車両費 （燃料・修繕費を含む。）
		⑤ 消 耗 品 費		消耗工具・器具を含む。
		計		
	変動費合計((a) + (b) + (c))			
	(d) 総 製 造 費 用			
	(e) 製 品 売 上 原 価			
〔C〕 商品売上原価	① 期首商品棚卸高			
	② 商 品 仕 入 高			
	③ △ 仕 入 割 引 等			
	④ △ 期末商品棚卸高			
	計			
〔D〕 販売費・一般管理費	① 容 器 包 装 費			荷造材料費を含む。
	② 発 送 配 達 費			荷造運搬費、車両燃料費、修繕費を含む。
	③ 販 売 促 進 費			販売手数料、見本費を含む。
	④ 雑 給			臨時雇員の賃金・給与
	⑤ 外 注 費			
	計			

(1) 製品売上原価

- ① 製造原価の中の総製造費用（材料費、人件費、経費）を固定費と変動費に分解する。

$$\frac{\text{変動費}}{\text{総製造費用}} = \frac{\text{ }}{\text{ }} = \boxed{\text{[E]}} \% \text{ (変動費率)} \quad (\text{小数点以下第4位切り捨て})$$

(注) 総製造費用＝材料費＋人件費＋経費

② 製品売上原価の中の変動費

$$\begin{aligned} \text{変動費} &= \text{製品売上原価} \times \text{変動率} \\ &= (e) \times \text{[E]} = \boxed{\text{[F]}} \text{ 円} \end{aligned}$$

(注) 製品売上原価＝期首製品棚卸高＋当期製品製造原価－期末製品棚卸高

(2) 商品売上原価

$$\text{変動費} = \text{商品売上原価} = \boxed{\text{[C]}} \text{ 円}$$

(3) 販売費・一般管理費及び営業外費用の中から変動費を抽出する。

$$\text{変動費} = \boxed{\text{[D]}} \text{ 円}$$

(4) 限界利益率

$$\begin{aligned} \frac{\text{売上高} - \text{変動費}}{\text{売上高}} &= \frac{\text{[A]} - \{ \text{[F]} + \text{[C]} + \text{[D]} \}}{\text{[A]}} \\ &= \text{ } \% \\ &= \boxed{\text{限界利益率}} \% \quad (\text{小数点以下第4位切り捨て}) \end{aligned}$$

(5) 一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失額

従前1か月の売上高 × 売上減少率 × 限界利益率
(1円未満切り捨て)

$$= \text{ (1円未満切り捨て)} \quad \boxed{\text{補償額}} \text{ 円}$$

得意先喪失補償額算定書
(2) 建設業

業種分類No.		業種内容：		法人・個人
資本金	千円	年間売上高	千円	売上減少率 %
				全従業員数 名

区分	勘 定 科 目	金 額	科 目 の 内 容	備 考
〔A〕 売上高	① 売 上 高			
	② △ 売 上 値 引 等			
	③ 雑 収 入			収益認定の際に計上できるもの
	計			
〔B〕 工事原価	① 材 料 費			
	② 仮 設 経 費			仮設材賃借料、仮設損料、仮設損耗費等
	③ 機 械 等 経 費			機械等賃借料、機械等損料、機械等運搬費等
	④ 外 注 費			労務下請をしている場合の賃金を含む。
	⑤ 動力用水光熱費			電力、ガス、水道、石油等の費用及び計器類の損料。現場の事務、管理の経費
	⑥ 設 計 費			外注設計料、社内の設計費の負担額
	⑦ 運 搬 費			現場関係の運送諸経費、自社車両費を含む。
	⑧ 労 務 費			現場における直接作業に対する労務者の賃金、割増金、現物給与等
	計			
〔C〕 販売費・一般管理費	① 容 器 包 装 費			荷造材料費を含む。
	② 発 送 配 達 費			荷造運搬費、車両燃料費、修繕費を含む。
	③ 販 売 促 進 費			販売手数料、見本費を含む。
	④ 雑 給			臨時雇員の賃金・給与
	⑤ 外 注 費			
	計			
〔D〕 変動費合計 (〔B〕 + 〔C〕)				

(1) 限界利益率
$$\frac{\text{売上高} - \text{変動費}}{\text{売上高}} = \frac{〔A〕 - 〔D〕}{〔A〕} = \quad = \quad$$

(小数点以下第 4 位切り捨て)

限界利益率
%

(2) 一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失額

従前 1 か月の売上高 × 売上減少率 × 限界利益率
(1円未満切り捨て)

= (1 円未満切り捨て)

補償額
円

得意先喪失補償額算定書
(3) 卸・小売業

業種分類 (卸・小) No.			業種内容:		法人・個人	
資本金	千円	年間売上高	千円	売上減少率	%	全従業員数 名

区分	勘定科目	金額	科目の内容	備考
〔A〕 売上高	① 売上高			
	② △売上値引等			売上戻り、返品戻りを含む。
	③ 雑収入			収益認定の際に計上できるもの
	計			
〔B〕 売上原価	① 期首商品棚卸高			
	② 商品仕入高			
	③ △仕入値引等			仕入戻し、返品戻しを含む。
	④ △期末商品棚卸高			
	計			
〔C〕 販売費・一般管理費	① 容器包装費			荷造材料費
	② 発送配達費			荷造・運搬費、車両費、燃料費
	③ 販売促進費			販売手数料・見本費
	④ 雑給			臨時雇員の賃金・給与
	⑤ 外注費			
	⑥ 保管料			
	⑦ 保険料			商品保険料
	計			
〔D〕変動費合計 (〔B〕+〔C〕)				

(1) 限界利益率

売上高－変動費

売上高

=

〔A〕－〔D〕

〔A〕

=

=

(小数点以下第4位切り捨て)

限界利益率

%

(2) 一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失額

従前1か月の売上高 × 売上減少率 × 限界利益率

(1円未満切り捨て)

=

(1円未満切り捨て)

補償額

円

得意先喪失補償額算定書

(4) 飲 食 ・ サ ー ビ ス 業

業種分類(飲・サ) No.			業種内容：		法人・個人
資本金	千円	年間売上高	千円	売上減少率	% 全従業員数 名
区分	勘 定 科 目	金 額	科 目 の 内 容	備 考	
(A) 売上高	① 売 上 高				
	② △ 売 上 値 引 等			売上戻り、返品戻りを含む。	
	③ 雑 収 入			収益認定の際に計上できるもの	
	計				
(B) 売上原価	① 期 首 商 品 (材料) 棚卸高				
	② 商 品 (材 料) 仕 入 高				
	③ △ 仕 入 値 引 等			仕入戻し、返品戻しを含む。	
	④ △ 期 末 商 品 (材料) 棚卸高				
	計				
(C) 販売費・一般管理費	① 容 器 包 装 費			荷造材料費含む。	
	② 発 送 配 達 費			荷造・運搬費	
	③ 販 売 促 進 費			販売手数料・見本費	
	④ 雑 給			臨時職員の賃金・給与	
	⑤ 水 道 光 熱 費				
	⑥ 外 注 費				
	計				
(D) 変動費合計{(B)+(C)}					

(1) 限界利率

$$\frac{\text{売上高} - \text{変動費}}{\text{売上高}} = \frac{[A] - [D]}{[A]} = \quad =$$

(小数点以下第 4 位切り捨て)

限界利益率	=	%

(2) 一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失額

 従前 1 か月の売上高 × 売上減少率 × 限界利益率
 (1円未満切り捨て)

=

(1 円未満切り捨て)

補償額	円

費用分解一覧表
年月日～年月日

(業種名：)

(単位：円)

勘定科目	金額	変動費 (×) 固定費 (○) の 別	変動費 (×)	固定費 (○)	摘要
【売上原価】					
【製造原価】					
【工事原価】					
【販売費・一般管理費】					
【営業外費用】					
合計					

(備考) 勘定科目は、調査した会計資料を元に記載すること。

固定資産等の売却損補償額算定書

(单位: 円)

[illegible]

移転広告費等算定書

(単位：円)

項 目	単 位	員 数	単 価	金 額	消費税等課税対象額	備 考
移転広告費						
移転通知費						
開店祝費						
粗品費						
捨て看板費						
その他の費用						
合計						

居 住 者 調 査 表

(自家・家主用・配偶者居住権用)

				調査者		調 査 年月日	
住所又は所在地		-----					
氏名又は名称		-----			電話番号	-----	
土地所有者	住 所 又 は 所在地	-----			氏 名 又 は 名 称	-----	
続 柄	氏 名	生 年 月 日		摘 要			
貸 家 又 は 貸 間 を 有 す る 場 合							
建 物 所 在 地				貸家・貸間の別			
賃家人・貸間人氏名		従前の月 月額家賃	貸家・貸間 面 積	返還される 一 時 金	返還されない 一 時 金	契約年月日	契 約 書 の 有 無
		円	m ²	か月	か月		
摘 要							

配 偶 者 居 住 権 に 関 す る 調 査					
建物取得年月日	年 月 日	建 物 の 取得方法		居 住 年 月 日	年 月 日
配 偶 者 居 住 権 に 関 す る 調 査 結 果					
配偶者居住権の 有 無	有・無	存 続 期 間	終身・年	権利の 始 期	
上記認定理由					
配偶者居住権者 の 氏 名			配偶者居住権者 の 住 所		

(備考) 居住者及び土地所有者が法人の場合には、下段に「法人を代表する者の住所及び氏名」を記入すること。
「建物取得年月日」「居住年月日」が不明の場合は推定される年月日を記載すること。
「建物の取得方法」は、相続、売買、建築等を記載すること。
「配偶者居住権の有無」「上記認定理由」は、必ず調査結果を記載すること。

居 住 者 調 査 表

(借家人・借間人用)

		調査者			調 査 年 月 日		
住所又は所在地		-----					
氏名又は名称		-----			電話番号	-----	
建物所有者	住 所 又 は 所在地	-----			氏 名 又 は 名 称	-----	
続 柄	氏 名	生 年 月 日		摘 要			
建物所有者との関係	現在 (月 額) 家賃	借家・借間面積	貸主からの返還見込額		契約年月日	入居年月日	
	円	m ²	円				
入居期間	住民基本台帳、 住民票、賃貸借契 約書等の有無		摘 要				
月							

(備考) 1 居住者及び建物所有者が法人の場合には、下段に「法人を代表する者の住所及び氏名」を記入すること。
2 「高齢である等の事情があるため生活圏が限定され当該生活圏外への転居が著しく困難と認められる」者が借家又は借間している場合には、居住者の構成の欄の摘要に、その理由 (「高齢者」、「障害者」等) を記載すること。
3 「貸主からの返還見込額」の確認方法は、原則として、契約書で行うが、契約書で確認できないときは、貸主・借主双方からの聞き取りにより確認し、その旨を末尾摘要欄に記載すること。

様式第 8 1 号（A－4 判）

家賃調査表

建物所在地											調査者					調査年月日			
建物所有者等の住所又は所在地											建物所有者等の氏名又は名称					建物番号			
法人を代表する者の住所											法人を代表する者の氏名								
部屋番号等	借家（間）人の氏名	借家・借間の別	入居開始日	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	家賃収入額（年額）	特記事項	
				家賃（円）	家賃（円）	家賃（円）	家賃（円）	家賃（円）	家賃（円）	家賃（円）	家賃（円）	家賃（円）	家賃（円）	家賃（円）	家賃（円）	家賃（円）			家賃（円）

※ 1 特記事項には、以下を記載すること。
月額家賃の確認を行った根拠となる資料。
契約内容の変更等特筆すべき事項。
基準細則第 1 7－2 第 4 項なお書きの期間（以下「家賃欠収期間」という。）を加算する場合は、「借家人の退去日」及び「家賃欠収対象期間」。

※ 2 家賃は消費税等抜家賃とする。

【土地を取得する場合】

仮住居補償金調査算定書										((1. 又は 2.) + 3.)	
										¥. -	
建物番号		住所又は所在地				氏名又は名称					
自家・借家・借間 ・配偶者居住権の別				移転工法		補償期間		現在家賃（月額）			
〔仮住居等面積〕（㎡）		住居面積（㎡）		居住者数		特記事項					
1. 賃借により仮住居等を確保する場合						() ¥. -					
標準家賃	① 標準家賃単価（月額）	② 仮住居等面積	①×②	③ (①×②)の査定額 標準家賃（月額）	④当該地域において通常返還されない一時金（円）	⑤当該地域において通常返還される一時金（円）	摘要				
仮住居の権利金等の一時金相当額（A）	返還されない一時金	③ 標準家賃（月額）	⑥ (④÷③) 補償月数				③×⑥ 補償額				
	返還される一時金	③ 標準家賃（月額）	⑦ (⑤÷③) 補償月数				⑧ $(1+r)^n - 1 / (1+r)^n$ 運用益損失率 r：年利率 仮住居補償期間（月）	③×⑦×⑧ 補償額			
家賃（B）	自家自用 ・配偶者居住権を有する者		③ 標準家賃（月額）	⑨ 仮住居補償期間（月）				③×⑨ 補償額			
	借家・借間		③ 標準家賃（月額）	⑩ 現在家賃（月額）				⑪ $(③-⑩)$ 家賃差額	⑨ 仮住居補償期間（月）	⑪×⑨ 補償額	
2. 賃借により仮住居等を確保することが著しく困難な場合											
① 仮設建物の建設費等	② 撤去費	③ 発生材価格	④ 現在家賃（月額）×仮住居補償期間（月）				①+②-③-④ 補償額				
3. 消費税等相当額											
消費税等課税対象額 _____ × 税率 _____ = _____											

※1 標準家賃（月額）が 10,000 円未満のときは 10 円未満を、10,000 円以上のときは 100 円未満を切り捨てるものとする。
※2 ⑧の n は、⑧の「仮住居補償期間」÷ 12 である。
※3 賃借により仮住居等を確保することが著しく困難な場合における①仮設建物の建設費等には電気、水道等の附帯施設に要する費用及び敷地の借入に要する費用を含む。

※１ 標準家賃（月額）が１０，０００円未満のときは１０円未満を、１０，０００円以上のときは１００円未満を切り捨てるものとする。

※２ 賃借により仮倉庫を確保することが著しく困難な場合における①仮設建物の建設費等には電気、水道等の附帯施設に要する費用及び敷地の借入に要する費用を含む。

家賃減収補償金算定書													¥.－
移転工法		移転工事期間		自用地・借地の別		取得・使用の別		建物所有者等の氏名又は名称					
部屋番号等	借家（間）人の氏名	借家・借間の別	①家賃収入額（年額）	②従前の建物の家賃（月額） ①/12	③管理費及び修繕費相当額 $\alpha \leq 0.1$ $(2 \times \alpha)$	④工事期間（月）	⑤準備期間（月）	⑥運用方針第20第3項なお書きにより該当する期間（月）	⑦補償期間（月） (④+⑤+⑥)	土地を使用する場合		⑩補償額 $((2-3) \times 7 + 8-9)$	摘要
										⑧更新料相当額	⑨使用期間における地代補償額		
合計													

※ 1 ⑧⑨は、細則第17－2 第 2 項（一）の場合に計上する。

※ 2 ⑧の更新料相当額は、現契約において更新料の規定があり、かつ土地の使用期間中に更新期間が到来する場合に計上する。

※ 3 ⑨使用期間における地代補償額は、被補償者が借地権者（建物所有者）である場合は借地権者に対して支払われる地代補償額を計上する。

((A) + (B) + (C))

借家人補償金調査算定書

〒. -

建物番号		住所又は所在地		氏名又は名称	
現在の契約条件	①借家面積（㎡）	②家賃（円）	③返還される一時金（円）	返還されない一時金（円）	居住期間（入居開始時期）
①現在の借家面積（㎡）	④補正率	⑤（①×④） 補正後借家面積（㎡）	補正理由等		特記事項
標準家賃	⑥標準家賃単価（月額）（円）	⑤補正後借家面積（㎡）	⑦（⑥×⑤） 標準家賃（月額）（円）	⑧当該地域において通常返還されない一時金（円）	⑨当該地域において通常返還される一時金（円）
権利金等一時借入に要する費用相当額（A）	返還されない一時金	⑦標準家賃（月額）	⑩（⑧÷⑦） 補償月数	⑦×⑩ 補償額	
	返還される一時金	⑦標準家賃（月額）	⑪（⑩÷⑦） 補償月数	③従前貸主からの返還見込額（円）	⑫ $(1+r)^n-1 / (1+r)^n$ 運用益損失率 r：年利率 n：貸借期間
家賃差補償額（B）	⑦標準家賃（月額）	②現在家賃（月額）	⑬（⑦-②） 家賃差額	⑭補償月数	⑬×⑭ 補償額
消費税等相当額（C）					
返還されない一時金 _____					
家賃差補償額 _____					
_____ 税率 _____					
合計 _____ × _____ =					

※ 1 住宅用以外は消費税等の課税対象であるため、消費税等課税対象額を計上する。

2 借家面積について、面積狭小等であるための補正がある場合は、「従前の借家面積を補正した面積」と「借入可能な最小限の面積」を比較し、小さい方を⑤補正後借家面積とする。

3 「高齢である等の事情があるため生活圏が限定され当該生活圏外への転居が著しく困難と認められる」者が借家又は借間している場合には、補正理由等欄にその理由（「高齢者」「障害者」等）を記載する。

移 転 雑 費 補 償 金 算 定 書										(1. +2. +3. +4. +5.)					
整理番号										住所又は所在地		氏名又は名称			
1. 移転先又は代替地等の選定に要する費用 (A又はB+C、D又はE)														¥.-	
建物等の所有者又は借家人等が自ら選定する場合		交通費及び日当			補償日数表の種別			補償日数		補償額 (A)					
		①						②		①×②					
宅地建物取引業者に委託する場合		交通費及び日当			補償日数表の種別			補償日数							
		①						②							
		建物所有者等の場合	仮住居の選定	借賃 (1ヶ月)		報酬率		報酬額	交通費日当	補償額 (B)					
				③		④		⑤ (③×④)	①×②	⑤+ (①×②)					
				円											
		移転先地	の選定	面積	単価	基礎額	報酬率	報酬額内訳	報酬額	交通費日当	補償額 (C)				
				㎡			5/100		⑥	①×②	⑥+ (①×②)				
							4/100								
							3/100								
借家人の場合	借家契約	借賃 (1ヶ月)		報酬率		報酬額		交通費日当		補償額 (D)					
		⑦		⑧		⑨ (⑦×⑧)		①×②		⑨+ (①×②)					
		円													
	権利金等 (一時金の場合)	権利設定対価 (権利金等一時金)			報酬率	報酬額内訳	報酬額	交通費日当	補償額 (E)						
		⑩			5/100		⑪	①×②	⑪+ (①×②)						
					4/100										
					3/100										
(備考)															
借家人において、仮住居の選定が必要な場合は、「仮住居の選定」に記載する。															

2. 法令上の手続に要する費用 (F+G+H+I+J)															¥-	
建築等の確認に要する費用	建築種別		床面積の合計				移転工法									
			㎡													
	①建築物確認申請手数料		②建築物確認申請 手続業務報酬額				③設計、工事監理等 業務報酬額				補償額 (F)					
											①+②+③					
建物登記に関する費用	①滅失登記申請に 要する費用		内訳				②表示登記申請に要 する費用			内訳						
			基本額	加算額						床面積 の合計	基本額	加算額				
				数量	単価	金額						数量	単価	金額		
	③表示変更登記 に要する費用		内訳				④保存登記に要する 費用			内訳						
			基本額	加算額						登録 免許税	申請手続					
				数量	単価	金額					基本額	加算額	計			
	(摘要)									補償額 (G)						
										①+②+③+④						
土地の権原の登記に要する費用	権原に関する 登記の有無		内訳 (所有権移転登記・権利設定登記費用)								補償額 (H)					
			課税 標準額	登録免許税			司法書士報酬額									
	権原の種類			税率	金額	⑤認定額	基本額	加算額		⑥計						
								数量	単価		金額					
	移転工法															
	内訳 (権利抹消登記費用)										⑤+⑥+⑦+⑧					
	登録免許税				司法書士報酬額											
	単価	数量	⑦計	基本額	加算額			⑧計								
数量					単価	金額										
その他官公署等に対する 費用	内訳									補償額 (I)						
上記の手続に要する交通 費及び日当	⑨交通費及び日当		種別									補償額 (J)				
												⑨				
(備考)																
建物登記に関する費用の摘要欄には、新築建物課税標準価格認定基準表の構造及び種別等必要事項を記載する。																

3. 転居通知費、移転旅費その他の雑費 (K+L+M)

¥.-

転居通知費、 引越挨拶等に要する費用	①移転通知等の費用	交通費及び日当				補償額 (K)
	②家族人数	③単価		④金額		
					②×③	①+④

契約に要する費用	土地	移転先地選定の基準額	金額	建物	建物移転工事費	金額	補償額 (L)
			⑤			⑥	⑤+⑥

その他通常必要と認められる経費	移転工法	地鎮祭	上棟式	建築祝	補償額 (M)
		⑦	⑧	⑨	⑦+⑧+⑨

(備考)

その他通常必要と認められる経費の移転工法について、再築工法・復元工法により移転する建物がある場合には、自家自用等の別を記載する。

4. 就業できないことにより通常生ずる損失の補償 (N)

¥.-

就業不能補償	平均的労働賃金 (日額)	補償日数表の種別	補償日数	補償額 (N)
	①		② 日	①×②

(備考)

5. 消費税及び地方消費税等相当額

¥.-

消費税等課税対象額

移転先又は代替地等の選定に要する費用
法令上の手続に要する費用
転居通知費、移転旅費その他の雑費

¥
¥
¥

合計

¥

×

税率

%

=

¥.-

備考

各金額欄の upper () 書には消費税等課税対象額を記載する。

建築物確認申請手数料計算表

氏名又は名称	

補 償 延 床 面 積					補 償 額	摘 要
建物番号	床面積	工法補正率	補償面積	計		
計						

設計、工事監理等業務報酬額計算表

氏名又は名称	

上段：設計業務量
下段：工事監理等業務量

[illegible]

< 備 考 >

就業不能補償日数内訳表

建物等の所有者及び借家人の場合

事 項 種 別		移転先選定			動 産 整 理				移 住			法 令 上 の 手 続 き				移 転 工 事 等							合 計
		移 転 先	仮 住 居	計	現 住 居	仮 住 居	新 住 居	計	仮 住 居	新 住 居	計	土地、 建物の登記 及び建築 確認等	住 居 変更等届		計	業 者 選 定 契 約	監 督	地 鎮 祭	上 棟 式	引 渡 し	そ の 他	計	
													仮 住 居	新 住 居									

農地を必要とする場合

[illegible]

資材置場等を必要とする場合

[illegible]

動 産 調 査 表

[illegible]

動 産 台 数 集 計 表

項 目			台 数 算 出 根 拠 式	2 t 台数	4 t 台数
屋内動産標準台数				標準台数	
				人員による加算台数	
構 外	屋 内 動 産 台 数	仮移転（有り）			
		仮移転（無し）			
	一 般 動 産 台 数	仮移転（有り）			
		仮移転（無し）			
構 内	屋 内 動 産 台 数	仮移転（有り）			
		仮移転（無し）			
	一 般 動 産 台 数	仮移転（有り）			
		仮移転（無し）			

備考）屋内動産標準台数の台数算定根拠式については、「仮移転（有り）」 「仮移転（無し）」を記載する。

(1. +2. +3. +4.)										
動 産 移 転 料 算 定 書										
¥.-										
動 産 所 有 者 の 住 所 又 は 所 在 地 及 氏 名 又 は 名 称				動 産 の 所 在 地						
1. 屋 内 動 産										
住 居 面 積 (常 時 居 住 面 積)		家 族 人 員		仮 住 居 等 経 由 の 有 無		移 転 工 法		移 転 回 数		
台 数										
①標準台数		②人員による 加算台数		③個別調査 による台数		④小計 (①+②+③)		⑤移転回数		
⑥延べ台数 (④×⑤)		⑦1台当り単価		⑧金額 (⑥×⑦)		合 計				
2t										
4t										
(備考)										
2. 一 般 動 産										
① 台 数		特記事項			②移転回数		③延べ台数 (①×②)		④1台当り単価	
⑤金額 (③×④)		合 計								
2 t										
4 t										
(備考)										
3. 取扱いが困難な動産										
品目・種別		個数		単価		移転回数		移転料		
		×		×		=				
		×		×		=				
合 計										
(備考)										
4. 消費税等相当額 (1. +2. +3.) ×税率= × % =										

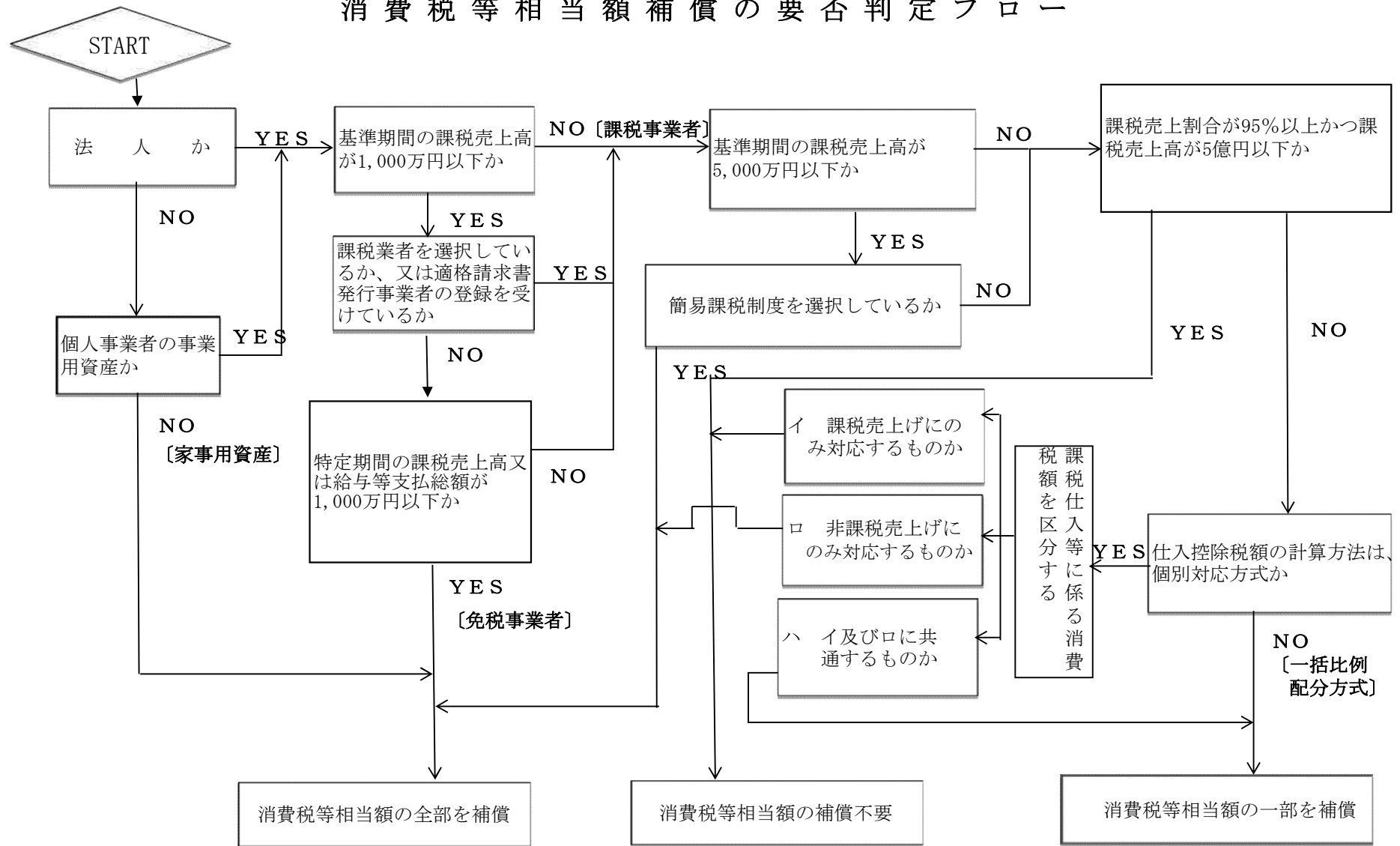
消 費 税 等 調 査 表

(1 / 2)		調査者		年月日	
都道府県		郡市	町区	村	大字
調査対象者	住 所	都道府県	郡市	町村	大字
	氏 名 又 は 法人・代表者名				
調 査 対 象 物 件 名 ・ 用 途			調 査 対 象 物 件 の 資 産 の 区 分		
			☐ 事業用資産 ☐ 家事共用資産		
基準期間	年 月 日 ～ 年 月 日				
前年(個人)又は 前事業年度	年 月 日 ～ 年 月 日				
調 査 ・ 収 集 し た 資 料	☐ 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書 (控)」 ☐ 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書 (控)」 ☐ 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書 (控)」 ☐ 消費税簡易課税制度選択届出書 ☐ 消費税簡易課税制度選択不適用届出書 ☐ 消費税課税事業者選択届出書 ☐ 消費税課税事業者選択不適用届出書 ☐ 消費税課税事業者届出書 ☐ 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書 ☐ 法人設立届出書 ☐ 個人事業の開廃業等届出書 ☐ 消費税の新設法人に該当する旨の届出書 ☐ 消費税課税事業者届出書 (特定期間用) ☐ 特定期間の給与等支払額に係る書類 (支払明細書 (控) 源泉徴収簿等) ☐ 特定新規設立法人に該当する旨の届出書 ☐ 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書 ☐ 適格請求書発行事業者登録に係る通知書 ☐ 適格請求書発行事業者登録に係る取消通知書 ☐ その他の資料				

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 判縦とする。
2 本調査表には、消費税等相当額補償の要否判定フロー (標準) を添付すること。

本 則 課 税 事 業 者 関 係	資 料	前年（個人）又は全事業年度の 「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」		☐ 有（下記へ） ☐ 無	
		「消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認書類」の有無及び承認割合について ※本資料は補償対象物件が共用（課税・非課税資産である場合のみ収集する。		☐ 有（個別対応方式の共用資産へ） ☐ 無（下記へ）	
	補 償 用 課 税 売 上 割 合	① 課税資産の譲渡等の対価の額（税抜き） _____ 円			
		② 資産の譲渡等の対価の額（税抜き） _____ 円			
		③ 土地買収代金額等 （区分地上権、地役権設定代金を含む） _____ 円			
	補償用課税売上割合の算出 ①／(②＋③)	① _____ 円 ② _____ 円＋③ _____ 円		= _____ %	
	補償用課税売上割合の率・課税売上高の額	補償用課税 売上割合率 ・課税売上高の額	☐ 課税売上割合が95%以上かつ課税売上高が5億円以下である ☐ 課税売上高が95%未満ある又は課税売上高が5億円を超えている（下記へ）		
	採 用 方 式	前年又は事業年度の 「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」	☐ 一括比例配分方式を採用している （一括比例配分方式へ） ☐ 個別対応方式を採用している （個別対応方式へ）		
	個別対応方式	補償対象物件	☐ イ 課税売上にのみ対応するもの ☐ ロ 非課税売上にのみ対応するもの ☐ イ及びロに共通するもの（下記へ）		
	個別対応方式の共用資産	一 部 補 償	消費税等相当額×（1－補償用課税売上割合又は共用資産の承認割合） 円×（1－0. _____）＝		
一括比例配分方式	消費税等相当額×（1－補償用課税売上割合） 円×（1－0. _____）＝				

消費税等相当額補償の可否判定フロー



- (注) ① 消費税等相当額とは、消費税及び地方消費税相当額をいう。
② 上記フローは、消費税等相当額補償の要否判定の目安であるため、収集資料等により補償の要否を個別に調査・判断の上、適正に損失の補償等を算定するものとする。
③ 消費税等相当額の要否判定経路を朱書き等で記入するものとする。

様式第 8 9 号 (A - 4 判)

企業概要書

所在地					組 織 図		
名称及び 代表者名							
業種							
製造、加工 販売等品目							
原材料、製品 及び商品の 種類							
主な仕入れ先 販売先					製 品 等 の 製 造 工 程 流 れ 図		
移転工法検討 上留意すべき 事項							
敷地面積 (A)	m ²	事業用 地面積 (B)	m ²	$\frac{(B)}{(A)}$			%
用途地域等の 公法上の規制	用途地域	建ぺい率	容積率	その他			
特記事項							

移 転 計 画 案 検 討 概 要 書

項 目	A 案	B 案	C 案
移転計画の概要 (建物、機械設備 等の移転方法及び 移転期間)			
移転計画の特長 (メ リ ッ ト)			
移 転 計 画 の 問 題 点 (デメリット)			
移転費用概算額			
総 合 判 断			

移 転 工 法 案 の 比 較 表

項 目	A 案	B 案	C 案
移転対象建物の 範囲及び移転の 方 法 （補償建物の棟 数、面積、概算 額、その他）			
主たる工作物（機 械設備等）の移転 範 囲 及 び 方 法 （機種名、概算 額、その他）			
敷地内の動線 （駐車場、緑地 原料、製品等の 置 場 面 積 ） の 確 保 状 況			
営業補償等に係る も の （休業する部門補 償概算額、その 他 ）			

計 画 概 要 表（検 討 資 料）

整 理 番 号		検 討 月 日		検 討 者			
所 在 地				用途地域		建ぺい率	
土地所有者				容 積 率		そ の 他	
建物所有者				家族人員		占 有 者	
建 物 の 構 造 概 要			一階面積	二階面積	三階面積	延べ面積	主たる用途
(1)			.	.	.	.	
(2)			.	.	.	.	
(3)			.	.	.	.	
(4)			.	.	.	.	
計			.	.	.	.	
敷地面積(A)		事業用地率 (B)／(A)			特 記 事 項		
事業用地 面積(B)		残 地 建 築 可 能 面 積					
残地又は建築 可能面積(C)		建 築 可 能 延 べ 面 積					
営 業 の 実 態							
業 種			基 本 額	収 益	円		
従 業 員 数				給 料	円		
一 か 月 の 売 上 げ				固定経費	円		
				計	円		
検 討 結 果							

様式第 9 3 号 (A - 4 判)

計 画 概 要 表

所 在 地			敷 地 面 積 等 の 確 認	・ m ² 1 残地実測図 2 図上求積 3 その他 []	特 記 事 項		
建 物 所 有 者					用途 (機能) に係るもの		
土 地 所 有 者							
道 路 関 係	計画道路等						
	敷地に接面 する道路	郡 ・ 区 ・ 私 ・ m 42条 2 項 年 月 日 道 路 (第 号) 道路後退距離 m	[]				
建 築 基 準 法 関 係	都 市 計 画	区域内・区域外・市街化区域・市街化調整区域			構造 (基礎) に係るもの		
	区 域 ・ 地 区	第一種 () 層住専・第二種 () 層住専・第一種住居					
		第二種住居・準住居・近隣商業・準工業・工業					
		工業専用・特別用途地区 () ・無指定					
	防 火 指 定	防火・準防火・無指定			設備 に係るもの		
	22条・23条 指 定 区 域	防火しなければならない範囲					
	建 ぺ い 率	() % 敷地に二以上の地域・地区のある場合 () %					
	角 地 適 用	有 ・ 無 (条件)					
	容 積 率	() % 敷地に二以上の地域・地区のある場合 () %					
	絶 対 高	有 ・ 無 () m			そ の 他		
	建 築 協 定	有 ・ 無 ()					
	壁 面 後 退	有 ・ 無 ()					
斜 線				そ の 他			
						北側斜線 隣地斜線 進路斜線 (図示)	

様式第 9 4 号 (A－4 判)

面 積 比 較 表

建物 No.	現 状 建 物			A 案			B 案			C 案			備 考
	階	室 名	面 積	階	面 積	増 減	階	面 積	増 減	階	面 積	増 減	
1 階 床 面 積													
2 階 床 面 積													
3 階 床 面 積													
4 階 床 面 積													
建 物 延 べ 面 積													
面 積 増 減 率			100%										

様式第 9 5 号（A－4 判）

計 画 概 要 比 較 表

項 目		A 案	B 案	C 案
敷 地 面 積 m ² (.)	建ぺい率 () %	. %	. %	. %
	容 積 率 () %	. %	. %	. %
	建物（計画）延べ面積	. m ²	. m ²	. m ²
	面 積 増 減 率	. m ² (. %)	. m ² (. %)	. m ² (. %)
建 築 基 準 法 そ の 他 法 令 上 の 問 題 点				
平面計画上のメリット及びデメリット メ リ ッ ト = (M) デメリット = (D)		(M)		
		(D)		
総 合 判 断				
判 定				

各 人 別 補 償 金 集 計 表

		地内				全	葉の内
補償項目	氏名又は 名称						
	棟数						
	面積						
	金額						
建 物 移 転 料							
工 作 物 移 転 料							
動 産 移 転 料							
仮 住 居 補 償 金							
家 賃 減 収 補 償 金							
借 家 人 補 償 金							
墳 墓 移 転 料							
移 転 雑 費 補 償 金							
立 竹 木 補 償 金							
営 業 補 償 金							
残 地 補 償 金							
計							
摘 要							

（備考） 第 5 章、第 6 及び第 1 0 章の業務の場合に作成すること。

様式第 9 9 号 (A - 4 判)

様式第 3 号 (不動産の表示に関する登記事務取扱要領第 7 条第 1 項関係)

年 月 日

登記部門
法務局 御 中
支 局

隣 接 所 有 者

(署名又は記名押印)

隣 接 境 界 線 証 明 書

土地の表示 町 番
地目 地積 m^2 の土地

上記土地の 登記の申請をするに当たり、下記隣接土地の所有者
(又は管理人) として立会し、境界線を確認したことを証明します。

記

隣接土地の表示

所在 (町, 字)	地 番	地 目	地 積	立会年月日

備考

地積測量図を添付する。

証明者が署名の場合は図面にも署名を要する。記名押印の場合は証明書と図面に割印で足りる。

標準家賃単価算出表

補償建物番号					
適 用 面 積		$\text{m}^2 \sim \quad \text{m}^2$			
適用経過年数		年 $\sim$ 年			
建 物 の 種 類		戸建て・集合			
建 物 の 構 造		木造・非木造（S造・LGS造・RC造・SRC造）			
建 物 の 用 途		住宅・店舗・事務所・倉庫・その他（ ）			
間 取 り		1K・1DK・1LDK・2K・2DK・2LDK・3K・3DK 3LDK・4DK・4LDK・その他（ ）			
設 備		風呂（単独・共同・無） 便所（単独・共同）			
そ の 他					
番号	借家面積（ m^2 ）	経過年数	月額借料	m^2 当たり賃料	備考
1					
2					
3					
4					
5					
m^2 当 た り 平 均 賃 料				円／ m^2	
査 定 額				円／ m^2	

注 「適用面積」及び「適用経過年数」の欄は、同一取得箇所において、類似する借家が支障となった場合に記載する。

廃材運搬費及び廃材処分費内訳書

（1）組成別廃材量算出表

I 木造建物

所有者氏名				整理番号		棟番号				
構造	用途 ※ 1	階層	延床面積 (㎡)	1階床面積 (㎡)	残地内の1階床面積 (㎡)	建築設備の有無 ※ 2	浄化槽等の加算 ※ 3	陶器瓦の有無 ※ 4	畳の有無 ※ 4	G L 上部の基礎解体有無 ※ 5
木造										

組成名		廃材統計値	延床 (㎡)	一階床 (㎡)	基礎の種類による補正 ※6	G L 上部の基礎解体	建築設備補正	浄化槽等の加算	残地割合 ※7	廃材量 (㎡)	総廃材量 (㎡) ※8	摘要
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧			
木	くず	—										①×②
ガレキ類	基礎				補正率：							①×③×④×⑧
	基礎以外				補正率＝							①×③×④×⑤×(1-⑧)
金属くず	基礎				補正率：							①×③×④×⑧
	基礎以外				補正率＝							①×③×④×⑤×(1-⑧)
ガラス	—											①×②
廃プラ	—											①×②×⑥
混合廃棄物	—											①×②×⑥+⑦
石膏ボード	—											①×②
陶器瓦	—											①×③
畳	—											①×②

- ※1 用途は推定再建築費の積算に適用したものと同様の用途を適用するものとする。
- ※2 用途が工場・倉庫で、建築設備（浄化槽等を除く）の全部が存しない場合は、「無」とする。
- ※3 浄化槽等の撤去義務を課さない場合は、加算しないものとする。
- ※4 陶器瓦・畳が存在する場合は、「有」とする。存在しない場合は「無」とする。
- ※5 地表面（GL）から上の基礎のみを撤去する場合は、「有」とする。
- ※6 基礎の種類を選択するものとする。
- ※7 残地割合：解体を行う一階床面積（残地）／一階床面積（少数点以下第三位を四捨五入）
- ※8 総廃材量は、組成毎に少数点以下第三位（少数点以下第四位切捨て）まで計上する。

(1) 組成別廃材量算出表

Ⅱ 非木造建物（鉄骨造・軽量鉄骨造）

所有者氏名				整理番号		棟番号		建築設備の有無 ※2	浄化槽等の加算 ※3	陶器瓦の有無 ※4	畳の有無 ※4	外壁補正の有無 ※5
構造	用途 ※1	階層	延床面積 (㎡)	1階床面積 (㎡)		残地内の1階床面積 (㎡)						

基礎（参考計算）

1階床面積(㎡)	階層	基礎コンクリートの補正率			捨てコン		基礎コン		ガレキ類	鉄筋	
		杭地業	地盤状況	補正率	統計値	数量(m3)	統計値	数量(m3)	捨てコン+基礎コン	統計値	数量(t)

上部く体（参考計算）

延床面積(㎡)	階層	平均階高	区分	鉄骨量	
				統計値	鉄骨数量(t)

組成名		廃材統計値	延床 (㎡)	一階床 (㎡)	統計数量値	外壁材の補正 ※5	建築設備補正	浄化槽等の加算	残地割合 ※6	廃材量 (㎡) (有価材のみ t)	総廃材量 (㎡) (有価材のみ t) ※7	摘要
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧			
木	くず	—										①×②
ガレキ類	基礎											①×④×⑧
	基礎以外											①×②×⑤+⑦
金属くず	基礎											①×④×⑧
	基礎以外											①×④+⑦
ガラス	—											①×②
廃プラ	—											①×②×⑥
混合廃棄物	—											①×②×⑥+⑦
石膏ボード	—											①×②
陶器瓦	—											①×③
畳	—											①×②
有価材	—											①×④

※1 用途は推定再建築費の積算に適用したものと同様の用途を適用するものとする。

※2 用途が工場・倉庫で、建築設備（浄化槽等を除く）の全部が存しない場合は、「無」とする。

※3 浄化槽等の撤去義務を課さない場合は、加算しないものとする。

※4 陶器瓦・畳が存在する場合は、「有」とする。存在しない場合は「無」とする。

※5 外壁材の補正は、鉄骨造（4mm以上9mm未満、9mm以上）に適用する。

※6 残地割合：解体を行う一階床面積（残地）／一階床面積（少数点以下第三位を四捨五入）

※7 総廃材量は、組成毎に少数点以下第三位（少数点以下第四位切捨て）まで計上する。

(1) 組成別廃材量算出表

Ⅱ 非木造建物（鉄筋コンクリート造）

所有者氏名				整理番号			棟番号		
構造	用途 ※1	階層	延床面積 (㎡)	1階床面積 (㎡)	残地内の1階床面積 (㎡)	建築設備の有無 ※2	浄化槽等の加算 ※3	陶器瓦の有無 ※4	畳の有無 ※4
鉄筋コンクリート造									

基礎（参考計算）											
1階床面積 (㎡)	階層	基礎コンクリートの補正率			捨てコン		基礎コン		ガレキ類	鉄筋	
		杭地業	地盤状況	補正率	統計値	数量 (m3)	統計値	数量 (m3)	捨てコン+基礎コン	統計値	数量 (t)
上部く体（参考計算）											
延床面積 (㎡)	階層	区分		く体コンクリート		基礎コン	階高	③ 階高補正	上部く体コンクリート量 ④=(①-②)×③ (m3)	上部く体鉄筋数量 (t)	
				統計値	①数量 (m3)	②数量 (m3)				統計値	④×統計値

組成名		廃材統計値	延床 (㎡)	一階床 (㎡)	統計数量値	建築設備補正	浄化槽等の加算	残地割合 ※5	廃材量 (㎡)	総廃材量 (㎡) ※6	摘要
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦			
木 く ず	—										①×②
ガ レ キ 類	基 礎										①×④×⑦
	基礎以外										①×④+⑥
金 属 く ず	基 礎										①×④×⑦
	基礎以外										①×④+⑥
ガ ラ ス	—										①×②
魔 プ ラ	—										①×②×⑤
混合廃棄物	—										①×②×⑤+⑥
石 膏 ボ ー ド	—										①×②
陶 器 瓦	—										①×③
畳	—										①×②

- ※1 用途は推定再建築費の積算に適用したものと同様の用途を適用するものとする。
- ※2 用途が工場・倉庫で、建築設備（浄化槽等を除く）の全部が存しない場合は、「無」とする。
- ※3 浄化槽等の撤去義務を課さない場合は、加算しないものとする。
- ※4 陶器瓦・畳が存在する場合は、「有」とする。存在しない場合は「無」とする。
- ※5 残地割合：解体を行う一階床面積（残地）／一階床面積（少数点以下第三位を四捨五入）
- ※6 総廃材量は、組成毎に少数点以下第三位（少数点以下第四位切捨て）まで計上する。

所有者氏名		整理番号	

(1) 組成別廃材量算出表

工作物

単位：m³

廃材組成名 工作物番号	木くず	ガレキ類	金属くず	廃プラ	混合廃棄物	摘要
工作物総廃材量						

※ 工作物総廃材量は、組成毎に小数点以下第二位（小数点以下第三位四捨五入）で計上する。

所有者氏名		整理番号	

廃材量集計表

単位：m3

廃材組成名		木くず	ガレキ類	金属くず	ガラス	廃プラ	混合廃棄物	石膏ボード	陶器瓦	畳	摘要
Ⅰ 木造											
	小計										
Ⅱ 非木造											
	小計										
工作物											
	小計										
廃材量計①											

※木造、非木造、工作物それぞれの組成毎の総廃材量を計上する。各総廃材量は区分毎に合計して小数点以下第二位（小数点以下第三位四捨五入）で計上する。

所有者氏名		整理番号	

(2) 廃材運搬費算出表

廃材組成名	廃材量計 ①	台数換算値 ②		必要台数 ③= ①÷②	認定台数 ④			認定運搬距離 (km)	距離別単価 ⑤	廃材運搬費 ⑥=④×⑤	摘要
		基本	(4t車)		(4t車)	(2t車)	(10t車)				
木くず		(4t車)									
ガレキ類		(4t車)									
金属くず		(4t車)									
ガラス		(4t車)									
廃プラ		(4t車)									
混合廃棄物		(4t車)									
石膏ボード		(4t車)									
陶器瓦		(4t車)									
畳		(4t車)									
合計											

- 注) 1. 貨物自動車の車種は、4 t 車を基本とする。ただし、廃材量、現場の状況及び当該地域の道路事情等により、4 t 車を使用することが適当でないと認められる場合は適切な車種 (2 t 車または10 t 車) を認定する。
2. 「必要台数③」の端数処理については、小数点以下第二位 (小数点以下第三位四捨五入) で計上する。
3. 廃材組成毎に運搬台数を認定するものとし、小数点以下に対する貨物自動車は、残量が積載可能な最小の車種を認定する。
(例; 貨物自動車を4 t 車と認定し、0.5 台未満の端数が生じた場合は2 t 車1 台、0.5 台以上の端数が生じた場合は4 t 車1 台とする。)

所有者氏名		整理番号	

(3) 廃材処分費算出表

廃材組成名	廃材量計 ①	重量換算値 ② (m ³ /t)	処分数量 ③=①または ①÷②	廃材処分単価 ④	廃材処分費 ⑤=③×④	摘要
木くず						
ガレキ類						
金属くず						
ガラス						
廃プラ						
混合廃棄物						
石膏ボード						
陶器瓦						
畳						
合計						

地盤変動により生じた建物等の損傷

に係る調査（工損調査等）仕様書

目 次

第1章	総 則	
第 1 条	適用範囲	3
第 2 条	用語の定義	3
第 3 条	施行上の義務及び心得	3
第 4 条	提出書類	4
第 5 条	支給材料等	4
第 6 条	業務報告等	4
第 7 条	調査職員の審査	4
第 8 条	部分使用	4
第 9 条	検 査	4
第10条	成果品	5
第11条	疑 義	5
第2章	工損調査等の基本事項	
第12条	業務従事者の資格	6
第13条	身分証明書	6
第14条	現地踏査	6
第15条	立入及び立会	6
第3章	工損の調査	
第1節	数量等の処理	
第16条	建物等の計測	7
第17条	図面等に表示する数値及び面積計算	7
第18条	計算数値の取扱い	7
第19条	費用負担額算定調査に計上する数値	7
第20条	費用負担額等の端数処理	7
第2節	調 査	
第21条	調 査	8
第22条	事前調査の一般事項	8
第23条	事後調査の一般事項	8
第24条	事前調査の損傷調査	8
第25条	事後調査の損傷調査	10
第3節	調査書等の作成	
第26条	事前調査書等の作成	10
第27条	事前調査書及び図面	11
第28条	事後調査書等の作成	11
第4節	積 算	
第29条	費用負担要否の決定	11
第30条	費用負担額の積算	12
第31条	費用負担の内容	12
第32条	費用負担額の構成	12
第33条	算定単価	14
第34条	数量積算	14
第35条	仮設工事費	14

第36条	補修工事費	14
第37条	矯正工事費	17
第38条	共通仮設費	20
第39条	諸経費	20
第40条	廃材処理費	20
第41条	発生材価額	20
第42条	その他経費	20
第43条	費用負担額の算定	20
様式（第1号～第15号）		23
地盤変動により生じた建物等の損傷に係る調査（工損調査等）の具体的方法について		41

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 この地盤変動により生じた建物等の損傷に係る調査（工損調査等）仕様書（以下「標準仕様書」という。）は、「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領」（昭和61年4月1日建設省建設事務次官通知）（以下「事務処理要領」という。）第2条（事前の調査等）第5号建物等の配置及び現況と第4条（損害等が生じた建物等の調査）の調査並びに第7条（費用の負担）及び第9条（その他の損害等に対する費用の負担）の費用負担額の積算の業務（以下「工損調査等」という。）を委託に付する場合の一般仕様を示すもので、これにより難い場合又はこれに記載のない事項については、別に発注者が指示する特記仕様書によるものとする。

2 特記仕様書は、この標準仕様書に優先する。

(用語の定義)

第2条 用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 「調査区域」とは、工損調査等を行う区域であって別途図面等で指示する範囲をいう。
- 二 「権利者」とは、調査区域内に存する土地、建物等の所有者及び所有権以外の権利を有する者をいう。
- 三 「調査職員」とは、発注者が工損調査等の施行について監督し、又は指示する者として受注者に通知した職員をいう。
- 四 「検査職員」とは、発注者が工損調査等の成果品について検査し、又は指示する職員をいう。
- 五 「管理技術者」とは、この工損調査等の業務に関し7年以上の実務経験を有する者、又はこの事業損失部門に関する補償業務管理士（社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規定第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録されている者をいう。）等、発注者がこれらの者と同等の知識及び能力を有する者と認めた者で、受注者が発注者に届け出た者をいう。
- 六 「指示」とは、発注者の発議により調査職員が受注者に対し工損調査等の業務の遂行に必要な方針、事項等を示して実施させること及び検査職員が検査結果を基に受注者に対し修補等の指示を行うことをいう。
- 七 「協議」とは、調査職員と受注者とが相互の立場で工損調査等の内容について合議することをいう。
- 八 「承諾」とは、受注者が調査職員に申請、協議をし、これに対し調査職員が了解することをいう。
- 九 「報告」とは、受注者が工損調査等に係る権利者又は関係者等の情報及び業務の進捗状況等を必要に応じ調査職員に報告することをいう。
- 十 「調査」とは、建物等の現状等を把握するための現地踏査及び立入調査又は管轄法務局等での調査をいう。
- 十一 「調査書等の作成」とは、外業調査結果を基に行う各種図面の作成、費用負担額積算のための数量等の算出及び各種調査書の作成をいう。
- 十二 「積算」とは、調査結果を基に費用負担額を算出することをいう。

(施行上の義務及び心得)

第3条 受注者は、工損調査等の実施に当たって、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- 一 自ら行わなければならない関係官公庁への届出等の手続きを迅速に処理すること。

- 二 工損調査等で知り得た権利者側の事情及び成果品の内容を他に漏らさないこと。
- 三 工損調査等が権利者の財産に関するものであり、損害等の有無の立証及び費用負担額積算の基礎となることを理解し、正確かつ良心的に行うことはもとより、権利者に不信の念を抱かせる言動を慎むこと。
- 四 権利者から要望、陳情等にあった場合には、説明記録簿に記録し、十分その意向を把握したうえで、速やかに調査職員に報告し、指示を受けること。(様式第14号)

(提出書類)

第4条 受注者は、提出書類一覧表(「用地調査等共通仕様書」別記1を準用)に掲げる書類を提出期限までに調査職員を経て発注者に提出しなければならない。

(支給品等)

- 第5条 受注者は、工損調査等を実施するに当たって必要な機械器具、図面その他の材料を支給品として使用する場合には、発注者から貸与又は交付を受けるものとする。
- 2 土地登録簿、建物登記簿等の閲覧又は謄本等の交付を受ける場合には、別途調査職員と協議しなければならない。
 - 3 支給品の品目及び数量は、特記仕様書によるものとする。
 - 4 受注者は、支給品を受領したときは、貸与品借用書支給品受領書(「用地調査等共通仕様書」別記1様式第3号を準用)を作成して調査職員に提出しなければならない。
 - 5 受注者は、工損調査等が完了したときは、当該業務の完了の日から3日以内に貸与品返還書支給品精算書及び返還書(「用地調査等共通仕様書」別記1別記様式第4号を準用)を作成し、返納する材料とともに調査職員に提出しなければならない。

(業務報告等)

- 第6条 受注者は、工損調査等の実施に先立ち実施計画書等の作成を行い、管理技術者立会のうえ調査職員と協議し、指示を受けなければならない。この場合に、協議及び指示事項で、発注者又は受注者のいずれかが特に必要と認めた事項については、書面により記録するものとする。
- 2 受注者は、業務の進捗状況について調査職員が報告を求めたときは、これに応じて報告しなければならない。

(調査職員の審査)

- 第7条 受注者は、工損調査等の実施状況について調査職員が審査を求めたときは、これに応じなければならない。
- 2 受注者は、前項の審査に管理技術者を立ち合わせなければならない。

(部分使用)

- 第8条 受注者は、工損調査等の実施期間中であっても、調査職員が特に必要と認め成果品の一部の提出を求めた場合には、これに応じなければならない。
- 2 受注者は、前項で提出した成果品について調査職員が審査を行うときは、管理技術者を立ち合わせなければならない。

(検 査)

- 第9条 受注者は、検査職員が工損調査等の完了検査を行うときは、管理技術者を立ち合わせなければならない。
- 2 受注者は、検査のために必要な資料の提出その他の処置について検査職員から指示があったときは、速やかにその指示に従わなければならない。

(成果品)

第10条 受注者は、工損調査等の成果品として、調書原紙、図面原図、ネガフィルム等の原紙類の原本をまとめ、この他に、原則として写し2部を次の各号によって提出しなければならない。この場合、図面等の原図には受注者名を記載し、管理技術者又は調査者の押印を行うものとする。

一 原本は、調査原紙、図面原図、ネガフィルム等の原紙類をまとめ権利者ごとにファイルし、表紙に所在地、権利者名を記載する。

二 原本の写しのうち1部は、前号と同様に作成する。この場合の写真は、カラーサービス判で焼付け又は印刷したものを添付する。

三 原本の写しのうち他の2部は、権利者10名ないし15名を単位として着色紙を挿入し索引とし、目次を付したうえ容易に取りはずすことが可能な方法により編綴する。また、表紙に年度、箇所（地区）名、業務の名称、発注者の名称及び受注者の名称等を記載する。この場合の写真は、前号と同様とする。

2 受注者は、前項の成果品の作成に当たり使用した野帳等の原簿を保管し、調査職員が必要と認め提出を求めたときは、これらを提出しなければならない。

(疑 義)

第11条 受注者は、工損調査等の実施に当たり標準仕様書その他の事項に擬義が生じた場合には、管理技術者立会のうえ調査職員と協議しなければならない。この場合に、発注者又は受注者のいずれかが特に必要と認めた事項については、書面により記録するものとする。

第2章 工損調査等の基本事項

(業務従事者の資格)

第12条 受注者は、管理技術者の管理の基に、工損調査等に従事する者（補助者を除く。）として、次の各号の一に定める資格を有する者を充てなければならない。また、公共事業に係る工事の施行に伴う建物等の損害等の調査のうち、公共水準点の設置を行う場合は、測量法（昭和24年法律第188号）第48条により登録された測量士又は、測量士補でなければならない。ただし、調査職員が、これと同等の知識及び能力を有する者と認めた者についてはこれをもって足りるものとする。

- 一 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士
- 二 補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号。以下「登録規程」という。）第2条第1項の別表に掲げる事業損失部門に係る補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者

(身分証明書)

第13条 受注者は、身分証明書交付申請書（「用地調査等共通仕様書」別記1様式第6号を準用）を発注者に提出して、工損調査等に従事する者の身分証明書（以下「身分証明書」という。）の交付を受け、常時携帯させなければならない。

- 2 工損調査等に従事する者は、権利者等から請求があったときは、交付を受けた身分証明書を提示しなければならない。
- 3 受注者は、工損調査等が完了したときは、速やかに身分証明書を発注者に返納しなければならない。

(現地踏査)

第14条 受注者は、工損調査等の着手に先立ち調査区域の現地踏査を行い、地域の状況並びに土地及び建物等の概況を把握しなければならない。

(立入及び立会)

第15条 受注者は、工損調査等のために権利者の占有する土地、建物等に立ち入ろうとする場合は、あらかじめ当該土地、建物等の権利者の同意を得なければならない。

- 2 受注者は、前項に規定する同意が得られたものにあつては立入りの日及び時間を、同意が得られないものにあつてはその理由を付して、速やかに調査職員に報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 受注者は、工損調査等を行うため建物等の立入調査を行う場合には、原則として権利者の立会いを得なければならない。ただし、立会いを得ることができないときは、権利者の了解を得ることをもって足りるものとする。

第3章 工 損 の 調 査

第1節 数量等の処理

(建物等の計測)

第16条 建物等の調査において、長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）までとする。ただし、排水管等の長さ等で小数点以下第2位の計測が困難なものは、この限りでない。

- 2 建物等の面積に係る計測は、原則として、柱又は壁の中心間で行うこととする。
- 3 建物等の構造材、仕上げ材等の厚さ、幅等の計測は、原則として、ミリメートルを単位とする。

(図面等に表示する数値及び面積計算)

第17条 建物等の調査図面に表示する数値は、第16条の計測値を基にミリメートル単位で記入するものとする。

- 2 建物等の面積計算は、前項で記入した数値をメートル単位により小数点以下第4位まで算出し、それを各階ごとに累計し、小数点以下第2位（小数点以下第3位切捨て）までの数値を求めるものとする。
- 3 建物の延べ床面積は、前項で算出した各階別の小数点以下第2位までの数値を合計した数値とするものとする。
- 4 1棟の建物が2以上の用途に使用されているときは、用途別の面積を前2項の定めるところにより算出するものとする。

(計算数値の取扱い)

第18条 建物等の費用負担額算定に必要となる構造材、仕上げ材等の数量算出の単位は、通常使用されている例によるものとする。ただし、算出する数量が少量であり、通常使用している単位で表示することが困難な場合は、別途の単位を使用することができるものとする。

- 2 構造材、仕上げ材等の数量計算は、原則として、次の方法により行うものとする。
 - 一 数量計算の集計は、費用負担額算定調書に計上する項目ごとに行う。
 - 二 前項の使用単位で直接算出できるものは、その種目ごとの計算過程において、小数点以下第3位（小数点以下第4位切捨て）まで求める。
 - 三 前項の使用単位で直接算出することが困難なものは、種目ごとの長さ等の集計を行った後、使用単位数量に換算する。この場合における長さ等の集計は、原則として、小数点以下第2位をもって行うものとし、数量換算結果は、小数点以下第3位まで算出する。

(費用負担額算定調書に計上する数値)

第19条 費用負担額算定調書に計上する数値（価格に対応する数量）は、次によるもののほか、第16条による計測値を基に算出した数値とする。

- 一 建物等の面積は、第17条第2項で算出した数値とする。
- 二 構造材、仕上げ材その他の数量は、第18条第2項第2号及び第3号で算出したものを小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）で計上する。

(費用負担額等の端数処理)

第20条 費用負担額等の算定を行う場合の資材単価等の端数処理は、原則として、次によるものとする。

- 一 費用負担額算定に必要となる資材単価等は、次による。

100 円未満のとき 1 円未満切り捨て
 100 円以上 10,000 円未満のとき 10 円未満切り捨て
 10,000 円以上のとき 100 円未満切り捨て

- 二 建物等の費用負担額の算定のための共通仮設費及び諸経費等にあつては、100 円未満を切り捨てた金額を計上する。この場合において、その額が 100 円未満のときは、1 円未満切り捨てとする。
- 三 建物の 1 平方メートル当たりで算出する単価は、100 円未満切り捨てとする。
- 四 建物等の費用負担額の単価は、次による。

100 円未満のとき 1 円未満切り捨て
 100 円以上 10,000 円未満のとき 10 円未満切り捨て
 10,000 円以上のとき 100 円未満切り捨て

第 2 節 調 査

(調 査)

- 第 2 1 条 調査は、事務処理要領第 2 条第 5 号の建物等の配置及び現況（以下「事前調査」という。）と第 4 条の損害等が生じた建物等の調査並びに第 7 条及び第 9 条の費用の負担に係るもの（以下「事後調査」という。）に区分して行うものとする。
- 2 前項の調査は、情報通信技術その他の先端的な技術を活用して行うことができるものとする。

(事前調査の一般事項)

- 第 2 2 条 受注者は、事前調査の実施に当たって、調査区域内に存する建物等について、建物の所有者ごとに次の各号の調査を行わなければならない。
- 一 建物の敷地ごとに建物等（建物以外の工作物については主たるもの。）の敷地内の位置関係
 - 二 建物ごとに実測による間取平面及び立面
 - 三 建物等の所在及び地番並びに所有者の氏名及び住所
 なお、現地調査において所有者の氏名及び住所が確認できないときは、必要に応じて登記事項証明書の閲覧等の方法により調査を行う。
 - 四 その他 第 2 6 条の調査書及び図面の作成に必要な事項
- 2 調査に当たっては、改ざん（修正、書き込み、削除等）の防止措置を講じたうえで、写真を撮影するものとする。この場合において、写真の撮影が困難な箇所又はスケッチによることが適当と認められる箇所については、スケッチによることができるものとする。
- 3 調査に当たっては、損傷の有無にかかわらず、原則として、次の箇所を撮影するものとする。
- 一 四方からの外部及び屋根
 - 二 各室

(事後調査の一般事項)

- 第 2 3 条 受注者は、事後調査の実施に当たり、前条の事前調査の結果に基づき、変更が生じているか否かの調査を行わなければならない。

(事前調査の損傷調査)

第24条 受注者は、当該建物等の既損傷箇所についてはその状態及び程度を、工事の施行に伴い損傷が生ずるおそれのある箇所についてはその状態をそれぞれ次の各号の調査を行わなければならない。

- 一 調査に当たっては、計測箇所を第22条第2項の定めるところにより写真撮影する。
- 二 写真は、必ず撮影対象箇所を指示棒等により指示し、次の事項を明示した黒板等と同時に撮影を行う。なお、指示棒等及び黒板等については、電子画像として計測箇所と同時に記録することができるものとする。

- (1) 調査番号、建物番号及び建物等所有者の氏名
- (2) 損傷名及び損傷の程度(計測)
- (3) 撮影年月日、写真番号及び撮影対象箇所

三 前号以降にあつては、計測の単位の定めてあるものについてはこれによる。

四 調査は、原則として次の部位別について行う。

- (1) 基 礎
- (2) 軸 部
- (3) 開 口 部
- (4) 床
- (5) 天 井
- (6) 内 壁
- (7) 外 壁
- (8) 屋 根
- (9) 水 廻 り
- (10) 外 構

2 基礎については、次の調査を行うものとする。

- 一 建物の全体又は一部の傾斜若しくは沈下の状況を把握するため、原則として当該建物の四方向を水準測量又は傾斜計等で計測する。

この場合に、事後調査の基準点とするため、沈下等のおそれのない堅固な物件を定め、併せて計測を行う。

- 二 コンクリート布基礎等に亀裂等が生じているときは、建物の外周について発生箇所及び状況(最大幅、長さ)を計測する。

- 三 基礎のモルタル塗り部分に剥離又は浮き上りが生じているときは、発生箇所及び状況(大きさ)を計測する。

- 四 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さについてはセンチメートルとする。

3 軸部(柱及び敷居)については、次の各号の調査を行うものとする。

- 一 原則として、当該建物において軸部に傾斜が発生しているすべての箇所について計測を行う。
- 二 柱の傾斜の計測位置は、直交する二方向の床(敷居)から1メートルの高さの点とする。
- 三 敷居の傾斜の計測位置は、柱から1メートル離れた点とする。
- 四 計測の単位は、ミリメートルとする。

4 開口部(建具等)については、次の各号の調査を行うものとする。

- 一 原則として、当該建物で建付不良となっている数量調査を行った後、すべての箇所について計測を行う。
- 二 測定箇所は、柱又は窓枠と建付との隙間の最大値の点とする。
- 三 建具の開閉がなめらかに行えないもの又は開閉不能及び施錠不良が生じているものは、その程度と数量を調査する。
- 四 計測の単位は、ミリメートルとする。

5 床については、次の各号の調査を行うものとする。

- 一 えん甲板張り等の居室(タタミ敷の居室を除く。)について、気泡水準器で直交する二方向の傾斜を計測する。

- 二 床仕上材に亀裂及び縁切れ又は剥離、破損が生じているときは、それらの箇所及び状況（最大幅、長さ又は大きさ）を計測する。
- 三 束又は大引、根太等と床材に緩みが生じているときは、その程度を調査する。
- 四 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さ及び大きさについてはセンチメートルとする。
- 6 天井に亀裂、縁切れ、雨漏り等のシミ等が発生しているときの調査は、内壁の調査に準じて行うものとする。
- 7 内壁にちり切れ（柱及び内法材と壁との分離）が発生しているときは、次の各号の調査を行うものとする。
 - 一 原則として、居室ごとに発生箇所数の調査を行った後、すべてのちり切れの計測を行う。
 - 二 計測の単位は、幅についてミリメートル、長さについてセンチメートルとする。
- 8 内壁に亀裂が発生しているときは、次の各号の調査を行うものとする。
 - 一 原則として、すべての亀裂の計測を行う。
 - 二 計測の単位は、幅についてミリメートル、長さについてセンチメートルとする。
 - 三 亀裂が一壁面に多数発生している場合には、その状態をスケッチするとともに壁面に雨漏り等のシミが生じているときは、その形状及び大きさの調査をする。
- 9 外壁に亀裂等が発生しているときは、次の各号の調査を行うものとする。
 - 一 四方向の立面に生じている亀裂等の数量、形状等をスケッチするとともに、すべての亀裂等の計測を行う。
 - 二 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さについてはセンチメートルとする。
- 10 屋根（庇、雨樋を含む。）に亀裂又は破損等が発生しているときは、当該建物の屋根伏図を作成し、次の各号の調査を行うものとする。
 - 一 仕上材ごとに、その損傷の程度を計測する。
 - 二 計測の単位は、原則としてセンチメートルとする。ただし、亀裂等の幅についてはミリメートルとする。
- 11 水廻り（浴槽、台所、洗面所等）に亀裂、破損、漏水等が発生しているときは、次の各号の調査を行うものとする。
 - 一 浴槽、台所、洗面所等の床、腰、壁面のタイル張りに亀裂、剥離、目地切れ等が生じているときは、すべての損傷を第8項に準じて行う。
 - 二 給水、排水等の配管に緩み、漏水等が視認されるときは、その状況等を調査する。
- 12 外構（テラス、コンクリートたたき、ベランダ、犬走り、池、浄化槽、門柱、塀、擁壁等の屋外工作物）に損傷が発生しているときは、前項に準じてその状況等の調査を行うものとする。

（事後調査の損傷調査）

- 第25条 受注者は、事後調査の実施に当たっては、事前調査を行った損傷箇所等の変化及び工事によって新たに発生した損傷については、その状態及び程度を前条の定めるところにより調査を行わなければならない。
- 2 第22条の事前調査の調査区域外であって事後調査の対象となったものについては、同条の事前調査の一般事項に準じた調査を行ったうえで損傷箇所を調査するものとする。

第3節 調 査 書 等 の 作 成

（事前調査書等の作成）

- 第26条 受注者は、事前調査を行ったときは、次の各号の事前調査書及び図面を作成しなければならない。
- 一 調査区域位置図（様式第1号）
 - 二 調査区域平面図（様式第2号）

- 三 建物等調査一覧表（様式第3号及び第4号）
- 四 建物等調査表（様式第5号）
- 五 損傷調査書（様式第6号）
- 六 建物等調査図（配置図、立面図、展開図、詳細図等）（様式第7号）
- 七 写真台帳（様式第11号）

（事前調査及び図面）

第27条 受注者は、前条の事前調査書及び図面を次の各号により作成しなければならない。

- 一 調査区域位置図は、工事の工区単位ごとに作成するものとし、調査区域と工事箇所を併せて表示すること。この場合の縮尺は、5,000分の1又は10,000分の1程度とする。
- 二 調査区域平面図は、調査区域内の建物の配置を示す平面図で工事の工区単位又は調査単位ごとに次により作成するものとする。
 - （1） 調査を実施した建物については、建物等調査一覧表で付した調査番号及び建物番号を記載し、建物の構造別に色分けし、建物の外枠（外壁）を着色する。この場合の構造別色分けは、木造を赤色、非木造を緑色とする。
 - （2） 縮尺は、500分の1又は1,000分の1程度とする。
- 三 建物等調査一覧表は、工事の工区単位又は調査単位ごとに調査を実施した建物等について調査番号、建物番号の順に建物等の所在地、所有者及び建物等の概要等必要な事項を記入する。
なお、建物番号については、同一所有者が2棟以上の建物等を所有している場合にのみ付するものとする。
- 四 建物等調査表及び建物等調査図（配置図、立面図、展開図、詳細図等）は、第22条及び第24条の事前調査の結果に基づき、建物等ごとに次により作成するものとする。この場合、建物所有者が2棟以上の建物等を所有しているときも同様とする。
 - （1） 建物平面図は、縮尺100分の1で作成し、写真撮影を行った位置を表示するとともに建物延面積、各階別面積及びこれらの計算式を記入する。
 - （2） 建物立面図は、縮尺100分の1で、原則として四面（東西南北）作成し、外壁の亀裂等の損傷位置を記入する。
 - （3） その他調査図（基礎図、屋根図及び展開図）は、発生している損傷を表示する必要がある場合に作成するものとし、縮尺は100分の1又は10分の1程度とする。
ただし、写真撮影が困難又は詳細（スケッチ）図を作成することが適当であると認められたものについては、その他の調査図を作成する。
 - （4） 工作物の調査図は、損傷の状況及び程度により建物に準じて作成する。
- 五 損傷調査書は、第22条及び第24条の事前調査の結果に基づき、建物ごとに建物等の所有者名、建物の概要、名称（室名）、各部仕上材、写真番号及び損傷の状況を記載して作成するものとする。なお、写真番号については、次号の写真番号と合わせるものとし、損傷の状況については、事前調査欄に損傷名（亀裂、沈下、傾斜等）及び程度（幅、長さ及び箇所数）を記載する。この場合、建物等の所有者が2棟以上の建物等を所有しているときも同様とする。
- 六 写真台帳は、写真番号、撮影対象箇所及び損傷名を記載し、整理するものとする。

（事後調査書等の作成）

第28条 受注者は、事後調査を行ったときは、事前調査書及び図面を基に、損傷箇所の変化及び新たに発生した損傷について、事前調査までの成果を基に、第26条第1号及び第2号については異同を明示し、同条第3号から第7号までについては事前調査成果を転記し、第27条に準じて、第26条の各号の調査書及び図面並びに事後調査所見（様式第8号～第10号）を作成しなければならない。

第4節 積 算

(費用負担要否の決定)

第29条 費用負担要否の決定は、事前調査及び事後調査の結果を比較検討し、従前（事前調査時点）の損傷が拡大したもの又は新たな損傷が発生しているもので、事務処理要領第3条（地盤変動等の原因の調査）の結果、当該損傷の発生が公共事業に係る工事の施行によるもの（因果関係）と認めたもので、かつ、事務処理要領第6条（費用負担の要件）に適合する場合に、費用負担の必要があると認めるものとする。

この場合の因果関係の判定は、管理技術者が立ち会い、調査職員と協議のうえ行うものとする。

(費用負担額の積算)

第30条 受注者は、前条の検討の結果、費用負担の必要があると認められ別途指示を受けたものについて、事務処理要領第7条（費用の負担）及び同付録の規定に従って当該建物等の所有者に係る費用負担額の積算を行わなければならない。この場合、必要に応じ、修復箇所数量集計表（様式第12号）及び修復箇所数量計算書（様式第13号）を作成するものとする。

2 受注者は、調査職員が必要であると認めた場合には、前項の積算と併せ、事務処理要領第9条（その他の損害等に対する費用の負担）による費用負担額の積算を行わなければならない。

3 受注者は、前2項の積算に当たっては、事務処理要領のほか、「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領の運用について」（昭和61年4月1日建設省建設経済局調整課長通知）及び「従前の損傷の減額の方法について」（昭和61年4月1日建設省建設経済局調整課調整係長通知）によらなければならない。

(費用負担の内容)

第31条 費用負担の内容は、次により判断するものとする。

一 費用負担の内容は、原則として、損害等が生じた建物等を従前の状態に修復し、又は復元すること（以下「現状回復」という。）に要する費用とする。この場合において、現状回復は、建物等の使用目的及び使用状況、損害等の発生箇所及び発生状況並びに建物等の経過年数等を総合的に判断して、技術的及び経済的に合理的かつ妥当な範囲で行う。

二 前号により負担する現状回復に要する費用は、次に掲げる方法のうち技術的及び経済的に合理的と認めるものによる費用とする。

イ 建物等の損傷箇所を補修する方法（建物等に生じた損傷が構造的損傷を伴っていないため、主として壁、床、天井等の仕上げ部を補修することによって現状回復を行う方法）

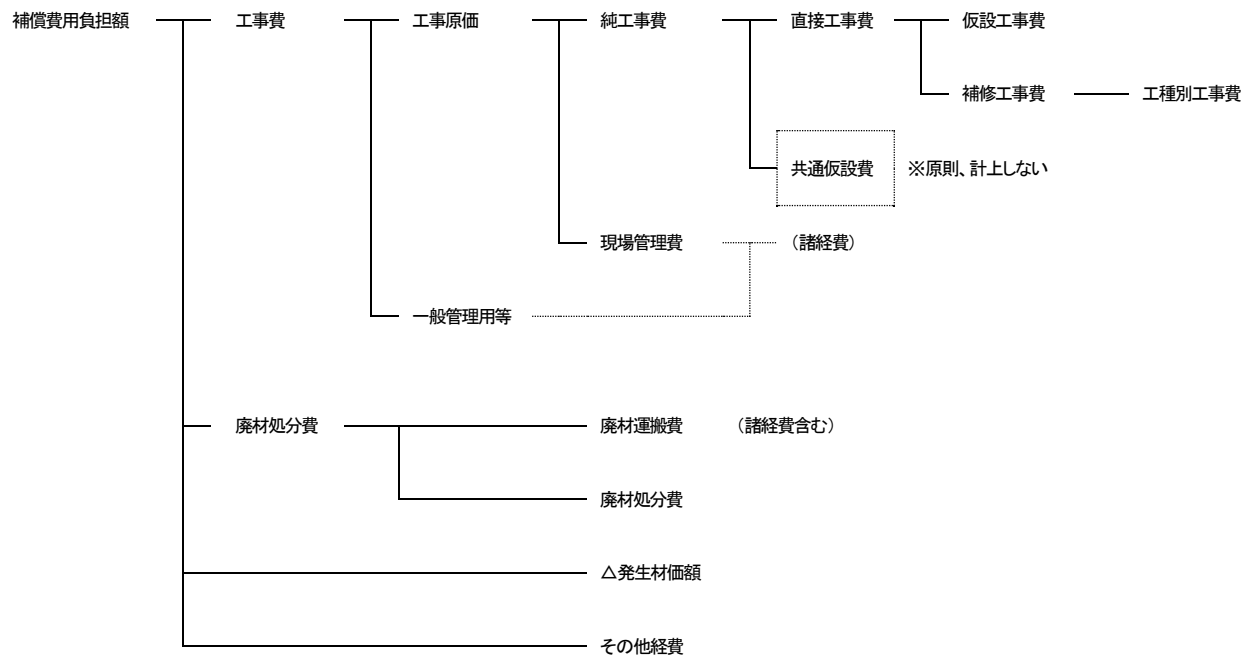
ロ 建物等の構造部を矯正する方法（建物等に生じた損傷が構造的損傷を伴っているため、基礎、土台、柱等の構造部を矯正したうえ上記イの補修をすることによって現状回復を行う方法）

ハ 建物等を復元する方法（建物等に生じた損傷が建物等の全体に及び、上記イロに掲げる方法によっては現状回復することが困難であるため、従前の建物等に照応する建物等を建設することによって現状回復を行う方法）

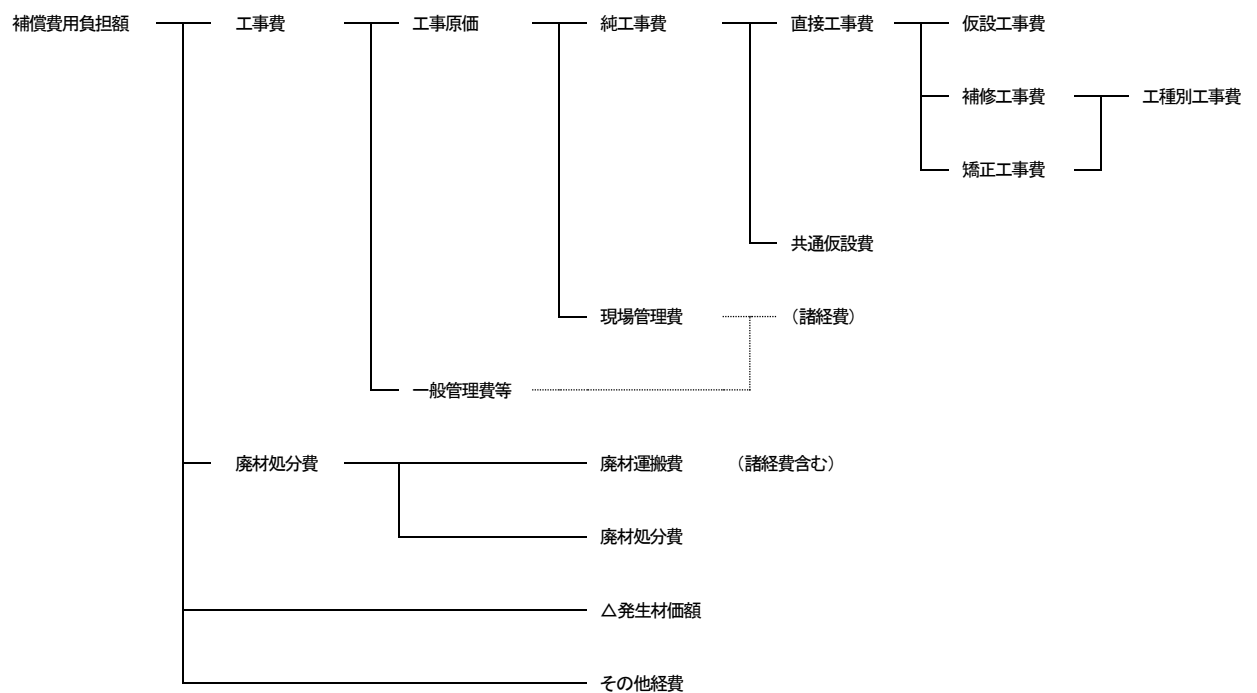
(費用負担額の構成)

第32条 第31条第2号に係る費用負担額の構成は、次のとおりとする。

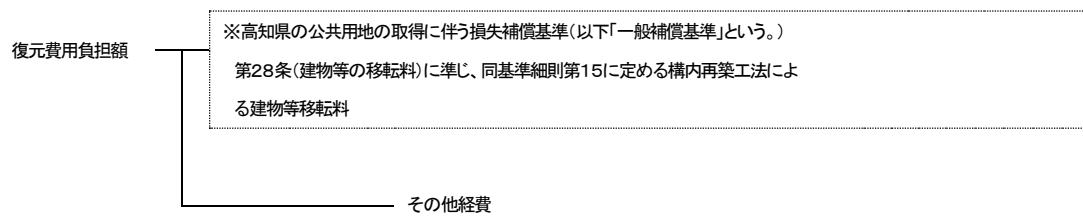
〈建物等の損傷箇所を補修する方法による場合〉



〈建物等の構造部を矯正する方法による場合〉



〈建物等を復元する方法による場合〉



2 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の内容は、それぞれ次のとおりとする。

一 共通仮設費

準備費（敷地整理費）、仮設物費（仮囲い費、下小屋費、簡易トイレ設置費）、動力用水光熱費（仮設電力設置費、電気料金、水道料金）、整理清掃費（建物敷地及び接面道路の清掃費）及びその他費用

二 現場管理費

労務管理費、租税公課、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、補償費、雑費及びその他原価性経費配賦額

三 一般管理費等

一般管理費（役員報酬、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、電力用水光熱費、調査研究費、広告宣伝費、営業債権貸倒償却、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、試験研究費償却、開発費償却、租税公課、保険料及び雑費）及び付加利益（法人税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金等）

（算定単価）

第33条 費用負担額の算出に用いる単価は、発注者が定める物件移転等標準書（以下「標準書」という。）の単価によるものとする。ただし、標準書に記載のない単価については、市場調査により求めるものとする。

（数量積算）

第34条 工種別工事費算出の数量等は様式第12及び様式第13に基づくものとする。

（仮設工事費）

第35条 仮設工事費は、工種別工事の内容に応じた通常必要な直接仮設項目を抽出し、次式により算出するものとする。

$$\text{工事費} = \text{施工数量} \times \text{単価}$$

（補修工事費）

第36条 補修工事費は、次の各号に定めるところにより算出する各工事費の合計額とする。なお、補修の方法と範囲については、別表1修復基準を標準とする。

一 土工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、次式により算出するものとする。

$$\text{工事費} = \text{施工数量} \times \text{単価}$$

二 地業工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、次式により算出するものとする。

$$\text{工事費} = \text{施工数量} \times \text{単価}$$

三 基礎工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、下記例により算出するものとする。なお、基礎工事費は、第4号の「コンクリート工事費」、第5号の「型枠工事費」及び第6号の「鉄筋工事費」の複合工事費である。

イ 布コンクリート等基礎

$$\text{工事費} = \text{布基礎長} \times \text{単価}$$

- ロ 束石
工事費＝束石数量×単価
- ハ 基礎クラック補修
工事費＝クラック長×単価
- 四 コンクリート工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、次式により算出するものとする。
工事費＝施工数量×単価
- 五 型枠工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、次式により算出するものとする。
工事費＝施工数量×単価
- 六 鉄筋工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、下記例により算出するものとする。
 - イ 鉄筋・加工組立
工事費＝施工数量×単価
 - ロ 溶接金網敷
工事費＝施工面積×単価
- 七 鉄骨工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、下記例により算出するものとする。
 - イ 鉄骨加工・組立・建方
工事費＝施工重量×単価
 - ロ アンカーボルト埋込
工事費＝施工本数×単価
 - ハ クローラクレーン使用料
工事費＝施工時間×単価
 - ニ トラック使用料
工事費＝施工日数×単価
- 八 組積工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、下記例により算出するものとする。
 - イ コンクリートブロック積
工事費＝施工面積×単価
 - ロ ブロック積塀・笠木
工事費＝施工長×単価
 - ハ 目地切れ補修
工事費＝施工長×単価
- 九 防水工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、下記例により算出するものとする。
 - イ アスファルト防水
工事費＝施工面積×単価
 - ロ シーリング
工事費＝施工長×単価
- 十 屋根工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、下記例により算出するものとする。
 - イ 日本瓦葺
工事費＝施工面積×単価
 - ロ 屋根瓦（日本瓦・洋瓦）葺ズレ補修（5枚まで）
工事費＝施工箇所×単価（一式）
 - ハ 屋根瓦（日本瓦・洋瓦）葺ズレ補修（6枚以上）
工事費＝屋根瓦葺ズレ補修（5枚まで）＋施工面積×単価
 - ニ 屋根瓦（日本瓦・洋瓦）葺補修（10㎡まで）
工事費＝施工箇所×単価（一式）
 - ホ 日本瓦葺（葺き替え）補修（既存瓦再使用）
工事費＝屋根瓦葺補修（10㎡まで）＋施工面積×単価
 - ヘ 日本瓦葺補修（補足材再使用）
工事費＝施工面積×単価
 - ト 洋瓦葺（葺き替え）補修（既存瓦再使用）

- 工事費＝屋根瓦葺補修（10 m²まで）＋施工面積×単価
- チ 洋瓦葺補修（補足材再使用）
工事費＝施工面積×単価
- 十一 石工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、次式により算出するものとする。
工事費＝施工面積×単価
- 十二 タイル工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、下記例により算出するものとする。
- イ 床磁器質タイル
工事費＝施工面積×単価
- ロ 目地切補修
工事費＝施工長×単価
- 十三 左官工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、下記例により算出するものとする。
- イ 床モルタル塗
工事費＝施工面積×単価
- ロ 外壁等亀裂充てん
工事費＝施工長×単価
- 十四 木工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、下記例により算出するものとする。
- イ 床ラワン合板張
工事費＝施工面積×単価
- ロ 木造ころばし床組補修（補足材使用）
工事費＝施工面積×単価
- 十五 金属工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、下記例により算出するものとする。
- イ 軒どい
工事費＝施工長×単価
- ロ 集水器（じょうご）
工事費＝施工箇所×単価
- ハ 軒どい補修
工事費＝施工長×単価
- 十六 建具工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、下記例により算出するものとする。
- イ 木製建具調整
工事費＝建具箇所×単価
- ロ アルミドア調整
工事費＝建具面積×単価
- 十七 ガラス工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、次式により算出するものとする。
工事費＝施工面積×単価
- 十八 塗装工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、下記例により算出するものとする。
- イ 合成樹脂調合ペイント
工事費＝施工面積×単価
- ロ オイルステイン塗（細物）
工事費＝施工長×単価
- 十九 内外装工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、次式により算出するものとする。
工事費＝施工面積×単価
- 二十 設備工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、下記例により算出するものとする。
- イ 屋外給水配管
工事費＝施工長×単価
- ロ 立水栓
工事費＝施工箇所×単価
- ハ 非水洗半底便器
工事費＝施工箇所×単価

- ニ セパレート型・エアコン
 工事費＝施工箇所×単価
- 二十一 工作物工事費は、補修が必要な工事項目を抽出し、下記例により算出するものとする。
- イ 塀用コンクリート基礎
 工事費＝施工長×単価
- ロ 土間コンクリート叩き
 工事費＝施工面積×単価
- ハ 土間コンクリートクラック補修
 工事費＝施工長×単価
- 二十二 解体工事費は、必要な工事項目を抽出し、下記例により算出するものとする。
- イ コンクリート布基礎解体
 工事費＝施工長×単価
- ロ 玉石基礎解体
 工事費＝施工箇所×単価
- ハ コンクリート撤去
 工事費＝施工体積×単価
- ニ 鉄骨解体
 工事費＝施工重量×単価
- ホ 床・モルタル塗撤去
 工事費＝施工面積×単価
- ヘ 内装・タイル張撤去
 工事費＝施工面積×単価
- ト 天井クロス張撤去
 工事費＝施工面積×単価
- チ 外壁・モルタル塗撤去
 工事費＝施工面積×単価
- リ 屋根・かわら撤去
 工事費＝施工面積×単価
- ヌ 防水層撤去
 工事費＝施工面積×単価
- ル 建具撤去（木製）
 工事費＝建具枚数×単価
- ヲ 建具撤去（金属製）
 工事費＝建具面積×単価
- ワ 水洗和風便器撤去
 工事費＝施工箇所×単価
- カ セパレート型・エアコン撤去
 工事費＝施工箇所×単価
- ヨ 塀用コンクリート基礎撤去
 工事費＝施工長×単価
- タ 土間コンクリート叩き撤去
 工事費＝施工面積×単価

（矯正工事費）

第37条 木造建物（土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は二階建の建物に限る。）に関する矯正工事費は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める式により算出するものとする。ただし、

土台、柱等の構造部又は基礎に係る従前の損傷が拡大した場合で、従前の状態、拡大の程度等を勘案して必要と認められるときは、適正に定めた額を減額するものとする。

一 沈下矯正工事費

$$\text{工事費} = P \times (A \times \alpha \times \beta) \times (B \times \gamma) \times C + D$$

P 沈下矯正工事単価（円/㎡）・・・標準書の単価による。

A 建築面積（㎡）・・・・・・・・・・矯正を必要とする建物の建築面積とし、同一の所有者で複数の建物の場合は個別に算定する。

α 規模補正率・・・・・・・・・・（表―１）による。

β ２階建補正率・・・・・・・・・・（表―２）による。

B 工法係数・・・・・・・・・・（表―３）による。

γ 作業環境補正率・・・・・・・・・・（表―４）による。

C 施工面積補正率・・・・・・・・・・（表―５）による。

D 基礎の解体・新設費又は部分補修費（基礎コンクリート打ち増し費等）
・・・・・・・・・・「第３６補修工事費」中の「三 基礎工事費」、「四 コンクリート工事費」及び「二二 解体工事費」等に基づき求める。

（留意事項）

注一 沈下矯正工事に伴い次の補修工事が必要となる場合は、「第３６条補修工事」の各項目に基づき補修工事費として算定すること。

- ・土間コンクリート又は木造ころばし床組等の解体・新設費
- ・基礎面と一体仕上げとなっている内外壁の補修費
- ・給排水設備（機器又は配管）等の補修費

注二 沈下矯正工事単価には、次の仮設工事費が含まれている。

- ・基礎の解体・新設等に伴う遣り方、墨出し

規模補正率（α）は、次表の建築面積の区分に対応した率とする。

（表―１）

建築面積	50 ㎡未満	50 ㎡以上 70 ㎡未満	70 ㎡以上 100 ㎡未満	100 ㎡以上 130 ㎡未満	130 ㎡以上 180 ㎡未満	180 ㎡以上 250 ㎡未満	250 ㎡以上
補正率	1.15	1.04	1.00	0.93	0.87	0.76	0.61

注）前欄において算出される数値の最高値に達しないときは、その最高値を限度として補正することができる。

２階建補正率（β）は、次表の建築面積の区分に対応した率とする。

（表―２）

建築面積	50 ㎡未満	50 ㎡以上 70 ㎡未満	70 ㎡以上 100 ㎡未満	100 ㎡以上 130 ㎡未満	130 ㎡以上 180 ㎡未満	180 ㎡以上 250 ㎡未満	250 ㎡以上
補正率	1.00	1.09	1.14	1.23	1.33	1.53	1.87

工法係数（B）は、次表の工法の区分に対応した率とする。

(表—3)

工法	判断基準	係数
A工法	根がらみを設置し、建物全体を借受けして沈下修正する場合 (基礎部分に損傷が見られ、基礎の全部又は一部について新設する必要があると認められる場合、沈下量が概ね5cm以上あり、建物全体の平衡を確保する必要がある場合など)	1.00
B工法	根がらみを設置することなく、沈下した部位のみを矯正する場合 (沈下量が概ね5cm未満であり、基礎自体には損傷がない場合又は基礎コンクリートの打ち増し等部分補修による場合など)	0.68

作業環境補正率(γ)は、次表の作業環境の区分に対応した率とする。

(表—4)

作業環境	判断基準	係数
I	建物の全周囲に作業スペース(概ね1.0m以上)を確保することが可能であり、かつ、1階に畳の部屋を有するなど、1階床の撤去・復旧が容易な建物の場合	1.00
II	I及びIII以外の場合(建物の一辺の一部で作業スペース(概ね1.0m以上)が確保できない場合など)	1.15
III	建物の一辺全てに全周囲に作業スペース(概ね1.0m以上)が確保できない場合で、工事が建物内の建物下となる場合	1.30

注) B工法を採用する場合は、原則として、当該補正は考慮しないものとする。ただし、建物の周囲に作業スペースが確保できない等により、ほとんどの作業が建物内からの作業となることが予想されるような場合にあっては、作業環境II(補正率 1.15)を限度として補正することができるものとする。

施工面積補正率(C)は、次表の損傷区分に対応した率とする。

(表—5)

損傷区分	判断基準	補正率
I	建物の四隅に沈下が認められる建物	1.00
II	建物の三つの隅で沈下が認められる建物	0.75
III	建物の二つの隅で沈下が認められる建物	0.50
IV	建物の一つの隅で沈下が認められる建物	0.25

注)① この表によることが適当でないと認められる場合は、別途沈下修正を要する面積を算出し、建築面積で除することにより、施工面積補正率を算出するものとする。

② A工法を採用する場合は、当該補正率の考慮を要しない。

二 柱の傾斜矯正工事

工事費＝施工本数×単価

三 敷居の隙間矯正工事

工事費＝施工箇所×単価

四 土台の取替え工事

$$\text{工事費} = U \times m + V$$

U 根がらみ 1 m²当たりの土台補強工事単価・・・標準書の単価による。

m 根がらみ施工面積 (m²)・・・補強を必要とする建物の根がらみ施工面積とする。

V 土台の取替え工事費 (円)・・・標準書の単価による。

五 柱の根継ぎ補強工事

$$\text{工事費} = U \times m + V$$

U 根がらみ 1 m²当たりの土台補強工事単価・・・標準書の単価による。

m 根がらみ施工面積 (m²)・・・補強を必要とする建物の根がらみ施工面積とする。

V 柱の根継ぎ補強工事費 (円)・・・標準書の単価による。

2 前項以外の建物等の矯正工事費については、別途、個別見積等により算出するものとする。

(共通仮設費)

第38条 建物の損傷箇所を補修する方法による場合の共通仮設費は、原則として、計上しないものとする。

2 建物の構造部を矯正する方法による場合の共通仮設費は、原則として、次の式により算出するものとする。

$$\text{共通仮設費} = \text{直接工事費} \times \text{共通仮設費率} (3\%)$$

3 工作物の損傷箇所を補修する方法及び構造部を矯正する方法による場合の共通仮設費は、計上しないものとする。

(諸経費)

第39条 建物等の損傷箇所を補修する方法による場合及び建物等の構造部を矯正する方法による場合の諸経費は、原則として、純工事費に別表2諸経費率を乗じて算出するものとする。

(廃材処理費)

第40条 補修又は矯正工事に伴い発生する廃材等の運搬及び処分に要する費用は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定するものとする。

- 一 廃材運搬費 廃材等の現在地から処分場までの輸送に要する費用を算定する。
- 二 廃材処分費 廃材等の区分に応じた処分場の受入価格等に基づき算定する。
- 三 廃材等の数量 補修工事量を基本とし、個別の工事に応じて求める。

(発生材価額)

第41条 発生材価額は、補修又は矯正工事に伴い発生する市場価値のある発生材について、種別、等級等に区分し、必要に応じて計上するものとする。

(その他経費)

第42条 その他経費は、高知県の公共事業の施工に伴う損失補償基準第37条に準じて、建物等の現状回復に伴う仮住居選定に要する費用、就業できないことにより生ずる損失の補償額等、必要となる経費を計上するものとする。

(費用負担額の算定)

第43条 建物等の損傷箇所を補修する方法及び建物等の構造部を矯正する方法の費用負担額は、様式第15により算出するものとする。

別表 1 修復基準

損傷の発生箇所	修復の方法と範囲	
	損傷が新たに発生したもの	従前の損傷が拡大したもの
外壁	発生箇所に係る壁面を従前と同程度の仕上げ材で塗り替え、又は取り替える。ただし、ちり切れにあっては、発生箇所を充てんする。	発生箇所を充てんし、又は従前と同程度の仕上げ材で補修する。ただし、損傷の拡大が著しい場合は、発生箇所に係る壁面を従前と同程度の仕上げ材で塗り替え、又は取り替えることができるものとする。
内壁 天井	発生箇所に係る壁面を従前と同程度の仕上げ材で塗り替え、又は張り替える。ただし、発生箇所が納戸、押入れ等の場合又はちり切れの場合にあっては、発生箇所を充てんする。 経過年数が10年未満の建物及び維持管理の状況がこれと同程度と認められる建物で発生箇所が納戸、押入れ等以外の居室等の場合は、当該居室等のすべての壁面を従前と同程度の仕上げ材で塗り替え、又は張り替えることができるものとする。	発生箇所を充てんし、又は従前と同程度の材料で補修する。ただし、損傷の拡大が著しい場合は、発生箇所に係る壁面を従前と同程度の仕上げ材で塗り替え、又は取り替えることができるものとする。
建具	建付けを調整する。ただし、建付けを調整することが困難な場合にあっては、建具を新設することができるものとする。	建付けを調整する。ただし、建付けを調整することが困難な場合にあっては、建具を新設することができるものとする。
タイル類	目地切れの場合にあっては、発生箇所の目地詰めをし、亀裂又は破損の場合にあっては、発生箇所を従前と同程度の仕上げ材で張り替える。ただし、浴室、台所等の水を使用する箇所で漏水のおそれのある場合は、必要な範囲で張り替えることができるものとする。 玄関回り等で亀裂又は破損を生じた場合は、張り面のすべてを従前と同程度の仕上げ材で張り替えることができるものとする。	発生箇所を充てんする。ただし、発生箇所が浴室、台所等の水を使用する箇所で損傷の拡大により漏水のおそれのある場合は、必要な範囲で張り替えることができるものとする。
コンクリート叩	コンクリート又はモルタルで充てんし、又は不陸整生する。ただし、損傷が著しい場合は、必要な範囲で解体し、新たに打設することができるものとする。	コンクリート又はモルタルで充てんし、又は不陸整生する。ただし、損傷の拡大が著しい場合は、必要最小限の範囲で解体し、新たに打設することができるものとする。
屋根	瓦ずれが生じている場合は、ふき直し、瓦の破損等が生じている場合は従前と同程度の瓦を補足し、ふき直す。	瓦ずれが生じている場合は、ふき直し、瓦の破損等が生じている場合、従前と同程度の瓦を補足し、ふき直す。
衛生器具	従前と同程度の器具を新設する。	器具の種類及び損傷の状況を考慮して必要な範囲を補修する。ただし、補修では回復が困難と認められる場合は、従前と同程度の器具を新設することができるものとする。
その他	発生箇所、損傷の状況等を考慮して従前の状態又は機能に回復することを原則として補修する。	発生箇所、損傷の状況等を考慮して従前の状態又は機能に回復することを原則として補修する。

別表 2 諸経費率

純工事費 (百万円)	諸経費率 (%)	純工事費 (百万円)	諸経費率 (%)
10 以下	34.5	55 を超え 60 以下	22.4
10 を超え 12 以下	33.0	60 を超え 70 以下	21.5
12 を超え 14 以下	31.8	70 を超え 80 以下	20.9
14 を超え 16 以下	30.8	80 を超え 90 以下	20.3
16 を超え 18 以下	29.9	90 を超え 100 以下	19.8
18 を超え 20 以下	29.2	100 を超え 120 以下	18.9
20 を超え 22 以下	28.5	120 を超え 140 以下	18.2
22 を超え 24 以下	27.9	140 を超え 160 以下	17.6
24 を超え 26 以下	27.4	160 を超え 180 以下	17.1
26 を超え 28 以下	26.9	180 を超え 200 以下	16.7
28 を超え 30 以下	26.4	200 を超え 250 以下	15.8
30 を超え 35 以下	25.5	250 を超え 300 以下	15.1
35 を超え 40 以下	24.7	300 を超え 350 以下	14.6
40 を超え 45 以下	24.0	350 を超え 400 以下	14.1
45 を超え 50 以下	23.4	400 を超え 500 以下	13.4
50 を超え 55 以下	22.8	500 を超えるもの	12.8

(注) 1. 本表の諸経費率によって算出された額が、それぞれの欄の前欄において算出される額の最高額に達しないときは、その最高額まで増額することができる。

(様式第 1 号)

調 査 区 域 位 置 図

調査範囲 の 所 在		事前 調 査	調 査 年 月 日	年 月 日 ～ 月 日	事後 調 査	調 査 年 月 日	年 月 日 ～ 月 日
工 事 名 工 区			調 査 者 名 印	印		調 査 者 名 印	印

(備考) ① 方位及び縮尺を記載する。
② 調整区域を表示するほか、工事施行箇所も併せて表示する。

(様式第 2 号)

調 査 区 域 平 面 図

調査番号										事前調査	調査年月日	年 月 日 ～ 月 日	事後調査	調査年月日	年 月 日 ～ 月 日
建物番号											調査者名 印	印		調査者名 印	印
建物等所有者氏名															

- (備考) ① 方位及び縮尺を記載する。
- ② 建物調査一覧表で付した調査番号及び建物番号を記載し、建物の構造別に木造を赤色、非木造を緑色で外枠（外壁）を着色する。

(様式第3号)

建 物 等 調 査 一 覧 表

(全 葉 中 葉)

工事名				工期			事前調査	調査年月日	年 月 日 ～ 月 日		監督職員名		事後調査	調査年月日	年 月 日 ～ 月 日		監督職員名	
工 区				工 事 請負者				受託者 社名印	印					調査者 名 印	印			
調査 番号	建物 番号	建物等 所在地	建物等 の概要	用途	経過 年月	延面 積 (㎡)	事 前 調 査			申出年月日	申し出 に対する調査 結 果	応急 措置の 有 無	事 後 調 査			費用負担の 要否と その額		備 考
		建物等所 有者氏名					損傷の 有 無	損傷の 概 要	写真 枚数	調査年月日			損傷の 有無	損傷の 概要	写真 枚数			

(様式第4号)

建 物 等 調 査 一 覧 表

(全 葉 中 葉)

調 査 番 号	建 物 番 号	建 物 等 所 在 地	建 物 等 の 概 要	用 途	経 過 年 月	延 面 積 (㎡)	事 前 調 査			申出年月日	申し出 に対する調査 結 果	応急 措置の 有 無	事 後 調 査			費用負担の 要否と その額		備 考
		建 物 等 所 有 者 氏 名					損傷の 有 無	損傷の 概 要	写真 枚数	調査年月日			損傷の 有無	損傷の 概要	写真 枚数			

(様式第5号)

建 物 等 調 査 表

調査番号及び建物番号		
建物等所在地		
所有建物等	住 所	
	氏 名	
	連絡先	
所有土地	住 所	
	氏 名	
	連絡先	
権借者地	住 所	
	氏 名	
	連絡先	
占有者	住 所	
	氏 名	
	連絡先	
事前調査年月日		年 月 日～ 月 日
事後調査年月日		年 月 日～ 月 日
建 築 構 造 概 要		
敷地造成時期		
建築年月日		
建築後経過年月		年 ヶ月

建物等の種別	居 宅	倉 庫	車 庫	工作物
延面積(㎡)等				
建物等の種別	居 宅		倉庫等	備 考
構造及び材質				
軒 高				
基 礎				
柱				
床				
天 井				
内 壁				
外 壁				
屋 根				
開 口 部				
水 廻 り				
工 作 物				
調査所見				

(様式第 6 号)

損傷調査書

(全 葉中 葉)

[illegible]

(様式第 7 号)

建 物 等 調 査 図 (配置図、立面図、展開図、詳細図等)

調査番号及 び建物番号		建物等所 有者氏名		占有者 氏 名		事前 調査	調 査 年月日	年 月 日 ～ 月 日	事後 調査	調 査 年月日	年 月 日 ～ 月 日
							調査者 名 印	印		調査者 名 印	印

(備考) ① 方位及び縮尺を記載する。

② 平面図には、写真撮影を行った位置を表示するほか、建物延面積及び各階別面積を算定し記入する。

③ 立面図には、写真撮影を行った位置を表示するほか、外壁及び基礎の損傷位置を記入する。

事後調査所見

調査番号及び 建物番号		建物等所有者 氏 名		占有者氏名	
建物の概要					
事後の状況					
地 盤					
基 礎					
軸 部					
開口部 (建 具)					
床					
天 井					
内 壁					
外 壁					
屋 根					

水 廻 り	
犬 走 り	
塀	
その他の 工作物	
その他の 損 傷	
【建物等の所有者等の指摘】	
【損 傷 原 因】	

【修復方法及び積算方法の概要】	
基 礎	
軸 部	
開 口 部 (建 具)	
床	
天 井	
内 壁	
外 壁	
屋 根	
水 廻 り	
犬 走 り	
塀	
その他の 工作物	
その他の 損 傷	

事前調査写真
(全 葉中 葉)

写 真 番 号	
箇所名 及 び 損傷名	

(写 真 貼 付)

事前調査写真
(全 葉中 葉)

写 真 番 号	
箇所名 及 び 損傷名	

(写 真 貼 付)

(様式第 1 1 号)

写 真
番 号

箇所名
及 び
損傷名

(写 真 貼 付)

写 真
番 号

箇所名
及 び
損傷名

(写 真 貼 付)

写 真
番 号

箇所名
及 び
損傷名

(写 真 貼 付)

写 真
番 号

箇所名
及 び
損傷名

(写 真 貼 付)

(様式第 1 2 号)

修 復 箇 所 数 量 集 計 表

(調査番号及び建物番号

)

(全 葉中 葉)

工 種	箇 所	仕上材	修復方法	計 算 式 及 び 写 真 番 号	計	備 考

(様式第 1 3 号)

修 復 箇 所 数 量 計 算 書

(調査番号及び建物番号)

(全 葉中 葉)

写 真 番 号	階 数	場 所	箇 所	方 位	仕上材	状 況	計 算 式	計	修 復 方 法	備 考

(様式第 1 4 号)

説 明 記 録 簿

説 明 場 所				
説明年月日		年 月 日	時 間	自 至
出席者	説明者			
	相手方			
説明内容及び質疑				
特記事項				

様式第15

建物等の費用負担額算定書

所在地					整理番号		
建物所有者			電 話			算定年月日	
法人代表者						採用単価	
所有者住所					用 途		
建物面積	1階床面積	2階床面積	延床面積		構造概要		
直接工事費 計 [A]	共通仮設費 ※建物の構造部を矯正する方法の場合のみ [A] × 3% = [B]		純工事費 [A] + [B] = [C]		諸経費 [C] × 率 = [D] [F] × 率 = [G]		
直接廃材運搬費 [F]			%		工事費 [C] + [D] = [E]		
					廃材運搬費 [F] + [G] = [H]		
廃材処分費 [I]	発生材価格 [J]	その他経費[K] (消費税対象額)		消費税等相当額 ([E] + [H] + [I] + [K]) × 率 = [L]	費用負担額 [E] + [H] + [I] - [J] + [K] + [L]		
工 種		算 定 内 訳				直接工事費	
1. 仮設工事費					計		
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額	
2. 補修工事費					計		
(1) 土工事費					小計		
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額	
(2) 地業工事費					小計		
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額	
(3) 基礎工事費					小計		
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額	
(4) コンクリート工事費					小計		
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額	

(5)型枠工事費					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
(6)鉄筋工事費					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
(7)鉄骨工事費					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
(8)組積工事費					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
(9)防水工事費					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
(10)屋根工事費					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
(11)石工事費					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
(12)タイル工事費					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
(13)左官工事費					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
(14)木工事費					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額

(15)金属工事費					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
(16)建具工事費					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
(17)ガラス工事費					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
(18)塗装工事費					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
(19)内外装工事費					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
(20)設備工事費					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
(21)その他工事費(工作物等)					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
(22)解体工事費(上記補修工事費に必要なとなる解体)					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
3. 矯正工事費					計	
(1)沈下矯正工事費					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形 状 寸 法				金額
計算式	$P \times (A \times \alpha \times \beta) \times (B \times \gamma) \times C + D$ [沈下修正工事単価] [建築面積] [規模補正率] [2階建補正率] [工法係数] [作業環境補正率] [施工面積補正率] [基礎費]					
	$\times (\quad \times \quad \times \quad) \times (\quad \times \quad) \times \quad +$					

(2) 柱の傾斜矯正工事費					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
(3) 敷居の隙間矯正工事費					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
(4) 土台の取替え工事費					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法				金額
計算式	$U \times m + V$ [根がらみ1㎡当たりの土台補強工事単価] [根がらみ施工面積] [土台の取替え工事費]					
	$\times +$					
(5) 柱の根継ぎ補強工事費					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法				金額
計算式	$U \times m + V$ [根がらみ1㎡当たりの土台補強工事単価] [根がらみ施工面積] [柱の根継ぎ補強工事費]					
	$\times +$					
(6) 矯正工事に伴い必要となる土間コンクリート又は木造ころばし床組等の解体・新設等の補修工事費					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額

地盤変動により生じた建物等の 損傷に係る調査（工損調査等） の具体的方法について

1 事前調査

1-1 一般事項の調査

- ① 建物の敷地ごとに建物、工作物等の敷地内での位置関係を実測し、縮尺100分の1又は200分の1で建物等配置図を作成する。
- ② 建物ごとに実測し、縮尺100分の1で建物平面図及び建物立面図を作成する。
- ③ 登記簿等により、建物等の所在及び地番並びに建物等の所有者の氏名及び住所を調査する。
- ④ 建物の用途及び構造並びに建築年月日（建物登記簿等の調査及び聞取調査によること。）を調査する。

1-2 基準点（BM）の設置

調査区域内で沈下等のおそれのない堅固な物件を定め、調査職員立会いのうえ、金属鉋又はペンキで基準点（BM）を設置し、計測する。設置位置は写真撮影し、調査区域平面図に計測値とともに記入する。

1-3 建物、工作物等の水平高（レベル）の測定

建物ごとに、原則としてその外部の四隅を計測位置として水平高（レベル）を測定し、写真撮影するとともに、建物等配置図に測定位置及び測定値を記入する。また、工作物等（塀、擁壁等）については、原則として両端及び屈折箇所を測定位置として建物同様に測定し、写真撮影するとともに、建物等配置図に測定位置及び測定値を記入する。

なお、非木造建物については、原則として各柱脚部を測定位置とすること。

1-4 写真の撮影方法

撮影対象箇所を指示棒等により指示し、標準仕様書に定める事項を明示した黑板等と同時に撮影を行う。なお、指示棒等及び黑板等については、電子画像として計測箇所と同時に記録することができるものとする。

次に、損傷箇所に巻尺、ノギス等をあて接写する（チリ切れ、ヘアークラックは除く。）。

また、損傷箇所以外でも損傷が生じるおそれがあると認められる箇所については、撮影を行うこと。

1-5 調査書等の作成

調査区域位置図、調査区域平面図、建物等調査一覧表の他に調査物件別に次のものを作成する。

① 建物等調査表

土地・建物の所有者、占有者等、建築構造概要、内外仕上げ及び調査所見を調査し、記載する。

② 損傷調査書

写真番号ごとに部屋、仕上材及び損傷の状況を調査、記載し、所有者等及び立

会人の署名捺印を受ける。

なお、署名捺印を拒否された場合には、調査職員の指示を受けること。

③ 建物等調査図

(1) 建物等配置図

縮尺100分の1又は200分の1で、建物、工作物等の位置、敷地境界線、方位及び縮尺、建物、工作物等の面積計算表並びに水平高（レベル）の測定位置及び測定値を記入する。

(2) 建物等平面図

縮尺100分の1で、建物の間取り、建物延面積及び各階別面積計算表、外部床及び工作物等のクラック等の損傷位置並びに写真撮影方向を記入する。

(3) 建物立面図

縮尺100分の1で、原則として四面を作成し、外壁及び基礎の亀裂等の損傷位置並びに写真撮影方向を記入する。

(4) 工作物等立面図

必要に応じ、縮尺100分の1から10分の1で、塀、擁壁等の立面図を作成し、亀裂等の損傷位置及び写真撮影方向を記入する。

(5) その他調査図（内部展開図、基礎伏図、屋根伏図、天井伏図、矩計図、詳細図等）

必要に応じ、縮尺100分の1から10分の1で、損傷が発生している箇所について、その損傷位置及び写真撮影方向を記入する。

④ 写真台帳

写真は、写真番号、撮影対象箇所及び損傷名を記載のうえ整理し、ファイルする。

2 事後調査

2-1 建物、工作物等の水平高（レベル）の測定

事前調査に準じて、水平高（レベル）を測定し、写真撮影するとともに、建物等配置図に測定値を記入する。

2-2 写真の撮影方法

事前調査に準じて、写真撮影を行う。

2-3 聞取調査

土地・建物の所有者及び占有者等に損傷の状況等を聞き、所有者等の指摘欄にその要旨を的確に記載する。

2-4 調査書等の作成

調査区域位置図、調査区域平面図、建物等調査一覧表の他に調査物件別に次のものを作成する。

① 事後調査所見

事後の状況、建物等の所有者等の指摘及び損傷原因を調査し、記載する。

② 損傷調査書

事前調査に準じ、事前調査結果と対照して損傷の状況を調査、記載し、所有者等及び立会人の署名捺印を受ける。

なお、署名捺印を拒否された場合には、調査職員の指示を受けること。

③ 建物等調査図

事前調査に準じ、事前調査結果と対照して、必要な図面を作成する。

④ 写真台帳

事前調査写真と対照して、写真番号順に整理し、ファイルする。

3 積 算

3-1 修復費用の積算

調査職員と協議の結果、費用負担額の積算を指示された場合には、次のものを作成し、積算を行う。

なお、費用負担額の積算に当たっては、原則として「用地調査等共通仕様書」第5章建物等の調査及び別記5非木造建物〔I〕調査積算要領によるほか、社団法人日本補償コンサルタント協会作成の「建物等損傷費用負担標準歩掛明細表（工事損傷）」を使用する。

- ① 修復方法及び積算方法の概要並びに場所ごとの損傷の修復概要を事後調査所見に記載する。
- ② 修復箇所数量計算書
- ③ 修復箇所数量集計表
- ④ 建物等調査図に凡例を作り、修復箇所に修復方法ごとに色ぬりをする。

3-2 その他の被害等に対する費用負担額の積算

調査職員が必要と認め、指示された場合には、費用負担額の積算に必要な調査を行い、その他の被害等に対する費用負担額の積算を行う。

4 写 真

デジタルカメラによる撮影

撮影した写真ファイルとデジタル写真専用台紙へのプリントにより成果品を提出するときは、次の仕様に基づくこととする。

なお、用地調査等業務積算資料に基づく歩掛は、撮影機材やプリントによる差は設けないものとする。

- ① 撮影にあたっては、200万画素以上の性能を有するカメラを使用し、提出する写真ファイルの画素数は、200万画素以上とする。
- ② 写真ファイルの記録形式は、JPEG形式とする。
- ③ 成果品は、カメラ店のプリントサービス等、ネガフィルムによるプリントと同等の解像度と保存性を確保するものとする。また、これにネガフィルムに代わって写真ファイルを電子媒体に格納したものを添付し、権利者ごとに1部作成するものとする。
- ④ 納品された成果品の原本性を確保するため、納品用の媒体には格納データの書き換えが不可能なCD-R又はDVD-Rを使用することを原則とする。なお、電子媒体の

作成フォーマットは、CD-R の場合は IS09660 フォーマット（レベル1）もしくは Joliet、DVD-R の場合は UDF（UDF Bridge）を原則とし、基本的には1枚の電子媒体に格納することとする。

- ⑤ 成果品に使用する電子媒体は、国内大手メーカー等の品質の良い市販品を使用するものとする。
- ⑥ 作成した写真ファイルのファイル名称は、ファイル名（英数字8文字）＋拡張子（3文字）の8．3形式とする。（数字は半角、英字は半角のみで使用可能。例：P0000001.JPG）
- ⑦ 受注者は、電子媒体による成果物が完成した時点で、ウィルスチェックを行うものとする。